

紀要

31

2022

6



Ishikawa Prefectural Museum of History

| | | |
|---------|--|-----|
| 〔論 文〕 | 奥能登地域仏像調査報告 — 明泉寺・岩倉寺・粉川寺・重蔵神社 — …………… 杉 崎 貴 英 | 1 |
| | 十六世紀の明泉寺を探る — 成身院宗欽の活動から — …………… 岡 崎 道 子 | 43 |
| | 幕末期の「北ルート」廻船経営と津軽・出羽 — 附・石川県立歴史博物館蔵「加藤家文書目録」 — …………… 濱 岡 伸 也 | 57 |
| | 第二代石川県令桐山純孝 — その事績の検討 — …………… 石 田 健 | 103 |
| | 大神宮の香林坊 — 厳粛と猥雑をめぐる金沢盛り場史 — …………… 大 門 哲 | 133 |
| 〔研究ノート〕 | 金沢歌舞伎最後の女役者 …………… 大 井 理 恵 | 243 |
| | 華邨と北陸 — 「鈴木華邨旧蔵資料」の紹介を兼ねて …………… 中 村 真菜美 | 259 |

奥能登地域仏像調査報告

— 明泉寺・岩倉寺・粉川寺・重蔵神社 —

杉 崎 貴 英

前言

筆者は二〇二〇年度より、石川県立歴史博物館による奥能登地域の仏像調査に同行する機会を得てきた。現時点までで三度を数えるが²、本稿では第一回・第二回で主たる対象となった作例を扱う。

報告に先立ち、奥能登地域の古彫刻遺品に対する、近現代を通じての再認識の歩みを抄記しておきたい。

明治期には、古社寺保存法の制定から数年後、重蔵神社（輪島市）の木造菩薩面が国宝に指定されている³。大正期における法華寺（能登町（旧柳田村））の木造不動明王坐像、須々神社（珠洲市）の木造神像群の指定がこれに続く⁴。昭和戦前期には、玉井敬泉氏（一八八九〜一九六〇）により『石川県神社仏閣古美術概観』⁵において明泉

寺（穴水町）ほかの古仏が詳説をみた。また、薬師寺（能登町〔旧内浦町〕）本尊の銅造伝薬師如来及両脇侍像が重要美術品に認定された⁶。この異風ある七世紀の小金銅仏は戦後に注目を高め、重要文化財の指定を受けている⁷。

昭和二十五年、金沢市における「全日本宗教平和博覧会」では、県下所在の宗教美術も展示された。奥能登からは須々神社の神像や、維新後に移入された松岡寺（能登町）聖徳太子立像の出陳が知られる⁸。

昭和三十年代では、川勝政太郎氏（一九〇五〜七八）が自らの主宰する『史迹と美術』誌に発表した連載「能登文化財紀行」が注目される⁹。同三十五年八月および三十七年八月、能登文化財保護連絡協議会の招致による¹⁰巡検の記録で、短期間ながら多くの遺品について所見を残している。このとき周旋・案内にあたった一人である櫻井甚一

氏（一九二二～八九）は、「造形文化資料」という呼称のもと、県下の宗教関係の有形文化財をひろく対象として調査・報告を続けた業績で名高い。

櫻井氏は昭和四十年代の『輪島市史』¹⁵編纂など数々の自治体史に関わり、仏像に限っても多くの遺品を報告している。奥能登に限らず、石川県域の宗教美術遺品には櫻井氏の実査・紹介にかかるものが多い¹²。なお昭和五十年代には、東海テレビ制作の紀行番組が明泉寺をとりあげ、奥能登の古仏が全国の人々の眼に映じる機会をなした¹³。また、各地の「地方仏」の魅力を新聞連載等で広く一般に伝えた丸山尚一氏（一九二四～二〇〇二）も、当地を訪れ著述を残している¹⁴。

平成に入って刊行が始まった『仏像を旅する』シリーズの初巻「北陸線」では、北春千代氏が能登の仏像の通論を叙した¹⁵。数年後に刊行をみた『仏像集成』中部地方の巻¹⁶とあわせ、全国的な出版物で多くの図版により紹介されたことで、他県在住者にも概観が容易になった意義は大きい。展示では、石川県立歴史博物館の特別展「能登最大の中世荘園 若山荘を歩く」が多くの仏像・神像をとりあげている¹⁷。

右に関わった本谷文雄氏はその後、特別展「能登 仏像紀行」（二〇〇三年）¹⁸を企画担当しており、これは当地の古仏への注目をひろく惹起する好企画となった。前後して本谷氏は論考二編も発表している¹⁹。また同展に出陳された法住寺（珠洲市）の木造不動明王坐像は、特殊な仕様²⁰と高野山からの来歴が注目され²¹、二〇一六年に至り国の重要文化財となった。

平成期の最末、同館では特別展「いしかわの神々」を開催、多くの神像・仏像を展覧し話題となった²²。同展を通じての成果や新発見は、近時に刊行をみた『神像彫刻重要資料集成』にも汲み上げられている²³。

以上のほか、能登文化財保護連絡協議会の機関誌『能登の文化財』には仏像ないし寺社文化財関係の記事が少なくない²⁴。宮野純光氏による当地の真言寺院調査では、仏像も資料確認の対象となった²⁵。文化財修理にともなう新発見では、法住寺（珠洲市）木造金剛力士立像からの享徳二年（一四五三）造立時の納入文書の発見が特筆される²⁶。

平成期の事情として、二〇〇七年三月二十五日に発生した能登半島地震により被害を受けた古仏があることを補足しておく。本稿で扱う遺品では、文化財レスキュー活動により保護がはかられた重蔵神社（浜薬師庵旧在）の木造阿弥陀如来立像、二〇一一年度に至って保存修理が施された明泉寺の木造千手観音立像がそれにあたる。右の活動の過程では、宝泉寺（輪島市〔旧門前町〕）金比羅堂から新たに一木造の毘沙門天立像が確認されたことが報じられた²⁷。なお旧門前町域ではさらに、令和に入って百成の八幡神社から一木造の観音菩薩立像が見出されてもいる²⁸。

以下、「一」明泉寺（穴水町、真言宗）、「二」岩倉寺（輪島市、真言宗）、「三」粉川寺（同、曹洞宗）、「四」重蔵神社（同）の順で報告を記す。各社寺・各像とも、配列は概ね調査順である。各像の記述中では、相互参照が煩瑣となるのを避けるため、文末脚注の使用は原則

として控える。

一 明泉寺

明泉寺（穴水町字明千寺、真言宗）は能登国三十三観音巡礼²⁹の第一番札所で、史料上の初見をなす『実隆公記』大永八年（二五二八）六月八日条にみえるごとく、元來は「明千寺」と号した（「明泉寺」の表記は元禄十四年「一七〇二」が初見という³⁰）。

堀表水（二七一八〜八三）の『三州奇談』「玄門の巨仏」の章に「能登の国深谷の明泉寺に古仏の欠損したる物数多あり。何れも尊き作佛なれば」、太田頼資（？〜一八〇七）の『能登名跡志』に「本尊千手観音は春日の作也。靈驗あらた也。其外行基菩薩・弘法大師の作仏多し」、森田柿園（一八二三〜一九〇八）の『能登志徴』に「堂内に千余年をも経たりしと見ゆる、大小の木仏を多く積置ける」「同堂の内に昔伽藍の仏像どものよしにて、大小古作の木仏多くあり」とみえ、千手観音の霊場として、破損した古仏が多く存する寺院として早くから知られてきた様子がうかがえる³¹。釈迦堂安置の釈迦如来坐像をはじめ、平安時代にさかのぼる巨大な木彫仏の残欠が二、三にとどまらないこと³²は特筆される（うち一点、如来像頭部一個は穴水町歴史民俗資料館に寄託・展示）。

今回の調査では、当地の彫刻史上、また地域信仰史上にも意義深い観音堂本尊（1）と、いわゆる「鈍彫」の作例として従来わずかな言

及が存するものの、写真図版をとまなう情報はほとんど共有化されてこなかった³³。二軀（2）（3）、類品が少なく注目される木彫の鬼板（4）がまず対象となった。さらに調査当日に注意を惹き、平安仏として新たに確認できた一軀（5）を対象に加えた。巨像に関しては、観音堂安置の阿弥陀如来坐像に関し簡略な調査をおこなうにとどまっている。

（1）千手観音立像（観音堂本尊）

【図1】

木造・彩色・彫眼。観音堂内陣中央の厨子内に秘仏として安置される。後代に体部背面に手を加え「真数千手」の像容となしているが、今回の調査では現状の全図（本稿では掲載を省略）を撮影した上で、左右の小脇手をあらわす板状の部品二個（後補）を取り外し、各方向からの撮影をおこなった。以下、法量く保存状態の項は「町指定文化財修理解説書」（美術院、二〇二一年度）を参照している。

「形状」

髻を結う。現状、髻頂に仏面、天冠台上（髻の周囲）の地髪正面に化仏、その左右に四面ずつ計八面（いずれも菩薩面）をいたたく。天冠台は素文。髪は正面髪際のみを疎ら彫りとし、他は平彫り。髻髪一束が耳をわたる。耳朶は環状、不貫。三道をあらわす。両胸・腹の括れ各一条。条帛・天衣を着ける。裙（折り返し付き）を着け正面中央で右前に打ち合わせる。脚部正面をわたる天衣の上段中央から両膝下外側に向け、紐状の部位を左右各一条あらわす。合掌手・宝鉢手をは

じめ通例の四十二臂千手観音の相をなし、両足を揃えて立つ。

〔法量 (cm)〕 *前記「修理解説書」より主要部分のみ転記する

総高 (光背・台座含む) 二四一・一

像高 (頂上仏面含む) 一五一・五 (頂上仏面含まず) 一四四・八

髮際高 一二六・二 頂―顎 三三・五 面長 一五・一

面幅 一五・三 耳張 二一・〇 胸奥 二二・六

腹奥 二二・一 肘張 四二・三 裾張 五五・六

足先開 (外) 二五・五 (内) 一一・〇

台座 高 四四・一 幅 九八・一 奥 八六・四

〔品質構造〕

本体に関して主な範囲のみ記す。頭体の幹部 (合掌手を含む) は木芯をほぼ中央にこめたヒノキの堅一材からつくり、背面の腰以下に内削りを施し、背板をあてる。脇手・両足先ほかは別材製。

〔保存状態〕

本体に関し主な範囲のみ記す。頭上面、宝鉢手、脇手、天衣垂下部、背板、両足先は後補。両耳上方に、装身具 (冠繒、亡失) をとりつけるために穿たれたとみられる孔がある (後代の所為か)。近時の美術院修理時、背板の形状を修整したといい、像底では幹部材の孔二箇所が補填されている。

〔備考〕

一、砲弾形の髻、額が狭く正面から側面への移行が急な曲面をなす顔、左右相称にまとめた裾の折り返しがなす形とそこに刻まれた衣

文は、十〜十一世紀の作例に類例が散見する。

二、両肩から垂下する天衣に、緩い曲線を描く折れ畳みを左右相称にあらわすのも十〜十一世紀に散見する。

三、両耳はやや不整で荒彫的な様態を示すが (細かなノミ痕をとどめる箇所は後頭部などにも存する)、外郭 (耳輪) が太く耳朶を環状・不貫とする耳は十〜十一世紀に散見する。

四、裾の膝下あたりに比較的間隔が狭く彫りが深い翻波式衣文があらわされる (翻波式衣文は裾裾外側にもみられる)。裾正面の折り返しの外縁に細かな折れ畳みをあらわす点とともに、本像の作者が古様の表現を承けていたことをうかがわせる。

五、脚部正面を二段にわたる天衣の上段表側から垂下し下段の裏を通り、両足外側で裾裾に突き当たる紐状の部位は、作者が腰紐の末端と璣珞とを混同し、かつ理解が十分でなかった事情を考えさせる。

六、条帛が右腰脇で裾の上に少し懸かる箇所形状に対応するように、左腰脇にもそれと相似する形の段差があらわされている。この段差は唐突かつ不合理であり、着衣に関する誤解を認めうる。

七、像底中央での幹部材の奥行は二〇・四 cm をはかる。木芯は背板の矧目から前方へ九・五 cm、右裾裾から二七・〇 cm の箇所に位置する。

八、幹部材の像底中央には、木芯の (像から見ても) やや右寄りに、縦に引かれた墨線が認められる (像底の写真参照。制作時に「当たり」の線として引かれたものか)。なお像底では近時の修理の際に

年輪が顔料で描かれた箇所があり、観察と理解に際して注意を要する。

九、頭上面のうち、右奥（向かって左奥）の面は他に比して古いか。
 十、作期が相近い千手観音の古例として、北陸地域では横根寺像（越前市）が存したが、同像は山城国西観音寺からの移入像で、かつ一九九〇年に焼亡している。本像の存在はいっそう貴重といえる。

（2）伝阿弥陀如来立像（本堂本尊）

【図2】

木造・素地・彫眼。本堂内陣中央須弥壇上の厨子内に秘仏として安置される。自立しないため、今回の写真撮影に際しては、下端の柄状をなす部位をウレタンフォームに挿し込んで立てる方法を採用した。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。髪はすべて平彫り。両耳とも概形のみを彫出する。両胸の括れ各一条。衲衣は左肩を覆い、右肩に少し懸ける。裙を着ける（打ち合わせは不分明）。両足を揃えて立つ。

〔法量（cm）〕

総高 八六・二 像高 八二・二 髮際高 七五・五
 頂―顎 一六・〇 面長 九・〇 面幅 一〇・一
 耳張 一二・七 面奥 一一・九
 胸奥（右）一〇・八（左）一一・一
 腹奥 一二・六 肘張 二七・八 左袖く右膝外辺り 二三・三
 裾張（現状）一五・四 足先開（現状）（外）一一・三

足下の柄部分（高）四・五（幅）八・三（奥）三・八
 〔品質構造〕

足下の柄に及ぶ像全体を、木芯を中央前方近く外した堅一材から彫出し、内削りは施さない。右手の肘から先、左手は肘から先および袖口等を別材刳ぎ付けとしていたか。全体に刀痕をとどめ、横縞目状を呈する丸ノミの痕（いわゆる「鈍彫」の様態）は腹部など一部に粗めのそれが認められる。

〔保存状態〕

右手の肘から先は亡失。左手は肩下から袖先にかけて平滑面をなし（別材の刳目か）、肘あたりから先（上膊の一部も含んでいたか）は亡失。現状、本堂須弥壇上の厨子内に納置されるが、台座・光背をとともわず、自立しない。表面の随所に虫損（虫孔）がみられる。

〔備考〕

衲衣が左肩を覆い、右肩に少し懸かる着衣形式は立像では少数派で、鈍彫／荒彫の作例では岩手・天台寺の如来立像二軀（十一世紀）に例がある。天台寺例の、面長で肉髻と地髪との間に明瞭な境を設けない造形に比すると、面幅の大きい円満な顔と造作の配置、低平な地髪と分節した椀状の肉髻、地髪の上方が後ろに張り出す点など相異が大きく、定朝様との親近性も認められる。太い鼻梁や胸下・右腋下の彫り込みの深さは古様だが、次項の伝観音菩薩立像と近い時期かやや後れる時期、平安時代十一〜十二世紀の作とみておきたい。

〔3〕菩薩立像

木造・素地・彫眼。今般の調査時点では、観音堂内に向かって右の脇壇上に立てかけられていた。自立しないため、写真撮影に際しては前項(2) 伝阿弥陀如来立像について記したのと同様の方法を採用した。

〔形状〕

髻を結う。髪はすべて平彫り。天冠台は上縁のみをかたどり、地髪との区分をあらわさない。両耳は上半を髪が覆い、下半は概形のみをあらわす。三道はあらわさない。裙を着け、天衣は両肩を後ろから覆って両膝外側あたりまで垂下する。右手は浅く屈臂して垂下し、掌を前に向けるか。左手は屈臂(前膊部より先は不明)。腰をわずかに左に捻って立つ。両足先はまとめて概形のみをあらわす。

〔法量 (cm)〕

像高(足下の柄を含む総高) 七九・一 頂―顎(現状) 二〇・四
 面幅 八・七 耳張 一一・五 面奥(現状) 一〇・〇
 胸奥(右) 一〇・〇(左) 九・七 腹奥 一一・六
 肘張 二五・二 裾張 一八・五

足下の柄部分(高) 九・五(幅) 一一・四(奥) 一三・〇

〔品質構造〕

右手は手先まで、左手は肘まで、足下の柄に及ぶ像全体を、木芯が左肩上を通る堅一材から彫出し、内割りは施さない。全体に粗い刀痕をとどめ、肉身部のうち顔面から両耳、右肩の首寄り(右耳の下方)、左脇腹には丸ノミの痕が細かな横縞目状をなす部位が認められる。

【図3】

〔保存状態〕

左肘から先(別材製であったか)が亡失するほか、顔面など像表面の随所に朽損がみられる。

〔備考〕

いわゆる「鈍彫(像)」の一例とみなしうるもので、川勝政太郎氏が「鈍彫風で、しかも未完成像」として簡単にふれているが、既往の彫刻史研究ではほとんど認識されてこなかった作品。面部を失うが、面長で大きめの頭部、胸奥が薄い側面観、耳の上半を髪が覆うなど、鈍彫作例では十世紀末〜十一世紀初頭とされる神奈川・宝城坊薬師三尊の両脇侍像に相通じる点があり、それより後れる十一世紀中の作かとみられる。

〔4〕鬼板

【図4】

木造・素地(現状)・彫眼。明泉寺の庫裡で保管されているもので、仏像に属するものではないが、彫刻資料として本報告に加える。

〔形状〕

全体を将棋の駒状をなす概形につくり、表面は鬼形の面相を輪郭いっぱい高く浮き彫りする。眉の上辺を波状にあらわす。瞼目。下唇で上唇を噛んで口を強く結び、口裂の左右から牙を上に出す。下顎の起伏を意匠的にあらわす。裏面はほぼ平滑に整える。

〔法量 (cm)〕

全長 四六・五 最大幅 三四・四 最大厚 一六・一

〔品質構造〕

木芯を中央後方に外した針葉樹（ヒノキか）の堅一材から全体を彫出する。右側面半ばよりやや上の高さに釘（鉄製）を水平に打ち込む。

〔保存状態〕

全体に風蝕・虫蝕・朽損がみられる。

〔銘文〕

裏面下半中央やや右寄りに墨書銘が見出された。肉眼では判読困難だが、簡易な手段による赤外線撮影（SONY製デジタルカメラDC-H50の「ナイトショット」機能による）により次のように視認しえた。

白雉山明千寺

千手堂「」

「」明千寺

〔備考〕

一、川勝政太郎氏は「高さ一尺四寸七分、風化しているがその鬼面は優雅で、近江西明寺にある鎌倉時代のものに比べて古風であって、藤原末乃至鎌倉初期と思われる」と記す。西明寺本堂（滋賀県甲良町、国宝）は鎌倉前期に造営された後、室町時代中期まで改造を経ているという。いま同堂の屋根に付属する鬼板は後補で、古いものは別保管されている由であるが、いま詳細を把握できていない。

二、鬼瓦の展開に照らすと、角がなく、牙が下顎にしかない点は鎌倉

時代までの特徴に属する（清水昭博氏「帝塚山大学教授、考古学研究所・附属博物館長」の示教による）。

三、墨書銘がいつの時点で記入されたかは検討を要するが、「明千寺」の表記から、ひとまず十七世紀以前とみてよからう。また「千手堂」の語は、現在の観音堂ないしその前身堂の古称と、この鬼板がそこに用いられていた消息を示唆しよう。

〔5〕地蔵菩薩立像

木造・古色（現状）・彫眼。今回の調査時には、本堂内陣向かつて右の棚上、須弥壇寄りに安置されていた。

〔形状〕

円頂。耳朵は環状、不貫。三道をあらわす。両胸と腹の括れ各一条。裙（打ち合わせは不明）・覆肩衣・衲衣を着ける。右手は浅く屈臂して掌を前に向け全指を伸ばして与願印をなし、左手は深く屈臂して胸の高さに挙げ、仰掌して五指を伸ばし持物（宝珠）を載せるかたちをなす。腰をわずかに左に捻り、右膝を少しゆるめて立つ。

〔法量（cm）〕

像高 五一・〇 頂―顎 一〇・二 面幅 六・八 耳張 八・〇
面奥 八・八 胸奥（右）九・〇（左）八・六 腹奥 一〇・二
肘張 一〇・二 袖張 一八・〇 裾張 一三・六
足先開（外…現状）一二・三（内…現状）七・七
足柄（後補）高三・六 幅二・五 奥二・四

台座 高 二四・一 幅 二四・四 奥 二二・二
 光背 高(台座上面より) 五七・一 柄の高さ(深さ) 二・九

幅(輪光部の径) 一九・〇

〔品質構造〕

木芯を左斜め前方に外した針葉樹の堅一材から像全体(右手先を含む)を彫出し、左手先・両足先に別材を矧ぐ。当初は像底中央に孔を穿ち、台座側に設けた柄を挿し込んで立てる仕様だったとみられる。

〔保存状態〕

左手先、両足先(右足先は遊離)、像底の柄、光背、台座は後補。

左手持物(宝珠)は亡失。

〔備考〕

一、立像の地藏菩薩は一般に直立の姿勢をとるが、本像のように腰を左に捻り右膝をゆるめて立つ姿は珍しく、京都・広隆寺像(埋木地藏、九世紀)などが挙げられるものの稀である。頭体の奥行きが深く背面に抑揚をもつ側面観、縦長の頭部、輪郭が太く簡明な表現の耳、襟部の折れ畳み、脚部正面の浅い片切り彫り風の衣文などは、十世紀後半〜十一世紀前半の作例に散見する。下唇より上唇の幅が大きく両端をうねらせる点、両耳朶が外反する点も古様を示すが、両眼の彫りが浅く細い点などから、制作時期は十世紀末から十一世紀前半にかけてとみておきたい。

二、本像に関しては既往の言及が知られず、文化財的観点からは今回の調査で初めて把握されたようである。北陸地域所在の地藏菩薩彫

像のうちでは古例に属すといえ、注目に値する。

(6) その他

精査に及ばなかった諸像のうち、いくつかについて補足しておく。

- ①観音堂内陣向かつて左に、丈六仏に属する阿弥陀如来坐像(像高二六・五^{cm34})【**図6**】【**図13**】が安置されている。木造・素地(現状)・彫眼。頭体の幹部は前後二材矧ぎとしていたとみられ、その前方材にのみ当初部分を残しており、頭・体それぞれの背面および腹部、両肩以下、両脚部などは後補にかかる。頭部は、定朝様を踏襲する如来坐像の作例群に比して奥行きが深く球体に近いアウトラインを呈する点、曲率が大きい眉や太い鼻梁、髪際線の正面から耳前への移行が円やかな弧をなす点などに、定朝(？〜一〇五七)の様式に先だつ、いわゆる康尚時代の様式により近い傾向が認められ、制作は十一世紀前半を目安とする時期にみておきたい。なお、両脚部など後補部材の固定には千切(蝶形をなす厚い柄)が用いられている。元来は建築における技法である千切は近世の仏像修理に散見するようであり、岩倉寺二天王立像(別項参照)にもみられるが、明泉寺の環境に関し、それが船大工の技法でもあることは留意される(大門哲氏「石川県立歴史博物館」の「示唆に基づく」)。
- ②観音堂向かつて右の脇壇には、巨大な如来像の頭部のみの残欠(頂〜顎一〇三・〇^{cm})および頭体の幹部のみの残欠(高一九〇・〇^{cm})が置かれ、それらの手前に一木造の神将形立像群(高四四・〇

（五二・〇cm）が立てかけられている。いずれも平安後期十一〜十二世紀の制作とみられる。神将形立像群については従来「十二神将」とする言述を散見するが、現状でも十五軀は数えるため、像種・一具性などは検討を要する。

③観音堂向かって左の脇壇には、木造毘沙門天立像と木造地藏菩薩立像が並置されている。このうち地藏菩薩立像について略記しておく。像本体はほぼ全容を一材からつくり、別材製の左手先・持物、両足先を矧ぐ。岡本伊佐夫「穴水町の仏像」『能登の文化財』五〇、二〇一六年）に言及がある（図版あり）。対をなして安置される毘沙門天立像ともども、岩座裏面に安政四年（一八五七）の金沢の仏師による修理時の銘があるという。右の岡本論文は像高一〇三cm、室町時代とするが、平安後期十一〜十二世紀の作とみられる。

簡素な着衣表現は平安後期の地藏菩薩像に散見するが、垂下した右手で覆肩衣の縁をつかむ点は平安時代に限らず珍しい。重要文化財指定品では奈良・融念寺像（九世紀）・長谷寺像（十世紀か）に指先でつまむ類例があるが、北陸地域では富山県氷見市・光禪寺像（市指定文化財、十一〜十二世紀）、福井県越前町・日吉神社像（十一〜十二世紀）に本像とほぼ同様の例があり注意をひく。現状の両足先は仮に後補としても、沓をはく点は長谷寺像・日吉神社像にみられ、当初も同様であったか。

二 岩倉寺

岩倉寺（輪島市町野町、真言宗）は能登国三十三観音巡礼の第三十二番札所で、千手観音（秘仏）を本尊とする。当初の寺地は岩倉山（標高三五七m）山頂にあったといい、明応九年（一五〇〇）の火災を経て、永正四年（一五〇七）に再建されたことが知られている。

『輪島市史』では仏像に関し記載をみず、本堂安置の諸像の多くは近世以降のものだが、仁王門安置の（1）二天王立像、本堂所在の（2）地藏菩薩立像・（3）毘沙門天立像が注目された。宝永三年（一七〇六）本堂再興時の棟札表面上部には千手観音・地藏・多聞天の梵字が記されるといい³⁵、（2）（3）に関して若干の注意をひく。

（1）二天王立像

木造・素地（現状）・彫眼。仁王門に安置される。

【図7】

「形状」

《左方像（向かって右の像）》単髻を結う。天冠台は基部を紐一条とし、その上に列弁文を配する。正面に山形の飾りを彫出する。髪は正面天冠台下の地髪のみ疎ら彫りとし、他は平彫りとする。両耳前に焰髪をあらわす。瞋目、閉口。耳朶は環状、不貫。大袖衣（袖の先端を結ぶ）・鱗袖衣・裙状の衣・袴を着け、背面に獣皮を懸ける。領巾・胸甲・表甲・前楯を着ける。腰帯を締め、その左右に天衣を挟む。籠手・脛当を着け、沓を履く。両手は屈臂し、左手は頭部の高さに挙げ

て全指を丸め持物（戟）を執り、右手は肘を外に張り、掌を広げて腰に当てる。腰を右に捻り、左足を遊脚として邪鬼の上に立つ。

《右方像（向かって左の像）》両手の構えと腰の捻りが左方像と対称的で、他はほぼ同様となる。

〔法量（cm）〕

《左方像》像高 一二五・五 髮際高 一〇七・六

頂―顎 三〇・六 面長 一一・三 面幅 一三・一

耳張 一五・九 面奥 一六・五

腰幅 二八・五 胸奥（右）二〇・三（左）二〇・六

腹奥 二六・二 袖張 七九・九 裾張 四六・六

足先開（外）三七・三（内）二四・一 総高 一六五・九

《右方像》像高 一二二・二 髮際高 一〇四・五

頂―顎 二九・九 面長 一一・四

面幅 一三・五 耳張 一六・五 面奥 一七・二

腰幅 二八・五 胸奥（右）一九・二（左）二〇・一

腹奥 二六・一 袖張 八三・七 裾張 四五・七

足先開（外）四〇・一（内）二五・四 総高 一六八・三

〔品質構造〕

《左方像》頭体の幹部（両肩から腰脇に垂下する天衣遊離部、および左足先を含む）は木芯を右耳後方に込めた針葉樹の堅一材からつくり、内割り施さない。両肩以下と右足先は別材。

《右方像》頭体の幹部（両肩から腰脇に垂下する天衣遊離部、および

右足先を含む）は木芯を背面の襟ほぼ中央にこめた針葉樹の堅一材からつくり、内割りは施さない。両肩以下と左足先は別材。邪鬼は、頭頂から足首までを横一材から作る（木芯は後頭部になびく髪先端部に認められる）。両踝より先を別材で作る。

〔保存状態〕

《左方像》両手先、両腰脇の天衣垂下部、持物、邪鬼、光背は後補。

《右方像》両手先、両腰脇の天衣垂下部、持物、光背は後補。

〔備考〕

一、顔立ちや体軀の表現、髻の形、正面に山形の飾りをもつ宝冠、正面髪際左右の焰髪、構造などから十一世紀にさかのぼる作とみられる。当初とみられる阿形像分の邪鬼は、ノミ痕を残す荒彫りだったか。

二、両像の光背支柱に次の墨書銘がある。「昭和五十一年（丙辰）十月（第三十二世／宏仁代）修理畢（仏師輪島市／平田武徳）」。

（2）地藏菩薩立像

木造・古色（現状）・彫眼。本堂向かって左の脇壇上、左端に安置。

〔形状〕

円頂。白毫相。耳朵は環状、貫通。三道をあらわす。両胸と腹の括れ各一条。裙（打ち合わせは現状不分明）・覆肩衣・衲衣を着ける。右手は浅く屈臂して五指を曲げ持物（錫杖）を執り、左手は深く屈臂して仰掌し宝珠を載せる。両足を揃えて立つ。

〔法量 (cm)〕

像高 (現状) 八三・七

頂―顎 一六・二 面幅 一一・一 耳張 一一・六

面奥 一一・八 胸奥 (右) 一〇・〇 (左) 九・八

腹奥 一一・一 肘張 二六・九 袖張 二四・三

裾張 一九・三 足先開 (外) 一〇・六 (内) 二・一

台座 高 一九・五 幅 三六・四 奥 三二・二

光背高 八七・一

〔品質構造〕

木芯を右前方に外した針葉樹の堅一材から像全体を彫出する。内割りは施さない。像底は外周から内側に向かって浅く割り上げる。

〔保存状態〕

白毫・両手先・両足先・持物・光背・台座は後補。

〔備考〕

一、顔立ちや、頭部上方が後ろに張り、体躯が扁平な側面観などに定朝様を承けた平安後期 (十二世紀) の作風を指摘できる。面幅いっぱいには明快な段差をもって長く刻む眉や眼、自然な消失をあらわさずほぼ一貫した調子で彫出する衣文などには、中央主流仏師の作域との距離が認められよう。左袖に浅く鏝だった衣文が交じる点、像全体を一材からつくり内割りを施さない構造などには、前代の余風も考えさせる。

二、両足先は後補だが、それとは別に本体と共木で彫出された当初の

両足の一部 (かかとを含む後半部) が残り (像底の写真を参照)、現状ではそれを柄のように利用して請花上面に設けた孔に嵌め込み、本体を立てている。当初の像高は現状より二・七 cm 高かったこと (像高八六・四 cm となる)、また当初は裾が台座蓮肉上に接地せず、足もとは現状よりいくらか軽快な見映えを呈していたことに注意を要する。

三、現状、本体・持物 (錫杖)・光背・台座受花部・台座反花部以下に分離できる (反花外縁を上から覆う框座は分離できず、重い)。

(3) 毘沙門天立像

木造・彩色・彫眼。本堂の須弥壇上、本尊を設置する宮殿の外側向かって右後方に安置される。

〔形状〕

兜 (別製。頂部に蓮台形の部品を置く。吹き返しをあらわす。鉢部の正面に金属製の立物を付ける) をかぶる。髻をあらわさない。頭髮のほぼ全面に毛筋彫りを施す。瞋目、閉口。下衣・大袖衣 (袖の先端を結ぶ)・鱗袖衣・裙状の衣・袴を着け、背面に獣皮を懸ける。襟甲・肩甲・胸甲・表甲・腰甲・前楯を着ける (胸甲と表甲は甲締具で連結する)。腰帯を締め、その左右に天衣を挟む。籠手・脛当を着け、沓を履く。両手は屈臂し、左手は頭上の高さに挙げて全指を丸め持物 (三叉戟) を執り、右手は肘を外に張り、掌を広げて腰に当てる。腰を右に捻り、足先を開き左足を踏み出して立つ。

【図9】

〔法量 (cm)〕

像高 (兜の頂まで) 五八・九 髮際高 五五・〇
 頂―顎 (兜を外す) 九・一 面長 六・二 面幅 五・四
 耳張 六・四 面奥 七・五 胸奥 (右) 一〇・五 (左) 一〇・三
 腹奥 一〇・四 腰幅 九・六 肘張 二九・五 袖張 三〇・二
 裾張 二四・一 足先開 (外) 一八・〇 (内) 一三・三
 兜の鍬形先端までの高 六一・〇 左手首上までの高 六二・二
 台座 高 二一・五 幅 三六・九 奥 二九・〇
 総高 光背先端まで 九三・九 三叉戟先まで 九九・〇

〔品質構造〕

兜は別材製。後代の彩色により詳細は未詳だが、頭部側面では耳半ばを通る矧目が認められるため、頭体の幹部は針葉樹の堅一材を前後に割り矧ぎするか前後二材矧ぎとし、両肩以下ほかに別材を矧ぐとみられる。

〔保存状態〕

光背・台座・持物のほか、本体では天衣垂下部などに後補の手が加わるとみられるが、後代の彩色により判断が難しい。また別材製の兜が当初のものか否かも検討を要する。

〔備考〕

- 一、右掌を腰に当て、左手を高く振り上げ戟を突く像容は、平安後期鎌倉時代に造立が流行した「鞍馬寺形」の毘沙門天に合致する。
- 二、後代の彩色により原容をうかがいがたく判断が難しいが、忿怒と

誇張を抑えた顔、敏捷感ある肢体や着衣の表現には生彩がある。均斉のとれた瘦身の肢体、腹部の奥行きが豊かな側面観にも堅実な造形が指摘でき、鎌倉時代にさかのぼる可能性を考慮しておきたい。

三、兜を別材製とし着脱可能とする仕様の毘沙門天像に、山梨放光寺像 (平安末期く鎌倉初期)・神奈川清雲寺像 (鎌倉時代) が知られている。被り物をこうした仕様とする彫像例は、他にも平安後期く鎌倉時代の天部像に存するが稀少といえ注目される。ただし本像では、正面髮際や両耳周辺などに削平された箇所があることに注意を要する。造立当初は兜をいただかず、頭頂に髻を伴っていた可能性にも留意しておかねばなるまい。

三 粉川寺

粉川寺 (輪島市横地町、曹洞宗) は能登国三十三観音巡礼の第三十番札所で、千手観音 (秘仏)³⁶ を本尊とする。当初は「八峰背山」(鉢伏山、標高五四三・六m) にあり、観音寺と号したという。享保十九年 (一七三四) に造営された現在の本堂内には、秘仏本尊前立として木造千手観音立像が存する (江戸時代、像高一〇四・〇cm)³⁷。

(1) 金剛力士立像

木造・素地 (現状)・彫眼。本堂の正面左右、軒下に囲いを設けて安置される。「八峰背山」からの寺地移転の際に遷したという。

【図10】

〔形状〕

原容をとどめる阿形像についてのみ略記する。単髻を結う。瞋目、開口し、上下の歯列と舌を彫出する。右手は肘を外に張って屈臂し、掌は指を下に向け、腰に当てる。左手は肘を外に張って屈臂し、手先は腹部正面やや左に構えて持物をとる。裙（上端を折り返す）を着ける。頭部を正面に向け、両足を開き、腰を大きく左に捻って立つ。

〔法量〕

今回の調査では計測に及びえなかつた。輪島市が設置した文化財案内板では阿形の像高を三〇〇cm、吽形の像高を三四〇cmと記載する。

〔品質構造および保存状態〕

《阿形像》頭部・体幹部とも前後二材を短く。頭部は、頸部の矧目からすれば当初の視線は現状よりやや下方を向いていたと考えられる。また頭部は現状では正面を向くが、左耳は前方材、右耳は後方材に含まれることから当初は向かって左斜めに顔を向けていたかと推測される。また、頭部の前後の矧目が顔正面と平行ではないことから、前方材・後方材はそれぞれ体部のそれと同材で、割首とし、内割りを実施したものと考えられる。右肩以下は適宜別材を短く、上膊部・前膊部は後補に替わるが右手先は古く、別材を短く右大腿部以下ともども当初の可能性がある。左肩下方から左足外を通る線の外側に別材を短く。左上膊部から前膊部は後補に替わるが、左手先は古く当初の可能性がある（持物後補）。脚部は膝よりやや下までが残存する。

《吽形像》表面で見る限り、像の大部分が後補に替わり原形をとど

めていない。ただし頭部の前方材（右耳および髻を含む）のみ当初と考えられる。体部の内側にも当初の材が残存している可能性があるろうか。

〔備考〕

- 一、輪島市指定有形文化財（昭和三十八年九月二十三日付。指定名称「粉川寺の仁王尊像」、阿形を「金剛」、吽形を「力士」と呼称）。
- 二、『能登名跡志』に「堂の中に大像の仁王尊の古仏あり。其外古仏多し。今も靈験あらた也（中略）今も近隣に仁王堂（中略）などとしてあり、『石川県鳳至郡誌』に「堂内二体の仁王尊は古名工の作なりと云ふ」とみえ、衆目を集めてきた様子がかがえる。
- 三、平成八年に両像の、同二十一年に阿形像の修復が行われたという。
- 四、原容がかがえる阿形像で見ると、体部では造形が材の制約を受けた印象が目立つものの、頭部には堅実な作風を認めうる。川勝政太郎氏が述べた「ごく、鎌倉時代にさかのぼるか」と目される。

四 重蔵神社

重蔵神社（輪島市河井町）境内の一字に、近年まで隣接地に存した浜薬師庵の仏像が収納保管されている。浜薬師庵は『能登名跡志』重蔵神社の項に、「又浜の薬師とてあり。此尊像この社内（ありしを、近頃社外に移しけり。春日の作にて靈験あらた也）」とみえる。以下（一）（二）（三）とも、『輪島市史』に実査をふまえた記述がなされて

いる。

(1) 薬師如来立像

木造・素地(現状)・彫眼。『輪島市史』は「木造。彫眼。通行の薬師如来立像。(中略、法量の細目を記載)室町時代の製作と推定されるが、能登国作仏名薬師一七躰の内の一躰として江戸時代から著名である」と記す。作期の理解は平安後期十一〜十二世紀と改めうる。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。螺髪は粒状に刻出するが(肉髻部九段、地髪部六段、正面髪際で三五粒を数える)、頭部背面中央には螺髪を切り分けない部位があり、その左右では切子形に刻む。耳朶は環状、貫通。三道をあらわす。両胸・腹の括れ各一条。裙(打合せは不分明)・衲衣・覆肩衣をまとう。右手は深く屈臂して掌を前に向け、全指を伸ばし施無畏印をなす。左手は浅く屈臂して仰掌し、持物(薬壺)を載せる。

〔法量(cm)〕

像高 九六・四 髪際高 九〇・一
頂―顎 一七・二 面長 九・七 面幅 一一・四
耳張 一三・〇 面奥 一三・五
胸奥(右) 一二・七 (左) 一二・六 腹奥 一四・六
肘張 三〇・二 袖張 二九・四 裾張 二二・三
足先開(外) 一四・四 (内) 六・四

台座 高四二・〇 幅五五・二 奥三九・九
〔品質構造〕

木芯を背面中央にこめた針葉樹(ヒノキか)の堅一材から像全体を彫出し、背面より長方形の輪郭をなす内割り(肩以下、地付より約一cmの高さまで)を施し、蓋板を当てる。

〔保存状態〕

右手先・右袖口、左手先(持物と左袖口を含む)、両足先、台座は後補。なお今回、本体と台座を分離できなかったため、像底の観察には及べていない。

〔備考〕

一、髪際高で約三尺をはかる。面幅が大きく眉・眼を浅く刻む顔、側面では奥行を抑えた体軀や地髪の上方が後ろに張った頭部などに、定朝様を承けた造形を示す。衣文は全体に簡素で脚部正面では陰刻線であらわし、背面や左肘周辺には粗いノミ痕を残すなど、最澄自刻とされた比叡山根本中堂本尊への意識を考えさせる点をもつ。肉髻と地髪との段差が浅い点も、あるいは天台薬師の伝統を汲むか。
二、左手先が遊離しかけているなど、随所に虫蝕により脆くなっている箇所があり注意を要する。

(2) 薬師如来坐像

木造・古色(現状)・彫眼。半丈六の大きさを持ち、今回の調査ではスペースと人員の問題から像底・像内の観察には及べていない。

〔図12〕

『輪島市史』は「木割短、内割。漆箔（後補）・両手後補・葉壺 亡失。（中略、法量の細目を記載）鎌倉初期の製作と思われる堂々たる坐像であるが、江戸時代頃か顔面に手を加えられているのが惜しい」と記す。作期の理解は平安時代と改めうる。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。螺髪は粒状に刻出し、肉髻部一〇段、地髪部七段、正面髪際で三一粒を数える。白毫相。耳朶は環状、貫通。三道をあらわす。両胸と腹の括れ線各一条。衲衣は左肩を覆い、右肩に少し懸ける。右手は深く屈臂して掌を前に向け、全指を伸ばし施無畏印をなす。左手は屈臂して膝の上で仰掌する。左足を外にして結跏趺坐する。

〔法量（cm）〕

像高 一三六・三 髪際高 一一二・二
頂―顎 五〇・八 面長 二六・九 面幅 二九・五
耳張 三六・三 面奥 三四・九
胸奥（右）三七・八（左）三六・二 腹奥 四一・四
膝張 九五・三 膝高（右）一九・三（左）一九・八

〔品質構造〕

頭部の幹部は耳の後ろを通る線で前後二材を矧ぎ、両肩以下、両脚部を別材製とする。前方材外側に小材を矧ぐ。

〔保存状態〕

白毫、左耳朶、右肩から先、左袖口、左手先、前方材左外側の小材

は後補。持物（葉壺）、前方材右外側の小材は亡失。上唇周辺は鈍く、彫り直しあるいは後代の仕上げによるか。

〔備考〕

一、球状の概形をなす奥行き深い頭部、前面から両側面への移行が急な幅の広い顔面と目鼻立ち、両耳の後方と螺髪との間を広くつくる点などに、いわゆる康尚時代の作風の反映が認められる。制作時期は平安時代十一世紀前半にはさかのぼるとみられる。

（3）阿弥陀如来立像

木造・素地（現状）・彫眼。本像は能登半島地震による損傷で随所の矧目が離れ、仰向けに寝かせた状態で養生されたままの状態にあるため、今回は簡略な観察にとどまった。本稿での図版掲載は控える。

〔形状〕

肉髻相をあらわす。三道を彫出する。両胸と腹の括れ各一条。裙（正面中央で右前にうちあわせる）・覆肩衣・衲衣を着ける。右手は屈臂、右手は垂下し、それぞれ掌を前に向けて第一・二指を相捻じ、阿弥陀の来迎印をあらわす。両足を揃えて立つ。

〔法量〕

調査時は計測不能。『輪島市史』が像高（九四・五cm）ほかの実測値を記載している。

〔品質構造〕

針葉樹材製（ヒノキか）。頭部と体部の木目は連続しないかとみら

れ、元来はそれぞれ別の像のものであった可能性も考慮の要がある。頭部（木芯を右眼の外側あたりに外す）・体部ともそれぞれ堅一材からつくり前後に割り短ぎ（体部背面は未確認）、体部は三道下で割首し、内割りを施す。両肩以下、両手先・両足先を別材製とする。

〔保存状態〕

現状、頭部と体部、体部の前後の矧目が分離しており自立不能。肉髻の一部を欠失する。頭部の後方材・鼻先・右耳朶（環状、不貫）は後補。左耳朶は亡失。

〔備考〕

一、輪島市指定有形文化財（昭和四十九年七月二十三日付）。

二、『輪島市史』は「桧材。寄木造。現状古色。髻部若干破損、後頭部・背部・両手後補。（中略、法量の細目を記載）もと重蔵権現講堂の本尊であったが、神仏分離で同庵（杉崎注 浜薬師庵）に安置したものである。藤原時代末期と推定されて佳作である」と記す。

三、展示歴に石川県立歴史博物館「石川のお宝史―名宝から文化財

へ―」（秋季特別展、二〇〇七年九月二十九日～十一月十一日）がある。

四、前項の薬師如来立像と法量・作期とも相近いが、本像の方が洗練された作域を示す。頭部と体部が元来別の像のものであるならば、体部の制作時期は若干後れ、鎌倉前期にかかる可能性も留意される。

（帝塚山大学文学部日本文化学科教授）

注

1 能登半島北部地域を意味する「奥能登」は、平成の市町村合併後の自治体でいえば珠洲市・輪島市（旧門前町域を含む）・能登町（旧能都町・旧柳田村・旧内浦町）・穴水町が該当する。

2 第一回Ⅱ二〇二〇年九月十四日・十五日（穴水町明泉寺）、第二回Ⅱ二〇二一年三月二十六日（輪島市岩倉寺）・二十七日（輪島市粉川寺、重蔵神社）、第三回Ⅱ二〇二一年十二月四日（珠洲市翠雲寺、南観音院）・五日（輪島市高田寺、珠洲市曹源寺）。

3 明治三十三年四月七日付（いずれも文化財保護法により重要文化財に移行）。東京国立博物館寄託。『石川県鳳至郡誌』に「明治三十三年五月内務大臣より修理保存金を下附せられたるを以て、東京美術院にて修繕を加へたり」とある。

4 法華寺不動明王坐像は大正十三年八月十六日付で、須々神社の神像五軀は同十四年四月二十四日付で国宝に指定された（現・重要文化財）。

5 石川県編・刊『石川県神社仏閣古美術概観』第一輯（一九三八年）・第二輯（一九四二年）。

6 昭和十二年八月二十八日付『重要美術品等認定物件目録』による。

7 昭和六十年六月六日付（指定名称「銅造如来及両脇侍像」）。

8 『宗教平和博覧会場案内』・『全日本宗教平和博覧会誌』。いずれも福岡良明監修・解説『戦後博覧会資料集成』三（ゆまに書房、二〇二〇年）に複製されている。なお松岡寺像の来歴について詳解した文献を知らないが、移入の事情を端的に明言する史料が、明治二年六月付で栗田口定孝（一八三七～一九一八）が松岡寺住職沢融に宛てた、本像の附属状というべき文書である（『内浦町史』一、一九八一年）。定孝はもと興福寺養賢院住職であったが維新に際し還俗、栗田口家を創始していた。定孝は「当院重宝」であった太子像を、彼の妹稚子が嫁いでいた松岡寺に委ねたことがわかる。

- 9 川勝政太郎「能登文化財紀行」一〇五(『史迹と美術』三〇―一九〇三―一三、一九六〇年十月〜六一年三月)、同「続・能登文化財紀行」一〇五(『史迹と美術』三三―一〇五、一九六三年一月〜五月)。以下、川勝氏の見解の引用はすべてこれによる。川勝氏来訪以前、九学会連合による能登調査が実施されているが、美術史研究者の参画はみられない(九学会連合能登調査委員会編『能登―自然・文化・社会―』平凡社、一九五五年)。
- 川勝氏来訪との先後を知りえていないが、石田茂作氏(二八四四〜一九七七)はその著『塔 塔婆・スツパ』(日本の美術七七)(至文堂、一九七二)の表紙に明泉寺石造五重塔をとりあげ、その解説中に「戦後明泉寺の仏像調査の依頼をうけて同寺を訪れた」と記している。なお石田氏は一九五四年、沖波十三塚(穴水町指定史跡)の発掘調査を行い所見を残している(森本尚平記者「埋もれる「沖波十三塚」」『北陸中日新聞』WEB版二〇二二年一月二十六日付記事)。
- 10 櫻井甚一「川勝博士に能登文化財調査をお願いして」(『能登の文化財』一、一九六二年)。同号は右の「能登文化財紀行」を転載する。
- 11 『輪島市史』資料編第三巻考古・古文献資料(一九七四年)の「四 造形文化資料」の章は櫻井氏の執筆にかかる。
- 12 そのことは、たとえば石川県立歴史博物館編『懸仏への祈り』展図録(一九八七年)巻末の参考文献欄を一見するのみでも了解される。
- 13 東海テレビ放送『ふるさと紀行 仏の里』(茜出版、一九八〇年)。
- 14 総括的著述として、遺著『地方仏を歩く』二(北陸近江伊勢編)(日本放送出版協会、二〇〇四年)所載「奥能登の神と仏」を挙げておく。
- 15 北春千代「能登地区の仏像」(松島健編『仏像を旅する 北陸線』至文堂、一九八九年)。ここにとりあげられた作例の一つ、松岡寺聖徳太子立像(先述)は翌々年秋、松島氏が関わった文化庁の日本古美術海外展に出陳され(松島「大英博物館「鎌倉彫刻展」顛末記」『月刊文化財』三四一、一九九二年)、一九九三年に国の重要文化財となっている。
- 16 久野健監修『仏像集成 日本の仏像2(中部)』(学生社、一九九二年)。石川県部の解説担当は北春千代氏。
- 17 石川県立歴史博物館編『能登最大の中世荘園 若山荘を歩く』展図録(二〇〇〇年)。
- 18 石川県立歴史博物館編『能登 仏像紀行』展図録(二〇〇三年)。
- 19 本谷文雄①「能登の禅宗寺院に伝わる院派の仏像」(『石川県立歴史博物館紀要』一五、二〇〇三年三月)、②「能登に伝わる木彫仏の系譜」(『石川県立歴史博物館紀要』一六、二〇〇四年三月)。
- 20 奥健夫「高野山奥院護摩所不動明王像と石川法住寺不動明王像」(同『仏教彫像の制作と受容―平安時代を中心に―』中央公論美術出版、二〇一九年)。
- 21 和歌山県立博物館編『高野山麓 祈りのかたち』展図録(二〇二二年)、大河内智之「仏像の移動とその実態―彫刻資料から地域史を読み解くために」(『和歌山県立博物館研究紀要』一九、二〇一三年)。
- 22 石川県立歴史博物館編『いしかわの神々―信仰と美の世界―』展図録(二〇一九年)。各論の一つとして奥健夫「神像の成立と久麻加夫都阿良加志比古神社の神像」を収録する。
- 23 伊東史朗総監修・長岡龍作監修『神像彫刻重要資料集』第一巻「東日本編」(国書刊行会、二〇二一年、石川県の遺品の解説執筆は奥健夫・北春千代・長坂一郎の各氏)。
- 24 『能登の文化財』五〇(二〇一六年)は「能登の仏像」を特集する。
- 25 ①宮野純光「奥能登における真言宗寺院の総合調査―町野結衆寺院を対象として―」(二〇一七年)、②同「奥能登における真言宗結衆寺院の総合調査―町野・中居・木郎三結衆寺院を対象として―」(二〇二〇年)。
- 26 『法住寺史料調査報告書』(珠洲市教育委員会、一九九九年)。

- 27 北山真由子記者「揺れに耐えた「毘沙門様」 平安期の木像見つかる」
 『北陸中日新聞』WEB版二〇〇七年四月二十一日付記事。
- 28 日暮大輔記者「平安後期か 観音像発見 門前の八幡神社、氏子らに公開」
 『北陸中日新聞』WEB版二〇一〇年十一月二十五日付記事、「門前に平安後期の観音像廃仏毀釈乗り越え、神社で発見」『北國新聞』同前。
- 29 西山郷史「能登国三十三観音巡礼」『能登の文化財』二三、一九八九年、真野俊和編『巡礼の構造と地方巡礼』『講座日本の巡礼』三（雄山閣、一九九六年）に再録）、同「能登国観音札所 紀行」（注18前掲書 参照）。
- 30 長谷進編著『穴水町の集落誌』（穴水町教育委員会、一九九二年）「五二 明千寺」の項参照。
- 31 仏像に関しては、本稿既出のもの以外に次の文献がある。①「明泉寺の石塔・遺物」『石川県史蹟名勝調査報告』三、石川県、一九三五年）、②北春千代「明泉寺の平安仏」『図説穴水町の歴史』穴水町役場、二〇〇四年）、③岡本伊佐夫「穴水町の仏像」『能登の文化財』五〇、二〇一六年）。
- 32 なお奥能登地域における丈六の平安仏として、金蔵寺（輪島市町野町）の木造不動明王坐像（頭部は平安後期、市指定文化財）があるが、江尻寅次郎編『町野村誌』（町野史談会、一九二六年）に「口碑伝フル処二抛レハ、本郡鶴川村明千寺ヨリ調シタル佛ナリトアリ」とみえる。さらに明泉寺に關して、『三州奇談』（前掲）の「玄門の巨仏」の章段が注意をひく。丈六仏の新規造立に際し、明泉寺にあった古仏の頭部をもらい受け、体部を補作してことをなした話が語られているからである。玄門寺（金沢市東山、浄土宗）には、丈六の大きさをもつ阿弥陀如来立像（木造漆箔・彩色）が存し、宝暦八年（一七五八）発願という。その頭部として、明泉寺にあったもう一つの巨像が現存している可能性に留意しておきたい。
- 33 筆者は以前、「越前町の特色ある木彫像数例を考えるために―鈍彫／荒彫、立木仏、樹相の表出／内包をめぐる文献目録と研究史雑記―」（『越前町織田文化歴史館研究紀要』三、二〇一八年）において鈍彫の作例一覧を掲出したが、ここでは明泉寺の二軀を洩らしていた。注15前掲の北論文は、明泉寺の木彫仏中に鈍彫が存することを手短かにふれている。
- 34 以下、ここで記す各像の像高は、注31②前掲の北論文によった。
- 35 岩倉寺の棟札および中近世の状況に関しては、窪田涼子「中近世移行期における荘鎮守の復興と在地社会」（同『中世在地社会の共有財と寺社』同成社、二〇一九年）が詳論している。
- 36 秘仏本尊に關し、大正九年六月の『北陸毎日新聞』に掲載という「能登粉川寺の縁起と奇習」（日置謙編『石川県鳳至郡誌』（鳳至郡役所、一九二三年）所引）にみえる記述を、孫引きながら掲出しておく。「紀州粉川寺の観音と、同木同作の靈像を本尊とし（中略）右の靈像は等身大の立像にして、夙に古名作として識られ、往年国宝調査会より係員出張、親しく検分せるも、惜いかな殆んど上半身は俗悪なる修飾を施されし為め、稀代の逸品も遂に国宝に指定せられざりき」。
- 37 髮際高八九・一cm、台座高六一・八cm、光背高一・一六・〇cm。頂上仏面と化仏は頭髪を螺旋ではなく渦巻状（波状髪）とする。光背に千手を浮彫であらわす。

*本稿掲載の図版は、今般の調査時に石川県立歴史博物館が撮影した画像の使用を基本とし、以下は筆者撮影の画像を用いた。

図7 岩倉寺二天王立像のうち

両像の全図と左方像の面部を除く全て

図9 岩倉寺毘沙門天立像のうち 頭部右斜側面

図10 粉川寺金剛力士立像のうち 卍形像の頭部を除く全て



图1 明泉寺 千手観音立像





图2 明泉寺 伝阿弥陀如来立像





图3 明泉寺 菩薩立像





図4 明泉寺 鬼板

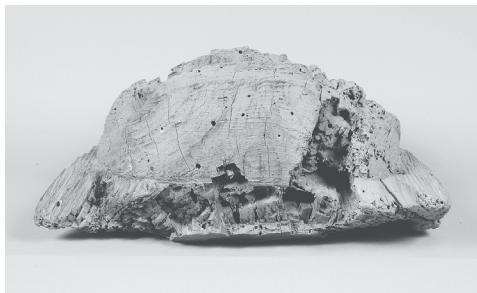




図5 明泉寺 地藏菩薩立像



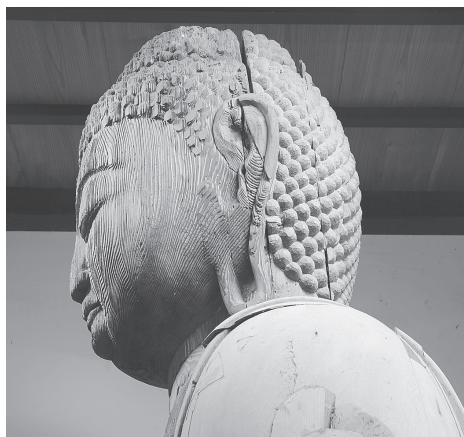


图6 明泉寺 阿弥陀如来坐像



図7-1 岩倉寺 二天王立像のうち 左方像



図7-2 岩倉寺 二天王立像のうち 右方像



图8 岩倉寺 地藏菩薩立像





図9 岩倉寺 毘沙門天立像





図10 粉川寺 金剛力士立像







図11 重葺神社（浜薬師庵旧在）薬師如来立像





图12 重葺神社（浜薬師庵旧在） 薬師如来坐像



图13 明泉寺 阿弥陀如来坐像

十六世紀の明泉寺を探る

—成身院宗欽の活動から—

はじめに

白雉山明泉寺は、石川県鳳珠郡穴水町字明千寺に所在する真言宗の古刹で、中世においては地名と同じく「明千寺」と記述されていた¹⁾。この明泉寺には県指定文化財の木造千手観音立像（秘仏）をはじめ、複数の平安仏が安置されており、しかもそのいくつかは巨仏、あるいは巨仏の仏頭である。詳細は本書に収録された杉崎貴英氏の論考を参照されたい。また鎌倉時代の石造五重塔（重要文化財）や、鎌倉〜室町時代の石塔群（県指定史跡、通称鎌倉屋敷）など石造遺物の宝庫でもあり、弘法大師の修行中に天から降ってきた石が落ちた「明星池」（現在は埋め立て）や梶原景時寄進と伝わる手水鉢など、霊場にふさわしい舞台装置を多数備えた寺院である。しかしながら中世以前の明

泉寺を物語る史料は極端に少ない。

同寺に伝わる縁起（近代に制作されたものか）に拠れば、その草創は孝徳天皇の時代、本尊千手観音が天皇の霊夢に現れたのを契機とし、勅願の霊場として成立したとある。またこの時に、本堂・護摩堂・阿弥陀堂・釈迦堂・東塔・西塔・春日若宮の祠廟を造営したとする。その後弘仁年中（八一〇—二四）に至り弘法大師が求聞持法の修行を行い、また源頼朝が料田を寄進して主従逆修の五輪塔を建立し、北国無双の大伽藍となったが、天正年間（一五七三—九二）の兵火により堂塔はみな焼亡、しかし千手観音は無事であったと記す。縁起の記載を裏付ける資料はないが、本尊千手観音立像の成立年代が十一世紀であるので²⁾、遅くとも十一世紀には存在していたとみて良さそうである。

岡崎道子

なお『石川県神社仏閣古美術概観』は明泉寺が丘陵に建立され地形に沿った伽藍配置であること、平安時代初期の制作とみられる仏像が安置されていることから、その開創を平安時代初期と推測している³。しかしながら安置されている仏像の成立年代と寺院の開創年代は必ずしも一致せず、開創年に上限を設けることにはやや疑問が残る。これ以前の縁起については、かつて建仁二年（一一〇二）八月に作られたものがあつたらしいが⁴、現在所在不明である。

さてこうした縁起に対し、明泉寺の史料上の初出は『実隆公記』大永八年（一一五二）六月八日条で⁵、

（前略）又成身院號明千寺、以使者送守護之書狀、就源氏之抄有申子細等、則遣返事、成身院越後平貫一端送之、自愛々々、

とある。この記事は明泉寺の僧である成身院宗欽が、能登守護畠山義総の書状を京都の公家・三条西実隆へ届け、自身も越後平貫を送ったという内容で、これ以前の明泉寺の実態は杳として知れない。宗欽の活動自体は永正十四年（一一五七）が初出であり、また大永八年以降も史料上に散見する。この宗欽に関する一連の記事以外で中世明泉寺に関する文字資料としては、「諸橋稻荷神社文書」天文元年（一一五三）七月付の「諸橋六郷・南北□□注文。」のみとなる。これを見ると

諸橋六郷・南北□□注文

廿七間 やなミ村 屋なミ之内貳間鶉川炭竈、

四十二間 古君村 此内廿九間明千寺、

百七十六間 諸橋本郷

（後略）

とあつて、古君村の中にある棟別錢負担家屋四十二軒のうち、二十九軒は明千寺に所在する事がわかる。しかしこの情報だけで、中世の明泉寺を考えることは難しい。また近世初頭の史料として天正二十年（一五九二）六月十八日の「明千寺観音堂造立棟札」が挙げられるが、中世の明泉寺を探る史料としては新しすぎる。

このように文字資料の乏しい状況にあつて、中世明泉寺に関する先行研究は複数存在する。『石川県神社仏閣古美術概観』は室町時代末期作と推定される「明泉寺絵図」に描かれた境内図を小字名に照らし、往時の伽藍配置を検討している⁷。『諸橋村村史』は源頼朝との関係について、鎌倉の若宮八幡宮別当の隆弁が北条時宗誕生時の功により恩賞として諸橋保を与えられ、明泉寺の先住になつたとし、ここから明泉寺は源頼朝存命時より祈願寺だつたと推測している⁸。しかし明泉寺先住を隆弁とする史料は同時代には見えず、見解には疑問が残る。『穴水町の集落誌』は明泉寺に仏像や石造遺物が多く残る理由として、明泉寺の位置する諸橋保が如意寺、金峰山寺の経営に関わっていたことや、能登守護吉見氏・畠山氏の外護を受けたであろうことを要因に挙げている⁹。

このように中世も早い時期の明泉寺については、絵図や仏像を中心に検討する他なく、文献からのアプローチは非常に厳しい。そこで、中世明泉寺を文献資料から探る唯一の手がかりともいえる成身院宗欽に注目したい。宗欽に言及した先行研究としては、まず『七尾市史』が挙げられ¹⁰、ここでは大永三年九月二十一日の連歌会（後述）に宗

歎が出席していたことのみ触れる。『穴水町の集落志』では宗歎が実隆に依頼して「明千寺勸進帳」の外題に揮毫を受けたこと、義総の使僧として度々実隆を訪ね「色紙伊呂波」等の書写を求めたこと、七尾での連歌会に列席したことを挙げ、さらに義総没後に守護義統の使僧として室町幕府や本願寺との外交交渉にあたったことを指摘する¹¹。また『新修 七尾市史』では宗歎が義総の側近として活動しており、実隆に「色紙伊呂波」「明千寺勸進帳」（清書）等を所望して贈られるほどの文人であったと紹介、能登山伏（後述）などと共に義総へ中央や地方の情報をもたらし、その文芸活動を陰から支えたと評している¹²。

以上述べてきたように、宗歎の事績についてはある程度整理されているが、主要な事績を並べるだけでは得られる情報に限りがある。本研究ノートでは宗歎の一つ一つの動向を時系列に沿って検討することで、宗歎の人物像を明らかにし、中世明泉寺の実態を解明する一助としたい。なお【表1】は、宗歎の活動をまとめたものである。適宜参照されたい。

一、能登の文化人として

成身院宗歎の史料上の初出は、『為広能州下向日記』永正十四年（一五二七）十月十六日条で、能登滞在中の冷泉為広に宗歎が錢百疋で入門したという記事である。為広は当時六十代後半、歌道の大家として知られており、能登守護畠山義総と親交が深かった。宗歎が何を

目的として、どういった伝手で為広に弟子入りできたかは不明であるが、少なくとも当時、入門費用を支払うだけの経済的余裕があったことがうかがえる。義総が文芸を好み、その被官にも奨励していた事はよく知られているが¹³、実際為広が能登に下向した永正十四年には¹⁴、義総の被官を中心に少なくとも十二名が為広に弟子入りしており【表2】、多くは謝礼として錢百疋と太刀を納めている。宗歎の支払った謝礼は相場並みだったようだ¹⁵。

その後永正十五年四月二十日、義総は上洛する為広に対し餞別を贈っているが、この頃義総の被官らも為広に餞別を渡しており、その中に宗歎の名が見える¹⁶。宗歎の餞別は入門時と同じく錢百疋であるが、これは他に比して特別多くも少なくもない額である。なおこの時為広に餞別を贈った者の中には、【表2】で見た為広の入門者も多く含まれており興味深い。

さて、為広に入門してから六年後の大永三年（一五二三）九月二十一日、能登に滞在していた歌人・招月庵正昶が連歌会を催し¹⁷、そこに宗歎の名が見える【表3】。この連歌会は連歌師・月村齋宗碩を客人に迎えてのもので、挙句は義総被官の総宗が詠んでいる。参加者は十八名で、連歌師や義総被官と思われる人物が大半を占める。このうち七名は大永五年七月二十八日に義総が催した連歌会にも参加しており¹⁸、この大永三年の連歌会が、能登一級の文化人達によって催されたことが窺える。ここに名を連ねる宗歎もまた、文化人として知られていたのだろう。なお参加者には為広の門下や為広に餞別を贈った人

物が複数あり、為広への弟子入りが、宗欽と他の文化人とを結びつける要因になった可能性も考えられる。

二、能登畠山氏の使僧として

成身院宗欽の事績として特に知られているのが畠山義総・義統の使僧としての活動で、先述の通り大永五年（一五二五）七月朔日、義総からの書状等を三条西実隆へ届けたことから始まる。『実隆公記』によると、この日宗欽は義総より預かった書状と、源氏物語不審一帖、同桐壺巻、花鳥余情・河海抄寄書を届けている。この時の書状には追って銭千疋を贈る旨が記されており、七月十日に再び宗欽が届けている。その後も十月二十八日に能登へ下向するまで、使僧として六回実隆邸を訪れており¹⁹、その時期・頻度からいって、能登と京を行き来していたのは別の人物で、宗欽自身は在京し、受け渡し役をしていたと考えられる。十月二十六日に実隆へ能登下向の旨を伝えており、実に四ヶ月近く在京していたようだ。なおこの年の閏十一月十八日に前能登守護畠山慶致が没したが、実隆は弔問の銭千疋を宗欽に送っている。

その後一年と少し間が空き、大永七年二月六日に再び実隆を訪れて義総の書状を届けている。この時は前日に「能登山臥」が実隆を訪れて、宗欽が上洛し、義総の書状を持参する旨を伝えていた。その後二月十七日には坂本へ下向しており、これを聞いた実隆は山伏に宗欽宛

の折紙・扇等を託している。前回に比して短い日程で、同時期に起こった細川高国らと柳本賢治らとの戦鬪を避けたものと思われる。この時三条西家は安全地帯と目されていたらしく²⁰、避難してきた人々の受け入れなどで慌ただしかったのも一因だろう。その後もしばらく上洛せず、義総と実隆の書状は山伏や宗欽の中間・與太郎が届けていたが、大永八年八月六日、三度上洛して義総が源氏物語抄を所望している旨を伝えている。この時は十二月十三日に下向するまで、四ヶ月ほど京に滞在していたが、その間義総の使僧としての活動はあまり見えず、一方で実隆との個人的な交流が見える（後述）。その後享祿二年（一五二九）四月三日、義総が源氏物語抄を催促している旨を書状で実隆に伝えたのが、『実隆公記』に見える使僧としての活動の最後である。

さて、享祿二年以降も宗欽が使僧として活動を続けていたことが、天文十四年（一五四五）六月二十七日付の義総書状から窺える。これは「流芳軒」という人物に宛てたもので、上洛が延引してしまったこと、子細は宗欽に申し含めていること、宗欽からさらに詳しい説明があることを記している。義総はこの翌月の七月十二日に没するのだが、次代の義統も宗欽を使僧として派遣していた。義統使僧として初めて見えるのは、天文十四年十二月二十二日、義統が守護代替りの礼を將軍足利義晴に進上した際、使僧として自身も扇一本と杉原紙十帖を進上した記事である。この時宗欽は義晴の室町殿へ塗興で参上したようで、後にこれを聞いた本願寺蓮如は「不審千万」と評している。

翌年正月二十五日には証如に守護代替りの書状を届けており、同月二十九日には証如に面会、逗留中だった教行寺実誓を交えて三献で迎えられている。翌日さっそく義統への返状および返礼を受け取り、帰還したようだ。なおこの時、宗欽は個人的にも証如へ贈り物をしており、その返礼として甲斐絹二端、杉原紙を頂戴している。

以上が使僧としての宗欽の活動である。宗欽のような使者を義総は数人抱えていたようで、宗欽に先行する者として寿慶（寿桂）が挙げられる。義総の書状は、文化人たちの上洛の際に託したり、家中の者を遣ることもあったが、寿慶は京に長期滞在して実隆との取次を担っていた。寿慶の初出は年末詳の七月二十九日付畠山義総書状で、義総が実隆へ「手本」を所望する内容である²¹。この中で義総は寿慶のことを「別而無等閑仁候」と、特別に親密な間柄であると記している。なお義総は早歌本の返礼として銭千疋を永正十七年五月十四日に送っており²²、この時も寿慶が届けている。その後大永三年から五年まで能登下向をはさみつつ十二回も実隆を訪れており、これは同時期に『実隆公記』に記された義総の使者の中で最多である。米原正義氏は寿慶について、能登に下向した中央の連歌師としつつも、能登の人間の可能性もあるとしている²³。使者を務めた回数と、他の文化人と異なり実隆との間に私的な交流を持っていなかったことを踏まえると、やはり寿慶は能登の人間で、後の宗欽と同じような立場にいたと推測される。興味深いことには、寿慶の使者としての最後の活動は大永五年五月二十三日²⁴、宗欽の使僧としての初出は大永五年七月朔日と、

活動時期が重ならない点である。おそらく宗欽は、寿慶と入れ替わる形で使者のポストを手に入れたのだろう。その入手経緯は不明であるが、寿慶は宗欽も参加していた大永三年の連歌会に名を連ねており【表3】、文化人同士のネットワークがあったのかもしれない。なお宗欽の後継には安国寺留雲齋寿院が挙げられ、天文二〜四年頃より使僧としての活動が見える²⁵。

また、先述の通り実隆を訪れた義総の使者は宗欽だけではなかったが、彼らすべてがその名を記されたわけではない。特に大永六年から享祿六年にかけては「能登山臥」と呼ばれる人物が散見する。しかし大永八年二月十日に実隆を訪れた「能登山臥帥」以外は人名が記されておらず、この人物が個人だったのか、複数人存在したのかは不明である。実隆にとつて、名を記すほどの人物ではなかったということだろう。裏を返せば、宗欽は実隆にとつて、少なくとも名を記す程度には重要な人物だったといえよう。

三、実隆との交流と「明千寺勸進帳」の制作

成身院宗欽は、畠山義総の使僧として三条西実隆を訪れる傍ら、実隆と個人的な交流も行っていた。これは宗欽の先達に当たる寿慶にはみられなかったことである。初めてそれらしい交流がみえるのは『実隆公記』大永五年（一五二五）八月四日条で、

（前略）成身院來、勸一盞、宗碩來會、來七日發句事等申之、扇

子給成身院了、(後略)

とある。この時居合わせた月村斎宗碩は連歌師で、実隆とも連歌会で度々同席しており、また宗欽とも大永三年の連歌会で同席している【表3】。義総の書状を実隆に届けることもあった。共通の知人を変えた会話は弾んだのだろうか。この十日後、『実隆公記』大永五年八月十四日条には

(前略) 成身院能州書状持來、又天野一荷・兩種携之間、勸一盞、持佛堂本尊令見之、(後略)

とあり、義総の書状とともに天野酒一荷、肴二種を持参し、実隆の持仏堂の本尊を拝見している。酒肴は宗欽の手土産と考えられ、義総の使いを務める傍ら、実隆と親密になろうとする意図が窺える。

次第に実隆に接近していった宗欽は、九月二十四日に潤体円十粒を携えて実隆を訪れ、詩歌色紙・伊呂波等を所望する。実隆はこれを了承し、十月二十二日に宗欽へ送っている。宗欽はこの六日後の二十八日に能登へ下向しており、さながら詩歌色紙等の入手が上洛の主目的かのようにある。なお同日に歌人の道堅(岩山尚宗)も能登へ下向しており、同道した可能性が高い。

翌年の大永六年正月十三日、実隆は義総より所望されていた源氏物語聞書等を飯川宗春(義総被官、半隠斎)の侍・平井に託しており、この時義総、宗春、宗欽宛の書状も共に預けている。義総は当然として、宗春も使者平井の主人であるので書状を出す必要があるが、宗欽への書状はどのような用件だったのか。時期的に年始の挨拶かもしれ

ない。

翌年大永七年の訪問は前節で述べた通り慌ただしいものだったが、『実隆公記』大永七年二月六日条に

(前略) 成身院來、能州書状年始禮也、成身院宮箆綿一把・鳥子五十枚・海雲三桶持來、(後略)

とあり、個人的な土産も持参していたようである。この時宗欽は和歌懐紙を所望していたようで、実隆は三月十日にこれを書き、十三日に宗欽の中間・與太郎に預けたとみられる²⁷。五月十七日、十月十二日にも実隆は宗欽へ書状を出しているが、内容は明らかでない。

大永八年六月八日、宗欽は実隆に使者を送り、義総の書状を届けると共に越後平貫一端を贈っている。先述の通り、これが明泉寺の初出記事である。この年の八月頃には自身も上洛し²⁸、翌月の享禄元年(一五二八)九月二十五日頃には実隆へ書状を送っている²⁹。そして同年閏九月二十七日、『実隆公記』同日条に

(前略) 成身院來、絹一疋惠之、明千寺勸進帳所望、可清書之由諾了、勸一盞、

とあり、自ら実隆を訪ねて「明千寺勸進帳」を所望したことがわかる。大永七年五月からの一連のやりとりは、この相談のためではなかっただろうか。実隆は二十九日に清書を終え、十月五日には宗欽の使者に古今外題等と共に渡している。その後も十一月二十日と十二月九日、同十二日の三度、使者を介して書状等のやり取りがあり、十二月十三日に能登へ下向している。その後享禄二年にも書状のやり取り

があつたものの、享祿三年十月二十七日に実隆から潤体円を贈られたのを最後に交流は見えなくなる。

以上、宗欽と実隆との個人的な交流をみてきた。やはり特筆すべきは、「明千寺勸進帳」の作成である。実隆は早くから能書家としてその腕を見込まれ、古典の書写や色紙・短冊の染筆を依頼されてきた³⁰。義総もそうした依頼者の一人であり、その使僧であつた宗欽にとつて、実隆へ勸進帳制作を依頼することは大きな目標となつたに違いない。大永五年に能登へ下向してより享祿元年に勸進帳を受け取るべく上洛するまで、宗欽は基本的に能登にあつて使者を介して実隆とやり取りをしている。大永五年、六年のように自ら上洛するのは特別なことで、実隆と親密になるためだつたと推測される。

さて、この勸進帳は現存せず、その内容も全く不明である。手がかりになり得るのは室町時代末期の作と推定される「明泉寺絵図」であるが³¹、これが勸進帳とどう関わつてくるのか、今後検討していきたい。

おわりに

ここまで成身院宗欽の活動をみてきた。未だ謎の多い人物ではあるものの、文化人として活動する、三条西実隆と私的に交流を持つなど、ある程度の財力を持っていたことがわかる。しかも守護代替りの札を将軍に進上する使者を務めるなど、単に金銭的に余裕があるだけ

でなく、身分的にも高い位置にいたのではないかと考えられる。中間の與太郎をはじめ度々実隆のもとを訪れた使者の存在も、それを示唆する。先述した「明泉寺絵図」には大伽藍が描かれており、中世において明泉寺が大寺院であつたことが窺えるのだが、今回の検討はその推測を補強するものである。一方で宗欽の京での宿所や道中の旅費の出処³²、明泉寺における宗欽の地位など、不明な点も多く残る。今後の課題といえよう。

今回は文献資料、特に『実隆公記』に注目したが、中世の明泉寺を探る手がかりは「明泉寺絵図」や仏像、石造遺物など豊富に存在する。これらを総合的に検討することで、引き続き中世明泉寺、ひいては中世霊場の実態に迫つていきたい。

1 本研究ノートでは特別な場合を除き「明泉寺」と表記する。

2 本書収録の杉崎氏の論考を参照。なお明泉寺には地藏菩薩立像（本堂安置）のように、十世紀末まで制作年を遡れる仏像も存在するが、他の寺院から移動してきた可能性も考慮すると、観音堂本尊である千手観音立像の制作年を下限としておきたい。

3 第一輯（石川県、一九三八年）六六頁。

4 前掲『石川県神社仏閣古美術概観』六六頁。本書によると、この建仁二年縁起には明泉寺の開創が白雉三年（六五二）であると記されているらしいが、縁起本文の掲載がないため詳細不明である。なお同縁起には明泉寺の伽藍について、「講堂には座像八尺の五智如来を、東塔には座像八尺の葉師如来を、西塔には立像一丈三尺の阿弥陀如来を、釈迦堂には座像八尺の釈迦如来を、護摩堂には座像一丈の不動明王を安置する」と記されていた

- らしい。
- 5 『加能史料』戦国Ⅷ 二二一頁より。
- 6 『加能史料』戦国Ⅷ 三二九頁。『加能史料』では「□□」に相当する文字を「棟敷」と推定している。
- 7 前掲『石川県神社仏閣古美術概観』六六頁。
- 8 浜出藤三郎『諸橋村村史』（石川県鳳至郡諸橋村、一九五五年）四八頁。
- 9 長谷進編著『穴水町の集落誌』（穴水町教育委員会、一九九二年）五七九頁。
- 10 『七尾市史』（石川県七尾市役所、一九七四年）二二九頁。
- 11 前掲『穴水町の集落誌』五七九頁。なお宗欽が列席した連歌会について、本書は大永三年九月二十一日と同五年七月二十八日を挙げているが、大永五年の連歌会に宗欽は参加していない。
- 12 『新修 七尾市史14』通史編Ⅰ 原始・古代・中世（七尾市役所、二〇一年）四一九頁。
- 13 前掲『新修 七尾市史14』通史編Ⅰ 原始・古代・中世、四〇四頁など。
- 14 『為広能州下向日記』永正十四年八月二十六日条。『加能史料』戦国Ⅵ 二七四頁）にて、能登下向のため京都を出発している。また同年九月十日条。『加能史料』戦国Ⅵ 二八一頁）には能登国府勝禅寺にて畠山大隅守より銭百疋を受け取っている。これらより、到着は九月上旬頃であったと推定できる。
- 15 前掲『新修 七尾市史14』通史編Ⅰ 原始・古代・中世、四〇八頁。
- 16 『為広能州下向日記』『加能史料』戦国Ⅵ 三三九頁。原文は「成心院」とあるが、『加能史料』はこれを成身院宗欽のことであるとす。為広との関係からいっても、宗欽を指すと見て問題ないであろう。
- 17 「賦何路連歌」（明治大学図書館所蔵毛利家本、『加能史料』戦国Ⅶ 一八二頁）。
- 18 「賦何人連歌」（『加能史料』戦国Ⅶ 二七九頁）。
- 19 後述する私的な交流を含めると、八回訪問している。
- 20 芳賀幸四郎『三条西実隆』（吉川弘文館、一九六〇年初版、二〇一四年新装版第三冊）二〇九頁。
- 21 「三条西家文書」（加越能文庫所収「松雲公採集遺編類纂」百三十三）七月二十九日付書状。『加能史料』戦国Ⅶ 五四頁。寿慶の初出は、年代のわかる史料では『実隆公記』永正十七年五月十四日条であるが、この史料では実隆が既に寿慶と知り合っている感がある。一方、年末詳七月二十九日付の史料では義総が実隆に寿慶の紹介をしている。このことから、後者を寿慶の初出としたい。
- 22 『実隆公記』永正十七年五月十四日条、『加能史料』戦国Ⅶ 五三頁）。
- 23 米原正義「能登畠山氏の文芸（下）」（『國學院雑誌』第六六卷二・三号、一九六五年）。この説を受け、『七尾市史』『新修 七尾市史』も寿慶を中央から下向した連歌師としているが、寿慶の連歌師らしい活躍は管見の限り大永三年の連歌会のみである。寿慶については、中央人が能登人かだけでなく、連歌師であるかどうかも含めて検討の余地がある。
- 24 『実隆公記』同日条。『加能史料』戦国Ⅶ 二七二頁。なおこの時は義総破官の飯川宗春（半隠軒）の使いで訪問しており、義総の使僧としての活動は大永四年八月四日までである（『実隆公記』同日条、『加能史料』戦国Ⅶ 二〇二頁）。
- 25 年末詳の十二月五日付畠山義総書状（石川県立歴史博物館蔵、『加能史料』戦国Ⅸ 一七九頁）に名が見える。書状の年代は濱岡伸也「新収蔵 畠山義総関係文書の研究」（『石川県立歴史博物館紀要』一八号、二〇〇六年、一四七頁）による。
- 26 『実隆公記』大永五年十月二十七日条。『加能史料』戦国Ⅶ 三〇六頁）。
- 27 十三日条には與太郎へ義総あての書状と源氏物語聞書を預けたことしか記されていないが、同条中に「今日人々所望詩哥等書遣之」とあり、また十日に書き上げていた懐紙を預けなかつたとは考え難い。

- 28 『実隆公記』八月六日条より。この日宗欽は実隆を訪ねている。
- 29 『実隆公記』享祿元年九月二十五日条に、宗欽からの書状が届いた旨記されている。
- 30 前掲芳賀幸四郎『三条西実隆』一三頁、一八七頁
- 31 前掲『石川県神社仏閣古美術概観』六六頁。
- 32 宿所については、『実隆公記』大永七年二月十七日条にて実隆へ宗欽下向の報をもたらした「下京宿」が注目される。

【表1】 文献に現れる成身院宗欽の活動

| 年号 | 西暦 | 月日 | 事項 | 出典 | 加能史料 |
|------|------|---------|---|----------------------|-----------|
| 永正14 | 1517 | 10月16日 | 成身院宗欽、能登国滞在中の冷泉為広の門弟となり、銭100疋を贈る。 | 『為広能州下向日記』 | 戦国VI284頁 |
| 永正15 | 1518 | 不明 | 成身院宗欽、冷泉為広の上洛の際、銭100疋を贈る。 | 『為広能州下向日記』 | 戦国VI359頁 |
| 大永3 | 1523 | 9月21日 | 成身院宗欽、能登国に滞在していた招月庵正韻の連歌会に参加する。 | 賦何路連歌 | 戦国VII183頁 |
| 大永5 | 1525 | 7月朔日 | 成身院宗欽、畠山義総の使者として上洛し、義総の書状と『源氏物語不審』等を三条西実隆に届ける。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII276頁 |
| 大永5 | 1525 | 7月10日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、畠山義総からの銭千疋を届ける。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII276頁 |
| 大永5 | 1525 | 8月4日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、同じく実隆を訪ねてきた月村齋宗碩と同席する。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII276頁 |
| 大永5 | 1525 | 8月14日 | 成身院宗欽、畠山義総の書状を三条西実隆に届け、また酒肴を持参。実隆の持仏堂本尊を拝観する。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII291頁 |
| 大永5 | 1525 | 9月10日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、畠山義総所望の『源氏物語桐壺巻抄』を清書する旨申し送られる。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII300頁 |
| 大永5 | 1525 | 9月12日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、畠山義総からの背腸20桶と鯖子10桶を届ける。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII300頁 |
| 大永5 | 1525 | 9月24日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、潤体円10粒を贈り詩歌色紙・伊呂波等を所望する。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII304頁 |
| 大永5 | 1525 | 10月6日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、畠山義総（『源氏物語桐壺巻抄』を頻りに所望）の書状を届ける。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII301頁 |
| 大永5 | 1525 | 10月10日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、畠山義総からの銭三千疋を届け、対談する。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII299頁 |
| 大永5 | 1525 | 10月22日 | 三条西実隆、成身院宗欽へ所望の詩歌色紙36枚、伊呂波等を贈る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII304頁 |
| 大永5 | 1525 | 10月26日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、明後日能登へ下向する旨を伝えて扇や高麗蠟燭等を贈られる。また畠山義総が扇2本に和歌を書き付けたものを所望している旨を伝える。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII305頁 |
| 大永5 | 1525 | 10月27日 | 三条西実隆、成身院宗欽に畠山義総宛の書状や義総所望の『源氏物語桐壺巻抄』等を送る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII305頁 |
| 大永5 | 1525 | 10月28日 | 成身院宗欽、能登へ下向か。出発前に、三条西実隆より義総所望の扇を送られたとみられる。 | 『実隆公記』同日条 26、27日条 | 戦国VII305頁 |
| 大永5 | 1525 | 閏11月22日 | 三条西実隆、前能登守護畠山慶致が没したため、成身院宗欽に弔問の銭千疋を送る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII310頁 |
| 大永5 | 1525 | 12月29日 | 三条西実隆、畠山義総の書状と銭三千疋、成身院宗欽の書状を受け取る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII299頁 |

| 年号 | 西暦 | 月日 | 事項 | 出典 | 加能史料 |
|-----|------|--------|--|-----------|------------|
| 大永6 | 1526 | 正月13日 | 三条西実隆、成身院宗欽へ書状を送る。畠山義総への『源氏物語夕顔巻抄』や書状、飯川宗春への書状と同便。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VII318頁 |
| 大永7 | 1527 | 2月5日 | 三条西実隆、上洛した能登山伏より、成身院宗欽が上洛して畠山義総の書状を持ってくる旨を伝えられる。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII39頁 |
| 大永7 | 1527 | 2月6日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、畠山義総の年始の書状を届ける。あわせて自身の土産として綿と鳥の子紙、海雲を持参する。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII39頁 |
| 大永7 | 1527 | 2月17日 | 三条西実隆、能登山伏に畠山義総所望の『源氏物語松風巻抄』と、義総・道堅（岩山尚宗）ら宛の書状、油煙墨を渡す。またこの日成身院宗欽がすでに坂本へ下向していることを下京宿より聞き、宗欽宛の折紙・扇等も山伏に託す。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII39頁 |
| 大永7 | 1527 | 3月10日 | 三条西実隆、成身院宗欽所望の和歌懐紙等を書く。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII40頁 |
| 大永7 | 1527 | 3月13日 | 三条西実隆、成身院の中間・與太郎へ畠山義総宛の書状と『源氏物語薄雲巻抄』を託す。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII40頁 |
| 大永7 | 1527 | 5月17日 | 三条西実隆、成身院宗欽へ返事を出す。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII40頁 |
| 大永7 | 1527 | 10月12日 | 三条西実隆、能登山伏へ、畠山義総宛の書状と『源氏物語梅枝巻抄』等、飯川宗春宛の唐刀、成身院宗欽宛の書状を託す。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII95頁 |
| 大永8 | 1528 | 6月8日 | 成身院宗欽、使者を介して、三条西実隆へ畠山義総の書状と、自身からの越後平貫1端を送る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII121頁 |
| 大永8 | 1528 | 7月19日 | 三条西実隆、安楽光院（喜溪長悦）より畠山義総書状、成身院宗欽副状を受け取る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII123頁 |
| 大永8 | 1528 | 8月6日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、畠山義総が源氏物語を所望していることを伝え、八朔の返礼に扇を賜る。また同宿の人物が所望していた実隆染筆の料紙、『皇代記』批点等を実隆より預かる。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII123頁 |
| 大永8 | 1528 | 8月14日 | 三条西実隆、成身院宗欽からの書状を受け取り、三宅小三郎（畠山義総被官）が没したことについて義総へ返事を出す。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII123頁 |
| 享禄元 | 1528 | 9月25日 | 三条西実隆、成身院宗欽からの書状を受け取り、返事を送る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII133頁 |
| 享禄元 | 1528 | 閏9月27日 | 成身院宗欽、三条西実隆を訪ね、絹1疋を贈って「明千寺勸進帳」を所望し、清書の約束を取り付ける。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII138頁 |
| 享禄元 | 1528 | 閏9月29日 | 三条西実隆、成身院宗欽より依頼されていた「明千寺勸進帳」の清書を終える。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII138頁 |

| 年号 | 西暦 | 月日 | 事項 | 出典 | 加能史料 |
|------|------|--------|---|------------------------|------------------------|
| 享禄元 | 1528 | 10月4日 | 成身院宗欽の使者、三条西実隆を訪ねるが会えず。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII139頁 |
| 享禄元 | 1528 | 10月5日 | 成身院宗欽の使者、三条西実隆を訪ね、宗欽への書状や「明千寺勸進帳」、古今外題等を受け取る。この時飯川宗春等への書状も預かる。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII139頁 |
| 享禄元 | 1528 | 11月20日 | 三条西実隆、成身院宗欽からの書状（古今外題への礼）を受け取る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII139頁 |
| 享禄元 | 1528 | 12月9日 | 三条西実隆、畠山義総への書状、合点を入れた『三十首歌』とともに、成身院宗欽に扇を一本送る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII143頁 |
| 享禄元 | 1528 | 12月12日 | 三条西実隆、成身院宗欽が翌日能登へ下向すると聞き、伊路波等を書いて送る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII143頁 |
| 享禄元 | 1528 | 12月13日 | 成身院宗欽、能登に下向するか。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII143頁 |
| 享禄2 | 1529 | 正月15日 | 三条西実隆、成身院宗欽からの書状を受け取り、畠山義総へ返事を書く。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII146頁 |
| 享禄2 | 1529 | 4月3日 | 三条西実隆、成身院宗欽からの書状（畠山義総が『源氏物語抄』を催促している旨）を受け取る。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII162頁 |
| 享禄3 | 1530 | 10月27日 | 三条西実隆、能登山伏に、成身院宗欽宛の潤体円を預ける。 | 『実隆公記』同日条 | 戦国VIII229頁 |
| 天文14 | 1545 | 6月27日 | 畠山義総、流芳軒への書状にて、子細を成身院宗欽に申し合めた旨を記す。 | 佐藤行信氏所蔵文書 | 戦国XII37頁 |
| 天文14 | 1545 | 12月22日 | 成身院宗欽、畠山義統の使いとして、守護代替わりの礼を足利義晴へ進上し、併せて自身も扇と杉原紙を献上する。 | 『大館記』天文14年日記 | 戦国XII83頁 |
| 天文15 | 1546 | 正月25日 | 成身院宗欽、畠山義統の使いとして本願寺証如を訪ね、代替わりの音信を贈る。 | 『天文日記』同日条 | 戦国XII107頁 |
| 天文15 | 1546 | 正月29日 | 成身院宗欽、本願寺証如に三献をもって応対される。この時「一束・一本」を持参する。また室町殿（足利義晴）のもとへ塗輿で参上したことが話題に上り、証如から「不審千万」と評される。 | 『天文日記』同日条 『音信日記』同日条 | 戦国XII107頁 戦国XII108頁 |
| 天文15 | 1546 | 正月30日 | 成身院宗欽、本願寺証如より畠山義統への返状と太刀・馬代、織筋3端、引合10帖を預かり、自身も返礼として甲斐絹2端・杉原紙を賜る。 | 『天文日記』同日条 『音信日記』同日条 | 戦国XII107頁 戦国XII108頁 |

【表2】永正14～15年（1517-1518）の冷泉為広への入門者（身分は『加能史料』総索引を参考にした）

| 人名 | 身分 | 謝金 | 日付 |
|-----------|-----------|----------------------|-------------|
| 宗安 | 畠山義総被官 | 蘇合円5貝、牛黄円5貝、被官にも1貝ずつ | 永正14年9月13日 |
| 飯川新七郎光範 | 畠山義総被官 | 銭100疋、太刀 | 永正14年9月14日 |
| 桜井基記 | 一宮社司 | 銭300疋、太刀 | 永正14年か |
| 飯川宗春（半隠齋） | 畠山義総被官 | 銭100疋、太刀 | 永正14年 |
| 後藤兵部丞総乗 | 畠山義総被官 | 銭100疋、太刀 | 永正14年 |
| 温井藤五郎 | 畠山被官か | 銭300疋、太刀 | 永正14年 |
| 所口常心院 | 不明 | 銭100疋 | 永正14年10月朔日 |
| 後藤忠兵衛 ☆ | 畠山義総被官 | 太刀、食籠、指樽 | 永正14年10月朔日 |
| 遊佐孫六 | 畠山義総被官 | 銭100疋、太刀 | 永正14年 |
| 平総知 | 畠山義総被官か | 銭100疋、太刀 | 永正14年 |
| 隠岐藤四郎統朝 | 畠山義元・義総被官 | 銭100疋、太刀 | 永正14年 |
| 齋藤兵庫 | 畠山義総被官 | 銭100疋 | 永正14年 |
| 伊丹彦四郎 | 不明 | 銭100疋、太刀 | 永正14年 |
| 成身院宗欽 | 明泉寺僧 | 銭100疋 | 永正14年10月16日 |
| 所口観音坊 | 不明 | 銭100疋、折紙 | 永正15年2月26日 |

☆…入門とはっきり書かれてはいないが、為広に謝礼を支払っており、おそらく入門したとみられる。

【表3】大永3年（1523）の連歌会参加者

| 人名 | 身分 | 備考 |
|-------|-------------|-----------------------|
| 月村齋宗碩 | 連歌師 | 客人 |
| 招月庵正韻 | 歌人 | 興行主、冷泉為広に餞別を贈る |
| 永閑 | 連歌師 | 大永5年連歌会参加 |
| 宗景 | 不明 | |
| 寿慶 | 畠山義総の使者 | |
| 遊佐秀倫 | 畠山義総被官 | 大永5年連歌会参加 |
| 飯川宗春 | 畠山義総被官、為広門下 | 大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈る |
| 成身院宗欽 | 明泉寺僧、為広門下 | 冷泉為広に餞別を贈る |
| 寺岡経貞 | 畠山義総被官 | 大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈るか |
| 総宗 | 畠山義総被官か | |
| 伊予屋宗伯 | 不明 | 大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈る |
| 飯川光範 | 畠山義総被官、為広門下 | 大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈る |
| 半井明宗 | 不明 | |
| 等順 | 不明 | |
| 招月庵桂荘 | 正韻弟子か | |
| 重建 | 不明 | |
| 招月庵圭純 | 正韻弟子 | |
| 井上総英 | 畠山義総被官、能書家 | 大永5年連歌会参加、冷泉為広に餞別を贈る |

『賦何路連歌』（明治大学図書館所蔵毛利家本、『加能史料』戦国VII182頁）より

幕末期の「北ルート」廻船経営と津軽・出羽

— 附・石川県立歴史博物館蔵「加藤家文書目録」 —

濱 岡 伸 也

はじめに

近世から近代にかけての日本海を中心とした海運を論じる際、北前船という言葉は避けては通れない。しかし、現在一般的に理解されている北前船という概観では説明しきれない数多の事象が確認されていることから、北前船という言葉の使い方に気を付ける必要があると指摘してきた。船自体を北前船と呼び、和磁石や望遠鏡、懸硯や半櫃、帳箱などの道具類は北前船の道具と呼び、船持ちは北前船主と呼ぶ。地元では生産されない生活用品や食物、植物などは、北前船で運ばれたという。そう説明することで、その物・その事象の周辺にある事実の認識が薄められ、大切な情報やものの本質がなおざりにされている感が否めないのである。

先に提唱した「北前船」北ルート」に関して、一般的な北前船の概説でとらえると西廻り航路の一部分として理解されてしまう情報である。また、冬囲いに関しても、船持ち単位で見ただけの場合、大坂というのはむしろ少数派と考えられるのである。なかでも、複数の廻船を所有する船持ちたちは、地元を中心に、大坂、新潟、酒田などを使い分けて運用していたと考えられ、その事例を紹介して論じてきた。

史料から窺えることは、十八世紀後半から明治初頭（明治九年頃）にかけて、加賀・能登・越中の廻船問屋の中には、複数の舟才船を各地に配して、活発な経済活動を行っている者が少なからずいたということである。彼らは、地元や大坂に加えて、新潟や酒田、秋田、深浦などにも冬囲いを行い、それぞれの地を出入船の拠点として複数のルートを他の廻船問屋たちとも巧みに利用し合って、広大な流通シス

テムを運用していたと考えられる。

本稿では、そうした概観からさらに踏み込んで、北陸より北の地に冬囲いを行っている廻船問屋の廻船の運行状況や経営形態や実情を考察する。加えて、冬囲いの地として選ばれている地域（湊）との関係を、地域の面から考察することを目的としている。論を展開する前に自分の用語の使用範囲について明らかにしておきたい。

廻船・船のこと。客船帳でもわかる通り、江戸時代の日本海には日本全国とっていくらい各国（相模、日向、伊予などの名称）の船が就航していた。その事実を確認するため、「北前船」という言葉を用いない。

廻船問屋・江戸後期以降の船持ちは、船の運用は家族や一族、雇などの船頭にゆだね、自らは居屋敷にいて情報収集を行い、各船に指示を伝え、廻船の報告を受ける者が多かった。その場合、船ごとの運行ルートやトータルでの経営管理は船主が行っていると考えられる。これは「北前船主」というよりも管理体制がしっかり確立しているということ、で、混用を避けるため「廻船問屋」を用いる。

これらを確認したうえで、検討に入りたいと思う。

一、羽州酒田の宿 本間屋弥三郎

(一) 本間弥三郎家出

二〇一九年の「加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの研究^{〔1〕}」でも紹介した「加藤家文書」No.0072「本間弥三郎迷惑に付嘆願覚」の史料は、持ち船を地元や大坂ではない出羽・酒田で冬囲いしていた例として掲示した。その後、文中でも指摘した「嶋崎家文書」に含まれる同様の文書とともに、内容を検討した結果、興味深いことが分かってきた。そこで、双方の文書を掲示して内容を検討していくこととする。

本間弥三郎迷惑に付嘆願覚（加藤家文書No.0072）

一 ①乍恐以書付御歎願奉申上候

私儀去亥十一月中御当所江困船仕船場町宿本間屋弥三郎江当春請取候積ニ而預置候金子四百七拾五兩相渡不申候ニ付追々引合候処兎角彼是申訊いたし日延仕一向相渡不申候ニ付尚追々引合候内弥三郎儀如何差心得候哉当二日手代共江書付差置家出仕候趣何共当惑仕候依之本店本間正七郎殿江追々罷出御願申上候得共兎角取合不申旅人之私何共可取計手段茂無之甚以迷惑仕候依之御時節柄奉掛

御苦勞候儀何共恐多奉存候得共格別之以思召

御上様御威光ニ而本店本間正七郎殿方為渡候儀
厚御利解被成下置度奉願上候乍恐此段以書付
御歎願奉申上候以上

加州本吉

嘉永五年子四月

角屋九兵衛船

沖船頭善四郎

酒田湊

御役場

・
・

②乍恐以書付奉願上候

先達而奉願上候本間屋弥三郎江預置候金子之儀
尔今何之御沙汰茂無之何共迷惑仕候先達而茂奉願上
候通期永々二相成候而者国元主人江申訊難相立勿論
家内之者茂必難洪可仕何共歎ケ敷奉存候尤先年
本間正七郎殿方印鑑付書状を以当店迄数代弥三郎
家出仕候逆旅人江迷惑為掛候儀何共難落入奉存候右等
之始末篤与御賢察被成下置早速出金仕候様宜敷
御沙汰被成下置度奉願上候右又正七郎殿相渡不申存寄ニ茂
・
・
御座候ハ、其段早速御座被成下置度乍恐右当店
以書付奉願上候以上

加登屋九兵衛船

子七月

沖船頭善四郎

・
・

③乍恐以書付奉申上候

私儀船場町弥三郎掛り合候儀ニ付当春中方御歎
願奉申上候得共今以何之御沙汰茂無之長々二相成国元
主人江申訊難相立奉存候間此上者鶴ケ岡
御城下へ罷登御訴訟申上度奉存候間此段以書付御届
奉申上候以上

加州本吉

加登屋九兵衛船

子九月

沖船頭善四郎

伝馬町宿

四郎兵衛

肝煎吉兵衛

酒田湊

御役場

願書写（嶋崎家文書〔2-1026〕No.9）

〔表紙〕

嘉永五年

願書写

子四月

・
・
・

① 乍恐以書付御歎願奉申上候

私儀去亥冬中御当所船場町宿本間屋弥三郎方江止宿中小豆買入度相談仕候得共相庭引合不申候ニ付差直注文致置秋田表江罷下り候所其後買附出来候趣ニ而私江者不申越津輕表江津留仕候親權三郎江案内申置同人方式百五拾兩相渡別紙預り手形取置申候間積船差下し候処相渡不申勿論弥三郎殿儀者家出

仕候趣ニ付旅人之私可取斗手段無之何共

当惑仕候尤先年茂別紙之通大金之掛り合ニ

相成主人前漸取結不省仕候所無間茂又々

莫太之掛合ニ相成候而者申訳難相成依之御歎

願奉申上候御時節柄奉掛御苦勞恐多奉存候

得共何卒格別之以御憐愍本店本間正七郎殿方

相渡り候様厚御沙汰被成下置度奉願上候此段

乍恐以書付御歎願奉申上候以上

・

・

嘉永五年

加州粟ヶ崎

子四月

嶋崎徳兵衛支配人

五三郎

伝馬町宿

酒田湊

御役場

・

・

・

肝煎

吉兵衛

四郎兵衛

② 乍恐以書付奉再願候

先達而奉願上候船場町本間屋弥三郎江預置候小豆并預金之儀尔今何之御沙汰茂無之何共迷惑仕候斯長々之滞留ニ罷成候而者商売茂相休国元江主人江申訳相立不申甚以心配仕候猶又諸雜用相嵩旁以難洪仕候間何卒格別之以御憐愍早々出金ニ罷成候様厚御沙汰被成下置度奉願上候乍恐此段以書付奉再願候以上

加州粟ヶ崎

嶋崎徳兵衛代

嘉永五年子五月

五三郎

・

・

同 本吉

加登屋九兵衛船

沖船頭

善四郎

伝馬町宿

四郎兵衛

酒田湊

肝煎 吉兵衛

御役場

・
・
・
・

③本間正七郎殿答書写

御尋ニ付乍憚口上書を申上候

加州宮之腰湊屋左太郎船船頭権左衛門同湊

熊田屋吉左衛門船船頭六兵衛同粟ヶ崎嶋崎徳兵衛

支配人五三郎同本吉加登屋九兵衛船船頭

善四郎右四人去冬中新問屋弥三郎江預ヶ置

米金当春相渡り不申把合中右弥三郎家出仕候

何之手段も無之私所本店与見込度々罷越相敷候得共

取合不申候ニ付御役所江御威光本店方出金ニ相成候

・
・

様御歎願申上候ニ付如何之訳ニ候哉御尋ニ御座候依而

申上候右弥三郎家之儀者全私出店ニ者無御座候

先年も申上候通り四拾年已前私別家之者ニ而業用

不都合之節者得願無余儀金子才覚仕追々貸方

相嵩大金相滞居候所右弥三郎病死仕候付津国屋

太助江為請負候得共行届不申其後大沼平八請負

為口所猶平八江多少之貸方一金も返済無御座候

不成一通迷惑罷在仕合ニ御座候右申上候訳柄ニ御座候間

弥三郎儀者私出店ニ無御座候右四人方書付差上

・
・
・
・

旧冬弥三郎相對いたし米金取引仕候相滞候分

同人家出仕候ニ付船ヲ相手取無謂書付差上候儀者

一向難落入奉存候是等之儀ハ別而申上候通り船家

別訳ヶ様ニ而全出店之儀者無御座候右御尋申上候

乍憚口上書申上候以上

本間正七郎代

子五月九日

本間信十郎

・
・

④乍恐以書付再願奉申上候

私儀先書奉申上候通本問屋弥三郎江大金之掛り合

ニ相成候付本店本問正七郎殿相手取当三月中

願書差上候所御同人代本問信十郎を以答書差

上候ニ付奉申上候御同人申上候ニ者弥三郎儀者家別之

訳柄ニ而出店ニ無御座候所私儀弥三郎江相對いたし

米金取引仕相滞候方同人家出仕候ニ付正七郎殿

相手取無謂書付差上候様申上候得共右者先年

本間正七郎殿御代印鑑付書状を以御頼有之其後

・
・
・
・

大沼平八病死後本問正七郎御代給左衛門伊兵衛太兵衛

三人為差登其節茂御同人印鑑付書状を以無心

置取引致呉候様御願被遣候ニ付先年申上候通り先年
茂大金之掛り合御座候得共 御上様江奉掛御苦

芳候茂恐入殊ニ正七郎殿方御願有之候家柄ニ付御沙
汰も不申上不省仕罷在候所今度又々大金之掛合

ニ相成候ニ付無扨御歎申上候所正七郎殿印鑑付書状
を以相願候を取包布而私儀無謂申掛ニ而茂仕候様

申上候儀御大家ニ茂不似合御申分与奉存候乍恐此段
・
・

篤与御賢察被成下置度無彼是正七郎殿方出金ニ
相成候様宜御沙汰被成下置度奉願上候此段乍恐

以書付奉再願候以上
加州粟ヶ崎

嘉永五子年五月 嶋崎徳兵衛支配
五三郎

酒田湊 伝馬町宿 四郎兵衛
御役場 肝煎 吉兵衛

・
・
・

⑤乍恐以書付奉願上候
先達而奉願上候本間屋弥三郎江預置候小豆

儀爾今何之御沙汰も無之何分迷惑仕候先達
而茂奉願上候通斯永々ニ相成候而者国元主人

江申訳難相立勿論家内之者茂難渋

可仕何共歎ヶ敷奉存候尤先年本間正七郎殿方
印鑑付書状を以両度迄頼越弥三郎家出

仕候迎旅人江迷惑相掛候儀何共難落入奉存候
・
・

右等之始末篤与御賢察被成下置早速預品
相渡り候様宜御沙汰被成下置度奉願上候若又

正七郎殿相渡り不申候存寄ニ茂御座候ハ、其段
早速御達被成下置度乍恐右両様以書付

奉願上候以上 加州粟ヶ崎
子 嶋崎徳兵衛支配人
五三郎

七月廿二日 伝馬町宿 四郎兵衛

酒田湊 肝煎 吉兵衛
御役場

・
・
・
⑥乍恐以書付奉申上候

私儀船場町弥兵衛抱り合之儀ニ付当春方数度
御歎願奉申上候得共今以何之御沙汰も無之斯長々

ニ相成国元主人江申訳難相立奉存候此上者鶴ヶ岡
御城下江罷登御訴訟申上度奉存候間乍恐此段

以書付御届奉申上候以上

嶋崎徳兵衛代

子九月

五三郎

伝馬町宿

四郎兵衛

酒田湊

肝煎

御役場

吉兵衛

(二つの史料中の○数字は筆者が付した)

「本間弥三郎迷惑に付嘆願覚」(加藤家文書)は、加州石川郡の本吉湊の加登屋九兵衛と加州河北郡向栗ヶ崎の嶋崎徳兵衛が、嘉永四年(一八五二)の秋から冬にかけて、羽州酒田湊の本間屋弥三郎(本人は本間弥三郎と記しているので、以後「本間弥三郎」に統一する)に嘉永五年春の廻船運用まで冬囲いの依頼を行い、資金を渡していたことを伝えている。ところが、五年春に酒田へ行ったところ、本間弥三郎の姿が見えなくなっており、春からの出帆ができなくて、本店と聞いている本間正七郎に対処してほしいと依頼したが埒が明かずに酒田湊の役所へ相談した(加藤の①)。しかし、秋まで何の進展もなく鶴岡藩へ直接交渉することによって終わっている(加藤の③)。この内容から、先行論文では「北ルート」に就役する実例としての紹介に留めた。その後、加藤家文書の詳細や、嶋崎家文書の検討から様々なことが分かってきた。

まず、加藤家である。加藤家と本間弥三郎との関係は文政九年(一八二六)からの史料が確認されている。それ以降の関係は表1に抽出

してまとめた。「本間弥三郎迷惑に付嘆願覚」で指摘のある四七五両(2)に関して左のような証文が残っている。

〔前欠〕

金子預り手形之事

一、金四百七拾五両也

但シ八朱利足付

右之通慥ニ預り申処実正御座候

何時成とも御断次第書面之金子

相渡可申候為其預り手形仍而如件

本間弥三郎(印)

嘉永四年辛亥十一月二日

加登屋九兵衛殿

証文は主人の加登屋九兵衛宛であり、加登屋では同年八月にも一五〇両(宛名は加登屋善吉)を渡していた。このように、本間弥三郎との関係は二〇年以上にもわたっており、酒田での取引には全幅の信頼を置いていたと考えられる。そのため、加登屋沖船頭の善四郎は、嘉永四年の航海を終えて船を酒田湊へ戻し、冬囲いの費用として四七五両を支払っていた。

もう一方の嶋崎家はどうかというところ、嘉永四年の冬に嶋崎家の支配人である五三郎が酒田を訪れ、本間弥三郎の宿に逗留した。その際、小豆の買い入れを相談した。その後、五三郎は秋田へと移動していたが、小豆買付の知らせが、五三郎ではなく、青森にいた権三郎

表1 本間弥三郎関係文書

| 目録No. | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 備考 |
|-------|--------------------|---------------------------|--|--------|----|-----------------------|
| 1 | 金三拾両預り手形(後欠) | 文政9年8月19日 | 本間弥三郎 | | | |
| 2 | 338 酒田本間弥兵衛送金分預り手形 | (文政11) 戊子5月23日 | 浅香作兵衛 | 加登屋勘兵衛 | 切紙 | 出羽本庄 17両 |
| 3 | 350 (前欠 金子手形) | (天保3) 長 ^① 月23日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | |
| 4 | 156 金子受取証文 | 申10月朔日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1000両 |
| 5 | 167 下り金受取証文 | 申10月27日 | 本間弥三郎 代権兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 2500両 |
| 6 | 357 決算過金通知(前欠) | 酉10月 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | |
| 7 | 353 売附指上状(前欠) | 酉11月6日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | |
| 8 | 79 大豆買附覽 | 酉12月19日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 12月から利息懸る |
| 9 | 49 新庄御米千俵貸付覽 | 戌正月5日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | |
| 10 | 358 決算書裏書金子受取状 | 戌11月16日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 裏書は、本間弥三郎 代治三郎、松次郎 |
| 11 | 342 金子預り手形 | 嘉永4年8月9日 | 本間弥三郎 | 加登屋善吉 | 切紙 | 150両 |
| 12 | 349 金子預り手形(前欠) | 嘉永4年11月2日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 金475両 利足8 両 |
| 13 | 72 本間屋弥三郎迷惑に付歎願覽 | 嘉永5年9月 | 加州本吉 加登屋九兵衛 船 沖船頭善四郎、伝馬町宿 肝煎四郎兵衛、吉兵衛 | 酒田養御役場 | 袋綴 | |

(五三郎の親としている)にもたらされ、権三郎が代金として二五〇両を支払った。ところが、嘉永五年の春に酒田を訪れたところ、買い付けたはずの小豆がなく、本間弥三郎の所在が分からなくなっていたのである(嶋崎の①)。嘉永五年の四月には、加登屋・嶋崎が個別に交渉していたが、五月になり本間弥三郎と同じ伝馬町の宿・四郎兵衛と町肝煎・吉兵衛の同意を得て、連名で願状を提出した(嶋崎の②)。

さらに、本間正七郎が役所に対して提出した答書の写しが採られており、より詳しいことがわかる(嶋崎の③)。それによると、本間弥三郎の件で訴えてきたのは、加州宮腰の湊屋左太郎船船頭権左衛門、同湊の熊田屋吉左衛門船船頭六兵衛、同粟ヶ崎の嶋崎徳兵衛支配人五三郎、同本吉の加登屋九兵衛船船頭善四郎の四人もいたことがわかる。また彼らが、本間正七郎を本間弥三郎の同姓として本店と理解

し、賠償を求めたことに對し、本店ではないし全く無関係であるとして次のように回答している。「本間弥三郎に関しては、四〇年前に別家した家で支店ではない。それでも貸しすぎで苦しんでいた時に死去したため、津国屋太助、次いで大沼平八に請け負わせて解決を試みたがうまくいかなかった（古くは同族であったので見過ごしてきたわけではないが、現在は全くの無関係である）」と。

このなかで「弥三郎病死仕候」としているが、四月の段階で役所から伝えられていないことや、七月以降も「弥三郎家出」と記していることと符合しておらず、実際にどうなのかははっきりしない。しかし、本間正七郎は、自分は本店ではないとして賠償請求の相手であることを否定し、五三郎たちの主張とは平行線をたどったことに変わりはなかった。

(二) 宿の機能と沖船頭

このトラブルの結末を語る史料は持ち合わせていないが、「加藤家文書」にはその後の展開を想定させる史料が含まれていた。この点は次章で紹介することとし、ここでは本間弥三郎の「宿」というものについて検討しておきたい。

前節の文書では「御当所〔羽州酒田、筆者注記〕船場町宿本間屋弥三郎」と記されている。もちろん、酒田船場町の宿の本間屋弥三郎（ここでは宿の話なので屋の表記を残す）ということである。船場町と本間屋弥三郎については、住所と名前であって他意はない。それで

は「宿」はどうか。加登屋の沖船頭善四郎は、「冬囲」として秋から翌春までの船の管理を依頼している。これは冬期間の船の保管と管理である。管理の内容に、出帆までの修理を含む契約かどうかはわからない。ここで冬囲いを委託したので、船頭や水主たちの行き来の滞在や宿泊も、本間屋を利用するのだろうか。明確には記されていない。

他方、嶋崎徳兵衛の支配人五三郎は、「止宿中」と記しており、酒田に来て宿泊場所を本間屋弥三郎宿としているのである。五三郎に関する記述の中で「船」は全く出てこない。五三郎は、自ら船を操るわけではなく陸路や便船によつて各地を移動しながら、嶋崎徳兵衛持ち船用の販路調査や積荷の手配などを行っていたと考えられる。五三郎が本間屋弥三郎に依頼したのは来春に積み込む「小豆」の買い付けであった。

このように、酒田湊の船場町にあった本間屋弥三郎は

ア．酒田湊に入る船の世話をする船の宿

イ．旅人や船人の宿

ウ．荷物の出入・売買を行う荷物宿

の三つの機能を併せ持っていたとみられるのである。

ここで、調整を願った船頭たちについても検討しておこう。彼らの肩書について、沖船頭、船頭、支配人と書き分けている。自らもそうであるが、相手方からもそのようにしている。前掲した二つの史料と、「加藤家文書」の使用例などから少し整理しておくこととする。

加登屋九兵衛船の沖船頭善四郎は、安政七年（一八六〇）正月の親

方・加登屋九兵衛と船運用責任者八人が交わした経営の定書³で、三番目に名を連ねており、「相生丸 善四郎」となっている。当時、加登屋は十一艘の船を所有・運用していたが、この八人はそれぞれ一艘を任されており、船の大きさや展開するルートなどによって、加登屋から運用資金を配分され、これを基礎として船の維持管理・商売の拡大を目指していた。この定書やその請書のなかで「船頭」という言葉は出てこない。「相生丸 善四郎」や「加宝丸 又右衛門」という表記である。これまでは、「相生丸の船頭善四郎」「相生丸船頭の善四郎」などと「船頭」を補足して使用してきた。しかし、古文書史料の中では「沖船頭」と「船頭」は使い分けが行われている。この本間屋弥三郎の一件でもそれははっきりしている。「宮腰の湊屋左太郎船船頭権左衛門」と書かれた権左衛門自身、あるいは湊屋の史料が無いので船頭としての表現がどのようになされるかはわからない。しかし、自分が運用している船を持たずに酒田へ来ていた五三郎は、「嶋崎徳兵衛支配人」と記し、また「嶋崎徳兵衛代」と記すのに対し、善四郎は「加登屋九兵衛船 沖船頭」「沖船頭」と記すのみである。この二つの比較は廻船経営の研究では重要なヒントを与えている。嶋崎家では、支配人五三郎は代理であり当事者は船主である「嶋崎徳兵衛」であるが、加登屋では加登屋九兵衛持ち船の沖船頭善四郎⁴が当事者となっているということである。定書の内容にある通り、善四郎は船の運航管理とともに商売に関しても大きな裁量権を付与されていたと考えられる。定書にある八人は「加藤家文書」の中でしばしば「沖船頭」と

して登場する。

もちろん史料には「船頭」という文字は大量に散見される。史料でも「その船の運航に関して責任を持つ者」「船の運航管理をする者として雇われた者」として理解できる。そのなかで「沖船頭」とは、加登屋の善四郎のように「裁量権を付与されている船頭」と理解できる。いったん船を出帆させると、その年の廻船商売を終えて湊で冬囲いを行い、翌春の出帆までの船自体の管理と積入荷物の手配まで責任を持つ。これが「沖船頭」であり「船頭」と区別されている理由と考えられる。

この裁量権の問題を意識することが、筆者自身が課題の一つとしてとらえている「仕切書」の再検討に重要な意味を持つと思われる。稿を改めて考察してみたい。

(三) 本間屋弥三郎一件の後

「嶋崎家文書」は点数が少なくこの一点のみ、「加藤家文書」にもこの結果を示す史料は含まれていない。そのため、嘉永五年九月時点での「鶴岡城下へ直接訴える」としていた結果がどうなったのかはわからない。しかし、「加藤家文書」にはその後の加登屋と酒田の関係を示す史料が含まれており、その内容から本間屋弥三郎一件のその後を推し量ることができる。そのきっかけとなるのが左の史料である⁴。

「 覚

一、金三百両 本間弥三郎

拝借金
子年残金

一、貳百壹兩

丑年方

廿五匁四分七厘

未年迄上納

一、三兩

申年

又右衛門殿江上納

一、貳兩三步

武兵衛殿江

一、五兩壹歩

又右衛門殿江

一、七兩貳歩

藤右衛門殿江

一、五兩

又右衛門殿江

一、五兩

申年

冥加金

六口メ廿八兩貳歩

右之通御座候已上

申十一月

下村屋与吉[㊦]

加登屋九兵衛殿

加登屋の沖船頭善四郎が預けて不明となった四七五兩がどのような交渉結果を経たのかはわからない。しかし、この史料から、問題が発覚した嘉永五年末には、加登屋が返金される額が三〇〇兩となっていたことがわかる。しかも本間屋ではなく、下村屋与吉が返済を続けてきたという事実である。この申年は内容から万延元年（一八六〇）と

推定され、嘉永五年から九年間返済を続けていたことも読み取れる。

万延元年は、返済金を又右衛門、武兵衛、藤右衛門に渡している。彼らは安政七年の定書に名を連ねた運行責任者（沖船頭）たちである。

その先も下村屋与吉は返済を続け、亥年（文久三年＝一八六三）には三〇〇兩あった返済金の残りが七兩廿四匁五分三厘にまで減っていた。そして、この頃から「北ルート」において加登屋の廻船活動を担っていた格吉丸利兵衛に対し、その経済活動の資金調達を担っていたのが下村屋与吉であった（表2参照）。

このように、史料で読む限り、下村屋与吉は本間屋弥三郎の借金を肩代わり返済することで、酒田における加登屋の活動の根幹を支えるまで、密接な関係を築き上げたと考えられるのである。

二、「北ルート」の廻船経営

（一）越中放生津綿屋と津軽藩

詳細については、拙稿「加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの研究」に譲るが、要点と本論に関する視点での考察をあげておくこととする。

越中放生津の綿屋は、天保期に弁才船を購入、そこから廻船業にも参入した。幕末には、能登を含む北陸と津軽、蝦夷地を行き来しており、佐渡や新潟、酒田、津軽深浦などにも入津している。そうした中、明治三年には津軽藩津軽商社の仕事を受け、蝦夷地から海産物を

表2 下村屋与吉関係文書

| 目録No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 備考 |
|------|-----------------------------|---------------|-----------|--------------------------|-----|------------------------|
| 1 | 金子預り手形 | 巳9月3日 | 下村屋与吉 | 加登屋彦四郎 | 切紙 | 庄内酒田下村屋 90両 |
| 2 | 返済金上納に付書状(前欠) | 巳11月 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 金5両巳年済 永 50文8分7厘 永 |
| 3 | 武兵衛又右衛門中荷代金返済決算書 | 申11月 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切続紙 | |
| 4 | 本間弥三郎拜借金返納覚 | 申11月 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切続紙 | |
| 5 | 本間弥三郎拜借金返納覚(後欠) | 酉11月 | 下村屋与吉 | (加登屋九兵衛) | 切続紙 | |
| 6 | 上納金高書上 | 戌11月 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | |
| 7 | 61 拝借金上納指引覚 | 亥11月 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切続紙 | |
| 8 | 347 為替手形 | 慶応元年10月21日 | 加登屋格吉丸利兵衛 | 庄内酒田金子渡主下村屋与吉、金子請取主栗林清四郎 | 切紙 | 10両 |
| 9 | 346 積荷など払決算覚 | 丑10月23日 | 下村屋与吉 | 加登屋利兵衛 | 切続紙 | 400両余 |
| 10 | 348 為替金手形之事 | 慶応2年10月19日 | 角屋利兵衛 | 金子渡主下村屋与吉、金子請取主尾山屋市威(箱館) | 切続紙 | 300両為替 |
| 11 | 59 加登屋利兵衛箱館にて巨額為替作成に付換金御断書状 | (慶応2典) 12月23日 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 続紙 | 利兵衛250両→越後新橋三国屋弥惣吉→酒田X |
| 12 | 58 利兵衛政吉他返済残金決算書 | (明治元) 辰12月 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切続紙 | |
| 13 | 60 利平八千両立替等に付書状 | 10月19日 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切続紙 | |
| 14 | 345 運賃之儀承知等に付書状 | 11月3日 | 格吉丸 利兵衛 | 下村屋与吉 | 切続紙 | |
| 15 | 343 為替にて金子用立願状 | 11月9日 | 格吉丸 角屋利兵衛 | 下村屋与吉 | 切続紙 | 仙台、江戸、中湊(那珂湊) |
| 16 | 344 金子為替にて借用願状 | 11月12日 | 格吉丸 利兵衛 | 下村屋与吉 | 切続紙 | 金10両 前回と合わせて250両と成る |
| 17 | 64 利兵衛へ用立ての金子に付確認書状 | 12月17日 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切続紙 | |
| 18 | 355 二文字屋小杉商家為替の儀に付書状 | 12月17日 | 下与 | かど九 | 切続紙 | |

輸送している。直接的な交渉は、綿屋の持ち船恵吉丸甚吉と津軽商社の一員で深浦の間屋・越後屋庄兵衛との間で行われた。⁵⁾

津軽藩では、ペリー来航後の和親条約を経て、幕府から「留萌周辺から利尻あたりまで」の警備を命じられていた。内容的には、担当する地域の治安の維持と考えられ、実務的には海産物の販路の確保と生活関連物資の提供である。そこには津軽藩自体の実質的な負担軽減と利益の上積みが盛り込まれているのはもちろんである。津軽藩では、藩と商人たちとで構成する津軽商社を立ち上げ、物流の管理を行った。蝦夷地では、リイシリ(利尻)、ル、モツへ(留萌)、ヲタルナイ(小樽)に担当者を置き、津軽側では深浦や鯨ヶ沢の湊で輸送の手配を行い、弘前や五所川原で実際の物流管理を行っていた。そのもとで、明治三年には、深浦の越後屋庄兵衛が綿屋の恵吉丸甚吉と契約して、蝦夷地増毛から鯨ヶ粕二二七本と数乃子粕二〇本を輸送させる予定であった。実際には、鯨ヶ粕九六本、鯨ヶ粕一九九本二分、鯨ヶ粕二三本二分四厘を積み出すことになった。

このなかで、改めて確認しておきたいのは幕末期における蝦夷地交易の実例である。津軽藩が幕府の命によって蝦夷地北西部を管理していたことと、綿屋をはじめとする北陸の廻船問屋たちが津軽深浦や、羽後秋田、出羽酒田など「北ルート」上に持ち船の一部を冬囲いさせていたことが大きく影響していた。また、これらの史料から、運び出す際には、代金や税金を船側が前払いし、無事に到着すると、立替分に運賃を加えて「契約によっては成功報酬も加えて」船側に支払われ

たのである。基本は運賃積みの契約でありながら、藩が絡んだ場合にはいったん船側が買った形をとるやり方は、富山藩の年貢米輸送や加賀藩の藩船威徳丸大坂廻航の場合にもみられ、慣例的な手法であったと考えられる。越後屋と甚吉の取引は翌明治四年にも行われている。⁶⁾

「 買仕切

一、鯨ヶ粕 式百廿七本

此目形 六千七百七貫八百目

此石数 百六拾七石

六斗九升五合

五百五十五両かへ

代 九百三拾両分

永七拾匁七分式厘

一、数の子粕 式拾本

此目形 五百八拾貫目

此石数 拾四石五斗

四百三十両かへ

代 六拾式両

永三拾五匁

合金

〆九百九拾三両

永五匁七分式厘

外者

一、三拾九兩分

右口銭

永七十式匁

并仲立ス九

二分式厘

とも四分

惣々千三拾式兩分

永七拾七匁

九分四厘

右之通代金当ニ引受

此表出入無御座候以上

未七月廿九日

越後屋

庄兵衛(印)

綿屋甚吉殿

この史料も「買仕切」とあるので、単純に見れば、「綿屋甚吉が船で運んできた鯡の〆粕などを、深浦湊の間屋・越後屋庄兵衛が買い取った」となりそうである。しかし、全体の中で解釈すると、「商品代と口銭を支払ったのは甚吉で、お金を受け取ったのは庄兵衛。商品は、庄兵衛が手配して甚吉の船に積み込んだ」ということである。さらに、ここまでの事例を考慮すれば、綿屋が商売として積極的に買い入れたとする解釈と、越後屋(その上位の津軽商社(津軽藩))が管理する蝦夷地からの輸送を委託した契約の一部とする解釈がある。

この史料に関し、これ以上詳しい史料は見当たらない。しかし、こ

の頃(十九世紀初頭から明治初期(一ヶタ)まで)、加賀藩領内の廻船問屋と各地の藩との輸送契約に関しては、一旦廻船問屋が買い取り、目的地に着いた後、買い取った代金と、輸送費と、立替金(口銭・税金など)、成功報酬(褒美)などを受け取る場合がよくあったことから、後者の可能性が高いと考えている。

(二) 加登屋利兵衛の廻船と下村屋与吉

同様の傾向を示す事例として、加州本吉の廻船問屋加登屋の「北ルート」交易で活躍した加登屋利兵衛があげられる。この活動については拙稿に紹介したが、ここでは資金調達について指摘しておきたい。

利兵衛は、出羽酒田を基盤として、加登屋九兵衛の持ち船である格吉丸の船頭(沖船頭)として「北ルート」上の各地を行き来し、江戸への進出も果たしていた。嘉永々安政の頃、格吉丸は、加登屋当主の次男で、卯兵衛(後に甚兵衛と改名する人物)が船頭(沖船頭)であったが、加賀藩の持ち船を建造する際に加登屋側の担当者となったことで格吉丸の船頭を利兵衛に引き継いだものと考えられる。「加藤家文書」における利兵衛の初見が文久元年(一八六一)であるから、概ね合致している。利兵衛の動きを見ると、自らが預かる船も酒田で冬囲いをし、資金の調達や運用も「北ルート」で完結するような傾向にあった。その活動を支えていたとみられる酒田商人の一人が下村屋与吉である。利兵衛と下村屋の関係を示す史料は、「加藤家文書」の

中から拾うことができる。⁽¹⁰⁾

〔端裏書〕

十二月五日

分利

・
・
・
・

(端書)

尚々申上候新庄新米

五拾九匁

出来

・
・

上野屋吉五郎殿登り御座候

一筆啓上仕候寒冷之

砌ニ御座候得共先以

御家内様御揃益

御機嫌克可被遊

御座珍重之御儀ニ

奉存候随而下拙無

異義罷在候乍憚御

休意別而思召可被下候

然者先便ニも申上候

通り積米四十七匁

売払利分四百兩余り

有之候扱節送りニも

相成上場所江も不

行ニ御座候故幸ひ当

地方五六拾里付キ

浦川と申場所秋味

取組早々下り積ニ

いたし候処漸々此間

直立ニ相成百石ニ付

五百四十五兩極り申候間

扱運賃敷金之義

色々懸合仕候得共

荷主小野田両助様

未夕場所方参り不申

候ニ付只今迄延引ニ相成

平之丞殿も難斗漸々

昨月九百廿匁兩之為替

処江六百兩方相渡ス

不申候得共余り延引

ニ相成候故此儘ニ而場所江

出帆仕候左様思召可被下候

右為替不足ニ付御尊

家様江為替取組仕候間

御承引可被下候新潟

三国屋弥惣吉殿江金子貳百兩

先便二尾山屋市蔵殿江

百兩右為替取組仕候

間宜敷御承引被下

御渡し被成下度奉

頼上候猶又備前之

多田屋藤吉殿方〇(〇に小)様

行金子有之二付当

地二而為替金百五十兩丈

取組仕候間右〇(〇に小)様方

御引合ニ相成候ハ、宜

敷御承引被成下度

奉願上候若又潟

船之金子ニ而茂振向

可被下候着船次第ニ

仙台江戸中之港ニケ所

之内方船中差遣し

申候間其思召ニ而宜敷

此段奉願上候右

時候御見舞御願

迄申上度如斯御座候以上

恐惶謹言

格吉丸

十一月十日 角屋

利兵衛(印)

下村屋与吉様

二啓申上候国元江宜敷

便有之候ハ、御紙面

差出し被成下度奉願上候

扱田平様行相渡し候金子

之儀老ケ月老分五厘

利足定ニ御座候間

左様思召ニ而宜敷

奉願上候以上

利兵衛が商業活動において先手を打って資金が必要な時は、まず下村屋に用立てを依頼する。額が大きい場合などは、加登屋の承諾を得ているが基本的には用立てられている。下村屋与吉が加登屋利兵衛と(ひいては本吉の加登屋本家と)密接な関係を築いたのは、先の本間屋弥三郎の一件以降と考えられる。酒田では本間屋弥三郎から下村屋与吉へと商権の移行があり、加登屋では卯兵衛(甚兵衛)の後を利兵衛が引き継いで、より大きな関係性を築き上げていたのである。

(三) 加州本吉加登屋と津軽藩

幕末慶応年間に、加賀藩の産物方が大船の建造を企画し、その事業を加州本吉湊の加登屋九兵衛に委託した。加登屋では、当主九兵衛の下、甚兵衛（卯兵衛）が造船の指揮をとり、完成後は沖船頭として大船の運行を差配したのである。甚兵衛が造船のため本吉に戻る事が想定されたころ、酒田を拠点とした「北ルート」の廻船事業が、甚兵衛から利兵衛へと引き継がれたと考えられる。格吉丸の船頭（沖船頭）として「北ルート」から東廻り江戸までの廻船における利兵衛活躍の素地は、甚兵衛が築いてきたものと考えられる。

威徳丸のことについては拙稿⁽¹⁾で紹介したところであるが、本稿に関連する論点を示しておく。はじまりは、慶応二年（一八六六）八月に加登屋九兵衛が「産物方御用 御造船主付御用」を申し渡されたこと⁽²⁾であるが、その決定以前には綿密な下交渉があつてのことと思われる。大船の完成が近づいてきたとき、加登屋から加賀藩産物方に対して、船名の案や初航海のプランが示された。そこで「威徳丸」という名前に決定され、最初の航海は「加賀藩領内から米を積んで南部へ行き、引き換えに南部から木材を積んで帰る」というものであつた⁽³⁾。ここで注目しておきたいのは、加登屋はなぜ南部との交易を提示したのかということである。当時、「北ルート」を通じて南部・津軽や蝦夷地、津軽海峡から東廻り航路で江戸というルートも十分活用されており、大坂へのルートももちろん最有力であつたと考えられる。そこで南部行が提案されたことの意味は大きい。藩祖利家以来、加賀藩前田

家と下北半島を領有した盛岡藩南部家との友好関係を、さらに廻船を基本とする商業活動〔米と木材との交換〕の関係を考慮したうえで、計画の提示であつたと考えられる。

この計画は、威徳丸の完成が諸般の事情で遅れたために実現が不可能となり、物資の輸送自体は同じ加登屋の三艘の持ち船に振り替えて実施されることになった⁽⁴⁾。

一 覚

内南部積御送り状之表

沖船頭

一、七百石目者 御材木

藤右衛門

同断

同

一、四百五拾目者 同断

徳八

〆千百五拾石目

此御運賃金半高

三百五拾六両式歩也

奉請取候

〆

三十兩宛

外南部積御送り状之表

沖船頭

一、七百石目者 御材木

九左衛門

此御運賃金半高

〆 式百五拾式両也

奉請取候

〆

右御材木金石届当六月中限積廻り方御請

仕候ニ付御運賃金半高奉請取候仍而為後日

請書奉指上候処相違無御座候以上

慶応三年卯三月

本吉加登屋

九兵衛

御産物方

御役所

内南部から二艘で一一五〇石分、外南部から一艘で七〇〇石分の材木を運んでくるという計画・契約であった。ところが、同じ三艘で次のような資料が残されていた。

「 書付を以御願申上候

津軽宇田積

加登屋九兵衛沖船頭

一、四百八拾四石壹斗八合

徳八

此運賃

但シ百石ニ付

式百九拾両 永四拾六匁四分八厘

六十両宛

内 九拾六石八斗式升壹合六勺

寸甫御定

此処江 五拾四石八斗三升三合三勺

積請高

残 四十壹石九斗八升八合三勺

積不足

此運賃 拾貳両 永五拾九匁六分五厘

但シ百石ニ付右金高

三十両宛

引残而

式百七拾七両 永八拾六匁八分三厘

同所積

同 沖船頭

一、八百十石七斗四升八合三勺

藤右衛門

此運賃

但シ百石ニ付

五百貳両 永六拾六匁三分九厘

六十式両宛

内 百六拾貳石壹斗四升九合

寸甫御定

此処江 八十石

積請高

残 八拾貳石壹斗四升九合六勺六才

積不足

此運賃 貳拾五両 永四拾六匁六分四厘 但シ百石ニ付右金高

三十一両宛

引残而

四百七拾七両 永拾九匁七分五厘

右ハ当春南部等より御積廻御材木之義被為仰渡候ニ付

私手船三艘御請仕候内両艘ハ内南部積ニ御座候間右

之段船頭共方江申遣候尤御送り状急速相送り申候処羽州

秋田等より早速出帆仕四月廿日前後ニ津軽ミンマイ与申

処江入船仕御役人様方御出張之御様子相尋申候処

青森ニ御出御座候由承り申候間水主を以御案内方々

指遣申候処同所ニ御出無御座候間御行先聞合申候処

宇田ニ御出之御様子申聞候間又候宇田江罷越御役人様

方江御目ニ懸り右内南部積之送り状指上申候処当所ニ

御材木式千石目斗有之候処極宜敷大材木ニ而

御上様急御入用ニ候間右材木早速積登り候様被為仰

渡候ニ付御運賃等之義ハ同様ニ相心意御役人様方御指

三十兩宛

図之通御材木積登り候義ニ御座候然所今度御運賃御本勘之義奉願候処前文之御指引書御渡シ

御座候故夫々引合申候ニ寸甫積不足之由ニ而御運賃等

御引去之御様子ニ而寔ニ等惑仕候私方ニ而ハ御材木大角

勝ニテ積入方等ニ船中難義仕且積所ニ而も別段造用

も相懸り其上水主共江切出シ金多分遣申候事故増

御運賃願上申度奉存候得共

御上様之御奉公与存候間夫俣ニ罷在申候義ニ御座候

間御運賃之義ハ当春被為仰候通ニ御願可被下候且

宇田与申処ハ津軽様御領分ニハ御座候得共チヤヘイ

与申出崎相廻申候得ハ内南部与号申候猶亦南部国境

迄ハ海上ニ而余々七八星斗力無之義ニ御座候間御運

賃之義ハ何卒南部同様ニ御渡御座候様立而御願

可被下候様御願申上候

右同断積

同 沖船頭

一、七百九拾八石壹斗六升貳合

九左衛門

此運賃

但し百石ニ付

四百七拾八兩 永八拾九匁七分貳厘 六十兩宛

内 百五拾九石六斗三升貳合四勺 寸甫御定

此処江 五拾八石 積請高

残 百壹石六斗三升貳合四勺 積不足

此運賃 三拾兩 永四拾八匁九分七厘 但し百石ニ付右半高

引残而

四百四拾八兩 永四拾目七分五厘

右之船前段申上之通壹艘ハ外南部積ニ御座候処

津軽ミンマイ江入船致罷在候処水主共より船頭江申

聞候ニハ積所之義ハあら磯ニ而当時ハ船繫場等も不

安心ニ候間廻り兼申候併シ六七月頃ニ致り申候ハ磯も宜敷

相成申候得共夫迄当津ニ留船仕候而ハ私共難義

仕候間積所振替之義立而相願申候ニ付無抛右之

始末御役人様方江水主を以奉願上候処御同人様

方ニ而も尤之由被為仰幸今一艘ニ而此地ニ有之候御材木

皆済ニ相成候事故早速船相廻シ当所より御材木積

登り候様被為仰渡候間右有合之御材木御役人様方

御指図之通積登り候義ニ御座候前段申上候通之

仕合ニ而寸甫積不足之御運賃御引去被下候而ハ

誠ニ迷惑仕候且御運賃之義も南部同様ニ相心意

積登り候義ニ御座候間幾重ニも御運賃金御渡

御座候様宜敷御願可被下候御願申上候以上

卯 加登屋

十月 九兵衛

船肝煎

七兵衛殿

同

弥兵衛殿

この二通目の文書を見ると、威徳丸で計画していた南部行が津軽に変更となったようである。威徳丸による南部交易の計画は、津軽の商人たち（もちろん津軽藩も）にとっても大きな関心事であったようである。加登屋で、甚兵衛が利兵衛に「北ルート」の担当を譲ったとみられる文久元年（一八六一）頃には、加賀藩の持ち船建造や運航委託にかかわる南部交易計画が持ち上がったのかもしれない（加登屋の提案は加賀藩と南部藩との交流の歴史に配慮したのかもしれない。加賀藩から了解を得たのは慶応二年であるが・・）。津軽側としては、下り船がもたらす米の確保、木材販売の利益、警備する蝦夷地からの産物の搬出・販売・輸送手段の確保などの観点から、加賀藩の持ち船による南部交易は看過できない動きであった。そこで、下ってきた加登屋の船頭たちに「南部に行くにはこの先一か月ほど先になる。津軽の材木であれば今すぐ積み出すことができる」という提案が行われ、加登屋側ではその提案を受け入れたということである。威徳丸の代替交易という制約の有無は確認できないが、この変更は加登屋の決定で行われたのであり、その背景として甚兵衛以来の「北ルート」交易に精通した船頭たちの活躍が想起される。その傾向が、今回の津軽材木購入によってさらに強化され、甚兵衛の後を受けた利兵衛の活動へと受け継がれていった。

（四）廻船問屋の近代化

こうした廻船問屋たちの動向と、各湊での船宿・荷捌き問屋たちの思いに加え、十九世紀に入って幕府による蝦夷地経営の方針変化が、現場での商取引を極めて難しいものにしていった。殊に、安政二年（一八五五）に仙台・津軽・南部・秋田・松前の各藩に蝦夷地警備が命じられたこと、同五年（一八五八）年の五か国通商条約の締結は、「北ルート」に航路・販路を有する廻船問屋たちの活動を刺激し、各藩との交渉を経て広範な交易を展開していった。

筆者がこれまでに紹介・検討してきた加州本吉の加登屋利兵衛と松前の塩越屋庄兵衛・羽後土崎（秋田）の川口屋長左衛門・羽前酒田の下村屋与吉たちとの交易、越中放生津の綿屋甚吉と津軽深浦の越後屋庄兵衛の交易は、そうした背景の下で展開されていたのである。さらに、加州本吉の明齋屋文書¹⁶でも、龍宝丸長九郎と松前・ヲタルナイの越中屋平助・羽後石脇（本庄）の佐藤長右衛門との関係が見えている。警備の名のもとに蝦夷地に拠点を持った各藩と、藩の意向に沿った地元商人たちと、「北ルート」に廻船を展開する加賀藩領内の廻船問屋たちの関係は、幕末から明治初期の「北前船」の歴史や経営を探るうえで重要な意味を持っていた。

ところが、この後時代の大きな変化とともに、船をめぐる環境や制度が大きく変わり、北陸（旧加賀藩領内）の廻船問屋たちのその後の業態に大きな影響を与えた。明治十五年（一八八二）北海道開拓使が廃止されて、函館、札幌、根室の三県が設置されたことから、様々な

変化が顕著となり、廻船問屋の業態の変化もまた見え始める。例えば、加賀藩時代の廻船にかかる税は、小物成の渡海船権役で、船往來手形が記載するのは乗員の人数であったが、明治十年代には積載量〔トシ数〕への課税となり、漁船、客船、貨物船の区別ができ、木造帆船から鋼鉄製蒸気船への設備投資採用の有無とともに、業態の選択も求められた。廻船問屋は、開国、明治維新を経て、貿易を主とする流通物資の変化や木造帆船から鋼鉄蒸気船への設備投資の激流の中、対応しきれずに業態を変更するものも多かったのである。

先に紹介してきた廻船問屋の綿屋彦九郎は、明治十年頃から所有船を売却し、大型定置網経営と運輸会社の設立へと経営転換を行ったことが古文書からうかがえる¹⁷。綿屋と密接な関係にあった津軽深浦の越後屋庄兵衛もまた、業態変更を行ったようである。明治十年ごろ、彼の名前が「能登福浦湊佐渡屋客船帳¹⁸」から見つかった。①明治六年五月二十八日に越後屋庄兵衛の持船長運丸（船頭福松）、②明治七年五月三十日に幸運丸（船頭新吉）、③明治九年六月三日に明運丸（船頭太三郎）の入船が記録されている。さらに、明治十年四月二十八日には、主人の越後屋庄兵衛が長運丸に乗って佐渡屋を訪問したことが記されている。津軽商社のもとで蝦夷地交易を差配していた経営から、持ち船を日本海航路へ帆走させ廻船問屋の性格を打ち出すようになったとみられる。綿屋と越後屋、あたかも入れ替わったような転身ぶりといえるが、江戸時代に活躍した廻船問屋たちは、明治時代が形を整えていく中で大きな決断を迫られていたことの一例と考えられる。

おわりに

本論では、加賀藩領内の廻船問屋たちが「北ルート」に持ち船を配置し、幕末から明治初期にかけて積極的な商売を行っていた実態を見てきた。そこで、今後の研究に対するいくつかの課題と方向性を示すことで、結論に替えたいと思う。

まず、本論で取り上げた廻船問屋たちは、いずれも主人が本拠地（地元）の店にいて、持ち船の運行全体を管理し、実際の運行は船頭が委託されていた。船頭は、一族（家族や血族）のほか、譜代の雇者が務めていた。運行に際して、船主側が運航費や運賃積みの契約を手配し、船頭は運航費の中から買い積みの荷物を手配する例が多くみられた。いずれの廻船問屋も「北ルート」上に冬囲いの湊を持ち、「北ルート」から東廻り航路へも進出していた。各地の湊で拠点となる商人も確認されているが、「北ルート」廻船を統括していたのは、廻船問屋の主人に近い船頭であった。一軒の廻船問屋全体の経営がはつきりしているわけではないので、そうした史料の確認・研究が必要であるが、「北ルート」では担当者が指摘できることは貴重であり、そのことが持つ意味を明らかにすることが大きな課題である。

この課題にアプローチするために、これまで確認されている史料の再検討も必要である。これまで「北前船」という概論の下で、なかば棚上げにされてきた感のある事柄を、改めて検証しながら関連を探っていくことである。例えば、本稿では論じることができなかったが、

能登鳳至郡で、廻船の乗員を供給している村が存在している実態である。¹⁵春に、村から契約先の船が冬囲いされている湊へ出かけていき、その船の運航に従事し、秋にその年の航海を終えると村に帰ってくるのである。行先は、大坂で地元の場合もあれば、新潟で地元の船、新潟で紀州の船などさまざまである。これは、全国各地の船が各地の拠点となる湊で冬囲いがなされていて、春のオンシーズンになるとその湊から各地へと出帆するのである。契約の内容によって春に大坂方面へ上る船もあれば、大坂から紀淡海峡を抜けて江戸航路へと進展する船もある。津軽・蝦夷地方面へ下る、さらには津軽海峡を抜けて南部や江戸へと回る船もある。そうした状況の中でそれぞれの廻船史料を読み解いていく作業が大切である。

これらを基礎作業として地域の廻船業の実態を明らかにしていくことが、江戸時代の地域経済の、あるいは地域における産物交易の実像に迫るアプローチの方法であり、「北前船」の歴史を地域に関連させていく基本作業と位置付けている。そのアプローチこそが筆者自らの課題でもある。

註

- (1) 拙稿「加賀藩領内の廻船問屋と「北前船」北ルートの研究」
『石川県立歴史博物館紀要』28所収、二〇一九年。
(2) 「金子預り手形」(加藤家文書 No.349)。
(3) 「廻船業経営方針定書」(加藤家文書 No.005)。
(4) 「本間弥三郎拝借金返納覚」(加藤家文書 No.356)。

- (5) 「売約紙定証文」(宮林家文書 No.1237)、『大鋸コレクション』古文書目録(一) 宮林家文書(石川県立歴史博物館、一九九三年)所収。
(6) 『新修門前町史 資料編4 海運』(石川県門前町、二〇〇五年)のうち、第三編「富山藩米大坂運送」(八七〜一〇頁)参照。
(7) 「渡海船手形」(宮林家文書 No.1223)。
(8) 拙稿「加賀藩産物方御用船 威徳丸の「航跡」」(今石みぎわ編『海を渡ったイナウアイヌと和人の文化交流史の研究』(独立行政法人国立文化財機構、二〇一九年)所収)。
(9) 「西一〇月一八日付 金子受取証文」(加藤家文書 No.362)。
(10) 「為替にて金子用立願状」(加藤家文書 No.343)。
(11) 註(7)に同じ。
(12) 「威徳丸一卷」(加藤家文書 No.424)のうち、12文書。
(13) 同右。「威徳丸一卷」は、威徳丸建造にかかわる関係文書29通を、順不同で貼り継いだ史料である。
(14) 「南部より金石へ材木輸送に付半金請取」(加藤家文書 No.10)。
(15) 「材木積出が南部から津軽へ変更に付運賃南部同様受取方願状」(加藤家文書 No.13)。
(16) 明飢屋は加州本吉にあった廻船問屋。文書は個人所蔵。
(17) 「宮林家文書」(註(5)参照)のうち、No.787〜818。
(18) 「能登福浦湊佐渡屋客船帳」(石川県立歴史博物館所蔵、2018〜202699)。大小2冊からなり、平成29年度春季特別展「北前船と日本海海運」開催に際して作成した図録で、全ページの画像データをCD-ROMに収録して添付してある。
(19) 註(6)に同じ。第一編「文書史料」第一章「船頭・水主と浦役人」概説(一八頁)及び同第一節「船頭・水主」(一九〜三四頁)参照。

加藤家文書 概要

加藤家は、江戸時代代石川郡本吉町（能美郡安宅町などとも記述してなっている）にあった廻船問屋で、屋号は「加登屋」。代々「九兵衛」を名乗り、廻船業の盛んな本吉においても重要な位置にあった。加藤家から蓄積された古文書は、目録のとおり788点。内容は、廻船経営や交際、金帳、造船など多岐にわたっている。なかでも、廻船経営の事情を示す史料や加賀藩産物方の運送する差配を引き受けた関連史料は、比較的多くまとまっております。

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|--------|----------------------------------|---------------|--|---------------|-----|----|---|
| 2-0419 | 加藤家文書目録 | | | | | | |
| 1 | 御訓達御用相動に付拜領金御請 | (文久3) 亥12月9日 | 加登屋九兵衛 | 中良左衛門 | 切紙 | 1 | |
| 2 | 船荷運賃取定(後欠) | (安政7 力) | | | 一紙 | 1 | |
| 3 | 持船南部へ差遣に付願状 | (慶応3) 卯10月 | 本吉 加登屋九兵衛 | 船肝煎七兵衛、同弥兵衛 | 繕紙 | 1 | (奥書) 卯11月 本吉船肝煎七兵衛・同弥兵衛 →地船才許重右衛門・井村屋彦兵衛 |
| 4 | 威徳丸船頭卯兵衛動向親心に付願状 | (慶応3) 卯12月 | 加登屋九兵衛 | 御産物方御役所 | 繕紙 | 1 | |
| 5 | 廻船業経営方針定書 | 安政7年正月11日 | 加登屋九兵衛、同せかい喜一郎、同一男 卯兵衛 | 先祖代々八兵衛 | 繕紙 | 1 | |
| 6 | 御水干廻天坂運送に付骨折賃等御返願 | (慶応3) 卯12月 | 加登屋九兵衛 | 御産物方御役所 | 繕紙 | 1 | |
| 7 | 加登屋経営方針に付船頭稟御請(前欠) | 安政7年正月 | 子刃丸九兵衛門、宝珠丸吉右衛門、相生丸運四郎、勝宝丸藤右衛門、豊方丸重次郎、加登丸又右衛門、青海丸武兵衛 | 親方様 | 一紙 | 1 | |
| 8 | 新造船船名候補一覧(威徳丸) | (慶応2) | | | 切紙 | 1 | |
| 9 | 産物万具台印鑑 | | | | 切紙 | 1 | |
| 10 | 南部より金石へ材木輸送に付半金浦取 | 慶応3年3月 | 本吉 加登屋九兵衛 | 御産物方御役所 | 一紙 | 1 | |
| 11 | 新造船仕上方回りに付指示書 | (慶応2) 寅11月18日 | | 御産物主付九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 12 | 加登屋経営方針約定案 | 安政7年正月11日 | | 先祖代々八兵衛 | 切繕紙 | 1 | |
| 13 | 材木積出が南部から津軽へ変更に付運賃南部同様 受取方願状 | (慶応3) 卯10月 | 加登屋九兵衛 | 船肝煎七兵衛、同弥兵衛 | 繕紙 | 1 | |
| 14 | 加登屋尾山屋持船拜借金証文(後欠) | (明治2) 巳3月 | | | | 1 | |
| 15 | 朱紫丸船頭書 | | | | 繕紙 | 1 | |
| 16 | 帳印および旗指図 | (慶応2) | | | 一紙 | 1 | |
| 17 | 加藤九吾加藤甚平雇入状 | (明治) | | | 一紙 | 1 | |
| 18 | 威徳丸船主船指止に付書状 | (慶応3) 12月 | 産物方 | 加登屋九兵衛 | 切繕紙 | 1 | |
| 19 | 加登屋卯兵衛返済書 | (慶応2) 寅9月 | 二文字屋利八 | 下村与吉 | 切紙 | 1 | 庄内酒田 |
| 20 | 永尾丸豊四郎贈送の状 | (安政5) 午4月15日 | 塩越郡庄兵衛 | 御書船先高加登屋卯兵衛 | 一紙 | 1 | 拾寸幅740本 |
| 21 | 船頭赤御仕入額元銀返済通子願案文 | (天保15) 辰10月 | | | 一紙 | 1 | |
| 22 | 越前行統率出張御用入用銀上納願 | (慶応2) 寅5月 | 会所 | 加登屋甚兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 23 | 船頭赤御仕入額元銀返済通子願 | (天保15) 辰11月 | 加登屋九兵衛、尾山屋勤兵衛 | 御産物方御役所 | 繕紙 | 1 | |
| 24 | 船頭赤御仕入額返済に付任命を各札に変更願案文 | (天保15) 辰10月 | | | 繕紙 | 1 | |
| 25 | 下り物積入用預の金決算書 | 明治19年2月 | 甚兵衛 | 御本家様 | 切紙 | 1 | |
| 26 | 仲荷金請取 | 明治22年10月19日 | 加川美川 万盛丸吉蔵 | 加藤甚平 | 切紙 | 1 | |
| 27 | 下り物積入金預の証 | 明治16年7月 | 加藤甚平 | 加藤利兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 28 | 御金受取証 | 明治22年11月20日 | 加藤甚平 | 迎留丸次郎 | 切紙 | 1 | |
| 29 | 登り物半口銭等決算書 | 明治8年1月5日 | 川口長左衛門 | 加藤甚兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 30 | 為替手形送るに付証文 | 6月朔日 | 豊方丸卯兵衛 | 御親父様 | 切繕紙 | 1 | 大野屋中船頭吉蔵が旗田薬で50両を託した |
| 31 | 材木積出が南部から津軽へ変更に付運賃南部同様 受取方願案文 | (慶応3) 卯10月 | 加登屋九兵衛 | 船肝煎七兵衛、同弥兵衛 | 切繕紙 | 1 | 奥書 →地船才許重右衛門、佐兵衛 |
| 32 | 種別索引引の運賃等に付願状 | 8月15日 | 塩越郡庄兵衛 | 加登屋卯兵衛、迎駕丸市三郎 | 切繕紙 | 1 | |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|----|-----------------------------|-------------|-----------------------|---|----|----|------------------------------|
| 33 | 船荷券御仕入銀元銀返済猶予願案文 | (天保15) 辰11月 | 加登屋九兵衛、尾山屋勤兵衛 | 御産物方御役所 | 緋紙 | 1 | 銀1丁〇貫目→2500両(1両=68文) |
| 34 | 御金預り証 | 明治22年2月5日 | 加藤九八郎 | 加藤量兵衛 〇入分 | 切紙 | 1 | |
| 35 | 御卒出張入用銀之内上納要取 | (慶応元) 丑閏5月 | 会所 | 加登屋甚兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 36 | 拝借金御返指引書 | 明治8年6月15日 | (羽州) 川口長左衛門 | 加登屋兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 37 | 登り物返済金決算書 | (明治7) 戌6月6日 | 川口長左衛門 | 加藤量兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 38 | 下り物購入用預りの金決算書 (後次) | 明治20年2月 | 甚兵衛 | | 切紙 | 1 | |
| 39 | 船荷券御仕入銀返済に付正金を金札に変更願案文 (後次) | (天保15) 辰10月 | 加登屋九兵衛 | | 一紙 | 1 | |
| 40 | 船荷券御仕入銀返済方に付願状案文 | (天保15) 10月 | | | 切紙 | 1 | |
| 41 | 船荷券御仕入銀元銀返済猶予願 (後次) | (天保15) 10月 | | | 一紙 | 1 | |
| 42 | 御願達金に付願状案文 (後次) | | | | 切紙 | 1 | |
| 43 | (部分) | 弘化2年5月 | 綿屋佐兵衛 | 加登屋九兵衛、御挨拶方尾山屋勤兵衛、田中屋平五郎、竹内屋亞四郎 | 切紙 | 1 | |
| 44 | (部分) | | 加登屋九兵衛、尾山屋勤兵衛 | 御産物方 | 切紙 | 1 | |
| 45 | 庄内酒田下村屋与吉為替金要取証文 | 慶応2年正月27日 | 二文字屋利八 | 加州本吉 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 熊田屋右衛門→加登屋勤兵衛→加登屋九兵衛→熊田屋入郎兵衛 |
| 46 | 秋田から為替手形請取証文 | 申9月25日 | 熊田屋入郎兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 47 | 当折納当治面の見込書 | | | | 切紙 | 1 | |
| 48 | 上納金高書上 | 戌11月 | 庄内酒田下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 49 | 新任御米千俵貸付算 | 戌正月5日 | 庄内酒田本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 50 | 武兵衛又右衛門中前代金返済決算書 | 申11月 | 庄内酒田下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 51 | 生地浦にて買立の材木積出しに付運賃等中勘渡方依頼状 | 亥2月12日 | 材木方紺屋又助、米光屋円二郎、紺屋庄五郎等 | 紺屋又右衛門、か七屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 52 | 委員料不足受取 | 正月27日 | 川口権兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 53 | 秋田港佐藤清也方ト自分船頭等電信之符帳記 | 明治13年1月13日 | | | 一紙 | 1 | 船頭善吉住所之分子写取ル |
| 54 | 当地物産相場通知状 | 10月4日 | 大津屋茂吉 | 上 | 切紙 | 1 | |
| 55 | 一盃進上に付招待書状 | 11月12日 | か七屋九兵衛 | 田中屋伊兵衛、明新屋兵兵衛、紺屋又右衛門、紺屋善三郎、明新屋彌助、川原屋四郎右衛門、尾山屋勤兵衛、田中屋弥兵衛、竹内屋久次郎、二本屋九郎兵衛、紺屋平助、明新屋権五郎、紺屋庄五郎、松庄屋長兵衛、米光屋円平 | 切紙 | 1 | |
| 56 | 御卒出張に付雑費分担割通知 | (慶応元) 丑閏5月 | 会所 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 57 | 采巻番番兵庫届加州米に付敷金預り方請取 | 午2月25日 | 紺屋又助 | 門屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 58 | 和兵衛政吉他返済現金決算書 | 辰12月 | 庄内酒田下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 59 | 加登屋和兵衛箱館にて巨額為替作成に付現金御断書状 | (興) 12月23日 | 庄内酒田下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 緋紙 | 1 | 和兵衛之50両一越後新潟三国屋弥惣吉→酒田× |
| 60 | 和乎入千両立替等に付書状 | 10月19日 | 庄内酒田下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 61 | 拝借金上納指引書 | 亥11月 | 庄内酒田下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 62 | 船荷屋庫取扱役算用届申付状 | (安政5) 午4月 | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 63 | 進会に付招待状 | 11月14日 | 加登屋九兵衛 | 竹多三郎兵衛、古酒屋四郎兵衛、明新屋久兵衛、清水屋盛左衛門、古酒屋孫左衛門 | 切紙 | 1 | |
| 64 | 和兵衛へ用立ての金子に付確認書状 | 12月7日 | 庄内酒田下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |

| | | | | | | | |
|----|-----------------------------|---------------|---|-----------------|----|---|----------------------------------|
| 65 | 加登屋九兵衛決算 | 寛3月3日 | 大友康重治部 | 二文字屋利八 | 切紙 | 1 | |
| 66 | 和田泰輔兵庫北風居佐竹練廻産物等為取替規定一札 | 安政4年10月 | 桜井屋金助 | 角屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 67 | 加登屋利兵衛為替の金子持参に付願状 | 卯正月10日 | 新屋三國屋/八十吉 | | 切紙 | 1 | |
| 68 | 雲州沖合にて繋船に付仕付出役帳案文 | 卯8月 | | | 切紙 | 1 | |
| 69 | 物入に付銀巻買目御救願状 | 9月 | 小坂屋役所にて、浅井屋宗八 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 70 | 海船船越御申之大略 | (明治10年代) | 富田船越製造所新島景下藤田忠四郎、石川真下、坂次区右衛門、坂次区右衛門、坂次区右衛門 | | 一紙 | 1 | |
| 71 | 雲州三保堀沖にて繋船に付状況報告及び運賃御度(附8月) | (卯8月) | 加州本吉加登屋九兵衛船沖船頭藤四郎、佐島町野肝煎四郎兵衛、吉兵衛 | 酒田 津御役場 | 袋綴 | 1 | 加登屋九兵衛持船沖船頭藤四郎、能州運賃積1080石、坂次区右衛門 |
| 72 | 本間屋弥三郎迷惑に付救願状 | 嘉永5年9月 | | 酒田 津御役場 | 袋綴 | 1 | 沖船頭九兵衛門 安宅積1000石の、77石5斗、備米 |
| 73 | 不納米并金御用捨願状案文 | 卯10月 | 本吉 加登屋九兵衛 | 船肝煎七兵衛、同弥兵衛 | 紙 | 1 | |
| 74 | 備米運米等不納分金御用捨願状案文 | 卯10月 | (加登屋九兵衛) | | 紙 | 1 | 備米積1080石 |
| 75 | 三保堀沖にて被破荒増届書案文 | 卯12月 | 備米主付登屋久右衛門 | 本吉 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 天津健屋五兵衛へ売却分 |
| 76 | 御米死没代銀預り手形 | 文化15年正月9日 | 備米主付登屋久右衛門 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | |
| 77 | 遊浪珠金養生に付約定書 | 嘉永3年12月28日 | 附弥五郎/八代 銘七 | 本吉 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 奥書 福嶋村組合頭又右衛門 |
| 78 | 娘ひさ乳母奉公に付請合証文 | 子7月 | 福嶋村四郎右衛門 | 本吉 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | |
| 79 | 大豆買御覽 | (嘉永2) 酉12月19日 | 酒田 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | |
| 80 | 金子借用証文 | | 借入人越中屋利兵衛、証人白津屋六三郎(奥州船館)、美作屋市三郎、古酒屋善六 | (加登屋九兵衛) | 紙 | 1 | 18両 |
| 81 | 銀借用証文 | 申9月5日 | 新屋重兵衛 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 3貫目 |
| 82 | 金沢札にて銀借用証文 | 嘉永4年4月 | 江沼郡打越村勝光寺 | 本吉 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 1貫500目 |
| 83 | 土蔵券券状 | 万延2年2月11日 | 長尾六三郎支配新屋伝右衛門 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | |
| 84 | 土蔵券渡代金受取に付一札 | 万延2年2月11日 | 長尾六三郎支配新屋伝右衛門 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | |
| 85 | 家屋敷代金請取 | 文政10年5月20日 | 田中屋宗次郎 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 14貫500目 |
| 86 | 銀子借用証文 | 辰正月 | 未取屋権兵衛 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 1貫目 |
| 87 | 銀子借用証文 | 弘化2年3月 | 越中屋重兵衛 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 100目 |
| 88 | 金子借用証文 | 丑9月6日 | 越州三國 治三郎 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 20両 |
| 89 | 名号三輪赤札証文 | 未12月晦日 | 未取屋宗兵衛 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 600目 |
| 90 | 銀子借用証文 | 戌正月日 | 新屋七左衛門、未取屋宗兵衛 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 500目 |
| 91 | 仕入銀借用証文 | 年12月 | 新屋石衛門、未取屋宗兵衛、荒木田屋石衛門 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 2貫500目 |
| 92 | 漢物屋敷券渡証文 | 安政3年9月8日 | 加州本吉 漢屋三右衛門 | 加登屋九兵衛、口入佐成屋権三郎 | 紙 | 1 | |
| 93 | 山王社再建の為銀子借用証文 | 亥10月6日 | 山王社本附 古酒屋孫左衛門(当務)、同純屋又助(病氣)、同漢屋又助(病氣)、同米光屋田平、同明野屋権五郎、同純屋庄五郎(病中) | 加登屋九兵衛、尾山屋 | 紙 | 1 | 9貫目 |
| 94 | 瓦借用証文 | 天保6年12月 | 古酒屋半兵衛 | 門屋九兵衛 | 紙 | 1 | 490枚 |
| 95 | 銀子借用証文 | 弘化3年12月 | 蓬池町五郎兵衛 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 奥書 肝煎藤九郎 |
| 96 | 銀借用証文 | 慶応元年7月 | 明新屋長兵衛 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 1貫目 |
| 97 | 銀借用証文 | 嘉永2年12月 | 大津屋紋兵衛 | 加登屋九兵衛 | 紙 | 1 | 100目 |
| 98 | 流心銀一部御渡証文 | 戌3月29日 | 荒木田屋清右衛門 | 加登屋棟 御店 | 紙 | 1 | |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|------------------------|-----------|-------------------------------|--------|----|---------------|-----------|
| 99 | 銀子借用証文 | 辰正月 | 二本腰久左衛門 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 3頁目 | |
| 100 | 銀子借用証文 | 辰7月7日 | 瀧上屋市三郎 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 250目 | |
| 101 | 金銀借用証文 | 辰6月8日 | 越前三國大工 治三郎 | 加登屋白羽棟 | 一紙 | 1 金12枚 銀4貫匁 | |
| 102 | 銀子借用証文 | 辰7月5日 | 田中屋平五郎、講人竹内屋七左衛門 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 300目 | |
| 103 | 金借用証文 | 天保4年2月6日 | 大野屋五左衛門 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 90匁 | |
| 104 | 銀子返済遅延に付年賦借用証文 | 天保4年2月7日 | 福田屋善兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 1頁目 | |
| 105 | 金子借用証文 | 申正月17日 | 平加屋与三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 5匁 | |
| 106 | 銀子借用証文 | 子10月朔日 | 朝日屋長左衛門、講人船屋和助 | 門屋九兵衛 | 切紙 | 1 100目 | |
| 107 | 銀子借用証文 | 辰5月6日 | 末次屋権兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 1頁目 | |
| 108 | 銀子借用証文 | 寅7月14日 | 明正屋長右衛門、右立屋吉郎右衛門、新屋長三郎、竹内屋忠四郎 | 門屋九兵衛 | 一紙 | 1 50目 | |
| 109 | 銀子借用証文 | 午2月16日 | 田畑屋又次郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 1頁目 | |
| 110 | 借用銀年賦証文 | 安政5年正月 | 川原屋由兵衛 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 200目 | |
| 111 | 銀子借用証文(後欠) | 西正月 | 手取屋長三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 2頁目 | |
| 112 | 銀子借用証文 | 西正月6日 | 嶋田屋万右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 2頁目 | |
| 113 | 年賦金借用証文 | 文政6年正月20日 | 鶴名儀兵衛、代助兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 61匁之歩 間杉土師カ | |
| 114 | 御店銀子引負に付家産勘御渡証文 | 嘉永4年4月5日 | 餅屋中右衛門、一辯手取屋兵三郎、講人新屋伝右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 700目 | |
| 115 | 銀借用証文 | 嘉永4年正月5日 | 新屋伝右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 20匁 | |
| 116 | 金借用証文 | 安政5年正月5日 | 加川本吉 大野屋五左衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 1頁目 | |
| 117 | 銀子年賦証文 | 天保6年12月 | 同(加登屋) 勘右衛門、北嶋屋弥右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 200目 | |
| 118 | 銀子借用証文 | 辰12月 | 竹内屋八郎右衛門、竹内屋弥助 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 2頁目 | |
| 119 | 銀子借用証文 | 寅5月5日 | 魚屋七右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 5匁 | |
| 120 | 金借用証文 | 安政4年7月7日 | 餅屋市兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 300目 | |
| 121 | 銀子借用証文 | 文政7年正月12日 | 古瀬屋半五郎 | 角屋九兵衛 | 切紙 | 1 5匁 | |
| 122 | 金借用証文 | 安政3年12月8日 | 餅屋市兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 1頁目 | 奥書 栗津屋源四郎 |
| 123 | 銀借用証文 | 元治元年7月5日 | 二日市屋源右衛門 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 500目 | |
| 124 | 銀借用証文 | 安政6年9月 | 河中原又右衛門、講人嶋開屋藤右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 500目 | |
| 125 | 田中屋伊兵衛より銀子預りに付証文 | 天保2年12月 | 湊屋利次郎 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 500目 | |
| 126 | 材木等売出切(売上報告) | 午9月 | 加藤屋健吉 | 加藤九兵衛 | 一紙 | 1 50匁 | |
| 127 | 金子請取証文 | 西正月12日 | 柿嶋孫兵衛、代久兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 25匁 | |
| 128 | 金子借用証文 | 丑7月朔日 | 嶋内屋六左衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 5匁 | |
| 129 | 金子借用証文 | 安政4年12月4日 | 餅屋市兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 100目 | |
| 130 | 銀借用証文 | 嘉永7年9月 | 嶋内屋藤右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 500目 | |
| 131 | 銀子借用証文 | 西正月13日 | 釜屋市郎右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 300目 | |
| 132 | 銀子借用証文 | 戌10月7日 | 手取屋長三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 200目 | |
| 133 | 銀子借用証文 | 亥正月 | 河原屋由兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 1頁目 | |
| 134 | 銀借用証文 | 天保3年3月5日 | 米次屋市郎兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 93匁 | |
| 135 | 船屋三郎兵衛が替金請取証文 | 天保9年9月7日 | 船屋又右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 50匁 | |
| 136 | 吉左衛門へ依頼した吉蔵の為替手形受取に付証文 | 己6月17日 | 大野屋五左衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 50匁 | |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|------------|----------------|-------------------|----|---|-----------------------|
| 137 | 金子借用証文 | 酉12月 | 川原屋四郎右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 40匁 |
| 138 | 金子借用証文 | 丑7月 | 福中屋善兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 300目 |
| 139 | 金借用証文 | 嘉永5年2月27日 | 本人新屋半五郎、講人同吉次郎 | 加登屋九兵衛、尾山屋勘兵衛 | 一紙 | 1 | 10匁 |
| 140 | 金子借用証文 | 天保14年8月24日 | 塩屋太平次、講人竹内屋忠四郎 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 | 300目 |
| 141 | 金借用証文 | 享和10月14日 | 新屋半五郎 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 | 2匁 |
| 142 | 金油仕込付金子借用証文 | 文政13年5月6日 | 田中屋宗次郎 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 | 2匁500目 |
| 143 | 銀借用証文 | 卯2月9日 | 松任屋正三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 500目 |
| 144 | 金子借用証文 | 午12月 | 北村文藏、竹内屋久四郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 500目 |
| 145 | 藤右衛門手形請取付証文 | 午3月22日 | 桜井屋金助 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 300匁(100匁は布屋、200匁は樂屋) |
| 146 | 金銭出入覽 | 酉8月 | 古酒屋六兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 100匁 |
| 147 | 御手船利兵衛行金子受取証文 | 酉6月朔日 | 桜井屋金助 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 100匁 |
| 148 | 金子請取証文 | 辰7月2日 | 桜井屋市兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 100匁 |
| 149 | 藏屋敷赤渡証文 | 未12月27日 | 山田彌兵衛 | 加登屋九兵衛、口入人二本屋清八 | 切紙 | 1 | 8匁目 |
| 150 | 銀借用証文 | 辰4月1日 | 古酒屋六兵衛 | 加登屋九兵衛、 勘兵衛 | 切紙 | 1 | 50匁 |
| 151 | 金受取証文 | 酉6月朔日 | 桜井屋金助 | 竹多三郎兵衛、加登屋九兵衛、尾山屋 | 切紙 | 1 | 10匁 |
| 152 | 金子借用証文 | 文化8年11月23日 | 明新屋徳兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 10匁 |
| 153 | 銀借用証文 | 辰7月6日 | 福中屋善兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 1匁目 |
| 154 | 銀借用証文 | 申9月8日 | 尾山屋八左衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 298匁3分1厘 |
| 155 | 金子借用証文 | 嘉永3年12月 | 川原屋四郎右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 40匁 |
| 156 | 金子受取証文 | 申10月朔日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 100匁 |
| 157 | 金子受取証文 | 酉10月5日 | 米光屋圓平 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 6匁目 |
| 158 | 金受取証文 | 亥6月5日 | 桜井屋金兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 200匁(84匁2分番) |
| 159 | 米代受取 | 巳7月17日 | 細屋卯兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 1匁80分3釐5分 |
| 160 | 金子借用証文 | 酉9月10日 | 内匠屋仁平、講人明新屋喜太郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 300目 |
| 161 | 銀借用証文 | 申9月7日 | 内匠屋仁兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 50匁1匁5分6厘 |
| 162 | 金子借用証文 | 辰3月9日 | 明新屋加兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 1匁500目 |
| 163 | 借用金子年報証文 | 巳正月 | 菅波屋又右衛門 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 | 567匁 永4匁7分8厘 |
| 164 | 修徳手伝銀受取 | 子9月2日 | 長徳寺、同断許屋幸七 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 1匁目 |
| 165 | 銀借用証文 | 酉正5日 | 安田屋久三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 1匁150目 |
| 166 | 金子借用証文 | 戌正6日 | 築屋市郎右衛門 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 | 500目 |
| 167 | 下り金受取証文 | 申10月27日 | 本間弥三郎 代権兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 250匁 |
| 168 | 銀借用証文 | 亥正月18日 | 細屋謙次郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 1匁360目 |
| 169 | 兵庫屋米數銀請取 | 興10月18日 | 雲渡屋又右衛門 | 米光屋圓平、加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 1匁5匁目(300石分) |
| 170 | 金請取証文 | 壬申9月 | 金剛文次郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 150匁 |
| 171 | 折かへ入金子受取証文 | 申5月7日 | 桜井屋金助 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 500目 |
| 172 | 河内守様出銀受取依頼状 | 酉正2日 | 梅屋大郎兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 300目 |
| 173 | 銀箱の証文 | 5月2日 | 根上屋太郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 300目 |
| 174 | equal 引替 | 巳12月11日 | 六兵衛 (古酒屋?) | 旦那様 | 切紙 | 1 | |
| 175 | 兵庫阿波屋長兵衛為替手形受取証文 | 興10月15日 | 米光屋圓平 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 1匁5匁目(雲渡屋又右衛門兵庫庫勘帳) |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|----------------------|---------|------------------------------------|-----------|-----|-----------------------|----|
| 176 | 借用銀年賦証文 | 弘化3年9月 | 越中屋五兵衛、福田屋喜兵衛、御座平兵衛、奥屋八兵衛、請人尾山屋勘兵衛 | 加登屋九兵衛 | 綿紙 | 1 350目 | |
| 177 | 米代銀預の証文 | 11月5日 | 祐衛村五郎右衛門 | 角屋九兵衛 | 切紙 | 1 12両 | |
| 178 | 下村与吉為替金取証文 | 寛10月6日 | 市田屋清七 | 加登屋九兵衛 | 切綿紙 | 1 400両 | |
| 179 | 金子御渡証文 | 己12月25日 | 梅屋左衛門(泉州勢) | 加登屋九兵衛 | 切綿紙 | 1 350両 | |
| 180 | 銀借証文 | 卯3月21日 | 二日市屋甚兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 2書目 | |
| 181 | 為替金送付に付証文 | 戌3月21日 | 天星儀兵衛(越前敦賀) | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 9両2歩16文 歸代 | |
| 182 | 濱納屋代銀請取証文 | 辰9月8日 | 葵屋三右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 200目 | |
| 183 | 金銭引合巻 | 牛正月5日 | 大野屋五左衛門 | 加登屋九兵衛 | 切綿紙 | 1 | |
| 184 | 買付銀出入報告 | 己6月12日 | 古酒屋六兵衛 | 目那様 | 切紙 | 1 | |
| 185 | 古手流買入証文 | 戌3月12日 | 手取屋長三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 230目 | |
| 186 | 銀子証文等請取依頼状 | 己10月23日 | 田中屋弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 6958兩880文 | |
| 187 | 御座前御修復銀取証文 | 亥5月23日 | 川原屋四郎右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 1貫目 | |
| 188 | 銀子借証文 | 辰5月18日 | 明新屋長兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 2書目 | |
| 189 | あて材代銀巻 | 辰9月朔日 | 大坂屋権三郎 | かちや九兵衛 | 切紙 | 1 108両 | |
| 190 | 銀子受取証文 | 10月6日 | 角屋長兵衛(所口) | 角屋九兵衛 | 切紙 | 1 9貫目 | |
| 191 | 銀子借証文 | 辰11月25日 | 卯原屋源七、請人明正屋勘兵衛 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 500目 | |
| 192 | 納入巻 | 9月5日 | 大八 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 20貫828両 | |
| 193 | 湊渡り足御払米渡り依頼状 | 戌12月27日 | 関沢八左衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 24石 | |
| 194 | 年賦銀指引方等に付書状 | 癸月13日 | 桜屋豊兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切綿紙 | 1 | |
| 195 | 材木運賃御渡願状巻文(前欠) | 卯10月 | | 勘定方九兵衛 | 綿紙 | 1 | |
| 196 | 用米買入に付振替銀証文 | 丑3月11日 | 当番卯年等文右衛門 | 勘定方九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 197 | 屎物方等打込込申渡 | 丁巳5月 | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 安政4年カ | |
| 198 | 卯年等列任命状 | 申12月 | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 199 | 仮借入用方拜借銀を屎物方へ預り置に付書状 | 己2月5日 | 勘定方九兵衛 | 屎物方主助勘兵衛 | 切綿紙 | 1 13貫738両 | |
| 200 | 勘丁置高報告状 | 午5月16日 | (屎物方)九右衛門、代九兵衛 | 屎物方勘兵衛 | 切綿紙 | 1 100貫文 | |
| 201 | 菓産葉仕入錢御渡に付同状 | 己12月21日 | 卯年等早瀬四郎右衛門 | 勘定方主助九兵衛 | 切紙 | 1 150貫目 19人 | |
| 202 | 銀高御渡願 | 己6月15日 | 屎物中買月巻 | 屎物方御役所 | 切綿紙 | 1 | |
| 203 | 勘定方在錢預り分指上に付書状 | 未4月16日 | | | 切紙 | 1 | |
| 204 | 肝煎共返上方役銀貸渡願状 | 亥6月11日 | 卯年等伊兵衛 | 勘定方主助衆中 | 切紙 | 1 8両 | |
| 205 | 遣中入用分御渡願状 | 己8月9日 | 卯年等三郎兵衛 | 勘定方主助衆中 | 切紙 | 1 2歩 | |
| 206 | 仕法請銀納渡方願状 | 卯4月16日 | 卯年等早瀬四郎右衛門 | 勘定方九右衛門 | 切綿紙 | 1 5貫700目 | |
| 207 | 銀高費用届 | 己8月25日 | 川原屋四郎右衛門 | 勘定方主助中 | 切紙 | 1 | |
| 208 | 隨書請利足銀御渡願状 | 己10月17日 | 肝煎新八 | 屎物方主助勘兵衛 | 切紙 | 1 1貫69両1分2厘 元銀26貫440両 | |
| 209 | 錢御渡願状 | 己7月10日 | 肝煎大次兵衛 | 勘定方九兵衛 | 切紙 | 1 2貫462両 | |
| 210 | 先渡代銀御届に付書状 | 7月4日 | 肝煎新八 | 勘定方九兵衛 | 切綿紙 | 1 | |
| 211 | 屎物商売に付借替銀納状巻文 | | | | 切綿紙 | 1 | |
| 212 | 銀高費用御届 | 己7月4日 | 肝煎勘人 | 勘定方九兵衛 | 切紙 | 1 94貫525両2分2厘 | |
| 213 | 屎物方当番引渡申に付指引巻 | 未8月9日 | | 尾崎善久平、同勘店 | 切綿紙 | 1 | |

| | | | | | | | |
|-----|--------------------|-------------------------|----------------------------------|--------------|-----|---|---------------------|
| 214 | 仕法講御之内賞渡願状 | 卯2月17日 | 町年寄田中伊兵衛 | 仕法講主助九右衛門 | 切替紙 | 1 | 500目 |
| 215 | 塾入費振替方依頼状 | (明治5) 壬申9月朔日 | 学校方武内直佐久 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | 180圓文 |
| 216 | 銀貸付方願状 | 卯7月12日 | 町年寄伊兵衛 | 勘定方御主助中 | 切紙 | 1 | 100目 |
| 217 | 火消道具代銀御渡願状 | 丑4月朔日 | 町年寄四郎右衛門 | 勘定方主御衆中 | 切紙 | 1 | 1貫500目 |
| 218 | 上納高引換御渡願状 | 巳7月5日 | 折井新八、同太次兵衛 | 勘定方九兵衛 | 切紙 | 1 | 29.452貫500文 |
| 219 | 原物方銀請取状 | 午10月17日 | 黒野加の丞助 | 原物方九兵衛 | 切紙 | 1 | 2.1貫800目 |
| 220 | 勘定方銀目許願申付状 | 酉12月28日 | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 221 | 役用銀渡方願状 | (明治4) 辛未6月4日 | 市長 山田嘉平 | 勘定方主御衆中 | 切紙 | 1 | 300圓文 |
| 222 | 勘定方并学校雑務免許願書文 | 明治6年7月16日 | 美川中町廿一番屋敷 | 戸長御中 | 一紙 | 1 | |
| 223 | 銀札・手形等算用簿 | 巳7月3日 | 折井太次兵衛 | 勘定方九兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 224 | 用米費入不足額御渡願 | 丑4月5日 | 用米方又右衛門 | 勘定方九兵衛 | 切替紙 | 1 | 1貫目 |
| 225 | 菓産兼仕入額御渡方通知 | 巳10月11日 | 町年寄早瀬四郎右衛門 | 錢利方主御徳兵衛 | 切紙 | 1 | 2貫目 |
| 226 | 講銀渡方願 | 卯5月16日 | 町年寄竹多又右衛門 | 勘定方九右衛門 | 切紙 | 1 | 2.405.5分 |
| 227 | 旅金不足に付渡方依頼状 | 甲8月9日 | 町年寄勤兵衛 | 勘定方主御衆中 | 切紙 | 1 | 金1歩 |
| 228 | 掛銀不足引替願状 | 巳7月11日 | 折井太次兵衛 | 勘定方九兵衛 | 切替紙 | 1 | 5貫909.7分3厘 |
| 229 | 仕法講除銀之内用米方へ借中に付証文 | 庚3月7日 | 用米方主御竹多又右衛門 | 仕法講親主助九兵衛 | 切紙 | 1 | 8貫目 奥書当番町年寄加兵衛 |
| 230 | 仕法講御札に付掛銀御渡願状 | 卯6月24日 | 町年寄当番三郎兵衛 | 勘定方九右衛門、同副兵衛 | 切紙 | 1 | 6貫目 |
| 231 | 火消方道具入等代銀渡方願状 | 丑12月28日 | 町年寄竹多又右衛門 | 勘定方九右衛門 | 切紙 | 1 | 1貫目 |
| 232 | 火消方所用雲龍水代銀渡方願状 | 丑12月28日 (慶応元) 乙丑7月5日 | 町年寄竹多又右衛門 当番折井熊田中伊兵衛 | 勘定方九右衛門、同副兵衛 | 切紙 | 1 | 687.7.5分 |
| 233 | 町火消道具雲龍水代銀渡願状 | 丑12月18日 | 町年寄田中伊兵衛 | 勘定方九兵衛等 | 切替紙 | 1 | 300目 松任 町屋清兵衛 |
| 234 | 火消道具代銀渡願状 | 寅12月11日 | 町年寄三郎兵衛 | 勘定方九右衛門 | 切紙 | 1 | 1貫97.4.4分 |
| 235 | 銀指上に付請取帳状 | 巳10月18日 | 折井太次兵衛 | 勘定方九兵衛 | 切紙 | 1 | 9.563899厘 |
| 236 | 講方銀を役所へ振替に付書状 | 卯3月4日 | 町年寄三郎兵衛 | 勘定方九右衛門 | 切替紙 | 1 | 5貫目 |
| 237 | 仕法講御札に付掛銀御渡願状 | 卯11月11日 | 町年寄竹多又右衛門 | 仕法講主助九右衛門 | 切替紙 | 1 | 220目 |
| 238 | 銀指上に付請取願状 | 7月5日 | 折井太次兵衛 | 勘定方九兵衛 | 切替紙 | 1 | 32貫7.65.9 |
| 239 | 委掛銀御渡願状 | 卯3月22日 | 町年寄加兵衛 | 勘定方九右衛門 | 切紙 | 1 | 170圓文 |
| 240 | 打銀方諸事シラへ方承知に付書状 | | 折井新八等三人 | 打銀方等御主助九兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 241 | 会所仕法講類の額回復口書 | | | | 折紙 | 1 | |
| 242 | 仕法講算用簿 | | | | 切紙 | 1 | |
| 243 | 入籍×高算用簿 | | | | 切紙 | 1 | |
| 244 | 仕法講入籍高算用簿 | 5月12日 | | | 切紙 | 1 | |
| 245 | 御高米官代等算用簿 | 辰5月6日 | 川原屋四郎右衛門 | 力之屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 246 | 紋付上下一具拜銀目録 | | | | 切替紙 | 1 | |
| 247 | 金子借用証文 | 安政5年丑月12日 | 大野屋五右衛門 | 熊田屋(副兵衛) | 切紙 | 1 | 50兩 |
| 248 | 北町組御神具台車人形等加算請に付証文 | 黄4月15日 | 北町車当番酒屋七郎兵衛、同中屋久藏、手取屋又四郎、加登屋六郎兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 1兩 奥書 北町小組合荒木田屋与四兵衛 |
| 249 | 銀子借用証文 | 文化7年7月14日 | 北島屋名兵衛 | 川原屋(副兵衛) | 一紙 | 1 | 300目 |
| 250 | 小判壹両拜銀目録 | | | | 切紙 | 1 | |
| 251 | 金拜銀目録 | | | | 切紙 | 1 | 300疋 |
| 252 | 岩瀧種大坂御為登米備米に付用巻願状 | 卯 | 田中屋弥兵衛 | 船折兼七兵衛 | 切紙 | 1 | 400石の内160石 |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|-----------------------|---------------|----|---|---|----|-------------------------------------|
| 253 | 金持領目録 | | | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 700疋 |
| 254 | 金持領目録 | | | 高松中納言 | | 切紙 | 1 100疋 |
| 255 | 銀卒取立に付拜領目録 | 5月 | | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 200疋 |
| 256 | 組合頭申付状 | 子8月 (寛永4) | | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 |
| 257 | 人部万主御申付状 | 巳酉2月 (寛永4) | | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 |
| 258 | 米代銀差引受取依頼状 | 巳酉2月 | | 六部右衛門 | 九兵衛 | 切紙 | 1 |
| 259 | 米代書 | 9月6日 | | 明新屋加兵衛 | かこや九兵衛 | 切紙 | 1 |
| 260 | 砲台筑作主御寄付に付状 | (寛永3) 庚戌12月 | | | | 切紙 | 1 |
| 261 | 入替書 | | | | | 袋綴 | 1 |
| 262 | 入替書(後欠) | | | | | 袋綴 | 1 |
| 263 | 金銀請取書 | 11月2日 | | 田中屋弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 |
| 264 | 焼失五十ヶ年御銀指出依頼状 | 卯6月 | | 会所 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 |
| 265 | 竹内屋平右衛門通達方藩札引当之外受取証文 | (寛政3) 丙辰5月26日 | | 町年寄又右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 2貫目 |
| 266 | 秋田藩輸出取金に付取違証文案 | | | | | 切紙 | 1 |
| 267 | 売上代報告 | 辰3月5日 | | 新野堂給具仕入所 | 上 | 切紙 | 1 金沢今田中屋 御小売 |
| 268 | 料理代報告 | 未正月 | | 太田屋清兵衛 | 木下ノ角屋 | 切紙 | 1 |
| 269 | 御青巻折預の状 | 辰7月卅日 | | 福田屋庄左衛門 | | 切紙 | 1 1貫500文 |
| 270 | 銀子預の証文 | 丑6月3日 | | 棟取弥三郎 | 米屋弥三郎 | 切紙 | 1 300目 |
| 271 | 銭換の書 | | | | | 切紙 | 1 |
| 272 | 飛脚費用等書上 | 卯9月3日 | | | | 切紙 | 1 |
| 273 | こむ志預代等書上 | 酉9月30日 | | 武内藩四郎 | 御区会所 | 切紙 | 1 |
| 274 | 寅年分村高作徳米出入及手取川筋作徳米差引書 | 卯7月 | | | | 切紙 | 1 188疋30目1分7厘 又右衛門、卯兵衛、藤右衛門、彦四郎、幸治郎 |
| 275 | 船頭衆入金書 | | | | | 切紙 | 1 |
| 276 | 決算書覽 | | | | | 切紙 | 1 |
| 277 | 竹多又右衛門等決裁書 | | | | | 切紙 | 1 |
| 278 | 寛加銀受取状 | 辰10月 | | | 御御用場 | 一紙 | 1 白銀10枚 |
| 279 | 会合案内廻状 | 11月13日 | | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 |
| 280 | 人足賃等負担割覽 | | | | 田中屋宗次郎、白酒屋市兵衛、新屋石右衛門、清水屋延助、太田屋市右衛門、沖野屋四兵衛、川原屋与四兵衛、越前屋宇右衛門、新屋武兵衛 | 切紙 | 1 |
| 281 | 御年膳当の元銀御渡願状(後欠) | 子12月 | | | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 |
| 282 | 花酒代等受取状 | 未正月23日 | | | 加藤御兄様 | 切紙 | 1 |
| 283 | 野井当番中指引覽 | 年一丑年 | | | | 切紙 | 1 |
| 284 | 神代衫等代領書上 | 子12月 | | 池屋吉兵衛 | | 切紙 | 1 329疋5分5厘 |
| 285 | 南町大車修復費受取に付書状 | 天保13年4月 | | 米屋弥三郎、内匠屋六兵衛、明新屋文兵衛、米光屋長三郎、日向屋入左衛門、鹿島屋嘉右衛門、任田屋三郎右衛門 | 加登屋九兵衛 | 紙紙 | 1 50目 |
| 286 | 醬物類取等書 | | | | | 切紙 | 1 |
| 287 | 納入覽 | 甲2月7日 | | | | 切紙 | 1 |

| | | | | | | | |
|-----|------------------|-----------------------------|-----------|---|------|---|-------------------|
| 288 | 河内守様出御御返に付書状 | 申12月28日 | 梅屋太郎兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 289 | 金拝銀目録 | | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 600疋 |
| 290 | 町方入金等書上 | 巳12月9日 | 六兵衛等 | | 切紙 | 1 | |
| 291 | 和足年鑑録等覽 | | | | 切替紙 | 1 | |
| 292 | 用米買入方調達銀請取 | (文化6) 巳巳3月朔日 | 用次方主御又右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | 20貫目 |
| 293 | 年寄並申付状 | (明治元) 戌辰4月15日 | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 294 | 南加高内御覽 | | | | 切紙 | 1 | |
| 295 | 損失貸付年鑑録上納申付状 | 亥5月 | 婦女御貸付方 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 6匁5分4厘 |
| 296 | 御用銀57年鑑申渡 | 申 | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 7匁目 |
| 297 | 金拝銀目録 | | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 800疋 |
| 298 | 様取役所肝煎申付状 | (天保3) 壬辰7月 | | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 299 | 熊本陣申付状 | (明治元) 戌辰8月 | | 町年寄並加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 300 | 越前行新卒出張入用録上納申付状 | (慶応2) 實5月 (慶応3) 丁卯11月12日 | 会所 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | 4匁780目 |
| 302 | 材木買上決算覽 | | | | 切替紙 | 1 | 拾寸甫了40本 |
| 303 | 材判納入に付代銀支払覽 | 亥10月10日 | 相別屋利右衛門 | 角屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | 585匁 |
| 304 | 人々へかひ分書上 | | | | 切替紙 | 1 | |
| 305 | 上納金録納入覽 | | | | 切紙 | 1 | |
| 306 | 株金取納帳等受取覽 | | | | 切紙 | 1 | |
| 307 | 諸品納入覽 | 9月6日 | 能登屋太治兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 96匁9分 |
| 308 | 河内屋四郎右衛門へ銀御返に付書状 | 亥9月23日 | 與村 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 309 | 合文案内廻状 | 11月10日 | 加登屋勇太郎 | 紺屋益三郎、明新屋次作、松田屋正次郎、かて屋理兵衛、竹中運吉、ちくく屋惣三郎、明のや久太郎 | 切替紙 | 1 | |
| 310 | 拜借銀返却延引に付書状 | 巳4月8日 | 根上屋平兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | 10匁200目 |
| 311 | 支払銀高覽 | 申10月 | 濃谷藤五郎 | 美川町御会所 | 切替紙 | 1 | |
| 312 | 物品納入覽 | 巳12月9日 | 六兵衛等 | | 切替紙 | 1 | |
| 313 | 脚腰渡り覽 | 辰8月8日 | 同 隨兵衛 | | 切紙 | 1 | 20貫目 |
| 314 | 年鑑録納入覽 | | | | 切紙 | 1 | |
| 315 | 銀子預り覽 | 卯12月10日 | 会所 | 御貸付受取主附九兵衛 | 切紙 | 1 | 800目 |
| 316 | 金銀相違通知状 | 7月19日 | 甲次 | かてや九兵衛 | 切紙 | 1 | 4.3匁57.5匁→3.31匁1歩 |
| 317 | 手形引替に付通知書状 | 8月2日 | 梅井屋重太郎 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | 4.4匁64.0匁 |
| 318 | 銀子渡り覽 | 巳5~10月 | | | 二丈切綴 | 1 | 2.3匁〔切紙、切替紙〕 |
| 319 | 取替金受取証文 | 戌9月2日 | 梅井屋重太郎 | 加登屋重次郎 | 切紙 | 1 | 860匁 梅井屋益太郎 |
| 320 | 手形三連受取書状 | 辰11月5日 | 梅井屋重太郎 | 加登屋重治郎 | 切紙 | 1 | 897匁 永66匁2分7厘 |
| 321 | 代金差引受取目録 | 辰11月5日 | 梅井屋重太郎 | 加登屋重治郎 | 切紙 | 1 | 184匁 永46匁1分9厘 |
| 322 | 両兵衛棟頼戸の入用費類の証文 | 未9月14日 | 三浦剛右衛門 | 加登屋与右衛門 | 切紙 | 1 | 1匁2歩 三浦益越後柿崎 |
| 323 | 代金決算報告書 | 明治12年1月7日 | 佐藤清也 | 加藤茂兵衛 | 切替紙 | 1 | 20匁10錢 羽後土崎 |
| 324 | 代金決算報告書 | 明治11年10月9日 | 佐藤清也 | 加藤茂兵衛 | 切替紙 | 1 | 81匁955錢 |
| 325 | 代金取替覽 | 戌4月3日 | 天鷹茂兵衛 | 加登屋武兵衛 | 切替紙 | 1 | 62匁1分 越前敦賀 |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|------------------|----------------|-----------------------------|---------------------------------|-----|----|---------------------------------|
| 326 | 金銭差引報告書 | 明治8年12月3日 | 川口長左衛門 | 加藤武兵衛 | 切替紙 | 1 | 3200円49銭 羽州士師 |
| 327 | 金銭決算報告書 (前欠) | 明治12年4月28日 | 佐藤篤也 | 加藤茂平 | 切紙 | 1 | 現金341円72銭 |
| 328 | 米算の証文 | 明治6年6月 | 淺香作兵衛 | 加藤武兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 329 | 決算報告書 | 明治8年6月23日 | 川口長左衛門 | 加藤武兵衛 | 切替紙 | 1 | 2711円 |
| 330 | 経費等書上 (前欠) | 西11月19日 | 桜井屋重助 | 加登屋武兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 331 | 金子手形請取証文 | 西7月晦日 | 布屋市郎兵衛 | 加登屋武兵衛 | 切紙 | 1 | 201面 |
| 332 | 金子受取決算書 | 丑10月15日 | 阿波屋 | 加登屋武平 | 切紙 | 1 | 兵備殺治町 |
| 333 | 決算報告書 (前欠) | 明治11年10月25日 | 明治11年10月19日 | 加藤茂兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 334 | 金子受取証文 | 西10月19日 | 桜井屋重助 | 加藤茂三郎 | 切紙 | 1 | 270面 大坂薩摩屋敷ノ町 |
| 335 | 下り物口銭等書上書状 | 明治8年8月 | 川口長左衛門 | 加藤竹治郎 | 切替紙 | 1 | |
| 336 | 決算報告書 | 申10月晦日 | 美川 善藏 | 加登屋与四郎 | 切替紙 | 1 | 印は太姫安治川三丁目 加賀屋善藏 |
| 337 | 金子預り手形 | E9月3日 | 下村屋与吉 | 加登屋彦四郎 | 切紙 | 1 | 庄内酒田 下村屋 90面 |
| 338 | 窪田本間弥兵衛送金分預り手形 | 文政3(1) 戊子5月23日 | 淺香作兵衛 | 加登屋助兵衛 | 切紙 | 1 | 出羽本庄 17面 |
| 339 | 為替受取証文 | 文政元年10月24日 | 佐藤豊右衛門 | 加登屋又右衛門 | 切紙 | 1 | 羽州石籠 150面 |
| 340 | 金子請取証文 | 安政元年10月23日 | 佐藤豊右衛門 代紋藏 | 加登屋又右衛門・加登屋重治郎 | 切紙 | 1 | 羽州石籠佐原店 加賀屋紋藏 150面 |
| 341 | 為替受取証文 | 戊11月4日 | 桜井屋重太郎 | 加登屋亦右衛門 | 切紙 | 1 | 7層800目 100面 |
| 342 | 金子預り手形 | 嘉永4年8月9日 | 本間弥三郎 | 加登屋善吉 | 切替紙 | 1 | 150面 |
| 343 | 為替にて金子用立願状 | 11月9日 | 格吉丸 角屋利兵衛 | 下村屋与吉 | 切替紙 | 1 | 仙台、江戸、中津(那珂湊) |
| 344 | 金子為替にて借用願状 | 11月12日 | 格吉丸 利兵衛 | 下村屋与吉 | 切替紙 | 1 | 金10面 前回と合わせて250面と成る |
| 345 | 運賃の帳承知等に付書状 | 11月3日 | 格吉丸 利兵衛 | 下村屋与吉 | 切替紙 | 1 | |
| 346 | 種荷店と払決算書 | 丑10月23日 | 下村屋与吉 | 加登屋利兵衛 | 切替紙 | 1 | 400面余 |
| 347 | 為替手形 | 慶応元年10月21日 | 加登屋格吉丸利兵衛 | 庄内酒田金子渡主 下村屋与吉、金子請取主尾山 政主 栗林善四郎 | 切紙 | 1 | 10面 |
| 348 | 為替金手形之事 | 慶応2年10月19日 | 角屋利兵衛 | 金子渡主 下村屋与吉、金子請取主尾山 屋市藏(箱館) | 切替紙 | 1 | 300面為替 |
| 349 | 金子預り手形 (前欠) | 嘉永4年11月2日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 金475面 利足8朱 |
| 350 | (前欠) 金子手形 | (天保3) 辰卯月23日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 351 | 返済金上納りに付書状 (前欠) | (安政4) 巳11月 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 金5面巳年済 6金29面 永50文8分7厘 |
| 352 | 金3拾兩預り手形 (後欠) | 文政9年8月19日 | 本間弥三郎 | | 切紙 | 1 | |
| 353 | 赤御指上状 (前欠) | (嘉永2) 酉11月6日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 354 | 本間弥三郎拜借金返納書 (後欠) | (文政元) 酉11月 | 下村屋与吉 | (加登屋九兵衛) | 切替紙 | 1 | |
| 355 | 二文字屋小形商家為替の帳に付書状 | 12月1日 | 下与 | カヅ丸 | 切替紙 | 1 | |
| 356 | 本間弥三郎拜借金返納書 | (万延元) 申11月 | 下村屋与吉 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 357 | 決算通金通知 (前欠) | (弘化2) 巳10月 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 358 | 決算書裏書金子受取状 | (嘉永3) 戌11月16日 | 本間弥三郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 裏書は、本間弥三郎代治三郎、松次郎 |
| 359 | 為替金手形之事 | 慶応元年10月15日 | 松前坂下にて加登屋九兵衛代格吉丸利兵衛、菅理越屋庄兵衛 | 為替金渡主加州本吉加登屋九兵衛、為替金受取主川崎屋庄兵衛 | 一紙 | 1 | 金100面 |
| 360 | 常州等にて損益に付帳目状 | 7月24日 | 格吉丸利兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | 那珂湊、江戸で損益。石巻で米谷買入、箱館で売ってカ/一を旨指す |
| 361 | 早晩お知らせ | 12月29日 | 常州中津南部屋新助にて 格吉丸利兵衛 | 加州本吉中町 加登屋九兵衛 | 包紙 | 1 | 中身なし |
| 362 | 金子受取証文 | (文政元) 酉10月8日 | 近田屋五郎八郎 | 加登屋利兵衛 | 切替紙 | 1 | 200面に付する返金 |

| | | | | | | | |
|-----|---------------------|--------------|-------------------------------|-------------------------------------|-----|---|-----------------|
| 363 | 下り船運返に付書状 | 8月 | 格吉丸利兵衛 | 旦那棟 | 切替紙 | 1 | |
| 364 | 浦川出帆運に付書状 | 11月11日 | 格吉丸利兵衛 | 嘉登屋九兵衛、同喜一郎 | 切替紙 | 1 | |
| 365 | 出帆具合に付書状 | 9月9日 | 利兵衛 | 旦那棟 | 切紙 | 1 | |
| 366 | 御上坂御待ちに付書状 | 12月26日 | わた屋太助、新兵衛 | 加登屋利兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 367 | 利兵衛不足金御返に付受取願状 | 明治16年6月 | 加藤益平 | 御本家様 | 切紙 | 1 | |
| 368 | 松前行出帆準備及刈田行手配完了に付書状 | 9月10日 | 格吉丸利兵衛 | 旦那棟 | 切替紙 | 1 | |
| 369 | 御費用繰入御呼出之入引(後欠) | 明治5年9月11日 | 本吉船汗熊七兵衛、同弥兵衛 | 地船才岸山岸盛右衛門、井村屋左兵衛 | 一紙 | 1 | |
| 370 | 御米種船赤りに付書状 | 天保15年閏4月12日 | 船汗熊弥兵衛 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 372 | 縁組に付証文 | 安政4年10月 | 斎藤政五郎、浅村豊吉 | 加登屋九兵衛、同手代市兵衛、同云右衛門 | 一紙 | 1 | |
| 373 | 大坂米太親子風聞不宣に付確認依頼状 | 4月17日 | 土屋忠左衛門、同東清 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 374 | 長谷田寺へ遣わす被安達に付書状 | 11月9日 | (打越)勝光寺泰きよう院 | もとよし浦加登屋の方 | 切替紙 | 1 | |
| 375 | 御返還に付喜米御断并返上線渡方依頼書状 | 9月7日 | 福留 六郎右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | |
| 376 | 新兵衛不肖に付願井のり分返済に付題状 | (明治3) 午10月 | 加登屋内 | 土山、池田屋権兵衛、明証屋利八、新屋九兵衛、柳屋勘太郎、荒木屋五右衛門 | 切替紙 | 1 | |
| 377 | 新兵衛と縁切りに付証文 | (明治2) 巳9月13日 | はつ | 黒瀬屋豊三郎 | 切紙 | 1 | |
| 378 | 趣当に付一札案文 | 明治6年 | 未 | 新兵衛 | 一紙 | 1 | |
| 379 | 縁切証文 | (明治2) 巳9月25日 | 新兵衛 | 米屋太兵衛、娘まづ | 一紙 | 1 | |
| 380 | 金子借用証文 | 巳12月29日 | 豊波屋文右衛門 | かこや新兵衛 | 一紙 | 1 | 39両2歩 |
| 381 | ゆづらん染白ちりめん等送付方依頼状 | 10月17日 | 加登屋新兵衛 | 加登屋善藏 | 切替紙 | 1 | |
| 382 | 流代御差引証文 | 戌3月29日 | 茂地屋/郎兵衛、寺井屋孫作、佐成屋与三兵衛、赤井屋仁左衛門 | 加登屋棟御店 | 一紙 | 1 | 757両のうち、200両渡す |
| 383 | ひの木ちん寛 | 辰12月 | 法善屋伍四郎 | | 切替紙 | 1 | |
| 384 | 作徳米口米の内売米勘定寛 | | | | 切替紙 | 1 | |
| 385 | 材木寛 | 亥2~3月 | 大工 佐四郎 | | 切紙 | 1 | |
| 386 | 英国軍艦奴艘神奈川采訪之書翰并御帳寛 | 亥2~3月 | 田中祐三平 | | 切替紙 | 1 | |
| 387 | 材料寛 | 酉5月2日 | (安政4) 丁巳正月20日 | 門屋九左衛門 | 切紙 | 1 | 銀200両 |
| 388 | 金子借用証文 | | 北嶋屋清八 | 加登屋九左衛門 | 切紙 | 1 | 銀5両5分、横加屋は大坂の大工 |
| 389 | 銀貸付証文 | 戌9月24日 | 横加屋藤兵衛、彦兵衛 | 加登屋九左衛門 | 切紙 | 1 | 579両、永88文4分4厘 |
| 390 | 了三銀菜種等差引目録寛 | 戌10月朔日 | 松井屋重太郎 | 加登屋九兵衛 | 切替紙 | 1 | 534両、手付金1両 |
| 391 | 了り度手付金受取寛 | 嘉永7年3月18日 | (本吉) 嶋田屋六左衛門 | 加登屋九左衛門 | 一紙 | 1 | 3両125両 |
| 392 | 船代請取 | 戌7年9月 | 若菜屋藤右衛門 | 加登屋九左衛門 | 切紙 | 1 | 銀500目 |
| 393 | 工産作料請取寛 | 申正月 | 壁屋藤右衛門 | 加登屋九左衛門 | 一紙 | 1 | |
| 394 | 秋打割地船半金高請取 | 明治4年9月4日 | 神保良吉 | 加藤九左衛門 | 切紙 | 1 | |
| 395 | 金子受取寛(後欠) | 慶3月24日 | 嶋田屋六左衛門 | 加登屋九左衛門 | 切紙 | 1 | 金75両、永89両3分 |
| 396 | 金子取引目録 | 辰3月29日 | 松井屋金助(大坂薩摩屋東ノ町) | 加登屋九左衛門 | 切紙 | 1 | 10貫目 |
| 397 | 銀請取証文 | 辰2月4日 | 尾崎勘吉 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | 125両 |
| 398 | 金札借用証文 | 明治5年8月 | 吉藤屋四郎兵衛 | 加藤九吾 | 切替紙 | 1 | 800目 |
| 399 | 借用銀中勘渡書証文 | 辰10月24日 | 権八右衛門 | 加藤九吾 | 切替紙 | 1 | |
| 400 | 支払金に付相取書状 | 12月14日 | 新田法秀 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|-------------------|---------------|---|-------------|-----|----|--|
| 401 | 銭借申証文 | 明治5年9月 | 吉藤藤四郎兵衛 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | 銭札 500圓文 |
| 402 | 貸付金高通知 | (明治5) 王申10月7日 | 美川為喜会社 (印は金沢為喜会社) | 羽儀郡 又市 | 切紙 | 1 | |
| 403 | 竹内屋團右衛門兼宗社末に付請合証文 | 明治5年2月 | 竹内屋團右衛門一騎大願中村長六郎、向本利和團左衛門、手取屋文七、北島屋権右衛門、田中屋弥三兵衛、請入伴一平 | 加藤九吾 | 野紙綴 | 1 | 墨付之了 |
| 404 | 金子指引箋 | 1月4日 | 米吉丸次郎 (印は加藤吉) | 加藤利兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 405 | 金入手に付札状 | 12月9日 | 隠居 | 加 九吾 | 切紙 | 1 | |
| 406 | 金子請取状 | 明治12年2月6日 | 加藤九八郎 | 谷米次郎 | 切紙 | 1 | 300円 |
| 407 | 利金請取状 (前欠) | 明治20年12月3日 | (兵衛) 豊木又兵衛 | 加藤九八郎代理保上治介 | 切紙 | 1 | 42円38銭2厘 |
| 408 | 藤宮神社祝費中勘受取 | 明治19年11月1日 | 加藤九吾 | 古市尚一 | 切紙 | 1 | 3円70銭 |
| 409 | 加藤茂平貸金勘弁に付一札 | 明治16年3月12日 | 山田弥七 (印大坂丹弥) | 加藤吉蔵 | 一紙 | 1 | |
| 410 | 初季藤宮神社御祭列入費受取 | 明治19年10月30日 | 加藤九吾 | 古市尚一 | 切紙 | 1 | 3円20銭 |
| 411 | 証書之金子渡方箋 | 明治4年11月5日 | 林三郎代理赤沢善八 | 加藤吉次 | 切紙 | 1 | 2660円 |
| 412 | 銭借申証文 | (明治5) 王申6月6日 | 藤原三右衛門 | 勘定方 加藤九吾 | 切紙 | 1 | 5000圓文 (銭札) |
| 413 | 大阪府入津料領収証 | 明治33年12月10日 | 大阪府入津料取立所 | 子日丸 加藤九八郎 | 一紙 | 1 | 620石積 4円65銭 |
| 414 | 金領辨の証 | 明治22年1月5日 | 加藤九八郎 | 越中 七左衛門 | 切紙 | 1 | 200円 通用紙幣 利足1歩 |
| 415 | 御金相渡箋 | 丑1月9日 | 永井 | 加藤 | 切紙 | 1 | 169円750銭 |
| 416 | 船賃金等請取 | 亥4月4日 | (大阪府) 村田利兵衛 | 恵方丸 加藤元次 | 切紙 | 1 | 3円62銭3厘 |
| 417 | 金子差引箋 | 亥12月30日 | 永井庄三郎 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | |
| 418 | 家屋敷蔵代金口銭受取 | 2月13日 | 仲野佐竹久平等、代理西渡与平 | 加藤九吾 | 一紙 | 1 | 565円 口銭14円12銭5厘 |
| 419 | 金子差引箋 | 明治25年1月23日 | 印 (加賀国美川 加藤九八郎) | 北嶋弥右衛門 | 切紙 | 1 | |
| 420 | 金子請取状 | 10月11日 | 武内友左衛門 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | 明野宮平分20円 龍川本平次分15円 |
| 421 | 正金証書仮証文 | 明治19年12月22日 | 楠島龍 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 422 | 正年春日丸指引証 | (明治) | | | 切紙 | 1 | |
| 423 | 不納米并金御用給願状 | 卯10月 | 本吉 加登屋九兵衛 | 船肝煎七兵衛、同弥兵衛 | 練紙 | 1 | 沖船頭九五衛門 安宅積1000石の内77石 |
| 424 | 威徳丸一巻 | | | | 切紙 | 1 | 5斗糯米 威徳丸建型に係る文書の貼の継ぎの9通。単本との重複もあり。反古の代をあげたものもある。 |
| 425 | 加登屋幸治郎仲継代預の遺証文 | 巳9月11日 | 越後徳忠吉・平川屋文左衛門 | 上野屋三郎 | 切紙 | 1 | 12通 |
| 426 | 金子預の証文 | 辰10月12日 | 浅香市郎兵衛 | 加登屋幸治郎 | 切紙 | 1 | 300両 |
| 427 | 銭請取証文 | 酉12月22日 | 西海屋五右衛門 | 加登屋宗兵衛 | 切紙 | 1 | 200目 |
| 428 | 金子預の証文 | 慶応元年10月 | 塩館屋弥左衛門 | 加登屋政吉 | 切紙 | 1 | 250両 |
| 429 | 御仕法船之儀に付密仰渡心得 | | | | 切紙 | 1 | |
| 430 | 増盛丸赤渡等費 | 明治22年12月 | | | 一紙 | 1 | |
| 431 | 支店納入し支度迄と願状 | 明治18年2月8日 | 佐藤源一郎 | 加藤九吾、同昌兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 432 | 船荷金納に付書状 | 明治23年2月20日 | 加藤九八郎 | 渋谷重次郎 | 切紙 | 1 | |
| 433 | 証書消印之儀に付依頼状 | 明治13年10月9日 | 美川町戸長役場 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 434 | 依頼之儀に付伺状 | 10月23日 | 興業重昌 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 435 | 掃空身代守りに付書状 (前欠) | 明治17年9月14日 | 山本二郎三郎 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 436 | 借入金之簿に付願状 | (明治) 8月31日 | 田近盛平 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 437 | 金子請取に付書状 | 明治21年6月14日 | 岡形五郎八 | 加藤吉次 | 切紙 | 1 | 岡形は秋田藩 |

| | | | | | | | | |
|-----|--------------------|---------------|---------------------|--|--|------|---|-----------------|
| 438 | 神宮皇學館臨時入試問題 | 明治29年5月2日 | 藤基千尋 | | | 野紙 | 1 | 2枚 |
| 439 | 月終御渡覽 | (明治6) 癸酉4月20日 | 副戸長心得武内甚左久 | 勘定方加藤九吾 | | 切紙 | 1 | |
| 440 | 彌助與加金に付書状 | (明治6) 癸酉4月9日 | 副戸長心得武内甚左久 | 勘定方加藤九吾 | | 切紙 | 1 | |
| 441 | 屋敷図面 | | | | | 二六ノ綴 | 1 | 3枚綴 |
| 442 | 副戸長兼務申付状 | 明治9年11月14日 | 石川隼 | 加藤九吾 | | 切紙 | 1 | |
| 443 | 聚田船料領収証 | 明治23年11月30日 | 大阪商船事務所 | 加藤九八郎 | | 切紙 | 1 | 勘方丸 2円33銭1厘 |
| 444 | 入津料領収証 | 明治23年11月20日 | 大阪府入津料取立所 | 加藤九八郎 | | 切紙 | 1 | 勘方丸 2円90銭 460石構 |
| 445 | 金子領収証文 | 明治21年12月22日 | 番木久兵衛 | 加藤九八郎代理越中七左衛門 | | 切紙 | 1 | 番木は兵庫 |
| 446 | 所得金届圖高届案文 | | | | | 切紙 | 1 | |
| 447 | 大谷派本願寺副法主立書切付付書文覽 | 明治21年11月15日 | | | | 野紙綴 | 1 | |
| 448 | 万歳井地枳米計算指出に付書状 | 明治6年9月 | 副戸長中 | 加藤九吾 | | 切紙 | 1 | |
| 449 | 女中方香列覽 | | | | | 折紙 | 1 | |
| 450 | 小僧総判中勘錢御渡に付書状 | 明治6年5月5日 | 副戸長心得武内甚左久 | 勘定方加藤九吾 | | 切紙 | 1 | |
| 451 | 酒師人足取書分渡方依頼状 | (明治5) 壬申8月14日 | 同手匠二木九郎平 | 勘定方加藤九吾 | | 切紙 | 1 | |
| 452 | 木村図案 | | | | | 一紙 | 1 | |
| 453 | 御用仁付書出状 | (明治4) 辛未6月27日 | 雑糺掛 | 加藤九吾 | | 切紙 | 1 | 包紙 |
| 454 | 酒量招待仁付書出状 | (江戸) 11月13日 | 加登屋九兵衛 | 田中屋宗次郎、北鶴屋市兵衛、新屋伝右衛門、清水屋盛助、奈良屋市右衛門、加野屋四平、川原屋与四兵衛、越前屋宇右衛門、新屋市兵衛 | | 切紙 | 1 | |
| 455 | 入金確認仁付帳面書入丸額 | 明治13年4月1日 | 通善 | 加藤 | | 切紙 | 1 | |
| 456 | 買付額 | 明治13年12月3日 | 美川町戸長役場 | 美川町勘定方加藤九吾 | | 切紙 | 1 | |
| 457 | 社務集会出现等仁付依頼状 | (明治) 8月25日 | 畠井 | 加藤九八郎 | | 切紙 | 1 | |
| 458 | 為替受取依頼 | (明治5) 壬申6月4日 | 後藤勘兵衛 | 勘定方 加藤 | | 切紙 | 1 | |
| 459 | 返納金落手依頼状 | 明治21年3月29日 | 加藤九吾 | 戸長役場山田一 | | 切紙 | 1 | |
| 460 | 受取書不足仁付御渡願 | 11月23日 | 古市泡一 | 加藤 | | 切紙 | 1 | |
| 461 | 加藤新平出奔仁付覽 | 明治7年3月 | | | | 野紙 | 1 | 加藤新平は、九吾の弟 |
| 462 | 立替分御渡願 | 明治21年3月29日 | 山下五右衛門 | 加藤九八郎 | | 切紙 | 1 | |
| 463 | 控帳免許額 | 明治6年7月17日 | 加藤九吾 | 戸長 | | 野紙 | 1 | |
| 464 | 金子貸与額 | 12月9日 | 古市吉四郎 | 加藤九八郎 | | 切紙 | 1 | |
| 465 | 藤宮神社氏子札 | 明治8年2月 | 笠間神社副宮安木田彌方、嗣摩藤基傳兼人 | 加藤九吾妻 <み> | | 切紙 | 1 | 天保14年9月21日生 |
| 466 | 委屋売買付属図面 | 明治14年12月22日 | 小西孫作 | 加藤九八郎 | | 一紙 | 1 | |
| 467 | 小学校建替掛任命状 | 明治6年4月20日 | 石川隼 | 加藤九吾 | | 切紙 | 1 | |
| 468 | 松江警察署新築仁付寄附受付帳并掛可状 | 明治20年6月24日 | 加藤九八郎 | 石川隼知事岩村高俊 | | 野紙 | 1 | |
| 469 | 窪和足等相済証文 | 明治22年3月12日 | 直木久兵衛 | 加藤九八郎代り吉次 | | 切紙 | 1 | |
| 470 | 繁村番方中勘銀渡方依頼状 | (明治5) 壬申7月12日 | 戸長加藤内甚左久 | 勘定方加藤九吾 | | 切紙 | 1 | |
| 471 | 公儀殘金仁付額状 | 7月28日 | 橋雲次郎 | 加藤御主人 | | 切紙 | 1 | |
| 472 | 宅地図面 | | | | | 一紙 | 1 | |
| 473 | 湖用錢札借用証文 | (明治4) 辛未9月28日 | 美川町北郷会所 | 加藤九吾 | | 切紙 | 1 | 5000圓文(錢札) |
| 474 | 勘定方種算表仁付換算等依頼状 | 明治13年9月11日 | 加藤 | 加藤九吾 二基、通善 | | 切紙 | 1 | |

| No | 表題 | 年月日 | 著者 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|-----------------|--------------|---------------------|----------------|------|----|------------|
| 475 | 別命返却に付書状 | 7月8日 | 武蔵左久 | 加藤九吾御用方 | 切紙 | 1 | |
| 476 | 無印方加入札状 | 6月 | | | 切紙 | 1 | |
| 477 | 戸籍銭振出願 | 9月5日 | 武内甚左久 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 478 | 借入金覚 | 辰12月9日 | 永井八郎右衛門 | 勘定方 | 切紙 | 1 | |
| 479 | 金子繰替方願 | 6月28日 | 新住庵 | 勘定方 | 切紙 | 1 | |
| 480 | 第十一大区Ⅳ区副戸長任命状 | 明治9年1月14日 | 石川隼 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 481 | 区公所書指方入費取替分に付書状 | 明治6年7月13日 | 惣代尾崎太平 等 | 勘定方 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 482 | 御留主附定書<に付書付 | | 本郷留守居方佐右衛門、市兵衛、四郎兵衛 | | 切紙 | 1 | |
| 483 | 家之連方に付考察 | 乃延元年4月 | 考所 | | 切紙 | 1 | |
| 484 | 初稟判領収証 | 明治22年1月5日 | 神宮教金沢本部麻藤謙 | 加藤九八郎 | 一紙 | 1 | |
| 485 | 出納算 | | | | 切紙 | 1 | |
| 486 | 新卒糧古入糧に付書状 | (元治元) 子8月 | | 加登屋喜一郎 | 切紙 | 1 | |
| 487 | 御用に付念所へ呼出状 | (慶応元) 丑4月 | | 加登屋喜一郎 | 切紙 | 1 | |
| 488 | 札方主御申付状 | (慶応4) 戊辰6月 | | 町年寄並九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 489 | 和紙書附答之事 | 明治6年5月5日 | 加藤九吾 | 戸長心得 | 切紙 | 1 | 九吾第三男新兵衛の件 |
| 490 | 碓氷糧古格別入糧に付書状 | 5月 | | 加登屋喜一郎 | 切紙 | 1 | |
| 491 | 横目肝煎別任命状 | (嘉永6) 癸丑4月 | | 加登屋喜一郎 | 切紙 | 1 | |
| 492 | 加藤出張通子願に付書状 | (明治4) 未7月27日 | 美川町市長山田嘉平 | ①雑掛②加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 493 | 総料不足分送すに付書状 | (明治5) 壬申7月5日 | 武内甚左久 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 494 | 支店之算御断に付書状 | (明治18) 2月19日 | | 左藤源一郎 | 切紙 | 1 | |
| 495 | 追津領収証 | 2日 | 本多町田辺六郎 | 中町加藤孫 | 切紙 | 1 | |
| 496 | 打掛銭納入に付書 (前欠) | (明治6) 癸酉3月3日 | 武内甚左久 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 497 | 万歳丸修繕費現金領収証 | 明治23年12月23日 | 永田三十郎 | 子日丸吉送 | 切紙 | 1 | |
| 498 | 奈良珠金御返に付書状 | 4月12日 | 加藤九吾 | 武内甚左久、尾崎勘吾 | 切紙 | 1 | |
| 499 | 九八郎由緒算 | | | | 切紙 | 1 | |
| 500 | 加登屋九兵衛役職免許願に付書状 | E8月23日 | 蒲水母之助 | 本吉町年寄中 | 切紙 | 1 | |
| 501 | 虎別刷券施与奇特に付書状 | 明治13年1月19日 | 石川隼 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 502 | 博覧会御執事申付状 | 明治9年2月20日 | 石川隼 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 503 | 集起金分担に付書状 | 成7月 | 田中弥三郎 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 504 | 貸金決済算 | 午9月1日 | 森清作 | 加藤次三郎 | 切紙 | 1 | 渡邊國江、森清作 |
| 505 | 書面拜訪に付書 | 11月12日 | 興津重昌 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 506 | 振替等確認書 | 明治21年3月29日 | 加藤九吾 | 戸長役場 山田一 | 切紙 | 1 | |
| 507 | 小学校雜務掛請書案 | 明治6年4月24日 | 加藤九吾 | 石川隼、森清作、岡山純孝 | 切紙 | 1 | |
| 508 | 妻席談之覚 | | | | 切紙 等 | 1 | 5点 |
| 509 | 地券状之記 | 明治12年12月11日 | 加藤九吾 | | 切紙 | 1 | 2点 |
| 510 | 与三郎商物之義に付書状 | 霜月12日 | 御用達澤佐吉郎 | 御用達加藤九吾、重立尾崎勘吾 | 切紙 | 1 | |
| 511 | 金盃贈呈書 | 明治26年5月27日 | 石川隼、石川龍美、川町会 | 加藤九吾 | 折紙 | 1 | |
| 512 | 下等小学第四級卒業証書 | 明治42年12月22日 | 美蘭小学校 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | |

| | | | | | | | |
|-----|--------------------|----------------|-------------------|------------|----|---|--------------|
| 513 | 通用紙幣類の証 | 明治23年1月5日 | 加藤九八郎 | 二口吉次母 おごう | 切紙 | 1 | |
| 514 | 預かり差戻金と品々算 | 明治22年3月6日 | 宇澤安太郎 | 加藤九八郎、岡竹次郎 | 切紙 | 1 | |
| 515 | 貧民救恤に付書状 | 明治14年7月30日 | 石川隼 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 516 | 氏子縁代当選通知 | 明治27年7月25日 | 榎社藤家神社事務所 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | |
| 517 | 席長申渡状 | 明治10年3月 | 美川小学校 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | |
| 518 | 学校用品寄付に付書状 | 明治9年6月16日 | 石川隼 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 519 | 東北救済会社設立に付依頼 | 明治14年12月1日 | (前田) 利剛 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 520 | 美川町小学校第一中校区分課申付 | 明治6年4月20日 | 学校係 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 521 | 母様方入書状に付届書 | 明治14年 | 迎田八宅 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 522 | 山田屋兵衛蘭居に付別家甚兵衛九郎理 | (明治6) | 築野4月2日 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 523 | 屋敷敷歩数帳査に付別家甚兵衛九郎理 | 明治6年6月 | | | 絵図 | 1 | |
| 524 | 美術品売却証文 | 未12月27日 | 茂地屋/銀右衛門、口入尾山屋次郎九 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 | |
| 525 | 銭札差引簿 | (明治5) 壬申6月28日 | 同手佐竹田庄五郎 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 526 | 御作告活字判払い方依頼状 | 明治6年9月7日 | 戸長武内甚佐久 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 527 | 雜入費取普通通知 | (明治5) 壬申10月10日 | 武内甚佐久 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 528 | 掛本堅渡納入簿 | 明治20年8月29日 | 大野五左衛門 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | 加賀西美川港船問屋大五印 |
| 529 | 芝倉と納入簿 | 明治20年5月20日 | 榎田和則 | 蔵架 | 切紙 | 1 | |
| 530 | 財務係申付状 | 明治14年4月15日 | 美川町戸長役場 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 531 | 葬式持方算 | | | | 繕紙 | 1 | |
| 532 | 贈り物算 | | | | 切紙 | 1 | |
| 533 | 漁師仕入金上納に付書状 | 明治19年4月6日 | 加藤九吾 | 通善与三右衛門 | 切紙 | 1 | |
| 534 | 印鑑証明願井証明(上部欠) | 明治24年3月11日 | 加藤九八郎 | 美川町長邑井善良久 | 一紙 | 1 | |
| 535 | 御寺様方書上 | | | | 切紙 | 1 | |
| 536 | 明治記念碑建築費方寄付金依頼状 | 明治13年12月18日 | | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 537 | 金子借用証 | (明治3) 午閏10月8日 | 尾崎勘吾 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 538 | 役員免状 | (明治4) 辛未4月 | 戸長並 武内甚佐久 | 市長並 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 539 | 東洋興行所地廻賃帳帳簿連絡状 | (明治5) 壬申7月 | 戸長並 武内甚佐久 | 勘定方 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 540 | 学事委員差免状 | 明治22年6月15日 | 石川隼 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | |
| 541 | 転居会計長委囑状 | 明治22年10月28日 | 長徳寺住職 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | |
| 542 | 尋常小学校第二級前期卒業証書 | 明治44年12月 | 養護小学校 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | |
| 543 | 第二十三号 私的運送業の禁止 | 明治6年6月27日 | 太政大臣三架実美 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | 7月10日及次郎写 |
| 544 | 木盒下付に付添書 | 明治14年1月10日 | 美川町戸長役場 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 545 | 地方廻り合錢差上げに付書状 | (明治5) 壬申7月4日 | 地方課役尾崎太平 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 546 | 御用仁に付書状 | 明治9年1月21日 | 第十一大区長伊勢貞良 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | 封筒 |
| 547 | 御用仁に付書状 | (明治6) 癸酉4月24日 | 副戸長心得武内甚佐久 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 548 | 面談に付書状 | 4月29日 | 武内甚佐久 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 549 | 和造願 | 明治6年9月 | 加藤新平 | 美川町副戸長心得 | 切紙 | 1 | 新平氏、九兵衛三男 |
| 550 | 第一中校区原田小学校役員名簿 | 明治6年4月 | | | 切紙 | 1 | |
| 551 | 養正願覽 | | | | 切紙 | 1 | |
| 552 | 加登屋第一郎原方蘭蘭理役申渡に付書状 | 明治5月22日 | 平野彦之丞 | 卯年蘭蘭又右衛門 | 切紙 | 1 | |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|-------------------|----------------|-----------------------|---|----|----|--------------|
| 553 | 酒連上に付御状(後欠) | 5月17日 | 加登屋喜一郎 | 田中屋伊兵衛、明新屋伝兵衛、相屋又右衛門、相屋三郎兵衛、明新屋嘉助、田中屋伊左衛門、川原屋四郎右衛門、尾山屋勘兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 554 | 銀卒糧古入借に付裏状 | (元治元) 子8月 | | 加登屋喜一郎 | 切紙 | 1 | |
| 555 | 銀子借用証文 | 安政6年10月13日 | 米光屋宗助 | 加登屋喜一郎 | 一紙 | 1 | 100目 |
| 556 | 葬式持方覽 | | | | 切紙 | 1 | |
| 557 | 精の録道具代等決算書 | 明治6年6月17日 | 尾崎勘吾、能川太平治、尾崎太平、湊谷三五郎 | 美川町戸長迄 | 一紙 | 1 | |
| 558 | 石川原権井傳覽会概制 | 明治10年2月 | 博覽会社 | | 冊子 | 1 | |
| 559 | 借附願に付照会 | 明治13年4月6日 | 美川町戸長役場 | 勘定方 | 切紙 | 1 | |
| 560 | 貸付金利息計算書 | (明治5) 壬申10月7日 | 美川為替会社 | 羽咋郡又市 | 切紙 | 1 | 印は「銀次為替会社」 |
| 561 | 超家寺子女年名覽 | | | | 切紙 | 1 | |
| 562 | 藩十七才相調(前欠) | (明治6) 癸酉10月12日 | 白尾一貫 | 美川町会所 | 切紙 | 1 | |
| 563 | 戸籍調査日誌報告(前欠) | 明治6年10月12日 | 島左 小三郎 | 美川町会所 | 切紙 | 1 | |
| 564 | 遊業仕入出入証券御届に付書状 | 明治21年2月28日 | 通徳与三右衛門 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 565 | 借主達の抵当証目送に付書状 | 7月7日 | 通徳与三右衛門 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 566 | 繰替金御取計願(前欠) | 9月16日 | 戸長 興津重昌 | 勘定方加藤九吾、二基齋、通徳与三右衛門 | 切紙 | 1 | |
| 567 | 扇子入記 | | | | 切紙 | 1 | 扇子の効能を記す |
| 568 | 御用達衆覽(後欠) | | | | 切紙 | 1 | |
| 569 | 講金納付覽(前欠) | 亥月11日 | 講中永井八郎右衛門 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 570 | 借附願に付照会 | 明治13年10月5日 | 美川町戸長役場 | 勘定方 | 切紙 | 1 | |
| 571 | 壽打錢御渡し願(後欠) | 明治6年4月20日 | 副戸長心傳武内甚左久 | 勘定方 | 切紙 | 1 | |
| 572 | 決算覽 | 明治 | | | 切紙 | 1 | |
| 573 | 貸付金利息差引書 | 申11月2日 | 為替会社 | 加藤理平 | 切紙 | 1 | |
| 574 | 繰替金御取計状 | 9月17日 | 戸長興津重昌 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 575 | 通不足計算覽 | 2~12月 | | | 長紙 | 1 | |
| 576 | 兵庫あわや平兵衛假借信用金之判定覽 | (明治2) 巳正月 | | | 切紙 | 1 | 安政2~慶応4まで14年 |
| 577 | 尾崎勘吾拜借渡し方依頼 | (明治5) 壬申2月5日 | 武内甚左久 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 578 | 金子差上げ方受取願状 | 2月13日 | 佐竹久平、内匠紀平 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 579 | 切手御渡しに付し納願 | 8月晦日 | 加藤 | 武内、田中 | 切紙 | 1 | 裏書 田中伊平 |
| 580 | 不戻上納錢御渡し願 | (明治4) 庚午12月 | 市長 本多三郎兵衛 | 勘定方主判 | 切紙 | 1 | |
| 581 | 籠頭代金覽 | 11月6日 | おなや | 加藤 | 切紙 | 1 | |
| 582 | 返済に付元利御報知願状 | 12月5日 | 美川町戸長役場 | 勘定方 | 切紙 | 1 | |
| 583 | 相違乱高下二而猶不調覽 | | | | 切紙 | 1 | 取扱人 二本屋九郎兵衛 |
| 584 | 貸付方利に付添状 | (明治5) 壬申7月8日 | 美川 役場 | | 切紙 | 1 | 本多純次拜借分 |
| 585 | 年頭挨拶并贈り物に付書状 | 子1月5日 | 田中甚平 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 586 | 当季打掛錢上納依頼状 | 酉7月13日 | 中川兵二、空間礼質 | 美川副戸長心得衆 | 切紙 | 1 | |
| 587 | 金子預かり証 | 明治21年8月13日 | 加藤九郎 | 美川副戸長心得衆 | 切紙 | 1 | |
| 588 | 益着難 | | 加川金沢石浦町 松任屋武兵衛 | 徳木久兵衛 | 袋 | 1 | |

| | | | | | | | | | |
|-----|-------------------|-------------|------------------|----------------|--|------|---|---------------|--|
| 589 | 入金寛 (前後欠) | | | | | | | | |
| 590 | 野送り持方願列寛 | 明治34年5月13日 | | | | 切紙 | 1 | | |
| 591 | 小瀬舟貸付金に付照会 | 明治13年11月27日 | 美川佃戸長役場 | 勘定方 | | 切紙 | 1 | | |
| 592 | 尾々返留に付書状 (後欠) | | | | | 切紙 | 1 | | |
| 593 | 敷地図 | | | | | 切紙 | 1 | | |
| 594 | 貸付元利上上げるに付書証御渡願状 | 明治13年12月17日 | 美川佃戸長役場 | 勘定方 | | 切紙 | 1 | | |
| 595 | 品物納入寛 | 明治3年9月7日 | 安藤 | かこや | | 切紙 | 1 | | |
| 596 | 三十三回忌志為指遣候家数取和 | 明治3年 | | | | 長巻 | 1 | 天保9年5月21日没 妙徳 | |
| 597 | 明治18年政変 海外貿易之部抜粋 | 明治10年3月 | 石川県 | 金沢博覧会正副執事 | | 冊子 | 1 | | |
| 598 | 博覧会出品物ちらし | 明治7年6月 | 金沢博覧会執事局 | | | 一紙 | 1 | | |
| 599 | 尺八「南月子」懇望に付談書 | 明治8年1月15日 | 上州高崎路上寺宗役東栄 | 善化宗緒寺院御法會衆、御宗縁 | | 一紙 | 1 | 石川県白紙 第21号付録 | |
| 600 | 石川県管貢一覽表 | | | | | 切紙 | 1 | | |
| 601 | 勘定方借金出納寛 | | | | | 切紙 | 1 | | |
| 602 | 集金寛 | 明治19年5月20日 | 取次人明話初太郎 | 藤基 | | 切紙 | 1 | | |
| 603 | 惠高丸分代金受取 | 4月4日 | 中野仙吉 | 子日丸 吉次 | | 切紙 | 1 | | |
| 604 | 金銭差引寛 | | | | | 切紙 | 1 | | |
| 605 | 金銭差引に付算 | | | | | 切紙 | 1 | | |
| 606 | 利息等計算寛 | | | | | 切紙 | 1 | | |
| 607 | 繰替金充当依頼状 | 5月23日 | 戸長 | 勘定方 | | 切紙 | 1 | | |
| 608 | 出納調査依頼状 | 4月14日 | 長乃寺 | 加藤 | | 切紙 | 1 | | |
| 609 | 区内打錢渡方願状 | 明治6年3月3日 | 副戸長心得武内甚左久 | 勘定方 | | 切紙 | 1 | | |
| 610 | 資金返済之儀に付書状 | 明治13年11月20日 | 美川佃戸長役場 | 勘定方 | | 切紙 | 1 | | |
| 611 | 戸籍札等決算に付書状 (前後欠) | | | | | 切紙 | 1 | 継印丸に頭内 | |
| 612 | 石川県職員録 | 明治9年 | | | | 一紙 | 1 | | |
| 613 | 勘定方資金貸付に付依頼状 | 7月4日 | 加藤九吾 | 通善与三右衛門 | | 切紙 | 1 | | |
| 614 | 打割取立方の件に付書状 | 12月27日 | 美川佃戸長役場筆生 | 勘定方 | | 切紙 | 1 | | |
| 615 | 新田公債証書発行條例 | 明治7年3月 | | | | 冊子 | 1 | | |
| 616 | 本願寺門前大谷光勝・滝孫光義行列寛 | | | | | 折紙 | 1 | | |
| 617 | 金子孫の証文 | 明治4年正月 | 加川本吉加登屋九兵衛 代与四兵衛 | 金納又次郎 | | 一紙 | 1 | | |
| 618 | 本孫打ち方衆譜 | | | | | 一紙 | 1 | | |
| 619 | 貸付分利子等寛 | 明治13年11月 | | 堀八右衛門等 | | 切紙 | 1 | | |
| 620 | 舞臺持方人別冊 | | | | | 紙 | 1 | | |
| 621 | 勘方引合寛 | | | | | 一紙 | 1 | 2枚 | |
| 622 | 産後の昇舞等に付書状 | 6月12日 | <かこや> | かこやおあぶさま | | 切紙 | 1 | | |
| 623 | 譜照書運進者寛 | | | | | 紙綴 | 1 | 108名 | |
| 624 | 形備品配分受取 | 3月17日 | 加藤丸 治三郎 | 子日丸 吉次 | | 切紙 | 1 | | |
| 625 | 出納高書上寛 | | 武内甚左久 | 加藤 | | 二丈の綴 | 1 | 4枚 | |
| 626 | 貸出し方寛 (後欠) | 申年 | | | | 切紙 | 1 | | |
| 627 | 借入願に付照会 | 6月29日 | 美川佃戸長役場 | 勘定方 | | 切紙 | 1 | | |
| 628 | 銭札清込等差引寛 | 明治4年8月 | 尾崎勘吾 | 美川佃御役所 | | 切紙 | 1 | | |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|----------------------|----------------|-------------------------------|------------------|-----|----|----------------------|
| 629 | 金子借用并菓子被下願状 | 10月26日 | 勝光寺母 | 喜一郎 | 折紙 | 1 | |
| 630 | 彩包漆代等算用費 | 明治6年7月8日 | | | 葺紙 | 1 | 岐阜県新聞の写し |
| 631 | 貸金抵当之土蔵引渡に付確認書状 | 未9月 | 加藤九吾 | かとや | 切替紙 | 1 | |
| 632 | 斎藤等引合費 | 明治21年12月22日 | きし五五店 | 長谷六郎 | 切替紙 | 1 | |
| 633 | 預り金利子先渡しに付願状 | (明治20) 7月13日 | 古市吉次郎 | 加藤吉次 | 切替紙 | 1 | 大坂朝陽江二番町 岸五 |
| 634 | 諸債冊紙一枚 | 明治8年 | | 加藤九八郎 | 切替紙 | 1 | |
| 635 | 奥之間広間等設え費 | | | | 一紙 | 1 | |
| 636 | 米代金取込に付願状 | 明治11年7月12日 | 石川隼加賀国美川入加藤政吉、堺屋下岸 和由子辰月節正 | 堺屋泉祐所等 | 葺紙 | 1 | |
| 638 | 金銭出納細知らせ | 明治11年20日 | 永井正三郎 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | |
| 639 | 預り金之内借用依頼状 | 明治13年11月1日 | 美川佃戸長役場 | 勘定方加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 640 | 迎書取治助分金子受取証文 | 明治24年10月26日 | 重久久兵衛 | 加藤九八郎、代の子口吉次 | 切替紙 | 1 | |
| 641 | 下り物種入預り金利息共御渡し証 | 明治18年12月21日 | 万歳丸 治助 | 加藤仁左衛門 | 切紙 | 1 | |
| 642 | 古棟垣巻干表代金受取 | 明治19年12月27日 | 關越炭出港産産会社証人須崎和三次 | 加藤九八郎 | 切紙 | 1 | 305円 |
| 643 | ケヤキ二本送付に付書状 | 明治4月3日 | 山崎治三郎 | 加藤 | 切紙 | 1 | 印「越州三國 山崎治三郎」とある |
| 644 | 旧金沢藩公債証書売渡書状案文 | | | | 切替紙 | 1 | |
| 645 | 物品納入書 | 明治9月 | 横山屋 | 加藤 | 切替紙 | 1 | |
| 646 | 取替金に付決算書 | (明治6) 癸酉11月14日 | 金子店 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 647 | 証書金高井利子額細知らせ願 | 4月11日 | 興隆重昌 | 通書与三右衛門 | 切紙 | 1 | |
| 648 | 新茶納入証文 | 明治20年5月24日 | 瀧鏡曹右衛門 | 加藤 | 切紙 | 1 | 印に「關津所 加賀国須天 瀧鏡曹右衛門」 |
| 649 | 証書送延に付託状 | 4月 | 林藤平 | 加登九八郎 | 切替紙 | 1 | |
| 650 | 証文赤勘き方合に付書状 | 11月7日 | 村井吉五郎 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 651 | 返済方都合に付書状 | 5月11日 | 田力弥平 | 加藤九吾 | 切替紙 | 1 | |
| 652 | 証書譲り方之儀に付書状 | 10月22日 | 田力弥平 | 加藤九吾 | 切替紙 | 1 | |
| 653 | 手形引受方取立願状 | 1月7日 | 松野長松 | 加藤九吾 | 切替紙 | 1 | |
| 654 | 金子借用願に付書状 | 明治4月5日 | 田近哉平 | 加藤九吾 | 切替紙 | 1 | |
| 655 | 神風講社取納御裁紙 | 明治7年11月 | 祭主大教正三條西季知 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | 包紙 |
| 656 | 証書国立銀行会社大蔵省へ寄付意向に付書状 | 10月6日 | 田中弥平 | 加藤九吾、竹多三郎兵衛、尾崎勘吾 | 切替紙 | 1 | |
| 657 | 金子御渡し願状 | 明治4月1日 | 通書与三右衛門 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 658 | かひ志代受取 | 3月18日 | 胡斯屋 | 上 | 切紙 | 1 | |
| 659 | 返済金取取り依頼状 | 明治11月5日 | 権八右衛門 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | 印は「加州本吉 郷治屋八右衛門」 |
| 660 | 金子返済方費 | 1月3日 | 柴高屋治助 | 加藤仁左衛門 | 切紙 | 1 | |
| 661 | 貸付金利子共受取に付書状 | 明治23年12月19日 | 岸本五兵衛 | 加藤九八郎、松島吉三 | 切替紙 | 1 | 印は「大坂朝陽江二番町 岸五」 |
| 662 | 証書金額算費 | | | | 切替紙 | 1 | |
| 663 | 新兵衛勘当に付断り書 | (明治5) 壬申7月 | 加藤九吾、一騎惣代加藤理兵衛 | 美川佃戸長役場 | 葺紙 | 1 | |
| 664 | 勘当に付申渡 | 明治6年10月6日 | | 新平 | 一紙 | 1 | |
| 665 | 金子出入費 | 明治19年4月26日 | 角印「加藤印」 | | 切紙 | 1 | |
| 666 | 金子譲取証文 | 明治28年7月8日 | 近江栄治支店 | 加藤治三郎 | 切紙 | 1 | |

| | | | | | | | |
|-----|-------------------|---------------|-----------------------------|-------------------------|------|---|---------------------------|
| 667 | 宅地当借証文 | 明治27年12月24日 | 根上作次郎 | 美川町羽務係職務任主 加藤九八郎 二基席 | 野紙綴 | 1 | |
| 668 | 家代御渡し等約定困難に付証状 | 9月5日 | 高岡藩四郎 | 加藤九吾 | 切紙紙 | 1 | |
| 669 | 公儀銃札等算用依頼状 | (明治5) 壬申8月13日 | 尾崎勘吉 | 加藤九吾 | 切紙紙 | 1 | |
| 670 | 和島等勘定算用状 | 明治22年3月12日 | 直木久兵衛 | 加藤九八郎 代り吉太郎 | 切紙紙 | 1 | |
| 671 | 美川町市長御載紙 | (明治4) 辛未6月 | | 加藤九吾 | 切紙紙 | 1 | 包紙あり |
| 672 | 金子差引目録 | 明治22年10月18日 | 代々原善久、近江栄治 | 加藤吉蔵 | 切紙紙 | 1 | 近江の印「秋田土崎 仕切目録之外不用」 |
| 673 | 公儀証書買請之儀に付書状 | 1月25日 | 田中弥平 | 加藤 | 切紙紙 | 1 | |
| 674 | 借用証文 | 明治17年3月24日 | 山本壽三郎 | 能美郡済海社 | 野紙 | 1 | 受人 樽舞次郎、受人 加藤九吾 |
| 675 | 旗師等御仕法御用銭之内借用願 | (明治6) 癸酉6月28日 | 鶴井新八 | 美川町副戸長心得 | 野紙 | 1 | 奥書及済 副戸長心得 武内盛左久→勘定方 加藤九吾 |
| 676 | 津軽宇田村沖船頭徳八船算用負債一件 | 明治11年9月17日 | 加藤九吾、善添人二等副戸長心得 田中伊平 | 大蔵省負債御掛御出張所 | 二より綴 | 1 | |
| 677 | 公儀証書兼書手続等に付書状 | 7月29日 | 田中弥平 | 加藤九吾 | 切紙紙 | 1 | |
| 678 | 貸受金弁済方等契約証 | 明治11年7月11日 | 和泉國南郡岸和田 月岡正、証人 樽原 担、同 宇野 宙 | 佐久間俊明 | 野紙 | 1 | |
| 679 | 金子借用証文 | 明治4年2月2日 | 加藤屋九兵衛代 与四兵衛 | 大鶴屋九蔵 | 結紙 | 1 | |
| 680 | 駐不渡請求先延へに付書状 | 明治27年12月5日 | 北海道春都郡春都湊佐井山屋次郎 | 加藤九八郎 | 切紙紙 | 1 | 封筒 |
| 681 | 貸付金代理契約に付書状 | 明治11年7月12日 | 加藤九吾 代加藤政吉、明新善八 代明 鶴三三郎 | 月岡正 | 野紙 | 1 | |
| 682 | 請達金御面に付借用証御渡願 | 辰7月5日 | | 加藤 | 野紙 | 1 | |
| 683 | 船頭振替金返却に付書状 | 辰9月14日 | | 加藤九吾 | 野紙 | 1 | |
| 684 | 金子繰替方に付書状 | 辰9月18日 | | 加藤九吾 | 野紙 | 1 | |
| 685 | 請達金御面に付書状 | 辰10月6日 | | 加藤九吾 | 野紙 | 1 | |
| 686 | 算用算 | | | | 野紙 | 1 | |
| 687 | 貸入部付上子(後欠) | | | | 切紙紙 | 1 | 端裏「置兵衛分」。川長の印 |
| 688 | 地方夫錢上納に付書状(前欠) | (明治5) 壬申9月29日 | 副 田中伊平 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 689 | 借用証文(前欠) | 巳正月9日 | 手取屋孫右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 690 | 売仕切算(後欠) | 辰9月29日 | 桜井屋金太郎 | | 切紙 | 1 | |
| 691 | 売仕切(後欠) | | (川長) | | 切紙紙 | 1 | 「与四兵衛八ツチ分」とある |
| 692 | 売仕切(前欠) | 明治8年6月12日 | 川口長左衛門 | 加藤重次郎 | 切紙 | 1 | |
| 693 | 証券返済等約定証(前欠) | | 代理金勘丸基平 | | 切紙 | 1 | |
| 694 | 居宅表廻りそく(因り) | 安政3年8月 | 林氏 | | 長紙 | 1 | |
| 695 | 仕切書(前欠) | 明治7年10月19日 | 川口長左衛門 | 加藤重治郎 | 切紙 | 1 | |
| 696 | 船頭運賃水主分書上(前後欠) | | | | 切紙紙 | 1 | |
| 697 | 月間正分算用費(上部・後欠) | | | | 切紙紙 | 1 | |
| 698 | 外浦船乗渡証文(後欠) | | | | 切紙 | 1 | 250石4兼り 280匁 110文 |
| 699 | 上納錢之儀に付書状(前欠) | 明治6年12月1日 | 田中伊平 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 700 | 貸付金御渡願(前欠) | | 町野煎当番 | | 切紙 | 1 | 天保5年病失と安政5年奉納の貸付 |
| 701 | 米代金御渡願(前欠) | 5月17日 | 松本与六 | 梅の周上 | 切紙紙 | 1 | |
| 702 | 庄内為替金受取 | 巳12月24日 | 市田屋清兵衛 | 飛脚次助 | 切紙紙 | 1 | |
| 703 | 金子受取状 | 巳12月27日 | 二文字屋利八 | 飛脚次助 | 切紙紙 | 1 | 加登九 |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|------------------|-----------------|--|-------------------------------|----|----|-------------------------|
| 704 | 金子受取状 | 巳(2)月27日 | 市田屋清兵衛 | 飛脚次郎 | 切紙 | 1 | 加登九 |
| 705 | 金子受取証文 | 11月23日 | 西市屋弥右衛門、中屋宗吉 | 福益屋三郎右衛門 | 一紙 | 1 | |
| 706 | 金子請取証文 | 文政13年2月24日 | 二日市屋甚藏 | 田中伊兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 707 | 金子預り手形 (前欠) | 酉6月7日 | 棟取役所 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | 印「加洲本吉棟取役所」 |
| 708 | 加登屋分利懸銀半口分受取状 | 酉11月5日 | 崎白堀屋 | 二本屋九郎兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 709 | 三十人講仕法錢融通拜借付証文案文 | | (加藤) | 大井守人 寺田五十郎 阿部与次右衛門、山本庄次、田辺虎之助 | 切紙 | 1 | 奥書1 町年寺明新屋加兵衛、奥書2 高林孫兵衛 |
| 710 | 菓産業方入用錢取替額 | 巳(10)月26日 | 加登屋真造、商人新屋小右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 711 | 妾屋敷赤渡証文 | 慶応3年7月 | | (加藤吉次郎) | 一紙 | 1 | 端裏に「重次郎分」 印「川長」 |
| 712 | 仕切書 (後欠) | | | 加藤吉次 | 切紙 | 1 | |
| 713 | 金子受取証 | 明治22年7月19日 | 三間御兵衛 | 加藤吉次 | 切紙 | 1 | |
| 714 | 出雲線仕入金借付付証文 | 甲6月20日 | 羽織村又市、請人大野権三郎 | 美川町 為善会社 | 切紙 | 1 | |
| 715 | 金子借付証文 | 明治4年正月 | 笠間屋与三右衛門、根上屋与兵衛、加登屋八三郎、森上屋津太郎、請人白河屋権兵衛、向高堂屋七三郎、北嶋屋藤助 | 加藤九吾 | 一紙 | 1 | |
| 716 | 銀子借付証文 | 明治4年2月2日 | 小柴屋三 | 加藤九吾 | 一紙 | 1 | |
| 717 | 亡兄証券不明付証文 | 明治6年9月 (明治5) | 藤谷五三郎、一精惣代同吉五郎 | 加藤九吾 | 切紙 | 1 | |
| 718 | 新兵衛勘当未案文 | | | 加藤 | 切紙 | 1 | |
| 719 | 物品代受取 | 亥7月12日 | 中山権太郎 | 加藤 | 切紙 | 1 | |
| 720 | 資金拜借額書状 | 酉10月7日 | 小柴屋三 | 加九吾 | 切紙 | 1 | |
| 721 | 費用仕切書 (前欠) | 明治7年5月10日 | 川口長左衛門 | 加藤武兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 722 | 金子借付証文 (後欠) | 明治7年10日 | 北市屋七兵衛 | 加登屋 | 切紙 | 1 | 印「備前 下津井 萬納屋 此/U |
| 723 | 延寿代金預り手形 (後欠) | 慶応3年11月 | 万福屋此/U | 切紙 | 1 | | |
| 724 | 刀装具買入報告書 (前欠) | 子11月26日 | 能美屋太兵衛 | 田中屋平五郎 | 切紙 | 1 | |
| 725 | 荷物利損あらまし (前欠) | 辰12月 | 北嶋屋則平 | 切紙 | 1 | | |
| 726 | 年賦錢預り額 | 明治6年4月27日 | 印「備前敦賀 屋茂兵衛 | 美川町副戸長心得 | 切紙 | 1 | |
| 727 | 御指引目録 (後欠) | | 北嶋屋則平 | (カとや武兵衛) | 切紙 | 1 | |
| 728 | 金子預り手形 (後欠) | | 越後屋孫左衛門 | 切紙 | 1 | | |
| 729 | 大黒天御の物 | | | 切紙 | 1 | | |
| 730 | 給湯料当算 | | | 切紙 | 1 | | |
| 731 | 建築用材書上 (後欠) | | | 切紙 | 1 | | |
| 732 | 受取証 (前欠) | 明治24年10月26日 | 高橋吉兵衛 | 加藤九(郎) 代理 子日丸吉治 | 切紙 | 1 | 印「下羽後和田土崎港 萬吉」とある |
| 733 | 下り物代金口錢割戻書 (後欠) | | 印 (羽州土崎港 川長) | (船頭重次郎) | 切紙 | 1 | |
| 734 | 仕法懸銀書 (後欠) | | | 切紙 | 1 | | |
| 735 | 銀子借付証文 (前欠) | (文)化(8) 未聞2月15日 | 竹内屋久治郎 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 736 | 別巻御兵衛方式日控芳算 | | | 切紙 | 1 | | |
| 737 | 算物書上 | | | 折紙 | 1 | | 倉部屋又次郎、村井村七之助分 |
| 738 | 借用銀高等算 | | | 折紙 | 1 | | |
| 739 | 上納銀高算 | 午～子 | | 切紙 | 1 | | |
| 740 | 銀米代等御渡し願 (後欠) | | | 切紙 | 1 | | |

| | | | | | | | |
|-----|-------------------|-------------|-----------------------------------|---|----|---|-----------------|
| 741 | 為替にて受取証文 | 元治元年8月晦日 | 若菜屋市兵衛 | 大月屋學礼 | 一紙 | 1 | |
| 742 | 預り金返済等に付書状(前後欠) | 閏月14日 | 金右衛門御用達 澤屋佐太郎 | 本吉港御用達加藤九兵衛、重立尾崎勘吾 | 切紙 | 1 | |
| 743 | 重入送替の覽(前欠) | 卯3月15日 | 浅香作兵衛 | 加登屋与右衛門 | 切紙 | 1 | 印「出羽本庄 浅香」 |
| 744 | 金子差引覽(後欠) | 卯 | | | 切紙 | 1 | |
| 745 | 金子差引覽(後欠) | 酉 | | | 切紙 | 1 | |
| 746 | 頼母子懸銀等御渡願(前欠) | 辰12月10日 | 福留九郎右衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 747 | 船頭衆任切決算覽(後欠) | (江戸)子 | | | 切紙 | 1 | |
| 748 | 為替覽(後欠) | | 印「出羽土崎 港 川長」 | | 切紙 | 1 | |
| 749 | 下り物代金口銭割戻覽(後欠) | | | | 切紙 | 1 | |
| 750 | 加登屋九兵衛決算覽(後欠) | | | | 切紙 | 1 | |
| 751 | 瀬田と松前出帆に付書状(前欠) | 5月9日 | 又右衛門 | 旦那衆 | 切紙 | 1 | 江戸。加登屋の船頭から主人宛 |
| 752 | 為替代に付証文 | 文政9年3月28日 | 明新屋卯八郎 | 天屋茂兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 753 | 為替金請取証文 | 寅11月11日 | 室町御地上ル 二文字屋利八 | 萬屋甚兵衛 | 切紙 | 1 | 大坂波重から瀬田下与へ700両 |
| 754 | 酒宴招待廻状(前欠) | | | 田中屋弥兵衛、明新屋治三郎、紺屋益三郎、同清太郎、二本屋九郎兵衛、紺屋庄五郎、田中屋弥四郎、紺屋平助、川原屋徹三郎、松任屋庄三郎、米光屋圓平、松任屋平次郎、米光屋重助 | 切紙 | 1 | |
| 755 | 仕入銀取替覽 | 明治2年12月 | | | 切紙 | 1 | |
| 756 | 銀子借用覽(後欠) | 亥4月25日 | 長屋伊兵衛 | | 切紙 | 1 | 明新屋与兵衛家屋敷買受のため |
| 757 | 船中払替等覽(後欠) | 明治11年9月8日 | | | 切紙 | 1 | |
| 758 | 陸運会社入費割違分に付書上(後欠) | 明治23年12月26日 | 近江藤治 | 加藤治助 | 切紙 | 1 | 秋田土崎 |
| 759 | 請取決算に付書状(前欠) | 弘化3年正月21日 | 大野屋丑左衛門 | 加登屋九兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 760 | 借用証文(前欠) | | | | 切紙 | 1 | |
| 761 | 区内取締番人給料に付書状(後欠) | 卯5月8日 | 成澤次郎 | 加登屋政吉 | 切紙 | 1 | |
| 762 | 仕切書決算覽(前欠) | 戌12月14日 | | | 切紙 | 1 | |
| 763 | 二種深信に付趣旨 | 午～亥 | | | 切紙 | 1 | |
| 764 | 御利足上高覽(後欠) | 亥～寅 | | | 折紙 | 1 | |
| 765 | 出銀覽 | 天保3年5月5日 | 佐渡屋長右衛門 | | 切紙 | 1 | |
| 766 | 銀子借用証文(後欠) | 卯年正月29日 | 卯年菊治兵衛、肝煎名兵衛、同文右衛門 | 加登屋 | 切紙 | 1 | |
| 767 | 銀子借用証文(後欠) | 安永5年12月 | 大野屋丑左衛門、組合明新屋長兵衛、同大野屋權三郎、一類福田重吉兵衛 | 熊田屋八郎兵衛、御口添加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 | |
| 768 | 金子借用証文(前欠) | 明治元年8月 | 勘定方主帥九兵衛 | | 折紙 | 1 | 長藤の表紙 |
| 769 | 金銀入払帳(表紙のみ) | 辰8月5日 | 二基 | 加藤 | 切紙 | 1 | |
| 770 | 金銀御所喜願に付書状 | | | | 切紙 | 1 | |
| 771 | 仕切書(前後欠) | | | | 紙 | 1 | |
| 772 | 金子借用に付書状(前後欠) | 午閏10月 | | | 切紙 | 1 | |
| 773 | 金子差遣代支払覽 | | 林屋村清吉 | | 切紙 | 1 | |
| 774 | 金子借用証文(後欠) | | | | 切紙 | 1 | |
| 775 | 借用高書上(後欠) | | | | 切紙 | 1 | |
| 776 | 仕切書覽(前後欠) | | | | 切紙 | 1 | |
| 777 | 為替金請取証文(後欠) | | 印(「布市」) | | 切紙 | 1 | |

| No | 表題 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|-----|----------------|-------------|-----------------------|--------|---------|----|---------|
| 778 | 出金等御箋 (前欠) | | | | 切紙 | 1 | |
| 779 | 証文包紙 | 明治6年12月 | 川長 | | 包紙 | 1 | |
| 780 | 差引完了に付書状 (前欠) | 明治18年2月8日 | (加藤) 甚平 | | 切紙 | 1 | 御本家様 |
| 781 | 家屋敷売却に而返済書 | 慶～未 | | | 袋綴 | 1 | |
| 782 | 道中切手 | 黄正月12日 | 旅行方 | (町人6人) | 切紙 | 1 | |
| 783 | 元治元年迄年数 | 元治元年 | (加藤屋九吾) | | 袋綴 | 1 | |
| 784 | 組合頭申付状 | (明治25) 壬辰7月 | (加藤九吾) | | 切紙 | 1 | 加登屋九ノ八郎 |
| 785 | 九吾餉款 | | | | 一紙 | 1 | |
| 786 | 金子受取等に付書状 (前欠) | 8月3日 | 島屋重次郎 | | 二口屋利右衛門 | 1 | |
| 787 | 道徳七十余年九里一代記 | 昭和39年5月 | 加藤九里 | | 冊子 | 1 | |
| 788 | 保銀借借証文 | 嘉永4年3月12日 | 茂地屋ノ八郎兵衛、寺井屋孫作、赤井屋治兵衛 | 加登屋九兵衛 | 一紙 | 1 | |

加藤家資料 概要

加藤家からは、古文書のほか、以下のような資料を寄贈されている。単独の研究や展示だけではなく、古文書の内容と関連するような研究や利用も期待されている。

| | 資料名 | 年月日 | 差出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 (資料番号など) |
|---|------------------|-----------|---------------|---------|----|----|-------------|
| 1 | 船旗 (ノ幡丸) | | 龍沢山主 (酒田 善宝寺) | | | 1 | 2-132 |
| 2 | 船生采手形 | 文久4年正月11日 | 加賀中納言殿内 中良左衛門 | 津々浦々役人中 | 木札 | 1 | 2-420 |
| 3 | 新開船比較通解 | | | | | 1 | 2-421 |
| 4 | 銅貨金井田藩札比較表 | | | | | 1 | 2-422 |
| 5 | 木曾銘通開設集金方二付要用之書類 | | | | | 1 | 2-1016 |
| 6 | 船中花生 | | | | | 1 | 3-107 |
| 7 | 船くさ | | | | | 5 | 3-108 |
| 8 | 加藤家紋付羽織 | | | | | 1 | 3-483 |

嶋崎家文書目録 概要
 歴史博物館には2件の「嶋崎家文書」が収蔵されている。いずれも昭和45年（1970）に別の方から寄贈されたものである。それらの一覧を掲載したが、もともととは一体のものと考えられる。嶋崎家は河北郡向峯崎村にあった廻船問屋で、代々「徳兵衛」を名乗り「嶋徳」の通称でも知られていた。2件合わせても40点余りの文書であるが、「嶋徳」の活動を示す興味深い資料群である。

| No | 表題 | 年月日 | 発出 | 宛名 | 形態 | 点数 | 備考 |
|--------|--------------------------------|-----------|--|---------|----|----|---|
| 2-1026 | 嶋崎家文書 | | | | | | |
| 1 | 加州大野村栲布屋四郎右門船中船頭彦三即舞船一件（振分算目録） | 文化4年10月 | 大坂若船江五郎目録千屋吉代榮藏、兵庫北風庄右衛門、回向波屋長兵衛、加州大野村栲布屋四郎右衛門即船頭彦三郎 | | 袋綴 | 1 | 墨付19丁 |
| 2 | 文政十二年御贈達御年賦証文 | 天保5年12月 | 在江戸二付無判市村久太郎、川村文平、萩原長兵衛、今立五郎大夫 | 嶋崎徳兵衛 | 紙綴 | 1 | （裏書）松平主馬 |
| 3 | 贈達金子借用証文 | 天保7年12月 | 市村久太郎、在江戸川村文平、萩原長兵衛、今立五郎大夫 | 嶋崎徳兵衛 | 紙綴 | 1 | （裏書）酒井外記 都合一方面 |
| 4 | 文額借用証文 | 申12月 | 中根宗所達、河村（即）大夫、谷川七郎左衛門、吉永新次郎 | 嶋崎徳兵衛 | 一紙 | 1 | 3頁目 |
| 5 | 贈達高瀬少之定証文 | 天保9年12月 | 市村久太郎、川村文平、萩原長兵衛 | 嶋崎市郎左衛門 | 紙綴 | 1 | 2900枚 |
| 6 | 無利足五拾7年賦借用銀返済勘方帳 | 天保11年12月 | 干萩金吾 | 嶋崎徳兵衛 | 紙綴 | 1 | 12口 計19頁87頁5分 |
| 7 | 三白石以上所持船書上申帳 | 嘉永3年9月 | 嶋崎徳兵衛 | 船御奉行所 | 袋綴 | 1 | （裏書）上野新村惣太郎 墨付3 |
| 8 | 船中船頭積御登米御請申二付船通身付并年数書上申帳 | 嘉永4年4月 | 河北郡 嶋崎徳兵衛 | 半田権之進 | 袋綴 | 1 | （裏書）上野新村惣太郎 墨付4 |
| 9 | 酒田本廻弥三郎一件二付願書写 | 嘉永5年 | | | 袋綴 | 1 | 墨付8丁 |
| 10 | 当年吉久精兵衛高御米積請申二付船石数請 | 安政4年2月 | 船主本吉屋山屋文太郎、船借請人二本屋九郎兵衛 | 嶋崎徳兵衛 | 袋綴 | 1 | 墨付3丁 |
| 10-2 | 当年吉久精兵衛高御米積請申二付船石数請 | 安政4年2月 | 船主坂生津町亀貝屋仁右衛門、船借請人西郷重吉右衛門 | 嶋崎徳兵衛 | 袋綴 | 1 | 墨付3丁 |
| 11 | 押切印鑑扣 | 安政5年6月 | 嶋崎徳兵衛 | 嶋崎徳兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 12 | 手形印鑑扣 | 安政5年6月 | 嶋崎徳兵衛 | 嶋崎徳兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 13 | 扶持加増宛行状 | 文久3年12月4日 | 印（前田齊泰・印文 符） | 嶋崎徳兵衛 | 一紙 | 1 | 包紙有 |
| 14 | 諸藩御船印之図 | | | | 一紙 | 21 | 松平筑前守（筑前備前52万石余）、黒田甲斐守（筑前萩月5万石）、鍋島紀伊守（肥前小城7万4000石）、鍋島熱海守（肥前蓮池5万2000石）、鍋島伊達大膳大夫（伊予宇和島10万石）、伊達紀伊守（伊予吉田3万石）、相良志摩守（肥後糸守2万2000石）、松平丹後守（肥前佐賀3万7000石）、久（刘州府中10万石以上）、久（薩摩肥前島7万8000石）、細川越中守（肥後熊本5万5000石）、大村藩正少将（肥後宇土3万石）、戸田能登守（肥前嶋原7万8000石）、大村藩正少将（肥前大村2万7900石）、森和泉守（播磨赤松2万石）、松平大炊頭（肥前岡山3万152200石）、鍋崎備前守（肥前唐崎2万石）、土井大炊頭（肥前唐津7万石）、久（安芸広島42万6000石余）、松平大膳大夫（長門萩3万9000石） 余）板倉筑前守（備中砥糠5000石）、岡部伊予守（備後福山10万石）、毛利通房守（備後佐伯2万石）、木下大膳（備中高森2万5000石）、松平主膳（豊後府内2万2000石）、木下和守（豊後府内2万石）、毛利通房守（備後府内2万石）、木下和守（備中高森2万5000石）、松平主膳（備後府内2万2000石）、中川修理大夫（豊後府内2万石）、奥平大膳大夫（豊前中津10万石）、相楽石京宗（豊後府内2万石余）、龜井善助守（石州津和野4万3000石）、松平周助守（石尾庄田5万4000石）、毛利山城守（周防徳山3万石）、松平左京（周防吉田1万石）、小笠原右近衛監（豊前小倉15万石）、小笠原弾正少将（小倉新田1万石）、毛利鎮政守（長門浦末1万石）、毛利甲斐守（長門長府5万石）、久（播磨姫路15万石）、脇坂左衛門（毛利藩5万3000石） |

| 2-1029 嶋崎家文書 | | 年月日 | 巻出 | 宛名 | 形態 | 床数 | 備考 |
|--------------|---------------|---------|---------------|--------------|----|----------------------|----|
| № | 表題 | | | | | | |
| 1 | 御請渡銀請取証文 | 寛12月10日 | 余谷佐大夫、石黒親八郎 | 栗崎村徳兵衛 | 一紙 | 1 1250両 | |
| 2 | 御請渡銀請取に付証文返上書 | 寛7月 | 嶋崎徳兵衛 | 御改作方御役所 | 納紙 | 1 40貫、利定800目 寛800目 | |
| 3 | 文金請取証文 | 卯3月16日 | 余谷佐大夫、中村砲三郎 | 向栗崎村徳兵衛 | 一紙 | 1 250両 彌清赤250石の引当先納金 | |
| 4 | 他国出津御弘代銀請取 | 卯11月14日 | 兵屋七郎石衛門・鈴木清之丞 | 嶋崎徳兵衛 | 一紙 | 1 900石、石に2文替 | |
| 5 | 羽田御蔵御印切手等請取 | 子6月4日 | 嶋崎店 | 大正持屋五兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 6 | 延御弘御印に付書状 | 6月26日 | 嶋崎徳兵衛 | 大正持屋五兵衛、次郎兵衛 | 切紙 | 1 | |
| 7 | 香番納等出銀算 | | 当取の嶋崎徳兵衛 | | 一紙 | 1 11貫600目 寛10貫825文 | |
| 8 | 通用銅取引相場之定に付書状 | 6月13日 | 中屋彦十郎 | 御銀才許衆中 | 切紙 | 1 | |

*本論に収録した「加藤家文書」「嶋崎家文書」について、目録刊行の予定が立っていません。必要な方にはExcelのデータを提供することができます。
 Mail: rekihaku@pref.ishikawa.lg.jp 宛にご連絡ください。

第二代石川県令桐山純孝

—その事績の検討—

石田 健

はじめに

明治四年（一八七一）、廃藩置県によって従来の領主権力とは異なる地方統治機関が誕生した。中央政府の監督の下で、統治地域（府・県）の行政、裁判、収税、警察などを統括・処理する最高責任者が地方官（府知事・県令など）であったことは周知の事実である。明治初期の地方官は、中央の官僚政治家たちに比べれば官界でのランクが低いにもかかわらず、地方の行政と司法の未分離や法制度が不備だったために、当該期の地方官には自由裁量権の余地が多分にあったと見られている。つまり、当時の地方官は政府の手足としてかなりの権力をもつて管下に臨む一方で、また、独自の統治思想と方針を中央に主張しつつ、それによって統治を進める存在であったと言われており、明

治初期の地方官の位置づけの重要さがしばしば指摘されている⁽¹⁾。しかしながら、具体的な地方官たちの動向やその経営の検討は、あまり進んでいないのが現状である⁽²⁾。

そこで、石川県地域における明治初期の地方官について見てみると、廃藩置県後ただちに当県長官に着任した薩摩鹿児島出身の初代石川県令内田政風の知名度に比べて、美濃大垣出身の第二代県令桐山純孝の知名度はかなり低いと言える⁽³⁾。例えば、その証左に桐山は、内田が明治八年三月に県令を辞任したため、その交代として石川県に派遣されたと誤解されがちである⁽⁴⁾。しかし、桐山が当県に補任されたのは、明治四年一二月であり（詳細は後述するが、赴任の時期は翌五年初頭と考えられる）、内田県政を支えるナンバー2の時期を経て、内田が依願辞職した後、長官の地位を引き継いでいる。その後の

明治一二年、当時石川県域だった越前の地租改正反対闘争にあつて、桐山は政府から県令を「罷免」されたと従来描かれてきたが⁵⁾、実態はどうであつたのか残された史料を綿密に検討することが必要である⁶⁾。

先述のごとく、桐山純孝のような明治初期の地方官についての研究は、現在まであまり進められていない。また、桐山の経歴及び活動については十分に明らかにされているとは言いがたいのが現状である。そこで本稿では石川県令時代を含めて、その全体像について検討したいと考える。これは、単なる人物史の追求にとどまる問題ではなく、通念的理解のような「中央が上で、地方は下」という固定的な論理では解決できない「初期明治国家」における地方の在り方を考える手がかりを探ることをめざしている。

一 幕末維新期の大垣藩における桐山純孝

1. 桐山純孝の出自と家格

美濃国大垣藩は東海道と中山道を結ぶ東西交通の要衝にあり、譜代大名が入替わり入封した。寛永一二年（一六三五）に戸田氏鉄が封ぜられ、以降明治まで戸田氏が一代にわたって大垣一〇万石を領している。

桐山純孝（通称辰次郎）は、天保三年（一八三二）一〇月二〇日、大垣藩士桐山富助の長男として生まれた⁷⁾。元服ののち、大垣藩戸

田家九代藩主氏正、一〇代氏彬、一一代氏共の三代に仕えたが、出身母体である大垣藩関係の史料が限られており、桐山純孝の家格、家禄高などは不明な点が多い⁸⁾。ただし、手がかりが全くないわけではない。桐山は石川県令を退いた後の明治一六年、旧大垣城下清水町の自邸で私塾「漢学義塾」を開いている。大垣城郭外の武家屋敷地は、石高などの格式によつて地域が定められているため、仮に桐山邸が江戸時代から清水町にあつたとすれば、桐山家は一〇〇石程度の平土と推測できる⁹⁾。なお、桐山家の菩提寺は大垣市木戸町の専光寺である。

2. 戊辰戦争と大垣藩

慶応三年（一八六七）秋、大垣藩は幕府の要請に応じて大坂市中の治安取り締まりのため、小原鉄心（大垣藩城代）の婿養子小原兵部が率いる藩兵五〇〇名を派遣している。大垣藩兵は大坂城内搦手の京橋口の警固を受け持ち、城内においてフランス式の訓練を受け、アメリカ製の七発銃を使用するなど幕府側の信頼を得ていた。翌四年一月三日、鳥羽・伏見の戦いが始まり、大垣藩兵は旧幕府方として参戦した。同日、新政府の参予職として在京していた小原鉄心は、淀の大垣藩兵に対して官軍に発砲しないよう説諭するため、桐山純孝と菱田重禧を遣わした。これに対して藩兵を率いる小原兵部は、今さら退くことは難しく成り行きを見て進退すると言つて、桐山らを返した。桐山らは、陸路を避けて小舟で川中の葭の内を潜行し、四日に京都へ戻つ

ている。桐山の説論の大役もむなしく、大垣藩は一時「朝敵」の汚名を受け、大垣・小浜・鳥羽・宮津・延岡の五藩は入京を禁止された。

同月九日、小原鉄心は事態打開のため桐山・菱田を伴って京都を発ち大垣へ急行し、翌一〇日に前藩主戸田氏正の屋敷で藩主氏共以下重臣を集め会議を行い、新政府への恭順に藩論をまとめ上げた。同月一二日には、一敗地にまみれた大垣藩兵を垂井駅で待ち受け、武器一切を回収して大垣の各寺院に蟄居させた。こうした動きを受けて、翌一三日には大垣藩は新政府から東山道鎮撫の先鋒を命ぜられ、新政府側として栃木から会津へと転戦を続けた¹⁰⁾。さてここで、新政府側について大垣藩が、当初受けた「朝敵」をいつ解除されたのか見てみたい。入京禁止の「朝敵」藩の内、早い段階で新政府から宥免の道を示されたのが大垣藩と小浜藩であった。両藩は、出兵による功労と引き替えに宥免が確約されていたという。ただし、一藩の罪が許されることとなる最終処分がくだされる時期は、全て慶応四年四月一日の江戸開城後であった¹¹⁾。

その後、大垣藩は戊辰戦争の東北出兵で戦功をあげ、明治二年（一八六九）六月に藩主戸田氏共が新政府から三万石の賞典禄を受けた。大垣藩の三万石の賞典禄は、薩摩・長州藩の一〇万石、土佐藩の四万石に次ぐもので、さらに佐賀藩の二万石を上回っており、戊辰戦争で果たした功績の大きさを示すものと言える。ちなみに、北越戦争で大きな活躍をした加賀藩の賞典禄は一万五〇〇〇石である。

3. 廃藩置県に至る時期までの桐山純孝

慶応四年一月一七日、新政府は小原鉄心を会計事務掛に任命している。小原の推挙があったのか、桐山は同年三月、江戸の金銀錢座の取り締まりに当たれという命をうけた新政府の会計権判事池辺藤左衛門（柳河藩士）の随行を仰せ付けられた。しかし、当時旧幕府軍が箱根などの要地を固めており、江戸潜入は困難であった。また、事柄が新政府の財政基礎に関わるものであり京都の太政官と東征軍（大総督府）との対抗関係も相まって、池辺と桐山はようやく翌四月五日に駿府に到着し、その後、東征大総督有栖川宮熾仁親王の東下に供奉して同月一五日、江戸に到着した。この時にはすでに金銀座は新政府に接収されており、桐山は接収に直接関与していない。なお、直接接収に関わったのは、元御金改役所の役人長岡右京であった。その後、京都の太政官・会計官から金銀座接収物の京都（のち大阪に変更）廻送を督促する指示があったが、東征の軍資金供給源を欲していた大総督府は理由をつけてこれを遅延させている。閏四月四日、ようやく池辺が太政官への説明のため上京の途に出ており、桐山も同行している。太政官の指示通り大阪に移送されたのは、六月になってからである¹²⁾。桐山は閏四月、新政府の徴士・会計官出納司知事に就任し、六月に大阪会計出張所在勤となって移送には関わっている。この間、新政府から「格別出精」、「不一方勉励」を称賛され、翌明治二年二月、会計官権判事に進むも、同年五月、官員の整理で免官となった。しかしながら、六月一四日には「職務之儀ハ是迄同様之御心得ニテ御出勤可然」

となつてゐる。翌七月、「今度官員御減省ニ付、職務被免候處、前職壹ヶ月分之日給並歸路之旅費等下賜候間、會計官ニテ請取可申事」として、路銀などをいただき大垣に返り咲いた。大垣へ戻つた桐山は、翌八月二三日、大垣藩権少参事に転じ、少参事（明治三年閏一〇月）、権大参事（明治四年六月）となり藩の首脳部を歴任した。

この間旧藩主の戸田氏共は、知藩事として行政に当たつていたが、明治三年一二月に藩政を参事らにゆだねて東京に移り、大学南校へ入学。翌四年二月、アメリカ留学のために知藩事を辞任し、廃藩置県前の四月四日に横浜港を出発している。そのため小原鉄心が権知事心得となり、桐山ら三名の権大参事が補佐した⁽¹³⁾。また、氏共は同年、新政府の要人である岩倉具視の次女・極子と成婚している。

二. 地方官としての桐山純孝

1. 廃藩置県の断行

明治四年七月一四日、全国の知藩事に廃藩の詔が発せられた。同日二〇日、大垣藩は大垣県となったが、当面の間県の事務はそれまでの官員が引き続き行つた。というのも、廃藩置県は政府首脳部のごく少数者（西郷隆盛・木戸孝允・大久保利通ら）による短期間の密議の後に決行され、その後の地方改革（府県の長官人事や統廃合など）の構想は決まっていなかった。一〇月末によくやく大蔵省による府県区画改革が発表され、全国規模での地方官任命は一一月に本格化してい

る⁽¹⁴⁾。

さて、桐山の新天地となる当県では、元は加賀金沢藩という巨大藩であつたため混乱防止が念頭に置かれた早急な地方官人事が行われている。廃藩置県直後の八月一日、内田政風（旧鹿児島藩士）が金沢藩大参事に就任したのである⁽¹⁵⁾。

内田は赴任に際して鹿児島出身者を多数引き連れて県官吏に据えることをせず、従僕と当時一〇代の書生（水本兼孝）の二名が付き従つて来ただけであつた⁽¹⁶⁾。つまり、桐山は内田県政の補佐役として同年一二月四日、金沢県権参事に転じたのである⁽¹⁷⁾。以後桐山は、石川県参事（明治五年一二月二日）を経て、石川県権令（明治八年四月二七日）、石川県令（明治一一年五月一五日）となり、明治一二年二月二四日の「依願被免本官」までの七年と二ヶ月といふかなりの長期間にわたつて当県の地方官を勤めている⁽¹⁸⁾。

2. 県政ナンバー2としての桐山純孝

ここでは、書簡などの史料を通して内田県政を支えた桐山純孝の画像に迫つてみたい。まずは、桐山が当県赴任の約八ヶ月後に記した書簡から見ていく⁽¹⁹⁾。

秋冷増加 賢台益御安康拝祝此事ニ御座候。然者小生儀、不肖之身ヲ以重任ヲ拝命、当春赴任後モ早速拜訪万縷御依頼モ申上度底意ニ有之処、新旧廢置之際引続移行（美川県庁時代は明治五年四月〇月〇六年一月）等ニ而終ニ其意ヲ不果、失敬ヲ極メ候。然処追々

残用モ取纏リ前進之機会ニ及ヒ候折柄、更ニ御懇談申度件有之、
 旁一応拜趨可仕之処、頃日痛所不相勝漸ク押テ出庁迄ノ仕合ニテ
 不任心底、因テ為代人市村〔貞吉〕権大属差出申候。何卒此者方
 御聴取被下度頼上候、右御懇談申度主意ハ別書中ニ記載仕置候通
 御政体モ日進、随テ諸府県競テ開明進歩之秋ニ当リ、当県之如キ
 ハ他ニ異ル大藩之末ニ候得者、他ニ異ル一大奮発ヲ起サ、レハ其
 比較ヲ得ス、況ヤ他ノ右ニ出ル策無之、殆困却此事ニ御座候。

閣下ニ於テモ従来御治下之末ニ候得者、定而御苦配万々と奉遠察
 候。是全余輩上ハ、朝廷下ハ部民ニ対シ其責免レサル処ニ有之、
 是即上下懸隔ヨリ起ル処ノ弊ニ候得者、自今県庁トノ際氣脈ヲ通
 シ同心協力親シク會議ヲ起シ、前途俱ニ朝旨遵奉之事ヲ運ヒ
 度、懇願之外無之候得者、別紙口演書ヲモ御参酌、御同意も被下
 候て旧御同列御始へ御通達御勉勵之程希上候。何レ不遠拜趨万々
 御面話可仕候得共、乍畧儀以書中及御依頼候、頓首再行

〔明治五年〕八月廿日

桐山純孝

前田三吉〔直信〕殿

村井恒〔長在〕殿

従来この書簡の写しは明治八年のものとして推定され、石川県権令〔長
 官〕として赴任間もない桐山にとって自身の基盤を強固なものにする
 ため、前田ら元八家（加賀藩門閥）の協力を要請したものと見られて
 いた。しかし、冒頭の傍線部を見ると「当春赴任後」速やかに旧藩時
 代の重臣たちとお会いしたいと考えていたが、旧藩から県への引継ぎ

のみならず県庁の移転などもあり実現できなかったと記している。先
 ほど確認した通り、桐山が金沢県権参事に補任されたのが明治四年
 一二月四日であり、赴任の時期は翌五年初頭と考えられるため、「当
 春赴任」との記述と合致する。また、桐山がこの書簡を記した時期は
 県庁がおかれていた美川町内の明翫伝兵衛方に滞在しており²⁰、ま
 た、体調も万全ではなく、旧城下金沢にいた元重臣と会合をもつこと
 が容易ではなかった。そのため、書簡中にもある通り代人として石川
 県権大属の市村貞吉（元金沢藩公用人）を前田直信のもとへ派遣して
 いる。なお、市村に持参させた「別書」「別紙口演書」については見
 つけることができなかつたが、後半の傍線部から趣意の概要をうかが
 うことができる。ここでは、各府県が「開明進歩」を競うような状況
 のなか、かつては比類のない大藩であった石川県は他県とは異なり
 「一大奮発」しなければならず、困り果てていると述べている。その
 ため、旧藩時代の重臣であった前田や村井の両名も苦い思いをしてい
 るのではと拝察しながら、上は朝廷から下は庶民に対し、その責任は
 免れないとして協力を求めている。その際は、県官・在野を問わず
 「同心協力」して「會議」を起し、相ともに「朝旨遵奉」のため力
 を尽くしたい。また、賛同してくれる場合は、他の元重臣の者へもゼ
 ひとこの趣旨を伝えてほしいと懇願している。

しかし、なぜ県の長官ではない桐山が、元重臣宛にこのような書簡
 をしたためたのであろうか。当時、県のトップであった石川県参事内
 田政風は、就任の経緯もあつて旧金沢藩兵の下士官・将校出身の者た

ち（杉村寛正らのグループ）を多数県官に登用していた。彼らは内田を奉戴して県政の刷新をめざしたが、そのモデルとしたのは門閥の徹底的打破からはじまった下級士族中心の藩政クーデターと評価される鹿児島藩の改革であったため、内田は旧金沢藩の門閥勢力とは疎遠とならざるを得なかったのである。そこには県政ナンバー2（石川県権参事）の桐山が、旧藩時代以来の門閥勢力との関係を取り持つ役割として存在した意義を見出すことができる。

そして、この桐山の呼びかけに前田土佐守家一〇代当主の前田直信が呼応したことで、明治六年の尾山神社創立へとつながっていくのである。その経緯を簡単にまとめると、以下のようになる。藩政期、藩祖前田利家の霊は加賀藩を加護する存在とされ、金沢城の鬼門にあたる卯辰山の卯辰八幡宮に祀られていた。神社維持費はすべて藩主前田家で奉獻して惜しまなかったが、幕末期以来の藩財政窮乏や戊辰戦争に際しての新政府への軍事情提供などにより、明治初年にかけての一〇数年間は神社維持費が無く、その社殿が見るも無残な状態に陥っていた。さらに、明治四年の廃藩置県で旧藩主前田家が東京に移住したのは、藩祖の神霊は近くの卯辰神社に移され保護されていたが、藩祖利家と正室まつの直系の家系であった旧門閥前田土佐守家の直信はこの状況を憂いていた。桐山の書簡を受け取った直信は、早速翌九月以降、桐山らと会合を重ねている。そこでの議論の結果として神道の興隆は神社を隆盛にする以外はなく、その神社は旧藩祖の神霊を特に崇敬するにしかずという結論に至り、同年十一月、直信自ら執筆した

尾山神社遷座の趣意書を有志に回覧し、神社創立運動が始まった^①。つまり、先に見た桐山の書簡は、尾山神社創立につながった第一歩であったのである。

次に、内田政風の石川県令辞任（明治八年三月三十一日）にかかわる一連の文書を見てみたい^②。まず、内田は明治七年八月に上京するが、おそらくその後は石川県へは戻らないまま翌々月の一〇月、北陸特有の寒さによる持病の足痛悪化を理由として政府に以下のような辞表を提出した。

謹而奉願候、小臣政風去ル庚午〔明治三年〕三月少弁拝 命奉職之処、辛未〔明治四年〕七月弁官被廢御用滞在被 仰付同年八月金澤縣大参事拝 命赴任同年十一月同縣参事、壬申〔明治五年〕八月石川縣權令、癸酉〔明治六年〕十二月同縣令拜命 天恩之優渥ナルヲ奉感載不肖ヲ不顧都度々々御請仕可及限勉属之心得罷在候得共、元來魯鈍ノ質ナル上追々老歳、加之近年足痛ノ持病差起極寒積雪ノ縣地冬向殊ニ痛甚鋪、同縣御雇蘭医スロイスへ依頼療養ヲ加へ候得共、功驗ニ不至牧民之任甚難渋日夜苦慮罷在候、依之恐縮ノ至ニ候得共、当職奉辞候間、仰願ハ御垂憐ヲ被加、速ニ解官之御沙汰被 仰付被下度遮テ奉懇願候、宜御執 奏可被下候、誠惶頓首謹言

明治七年甲戌十月

石川縣令内田政風

史官御中

当時、政府は台湾出兵を行い、また、清国との交渉のため参議大久

保利通らが北京へ派遣されるなど繁忙を極めた時期でもあり、内田の処遇はなかなか決まらなかつた。そのため、桐山は内田の辞表提出について、太政大臣三条実美に宛ててしかるべき処置をお願いする添書を二度も進達している。まず、桐山の自筆添書を見てみたい。

当縣令内田政風儀、当時上京中ニ御座候処、此程辞表差出委段申
來無余儀次第二付、任其意申候、依之出願候ハ、可然御評議被下
度、尤願之通被免候共、差向御用度者無御座哉ト奉存候、右者長
官進退之儀ニ付、此段上申仕置候、以上
明治七年十一月二日 石川縣權參事 熊野九郎 叩
石川縣參事 桐山純孝 叩

太政大臣三條実美殿

桐山は「長官進退之儀」という事態について、傍線部に「可然御評議被下度」とあるようにしかるべき対応をとるようにと念を押した。しかしながら、進展はみられず年を越した。次いで、権参事熊野の自筆と見られる二つ目の添書は、以下の通りである。

当縣令内田政風儀、昨七年八月上京同十月辞表進達之処、未何分之御処置無御座候者、深キ御趣旨可被為在御事ト奉推察候得共、縣務多端ハ固ヨリ殊ニ方今地租改正専ラ取調之際ニモ有之旁、永ク縣令不在ニテハ彼是心配仕候、依之若同人願途御採用之節ハ、速ニ新縣令御任降御座候様、奉懇願候、萬々一御人撰之御都合ヲ以、当分新令不被差降此俣被据置候訳ニモ御座候ハ、前文之通御用多之折柄ニ付、何卒七等出仕一名至急被補候様仕度、御聽届

被成下候ハ、当縣大属久島彦二郎儀御用達之者ニ付、此者へ被命被下度、別紙履歷書相添置申候、右者縣令進退御処分前見越之儀無奉恐入候得共、追々遷延之末ニ付、縣情ヲモ斟酌此段豫テ上申仕候、以上

明治八年二月十九日 石川縣權參事 熊野九郎 叩
石川縣參事 桐山純孝 叩
太政大臣三條実美殿

県令内田の辞表提出から三ヶ月以上が経過し、事態の收拾が先延ばしにされるなかで桐山・熊野らは、もはや内田が辞意を撤回することはないだろうと判断した。最初の傍線部に記されているように、内田の願いを「御採用」下さるようにと記しながらも、当時、全国的に完了が急がれた地租改正事業を中心とした県庁事務の増加に対応するためにも新しい県令の派遣を懇願している。しかし、これまでも事態の收拾が延び延びとなってきたことから判断して「縣令進退御処分前見越之儀」ではあるものど記しながら、中央政府ではなく地元でできる最善の策を提示したのである。後半の傍線部にある通り、令・権令、参事、権参事ら首脳陣に次ぐ重要ポストである七等出仕の官員を増やすことを具体的な人物（久島彦二郎）も提示した上でその履歷書を添付し、政府に許可を求めたのである²³。桐山や熊野たち県庁首脳部の危機管理能力の高さをうかがうことができよう。

そして、明治八年三月二四日、内田は県令辞職が認められるとともに御用滞在を申し付けられ、石川県側には「新縣令御任用之儀ハ、追

テ御評議」という事が伝えられてこの一件は落着した。

さて、内田県令辞任の一件からは、当時の内田と桐山の人間関係についても考えることができるのではないだろうか。つまり、先にも見た通り、桐山が内田の辞表提出について太政大臣宛にしかるべき処置を願う懇ろな添書を二度も進達しているところからは、内田に対する敬意の念をうかがうことができるのではないだろうか。ちなみに、桐山は明治十一年五月に県令「進退伺」を太政大臣三条実美宛てに提出しているが、執達依頼の添書も自身でしたためている²⁴。

言うまでもなく内田や桐山のような明治初期から中期にかけての府知事・県令は、幕末維新の変革期を生き抜いてきた者たちである。文化一二年（一八一五）生まれの内田と、天保三年（一八三二）生まれの桐山では一七歳の年齢差があるが、彼らの生い立ちを考えると意外な共通点を指摘することができる。それは、薩摩・大垣両藩とも藩士子弟の教育に関して、子弟自らの自治と責任において行う社会教育的な修養団体が存在したことである。薩摩藩の「郷中」教育は有名であるが、大垣藩でも藩当局や大人の支配を受けない「お仲間」と呼ばれる自治組織があった。藩士の子どもは一〇歳になると自動的に加入し、二二、二三歳まで在籍するというもので、石高や地域によって編成されて団体規約の下に運営された。とくに武術修得に重点を置いた鍛練が行われ、長幼の区別は厳格であり、規律に抵触した場合には「仲間外れ」の制裁を受け、この処分を受けたものは家督相続に支障を来すこ

ともあったと言われている²⁵。

以上、県政ナンバー2の立場であった時期の桐山について残された史料を検討してきたが、旧加賀藩門閥勢力との関係など内田県政のなかで桐山が果たした役割は大きかったと言える。なお、県長官のポストについて大臣（三条・岩倉）・参議（大久保）ら政府中枢でも長く欠員では不都合であると新県令の人選を進めたことが岩倉の書簡からうかがえる²⁶。しかし、結果は桐山の力量を見込んでのことか彼を長官に昇任させることに決まり、明治八年四月二十七日に石川県権令となった。

3. 桐山県政・士族民権・農民闘争

明治七年一月、板垣退助らによる愛国公党結成と国会開設を求める民撰議院設立建白書提出がきっかけとなり、全国的に自由民権運動が広まった。さて、明治七年末に設立趣意書が回覧され、翌年はじめに設立された石川県最初の士族政治結社・忠告社は、金沢及び大聖寺の士族を網羅して社員一〇〇〇名を超えたと言われている²⁷。士族民権の背景には、時の政府に食い込めなかった多くの士族の不平不満があったと言われている。そうだとすれば、明治維新の変革の主体勢力とならなかった旧加賀藩士族には、恰好の条件があったということになる。実際に忠告社は、自由民権派の全国的政治結社・愛国社に加盟して、第一回地方官会議における裏工作活動を展開した。以下、忠告社の活動とそれに対する桐山の動向について見てみたい。

地方官会議は人民に代わって地方官により構成された国会開設までの代替機関という位置づけのもので、地域社会の世論を集約して独自の強い各府県の統治に統一性を持たせることを目的としていた。明治八年、参議兼内務卿の大久保利通と下野していた木戸孝允・板垣退助の間で開かれた大阪会議で立憲制の導入が合意されると、その道程として元老院（立法関係機関）・大審院（最高裁判所）の創設とともにその開催が決定された。同年六月に開かれた第一回地方官会議（議長木戸孝允）は、①道路・堤防・橋梁、付たり民費のこと、②地方警察、③地方民会、④貧民救済、⑤小学校建設・維持のことを議題とした。木戸が立憲制論の立役者であったこと、そしてなによりも地方問題に関心を持っていたことが議長に適任だとされたようであるが、辣腕な府知事・県令・参事からなる議員を抑えることができるのは、政府側には木戸しかいなかったとも指摘されている²⁸。

さて、会議には各府県から桐山をはじめ約六〇名の地方官が出席した。議題については、現在の県議会や市議会にあたる地方民会について、公選民会か官選民会か、という点がもつとも紛糾した。石川県権令として会議に出席した桐山は、官選民会を支持していた。これに関して忠告社は、「地方官会議御下問答議ニ付建白」を作成して地方官会議開会直前に元老院へ建白書として提出する²⁹。すなわち結論から述べると、公選民会論を主張する忠告社は、県当局が民意を抑圧しているとして元老院へ建白を行ったのである。しかし、この答議書の実態は忠告社員の区長たちの独断で民意として確定されたもので

あった。忠告社側は、県下の区長たちの意見が一致しているのだから、新たに県会を開いて討議改訂をする必要はなく、石川県の総意としてこの答議書を持って桐山権令が地方官会議に臨むべしという意見であった。これに対して、石川県当局の意見は、県会での討議を経はじめた県議の総意とみなしうろたえるというものであるが、地方官会議の期日も切迫し間に合わないのではやむを得ず県会を差し止め、したがって県の総意としての採用・地方官会議への提出はなしがたいというものであり、当然、県当局と忠告社の確執が生じた。また、この地方官会議は各府県からの傍聴人を許可しており、石川県からも忠告社員が数名上京し、各県の傍聴人らと集会をかさねていた。この際、名東県（阿波）の自助社などもさかんに公選民会論の喧伝活動を行っている。

こうした忠告社の動きは、石川県当局のみならず政府首脳部をも刺激した³⁰。すでに県当局は忠告社の建白提出以来、元老院への照会をくり返し行ったが、桐山は建白受理の取り扱いを知ると元老院副議長の後藤象二郎に書簡を送った。書簡には、忠告社の建白が「御参考ノ為メ被留置之儀ヲ（忠告社側の）区長共主張候時ハ愚民於テ管庁ヲ圧制ト見ルノ景況ハ尚前同様ニ可有之ト愚考仕候。元来今度ノ件其因テ起ル容易ニアラス、既ニ最前ノ御指令（元老院が参考のためとして特別に建白を受理）ヲ印刷別紙写ノ通人民へ演術及候次第二立到、院県（元老院・石川県）ノ問ニ途ノ処分ニ相成候様、管民疑惑ヲ生シ右御指令ノ治民上ニ関スル少トセス困却之至ニ候」と痛烈に記されている。その上で、「御留置之答議当人へ御返却相成候ハ、万々ノ都合

若シ其義難相叶義ニ候ハ、最前ノ御指令ハ取消ノ段且御参考ノ為メ御留置之義ハ普通建言ノ廉ヲ以テ御留置之訳ニ有之、地方会議ニハ不相關次第併テ判然明文之御達有之度」と抗議し、「頗ル県治上ニ關係仕候義ニ付、深御洞察ヲ以テ宜御詮議ノ程」と懇願している³¹。なお、同年七月桐山は「民権を論ずる精神と外形と二類ある説」を県民に示した³²。そこには、「立憲政體の性質たる、治國の基礎とする憲法を制立する權は、君主敢えて専らにすること能はず、必ず臣民と之を分ち、君臣上下相共に掌握す。「中略」順序を實踐、先づ各自天然不羈自立の分を盡し、義務を確守し、獨立の氣象を保持するを緊要とす。「中略」是即ち漸次立憲政體を立させらる、聖意を體認翼賛すといふべきなり」とある。これは、政府主流派が共有していたであろう漸進的な立憲君主制の構築という目標を、桐山も理解し共有していたことの証左と言えよう³³。

會議の方は、最終的に木戸の議事運営によつて三九対二二という差で、政府原案通り官選民会方式である漸進論に立った方向で取りまとめられた。また、忠告社の建白を一旦は受理した元老院であったが、結局書記生（結城秀伴）の「最初応接上之混同ニ帰着」させて³⁴、建白書の返却にもち込ませた。桐山ら県当局からの反撃を食らった忠告社は、これを機に勢力をなくしていく。県官・区長を勤めた忠告社員の多くが退陣し、幹部たちは士族授産や教育事業の分野で活動して政治的な問題には関心を示さなくなってしまう。また、第三代県令千坂高雅の時代以降になると、元幹部のうち数人は郡長などに抜擢され

懐柔されていった。

次に、桐山県政時代に起きた農民闘争について、ここでは明治一〇年二月の越中砺波郡（当時石川県管下）の騒動を見ていきたい。この事件は、現在の富山県域で起きたものであるが、当時金沢に置かれていた歩兵第七連隊の初出兵であったため、『石川県史』でも事件の概要が紹介されている³⁵。さて、この騒動の原因は農民たちの改租入費負担への反対、地押丈量や旧貢租額にほぼ同等の地租への不満という一般的な地租改正反対一揆のそれとは異なる。その基本的原因は、小作農民たちの慣行小作権侵害に対する不安と、明治一〇年一月の地租減額（地価の三%↓二・五%）が小作料軽減にまで至らなかったことに対する不満とであったと指摘されている³⁶。江戸時代加賀藩領では、村ごとに「田地割」という方法で期限を切つて土地を分け直していた。とくに砺波郡では散居村集落のため、地主・小作にかかわらず、住居の周囲の耕作地は所有権の所在はどうあれ、自分が作つていふという耕作権（小作権も含む）が伝統的慣習（いわゆる慣行小作権）として認められていた。つまり、地主の持つ土地所有権と小作農民の耕作権（小作権）とが分離独立するという複雑な形態が継続していたため、地租改正に伴い土地の所有者が地価帳に記された地主に確定されると、従来の小作人の耕作権が保障されないのではないか和小作農民層に動揺が広がった。騒動の前年には、小作惣代らが県に対して嘆願におよぶ事態ともなっており、明治九年一二月に権令桐山純孝の名前で二つの告諭文書を出している³⁷。まず、動揺が広がって

る小作農民向けに一二月二〇日付で「告二十三番」を示し、そのなかで、地価帳は「地主限りノ姓名ヲ記入スル」ものであり、「小作調帳」ではないことを丁寧に説明する。その上で、「本文地価帳へ小作人共ノ記名ナケレハ小作ノ証拠ニ不相立ト申筋ハ決テ無之次第」と強調し、心得違いがないようにと告諭した。続いて、同月二八日付で「告式拾四番」を地主向けに示す。そのなかでは、地主が「自己ノ威權ヲ頼ミ無慈貪慾ヲ檀ニシ謂レナク卸シ地引揚候様ノ儀有之候而ハ第一地主タルモノ、情義ヲ欠ク」と記し、さらに、「徳米ノ如キハ如何ニモ公平ニ小作人共ト分割シ貧富憐愍スルノ情義ヲ失セサル様」と説諭をしている。

しかし、翌一〇年一月にこうした文書による説諭を逆手に取るような事態が起きた。農民たちを扇動するために、権令桐山の名前を騙った一月六日付の「四ヶ条之偽文」が製作された。一二月に示された二つの告諭と比較すると、はるかに文章が短い上に配慮のない文体の「偽文」が村々を飛び交ったようである⁽³⁸⁾。これが騒動の発端となった。二月二日に権令代理として石川県大書記官熊野九郎が今石動に出張するも、暴徒化した農民たちを抑えることができず、同月八日、名古屋鎮台金沢分営所から一個大隊が出動し、翌九日には桐山自らも今石動に出張して事態の収拾にあたった。二月二〇日までに、約一〇〇〇人の農民が逮捕されたが大方は赦免され、北陸地方最大の小作農民騒動としては意外に軽い処分で落着いた。当時、西南戦争が始まり物情騒然としていたこともあってか、人心の動揺を鎮めるため桐

山が事後処理に意を注いだためとも言われている⁽³⁹⁾。

ちなみに、この砺波騒動に際して、のちに第三代県令となる千坂高雅が来県していることは見逃せない。当時、内務権少書記官であった千坂は、明治一〇年二月二日に内務省から「至急石川県へ出張申付候事」との命を受けている⁽⁴⁰⁾。後年の千坂の回顧談によれば、当時、内務省内で大久保の秘書役をしており、大久保宛の暗号電報を訳していたという。砺波騒動への出張は、まさに西南戦争勃発の直前であり大久保から直接指示をうけたと語っている⁽⁴¹⁾。なお、千坂は明治九年五月に和歌山県、同年一二月には茨城県へ出張している。いずれも地租改正反対一揆の鎮定のため内務省から派遣されており、後年の石川県令就任のタイミングも含めて、千坂が地租改正反対闘争鎮定の老練家であったことがうかがえる。

4. 桐山純孝は県令を「罷免」されたのか？

ここでは、桐山の県令「依願被免本官」（明治一二年二月二四日）について検討したい。先行研究に見られる従来のイメージでは、越前の改租事業紛糾の責任を問われて政府から「罷免」されたとするものである⁽⁴²⁾。しかし、これは地租改正反対運動側の史料からの視点であり、慎重な検討が必要である。桐山が農民を威嚇したと伝わる逸話も、史料の性格から考えて農民側の作り事である可能性も捨てきれない⁽⁴³⁾。その証左に、越中の農民へ向けて示した桐山による明治一〇年七月二日付告諭書には「地主ハ收穫米書出シ方ヲ偽ハラサル事」

のみならず、「官ニ於テハ其書出シタル收穫高ヲ實際ト見認メタル上ハ決シテ増方ヲナサシメサル事」、「若シ實際ナキヲモ誤テ其見込ヲ主張スル事アレハ地主ヨリ之ヲ申立ツヘシ、此際臨機取調ノ別法ヲ設ケ照スヘキ鏡ニ若シ間違アレハ速ニ是ヲ改ムヘシ」とあり⁽⁴⁴⁾、改租事業完了のためには地元農民との共同作業が不可欠である事を十分理解しているからである。

さて、改租事業の途次に地方官が交代した例は度々指摘されており、桐山の事例と比較してみたい。まずは、茨城県権令中山信安（天保三年〔一八三二〕〜明治三年〔一九〇〇〕。旧幕臣）の例である。

明治九年一二月、那珂郡の農民の地租改正不服運動が暴徒化した。中山は鎮庄のために旧水戸藩士族を召集したことや、囚人を解放して用いたことが越権行為として問題となり、翌年一月二日「免本官但位記返上ノ事」となった⁽⁴⁵⁾。

次いで、青森県権令菱田重禧（天保七年〔一八三六〕〜明治二八年〔一八九五〕。旧大垣藩士）の例を見たい。菱田は明治四年、福島県権知事から青森県権令に転任した。明治六年、管下士族の家禄の現米渡しを改め、石代渡しを強行したことから、弘前士族と対立が生じて県政が停滞した。菱田は、士族との軋轢に困惑し、政府の指示を仰ぐため上京したが、そのまま「免本官但位記返上ノ事」という嚴重処分を受けた（明治六年八月二四日）⁽⁴⁶⁾。処分の背景には、中央から監察のため派遣された政府官員によって、県内での不品行や士族統制の失敗、部下との折り合いの悪さなどが報告されていたという⁽⁴⁷⁾。

また、岡山県権令石部誠中（生年不詳〜明治一二年〔一八七九〕。旧長州藩士）の例を見たい。石部は盛岡県大参事、飾磨県権参事などを歴任し、明治五年、岡山県権参事に就任。明治八年、権令に昇進した。地租改正にあたり地主・豪農層の意見を取り入れて減租計画を立てて大蔵省・地租改正事務局と交渉するが、却下されたことにより改租事業が停滞した。石部は病気を理由に辞職願を出し、同年一〇月七日「依願免本官並兼官」となっている⁽⁴⁸⁾。

ここまでいくつかの事例を見てきたが、「罷免」という処分を考えるポイントとなるのは「位記返上」の有無ではないだろうか。それでは、実際に桐山の県令辞表を見てみたい⁽⁴⁹⁾。桐山は、辞任の前年一二月二八日付で右大臣岩倉具視宛に下記の辞表を提出している。

純孝儀

菲力短才ヲ以テ明治四年新置縣ノ際、権参事ノ職ヲ本縣ニ奉シ、爾来段々特典ヲ蒙リ本年縣令ニモ任セラレ重任ノ名ヲ叨ル（分不相応に恩を受ける）爰ニ全七ヶ年ノ星霜ヲ経、而シテ今日ヨリ既往ヲ顧ル寸分ノ効績アルヲ見ス、純孝職トシテ上下ヘ對シ其責免カレス、加之近年身體薄弱從テ氣力殊ニ衰耗百事意想ヲ了スル能ハス、折柄先般窒扶斯病（チフス）ニ罹リ軽症ニシテ未タ全治ニ至ラサルハ、畢竟平常ノ薄弱ニ際会シ全ク回復ノ目途相立難ク、方今郡区改制等頗ル多事ノ際、荏苒罷在候儀、夫是以テ深ク恐懼ニ堪ヘス、之ニ因テ位記本官共奉還仕度、此段奉懇願候、以上このなかで、桐山自身が七年を越える地方官としての任期を振り

返って十分な功績を残せていないと述べている。傍線部の「郡区改制等〔中略〕荏苒罷在」とあるのが、農民の反対闘争による改租事業の停滞をさすと考えられる。そして、病氣(チフス)により健康回復の目途が立たないことも理由にあげて、自ら位記と本官の両方を「奉還」したいと記している。桐山の病気については、明治一二年一月二五日付の県大書記官熊野九郎の上申書の中にも「昨年来ノ病氣未タ全癒ニ不至」とあり、具合の悪い様子がうかがえる⁵⁰⁾。

桐山の県令辞表の処理は、翌々月の二月一三日付で「願之通御聞届相成可然」との内務卿伊藤博文からの答申が太政大臣三条実美へ上げられて、県令「解職」が決まったものの、桐山の位階はそのままとなっている。これを受けて、同二月二四日に桐山県令は「依願免本官」となった。また、その直後の同月二六日、内務卿伊藤が太政大臣三条に宛てて「石川県令桐山純孝位階之儀上申」を上げている⁵¹⁾。そこには、「多年卑勉奉職治蹟不少候ニ付〔中略〕特旨ヲ以位階一等昇進被 仰付度」と記されており、翌日に昇級が決められた。

以上のように、桐山の県令辞職については懲戒的な処分である位記返上がともなっており、むしろ辞職直後には特旨による位階一等昇進(正六位↓従五位)まであり、「罷免」とは言い難いのである。ただし、先に見た桐山の県令辞表にも明記されていたように、地租改正事業の停滞が辞職と全く関係ないとは言えないと考えられる。その根拠の一つとして、後任の人選が驚くほど迅速なのだ。当時、内務少書記官であった千坂高雅の石川県令転任は、桐山の免官日(二月二四

日)の六日前(二月一八日)にすでに決められているのである⁵²⁾。

この人選について、先にも少しふれた千坂の経歴も合わせて考えると、政府が県令の入れ替えを行い地租改正事業の完了を急いだものと推測できよう。なお、石川県下の越前嶺北地域で明治一一年以降最高潮に達した地租軽減運動は、不服村の抵抗に豪農民権家の杉田定一や土佐立志社員らに加わり、政府査定の不当を法的に糾弾する闘争が展開されるにおよび、すでに政府査定を承服した越前七郡の村々でもその取り消し・再調査を求める動きが波及した。これを受けて、明治一二年一二月、地租改正事務局総裁の大隈重信は越前七郡に全国でも稀有な地租改正再調査を布達せざるをえなくなっている⁵³⁾。その後は、石川県からの福井県分県(同時に滋賀県下嶺南地域を併合)を含む政府・石川県側の硬軟まじえた戦術により地租軽減運動は分断され衰退していく。

ちなみに、桐山の石川県令辞職について、越中射水郡の豪農出身のジャーナリストで在京中の海内果が故郷の留守宅へ宛てた書簡には、以下のごとく記されている⁵⁴⁾。「石川ノ桐山モ愈去ル二十一日ノ社説ニテ追出シ申候、代任千坂ハ随分評判モアル人ナレハ、県治モ是レヨリ一新セン、生モ帰省スルニ楽ミアリ」とあり、民権派からの人物評をうかがうことができる。

三、石川県令離任（明治二十二年二月二十四日）以後の桐山純孝

1. 県令離任以後の桐山純孝

ここでは、県令離任以後の桐山の動向について見ていきたい。もちろん明治二〇年代にいたるまでのこの時期は、いわゆる「文明開化期」として政治・経済・法律・教育・軍事の制度化、都市基盤・産業の確立、交通・情報網の整備、雑誌・新聞の発刊、祝祭日制定、風俗の矯正など、人びとの生活・意識から社会関係の様態までをふまえた国家としての在り方が開け進みゆく時代であった。そのため、県令を退いたとは言え桐山の活動は多岐にわたった。以下では、いくつかの項目をグループピングしながら整理して見ていきたい。なお、桐山の直筆履歴書類に記載がないものは、『石川県史』や『大垣市史』などの記述で補った。

- ①明治二十二年五月 石川県令奉職中の「明治十一年十二月、琉球製 堆朱硯壺壹個、大垣縮壺反、鎧壺個」を金沢博物館へ寄附、賞として木盃下賜
- ②明治二十二年一〇月 金沢病院新築費として「金百五拾円寄附」、賞として銀盃下賜
- ③明治二十三年九月 大垣公園設立願人の一員となる⁵⁵⁾
- ④明治二十三年十二月 「交志会」の中心人物となり、安八郡大垣町の六街学校（のちの東小学校）を新築⁵⁶⁾
- ⑤明治二十四年六月 大垣商況会話所設立の中心人物として尽力⁵⁷⁾

- ⑥明治二十五年三月 安八郡大垣町の興文学校へ「金五拾三円七拾五 銭」寄附、賞として木盃下賜

- ⑦明治二十五年十一月 保善会（困窮者の教育支援）の発起人の一人となる⁵⁸⁾

- ⑧明治二十六年六月 日本硝子会社設立発起人の一人となる⁵⁹⁾

- ⑨明治二十六年 旧大垣城下清水町の私邸で「漢学義塾」を営む（生徒数二五名）⁶⁰⁾

- ⑩明治二十八年 石川県勸業博物館へ「特地乾坤」の扁額を寄附⁶¹⁾

最初は、④⑥⑦⑨に見られる教育に関する項目から見みたい。当然のことながら教育については、地域行政の重要課題であるから桐山は地方官を退く以前からも深く関わっている。まずは、石川県権令・県令時代のことを少しふれておきたい。周知のように近代教育の基盤は、明治五年八月の学制頒布により全国に学校が設立されたことから本格的に整えられていく⁶²⁾。当県でも、明治一〇年前後に地方官や旧藩主らによる管内巡視の際に、学校名の命名・揮毫が多くなされている。そのため県内には、桐山の揮毫による小学校の扁額がいくつか残されている。例えば、明治九年の「桃夭小学校」扁額（野々市市郷土資料館所蔵、桃夭という名前の出典は『詩経』による）、翌一〇年の「葵陽小学校」扁額（石川ルーツ交流館所蔵、葵陽という名前の出典は『宋書』による）が有名である。どちらも漢籍を由来として命名されており、さらに「桐山純孝」の白文印と桐山の号である「東臯」

の朱文印の二つの落款があり、漢学者としての桐山の素養をうかがい知ることができる。また、実用的な教科書の発行にも意を注いでいる。小学児童に手紙の文体を教授するための『小学書牘文例』（当館所蔵、石川県第一師範学校編輯、明治一一年発行）の巻頭扉には、『論語』から「辞は達するのみ」という一節を桐山自ら揮毫して掲載させている。

さて、県令辞任以後については故郷大垣での活動という事になるが、そこでは桐山の偏向することのない教育への関わり方に特徴が見出せる。すなわち、④⑥⑦については公教育に関する活動であり、⑨は自らの私邸で営んだ私塾での活動である。さらに、前者の⑥の項目にある「興文学校」は、自身の出身母体である大垣武士の誇りを継承する土族の子弟を中心に「土族学校」を自負していた。これに対して、④にある「六街学校」は庶民を中心としており、興文学校に遜色のない近代的・模範的な学校として新築された。つまり桐山は、士族子弟と庶民子弟とを分け隔てなく支援している。さらには、⑦の項目に見られるように、困窮者の教育支援にまで発起人として名を連ねている。当時の「岐阜日日新聞」に掲載された保善会の綱領によれば、近世的な儒学の精神にもとづく仁政や御救いといった発想とは異なる天賦人權論の立場から困窮者の教育支援の主張がなされており、注目に値する⁶³。

次いで②③⑤は、都市基盤に関わる項目である。③の公園設立について岐阜県令へ宛てた願文には、旧大垣城郭内の「名区勝跡ヲ永遠ニ

保存」しながら「衆庶偕楽ノ用ニ供」するのみならず、現状では市街が「新鮮ノ空氣ニ乏ク〔中略〕衛生上ニ於テモ關係不少」として公園設置を要望している点が興味深い⁶⁴。

次に⑧の項目について見ていく。すでに明治八年、大阪天満山（北区）に伊藤契信（美濃国不破郡出身）がガラス工場を設立していたが、その工場が拡充していく過程で同郷の桐山が協力している。石川県令を退いた後の明治一五年、当時大垣にいた桐山が数千金を送り、また職人見習いとして大垣土族の少年五〇余名を上阪させた。さらに、この工場が拡充して翌一六年六月に「日本硝子会社」となっている。桐山は、この日本硝子会社設立の発起人の一人にもなっている。ただし、その後は経営がうまくいかず明治二三年に会社は解散している⁶⁵。ちなみに、桐山がいつ大垣から大阪へ移住したのかはわからないが、明治二〇年一二月に大垣英語学校が清水町の旧桐山邸に移転したことがわかっている⁶⁶。そのため、明治一〇年代後半か二〇年代前半には大阪へ移ったと考えられる。

話題は少しされるが、地方での近代的企業・会社の成立について見てみると、いわゆる地方三新法の制定された明治一一年七月からは、各府県長官が適宜処理した上で内務省に報告するということになった。時あたかも西南戦後インフレの時期にあたり、会社設立が一気にブーム化していた。当時石川県令であった桐山が処理したであろう県内企業に、金沢の石浦町に設立された三益会社がある。これは、『石川県史』に忠告社の幹部であった米山道生と加藤恒が組織して購買組

合の機能を發揮したとの記述だけがあり、成立年などが不詳であった⁽⁶⁷⁾。もちろん、購買組合は低廉な消費物資を共同購入して消費生活の改善を旨とした組織のことである。日本で設立が本格化するのは大正期以降だが、その濫觴は明治一二年から翌年にかけて創設された共立商社、同益社（以上、東京）、大阪共立商店、神戸商議社共立商店の四組合にある。当時、自由民権運動の高まりの中で世界における消費組合運動の先駆ロッチデール平等開拓者組合（イギリス）に倣い組織的に消費生活の向上を試みたが、官吏や知識人を主体としながらも短命に終わったことから、社会実験的なもので広範なひろがりはみられなかったと言われている⁽⁶⁸⁾。

実は、当館所蔵資料のなかに三益会社の創立一周年を記念した広告が見つかり、それによれば創立が明治一一年中であることが判明した⁽⁶⁹⁾。つまり、地方都市金沢の三益会社が、日本の消費組合運動の草分けであった可能性が非常に高いのである。

最後に①⑩の殖産興業と博物館に関する項目について見てみたい。石川県における博物館創設については、明治五年に開催された金沢展覧会と同七年の金沢博覧会の成果に端を発していることが指摘されており、金沢やその近郊の豪商（中屋彦十郎や木谷藤十郎ら）という民間人の發議によって企画された側面が従来注目されてきた⁽⁷⁰⁾。しかしながら、地方官として石川県にいた桐山が博物館創設に大きな役割を果たしていることは見逃せない。

桐山と博物館創設との関わりは、石川県参事時代の明治七年にさか

のぼる。同年七月、金沢博覧会の閉幕に際して、桐山は「博覧会進歩之説」を公にした⁽⁷¹⁾。そこには、政府（内務省）の保護を受けて全国的な博覧会を石川県で開き、「各府縣順次交互施行」させると記されており、すなわち全国巡回の博覧会を構想していたと理解できる。

さらに同年八月、桐山は内務省にこの計画を進達して同意を得て、翌八年に上京した際各府県に照会したが時期尚早であるという意見が多数におよび頓挫した。そのため、次善の策として登場するのが常設博物館の創設であり、日本における常設博物館の先駆けの一つとして明治九年四月に金沢博物館の開館となるのである。金沢博物館は明治一三年七月に県立組織に移管され、石川県勸業博物館と改称される⁽⁷²⁾。さらに桐山は県令を離任して石川県を去った後も、⑩の項目にあるように博物館との関係が続けている点も見逃せない。

最近の研究では、殖産興業を主導した大久保利通による内務省の制度と政策に対して、権威主義体制下で開発独裁を進めたという見方に見直しがなされている。すなわち、慶応四年三月に新政府が公にした新政府方針である五箇条の御誓文にもある通り、知識を通じて「公論」を行い、人心をあまねく活性化させるというねらいのもと、欧米を見聞してきた大久保が出身藩や組織を越えた人材を集め、知識交換の結節点として内務省を創設する。その内務省による殖産興業政策の重要な柱が博覧会や博物館であり、知識を集めて交換し循環させることを国家的規模で展開するための一大プロジェクトが、西南戦争の最中にも関わらず断行された内国勸業博覧会であったと指摘されている⁽⁷³⁾。

まさに、桐山はこの殖産興業政策の理念を体現した地方官であったと言える。

2. 教派神道の宗教者としての桐山純孝

先述のように桐山純孝の自筆履歴書類は二部構成となっており、前半は政治的な経歴が記され、後半は「神宮部」として桐山の宗教者としての経歴が記されている。この自筆履歴の「神宮部」より主なものを抜粋して記すと、以下ようになる。

- ①明治六年一月 伊勢神宮大宮司・本庄宗秀より御衣を賜る
- ②明治一四年七月 神宮教神風講社二七五番社長に就任
- ③明治一五年三月 伊勢神宮祭主・久邇宮朝彦親王の東上に関わり御土産を賜る
- ④明治一九年三月 御嶽教の中教正に就任
- ⑤明治二八年五月 御嶽教の大教正に就任
- ⑥明治二九年三月 御嶽教の大阪府下教師監督長に就任
- ⑦明治二九年五月 御嶽教の議員に就任

まず、①（明治六年）と②（明治一四年）の間にかんりの時間的間隔が見られるが、その間に桐山は金沢の尾山神社の創建や、越前の藤島神社の別格官幣社加列の御祭典勅使などに直接関わっていたことは先述した通りである。

②に見られる神宮教は、江戸時代以来の全国各地の伊勢講を母体と

した神道系宗教の一派で、各地に教区を定めてその本部を置いて布教活動を展開するとともに、神宮大麻（神札）と神宮曆の頒布にあたった。明治一五年に教派神道の一派となり、管長に田中頼庸（天保七年〔一八三六〕～明治三〇年〔一八九七〕。旧薩摩藩士）が就いた。桐山の故郷である大垣にも神宮教第一七教区本部が置かれ、その下に神風講社が設けられていた。大垣を含めた周辺地域に第二七四番から第二七六番の神風講が結成され、社長・副社長以下の役員が任命された。役員には、戸長・副戸長や旧藩時代の役人など人格の優れたものが選ばれたことが指摘されている⁷⁴⁾。また、単なる名誉職的なものではなく俸給や交際にかかる手当金なども支給されている⁷⁵⁾。

次いで、③の項目について若干の考察も含めて見てみる。ここで登場する久邇宮朝彦親王（文政七年〔一八二四〕～明治二四年〔一八九一〕）は、伏見宮邦家親王の第四子に生まれ、その通称は、中川宮ほか多数ある。幕末期に会津藩などと協調して宮廷社会に絶大な影響力を持ち君臨したあと、慶応四年八月、徳川慶喜を通じて幕府再興の陰謀を企てたとの嫌疑により親王の宣旨を奪われ、広島藩に幽閉された。明治三年、政府から京都の伏見宮邸に護送する命令が下り、帰京した。その後明治五年一月、謹慎を解かれて伏見宮家の一員に復帰する。同年二月、赦免の御礼のために初めて東京へ上ったものの、同年一〇月養痾を理由に東京移住の命令を断って、京都で暮らし続けている。朝彦親王を東京へ引き出そうとする政府の意図を頑なに拒み続けながらも、明治八年五月には一家を立てて久邇宮と称することを許さ

れ、また、同年七月、宮内省から伊勢神宮祭主に任命されて神宮の旧典考証などに従事した。明治一五年には造神宮使となり、明治二二年の遷宮を成功させている⁽⁷⁶⁾。

ちなみに桐山は、なかなか東京に來たがらない朝彦親王の二度目の東上に関わっており、格の高い礼装用の「精好袴地」（御土産）を下賜されていることは、注目に値する。そこには、桐山の単なる神道家としての立場ばかりではなく、幕末期以来の政治上の経歴が重要視されたのではないかと考えられる。

最後に④以降の項目に見られる御嶽教は、教派神道一三派の一つであり、明治一五年に平山省齋（文化一二年〔一八一五〕〜明治二三年〔一八九〇〕。旧幕臣）が初代管長となって、それまで属していた神道大成教より別派独立した教団である。信仰の中心は、木曾御岳に対する山岳信仰。江戸時代以来神がかりをする行者を指導者として江戸を中心に関東地方、名古屋を中心として濃尾平野一帯に御嶽講が組織されており、そうした講を教団の基礎としていた⁽⁷⁷⁾。

桐山と関係が深いと考えられるのは、第二代管長の鴻雪爪である⁽⁷⁸⁾。鴻雪爪（文化一一年〔一八一四〕〜明治三七年〔一九〇四〕）は、備後国に生まれた。石見津和野大定院（曹洞宗）無底に就いて出家し、弘化三年（一八四六）大垣の全昌寺（曹洞宗）の住職（第二五世）になった。その際、大垣藩の重臣小原鉄心らと親交を深め、この頃に桐山も知遇を得たと考えられる。雪爪の名声は全国的に高く、安政五年（一八五八）、越前福井藩主松平慶永（春嶽）の要請に応じて福井城下

の孝顕寺（元曹洞宗）に移った。当時、福井藩は春嶽主導の藩政改革を進めており、熊本の横井小楠とともに雪爪を迎えて相談相手にしたという。明治二年五月、雪爪は春嶽の推挙で新政府の教導局御用掛として宗教政策にかかわり、同四年一〇月には在官中の還俗を申し付けられた。翌明治五年、大教院（神仏合同の布教機関）の初代院長、のち明治一八年から三七年にかけて御嶽教第二代管長になっている。当館所蔵「第二代石川県令桐山純孝関係資料」には、桐山宛ての御嶽教管長鴻雪爪が発給した辞令が四点含まれている⁽⁷⁹⁾。いずれも、御嶽教の文字と御紋の透かしが入った立派な用紙に墨書されており、また、状態も良いので桐山が丁重に保管していたのではないかと思われる。

3. 金沢士族らによる前県令桐山純孝の消息調査

前章で述べたごとく、民権運動派の士族や豪農らと結果的に対立した桐山純孝は、これまで石川県内での衆望のなさが強調されてきたと言える⁽⁸⁰⁾。しかし、その視点は先述のように、民権運動側の史料にもとづく研究が先行したためであると考えられる。

実は、桐山県政と激しく対立した忠告社の幹部の一人であった小川清太が、桐山とその遺族の消息調査を行っていたことが一連の書簡から判明した。小川清太（文政一二年〔一八二八〕〜明治四二年〔一九〇九〕）は、旧加賀藩士で戊辰北越戦争の小川仙之助隊長長のことである。明治三年以降は清太と名乗った。廃藩までは藩兵の大隊長や東

京詰中軍事掛などを歴任。士族結社忠告社の幹部の一人であったが、明治八年以降、石川県警察に奉職した。明治十三年には警察から転じて石川県河北郡長、のち羽咋郡長、鹿島郡長などを歴任した。また、明治二十六年一月から旧藩主であった侯爵前田家の評議員も務めた人物である⁽⁸¹⁾。

消息調査の発端については詳らかにできないが、当時在阪していた清水誠に調査を依頼している⁽⁸²⁾。それを受けた清水は、明治三十一年二月一日付の小川宛書簡の中で、「さて桐山純孝君御病氣之由、然ルニ当地天満辺ニ寓居之由ニ付、町名番地等詳細詮議之上御報道等致」すと、その依頼を快諾していることがわかる。そして「早速昨日午後半日斗り店員を以テ詮議為致、巡查交番所等ニ付聞合為致候得とも、相分り不申」と調査が難航していることを報じている。その理由として、「当地者場も随分大郷ニテ広大なる場所柄、其上桐山君も知事御在職有之頃ト違ひ」所在がつかみにくいことをあげている。

そのため、「いまだ相分り兼候ニ付、萬一当地ニ於桐山君ト従来親交之人御心当りも御座候ハ、其人ニ付承り合〔中略〕萬一右親交之人も御心当り之方も御座候ハ、当日一報被成下度」と願ひ出ているが、「尤右ニ不抱、尚再三再四天満郷詮議ハ可致候へ共」と今後も調査を継続することを伝えている⁽⁸³⁾。

次の書簡では、清水のねばり強い搜索により桐山の消息がつかめたことを報じている。しかしながら、すでに桐山純孝は病没しており、遺族の大阪北区の詳細な住所と近況を以下のように伝えている。桐山

純孝は「両三年前〔明治二十八年頃〕方中風ニテ身軀不自由、從テ漸次御勝手向非常ニ難義中、本月三日遂ニ御病死被成」た。そして、「同氏御相続人之御名前ハ、いまだ承知不仕候」と記して相続を案じていることがうかがえる。最後には、「御墓參之義も御代拜も可仕候間、無御遠慮御下命被仰下度候」と小川に伝えている⁽⁸⁴⁾。そして実際に、在阪の清水が桐山の遺族のもとへ赴くことになる。

さて、小川からの代參の願ひが書かれたであろう書簡が、二月八日に清水のもとに届いている。翌一九日、早速清水は桐山の遺族のもとを訪れて、その日の夜のうちに以下のごとく書簡をしたためた。まず、「桐山君御靈前へ金式円相供〔中略〕今朝持參之処、幸ニ未亡人琴（キン）子様御在宅ニテ拝顔、御靈前江も御代拜仕り御備品指上候処、未亡人様義ハ永々縣下ニも御來住之由ニテ尊兄様〔小川清太〕事ハ、能々御承知ニ相成り居候而巳ナラズ、在縣中ハ非常ニ御懇情を蒙り候儀御礼被申述」たことを報告。次に、桐山の屋敷について「当地ニテハ先ツ場所柄ト云イ家屋之模様ト云イ中等ニ相当スル」と報告した。また、桐山家の事業についても詳細を伝えている。「其他大体之御模様ハ、随分御困難之御模様ニ御座候、桐山君も其後種々御計画之処、何レも御失敗ニ終り候故ニテ」と記しており、先にも見た明治二十三年に解散した日本硝子会社のことを指していると考えられる。さらに、桐山家の「御事業ハ前条硝子ニ絵之模様等ヲ置ク職業ニ御座候。右ハ所謂賃仕事ニテ損失ハ無之堅固ニハ御座候へ共、極テ薄利なる事ト奉存候、目下右甥子様外一人之職工ト兩人ニテ必至御勉勵ニ御座

候。併シ薄利之様ニハ御座候得共、御生計ニ指支ト云ふ程ニも有之間敷、先ニ堅固なる御職業之義ハ御同前之至と奉存候」と報じている。

そして、「尤御嗣子も無之」と一番案じていた桐山家の相続については、「純孝様御甥ニテ純孝様之「ガラス」へ模様置之事業熟練之方(二十斗り)之方不遠御養子ト被成候趣、是ハ純孝様御在世中方之御取極メ之由ニ御座候」とすでに決まっていることを知らせている。最後には、「未亡人様、殊之外尊兄(小川清太)之御懇志ヲ喜ヒ被居候」と重ねて報告をして筆を擱いている⁸⁵。小川清太と清水誠による前県令桐山純孝の消息調査については知り得ることは、以上である。

桐山純孝の墓所は大阪府が開設した霊園に営まれ、墓碑には「従五位桐山純孝墓／明治三十一年二月三日歿／行年六十七」と刻まれている⁸⁶。

おわりに

桐山純孝は、大垣藩を「朝敵」の汚名から救った有志の士の一人であり、初期石川県の地方官(地方政府の為政者)であり、漢学者であり、地域の発展に強い関心を持つ名望家であり、宗教者でもあった。

桐山の七年以上に及ぶ地方官時代の社会情勢は、各個人が何らかの身分集団に属し、その身分に応じた役割を果たしていた「近身分制社会」が解体した時代であった。桐山が地方官としてその完了をいそいだ地租改正事業は、政府の財政確立という単なる税制改革にとどま

らないものである。江戸時代の「村請制」は、年貢・諸役などを村単位で、村全体の責任で納めるようにした制度であり、たとえ年貢が払えない者があれば同じ村の誰かが立て替えて支払う仕組みである。しかし、地租改正によって税の納入者は村ではなく、当該の土地所有者個人に設定されて「村請制」は廃止された。つまり、地租改正は、百姓身分の人びとが所属していた「村」という集団の解体をも意味していたのである⁸⁷。こうした大変革期に地方統治の第一線を担った地方官の役割は、重要なものだったと言えよう。そして、桐山の県令辞職については、先述の検討のように「罷免」とは言い難いものであったことがわかった。ちなみに、「県令」という官名は「代官」の漢語表現であり、同時代の教育を受けて育った士族や豪農なら知らないはずがない名称で、まさに中央政府の代理人である印象が強かったにちがいない。

しかしながら、この時期の府県は確かに中央政府の出先機関にすぎない側面もあったが、中央との関係は、上意下達の一方通行的なものではない場合もあったと指摘できる⁸⁸。桐山の県政が、明治初期における中央政府と地方政府の関係において、地方官は形式上あくまでも「官」でありながら、地方の実情を鑑みたくえで「官」と「民」の接点として自らを位置づけ、中央政府の殖産興業政策の先取りを試みる(具体的には地方からの博覧会実施)などの双方向性を帯びていたと言えよう。初代石川県令の内田政風に比べて、その知名度が低い桐山ではあるが、まさに「埋もれたる明治石川の礎」と言っても過言で

はない地方官であった。

また、推論ということにはなるが、地方官を退いた後の教派神道の宗教者としての濃密な経歴は、桐山が特定の宗教に帰依したと判断するよりも、明治維新後の新しい社会の中で「国家」と「個人」の間をつなぐ自発的な中間集団の機能を果たし、社会秩序の安定に寄与することができると「宗教」の役割を重要視したためではないだろうか。とくに近代化途上の日本では、新宗教教団に來世志向的な側面よりも、貧困、病氣、紛争という日常的問題に対するケアや教団員どうしの相互扶助的な役割を果たす傾向が強かったことが指摘されている点から考えても⁽⁸⁹⁾、大変革期の地方官を勤めた人物の意志をうかがい知ることができると言えよう。

最後は推論も交えたものとなったが、桐山純孝という人物の全体像を可能な限り史料を通して検討してきた。明治初期の政治・経済・社会・文化・宗教という多方面にわたった考察には、不十分な部分もあるかと思われる。大方のご叱正をいただくことができれば幸いです。

〔註〕

(1) 廃藩置県後の政府による地方官の任用と、府県域の変化を通じて中央集権化がすすめられた過程に迫った研究として、大島美津子「大久保支配体制下の府県統治」(日本政治学会編『年報政治学 一九八四年度 近代日本政治における中央と地方』、岩波書店、一九八五年)がある。また、明治初期の地方官たちの動向と、政府の地方経営に関する施策とを

対応させながら地方制度確立上の問題点を洗い出した成果として、西川誠「明治零年代の地方経営に関する覚書」(伊藤隆編『日本近代史の再構築』、山川出版社、一九九三年)がある。そのなかで西川氏は、個別具体的な地方官の経営の検討が不可欠の課題であると指摘している。さらに、地方官個々の施策ではなく、人事行政の変遷を概観した基礎的な研究として國岡啓子「明治初期地方長官人事の変遷」(『日本歴史』第五二二号、一九九一年)、同「明治期地方長官人事の変遷」(前掲伊藤隆編『日本近代史の再構築』)がある。

(2) 代表的な研究として、田村貞雄「地方官としての中野梧一」(明治維新史学会編『明治維新の人物と思想』、吉川弘文館、一九九五年)、同校注『初代山口県令 中野梧一日記』(マツノ書店、一九九五年)や、奥田晴樹「内田政風と初期石川県」(加能地域史研究会編『地域社会の史料と人物』、北國新聞社、二〇〇九年。のち同『明治維新と府県制度の成立』、角川文化振興財団、二〇一八年所収)などがあげられるにとどまっていた。しかし、最近の傾向として幕末・維新期の研究の進展により、とくに薩摩藩については西郷隆盛・大久保利通以外の人物の役割が注目されており、地方官を経験した薩摩出身の人物の実証的な研究成果が表れてきている。例えば、小正展也「高崎五六試論 幕末期から教部省御用掛兼勤期までの活動について」(『東京学芸大学史資料室報』第三卷、二〇一六年)、拙稿「初代石川県令内田政風 その事績の検討」(『石川県立歴史博物館紀要』第二八号、二〇一九年)、山本秀夫「高崎五六について」(『岡山県立記録資料館紀要』第一五号、二〇二〇年)、市村哲二「廃藩置県前後の鹿児島地方行政における桂久武の動向について」(『黎明館調査研究報告』第三三集、二〇二一年)があげられる。

(3) 平成一四年(二〇〇二)一月二七日の閉庁まで金沢市広坂にあった石川県庁舎の知事室で、長年掲示されていた歴代知事の肖像写真額(現在

当館で保管)を見ると、「第2代 就任明治8年4月 桐山純孝」と名前が誤って記されている。桐山の知名度の低さがうかがえよう。また、明治から大正期までの政治と産業を中心として詳細に描いた本県の通史である『石川百年史』では、桐山の人物像を以下のように紹介している。「桐山は岐阜の人、性温厚であるが抱擁力がなく、しよせん練達の事務屋に過ぎなかったといわれている。」(石林文吉『石川百年史』、石川県公民館連合会、一九七二年、五三頁。)ちなみに、『石川百年史』は明治百年記念に際した新聞連載記事を再構成したもの。この時期をあつかった通史としては詳細な労作であるが、史料出典の不明示や取材者としての関心から構成されているという問題点がある。

(4) 宮下和幸氏は、桐山の本県への赴任を明治八年と推定して、以下のよう
に記している。二八七五(明治八)年八月には石川県権令桐山純孝が、
元八家の前田直信、村井長在に対して県政発展についての書簡を送つて
いる。「中略。この書簡については後述する」この書簡の背景には、桐
山純孝ら県首脳部と、前任の内田政風を支えた政治結社忠告社の面々と
の対立構造がある。赴任間もない桐山にとっては、自身の基盤を強固な
ものにするためにも、元八家の協力を願ったものと思われる」(宮下
「明治初年加賀藩政における職制改革の特質」『地方史研究協議会編
『伝統』の礎 加賀・能登・金沢の地域史』、雄山閣、二〇一四年、二
二九頁。のち同『加賀藩の明治維新 新しい藩研究の視座政治意思決定
と内務省による地方行政の中央集権化・画一化政策の側面から、地方長
官の藩閥官僚化の一事例として本県と桐山を以下のように紹介してい
る。「内務省人事は大久保主導型で押し進められていく。西郷・鹿児島
士族と連携し、それをバックに中央政府と内務省の介入を許さなかった
酒田県に三島通庸(薩閥)を県令として赴任させるのが明治七年一二

月、「中略」廃藩置県以降、一貫して参事・権令・県令を勤めてきた島
津久光派の中心人物内田政風に代り、桐山純孝(大垣士族)を石川県権
令にするのが同八年三月」(宮地『幕末維新期の社会的政治史研究』、岩
波書店、一九九九年、八一頁)。

なお、引用文中の「」内は引用者による註記であり、以下同様であ
る。

(5) 県令「罷免」と記した最近の文献として、例えば、隼田嘉彦ほか編『加
賀・越前と美濃街道』(吉川弘文館、二〇〇四年、一四三頁)があげら
れる。

(6) 令和二年(二〇二〇)、桐山純孝の直筆履歴書類や辞令など一〇件の文
書が、純孝から数えて五世(四代後、玄孫)の末裔にあたる個人から当
館へ寄贈された。第二代の県令とはいえ、石川県内で桐山の史料は少な
く、この史料寄贈に際して生没年や経歴など初めて判明したことが多
い。ちなみに、桐山の履歴については、これまで二点(①『百官履歴
下巻』(日本史籍協会、一九二八年)、②『石川県史料付録 官員履歴』
『石川県史料 第四巻』、石川県立図書館、一九七四年)が知られてい
た。しかし、今回寄贈を受けた自筆履歴は、石川県令を退いた後の部分
も丹念に記載されており大変貴重である。本稿中の桐山の履歴に関わる
記述については、とくに断らないかぎりこの当館所蔵「桐山純孝自筆履
歴書類」による。この履歴書類は二部構成となっており、前半は政治的
な経歴を、後半は「神宮部」と項目立てがなされて宗教者としての経歴
が記されている。また、桐山は晩年(明治二八年頃)、中風(脳梗塞な
どの疾患)を患っており、そのため後半部分の文字が乱れているとい
う特徴がある。なお、当館の広報紙『石川れきはく』一三三号(二〇二
一年発行)にも、ごく簡単な紹介を掲載している。

(7) 桐山純孝の生没年については、『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九

- 八一年)の記載が、天保五年(一八三四)？没年空欄となっている。そのため、当県の通史などでの桐山についての記述はこれを踏襲しているので注意が必要である。なお、前掲『石川県史料 第四卷』(四三二頁)には、「天保三年壬辰十月生」と正しく記されている(勿論、翻刻原本の国立公文書館所蔵「石川県誌稿」も同じである)。また、没年月日は墓碑銘や、当館所蔵「桐山純孝消息解明に付書簡」(加賀藩土小川家文書、番号九〇二)から明治三年(一八九八)二月三日と判明した。
- (8) 令和二年七月、大垣藩関係の古文書を所蔵する大垣市立図書館でも確認をしたが、判明しなかった。
- (9) 『大垣市史 通史編自然・原始〜近世』(同市、二〇一三年) 五四八〜五五〇頁。
- (10) 『大垣市史 通史編近現代』(同市、二〇一三年) 一〜九頁。徳田武「菱田海鷗と大垣詩壇」『明治大学教養論集』四四七号、二〇〇九年) 五五〜五九頁。
- (11) 水谷憲二『朝敵』から見た戊辰戦争 桑名藩・会津藩の選択』(洋泉社、二〇一二年) 四二〜五二頁。
- (12) 西脇康「東征軍の金銀座接収」『史観』第一三六号、一九九七年)、同「東征軍の金銀座経営と二分判改鑄」『関東地域史研究』第一集、一九九八年)。
- (13) 前掲『大垣市史 通史編近現代』一八〜一九頁。
- (14) 廃藩置県については、松尾正人『廃藩置県の研究』(吉川弘文館、二〇〇一年)、勝田政治『廃藩置県 「明治国家」 が生まれた日』(講談社、二〇〇〇年)を参照。なお、大垣県は明治四年一月二二日に廃止され、周辺の九県を合わせて美濃国ほぼ一円を管轄地とする岐阜県が同日に誕生した。岐阜県の県令以下官員の多くは、旧笠松県(明治初年、新政府が美濃・飛騨両国の旧幕府領を統治するため設置した笠松裁判所が前身)の人員を主体に採用された。
- (15) 「森田柿園宛内田政風自筆履歴書類(明治二〇年八月)」(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「村松文庫」〔拾塵雜録〕所収)。「歴代頭官録」(朝陽會、一九二五年) 九四一頁などを参照。実は、『石川県史 第四編』(同県、一九三一年)や『石川県史料 第四卷』(石川県立図書館、一九七四年、四三二頁)などでは、明治四年八月一五日に任命された内田の官名が金沢県大参事となっている。そのため、当県の通史をあつかった書籍なども、金沢県大参事と記されるのが通例である。しかし、内田自筆の履歴のような本県の編纂史料以外の史料を検討すると、金沢藩大参事が妥当である。ちなみに、ここで気になるのは、廃藩置県後いつの時点まで「金沢藩」が暫定的にしても存続したのかであるが、布達など諸史料の不足からはつきりした日付は分らない。なお、同四年九月五日付で大久保利通へ宛てた内田書簡の署名は「金沢県内田大参事」(立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書 二』、吉川弘文館、一九六六年、九六頁)となっていることから、九月初めまでには金沢藩の名称は無くなっていると言えよう。また、大参事、参事、権令など官名はたびたび変わったが、内田は一貫して当県の長官を勤めた。
- (16) 内田については、前掲拙稿「初代石川県令内田政風 その事績の検討」を参照されたい。
- (17) のちに石川県参事として桐山を支えた長州山口出身の熊野九郎も、同様の事情による人事と思われる。熊野は明治五年正月、大蔵省租税権大属から金沢県八等出仕に転じている(『石川県史料 第四卷』、石川県立図書館、一九七四年、四三五頁)。つまり、熊野は石川県政の薩・長閥交代劇のキーマンとして語られることが多い人物であるが、彼も内田が辞任する以前から当県に赴任している。

ちなみに、内田が県令を辞任したあとの県政の薩・長閑交代劇について『石川百年史』は、「武断的忠告社員とはソリが合うはずがなく、加えてこの時典事から権参事に昇格して桐山の補佐となった熊野九郎は長州出身であった。熊野は四年前に行われた長閑追放のうらみをこの時とばかり、就任するやただちに忠告社員を県の吏員から次々と除き、間もなく、残るは後に初代金沢市長に選ばれた稲垣義方ただ一人という有様になった」と記している（『前掲石川文書』『石川百年史』、五三頁）。

(18) 当時の各府県長官在職期間の傾向を示せば、明治五年まででは任期一年以上に達する者は半数以下であり、翌六年に至っても在職三年未満の者が全体の七九%を占めている。廃藩後の府県草創期には統廃合も続いており、各府県長官の地位が不安定であった。その克服のため、明治九年に「県官任期例」が出され、以後は短期間の任用者が減っている（前掲國岡啓子「明治初期地方長官人事の変遷」）。

(19) 「政治向の相談に付書状（明治五年）八月二〇日付」（前田土佐守家資料館所蔵「前田土佐守家文書補遺編（近代）」番号三八）。宮下和幸氏は、この桐山書簡の写しである「石川県発展の件につき協力依頼状」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「河地文庫」所収）を明治八年のものとして推定して下記論考の中で紹介している（前掲宮下和幸「明治初年加賀藩政における職制改革の特質」、のち同『加賀藩の明治維新 新しい藩研究の視座政治意思決定と「藩公議」』に所収）。

(20) 『美川町史』（同町役場、一九四一年）七五〇頁。
 (21) 尾山神社については、北村魚泡洞『尾山神社誌』（尾山神社々務所、一九七三年）を参照。ちなみに、この桐山の書簡は『尾山神社誌』に掲載されていない。

また、桐山は明治九年当時石川県管下であった越前でも神社創建に関わっている。維新後、天皇を中心とする政治体制が整えられるとともに、

これまで朝廷に尽くした「忠臣」の顕彰が国家的な事業として重視された。明治三年一月、福井藩知事松平茂昭が新田義貞の戦没地「新田塚」の地に祠を建てたが、同九年に石川県が後押しをしたことで別格官幣社に列せられ、藤島神社の社号が定められた。その際、祭神新田義貞の神階も「正四位下」より「正三位」に昇叙し、当時石川県権令であった桐山は、勅使として正三位の贈位記を神前に捧持した（福井市立郷土歴史博物館展示図録『平成二十二年春季特別展 藤島神社の宝物』、二〇一〇年）。

(22) 「内田政風石川県令依願辞任」（明治）八年三月二四日」（国立公文書館所蔵「諸官進退第三十二巻・明治八年三月」、請求番号任A〇〇〇三二一〇〇）。

(23) 明治四年一月二七日、太政官達第六二三号「県治条例」に基づく石川県職制では、七等出仕は常置の官員ではなく、県令が欠官の場合や事務繁劇の際に参事の職務を助けるために置くと定められていた。なお、七等出仕は県令や参事などと同じく奏任官にあたるため、人事権は太政官に属していた（『石川県史料 第三巻』、石川県立図書館、一九七三年、四四五〜四五二頁）。ちなみに、久島彦二郎は明治四年二月に金沢藩陸軍副官、同七月権大属軍事掛、その後も県官吏として勸業や租税に関する職務を歴任した。のちと同じく金沢藩の軍事掛を勤めた杉村寛正が中心となって組織した本県最初の士族結社「忠告社」の幹部の一人となっている。

(24) 「桐山石川県令大久保参議事変ニ付進退伺」（国立公文書館所蔵「公文録」第百四十八巻・明治十一年四月〜五月・官員、請求番号公〇二三九五一〇〇）。

(25) 江藤恭二ほか編『子どもの教育の歴史』（名古屋大学出版会、一九九二年）一三七〜一三九頁。

- (26) 「石川県申立之事三条へ申入候所内田願之通り被聞食、御用滞在ニ而代り人躰吟味可然トノ事ニ候」とある。(大久保利通宛岩倉具視書簡(明治八年三月一九日付)。「立教大学日本史研究室編『大久保利通関係文書 一』、吉川弘文館、一九六五年、二五二頁)。
- (27) 社員一〇〇〇名を超えたと言われているが、その正式な名簿は不詳である。忠告社については、森山誠一「加越能自由民権運動史料(四) 加賀『忠告社』関係資料」(『金沢経済大学論集』第二五巻第三号、一九九二年)を参照。
- (28) 松尾正人『木戸孝允』(吉川弘文館、二〇〇七年)一八六〜一八九頁。
- (29) 「地方官会議御下問答議ニ付建白」(牧原憲夫ほか編『明治建白書集成 第四巻』、筑摩書房、一九八八年、六六五〜六八七頁)。後藤松吉郎「明治八年地方官会議の議案の実施、又其前後に於ける地方の状況に関する談話」(史談會編『史談會速記録』第三六三輯、一九二七年、のちに『史談會速記録 合本四二巻』、原書房、一九七五年復刻)。角田茂「元老院の成立 石川県区長総代(忠告社) 建白と元老院の機構編成を中心に」(『中央史学』第九号、一九八六年)。石川県社会運動史刊行会編『石川県社会運動史』(能登印刷・出版部、一九八九年、四〇〜四三頁)。
- (30) 大久保利通を中心に、政府の動向を時系列でまとめると以下ようになる。大久保は、八月三日付の書簡で伊藤に対して「兼而御咄申上候通、名東、石川等之県に何とか治定無之而は相済不申候」とかけ合い(『伊藤博文宛大久保利通書簡(明治八年) 八月三日付』)『伊藤博文関係文書 三』、塙書房、一九七五年、二三二頁)、同月一五日には「今朝石川縣令(権令の誤記) 桐山入来、説論ノ上歸縣ニ決定ス」と今後の県地での処置を桐山に指示している(日本史籍協会編『大久保利通日記 二』、東京大学出版会、一九六九年復刻版、四二二頁)。さらに大久保は、同月三〇日付の木戸宛書簡に「猶々再度之江藤ヲ生候而も此弊今日ニ鎮壓不仕間ハ、實ニ國家之一大事ト記念仕候」と記した(木戸孝允宛大久保利通書簡(明治八年) 八月三〇日付)。「日本史籍協会編『大久保利通文書 六』、東京大学出版会、一九六八年復刻版、四一三〜四一四頁)。大久保ら政府首脳の間で共有された強い危機感がうかがえよう。
- (31) 前掲牧原憲夫ほか編『明治建白書集成 第四巻』、六八六頁。
- (32) 前掲『石川県史 第四編』、二五〇〜二五三頁。
- (33) 大久保利通は従来専制主義者のイメージで語られがちであるが、大久保の明治六年一月の「立憲政体に関する意見書」を検討するかぎり専制主義者とは言えない(『日本近代思想大系3 官僚制/警察』、岩波書店、一九九〇年、七五〜八七頁)。意見書では、理想の政治形態として「君民共治」(君主と人民の共議によって制定する確乎不拔の憲法に基づいて君主が国政を運営する形態)いわゆる立憲君主制を目標としている。ただし、我が国の国体を議するには順序をもってし、民力が未熟な現状では早急に導入できない。そのため、当面は「二時適用の至治」として君主政治を採用すべきであるが、将来にわたって「固守」すべきではないと断言している。
- (34) 前掲牧原憲夫ほか編『明治建白書集成 第四巻』、六八七頁。
- (35) 前掲『石川県史 第四編』、一一〇〇〜一一〇二頁。
- (36) 河上誠「地租改正により砺波騒動が起こる」(『ふるさと富山歴史館』、富山新聞社、二〇〇一年)。
- (37) 『富山県史 史料編VI近代上』(同県、一九七八年)二四二〜二四三頁。
- (38) 「四ヶ条之偽文」については、全文が前掲『富山県史 史料編VI近代上』二四四頁に採録されているが、どのような用紙で製作されたのかは不詳である。全文は下記の通り。「一ツニ 旧高トノ称名ヲ廢シテ地価ヲ相立候事ノ二ツニ 旧貢米トノ称名ヲ廢シシ地価ノ百分三ヲ以テ地租ト被

定候事ノ三ツニ 請小作人トノ称名ヲ廢シテ向後地主ト被定候事ノ四ツニ 親作トノ称名ヲ廢シテ向後地代佃持主ト被定候事ノ明治十年一月六日 石川県権令 桐山純孝印。

(39) 深井甚三編『越中・能登と北陸街道』（吉川弘文館、二〇〇二年）一三六〜一三七頁。

(40) 『石川県史料 第五卷』（石川県立図書館、一九七五年）二四三頁。なお、第三代石川県令千坂高雅については、稿を改めて論じる予定である。

(41) 鹿兒島私学校党の動向は内務省へも報告されていたが、当初大久保は西郷隆盛と一緒に起つとは信じていなかった。そのため、「いよいよ模様が危ないらしいのに、大久保は西郷は大丈夫だ大丈夫だと言っているので、すこぶる困ったものだ。〔中略〕すると、五、六日経つか経たぬに、西郷の出たことは定まった。〔中略〕前島（密）の世話で船を廻さして〔大久保が〕西京へ行くことになった。すると、石川県の方でも乱が起きたので、大久保は私〔千坂〕に行けというので、私は宅へも帰らずと、すぐ石川県の方へ出発した。」（佐々木克監修『大久保利通』、講談社、二〇〇四年、七三〜七五頁）。

(42) 越前の豪農民権家の「杉田定一関係文書」（大阪経済大学所蔵）を用いた研究が、大槻弘氏によってまとめられ、その中で以下のように紹介された。「敦賀県が廃県となり、新しく石川県に〔越前〕七郡が編入されたのは九年八月である。地租改正に関する事務・調査が新県にひきつがれるや、旧県とはうってかわる強行策がとられ、〔中略〕これまで渋滞がちであった改租の促進がはかられたのである。〔中略〕それにもまして権令桐山純孝の政治的配慮から出たものであることは、その後実地測量だけにとどまらず、毎筆の等級調査、さらに収穫反米の調査が短期間のうちに強行されたこと、また区長・惣代によるはげしい説得活動など

から推察される。〔中略〕強力な（農民側の反対）運動に直面し、越前の地租改正はいわば不成功のかたちで終わらざるをえなかった。すなわち、内務省の処分書が実質的に拒否されたため、権令桐山純孝の罷免をまねくに至るのである。〔中略〕桐山権令は単に政府の忠実な代行者としての役割をはたしたにすぎず、後日には彼のあまりにも単純率直な忠実さが命取りにまで発展するのである。」（大槻弘『越前自由民権運動の研究』、法律文化社、一九八〇年、四二〜二七頁）。

こうした研究を受けた一般向けの通史でも、次のように記されている。「明治十二年二月、『石川』県庁は、不服二八カ村をのぞいて、嶺北七郡に新税制の実施を布達する。不服の村々に対しては、内務省の処分書が下付され、県庁査定のとおり新税実施と地価帳の提出が厳命された。これに対し、不服の村々は県庁の査定する收穫米の不当を鳴らして騒ぎ立て、〔中略〕その一方で、安沢村の牧田直正など数人が土佐立志社との連携をもとめ、あわただしく大阪にむかう。この大混乱の最中に、石川県令桐山純孝は事態紛糾の責任を問われて罷免され、新県令には千坂高雅が任命された。不服村の二八カ村は、県令の更迭でおおいに氣勢をあげた。」（隼田嘉彦ほか『福井県の百年』、山川出版社、二〇〇〇年、六〇〜六一頁）。

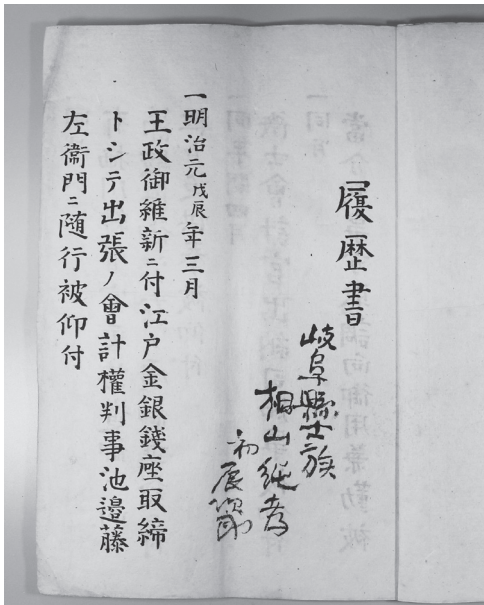
また、経済史の分野でも急速に生成した日本の資本主義社会が、軍事的・半封建的特徴をもって確立したことを説明する事例の一つとして、次のごとく取り上げている。「しかし、こうして積み上げた各県の地価がそのまま政府によって認められたわけではない。旧貢租を維持するために、政府の内示額に達するよう修正を強制されたのである（押付け反米）。『官の見据は少しも動かず、縦令富士山が崩れるとも見据は変せず、……之を受けざるものは朝敵なり、故に外国に赤裸にして追放すべし』〔地租改正関係書類 矢尾八兵衛控』（大阪経済大学所蔵）「杉田定一

- 関係文書」からの引用』—石川県令桐山は政府査定額を村惣代につきつけてこう威嚇した。』(大石嘉一郎『日本資本主義百年の歩み 安政の開国から戦後改革まで』、東京大学出版会、二〇〇五年、二五頁)。
- (43) 前掲「地租改正関係書類 矢尾八兵衛控」以外にもこの逸話を記した史料がある。福井県立歴史博物館所蔵「地租改正地価の儀ニ付願(明治二年一月三日)」であるが、これは越前の村々の代表が第三代県令千坂へ提出した地価見直し嘆願書の控で、改租事業の完了を急ぐ桐山ら県側が、地価を決める際に重要となる収穫量について政府の指令を受けて予定した額に見合うように見据て押し付けたと訴えている。その際「此見据ナル者ハ、仮令富士山ノ崩ル、事アルモ毛厘動クベキ者ニアラズ〔中略〕此見据ヲ請サルハ朝敵ナリ〔中略〕西郷同様鎮台兵ヲ差向ケ撃払フ〔中略〕赤裸ニシテ外国ニ放逐スベシ」と農民を威嚇したという。
- (44) 「地租改正の趣意につき権令演説大意」(前掲『富山県史 史料編VI近代上』二四七〜二四九頁)。
- (45) 『百官履歴 下巻』(日本史籍協会、一九二八年)三六八頁。佐々木寛司ほか『茨城県の歴史』(山川出版社、一九九七年)二七八〜二八二頁。
- (46) 前掲『百官履歴 下巻』、一八頁。
- (47) 落合弘樹『明治国家と士族』(吉川弘文館、二〇〇一年)五七〜五八頁。
- (48) 国立公文書館所蔵「岡山県史料」県治紀事 県治一(明治八—一五年)。有元正雄、太田健一「地租改正と地主豪農層 岡山県地租改正反対闘争を中心として」(『土地制度史学』第三卷第三号、一九六一年)。また、落合弘樹氏は岡山士族の家禄支給の問題に関わって、石部の辞職について次のように記している。「岡山県の石部誠中権令は公納の六割を米納とし、士族に正米で家禄を支給する措置を採ったため、他県士族はこれを羨望した。しかし、石部は翌明治八年一〇月に出張中の内務省五等出仕桜井勉から地租改正の進捗が遅いと叱責され、『左スレハ人民動揺スルモ難計ニ付、我輩ハ辞職スベシ』と言い残して官を離れる」(落合弘樹『明治国家と士族』、吉川弘文館、二〇〇一年、五八〜五九頁)。なお、石部の辞職については、「進退伺」文書が一応現存している。但し、改租事業の停滞や病気を理由にしたものではなく、岡山旧城下の外堀埋立工事について専断で民費を使ったことに関するものである。権令辞職の日時をさかのぼって作成された石部の進退伺書(明治九年三月二八日付)を添付して、岡山県令高崎五六が同年五月一九日に太政官へ提出したもの。決裁・処理についての文書は無く、詳細は不明である(前岡山県権令石部誠中外進退伺差出ニ付申進」(国立公文書館所蔵「諸雑公文書」請求番号雑〇〇一八二一〇〇)。
- (49) 「桐山純孝石川県令依頼辞任」(明治十二年二月一三日) (国立公文書館所蔵「諸官進退第六十八巻・明治十二年二月」請求番号任A〇〇〇六八一〇〇)。
- (50) 「石川県令桐山純孝除服出仕ノ件」(国立公文書館所蔵「公文録」第百八十四巻・明治十二年一月〜十二月・忌服、請求番号公〇二六二一一〇〇)。
- 明治十二年一月一五日に県令桐山の母が病気で亡くなった。忌中の間、ナンバー2の熊野が県政を差配する体制であったが、熊野の上京もあって喪の期間が明ける前に出仕を始める許可を求めた文書である。
- なお、先にも少しふれたが、桐山は県令に昇進した同日の明治十一年五月一五日の夜に「進退伺」を太政官宿直へ提出している。これは、同日の朝に石川県士族ら六名が参議兼内務卿大久保利通を紀尾井町で暗殺した事件に対する県令としての進退伺であったが、同五月二〇日に「其儀に及ばず」と太政官から通知を受けた(前掲「桐山石川県令大久保参議事変ニ付進退伺」。桐山にとつて明治十一年から十二年初めという時期は、士族反乱事件や地租改正と農民闘争の処理も含めて公私共に多事多端であった)。

- (51) 「元石川県令桐山純孝位階昇級ノ儀」(明治二十二年二月二七日) (前掲「諸官進退第六十八巻・明治十二年二月」)。
- (52) 「内務少書記官千坂高雅轉任之儀」(明治二十二年二月一九日) (同右)。
- (53) 隼田嘉彦ほか『福井県の歴史』(山川出版社、二〇〇〇年)二六四～二七一頁。温媚「地租改正における中央政府と地方政府 越前七郡『不服村』の動向を中心として」(『社会経済史学』第六八巻第三号、二〇〇二年)を参照。ちなみに、温氏は桐山の石川県令辞任の原因について管下士族との折り合いの悪さによって、桐山が県庁の中で微妙な立場にいたことが県令辞任の根本的原因としている。これは、太政大臣三条実美のもとに届けられた桐山県政についての探偵報告書(「内務大臣輔江上伸書 石川県令桐山純孝批政」、国立国会図書館憲政資料室所蔵、「三条家文書(書類の部)」、資料番号五八―四七)の記述から推察したものである。
- (54) 「留守居諸君宛海内果書簡(明治二十二年三月日付欠)」(新田二郎ほか編『旧新川県誌稿・海内果関係文書』桂書房、一九九九年、七一―頁)。
- 海内果(嘉永三年(一八五〇)～明治四年(一八八二))は、射水郡中老田村(現富山市)の村肝煎の家に生まれ、農業のかたわら漢学者の門下生として漢学を学んだ。明治九年に上京し、「東京日日新聞」の論説記者となる。翌年射水郡小杉町で結成された相益社にも加わり、民権思想の啓蒙に尽力した。
- (55) 『大垣市史 資料編近代』(同市、二〇〇九年)二二〇～二二二頁。
- (56) 前掲『大垣市史 通史編近代』、二七一～二七三頁。
- (57) 同右、二一六～二一八頁。なお、この組織は明治二〇年四月に大垣商工会へと発展する。
- (58) 前掲『大垣市史 資料編近代』、二八二～二八三頁。
- (59) 日本工学会編『明治工業史 化学工業編』(日本工学会、一九二五年、のちに原書房、一九九四年復刻)四一九～四二二頁。
- (60) 前掲『大垣市史 通史編近代』、一二五頁。
- (61) 前掲『石川県史 第四編』、七二五頁。明治一八年四月から六月にかけて東京上野で開催された繭・生糸・織物・漆器・陶器の五品共進会(農商務省主管)で、石川県の技術の進歩が大きく取り上げられたことを桐山が喜び、扁額を制作・寄附した。
- (62) ただし、当県でも学制頒布以前から公教育の必要性を鑑みて、学校の設置が進められていた。明治五年六月に「石川県区学校」が発足して組織的な学校設置が図られ、県下で最初の設置は同年一〇月、加賀国第一区区学校の「美川区学校」である。これは郷校として設けられていた「数学義塾」を改称したもので、学生は男子だけであった(本吉港史編纂委員会編『本吉港の歴史』、石川県白山市、二〇〇五年、二四六～二四八頁)。
- (63) 註58。
- (64) 註55。
- (65) 註59。
- (66) 前掲『大垣市史 資料編近代』、二八四頁。
- (67) 前掲『石川県史 第四編』、二五五頁。
- (68) 成田竜一「消費組合運動」(『国史大辞典』、吉川弘文館)の項を参照。
- (69) 「現金店売広告(三益会社、明治二十二年二月)」(石川県立歴史博物館所蔵『大鋸コレクション目録 刷物編』、整理番号五六一)。商品は、玄・白米、酒類、醬油、塩、菜種油、石炭油、味噌、木炭、砂糖、綿とあり、生活必需品ばかりである。広告には以下の文章が記されている。
- 「客歳世上の便益を謀り欧米各国に行る、協力商店に摸準し三益會社と號し一社を創立し既に一周年を経過候處大に世上の御望に適ひ〔中略〕今般店先を手廣に致し前顯の品々一層精品を撰ミ來る二日より改て店売

- を開き申候〔中略〕御來店御購求之程偏に願上候謹言／附來二日三日鹿景物差上申候／石浦町拾七番邸／明治十二年十二月 三益會社／追て今般更に式百株入社増株致し候間有志之諸君は本年中華社へ御引合可被下候也。〕
- (70) 前掲『石川県史 第四編』、七一七～七二〇頁。寺尾健一「石川県における美術館運動」(金沢学研究会編『金沢学6 マンタリテ・金沢』、前田印刷株式会社出版部、一九九五年)。
- (71) 前掲『石川県史 第四編』、七一八～七二〇頁。
- (72) 同右、七二〇～七二三頁。
- (73) 瀧井一博「知識交換の明治 大久保政権再評価への試論」(同編著『明治』という遺産 近代日本をめぐる比較文明史』、ミネルヴァ書房、二〇二〇年)。
- (74) 前掲『大垣市史 通史編近現代』、一七～一八頁。神宮教については、藪田稔ほか編『神道史大辞典』(吉川弘文館、二〇〇四年)を参照。
- (75) 石川県立歴史博物館所蔵「桐山純孝自筆履歴書類」には、明治一九年八月一三日の条に「自今授五等給」とある。交際費については同年一二月二五日の条に「拝辨理補／宇治本院在勤之事／交際費毎月金五円支給候事」と記されている。また、手当金については明治二〇年一月二二日の条に「拝神宮教第二十三教区愛知本部長／但一ヶ月手当金貳拾円支給候事」とある。
- (76) 朝彦親王については、以下の研究を参照した。浅見雅男『關う皇族ある宮家の三代』(角川書店、二〇〇五年)、友田昌宏「近代天皇制国家の形成と朝彦親王」(松尾正人編『近代日本成り立ちの研究 政治外交編』、岩田書院、二〇一八年)。
- (77) 御嶽教については、前掲藪田稔ほか編『神道史大辞典』を参照。
- (78) 石川県立歴史博物館所蔵「第二代石川県令桐山純孝関係資料」には、桐山へ宛てた鴻雪爪の書簡二通が含まれている。いずれも桐山の大阪市内の住所が記された封筒に入っており、一通は明治二九年(丙申)一月一日付で、柴田金兵衛持参とある。もう一通は同年二月一六日の東京麻布の消印が捺されている。書簡の内容は、御嶽教役員の人事についてのものである。
- (79) 石川県立歴史博物館所蔵「桐山純孝大教正辞令(明治二八年五月五日付)」、同「桐山純孝大阪府下教師検定委員長辞令(明治二九年三月七日付)」、同「桐山純孝大阪府下教師監督長辞令(明治二九年三月八日付)」、同「桐山純孝御嶽教議員辞令(明治二九年五月一五日付)」以上の四点。
- (80) 例えば、越中射水郡の豪農出身のジャーナリストで在京中の海内果宛ての故郷からの書簡には、次のごとく県地の報告がなされており、民権派からの桐山ら県トップの人物評が見られる(「海内宛折橋介三書簡(明治二二年四月三日付)」。新県令千坂高雅が本日、金沢尾張町石黒伝六方へ着いた。神武天皇祭と重なり、市中一同国旗を掲げて待った。人情としてはこれまでの旧官を快として新官を拒絶するのだが、今度は奇妙にも皆、新県令着任の日を屈指して待っている。前任者桐山の人望が乏しいと言っているわけではないが、敢えて人望が厚いとも言いがたい。ちなみに、県令の内田政風と桐山純孝を支えてきた熊野九郎(山口県土族。金沢県八等出仕から石川県参事や大書記官などを歴任)については、自宅を新築したのは県令になる心積もりらしいが県庁内の人望はほとんどないらしいと報告している(前掲新田二郎ほか編『旧新川県誌 稿・海内果関係文書』、七五六頁)。
- (81) 小川清太については、亀田康範「解題」(『加賀藩士小川家文書目録』、石川県立歴史博物館、一九九〇年)を参照。
- (82) 清水誠(弘化二年(二八四六)～明治三年(二八九九))は、旧加賀藩

- 士で実業家。明治二年に金沢藩の留学生としてフランスに渡る。そこで理工学を習得、また帰国後のマツチ製造を決意した。明治八年、東京三田の吉井友実（宮内次官。留学中に知遇を得た）邸でマツチ工場を操業。内務卿大久保利通の支援を得て、翌年新燧社を創立した。そのマツチは好評を博し、明治一三年には輸入マツチがほぼなくなった。その間清水はマツチの製法を公開して広く事業の普及を図ったため、土族授産事業として各地に製造工場ができた。その後、大阪に移ってマツチ製造機械の開発にも従事した（徳田寿秋『海を渡ったサムライたち 加賀藩海外渡航者群像』、北國新聞社、二〇一一年）。
- (83) 「桐山純孝消息不明に付書簡（明治三二年二月一日付）」（石川県立歴史博物館所蔵「加賀藩士小川家文書」、番号九〇四）。
- (84) 「桐山純孝消息解明に付書簡（明治三二年二月一三日付）」（同右、番号九〇一）。
- (85) 「桐山純孝遺族の動静に付書簡（明治三二年二月一九日付）」（同右、番号九〇三）。
- (86) 以下に記す桐山家の動静は、純孝の五世の末裔にあたる方からの聞き取りによる。純孝には子どもがいなかったと思われるため、他家に嫁いだ純孝の妹の次男・延二を養子にむかえた。純孝の孫は、女子二名いたが（男子一名死亡）、長女エツと妹も他家に嫁いだ。そのため、エツの代で桐山家一五代が絶えたと、エツさんから聞いたという。
- (87) 松澤裕作『自由民権運動 デモクラシーの夢と挫折』（岩波書店、二〇一六年）二四～二八頁。
- (88) 御厨貴「地方制度改革と民権運動の展開」（井上光貞ほか編『日本歴史大系 第四巻近代Ⅰ』、山川出版社、一九八七年）四九七～四九九頁。
- (89) 中村圭志『教養としての宗教入門 基礎から学べる信仰と文化』（中央公論新社、二〇一四年）二四四頁。



「桐山純孝自筆履歴書類」
（石川県立歴史博物館所蔵）



桐山純孝肖像
（『石川県史 第四編』より転載）

大神宮の香林坊

— 厳肅と猥雑をめぐる金沢盛り場史 —

大門 哲

一 課題

かつて香林坊は大阪の千日前、東京の浅草にたとえられた。単に劇場や寄席が櫛比する盛り場として賑わったからではない。「大神宮さん」と愛称された宗教施設をとりまく門前町のような様相をみせていたからである。実際、大神宮が浅草寺や千日寺のような存在として位置していたことは、金沢の殷賑を紹介した大正十一年（一九二二）の記事「金澤繁盛記」の以下の記載から納得できよう。

「どんな田舎の子供でも金澤と云へば先づ香林坊の殷盛を想ふ。金澤に出れば何を措いても真先に香林坊見物をする。別段これぞと云つて特色がある譯ではないが兎に角香林坊は金澤の人氣を獨りで背負ひ立つてゐると云つて好い位である。香林坊の中心は何と云つても大神

宮である。蓊々たる神楽太鼓が金澤の人氣を香林坊へ香林坊へと吸ひ寄せる」（六月二十五日「北國新聞」／以下中越・北國・北陸・北陸毎日・北國毎日各紙「新聞」を省略）

人々にとつて香林坊とは繁華の中心に神がまします「大神宮の香林坊」というべき場所であつた。俗と聖、猥雑と厳肅が織りなす、ほかにない雰囲気をもつた場所ながら、香林坊への関心は、劇場・映画館やカフェーといった、大神宮をとり囲む大型娯楽施設に向けられるだけで、「香林坊のシンボルたる大神宮の歴史や境内利用の変遷、さらには盛り場最大の魅力といえる、さまざまな商売が織りなす猥雑・雑然さの形成過程が検証されたことは一度もない。

そこで、本稿では、冒頭の記事を引用すれば、神楽太鼓が鳴り響いた時代、つまり大神宮の誘致から移転にいたる間を対象にし、大神宮

と香林坊境界の歴史を相関させながら記述する。

なお、タイトルに掲げた「大神宮」は創立時からの通称であり、市民からは親しみをもって「さん」付けで呼ばれたが、正式名は、創立時が神宮教金沢本部、明治三二年（一八九九）に財団法人神宮奉齋会金沢本部、昭和二〇年（一九四五）に神宮奉齋会石川地方本部、二二二年（一九四七）に宗教法人金沢大神宮に改称している。本論の記述にあたっては通称の大神宮を一貫して用いる。

二 大神宮以前

(一)「漠然」たる香林坊

大神宮があつた場所は、現在、行政区域上、香林坊二丁目となる（地図一）。この区域となつたのは、昭和四〇年（一九六五）から同四一年（一九六六）にかけての市内の住居表示変更による。

それ以前、香林坊二丁目区域は、大通り側が石浦町、用水側は高岡町上藪ノ内に属した。藪ノ内の名は金沢城の防衛や護岸の目的から用水沿いが藪で覆われていたことによるが、維新以降、多くが畑地に開拓されたのだらう。明治二〇年（一八八七）頃の地籍図「石川縣金澤市石浦町外八十九ヶ町地図」（金沢市立玉川図書館蔵）には用水沿いに畑地が点在する様子を認められる。

自治組織は戦前、「上藪ノ内町友会」に属した。昭和一五年（一九四〇）の連載記事「町内評判」によれば、町友会の範囲は「一番の歡

樂街香林坊からうねりくねつて建ち並ぶ住宅街が柔道々場高島向上館に最近名所となつた尾山橋まで」で、構成は「戸數四十戸、所帶數百五十」からなつたという。町会は「三部」にわかれ、香林坊の境内地は「第一部」に属した（四月二八日「北國」）。戦後は大神宮境内の店舗で共栄会を組織した²⁰。

香林坊と呼ばれる場所は、香林坊橋を中心とし、その周辺一帯をさし、具体的に区域を限定できるわけではない。たとえば、『加賀國金澤區地誌』の「字地」のなかに香林坊がみえ、その位置について「片



地図1 大神宮と周辺施設
昭和32年「金沢市住宅明細図」

町ノ北東ヲ云フ」と記し、かつ「字地」について「土地ノ區域ヲ限り稱スルモノニアラス」と注記している³⁾。つまり、片町の北東あたりとしかいえないというわけである。

また金沢の繁華街の歴史を紹介した昭和十一年（一九三六）の記事「今と昔 香林坊」には香林坊について「石浦町、廣坂通り、片町、高岡町上藪ノ内、大藪小路、長町川岸のそれぞれ一部を漠然と名付けて「呼んだとある（一月一日「北陸毎日」）。

なお、明治三十三年（一九〇〇）山田信景編『訂正實測金澤市明細図』（金沢市立玉川図書館蔵）や明治四十一年（一九〇八）『最新実測金沢市街地図』（石川県立歴史博物館蔵）には地図道路上に「香林坊」の表記がみえる（地図二）。このような表記は市内ではほかに浅野川大橋手前の「字 掛作り」のみであり、金沢の人々にとってこの二つの「字」は、市街地を対峙する二大ランドマークであったと理解できる。

「漠然」とした空間である香林坊は香林坊橋から下流の用水をはさみ高と下とに呼び分けた。下の範囲については昭和三十二年（一九五七）の記事に「長町川岸十一番地の四、五、六、同十三番地の七より同十六番地まで、大藪小路四番地の二、四、五以上の土地」をさすとかなり限定期な説明もみえる（九月一四日「北國」）。

香林坊下には別の言い方もあった。森田平次編『金澤古蹟志』には「踏分の芝」とあり、その由来について「往年犀川が二瀬に流れ、その一が香林坊小橋の下を通った時の河原」と説明がみえる。また、巖



地図2 「字 香林坊」 明治41年「最新実測 金澤市街地図」
※「新広見」「香林坊高」「香林坊下」加筆

如春は後述のとおり「扇の地紙」と呼んだと説き、さらに小松砂丘は「扇の芝（香林坊下）の空地は、いつも牛がつながれて中田天狗の先々代が牛の値をしていた」と回顧しており⁴⁾、古くは「踏分の芝」、その後「扇の地紙」、「扇の芝」に変化していったといえる。

香林坊下という通称は今も付近の住人が使っているものの、香林坊高に関しては、昭和三十二年（一九五七）の記事に「香林坊下」に対し「電車通りを香林坊という」とあり、このころには香林坊高という呼称は馴染みがなくなつたと理解できる（九月一四日「北國」）。

外からみれば同じ香林坊に属するものの、高と下の土地の高低差の意識は今以上に大きく、また用水が間を流れていたことから、双方の住人は異なる区域として認識し、それゆえ、競合かつ連携の関係をとりながら香林坊界限の発展に努めてきた。そこで以下、高と下の双方に視点をおきつつ叙述をすすめる。

(二) 明治二〇年の香林坊

香林坊高の明治以降の開発経緯に関して基本資料としてたびたび引用されるのが堅町住の浮世絵師巖如春（明治元年～昭和一五年）が北國新聞紙上で語った追想談話である。最初にひろく紹介されるのは昭和六年（一九三一）「あの頃のはなし」（九月三〇日「北國」）の以下の内容である。

「明治廿年頃でせう、片町のものが境内を遊園地にして花火を打ち上げて人を寄せたことがあつたが、しばらくしてから馬場の恵比須座に茶屋をかけてゐた太田七兵衛（梅若）が芝居の小屋をはじめ建てた。小屋とは名ばかりの掘立小屋で藁縄でくくりつけ菰で包んで雨露を防いでゐた。福助座と呼んでゐて嵐寛十郎、嵐和歌太夫などが稲妻双紙をやり大變な人氣でした。後で安達といふ神主がそこへ今の大神宮を建てたので現在の立花座のところへ移つた。二三年後に立派な小屋（今の松竹座のところ）を建ててやはり福助座と稱したので、前に建てた福助座を小福座と改めたものです。その頃に較べると跡方もなくすつかり變りました。今の交番所横の入口も無論なくあそこに米屋

といふ菓子屋がありました」

つぎに昭和一一年（一九三六）の特集記事「今と昔 香林坊」に如春のさらに詳しい談話がみえる（一月一日「北陸毎日」）。

「明治維新までは明治銀行支店のあそこに木戸の柵門があつて夜になると大門をびたりと閉めたものだ。明治製菓のあそこ石浦町の一部には町家があつたがその向ひ側の福田香林堂あたりは鬱蒼たる雑木林、明治初年に伐り開いたときは貉が五匹も獲れたと云はれ、凡そ今から考へられぬ状態であつた。大神宮境内は知行千石餘の中村と云ふ侍屋敷跡で白椿、トキワパーラから長町川岸の市場へかけて用水のぐるりは石垣になつてゐて其屋敷跡は廣い胡瓜畑であつた。この中村と云ふ侍は悪戯好きで盛んに大刀を振りかざし肥桶のたがを片つばしから叩き斬つて歩いた爲め知行を減らされ『肥桶の中村』と呼ばれて居たものである。その中村屋敷跡は明治一七、八年頃地元の發展策として春から秋へかけ夜店や煙火を打揚げてゐたので之に目をつけた梅若こと太田七兵衛さんが今の立花座の土地へ藁葺きの芝居小屋福助座を建た。これが興行街の濫觴である。大神宮は明治廿四、五年ごろ北山と云ふ人が建たもので昔からあつたものでなかつた」

この巖如春の追想に地元住人の記憶を組み合わせた記録として昭和四二年（一九六七）『金沢メインストリート片町・香林坊』（以下『金沢』）がある。以下、開発の経過を要約して紹介しよう。

明治二〇年（一八八七）頃に石浦町清水敬次郎・英安吉、片町の永山貞秀・赤丸雪山が町内繁栄のために空地を活かしたいと太田七兵衛

に相談して、藁屋根づくりの芝居小屋を造って興行を開始し、その後、影燈籠や水火花などをやりいずれも大当たりであった⁽⁵⁾。明治二二年(一八八九)に安達弘通が大神宮を奉戴することになり、芝居小屋を壊し二三年(一八九〇)六月に大神宮を造成した。

ほかに香林坊開発に関する記録として明治一七年(一八八四)生まれの吉田源太郎「過去ノ郷里ヲ追想シテ」があり、以下のようにみえる⁽⁶⁾。

「明治二十年頃ノ香林坊ハ市川愛二郎氏ノ菓樹園デアツタト思フ、大神宮ノ社殿ガ新建ニナツタノモ二十年頃デ、梅若ガ福助座ヲ新建シタノハ二十五年頃デ(中略)福助座ノ後ニ空地ガアリ興行地トナリ相撲ナドアツタ時モアル」

これらの幾人かの追想を整理すれば、香林坊高はもともと知行二〇〇石の中村家の屋敷で、維新以後、市川愛二郎(愛次郎)所有の畑となり、明治の半ばに地元振興のために付近住人が火花などの興行を始めたところ、それに目をつけた太田七兵衛が芝居小屋経営を始め、さらに大神宮が建立されたとまとめられる。

年代について巖如春は芝居小屋の建設を明治二二、三(一八八九、九〇)年頃、大神宮建設を明治二四、五年(一八九一、九二)頃とし、また開発のきっかけとなる火花の興行開始年については明治一七、八年頃と明治二〇年(一八八七)と記事により異なる。また吉田源太郎は右掲書で明治二〇年頃に大神宮社殿が建立されたとする⁽⁷⁾。

開発に関する記憶は微妙に異なるわけであるが、いずれが確かなの

だろうか。空地利用の発端となった火花興行について見てみよう。該当する期間である明治一九年(一八八六)から二二年(一八八八)にかけての金沢の主要な出来事を把握できる資料に「中越新聞」がある。これから香林坊高に関わる記載が頻出する明治二〇年(一八八七)の記事を抜き出すと、その内容は新広見に関するものと空地に関するものに整理できる。

まずは新広見に関する記事をみてみよう。なお、当時は発信と掲載の時期に数日間の時間差があるため、発信日を「発」、掲載日を「付」で記した。

・「昨五日午后七時四十分頃本區石浦町十一番地硝子並に石炭油商清水敬次郎方より出火し一戸全焼二戸半焼二戸半潰同八時三十分頃鎮火したり」(三月六日発/九日付)

・「本區石浦町此程焼失せし地所並に其他の家屋を或人が買受け廣坂通縣廳前見通しになす爲廣見を設くる由」(三月一日発/一四日付)

・「香林坊高石浦町に廣見を設け縣廳前へ直線の道を作る爲め買揚ぐる家屋並に地所は八百圓なりと云ふ。又一ヶ月の猶豫を興へ立去らしむると云ふ」(三月一六日金沢発/一九日付)

・「石浦町の家屋地所等を買上げ廣坂通一みへになすことに決し頃日既に家屋を取毀ちたり」(四月二二日発/二五日付)

・「青草市とて毎口才川橋上に於て青物の市を開くとするが今度全橋

の架替あるにつき當分の内は香林坊高新廣見に於て開市することにせり」(六月二六日発／七月一日付)

・「香林坊高新廣見へ昨今、柳、楓等の樹木を植付け更に一偉觀を添へたり」(七月四日発／八日付)

新廣見とは香林坊から広坂通りに通じるやや広まった通りをさす(地図二)。一連の記事から三月五日の火災をきっかけに一週間もしないうちに広見の造成計画がたちあがり四月には八〇〇円で土地・家屋が買い上げられ、さらに景観整備から植樹がされたとわかる。

なお、市街地図で道路拡張が認められるのは明治二〇年(一八八七)六月の千羽傳三著・山田信景刊「加賀金沢細見図」(石川県立歴史博物館蔵)からで、また撤去地域については前掲の地籍図「石川県金沢市石浦町外八十九ヶ町地図」(金沢市立玉川図書館蔵)にみえる「取毀」区域四筆分が該当しよう。

拡張後の様子がかがえる貴重な資料として広坂から香林坊三叉路を撮影した絵葉書「香林坊広見」(発行年不明)がある(写真一)。後の風景と異なり、道の中央に植えられた柳・楓を確認できる。

年配者には柳の姿がとりわけ強く印象が残っていたようで、『金沢』掲載の昭和四一年(一九六六)の住民座談会で、年配者が「街の中央に数本の大きな柳があつて、風情を添えていたことも忘れ得ぬ」と語っている(8)。

ほかに記事で気になるのは新廣見を青物市場として一時利用したこ



写真1 絵葉書「香林坊広見」(金沢市立玉川図書館蔵)
広坂から大神宮方面を望む

とである。このあと香林坊下が青物市場として長年親しまれてきたことを紹介するが、この臨時開業がその発端と位置付けられる。

明治二〇年(一八八七)の道路拡張により香林坊は金沢のランド

マーク的な地理的価値をさらに高めていったのだろう。二四年（一八九二）一月には石浦町の清水敬次郎ほか五名が駐在所後ろの広見に火の見櫓設置を申請し（一月二日「北陸新報」）、三月に竣工した（三月二五日「北陸新報」）。つぎに空地の利用に関する記事をみてみよう。

・「石浦町半より片町半まで一同申合せ夜見世を近くより開くに付其余興として香林坊高明地に於て水花火を打上くと云ふ」（六月二五日発／二九日付）

・「香林坊高に實際ハ如何か知らされども毎夜の夜店見物をあて込み女相撲との繪看板を掲げ興行を始めしも間もなく休業せり。或は警察より停止を命せられしものハあらさるかと推しての評判あり」（七月一日発／一四日付）

・「香林坊高に於て見切に供する海漫龍ハ非常の評判にて見物人曰く山の如し」（八月二四日発／二六日付）

・「香林坊高に見せ物に供する海漫龍は雌雄共三頭居るが頃日其第一番の雄龍が気候にでも當てられしものか氣分の悪しき様に見ゆる」（八月二六日発／二八日付）

これから、まず、夜店の開始にあわせ、七月頃に水花火と女相撲の興行が企画されたとわかる。夜店とは夕涼みになる露店および夕涼み自体をさす金沢の通称である。

以前夕涼みの歴史について報告したように⁹⁾、夏の金沢では、夕食後、市街地や河畔に遊歩する風習が江戸時代より昭和五〇年頃まで続き、とくに集客の面で浅野川口と犀川口がライバル関係にあり、また犀川口の場合、大橋側の川南町と香林坊側の片町・石浦町との間でも競合関係にあった¹⁰⁾。

つまり、片町・石浦町の有志が納涼客を呼び込むために興行を行なったことが香林坊の発展のきっかけとなったわけである。結局、女相撲の方は警察の指示により取りやめとなったようだが、水花火はそのまま実施されたのだろう。花火が催されたのが開発のきっかけという如春の記憶が照らせば、香林坊高が盛り場へ発展した面期となった年は明治二〇年（一八八七）と判断できる。

ちなみに水花火はそのころ祭礼などさまざまな機会に催された人気興行であった。例えば、明治二〇年（一八八七）八月初めには非公認の廓「犀川河原」が夕涼みの客寄せ用で（八月一日「中越」）、九月中旬の尾山神社招魂祭でそれぞれ水花火を催している（一九日「中越」）。

では当時、香林坊で興行したのはどんな一座か。明治二一年（一八八八）七月には富山・清水座構内で金沢の「矢車一座の水花火の興行が催されており（七月二〇日「中越」）、金沢の花火師・矢車多吉の可能性があるが、香林坊での興行直後の二〇年（一八八七）八月二四日付「中越」に、富山・清水座前で東京雲盛組が五色水花火を行なったとある。当時は金沢と富山は巡業ルートとなっていた点、同組が興行

したと想定できる。

三 大神宮の誘致と境内整備

(一) 教化活動の濫觴

如春は香林坊高での花火興行のあと、芝居小屋の福助座が建ったとするが、ではその建築年はいつだろうか。明治二〇年（一八八七）の「中越新聞」を通覧すると、金沢の芝居に関する記事は「卯辰、馬場の兩芝居ハ暑さにも關せず極人氣あり。役者の人望以て思ふべし」（七月二五日発、同月三〇日掲載）などと、卯辰・末吉座と東馬場・戎座の話題でしめられ、香林坊高での興行は一切確認できない。

管見のかぎり福助座の名を確認できる初見資料は明治二二年（一八八九）四月（石川県立歴史博物館蔵）と同一年一月（金沢市立玉川図書館蔵）の芝居興行番付である。この番付の発行月からすると、雪解けを待っての同二二年（一八八九）春に芝居小屋が建てられたと想定できる。

注目すべきは番付の隅に「香林坊神宮社内」とみえることである。つまり、福助座が小屋掛けした時点ではすでに香林坊高は大神宮の所有地として登記されていたことになる。では、大神宮はいつどのような経過を経て香林坊に誘致されたのだろうか。

大神宮の歴史は、明治五年（一八七二）に伊勢神宮の教化活動を目的とし創立された神宮教院に始まる。翌六年（一八七三）、全国への

布教のために伊勢講を發展させた神風講社が各地で結成され、教区（地方）ごとに本部・教会などをおき組織化がすすめられていく¹¹⁾。

その組織は明治二八年（一八九五）時点で各教区本部二九、教会四五、分教会一一九、所属教会一九、講社事務所三一五からなり、信徒は二六四万人あまりを数えた。

では、石川県に神宮教の布教が始まるのはいつか。『石川県史』にはその濫觴についてこうみえる¹²⁾。明治六年（一八七三）、神宮大宮司兼中教正・本莊宗秀等が来県し、大谷派本願寺別院で一〇月一日に神宮発会式を挙げ、その後五日間にわたり説教を試みた。

このとき僧侶も列して協和して説教を行なった。教部省に出士して少教正だった旧大聖寺藩主の前田利鬯も、布教を命ぜられて出張し、本派本願寺金沢別院を宿所として二六日から三〇日まで尾山神社の拜殿で説教を行なった。なお、発会式後、最初に説教を務めたのは、神宮禰宜大講義・高橋守雄等で、その後高橋は能登に赴いている。

発会式の翌年、信者の拡大と組織化のために神風講社の結成と支援がすすめられたことは、祭主大教正・三條西李知（神宮教院教長）から、金沢の名望家・石黒伝六への「二〇〇番講社副取締任命状」が、また下狹野神社・安江神社・椿原神社・尾山神社の祠官へ「二〇一番講社世話係任命状」などがそれぞれ出されたことからうかがえる（金沢市立玉川図書館公開）。

下って、明治二二年（一八七九）には上野八幡神社の神官大井友男が「神宮第八教区金沢教会五等講師」に任命されており（金沢市立玉

川図書館公開)、地元の神職が教化役を務めていたことが想像できる。
 明治一五年(一八八二)に祭教分離の方針から、祭祀を専門とする神官と布教を中心とする教導家へ分離されたことにより、神宮教院は神宮との関係を絶ち、神宮教(神道神宮派)として独立する。

石川・富山両県は京都に本部を置く八教区に属することとなる。いちちやく教化施設が設置されたのは富山県であった。一五年(一八八二)に富山市餌差町に殿堂を設け伊勢の分霊を祀り、中教院分教会所として活動を始める¹³⁾。

また経過の詳細は不明だが、明治一九年(一八八六)六月の記事には伊勢派権中講義の森藤園が富山中教院のような施設を神風講社員三〇〇一の賛成を得たことから高岡袋町に建てようとしているとみえ(六月一六日「中越」)、富山県内各所で教化運動が展開したとわかる。餌差町の教会所は周辺の町への経済的効果が大きく、参詣者の増大により東四十物町・袋町・堤町・砂町など大いに繁華したという。実質、その境内は富山市有数の興行地となっていたことは、当時人気を博した今様能狂言の泉祐三郎一座が明治二〇年(一八八七)四月に「中教院に於て興行」したことや(四月九日「中越」)、また同年六月、「皇太神宮の大祭」にあわせ、「境内の共樂座へ櫻町の藝娼妓が出張し手踊を奉納」したことからうかがえる(六月一五日「中越」)。香林坊への大神宮誘致にあたり、関係者が富山での繁華の様子を成功例として説いたことは容易に察せられる。

神宮教再編以降、金沢に関連施設が設置される経過については『金

澤市史 現代編下』に概略がみえる。同書によれば、明治二一年(一八八八)八月二八日にこれまでの全国の教区を分割し、二七教区にしたことで、その本部をまずは金沢市鱗町八四番地に設け、その後、二三年(一八九〇)に香林坊に移転したという¹⁴⁾。

自治体史という性格上、根拠が示されておらず再検証できないが、この記載は確かだろうか。鱗町との関係は不明であるが、明治二一年(一八八八)八月が布教の画期となったことは別の資料からも認められる。明治三七年(一九〇四)『金澤明覧』(北光社)に大神宮の成立経緯がこうみえる。

「金澤に在りては明治二十一年八月之を設置し神宮奉齋殿及講堂事務所を新築す。越えて二十三年六月伊勢より天照皇大神の御靈代を奉迎し鎮座の大典を擧ぐ。初め神宮教金澤本部と稱し權大教主北山重正本部長たり」

この記載からすれば、明治二一年(一八八八)八月に神宮奉齋殿・講堂・事務所が建設され、二三年(一八九〇)六月に天照大神の分霊を祀つたと読み取れる。ただし、この記述は正確とはいえない。

さらに詳しく経過を記すのが右書に初代本部長としてみえた北山重正の履歴を紹介した明治三六年(一九〇三)『現今北國人物志』(北光社)である。北山が就任するまでの経過から金沢本部成立の様子が看取できる。以下、要約して紹介する。

北山の出身は伊勢国渡会郡宇治山田町。生年月は万延元年(一八六〇)五月。幼名万次郎。父の重美が本居宣長・平田篤胤の学風を慕

い、神道の衰えを憂える父重美の思いを受け、明治七年（一八七四）に神宮付属学校本教館入学、同一一年（一八七八）一月に卒業し神宮本官を拝命する。

明治一六年（一八八三）神宮院庶務兼祭典課、一七年（一八八四）祭典課長兼庶務講社係、一九年（一八八六）神宮教第八教区福井教会長を経て、二二年（一八八八）第二七教区金沢本部長に就任する。職位は二二年（一八八九）少教正、二四年（一八九二）権中教正、三一年（一八九八）権大教正にあり、また二六年（一八九三）神苑会石川富山二県委員、二七年（一八九四）神宮教七尾教会長を併任した。なお没年は大正三年（一九一四）七月である¹⁵。

北山がかかる経歴を歩んだ前提には明治一五年（一八八二）における神官と教導との兼務廃止があつた。父の教えを受け、北山は無給の教導職の専任になろうと希望する。このとき、神宮司庁の長官らは北山に思いとどまるよう忠告したが、「神官は殆ど宮の番人同様なり、老人の務むべき職なり。苟も國家の爲めに山河を跋涉して廣く世に力を致さんとするものは教導職に従事するに如す」と、伊勢を去り東京に移り教導部の組織化に奔走する。

その後、金沢に本部を誘致した理由を北山は以下のとおり語る。「予の足を北陸地方に容るるや實に明治十八年に在り。當時福井と富山とは神宮教會所の設あるも特り金澤には其設なし。而て地理を考ふるに金澤は殆ど富山七尾福井の中央なり。北陸地方に大教を宣布せんと欲せば宜く金澤に本部を置き以て各地不況の事務を総括すべきな

り。然るに未だ一の分教会だになきは實に本會の一大欠點なりとの感を惹起せり。故に之を管長に訴へ本部設置の件を建議せり。管長は之を採用して其計畫の任を予に命したり。依て予は先づ福井教會長となりて同地に暫く足を留め屢々金澤に出張して本部を設くべき適當の地所を探り且つ着手の順序方法を講したりき、明治二十一年遂に家族を率ゐて金澤に移住し苦心經營漸く香林坊に地を卜して新築をなすに至れり」

北陸における布教の拠点として金沢に眼をつけ、そこでの本部設置に向け、まず「福井教會長」となり、明治二二年（一八八八）に金沢に移住し、その後、苦勞の末、香林坊に本拠を定めたというわけである。この記述からも明治二二年（一八八八）が金沢における神宮教の活動の画期となつたとわかる。

北山一家の金沢移住や香林坊選定を支えた人物として注目すべきが如春の懐古にみえた安達通弘である。明治三五年（二九〇二）『新金澤繁昌記』（宇都宮書店）は安達を茶人として紹介するように、茶道の世界で金森宗和流一代として知られる人物であるが、大神宮の成立に関わる中心人物としても有名だった。安達が大神宮にかかわる経緯は『現今北國人物志』掲載の履歴からうかがえる。以下要約紹介する。

越中国砺波郡山見村金屋岩黒の豪農出身で安政元年（一八五四）生まれ。敬神の道を重んじ国体の衰微するのを嘆き、明治一七年（一八八四）に金沢へ出奔する。金沢を活動の地として選んだ理由を安達は

こう語る。

「金沢は鉅都なり。北陸将来の繁榮亦た之に薈萃すべしと而して大神の殿宇を建設せんことを企て東西に奔走し二十二年遂に香林坊の地を擇みて神宮教金澤本部を創立し本院より北山重正を本部長に聘し君其幹事の職を勤め拮据勵精して共に新築の大事を落成す。君既にして權少教正に進み三十二年十月神宮教解散して神宮奉賛會を設立せらるるや君即ち更に神宮奉斎會金澤本部幹事及富山支部長の職を兼ね」
香林坊の選定を含め大神宮の誘致にあたって金沢の關係者と交渉を行なっていたのが安達であり、それゆえ地元の人々には北山よりも目立つ存在だったのだろう。

安達の記憶をみると、やはり香林坊選定を明治三二年（一八八九）としている。ちなみに同様の見解は昭和三四年（一九五九）に大神宮が移転した際の新聞報道にも「明治三二年建造」とみえ（昭和三四年六月一六日「北國」、大神宮関係者の間では同年を本格的な活動の開始時期として認識していたとわかる）。

では北山・安達が香林坊を選んだ理由はなにか。戦後、大神宮の宮司を務めた太田眞弓さん（昭和八年）はこう伝え聞く。

香林坊を選んだのは、当時、繁華街が浅野川一帯から香林坊方面へ移る流れにあったことや、県庁所在地の近くという理由からで、片町の有志たちが積極的に呼んだともいった。

明治以降、付近には官公庁や学校が集中し、都市の中心部としての発展が期待されたことや、後述するように、香林坊一帯を興行地として発展させようとする機運がすでに維新以降にあり、神社経営という点から将来性を見込める場所と判断したことをあげられる。

（二）天主教講義所の設置

香林坊選定のもうひとつの要因として注目したのは大神宮誘致以前に、すでに布教拠点としての他宗教の利用がみられたことである。その立地に最初に目をつけたのが天主教である。

連載記事「金沢と紅毛人往来記」によれば石川県における天主教の布教は明治一二年（一八七九）にフランス人のドロワールが能登方面で、さらに明治一七年（一八八四）にビッグルスが金沢で従事したのが始まりだったが、いずれも地元からの迫害を受け数日で退去したという（大正一五年三月一六日「北陸毎日」）。

金沢での普及が本格化するのには明治三二年（一八八八）四月に水田若吉が講義所を創設してからとされる。金沢カトリック教会史『みこころひとすじ 九十年のあゆみ』によれば、三二年（一八八八）に講義所が設置されたのはそのころ信者が一万人を越え、勢いがあつたことによるという⁽¹⁶⁾。ただし、世間の反応は歓迎ムード一色であったとはいいがたい。

たとえば、明治三七年（一八九四）五月には香林坊高の福助座で耶蘇退治を掲げ小鳥良足が仏教活演説会を催しており（五月六日「北

「國」、また二九年（一八九六）には大聖寺町で「耶蘇教」の教徒が入りさまざまな妨害にあいつつも布教につとめ、ようやく中新道に会堂を建設する段階にいたったところ、地元住人は隣町の廃寺を再興し観世音を安置し勢いをそこうとしたという（七月一日「北國」）。

在来の宗教をもってキリスト教に対抗する、このような姿勢が石浦町・片町の住人の間になかつたといえず、大神宮の誘致の一因となつた可能性を想定できる。

講義所があつた場所については、先行業績は異なる説明がされているが⁽¹⁷⁾、明治二七年（一八九四）の雲田平太郎『金沢市街独案内』（棚田君次郎）に「藪内教會堂」とあり、同年九月三〇日に催された「天主教教会」開堂式の新開廣告に教会の住所を「金沢市廣坂通四十七番地（元當市高岡町藪之内）」と案内しており、「高岡町上藪ノ内」だつたと明確に判断できる。

上藪ノ内の中のさらに具体的な場所については明治二九年（一八九六）三月の記事に金沢の「中口方面」（片町・石浦町等）の諸氏が福助座横の「元天主教跡地」に芝居小屋を新築しようと奔走しているとみえ（三月三日「北國」）、福助座横にあつたと認められる。つまり、二九年（一八九六）頃まで香林坊高は神道とカトリックの布教施設と劇場・寄席が隣り合う、後年以上に、聖俗混淆の地であつた。

なお、明治二九年（一八九六）に広坂通りに天主教会は移転することになるが、その原因は二五年（一八九二）の福助座の劇場認可にあった。同教会史書によれば、二六年（一八九三）のクレマン神父の

報告書に「教会の真向かいに劇場が出来ました。風紀上にも好ましくない状態です。この先き教会の移転を考えざるを得ません」とみえるという⁽¹⁸⁾。

（三）施設と境内の整備

大神宮誘致にいたる経過をみてきたが、では関連建物はどうのように整備されたのだろうか。あらためて『現今北國人物志』から北山の述べを引用しよう。

「明治二十二年事務所一字を新築し翌二十三年神殿并に講堂を新築し今日の觀あるを致したるなり。『金澤明覽』の記述からは明治二一年（一八八八）に一举に事務所・神殿・講堂が設置されたかに読み取れるが、実際には段階的に整備が進んだとわかる。

つまり、諸書の記載を踏まえれば、本部の誘致にかかわる初期の状況はこう整理できる。明治二一年（一八八八）八月、北山一家が隣町に移住し本部を設置し、遅くとも二二年（一八八九）春には香林坊高の土地を購入し事務所を建造し、二三年（一八九〇）に神殿・講堂を新築し、伊勢の分霊を祀つた、と（写真二・図一）。

各建物の規模については明治二九年（一八九六）九月に本部より金沢へ派遣された布教師の記録「巡教布教使日記」にこうみえる⁽¹⁹⁾。

「午後先本部神殿に詣り來教の旨を奉告す。本部は近年の新築にして壮大清潔なり。神殿二間半二間、教殿八間に七間、又三間の祖靈殿を建□けり。又事務所を建並たり。五十坪以上と覺えたり。境内凡二千



写真2 明治42年頃の大神宮 『金沢写真案内』（石川県立歴史博物館蔵）

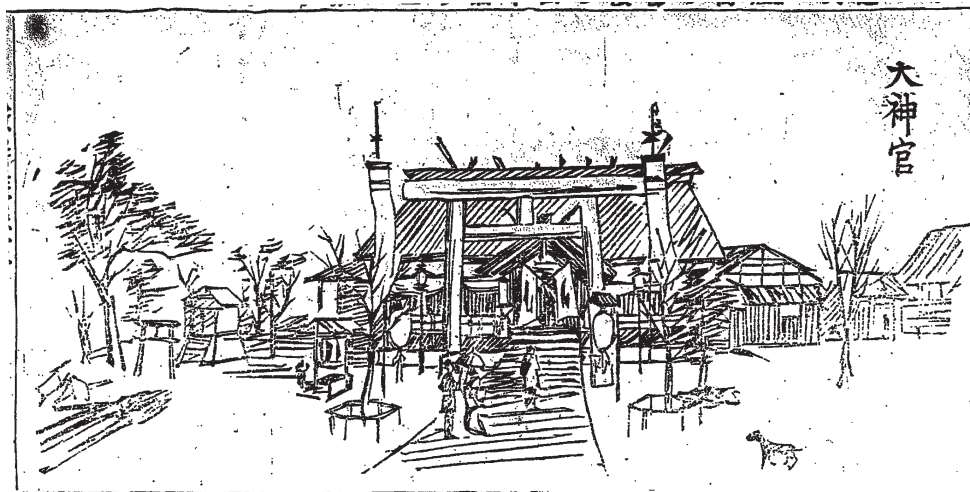


図1 明治31年の境内風景 明治31年6月12日「北國」

坪中に職員の邸宅劇場商店
茶店等ありて追日繁榮に趣
の景況なり」

これから当時の規模と神
殿・教殿・祖霊殿・事務所
の四棟からなつたとわか
る。明治一三年（一八九
〇）時点と比べると、あら
たに祖霊殿が加わつたこと
がわかるが、この建物につ
いては後述する。

社殿などの建築にあつた
大工はだれか。香林坊大
神宮を称える金森晩楓作の
長歌に「井波の工 角平が
つくりなしたる」とみえ、
瑞泉寺などの寺社建築で知
られる井波大工の松井角平
が棟梁としてかわつたと
わかる（20）。

施設に関する記事で注記
しておきたいのは以下の明

治二六年（一八九三）の記載である。「太神宮にては前年社殿建築の際市内融資者の儀損を募りし」（二〇月二八日「北國」）。

「儀損」は明治二六年（一八九三）の伊勢本院改築決議に伴う給金を意味するかにみえるが⁽²¹⁾、明治二五年（一八九二）という年からすれば「社殿」は金沢本部の神殿か教殿（講堂）をさすように読める。建設費の支払いが竣工後も続いたのかもしれない。

境内地の整備は二五年（一八九二）以降徐々に進んだ（図一）。同年の新聞には百度石が奉納されたとあり（一月五日「北陸新報」）、また二七年（一八九四）四月には石浦町入口に大鳥居を建てるために木材の搜索が行なわれ（四月二日「北國」）、さらに同年六月には二俣地方の材木をとりよせ建設したとある（六月三〇日「北國」）。

大神宮の景観に関して定かでないのが拝殿後ろの森である。昭和二〇年（一九四五）の米軍航空写真からは鎮守の森が茂っていたとわかる。明治四〇年（一九〇七）生まれの高村隆一は金沢の追想記で「わしらの子供の時は皇太神宮さんの森やというて、木がウツソウと上げて昼も暗い藪やったがやぞ。（中略）高岡町藪の内という町名の通りに、このへんまでズーツと藪続きやった」と⁽²²⁾、藩政期の藪地の残りと説明するが、大神宮誘致以降、境内景観を整備するなかで植栽された可能性も想定すべきであろう。

四 大神宮の組織と活動

（一）神宮教時代の概況

明治二〇年（一八八七）代の大神宮の誘致にいたる経過をみてきたが、では大神宮は都市社会とどのような関係にあったのだろうか。

大神宮と都市社会との関係をみつめる上でまず留意すべきは氏子の不在である。香林坊境界の氏子関係について香林坊で生まれ育った小泉榮子さん（昭和一九年生）はこう説明する。

香林坊境界の氏子はわたしらの香林坊一番丁から三番丁は神明宮で、大通りの方は石浦神社さんやった。大藪小路あたりが菅原神社で、いまは向こうのほうへ移ったが、もともと大和の裏にあった。移したためかその責任者が死んだと噂されたこともあった。大神宮さんは氏子がいなかったが、伊勢神宮の関係でうまくいっていると思っていた。

氏子にかわって運営を支えたのが神風講社の社員である。明治初期にその組織化がすすめられたことを既述したが、ただし、それ以降については、明治二七年（一八九四）四月に神風講社と加賀能楽会が六番組を大神宮に奉納した程度しかその活動が認められない（四月二一日「北國」）。

講社の動向は不明だが、神宮教時代の大神宮（金沢本部）の信者数

表1 教徒・信徒数

※『教林』33・40・55・62号より作成

| | 教徒 | | 信徒 | |
|----------|----|----|-------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 明治28年後半期 | 68 | 54 | 3,586 | 1,528 |
| 明治29年前半期 | 75 | 52 | 3,689 | 1,540 |
| 明治30年後半期 | 90 | 51 | 3,679 | 1,559 |
| 明治31年前半期 | 80 | 50 | 3,625 | 1,530 |

表2 大神宮職員 職・氏名

※『教林』70号より作成。昇格人事のみ記載。

| | |
|------|---------------------------|
| 大講義 | 能本和彦 安達弘通 荒木岡三郎 |
| 中講義 | 谷眞澄 青山政枝 嵯峨慶賢 長岡伊都喜 秦恭近 |
| 権中講義 | 石森庄太郎 |
| 権小講義 | 西浦新太郎 榊茂 水島茂 登爲 葛原秀忠 亀田主玉 |
| 訓導 | 吉井保次郎 國府賤六郎 櫻井東 原田孝久 |
| 三等輔教 | 長岡正夫 |
| 五等輔教 | 三浦輔雄 |
| 六等輔教 | 西浦與治 吉川重 |

就く。能本和彦の経歴は『金澤墓誌』に「幼より國語及び神典を修め
北山の次に位置する大講義には能本和彦・安達通弘・荒木岡三郎が
あつたと想定できる。その名前をあげたのが表二である。
な人事昇格が行なわれており、実質、このメンバーが運営の中心で
参考にある²⁴⁾。このとき、奉斎会への再編の前に金沢本部で大規模
事務所所員の構成は、明治三二年（一八九九）三月付の任命辞令が
川は両県の間ぐらいいであり、活発であつたといいたいがたい²⁵⁾。

や活動状況は神宮教の機関紙「教林」掲載の事務報告から概況をうか
がえる。まず教徒・信者数をみてみよう（表一）。教徒とは信者のう
ち「葬儀ヲ託スル」ものをさす。

同時期の全国の信者数をみると、二九府県が一万人を越えているの
に対し、北陸方面は福井が六六〇〇人余、富山が四四〇〇人余で、石

和歌を善くす。從遊する者頗る多く嘗て金澤女學校に教鞭を執る」と
みえる²⁵⁾。「從遊する者頗る多く」という人柄を物語るように、明
治二六年（一八九三）十一月、享年五六歳で没した翌年七月には大神
宮で能本和彦門人による追悼会が催された（七月二十八日「北國」）。

もう一人の荒木岡三郎は、藩政期に代々十村役を務めた旧家であ
り、明治以降は売薬などを商いながら下牧野村長を務め、また明治七
年（一八七四）には歌人の宗良親王をまつる神靈社を建立し、その守
護方にあつた²⁶⁾。つまり、能本・荒木ともに和歌に深く関わる人物
であつたとわかる。

とくに安達・荒木の功績は大きく、明治三二年（一八九九）三月末
に天照坐皇大神鎮座一〇年を記念し、神宮教管長・藤岡好古より表彰
状が授与されている²⁷⁾。

表彰文は安達に対しては「神宮教金澤本部創立の際本部長を佐け幹
旋尽力新築の功を奏し」云々、荒木にたいしては「金澤本部創立の擧
を助け且神宮教富山教會の爲め私財を抛ち」云々とみえる。

つぎに活動内容を見ると、説教講演・布教派出巡教・祭事・葬儀靈
祭などがある。第一に布教派出状況を見ると、明治二九年（一八九
六）前半期で、神社六回、その他一二回の回数を認められる²⁸⁾。

布教使の来県時の行動については明治二九年（一八九六）三月の
「巡教布教使日記」からうかがえる²⁹⁾。このときは新聞広告で講演
を案内しており、布教使の来県は迎える側には一大事業であつたとわ
かる（三月一日）。以下、布教使が岐阜・福井を経て石川県入りし

たあとの様子をかいつまんで紹介する。

【3月8日】大乘寺町に入り、昼食後小松の宿に入る。小松は金沢教区に属するため、北山本部長のほか小松出張所員二名が出迎え、夜は日吉神社社司と会食。

【3月9日】小松天満宮を訪れ宝物を見学し、午後七時より菟橋神社で北山中教正の講演を聞く。聴衆は二五〇人で、午後一〇時に閉会。

【3月10日】午後七時から日吉神社で北山中教正の講演があり、三〇〇人の聴衆が参加。

【3月11日】松任町に止宿。午後三時より金剣神社で一八〇人を前に北山が講演し、閉会后、氏子総代らと宴会。

【3月12日】金沢に入り、高島作平方に止宿。午後七時、本部で二八〇人を相手に北山が講演し、閉会后、直会。

【3月13日】北山とともに石川県知事私邸を訪ね歓談し、そのあ兼六園を遊覧し、午後七時より北山が三〇〇人を相手に講演を行ない、閉会后、有志で直会。

【3月14日】県書記官私邸を訪ね、午後七時より久保乙剣神社で一五〇人を相手に北山が講演し、閉会后、直会。

【3月15日】金沢を立出。見送りには大講義安達弘通・中講義青山政枝他多くの所員や旅館主で宴を催し見送り。

明治二十九年（一九一六）の神宮教規改正版には、布教使による巡

表3 説教講演数（出典：表1同）

| | 教院 本部 | 教会 祠宇 | その 他 | 聴衆 |
|---------|----------|----------|---------|-------|
| 明治28年後半 | 12 | 6 | 3 | 2,500 |
| 明治29年前半 | 12 | 6 | 0 | 1,980 |
| 明治30年前半 | 12 | 6 | | 2,230 |
| 明治31年前半 | 6 | 6 | | 2,060 |

教の目的は、教会神坐教場の体裁や祭儀の整合、布教の成績、大麻曆頒布の実況、職員教師の勤務などの監督と示されており⁽³⁰⁾、各地方本部職員にとっては監査委員を迎えるような気分だったとわかる。注目したいのは、一四日の乙剣神社の講演会実施について、布教使が「氏子総代森下森人・紫山重明・藤谷外茂吉・大久保茂右衛門・友田儀兵衛」など諸氏の「盡力より成立」つていたと感謝していることである。神宮教の信者拡大と組織化は各地の有力者からなる氏子連中をとりこみながらすすめられたことを示唆していよう。

第二に講演活動をみよう（表三）。布教使来県中は北山本部長が連日講演を行なったが、普段は職員が分担して務めた。開催数は本部で毎月二回、神社で六回程度、講師は明治二十八年（一九一五）の場合、四五席を北山のほか四一名であたった。聴衆の数は回数で割ると一回あたり一〇〇人以上だった。ただし、二八年（一九一五）九月の記事には一〇月の招魂祭典終了後に北山が部内を布教巡回すると見え、本部以外では北山が主に活動したと想定できる（九月二三日「北國」）。

本部での講演数に含まれているかどうか不明だが、北山は歌人としての知識を活かし古典の講義も行なっていたようで、明治二六、七年（一九一三、四）の記事から源氏物語・伊勢物語・住吉物語・徒然草などを素材に

表4 祭事数（出典：表1同）

| | 例祭 | 月次祭 | 祝祭 | 臨時祭 | |
|---------|----|-----|----|-----|-------|
| 明治29年前半 | 1 | 5 | 8 | 0 | |
| 明治30年前半 | 1 | 11 | 14 | | 七尾教会舎 |
| 明治31年前半 | 1 | 11 | 14 | | 七尾教会舎 |

表5 葬儀・霊祭数（出典：表1同）

| | 葬儀 | 霊祭 | 改祭 |
|---------|----|----|----|
| 明治29年前半 | 4 | 18 | |
| 明治30年後半 | 4 | 16 | 1 |
| 明治31年前半 | 5 | 18 | 2 |

「国語講習会」を毎土曜に催している様子を確認できる（明治二六年八月五日、同二七年四月七日）。

第三に祭事をみると（表四）、明治二九年（一八九六）前半期で例祭一回・月次祭五回・祝祭八回を数える³¹⁾。例祭は春季大祭をさすのだろうか。実施回数には支部の裁量にまかせていたのか、全国的狀況をみると、三桁代を数えた京都・長崎・三重・大分・佐賀から一桁代の熊本までばらつきがあり、金沢は活発な地域であったとはいえない。

最後に葬儀・霊祭の状況をみよう（表五）。神職や日清戦争の戦没兵士を対象としたものと想像できるが、とりわけ戦没者の慰霊を重視したことは、明治二七年（一八九四）一〇月及び二八年（一八九五）三月に、征清戦死の神霊鎮祭を執行し（三月二〇日）、また同年八月には「制清忠死者の霊祭につきて」との兼題で、同宮主催で詠歌を募集したこともかも認められる（八月六日）。

さらに明治二八年（一八九五）三月の神霊鎮祭以降の「忠死者」を合祀する一大祭典を実施する目的から、同年（一八九五）八月月中旬には戦死者慰霊のための「霊社」が増築された（八月一日「北

國」）。既述の追加建物の「祖霊舎」はこれに該当しよう。

この霊社完成後の九月二二日、神宮教金沢本部有志者の発起で、有栖川宮殿下及び戦病死者の鎮魂を目的とし「故有栖川宮殿下並二征清忠死者霊祭」が催され、翌日には霊舎秋季大祭が行なわれ、北山重正中教正が祝詞奏上をしたあと連隊長や各尉官、将校遺族らが参拝した（九月一九・二三日「北國」）。

なお、ほかに定期的に伊勢参拝の斡旋をしていたのだろう。明治三一年（一八九八）一月には金沢本部による伊勢神宮代参人の抽籤の開催広告が新聞にみえ、このような機会に信者がこぞって参加したと想像できる（二月一九日「北國」）。

（二）神宮奉斎会時代の概況

神宮教時代の活動をみてきたが、つぎに明治三二年（一八九九）九月以降民法の施行により、神宮教は宗教以外の目的から神宮崇敬を目的とした財団法人神宮奉斎会に再編される。以下、戦後、解散されるまでの様子をみてみよう。

再編後、金沢本部は石川・富山両県を管轄とし、その傘下には七尾支部（七尾町字府中町川縁官有地）、富山支部（富山市餌指町一番地ノ一）、高岡支部（高岡市袋町大字大坪地子五七四番地）、芹川支部（西砺波郡荒川村芹川四三番地）、氷見支部（氷見郡氷見町字中町一三番地ノ一）がおかれた³²⁾。

金沢本部長兼七尾・芹川各支部長は北山重正が、富山支部長は安達

通弘、高岡支部長を荒木岡三郎がそれぞれ務めた⁽³³⁾。北山は全国の神宮奉斎会の理事を明治三八年（一九〇五）七月から明治四一年（一九〇八）九月まで務めており、会の中でも有力者であったとわかる⁽³⁴⁾。

地方の職員構成は、本部に本部長・幹事・録事、支部に支部長・支部幹事・支部書記、このほか国典考究をすすめる講師・講書・講書補、国礼修業を担当する主礼・礼部・礼部補がおかれた。

金沢本部の職員構成の詳しくは不明だが、当時の顔ぶれをうかがえる資料に会の機関紙「祖国」に掲載された賛成員名簿がある。奉斎会会員は、高額寄付の会員と、低額寄付の賛成員に、また賛成員は東京本院参拝の際に特別優遇を受けられる特別賛成員と優遇を受けられる通常賛成員にわかれていた。賛成員と同名人物に会の職務辞令が出されておき、実質、賛成員が職員に該当したと思われる。

明治三十三年（一九〇〇）の金沢本部の助成員をみると、特別賛成員が安達弘通・吉川重の二名で、通常賛成員は二二名である。賛成員の素性はほとんど不明であるが、かろうじて経歴がわかるのが三十三年（一九〇〇）九月三日付けで礼部補に就任した秦恭近である⁽³⁵⁾。

明治四二年（一九〇九）に福井へ皇太子が行啓した際に刊行された福井県関係人物の肖像写真集『福井の花』の「募集主幹」に秦の名がみえ、福井出身者であり、広い人脈をもつ人物だったと想像できる⁽³⁶⁾。

奉斎会の運営を見つめる上で看過できないのが神部署との関係である。神部署とは伊勢神宮司庁に属し、大麻及び暦の製造頒布と神宮奉斎に関する用務を取り扱った機関で、明治三十三年（一九〇〇）一〇月

に創立した。業務上、奉斎会の活動と分離できないことから、事務所は会の各本部におかれた。金沢本部の場合、大正四年（一九一五）に四二坪を年間三八〇円の使用料で支署と賃貸契約を結んでいる⁽³⁷⁾。

支署との関係について太田眞弓さんは「宮の運営は、当初は、神宮神部署からの派遣職員であったが、後に神宮奉斎会の職員が行なった」と伝え聞く。各支署の業務は会の職員が兼務したため、支署の影響が会の運営に及んだ。太田さんの話は、当初、神部署が会の人事に影響をもっていたことを伝え聞いたものである。

神部署との関係が消えるのは大正一三年（一九二四）である。事務の兼務の混乱により、支署の整理統合がすすめられ、金沢は新潟支署に統合されることとなった。

この事態について金沢の関係者は「奉斎会の基礎が強固である爲に假令神部支署が他に移されても何等の影響もなく却て奉斎会の事業發展上に充分な行動が出来るようになった」とコメントしており、むしろ統合を歓迎する空気が本部側にあったとわかる（大正一三年二月二日「北陸毎日」）。

金沢本部は、支署の撤退について影響がないと判断した理由については「基礎が強固である」と答えているが、基礎とは会による収益活動をさす。では、本部ではどのような活動をしていたのだろうか。

奉斎会の活動は、全国的には、婚礼・葬礼・慰霊などの国礼の介助、神前結婚式の創設、教育勅語棒読式と棒読会の開催、国学者奉斎の神社維持と墓所保存、日露戦争への取り組み、神宮大麻・暦の頒布

などがあつた⁽³⁸⁾。

金沢の状況を概観できる資料は確認できないため、新聞紙上で目立った動きをあげると、まず日露戦争関係があげられる。明治三十七年(一九〇四)には毎朝、神宮での戦勝祈願、軍隊への本部長の慰問、恤兵金募集をすすめており、また会員および軍人家族が毎朝夕神拝の際に唱えられるように戦勝祈願詞を頒布した(四月二四日「北國」)。

このような戦争祈願の流れを受けてだろうか。明治三十八年(一九〇五)には北國新聞社が境内に二二〇〇燭の旅順陥落記念灯を建立している。この事業については片町通りの景気が引き立つと賞賛された(一月六日「北國」)。

大正に入っても兵士の崇敬を集め、大正三年(一九一四)三月の記事に、朝鮮守備隊派遣前の九師団閲兵分列式の際に境内で武運長久を祈る兵士の姿がみられたとある(三月一日「北陸」)。また昭和一三年(一九三八)一二月には金沢産婆会が大神宮で皇后の安産と将兵の武運長久の祈願祭を行ない、その後、招魂社を参拝しており(一二月二七日「北國」)、戦争祈願に効験ある宮として存在していたとわかる。

会主催の祭事は、昭和一七年(一九四二)『金澤市神社大観』から、二月一七日の祈年祭、五月一六、七日の春祭り、一月二三日の新嘗祭、一〇月一六、七日の秋祭りがあつたとわかる⁽³⁹⁾。

定例ではないが、昭和初期に注力した行事が昭和初期の式年遷宮関係だと思われる。式年遷宮が現在のように大衆的なレベルで関心

を集めるようになったのは昭和四年(一九二九)とされる⁽⁴⁰⁾。

大神宮でもこの年には同年一〇月には遷宮遥拝式を挙行し、また伊勢への参拝者のために参列証招待券を贈呈した(一〇月一日「北國」)。『石川県神社名宝展解説目録』(一九六六・石川県神社庁)によれば、このとき、伊勢より銅黒造御太刀・御鏡・御櫛笥が金沢へ撤下されており、大神宮にとつての初の神宝となつたという⁽⁴¹⁾。

このほか、奉斎会の主催事業ではないが、場所の利便性や、氏子関係をもちいた非地縁性から、様々なイベント時に活用されていたのも大神宮の特質といえる。いうまでもなくイベントの要となる参拝・祈願が収入源となつたのであろう。

目に留まつた例を列挙しよう。大正一一年(一九二二)二月の普選デーに各団体約一万人が市内を練り歩き示威運動をしめし、最後に大神宮で祈禱文を朗読している(二月六日「北國」)。一四年(一九二五)六月には政治研究会金沢支部結成会が催され(六月二五日「北陸毎日」)、一五年(一九二六)には国粋会石川県本部創設の宣誓式が支部会員一〇〇名余りを集め行なわれた(五月二三日「北國」)。

また大正一五年(一九二六)一二月には還暦の祝賀が軽視される傾向にあることから、還暦合同慶賀会と称し、還暦を迎えた連中を集め大神宮で参拝し、親睦会を開いた(二月二日「北國」)。昭和一二年(一九三七)二月には林銑十郎が高岡町上藪ノ内町友会出身であることから、町内の三〇人が内閣総理大臣就任祝賀と組閣祈願を行なつた(二月一日「北國」)。

五 結婚式場と文化サロン

(一) 金沢における神前結婚の始まり

奉齋会再編後の活動状況をみてきたが、各種活動のなかで奉齋会が全国的にとくに実行普及に力を入れたのが神前結婚式であった⁽⁴²⁾。以下、金沢における神前結婚事業の動向をみてみよう。

日本における神前結婚は、江戸中期にさかのぼるともいうが、ひろく普及するのは明治三四年（一九〇二）七月に日比谷大神宮（東京大神宮）で始めてからとされる。

石川県でも会の意向を受け後年に普及するが、藤本頼生がすでに報告しているように⁽⁴³⁾、明治二五年（一八九二）二月に、石川県の神職が神前結婚の実施を帝国議会へ提唱したことは注目できる。実はその発端は「北陸新報」の記者の提案だったが、当該新聞にみえる一か月後の以下のコメント記事からわかる（三月二日「北陸新報」）。「吾輩が當初、結婚式を神社に擧ぐるの議を立つるや、匆々の際、急々の筆を以てせしと雖も、是れ實に世間、出世間の大問題なり、則ち大問題なるが故に、大に是非を研究せんことを欲せしなり。爾來、石川縣神官諸氏が之れに賛同せる外は、識者唯だ奇の一語を以て之れを冷遇せるのみ、ア、吾輩何の暇ありて特さら奇を吐かんや（中略）北陸新報記者識」

このときの提唱が各神職の記憶に残ったことは確かだろうが、実際に実施されるのはやや下る。石川県の神前結婚について大神宮録事の

吉野政男は明治四二年（一九〇九）に鳳至郡の大杉津太郎と大間いよが同宮で行なったのが最初と語り（昭和四年一〇月二一日「北國」）、また別の記事で、吉野は、明治三四年（一九〇二）に「能登の馬場といふ人が仲人結婚した人は二人とも金澤の人でしたが、何分この地方としては初めてのことであったので、随分世間から珍しがられた」（昭和六年一二月一四日「北國」）と違う説明をしている。

後者の明治三四年（一九〇二）実施が確かとすれば全国的にも早い例となるが、三六年（一九〇三）の地元新聞は京都の平安神宮で行なわれた神前結婚の式次第について「基督教の結婚式を神前に擧ぐるに倣ひしもの」と伝えており（七月一三日「北國」）、当地ではいまだ馴染がなかったと判断できる。

石川県での挙式が明確に認められるのは明治四〇年（一九〇七）である。同年一月の記事は「近來神前に於て崇嚴なる結婚式を舉行すること一の流行となれる」とし、金沢病院の智と医師の妹との石浦神社での挙式を報じた（一月四日「北國」）。石浦神社が先駆けではなく、この頃には大神宮以外へもひろがりつつあったと理解すべきだろう。

実際に普及がうかがえるのは大正六年（一九一七）以降である。同六年の記事は、大神宮で神前結婚式をあげる人が「近來非常に増加したとし、また、申し込むと、神饌品の買い整え、伶人の招聘その他一切の準備を引き受け、多額の費用を要せずとも極めて莊嚴な式を挙げられるという本部の宣伝を紹介している（二月一五日「北國」）。また大正八年（一九一九）の記事は「金沢でも「一昨年比し昨年

の神前結婚が著しく増加」と報じた。記事によれば、挙式数は一〇組で、当地出身で他県に居住している人が八割、地元が二割で、職業・地位は、男性は弁護士・工学士・商学士、女性は工学博士・歩兵中佐の令嬢で、中流以上の知識階級が中心だったという。また式次第は日比谷大神宮と同じだったとある（一月一日「北陸毎日」）。

その後、挙式数は漸次増加していく。大正一〇年（一九二一）の新聞取材に対し大神宮の職員はこう説明している（一月一七日「北陸」）。

「神前結婚式は當地では大正七年頃から始めて流行したものであつて同年には二回、八年には五回と漸次殖えて来てゐます。然し昨年は思つたより非常に少なかったのですが本年は之に反して激増するでせう。等級は一等三十圓、二等二十五圓、三等十圓という風になつていきます」

昨九年（一九二〇）は想像より申し込みが少なかったとあるが、実際の挙式数は八件であった。申し込みが減つたのは「去る（猿）」年の縁起を担いだためで、その分、翌一〇年（一九二一）は縁起のよい酉年であることから一月だけで八回もあったという（二月一日「北陸」）

その後の大神宮の年間挙式数をみると、大正一〇年（一九二一）は二七組（大正一一年一月一七日「北陸」）、一一年（一九二二）が二一組（大正一二年二月二日「北陸」）、一二年（一九二三）が二〇組、一三年（一九二四）が五、六〇組（大正一四年一月二四日「北陸

毎日」）、一四年（一九二五）が二六組であり（大正一五年一月六日「北陸」）、大体、大正八年（一九一九）時点の三倍以上に増加している。なお、一三年（一九二四）が激増しているのはネズミの忌み語となる嫁が君にちなみ子の年に挙式をすませようとしたためだったという（大正一四年一月二四日「北陸毎日」）。

このころの申し込み者の経済階層・職業をみると、大正一〇年（一九二一）の記事は中流以下を指摘し（二月二日「北陸」）、一二年（一九二三）の記事は他地方の在住者が帰郷して行なう例が多く、職業は官吏・軍人・銀行員など比較的中産階級が多いとし（大正一三年一月二九日「北陸」）、一四年（一九二五）の記事は、半数が軍人、小学教員などの官吏、ついで会社員がしめたとし（大正一五年一月六日「北陸毎日」）、昭和三年（一九二八）の記事は富山福井から来て挙式する例があったと伝えており（昭和三年九月二八日「北陸」）、都市中間層に普及をみせたとわかる。

ちなみに神前結婚が定着をみせた大正一〇年（一九二一）代は結婚にかかわる商売が発展した時代でもあった。新たな動きとして注目できるのは斡旋所の開設である。一四年（一九二五）九月の記事によれば、東京大阪で結婚媒介所という職業が生れて二、三年経つが、金沢でもその計画があると報じられている。

企画者は里見町の村田信卿という表具屋あがりの六六歳の男性で、事務所は長町二番丁の個人宅におき、社名を玄々社と名乗り、営業許可を警察へ出願した。会社設立の動機は、人の世話好きで二三組の結

婚を導いた経験をもつことから、社会奉仕的にしたいということであった。しかし、警察は東京大阪の媒介所が娼婦・淫売業の斡旋を實質の業務とするため、許可は認めず、雇人受宿業として監督する方針とした（九月一八日「北國」）。

（二）神前結婚普及の背景

では、なぜ大正六年（一九一七）頃から、神前結婚が普及したのだろうか。ひとつは神部署支署の影響が想定できる。つまり、明治四五年（一九一二）に支署が各地の奉齋会本部などに設けられたことで、それまで奉齋会に委任されていた大麻の頒布業務などから手をひくことになり、かわりに他の事業に力をそそがざるをえない事情があった⁴⁴。

大神宮も早くに神前結婚に事業主体をおいていたことは大正一三年（一九二四）の神部署支署統合の際の状況からわかる。支署の経営に依存していた他の本部にとって整理は打撃となったが、大神宮に関しては「日々の参詣人の賽銭又は神前結婚等の収入」で運営できていたので問題なかったという（二月二日「北陸毎日」）。

神前結婚式が普及したもうひとつの背景として想定できるのが世間における節約志向の高まりである。大正七年（一九一八）には、北陸新聞が「改む可き金澤の結婚と葬儀」なる五回の記事を連載した（大正七年三月三〇日〜四月三日「北陸」）。

内容は時間と経費を要するばかりの旧来の式の改善を訴えたもので

ある。そのなかで「神前結婚にせよ、基督教の結婚にせよ、精神的であつて時間を要しない」と神前結婚を評価した。

世界大戦後の不況はさらに節約の機運を高めることとなる。大正一〇年（一九二一）に「北陸毎日新聞」は「結婚物語」と題した連載をし、無駄が多いと昨今の結婚を批判し、彦三町の医師が娘婿を迎えた際に、一人前六〇円の費用を擁したことを悪例として示した（二月一日〜四日「北陸毎日」）。

このような志向は披露宴の様式も変えていく。大正一一年（一九二二）の記事は、市内にある洋食専門店として金谷館・八洲亭・弥生・太陽軒の四か所やバー式の小店での洋食宴会が著しく増加し、結婚の祝いにも利用されるようになったといい、その理由は普通の料理店に比べ経費を節減できるためと報じている（二月八日「北陸」）。

市内の年配者が大神宮での挙式後の披露宴会場として利用したと回想するのが仙宝閣である。太田眞弓さんも「戦中戦後にかけて大神宮で結婚式をあげて戦法核で披露宴をあへることがステータスだった」とふりかえる。

同店が披露宴開場として利用をみたきっかけは、昭和六年（一九三二）に前身のカフェエブラジルを大規模改装したことによる。総工費は七万円で、内部の構成は地下室の一般家族連れ用和洋食堂、一・二階のグリル食堂、二・三階の宴会室からなり、三階の大宴会場は三〇〇人が収容可能で、また二階ホームは結婚披露宴会場としての設備を整えていたという（昭和六年二月二日「北國」）。改装の目的は翌

年の産業と観光の大博覧会での集客を期したが第一だが、間取りをみると結婚披露での利用を重視していたことがわかる。

節約志向が神前結婚式の普及の前提にあることを察知し、各神社はさらなる簡略化をすすめた。大神宮では、申し込み数が景気の影響で増減するのは別会場での宴会費用がかさばるためと判断し、式直後に親族盃儀式でとどめる次第に改変した（大正二三年一月二十九日「北國」）。

この結果、大正一五年（一九二六）になると、儀式後、自動車や人力車で料理屋へ繰り込むことをやめ、神殿で簡素な祝杯をあげるだけの様式が好まれ、以前のように見栄をはることがなくなり、式の等級も中以下が多くなったという（二月六日「北陸毎日」）。また昭和四年（一九二九）には大神宮で二回の式をあげたが、いずれも簡素な祝杯のみですませたという（一〇月四日「北陸毎日」）。

ちなみに昭和四年（一九二九）時点の式の費用・内容をみると、費用は、三〇、四〇、五〇円の三等級を基準とし、そこから祭員や楽員の多少で五円単位で減額し最低で一五円、一般的には二〇円から二五円程度におさまった。

式の所要時間は一時間で、人気の時間帯は午後一時から三時だった。式の流れは、最初神前に向かい右側に婿方、左側に嫁方がすわり、修祓献膳、仲媒人の詞を経て、神前に進み出て婿嫁の結婚盃をする。この後、嫁は婿方に並んで親族盃が行なわれる。なお結婚盃のあとに大都市では指輪の交換があったが、金沢ではまだ一般的でなかつ

たという（一〇月二日「北國」）。

神前結婚の普及の背景として、当初は経済的な理由が大きかったが、大正の終わり以降になると別の理由が志向される。大正一二年（一九二三）の記事は「式は荘厳で経費が高ばらぬ」（一月二四日「北國」）、一五年（一九二六）の記事は「神聖であり簡単である」（一月八日「北國」）とし、また昭和四年（一九二九）の記事は神前結婚の印象については従来、金持ちか高位の人がするものと考えられていたが、最近は非常に「清浄」で、また最善の結婚式と思われるようになったと伝える（四月五日「北國」）。つまり、荘厳・神聖・清浄に意義を見出すようになったのである。

厳肅さへの要求の影響は、人前結婚が一般的だった郡部にもひろがる。金沢近郊の石川郡戸板村では昭和一五年（一九四〇）一二月に「冠婚葬祭其の他の秦様式実践事項」を普及するなかで、結婚については「神社佛閣家庭を選び神聖厳肅を旨とすること」をすすめ、式次第に「神仏礼拝」を組み込ませた⁴⁶。石井研士は高度経済成長期に神前結婚が普及した大きな理由として厳肅な儀礼への欲求をあげたが⁴⁶、その発露はすでに大正一〇年（一九二一）代にみられたといえる。

ただし高度経済成長期と異なる、大正期の厳肅さへの欲求の背景として視野に入れておくべきは皇室とのつながりである。大正後半から神前結婚式に皇室のイメージを重ねるようになったことは挙式時期からうかがえる。

本来、挙式のシーズンは、都市でも、農閑期にあたる晩秋から冬季が一般的であった。たとえば、大神宮の挙式状況をみると、大正一〇年（一九二一）の記事では二月から二月が多いとし（二月二日「北國」、また一一年（一九二二）の場合も、年間二七組中、二月だけで五組がしめたという（二月一七日「北國」）。

しかし、例年、九月と二月は申し込みがないが、昭和三年（一九二八）には、九月に四組の申込みがあった。その背景には成婚記念の思いがあったといひ（九月二十八日「北國」）、また御大典があった四年（一九二九）一月には六件も挙式が行なわれたという（四月五日「北國」）。

大正一〇年（一九二一）代における大神宮での挙式の増加はほかの神社にも影響をもたらす。一一年（一九二二）には、市の社寺係が大神宮での式の流行をみて、もっと手軽にかつ安値であげられる結婚式の事業化を各神社にすすめた（一〇月六日「北陸毎日」）。

この提案を受け、県の神職会は講習を実施し、また尾山神社は京都・平安神宮へ式の視察に出向いた（二月二四日「北國」）。大正一一年（一九二二）二月には神職会金沢支部が神社結婚を正式に奨励する。この動きを受け、市役所教育課長は披露宴を神社で直会式に執り行なうなど改善の徹底を期待すると意見した（二月五日「北國」）。

神前結婚の奨励の成果は一年後に出る。大正一三年（一九二四）四月の記事は、前年に大聖寺町で二組、小松で三町が行なわれたことを

受け、本年は郡部でも増加すると予想した（四月一日「北國」）。

その後、神前結婚はさらに普及する。昭和五年（一九三〇）の記事は、市内で神前結婚が「大げやり」と見出しに掲げ、式を取り扱う代表的な神社に大神宮と尾山神社があり、両社あわせ一か月一〇組が平均で、一月や三・四月は二〇組ほどになるとし、そのほか鍛冶八幡・石浦神社・尾崎神社・神明神社でも行なわれ、人気月は合計三〇組となると伝えた（五月十三日「北國」）。

昭和以降、神前結婚は市内各社に拡大するほか、永島流の移動式神前結婚の影響もあり、神社以外でも行なわれるようになる。六年（一九三一）には大神宮職員を家に招き家庭の神棚の前で挙式する例も出てきたという（一月一日「北國」）。

またデパートでの挙式も普及する。昭和五年（一九三〇）に金沢の武蔵が辻に進出した三越デパートは「お手軽なスピード時代の結婚」をうたい事業を展開した。費用は五〇〇円・一〇〇〇円・三〇〇〇円の三段階からなり、式服・調度の選別、化粧、儀式、披露にいたる流れをすべて引き受けた（一月二日「北國」）。

(三) 戦時下の神前結婚

戦時下、神前結婚は昭和一六年（一九四一）に国が決定した「人口政策確立要綱」の結婚費用の徹底的軽減という方針にも合致し⁴⁷⁾、さらに歓迎されるようになる。

昭和一七年（一九四二）の記事は尾山神社で一〇月より一月半ば

にかけ五〇組が挙式し、また式次第は儀式だけにとどめる傾向にあり、また衣裳は女性が衣料切符を三〇〇点程度におさえ、華やかな裾模様はなく白桃色の清楚な服装が多く、また男子は国民服、つぎに背広・紋付がしめ、モーニングは皆無だったと節約ぶりを報じた(一月一日「北國」)。

昭和一八年(一九四三)二月には国が結婚奨励を施策とした影響から⁽⁴⁸⁾、県は結婚奨励要項を決定し、晩婚傾向の根底にある個人主義思想の是正や、結婚年齢の切り下げ、遺伝病・性病患者との婚姻を避ける健全結婚の普及、結婚に関する迷信打破の方針を、翼賛支部・部落会・町内会隣保組・県下学校などを通し普及させ、また要綱にもとづき各自自治体に結婚相談所を設置した。相談所では未婚調査や未婚者に対する指導をすすめた(二月三日「北國」)。

相談所の開設後まもなくの四月に、男子二人、女性三人の斡旋申込があった(四月二四日「北國」)。九月には町会長と方面委員をかねている四九町会を対象に未婚者調査をすすめたところ、二五歳から三〇歳までの年齢層の未婚女子が一割強をしめることがわかり、一層の啓発運動をすすめることになった(九月一七日「北國」)。

結婚奨励にともない重視されたのが神前結婚式であった。厚生省優生結婚相談所所長の安井洋は昭和一八年(一九四三)刊行の戦時下結婚の啓蒙書『戦時結婚教程』(長尾出版報国会)で儀式の改善をこう指摘する⁽⁴⁹⁾。

「擧式は原則として神社又は公営の式場において厳肅なる神前結婚

式を擧げ、または宗教関係によりては寺院教會等において式を擧げ、料理店における擧式を避けること。自宅において擧式するときは簡素を旨とすること」

人前結婚を否定し宗教的な儀式を奨励し、その筆頭に神前結婚式をかかげたのである。この意向は各自自治体の政策にも反映される。一八年(一九四三)に金沢各戸に配布された「石川県戦時結婚強化事項」をみると、「擧式は神社佛閣、家庭、公共の場所を選び神聖厳肅に行ふ」という指示を看取できる(二月二四日「北國」)。

参考までに能登北部では結婚奨励の意向が独自の展開をみせる。一八年(一九四三)の記事によれば、輪島の重蔵神社は、氏子に対し、自宅床の間に神座をもうけ、一時間一五円で式をすませる様式をすすめたという(三月三〇日「北國」)。当地方は当屋と呼ぶ祭事当番宅に神を招く慣行がいまに続くが、その伝統が結婚奨励に活用されたと解釈できる。

なお、同年八月になると、結婚衣裳の利用がはばかれるようになる。安江神社で行なわれた神前結婚では新郎は国民服、新婦はモンペをはき胸に大日本婦人会石川県支部から贈られた逢花の儀礼章をつけて式にのぞんだ。新聞はこの様子を「モンペ結婚」と報じた(八月一日「北國」)。

このような自治体の強い指導もあり、戦中の神前結婚は大正期の数倍に増加した。昭和一八年(一九四三)二月の新聞は昨年の尾山神社での擧式数が、二月一六件、三月一一件、四月一八件、五月一三件、

六月六件、七月七件、八月二件。九月四件、一〇月一〇件、十一月二四件、十二月一六件と伝える。ただし、新聞は、実際の役場への婚姻届数に比べ挙式数があまりに少ないことを問題視し、決戦下、利用拡大のためにさらに「簡素化」が必要と報じた（二月二六日「北國」）。

（四）文化サロンとして的大神宮

神への崇敬を基盤とした活動を見てきたが、大神宮が都市社会のなかでもった役割として注目すべきが文化を介した人的交流である。大神宮が文化サロンとして市民に親しまれていたことを端的に物語るのが以下の金森晩楓作詞の大神宮を主題とする長歌である。

「月次の 祭りはもとより 春秋の 神事の折は 吹きならす 簫
ひちりきの 音につれて 祝詞の声も 高らかに かざる生花 歌の
会 抹茶の席の 賑かさ」

生花会・歌会・茶会などに盛んに利用をみたとわかる。披露や集会に適した施設がなかった往時、交通の便がよく、屋内が広い大神宮はとくに人気があった。郷土史家・日置謙も、大神宮創建後、「市内の中央であつたから、公衆の集會場として、屢々其社務所が利用せられた。會費を要すること多からずして、座席の廣潤を希望する謡仲間
は、此利便なる建物を決して見通さなかつた」と説く⁵⁰。

利用度が高かつたさらなる要因としてあげられるのが大神宮役員の北山・安達が学芸に通暁した人物であつたことをあげられる。太田眞弓さんは二人の影響をこう伝え聞く。

職員には北山氏や安達氏がいた。安達氏は、お茶やお花の先生もしていたので、それにかかわる各種会合も行なつた。

学芸に関する功績をみると、北山については明治三五年（一九〇二）『新金澤繁昌記』に金沢を代表する歌人として掲載され、また大正八年（一九一九）『金沢墓誌』に「國學を修め和歌を能くす。北陸人類學會、北陸史談會の創設に與りり其功最多し」と紹介されている⁵¹。

北陸人類学会と北山の関係に関しては明治二九年（一八九六）から三四年（一九〇二）にかけて発行された学会誌『北陸人類学会志』で具体的な関わりを認められる。

同誌の奥付には事務所が大神宮、発行人が北山とあり、大神宮が人類学会の運営を支えていたとわかる。また北山自身の研究活動も旺盛で「金澤地方風俗一斑」「追讎の考」「方言取調に就き」「能登地方の石棒に就き」など多数の成果を発表した。

もうひとつの北陸史談会との関係は明治二九年（一八九六）の創立時の会員名簿に北山の名がみえ、また会誌二号の会務報告に「神宮教金沢本部」で役員会が行なわれたことが確認できる。ただし、北山は役員会に出席しておらず、また事務所は仙石町の私立石川県教育倶楽部においており、史談会は北山への負担を配慮したと理解できる。

また安達は、明治三六年（一九〇三）『現今北國人物志』に「餘暇に茶法を金森宗和流家之止小庵九里歩に學びて其蘊奥を極め翁死後は

宗匠となりて諸流を咀嚼し數流を涉獵し宗和流をして益々光輝を放つたしめ其傳を受くるもの幾百人に上れり」とあるように、茶道の世界では名を知らぬものはいない人物であった。

二人を慕う人々も多かつたことから大神宮は芸道にかかわる交流・披露の場として盛んに活用されるようになる。当初、披露の機会は祭りにあわせて催されたのだろうか。

明治二十七年（一八九四）四月一五日から三日間にかけて催された春季大祭では、余興として藤井松藤齋門人の生花会があり、又事務所では抹茶席を設け参詣者に接待し、最終日には歌会が催された（四月一日「北國」）。

その後も歌会や茶会が頻繁に催されたと想像できるが、あまりに日常的であつたためか、新聞紙上では明治二十八年（一八九五）五月に境内の安達方でその夫人が主人となり茶会を行なつたとみえる程度である（五月一二日「北國」）。

かわりに新聞でしばしば目にとまるのが生花や能・謡の披露である。生花に関してまず世間の関心を集めたのが朝顔である（図二）。

明治二十九年（一八九六）八月には「例年ノ通」開催しており（八月一日「北國」）、三〇年（一八九七）八月には市内有名植木屋が二〇〇余の朝顔の鉢を陳列している（八月二日「北國」）。以降、三四年（一九〇一）までの開催を看取できる（明治三十二年七月三日「北國」、三四年八月七日「北國」）。

明治三十三年（一九〇〇）以降になると、花道の発表が盛んとなる。

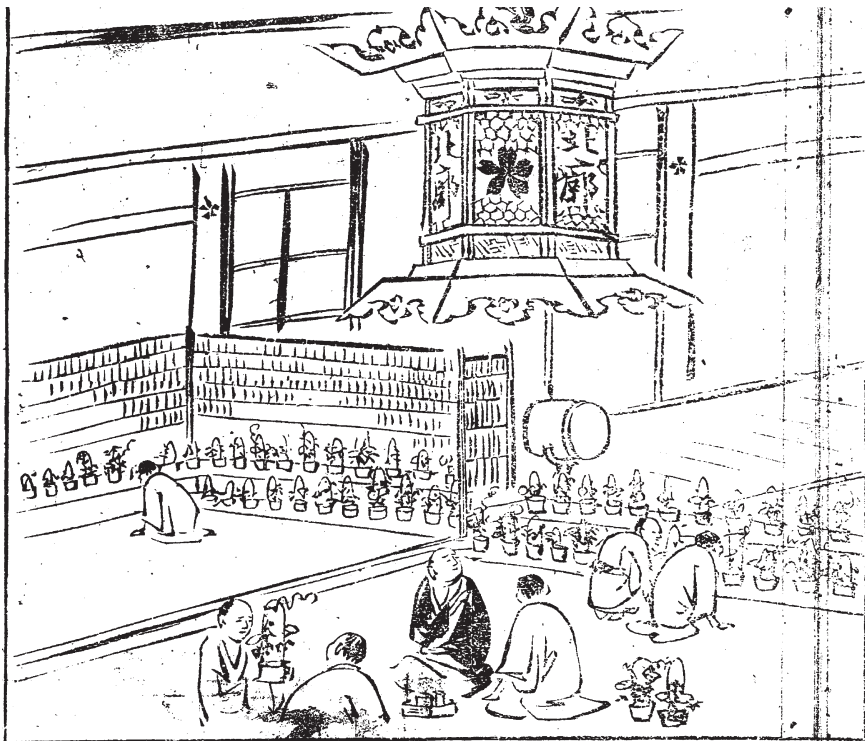


図2 大神宮の朝顔会 明治29年8月4日「北國」「北廊」と桜紋を表わす神前灯笼がみえる。

目にとまった会を列挙すると、三三年（一九〇〇）の古流生花大会（二月一日「北國」、三五年（一九〇二）・三六年（一九〇三）の青山流生花会（二月五日「北國」、四二年（一九〇八）の生花月並会（九月一日「北國」、四四年（一九一〇）の生花会（四月四日「北國」）が認められ、また下って大正七年（二八七四）には天長節奉祝のため古流家元川木社中が生花大会を催している（一月二九日「北國」）。

奉納という名目で催されたのが芸能である。加賀能楽会は舞囃子を、明治二七年（一八九四）から三〇年（二八九七）代にかけ、数か月一度程度の間隔で、四番組から六番組の舞囃子を奉納している（明治二七年四月二日、同年七月二日、二八年三月八日、同年四月二日、同年五月七日、三〇年六月一九日各「北國」）。

また明治三三年（一九〇〇）九月には奉齋会賛成員の「金沢組」が狂言を奉納し（九月一日「北國」、大正二年（一九一三）四月には松木社中が創立四〇年記念の謡会を大神宮で実施している（四月五日「北國」）。各種楽器の演奏会も行なわれたようで、三四年（一九〇一）八月には大神宮広書院で県庁や警察の官吏を聴衆に山岡英教の薩摩琵琶演奏が行なわれた（八月二日「北國」）。

このほか大神宮は芸能以外の会合に用いられたのだろう。三一年（一八九八）一〇月には「九州二島人士」が集まり境内で鎮西会の秋季懇親会が実施された（一〇月二七日「北國」）。

六 興行空間として的大神宮境内

（一）劇場・寄席・茶屋

ここまで教化活動を軸とする、いわば大神宮の厳肅なる活動を見てきたが、都市社会と同宮との関係を見つめる上でもっとも注目すべきは人々の心を浮き立たせた境内の娯楽空間性・猥雑性にある。

どの寺社境内地も子供たちにとって格好の遊び場となったが、それは大神宮でも同じである。片町出身の女性は「カクレンボウやかけっこをして遊んだ」と懐かしむ。冬場は香林坊高と下との落差を活かし坂道が即興のスキー場となった。香林坊下で生まれ育った小泉榮子さんはこうふりかえる。

大神宮の境内はこちら（香林坊下）からみるとだいぶ、上になる。松竹座の横の道は急な階段になっていて、私らが大神宮さんへ行くときはこれを近道につかってね。立花座の横の坂も急で冬になると竹スキーをよくした。日銀の横の坂は急すぎて怖かった。

一般的に寺社境内で普段遊ぶのは子供に限られるが、大神宮の最大の特徴は大人の遊び場、つまり盛り場として発展をみた点に見出せる。

発展の最大のきっかけは明治二六年（一八九三）四月における福助座の改築である。藩政期以来、芝居小屋興行が許されたのは河畔や郊

外といった周縁の地であった。興行地を悪所とみる意識が残るなか、官庁や学校が集中する市街地中心での大規模な興行施設の設置に強い抵抗感があったことは想像に難くない。当初、福助座が小屋がけの興行から始まったのもこのような社会批判を配慮したからであろう。この点、香林坊での劇場認可は金沢の興行史において画期的な出来事であった。

明治二十六年（一八九三）に福助座が公認されて以後、境内地は一挙に興行施設の集積が進んでいく。同年一月に寄席寿座が開場し、人氣義太夫の合併一座の浄瑠璃を興行し（二月一日「北國」、さらに二月には早くも舞台・棧敷を修繕している（二月三十一日「北國」）。

翌二十七年（一八九四）には豎町の阿部重が同座を買い取り宮比座に改称し興行を引き継いだ。四月一日の春季大祭にあわせ席開きし若連中の芝居手踊りを興行した（四月八日「北國」）。二十九年（一八九六）には福助座の梅若は宮比座を譲り受け小福座に改称する（一月一日「北國」）。

なお、従来、報告がないが、小福座に改称される以前、一時、宮比座は小多福座と名乗っていた。二十七年（一八九四）一二月の記事によれば、宮比座は三平二満座（おたふくざ）に改称し、翌年一月に錦人形芝居の初興行を催し（明治二十七年二月二十五日「北國」）、以降、お多福座の名で京極巽太夫一座の面芝居浄瑠璃（二月十七日）、太夫大寄人形浄瑠璃（三月五日「北國」）、東谷岩丸一座の改良浮世節（明治

二十九年一月三日「北國」）などを興行した。名称からして福助座座主の梅若が実質、経営に関与していたと想像できる。

芝居見物とあわせ楽しみとなったのが茶屋による飲食サービスである。つとに福助座がまだ小屋掛けだった明治二十二年（一八八九）には「中綱支店」の営業が認められ、さらに改築後には茶屋梅若・あずまや・大福楼（三階楼）が明治後半まで並んでいたことを確認できるが⁵²⁾、それ以外にも盛り場への発展を見越し、さまざまな食にかかわる店が進出するようになる。

管見のかぎり早い例として肉料理店がある。明治二〇年（一八八七）九月の記事に「牛店香林坊下吉川方にてハ今兩日は豚肉の販賣をなす。豚肉販賣ハ全店に限る」とあり（九月十五日「中越」、二十四年（一八九二）の新聞広告には「吉川本店」が「香林坊大神宮角」で「牛・鶏・あひる」を商うとみえる（二月三十一日「北陸新報」）。

老舗すき焼き店長谷川亭女将の昭和十一年（一九三六）の回顧によれば、金沢で牛肉店が開業したのは明治四年（一八七一）頃で、当時、橋場町・並木楼と五寶町・長谷川店と香林坊・吉川などの店があったという（一月一日「北國」）。また『過去ノ郷里ヲ追想シテ』に「大神宮ノ入口ニ」あった「牛肉屋ハ金澤デノ牛肉最初ノ店」だったとあるのも吉川本店をさそう⁵³⁾。

この吉川を引き継ぐ店であろうか。明治二十七年（一八九四）五月には香林坊高のいろは楼はこれまで牛鶏肉を専門としていたが、客の需要に応じ、うなぎめし・おだまき・茶碗蒸し・親子丼・柳川など「よ

ろづの料理」を調理すると宣伝した（五月一八、二〇日「北國」）。

さらに明治二七年（一八九四）二月には「香林坊上ル」に位置する今井半四郎商店が商品をこれまでの馬肉から牛肉にあらためると宣伝し（二月一八日「北國」）、二八年（一八九五）二月には十間町の料理店「金花楼」が香林坊下にあつた松吉楼を買いもとめ新たに移転開業している（二月一六日「北國」）。

明治二〇年（一八八七）代に盛り場として発展するなか、一攫千金を夢みて香林坊への進出をめざす人が多くいたのだろう。三二年（一八九九）には西廓の有力妓楼・呉座屋の主人と香林坊高（石浦町）の酒屋・祐泉が発起人となり福助座横空地の中央に劇場を新築し、その周囲には長屋のようなものを建て、八百物・魚類・干物類など勸工場と異なる物品をならべる計画を立てていたという（一月一日「北國」）。

（二）境内地の夕涼み興行

従来、香林坊が大衆の人気を集めた要因として福助座やその後裔といえる映画館といった大型施設しか注目されてこなかったが、香林坊境内に人々が惹きつけられたのはこれらの魅力だけではない。

人々の目にそもそも境内の風景がどのように映つたのかを、生き生きと描くのが室生犀星の大正二〇年（一九二二）の小説「古き毒草園」である。以下、関連する部分を引用する。なお、文中の「中央座」とは福助座を、また画家「常信」は地元の浮世絵師宮嶋恒信をそ

れぞれモデルとする。

「中央座は、香林坊といふ市街の真なかの、やや高臺になつて大神宮と隣り合つて建てられた古い劇場で、その境内には四季とりどりの見世物小屋がかゝつてゐた。ろくろ首が水壺から首を出したり大蛇の小屋掛けがあつたり、また、うす暗い陰つたやうなところに、冷たい魚釣りの水盤をかこむ春寒い田舎者の幾人かの群があつたり、さうかと思ふと、藤棚の房房したのを抱き込んだ美しい紅梅壽しの店があつたりした。ことに中央座の繪看板はこの町の古い畫家の手になつた極めて美しい、極彩色の、たとへば、女の顔にしる袿姿のさむらひや坊主にいたるまで、細緻をきわめた精巧なもので他國には殆見られないほど正確なものであつた。常信とかいふ代代の畫かきが、いつもこの繪看板にその綺麗な刷毛を執つてゐたのである。私などが子供の時などに、よく学校がへりには茫乎としてその悩ましい夜叉姫のみだれや、あをあをした御殿坊主のあたまを眺め入つたものである」

奇怪さを売り物にする見世物、極彩色の繪看板、薄暗い一角での魚釣り場、見た目の美しい寿司の店などが織りなす境内は刺激に満ち溢れた世界だつたとわかる。

このような雰囲気や普段から満ちた場所は金沢では香林坊が唯一であつたため、明治三二年（一八九八）以降には金沢のガイドブックにも市内の名所として紹介されるようになる。

明治三一年（一八九八）『金澤繁昌記』に「今は犀川口唯一の繁華地なり。（中略）社殿宏壮にして境内廣濶なり劇場あり寄席あり青物

市場あり殊に夏季に至れば種々の興行物は境内に満ち頗る雑沓を極む」とあり、これと同じ記載が三五年（一九〇二）『新金沢繁昌記』、四三年（一九一六）『金沢見物』に踏襲されている。

具体的に明治三〇年（一八九七）代以降の境内地の喧騒をみてみよう。新聞は行楽の季節や祝賀イベント開催時には市内各地の賑わいを伝えたが、香林坊はその定番の紹介地となっていた。

たとえば、明治三二年（一八九九）の金沢開市三百年祭には「女力士、活動寫真、芝居、パノラマなどの興行物あるより客足最も繁く午後の四時と云ふ頃には爪も立たぬほどの雑踏を見たり」（五月一日「北國」）、また三五年（一九〇二）「尾山神社昇格慶賀祭」にも「福助座前の人形は利家公敵首を獲て還るの躰なるが却々の上出来にして大橋一座の曲藝、竹澤一座の手工品種明しなどあり。駄菓子、ラムネ、飴具、雪氷其他の露店所狭きまで散在して雑踏を極めたり」（七月四日「北國」とみえる。

毎年、年間を通しもつとも賑わったのが夕涼みであった。夕涼みとは納涼のために暑気がこもった町家から抜けだし夜の市街地を遊歩した金沢市民の生活習慣である。遊歩者の数は近世後期より増加し、しだいにその目的は納涼をかねての衝動買いや興行見物になっていった。境内地が夕涼み客でにぎわう様子を具体的に認められるのは明治三二年（一八九九）の記事からである。以下、目に留まった記載を抜き出してみよう。

「昨今の夜見世」（明治三〇年八月一日「北國」）

「香林坊大神宮境内には、大橋一座の女大力の囃し方に惚れて入るもの多くギッチリ小屋に満ち通し、二錢で世界を週遊出来得るジオラマはれ亦た値ひはタンブリ、山荒しの怪獣其他八百屋お七の覗き眼鏡等境内に溢るる人氣、先づは本年夜見世の人氣の脚を此の囲ひに集め居るものの如し」

「香林坊の夕納涼」（明治三二年七月八日「北國」）

「晚景頃より團扇を携へて香林坊に歩を運べば氷店の玉簾角燈の色硝子に映じて赤帯の女「お休みなさお掛けなさい」の愛嬌を振り蒔く。これは六合堂の茶碗接合せの菓硝子でも一度接いだら又と離れツこなし。外に重寶なのは印紋染で御座い、此方お染馴の卵子に太白帽子焼ちやとことー元氣往日に譲らざるはお腹の強なる帽子焼の効にやと最も可笑し。蓄音器の先生無口にして客を呼ぶに巧者ならざれど聴いて損のたため。影芝居、耳の底で眼を剝く成田屋の假聲を喜ぶ洪ツ面の子供もあり。「桃いらんか」と音に木々津の甘い桃、其外飴屋一文菓子屋氷賣お嬢にお婆にお爺に小僧、薄い儲けに腹を減して客に愛相を振時くも商賣の道なら之れも已むなし」

「夜の香林坊」（明治三七年七月七日「北國」）

「入口には例に依つて簀張の氷店、菓子店、飴弄物店などが兩側にズラリと並んで居る。赤櫛の姐さんがコップの水と共に愛嬌をふり溢せば鉢巻の若者は元氣好く喚き立てて聲を嗶して居る。空氣銃の射的場は何時も五六の人が固まつてポン／＼やつて居る中に控へて居る爺

は喰へ煙草で知らーん顔だ。丁度夫れがナーニお前達にボン／＼中てられて堪もンけえと云つたやうな風だ。御手洗の傍には箸の相撲や劍舞をやらして客を呼ぶ不思議な男が居るかと思へばコレは衛生上欠くべからざる化學應用の齒磨で御座ると懸命に説明して居る書生風の男も居る。その日／＼の風次第と云つた奴か。小福座は例の源氏節で「てア入らツしやい／＼」と木戸札を叩いて居るが所作事の繪看板に吊込まれて浮き足になる職人らしい男もある。今年はその前に氷店がないので聊か物足らぬ感じがする。(中略) 社前の左側には屋臺の菓子店などが二ツ三ツ好い所へ陣取つて居るが餘り客もなさそうだ。小屋掛の小雪一座は毎晩却々景氣が好きそうだ。併し見える方のさ棧敷でお化粧して居る所謂女優連を見ては愛想が尽きる。向ひ合つて二重三重の見物に取巻かれながら聲を嗶して喚いて居るのは例の空竹割の法などを得意にやつてる書生あがりらしい男だ。講釋は下手の長談義で各地方の言葉遣ひなどから始めて愈々やり出すまでには大丈夫二三分の間がある。是れをしも辛棒して聞いて居る見物の根氣能さには恐れ居るの外ない。併しやる事には面白い事もある。自分の咽喉へ青竹を當てて二三人の小供と押合をやつたり小供の手に青竹を當てて取れなくしたり中には飛入をやる若者などもある。先づ人氣は第一位にある様だ。あづま屋の前には洋服にインバチスといふ扮装の男が一冊子を手にし乍ら何でも萬病に手當をする方法を詳細に書いてある。本は此の本代價は僅かに廿錢。入用の方は東京の本院から取寄せて貰ひ度い。之れは内務省の牡丹餅判がチャーソンと押してある。此の前には

交番所もあるから内務省の判を偽る事は出来ない、本物に相違ないなどと喋舌る事立板に水だ」

「片町の三十分間」(明治四二年七月三日「北陸」)

「香林坊に向ふ。電氣館、マンマルの奇術、ドン／＼、ブウ／＼、但しこの喧がしき音楽の中には大神宮の太鼓の音も交つて居ること無論である」

「金沢の夜涼み」(大正二年八月二八日「北國」)

「桃いらんき、奥さん買うて下され、と香林坊の橋の袂から、大神宮へかけて又木津の女が叫ぶ。ドン／＼と神樂が鳴る笛の音、ブカ／＼／＼の活動浪花節、関東名物ひやし飴人の山を築く。女の齒みがき賣、己が罪ののぞき畸形児の見世物、電燈瓦斯ランプカンテラといふ書を欺く明いの中に、そのドヤドヤとした混雑の世界は納涼どころか、雑踏の爲に、人込の汗臭き女の髪の毛の匂ひに混じて、暑さは更に倍するのであるが、それでも多くの人は矢張りこうした俗悪の巷／＼と集まつて埒もない刺激を喜ぶのである」

明治から大正初期の風景をみると、境内には、大道芸人の口上、露店の売り声、劇場・寄席から漏れる伴奏、大神宮の神樂太鼓など、さまざま音が響きあい、そして露店から漂う食べ物や香りと人々から発せられる汗や髪の毛の強烈な匂いが充満していたとわかる。

具体的に商売の種類を抜き出すと、明治三〇年(一八九七)が大橋一座の女大力・ジオラマ・山荒しの怪獣・八百屋お七の覗き眼鏡、三

二年(一八九九)が氷店・茶碗接合せの菓・太白帽子焼・影芝居、木津桃売り・飴屋・一文菓子屋、三七年(一九〇四)が氷店・菓子店・玩弄物店・空気銃の射的場・箸の相撲・劍舞・齒磨売り・小屋掛の小雪一座・空竹割の法・万病法の本売り、四二年(一九〇九)が電気館・マンマルの奇術、大正二年(一九一三)が活動浪花節、関東名物ひやし飴・齒みがき売・畸形児見世物をあげられる。

(三) 境内地の大型興行

基本的にはこれらの商売は、夕涼みがてらや芝居の見物のついでに素見で楽しむものだったと想像できるが、なかには日々、新聞で動向が報じられる大掛かりな興行があった。目にとまったものをあげる

① 相撲

早くから確認される境内興行が相撲である。明治二〇年(一八八七)代の例を列挙すると、明治三三年(一八九〇)九月の東京大相撲⁵⁴⁾、一四年(一八九二)一月の西ノ海一行大相撲(一〇月一日「自由の警鐘」)、二六年(一八九三)八月の加越能力土花相撲(八月二二日「北國」)、同月の子供相撲(八月二二日「北國」)、二八年(一八九五)四月の旧碇組小頭中村徳次郎催主興行が確認できる(四月一・五日「北國」)。

明治三、四〇年代では、三二年(一八九八)九月の横雲八五郎勸進元による福助座横の東京大角力(九月七・一・一四日「北國」/金

沢市玉川図書館蔵「東京大相撲番付」、三三年(一九〇〇)八月の横雲八五郎・矢車多吉勸進元による相撲興行(金沢市玉川図書館蔵「香林坊大神宮横地大相撲番付」、三六年(一九〇三)十一月の一市四郡出世相撲(一月一六日「北國」)、三九年(一九〇六)一〇月の東京相撲(一〇月二五日「北國」)、四一年(一九〇八)一〇月の金沢出世相撲などが目にとまる(一〇月七日「北國」)。

土俵の形状については三六年(一九〇三)の出世相撲の際、見世物小屋の閉業後に跡地に土俵を築き筵囲いとした様子からうかがえる(一月一六日「北國」)。もともと相撲は藩政期より河原で催されてきたため⁵⁵⁾、市街地での興行はきわめて新鮮にみえたと思像できる。

② 遊技場・魚釣り場

遊技場の設置は明治二六年(一八九三)九月における室内射的場と矢場の開業を初期の例とする(八月三〇日「北國」)。明治三〇年(一八九七)代になると、大神宮境内や浅野川大橋下河原への「空気銃の射的」「魚釣り」の出店記事が目立つようになる(明治三〇年七月二八日・八月一日「北國」、三二年七月一七日「北國」、三五年八月一日「北國」、三七年七月七日「北國」)。

室生犀星が小説でとりあげた魚釣り場が認められるのは明治三〇年(一八九七)である。同年七月の記事は境内の魚釣り「随分人氣」で、一昨日は釣り糸が解けて落ちた魚を拾い上げようとした客とそれをとめようとした場主が二間四方の囲いのなかで取っ組み合いをしていたと伝えている(七月二八日「北國」)。

③パノラマ館

大掛かりな造作を要した見世物がパノラマ館である。明治二七年（一八九四）六月には福助座の梅若が境内地に同館を開業する。演目はグラント將軍などアメリカを舞台にしたものであった（四月二三日「北陸新報」）。二八年（一八九五）八月には日清戦争パノラマを興行する。平壤激戦図はまずまずの実写ぶりと評された（八月一日「北國」）。

明治三二年（一八九九）四月には再び大神宮横に「金沢大パノラマ館」が開業する。営業期間は同月二六日から五〇日間で、建物は周囲六〇間、高さ一二間で、日清戦争の旅順口陥落を描いた。興行の目的は「今や奮藩祖三百年祭舉行に際し一層軍事志想を吹鼓せんが爲」で、絵は「佛國有名の畫家」によるものだった（四月二一・二七日「北國」）。

④見世物

見世物は身体障害者と動物が多く、福助座舞台や境内で行なわれた。境内での実施例をあげると、明治三六年（一九〇三）八月には「不具の小娘」を集め相撲・手踊などを披露した（八月一日「北國」）。

大正六年（一九一七）四月には「教育参考」として岐阜県高山市生まれで持病により手足を失った二一歳の女性が「達磨娘」として見世物にされた。女性は口で書画・裁縫・紙細工・麻糸結びなどを行なった（四月二五日「北國」）。

動物見世物は明治二七年（一八九四）九月には日清戦争のパノラマの興行跡地に浄瑠璃付きの猿芝居を興行したのが先駆けである（九月一日「北國」）。活発化するのには明治三〇年（一八九七）代以降で、三六年（一九〇三）七月に「乳を出す妙薬として薬種商には知られるが生きたまま希れ」という売り文句でセンザンコウが見世物にされた（七月三一日「北國」）。センザンコウは八月には入りまもなくして死んでしまったが、そのまま引き続き見世物にし、ほかに生きた両頭の鳩を加えた（八月一日「北國」）。

明治三八年（一九〇五）七月には福助座横の空地で大亀が見世物となった。亀はその後、片町の菓子商が買い取り、供養のため金石沖へ放った（七月二四日「北陸」）。四〇年（一九〇七）七月には福助座横空地で海亀が見世物にされ、その後、大野の浜へ放たれた（七月三日「北國」）。

同年八月には福助座横の空地で教育参考万国大動物館が催された。実質金沢における最初の大規模動物見世物であったことから、大きな評判を呼んだ（八月二日「北國」）。四四年（一九一七）夏には羽咋郡西海村沖合で網にかかったチョウザメを金沢の魚商が買い取り、境内で見世物にした（七月二八・三〇日「北國」）。

大正二年（一九一三）一〇月にはロシア・サガレン島の山中で捕獲したレックが境内で披露された。当初雄雌二頭だったが、移送中に津幡で雌が死に、一頭のみとなった。見物料は大人五銭、子供三銭だった（一〇月一四日「北國」）。

四年（一九一五）六月にはインド産の大蛇が（六月十九日「北國」、五年（一九二〇）七月にはスメル館の横で狼などが（七月三日「北陸」、同年（一九一六）秋には「教育参考」のために七尾湾で捕獲したチョウザメが（二月三日「北國」、七年（一九一八）六月には教育参考会の名目で二匹の大蛇が見世物になった（六月四日「北國」）。

⑤自転車練習場

明治三〇年（一八九七）代は自転車練習場として利用された。営業したのは明治二六年（一八九三）開業の長町川岸の石野自転車商会である。

最初、日本銀行金沢支店裏の「莫産地」とよばれる空地を自転車練習場に用いた⁶⁶⁾。その後、三二年（一八九九）七月二日から一日にかけて香林坊旧パノラマ館横で「香林坊自転車練習場」を（七月一日「北國」、また翌年、香林坊福助座横空地で三月末より「石野自転車練習場」を（三月三〇日「北國」、さらに三七年（一九〇四）八月には練習所を昼夜にわたり開場した（八月一日「北國」）。

以上、境内地での大型興行を紹介したが、これらに共通するのは明治三〇年（一八九七）が開催の画期となっていることである。いずれも夕涼みシーズンにあわせ開催しており、香林坊境内地はこのころから猥雑さを増大させていったといえる。

問題はこれらさまざまな小屋掛け興行や露天商売をだれが差配していたかである。以前、夕涼みで浅野川河原での興行を金沢の神農組が

仕切っていたことを報告した。香林坊高については詳細を確認できないが、後述の香林坊下の興行の実態をかんがみると、当時は研谷を親分とする同組の関与を想定できる。

（四）徘徊・潜伏する人々

明治三〇年（一八九七）代以降、境内地の賑わい拡大と比例し増大したのが人的トラブルである。近くに交番があった影響もあり境内での検挙の様子が頻繁に新聞に報じられた。トラブルの内容は劇場・寄席での盗難が目立つが、ここではそれ以外の検挙例を紹介する。まずは喧嘩である。

明治三四年（一九〇二）六月には東京浅草の呉服商田中久太郎の先祖が恵比須大黒を新興した利益により家運が上昇したという由来を説きながら金の恵比須大黒を三銭で売る男がいた。客から詐欺と罵られケンカになった（六月十五日「北國」）。

大正一一年（一九二二）一〇月には酩酊している上等兵に対し巡視中の憲兵が帰営をすすめたところ喧嘩となり、上等兵は抜刀して憲兵の喉を突こうとする騒動がおき、黒山の人だかりができた（一〇月二五日「北陸毎日」）。

境内でとくに検挙対象として多かったのが徘徊・野宿者である。以下、事例をあげよう。

・明治二八年（一八九五）八月、洋傘を窃取したことが露見した市内

一九歳男性が大神宮境内でぶらついているところを逮捕された（八月一日「北國」）。

●明治三三年（一九〇〇）九月、福助座横に肘を枕にして伏している、福井市出身一六歳の少年を警察がみとめた。ゆりうごかすと、懐に紙入れ・ゴム玉・絹ハンカチが入っているとわかり、詰問すると、片町の三階勸工場で万引きしたものとわかった（九月二五日「北國」）。

●明治三五年（一九〇二）四月、富士市の元士族で無職の男性が能美郡にある実家に四歳の養女の世話を頼もうと、七つの長男と養女を連れて金沢まで来て、大神宮の拝殿の縁先で休憩していたところ、養女が餓死していたことがわかり、警察に申し出た（四月一四日「北國」）。

●明治三六年（一九〇三）九月、市内の小僧が金粉一匁を買って帽子の中に入れてかぶり境内に入って遊んでいるうちに紛失し、警察署に届け出た（九月五日「北國」）。

●明治三八年（一九〇五）一二月、大神宮の床下に石鹸そのほかが放置してあったので神社が警察に届け出た。警察が搜索をすすめたところ、武生町の前科四犯の男が三回、勸工場で万引きしたものとわかった（一二月八日「北國」）。

●明治四〇年（一九〇七）九月、拝殿床下に子供を背負って熟睡する女を警察が発見した。取り調べたところ、姑と折り合いがあわないことから離婚することとなり、工女になるつもりで宛所をさがして

徘徊しているうちに夜になってしまったので、仮寝していたところだった（九月一日「北陸」）。

●大正五年（一九一六）九月、境内を巡邏中の巡査が少年二人を見つけ取り調べたところ、頼母子講の掛け金を偽って集め、その金で野宿をしながら毎日活動写真を見て遊んでいたとわかった（九月七日「北陸」）。

●大正八年（一九一九）八月、警邏中の巡査が香林坊下で怪しげな女性をみつけ取り調べたところ、女性は、一八歳で、両親から激しく折檻されることにいたたまれず家出し、境内で野宿しながら香林坊下の興行中の曲馬一座の宿へ忍び込み窃盗し、その金で興行見物していると自白した（八月二四日「北陸」）。

●大正一一年（一九二二）六月、市内天神町の一三歳の少年が奉公先を追い出され、大神宮の縁の下を宿泊所にして市内商店で商品を盗難していたところ、縁の下で熟睡中に巡査に捕まった（六月六日「北國」）。

●大正一二年（一九二三）七月、二人の子供を残し妻に先立たれた男が貧困のあまり長女を砺波郡の出町遊廓に売ったあとに、金沢へ帰る途中に契約金を廓遊びで使い果たし、夜、大神宮の縁の下で寝ているところを取りおさえられた（七月二一日「北國」）。

●同年（一九二三）一二月、駅前捨てられ、その後小野慈善院に引き取られていた一四歳の孤児が、院から逃げ出した。大神宮境内を警邏中、スメル館で怪しげな少年を発見し、取り調べると、例の孤

児で、大神宮を根城にして各所で盗難をはたらいていたとわかった

(二月二六日「北陸毎日」)。

- 大正一三年(一九二四)四月、大神宮床下に寝ている市内の二少年を警察が発見した。家出して師範学校校庭で屑を拾って売った金で蕎麦や活動写真に費やしたり、また万引きをしたりして過ごしているとわかった(四月九日「北陸毎日」)。

- 同年(一九二四)五月、深夜に大神宮床下で眠る一三歳の少年を警察が発見した。取り調べたところ、親の金を持ち出して、スメル館や大活俱樂部で活動写真を見ていたが、金をつかいはたし帰るに帰れず一夜を明かそうとしていたとわかった(五月二日「北陸」)

- 同年(一九二四)九月、富樫村円光寺在住の男性二三歳が大神宮の縁の下に自転車隠し、縁の上で寝ているのを警察が発見し取り調べたところ、身持ちを崩して各所で盗みを働きながら市中を徘徊し、途中、自転車を盗み舞い戻っていたところだったとわかった(九月二五日「北陸」)。

- 昭和二年(一九二七)五月、付近の人たちが大神宮床下やカフェーオリエントや旧浪花座の空き家に潜む怪しい人影をみつけ警察に通報した。引きとらえると、一人は珠洲群小木町の三九才の男性、もう一人は親も家も失ったという一三歳の少年だった。少年は山科の親戚へ預けられた(五月八日「北陸」)。

- 同年(一九二七)六月、養父に叱られ飛び出した少年が大神宮境内で寝ているのを警察が発見し、実母に引き渡した(六月四日「北陸

毎日」)。

- 同年(一九二七)七月、境内で寝ている一二歳と一三歳の男児二人を警察が連行した。取り調べると活動常設館で掏摸をはたらき、また魚屋の金庫を狙い押し入ろうとしていたところとわかった。少年は四人の子分をもっていると豪語していた(七月三日「北陸毎日」)。

- 昭和四年(一九二九)一月、深夜に境内でたたくむ一〇歳の児童と境内の木下にうづくまり泣きじやくる一三歳の児童を警察が発見した。聞くと夜、家をこっそり抜け出し活動見物に夢中になっていたが、家に帰れば親から怒られるのでそのまま夜を明かそうとしていたとわかった。警察はその後、保護者に渡した(一月一六日「北陸」)。

- 昭和八年(一九三三)五月、午後一時に刑事が境内を密偵中に徘徊する怪しい男を認め尋問すると、長町川岸方面へ逃げ出した。逮捕したところ、最近出所したばかりでありながら、市内各所で窃盗を働いていたとわかった(五月二三日「北陸」)。

- 昭和九年(一九三四)一月、境内で飲食店主が飼育している猿を眺めている挙動不審の青年を警察が発見し尋問しようとする、香林坊下の共同便所へ逃げ込んだのをとらえ、取り調べたところ、市内店舗で盗みを働いていたことや、カフェー女給などの手紙数十通を所持していたことがわかった(一月一六日「北陸」)。

- 昭和一〇年(一九三五)一月、境内をトランクと大風呂敷を抱えた

不審な三〇男が徘徊しているのを認めた。取り調べようとする、逃走したので、取り押さえたところ、富山県新川郡でペンキ職を営む茨城県出身の男で、片町ねずやなどでスキー・スキー靴を窃取していたとわかった（一月三十一日「北國」）。

以上の例を整理しよう。取り調べの対象者は一〇代の少年が多い。素行・事情を調べると、大半をしめるのは、窃取・万引き後であったり、新たな窃取のために休憩中だったり、また窃取金で境内の興行を楽しんでいたりしたという窃盗関係である。

つぎに多いのは家出や施設からの逃走・放逐にからむものである。ほかに長旅の途中の親子が境内で休憩中に幼児がすでに死亡していたことが発覚したという悲惨な例もみられる。

興味深いのは検挙者の多くが大神宮の縁先・縁の下・床下を休憩場所としていたり、また床下を盗難品の隠匿場所としていたことである。床下という狭い印象をもつが、大神宮に関しては後述のとおり、のちに駐輪場として利用されるほどの天井高をもっていたために、格好の安息・隠匿場所となったのである。

かくも大神宮境内が身を潜め、一息つく場所として活用をみただけなわけか。境内地が喧噪に満ちた場所であるがゆえに寂寥感をおぼえず、また視線を引くさまざまな刺激にあふれているがゆえに人への関心・注意を散漫化させてくれたからであろう。

七 盛り場としての香林坊下

(一) 維新以降の開発

香林坊の盛り場化が進んだ背景として香林坊高と香林坊下とが競合関係にあった事情を既述した。大神宮境内の盛り場発展の背景をさぐるためにいったん香林坊下の賑わいの形成過程をみてみよう。

香林坊下とは鞍月用水をはさみ長町川岸や長町の方面をさす。武家屋敷が並んでいたが、ここもまた維新以後、空き地となった。明治初め頃の様子について巖如春はこう回想する。

「帝国座のある處は富永と云ふ侍屋敷の跡で竹藪と草原であつた。

この侍の妻女が嫉妬心が強く遂に自殺したが、その幽霊が出ると云ふのでみんな怖がつたものである。いま帝国座の前に小さな堂宇のあるのはそれを封じたものだと言はれてゐる。その頃は長町の方と古寺町の方へしか道がなく富永屋敷跡の前は扇形に草原が残つてゐたので「扇の地紙」と云つてゐた」（昭和十一年一月一日「北國」）。

香林坊下といえば、戦前の市民がまず想起したのは富永家であつたとわかる。同家が明治以降も市民の記憶に長く残つたのは世間の関心と呼ぶ伝承が二つあつたためである。

伝承の一つは、「鬼は内」と唱える節分豆まきである。大正・昭和初期の郷土史書にも定番のように紹介された。なお、同家の由来や鬼を尊ぶ理由について小倉学は種々の伝承を紹介しているが⁽⁵⁷⁾、香林坊（大藪小路）に住んでいた太田南圃の場合、以下のように伝え聞

く。小倉の報告にないので紹介しておこう。「現在、共同便所がある所を御荷物島といったのを當時の人々が之を變じて鬼ヶ島といつたので富永氏は鬼をないがしろにするのはいけない、鬼も鬼神だとからといって」大事にしたという。

そして、もう一つの伝承が、如春も想起する幽霊譚である。この話は「皿屋敷」の一種で藩政期には類似の事例が市内各所にみられた。

ほかの伝承が明治以降には忘れられてしまったのに対し、富永家に関しては何れも戦前期まで世間の話題にあがっていたことが昭和二年（一九二七）の記事からわかる。記事は夜な夜な香林坊公設市場付近に幽霊が出るという噂がひろがり野次馬が集まっている状況を報じたもので、その中で幽霊出現の系譜をこう記す。

「香林坊下豊洲館前の地藏尊のある箇所に昔立派な武家屋敷があつて、そのの腰元があるじの意に従はなかつたので、今の地藏尊の下にある井戸へばつさり斬り込み、それから後は時折其腰元の幽霊が姿を現はしたことがある」（八月一日「北陸毎日」）

幽霊出現の背景を住人は香林坊下に祀られていた地藏に結びつけて理解していたわけである。この地藏尊については小倉学も富永家由来のものとして紹介し⁸⁶、昭和六三年（一九七八）に金沢市宝円寺へ移転した後も、同じ由来が案内されている。小倉の記述の根拠は住人への聞き取りにもとづくのだろうが、この由来を鵜呑みにできない。明治四二年（一九〇九）に地藏堂を新築した際の報道記事に実際の経緯がこうみえる。

「地藏堂新築の因縁を聞くに、元來此市場の地所は元前田家の家臣富永某と云ふ人の邸宅地にして、其頃全家に信仰厚き地藏堂ありしが、明治維新の際此邸地は他人の手に移り其時より地藏尊も如何なりしか不明となり、誰れ云ふとなく此地は不浄地なりと云ひ傳へ久しく放置しありしを、今の間屋連中始め近隣其他の有志者が盡力により明治三十七年市場を開設するに至れり（中略）。涼み興行として種々新規の物を撰み冬期まで興行を續けて土地を賑はずに就き因縁深き地藏を祀れるなりといふ」（六月二三日「北國」）

つまり、維新以降、もとの屋敷にあつた地藏が行方知れずとなり、だれいともなく不浄な地と噂されていたことから、市場の活性化に向け、新たに地藏を安置したというわけである。つまり、富永家に由来しない地藏がいつしか藩政期伝来と周知されてしまったのである。

留意すべきは香林坊高の盛り場としての成長の背景にはつねに香林坊下の影響があつたことである。ふたたび昭和十四年（一九三九）

「町内評判」にみえる太田南圃の語りを紹介する（七月四日「北國」）。

「維新當時にはこの邊一帯を興行地帯となすのが當時の縣の方策であつたので、現在の帝國座、豊洲館の様なものが出来るのを見こして片町裏通の長町川岸邊一帯に芝居茶屋の様な二階續きの家が立ならんでゐるのもその當時の遺物で、當時淺の川邊の繁華な盛り場に押されてその策も成功しなかつたが、時代は三變して現在の香林坊の様な繁華街を呈してゐるのも素地があつたのです。當時の大藪小路方策が香林坊邊で再現されたのです」

香林坊高が發展した基盤には維新以降の香林坊下の興行地化計画があつたというわけである。發展を見越して建てたという芝居茶屋風の建物は現存していないが、実際に明治二〇年（一八八七）頃までは香林坊高より賑わいをみせていたことが「中越新聞」などの記事からわかる。以下、関連記事を抜き出してみよう。

- 「祭教節 山崎一口齋ハ久しく影を潜くし居りしが頃日又／＼面を出し近々より香林坊下定席に於て興行するとのチラシを出したり」（明治二〇年四月二六日発／二九日付掲載）
- 「今度大阪表より伯樂と云へる落語家の來りしを以て當地に有名な仙太郎と共に本夜より香林坊下定席に於て興行すること」（明治二〇年六月二五日発／二九日付）
- 「久しく當地にあらざりし例の祭教節山口一口齋は明後日より香林坊下定席に於て興行するよし」（明治二〇年七月三日発（同月六日掲載））
- 「一口齋ハ此頃より香林坊下に於て興行を始めしか妙に大入の人氣なり」（明治二〇年七月一七日発／二一日付）
- 「一昨夜より香林坊下に於て大女手踊興行を始めしが其女ハ十三三才なれども餘程の大女なり。それゆへ見物人の多きこと實に驚く程なり」（明治二〇年八月八日発／一〇日付）
- 「香林坊下に於て此程より手踊をなす大女の大人氣にて毎夜數千人の見物堪へず」（明治二〇年八月一五日発／一八日付）

•「越中氷見浦に於て捕獲せし飛龍魚を昨日より當香林坊下に於て見世物とせり」（明治二〇年二月九日発／二三日付）

•「當地の落語家にて有名なる桂仙太郎乃一座にハ香林坊下定席に於て此程より興行を始めしに近年になき人氣にて頃日は毎夜大入乃よし」（明治二二年二月二日發／一五日）

•「昨十八日夜より當地香林坊下定席に於て身振淨瑠璃の興行を始めしに初日より榮當々々の大入なり尤も放樂にして下足賃壹錢なればなり」（明治二二年二月一九日發／二三日付）

•「明晩より香林坊下風呂屋の席に於て乙松一座の万歳を興行す」（明治二四年一月二三日「北陸新報」）

これらの記事から、明治二〇年（一八八七）頃には寄席があり、落語・祭教節・身振り淨瑠璃、ほか大女の手踊りや動物見世物が催されたとわかる。手踊りの際は観客が「數千人」を数えたとあり、この規模となると、旧富永屋敷跡たる空地で催されたのかもしれない。

（二）「犀川市場及び諸興行場」の開業

明治二〇年頃の興行の様子をみてきたが、その後の香林坊下の發展を促した契機として注目すべきは青物市場の設置である。

既述のとおり香林坊界限における市場の開業は明治二〇年（一八八七）の臨時開設を先駆けとする。それまでは吉田鋼太郎の追想に「明治二十年頃ハ犀川大橋ヲ渡ルト橋場ト云フ青物市場ガアッタ」とある

ように市場は犀川大橋そばに限られていた。

吉田によれば、その後、明治二六、七（一八九三、四）年頃に香林坊に市場が出来たというが⁽⁹⁾、設置を具体的にうかがえる資料は確認できていない。

管見の限り、香林坊界限で市場が認められるのは明治三二年（一八九九）の香林坊高での営業である。記事は住吉市場が火災にあった際の臨時市場としておかれたとし、このときの賑わいについてもこの住吉市場の繁昌には到底及ばないと伝えている（四月一三日）。

常設の市場が確認できるのは、明治三七年（一九〇四）年である。同年三月刊『金澤明覧』に、高岡町下藪ノ内に魚・青物市場の「谷廣市場あり毎日開市す」とみえる。

この「谷廣市場」の紹介から数か月後、香林坊下の盛り場化を促す大きな変化が訪れる。明治三七年（一九〇四）七月一五日、株式会社「犀川市場及び諸興行場」が設置されたのである（地図二）。

場所は長町川岸一二番地の「屋敷跡」（旧富永家）で、八百物・魚鳥・干物・果実・四十物類の売買取引と諸興行見世物を目的とした。

一株五〇円で、資本総額は二万円であった（明治三七年五月二七日「北國」）。

開業をすすめたのは「問屋連中や近隣其他の有志」だった（明治四二年六月二三日「北國」）。市場の開設について新聞は「太神宮にも増した好況を見るなるべし」と期待した（明治三七年五月二七日「北國」）。

興味深いのは「犀川市場及び諸興行場」という名称から明らかのように犀川市場は興行地としての役割を当初から担っていたことである。

開業式では相撲・手踊り・芝居・万歳・浄瑠璃・浮れ節・餅投げ・火花などの催しが行なわれた（明治三七年七月一五日「北國」）。このような開業祝いの余興は概して一時的なものだが、市場での興行は恒常化した。

開業から五日目の市場の風景が記事にこうみえる。市場の入口は長町川岸、長町一番丁、大藪小藪の三方がある。長町川岸からの入口両側にはずらりと氷屋が並び、その間をまっすぐ通ると正面に二階建ての小屋があり、喜久松一座が地万歳を興行している。左の方をみると、群集が立って掛け小屋の浪花節を聞いている。右側には浄瑠璃が行なわれ、また中央には四本柱の相撲場があり、昼間の第一の人気を得ている（七月二〇日「北國」）。

さらにそれから約二週間後の八月三日には、「種々の余興を続け居るより毎夜却々の人出」があり、同月八日からは「市場興行場」で前月二五日頃から突貫工事で建設されたパノラマ館で、大江兼政筆による旅順港占領、南山金州得利寺の激戦図が公開された（七月二五日、八月三・七日「北國」）。

つまり、香林坊下からまっすぐに向かう通りに露店がならび、奥に地万歳・浪花節・浄瑠璃のそれぞれの小屋が建ち、また相撲場があったというわけである。八月に開業したパノラマ館は相撲興行後の空地

に建てられたと想像できる。

大掛かりな興行は翌年も続く。三八年（一九〇五）七月には鉄割一座の大軽業が市姫通りから同市場へ場所を移し興行を行ない、大好評を博した（七月一二・二五日「北國」）。

市場が興行地としての人気を維持させようとしていたことは芸人との契約関係からも読みとれる。地方歳は「人寄せの随一」であったことから開場式余興で出演した地万歳の喜久松一座と来春興行の約束をしたところ、番頭役の梅太夫は出演を了解したものの、あとから一座は来春に別の約束をすでにしていたとわかり、頭にきた市場関係の若連中が喜久松に暴行をはたらく騒動が起きている（八月三十一日「北國」）。

開業から五年後、犀川市場は経営体制を一新する（地図三）。四一



地図3 地図に見える犀川市場
明治41年「最新実測 金澤市街地図」

年（一九〇八）四月に越田栄太郎・浅田初三郎・掛野佐一郎が發起人となり、株式会社犀川八百物市場を立ちあげる。営業時間は毎日午前八時より正午までだった⁽⁶⁰⁾。

その後の様子は、四一年（一九〇八）九月の記事に、市内の青物市場について住吉市場・青草市場・犀川市場の三か所があり、住吉・青草で市中のほとんどの需要を満たしているとみえ（九月八日「北陸」）、また大正八年（一九一九）『石川県園芸要鑑』によれば、業績はふるわなかったとあり⁽⁶¹⁾、順調とはいいがたいものだった。ただし、付近の住人には欠かせない場所となっていたのだろう。大正五年（一九一六）の記事には早朝の市場に商品が運び込まれる様子がこうみえる。

「香林坊下の犀川野菜市場には開市前に二三十輛の荷車が處狭く詰掛けて居るが、野菜は多く時節柄の胡瓜や茄子が其大部分を占めて甘藍なども見えた。處が荷車の中に裸母車が二ツ胡瓜と甘藍を満載して其内に加はつて居る。石川県の裸母車は近頃荷車代用に澤山使つて居るのを往々見受けられる。餘り他所に類のない奇観である。之等は裸母車に限り無税だから其弊も幾分加味して居やう」（七月三日「北陸」）

ちなみに、市場の存在を確認できるのは、管見のかぎり、昭和一四年（一九三九）の『金沢商工人名録』の市場一覧のなかにみえるのが最後である。

注目すべきは、犀川八百屋市場は、前身の「犀川市場及び諸興行

場」と同様に、興行に力を注いだことである。開業の翌年、明治四二年（一九〇九）六月には、以下のとおり興行地発展に向けテコ入れが行なわれる。

「富永邸も市場に併せて興行地となすべく福井三國の益井、金澤の研谷等大に盡力する所あり。定興行地として爲すことに決定し、今回の動物館を開き續いて自動人形來り、大人氣の中に動物は二十五日限りにて打上げ、其跡へは新來の西洋輕業及西洋曲馬其他引續き涼み興行として種々新規の物を選び冬期まで興行を續けて土地を賑はす」（六月二三日「北國」）。

「益井」とは、国内におけるサーカス巡業の先駆けとなった福井県三国町の益井商會を⁽⁶²⁾、「研谷」とは金沢の香具師の総元締めであった研谷彌三郎をさす⁽⁶³⁾。北陸を代表する有力興行師の支援を得たのである。

興行の第一回目となったのは矢野巡回動物園で六月五日から約一か月間開催された（明治四二年六月一日「北國」）⁽⁶⁴⁾。香林坊下はその後、大規模な興行を楽しめる場として人気を集めた。明治四三年（一九〇九）以降の興行の様子を以下、列挙しよう。

- 明治四三年（一九一〇）一〇月、菊人形を飾った金沢菊花園が開業（一〇月一四日「北國」）。
- 明治四四年（一九一〇）四月、益井商會の大曲馬・自転車曲乗り・大曲芸の一座が興行（四月六日「北國」）。曲芸は人気を集め連日満

員だったため棧敷を増築し、また軍事遺族や傷兵は無料招待し、また小学校児童の団体見物は半額割りとした（四月九日「北國」）。同月一四日には歩兵連隊の千名余が見物した（一四日「北國」）。

- 明治四五年（一九一〇）四月、花屋敷が開業し霧島人形を展示（明治四五年四月二四日「北國」）。

- 大正元年（一九一〇）一〇月、花屋敷が開業し菊人形を展示（大正元年一〇月二三日「北國」）。

- 大正元年（一九一〇）十一月、白山山麓で捕獲された雌雄のムササビを菊花園前で見世物に（十一月十日「北國」）。

- 大正二年（一九一三）五月、花屋敷前に一時間器具使用料五錢でローラスケートを楽しめる大正館が開館（五月一日「北國」）。

- 大正二年（一九一三）六月、花屋敷で明治天皇御大葬行列模型を展示（大正二年六月一四日「北國」）。

- 大正二年（一九一三）八月、ローラスケート練習場で競技会を実施。五人貫勝者に反物一反が贈られた（八月七日「北國」）。

- 大正二年（一九一三）十一月、花屋敷で菊人形を展示（十一月六日「北國」）。

- 大正三年（一九一四）四月、花屋敷跡で加越能三州の相撲と柔術試合を興行。柔術は市内で道場を営む村田師範の門下生によるもので、観客の飛び入りも勝手次第とした（四月二七日「北國」）。

- 同年（一九一四）七月、花屋敷跡で、研屋が興行視察のため清國に赴いた際契約した大曲芸師李有来一行と関西の演舞喜劇一行の豊正

武団との合体による一座五〇名による曲芸・演舞を興行（七月二七日「北國」）。

●同年（一九一四）一月、市場内に寄席の喜久席が開業（一月一日「北國」）。開場初日の出演は落語の江田太郎、独楽の源水一座（二月三日「北國」）。

●大正六年（一九一七）七月、「動物各種、ライオン、大虎、黒豹、大豹等猛獣の技芸、土佐犬の格闘」などを見せる矢野動物園が開業（七月五日「北國」）。このとき、動物園は本隊と分隊の二会場にわかれ、本隊は香林坊下、分隊が大神宮境内で催された（六月一日「北國」）。

●大正八年（一九一九）四月、柿岡商会による世界的曲芸を興行（四月一日「北國」）。

●同年（一九一九）八月、花房商会による世界一猛獣使大曲馬を興行（八月二四日「北陸」、同月二九日「北國」）。

明治四三年（一九一〇）より大正二年（一九一三）まで、菊花園、その後継の花屋敷といったテーマパークが人気を集め、それ以降はローラスケートや巡回動物園、曲芸・曲馬で話題を呼んだとわかる。

大正六年（一九一七）以降、来沢した興行会社について補説しておく。矢野動物園は香川県丸亀市の矢野岩太が日露戦争中に山猫を入手したのが興行の始まりである。曲馬などを専門とする柿岡商会は益井の弟分柿岡俊太郎が明治三九年（一九〇六）に創立し、また花房商

会は益井商会の支援を受け大正二年（一九一三）に神戸で発足しており、いずれも益井商会の流れに位置する。なお、明治後期より日本の曲芸を牽引してきた益井商会は大正三年（一九一四）末に消滅した。

ちなみに大正八年（一九一九）の花房商会の興行の際、「曲馬の花」とうたわれた、バイオリン伴奏の女性が片町を代表した商家・亀田家の愛嬢であった。亀田家没落後、一六歳の時に売られ最終的に花房商会に流れ着いたという。市内十三間町の医師小倉嘉一郎は亡父が亀田家の店員として恩を受けたことから、その座元に頼み五〇〇円で引き取ったという（九月五日「北國」）。

（三）映画館の林立

大正六年（一九一七）頃になると、動物園や曲馬といった大型興行が年に数度催されるだけになっていくのは娯楽の中心が大正二年（一九一三）以降、映画に移った影響がある。金沢で映画を日常的に楽しめるようになるのは大正二年（一九一三）の夏以降である。

同年七月、香林坊高の寄席小福座が興行を映画中心とするため、外装を洋風館とするなど建物の改造をすすめ、施設名を一時、電気館に改めた（七月二七日「北國」）。

また、犀川大橋を渡った先にある野町の神明宮境内では野町口の振興のために神明館が設置される。建物はもと松任にあった寄席を再利用したもので、興行の中心は映画であった（八月八日「北國」）。このほか並木町の劇場・尾山座も映画を始め、これら三施設が人気を競っ

た（大正二年八月八日「北國」）。

右の施設での映画は、あくまで各種興行の一つにすぎなかったが、まもなくして同年一〇月三十一日に金沢で始めて本格的な常設館「菊水倶楽部」が犀川市場ローラスケート場の跡地に開業する。「金澤映画館變遷史」によれば、館名は「菊人形の小屋」（花屋敷）があったことと、近くの犀川の雅名が「菊水川」だったことにちなんだという⁶⁵。

市民は完成した館の姿に驚いた。規模は間口七間奥行き一一間、形状は大坂新世界の浪速倶楽部式、収容人数は約七〇〇名で、高さ六間の正面には数百個の電灯をとりつけ夜間は電光裝飾をほどこし、また座席は階上の両棧敷前方のみ畳敷きとし他はすべて椅子とし、洋風の少女が館内を案内する、いままでにないハイカラなものだった（八月八日・一〇月二十九日「北國」）。

金沢の芸能批評家夢翁生は「金澤の映画界」で菊水倶楽部の興行の様子をこうふりかえる。「開館當時は東京から關楓葉を主任辨士に呼んだが、高い月給の辨士商賣、世にも羨ましいもの一つであった。然もその辨士ぶりをや、齒の浮くやうな美辭麗句の形容詞澤山はまだいいとして「ジャンバルジャン」で法律の權化（ごんげ）を權化（ごんくわ）々々と繰返して平氣だったのだから、その低級な附焼刃さ加減も思はれやう」（昭和八年七月一二日「北國」）。当時の辨士の力量がうかがえよう。

その後、つぎつぎと常設館が出現する。大正三年（一九一四）六月には尾張町に第二菊水倶楽部、同年七月に大神宮境内にスメル館、同

年一〇月に尾張町に大手館、四年（一九一五）五月に白菊町にキンシ館が開業し⁶⁶、八年（一九一九）一月に福助座が常設映画館・中央館として生まれ変わる。香林坊界限は一挙に市内最多の映画館集積地となつていったのである。なお、「金澤映画館變遷史」によれば、スメル館の由来は香林坊の「香」にちなみ、当時としては全国的にも例のないハイカラな名称と評されたという（写真三）⁶⁷。

映画館の林立を受け、はやくに他との差別化をはかったのが香林坊下の第一菊水倶楽部であった。八年（一九一九）九月に改築し、当地で初めて米國ユニバーサル社と契約し、音楽は浅草公園・帝國などより名手を引き抜きオーケストラ団とし、人氣のあつた水書未狂を主任弁士とした（八月三十一日「北國」）。開業から数年後には弁士が映画館の人氣を牽引する時代となつたのである。

映画人氣で活気をみせる香林坊は周囲から商機に富む場所として目に映つたのだろう。九年（一九二〇）一月、白菊町の北國劇場が香林坊下（花屋敷跡）に移転し（八月一四日「北陸」）、香林坊一帯は映画館街の様相をみせるようになった。

映画館の進出はこれまで香林坊の賑わいを生んだ大がかりな興行の移動をもたらす。香林坊下の代替地として活用されたのが、大正二年（一九一三）一月に長町川岸に移転した金沢専売局前の空地（現金沢市立玉川図書館付近）だった。四年（一九一五）には東京浅草公園曲馬館の柿岡氏会主の東京体育奨励並びに動物学研究曲技大会が同地で実施された（七月二三日「北國」）。



写真3 絵葉書「香林坊大神宮境内」(個人蔵) 中央にスメル館、右端に横山食堂看板、左奥に松竹座、左手前に食堂がみえる。「松竹キネマ」の文字が左奥にみえ大正10年頃の風景と推定できる。

ちなみに金沢専売局のあたりは、明治四二年(一九〇九)四月に北國三県連合自転車大競争(四月二日「北國」)、四三年(一九一〇)六月に全国連合自転車選手会(六月二八日「北國」)、四四年(一九一一)四月に自転車競争会などが実施されており(四月一六日「北國」)、市民には明治四〇年(一九〇七)代には興行地として親しまれていた場所であった。

小屋掛けの興行の減少は香林坊下だけではなく香林坊高でも進む。夕涼みシーズンには香林坊高が各種興行でにぎわったことをさきに紹介したが、大正六年(一九一七)頃になると、以前とは大きく風景が変わっていく。以下、夕涼みの賑わいを伝える記事から香林坊を舞台とする記載を抜き出してみよう。

「片町から香林坊」(大正六年八月二日「北國」)

「香林坊へ上ると、查公が福助座のマネキと根競べと云つた風に道路の真中に突立つてゐる。(中略)太神宮の方へ廻ると活動寫眞の前に金澤は掏摸のゐない處だと想つてゐるらしい人達が立つてゐる。ノゾキの女が薄い唇で小鳥の様に喋べつてゐるのに、髪の手入れを怠つた不衛生なのが群れてゐる。更に第一菊水の前でしびれを切らした、辨士や女給にお百度を踏む惚いのが出口の氷店で甦つた様に水をすすつてゐる。ア、世の中は泰平である」

「金沢繁昌記 香林坊」(大正一一年六月二五日「北國」)

「狭い境内に活動写真館が二つ。寄席が一ツ、それに飲食店や小料理屋、玉突、射的なんぞが庇を突合せて居るので殆ど身動きがならぬ。殊に第一第三の休日には古い文句だが肩と肩とが擦れ合つて進む事も退く時も出来ない。都市計画實施の暁は是非此邊一帯の家屋を取毀つて大々的に擴張をやるひつようがあらう」

露天商や大道芸人にかわり、映画館とその周囲を取り囲む飲食店や遊技場が賑わいを構成するようになったとわかる。この景観の変化は、神農組が差配した旧来の賑わいの世界にかわり、大手の芸能会社とつながりをもつ興行主や資本家が賑わいを創出する時代へ変化していったことをしめす。

境内や香林坊下の空地から追われた香具師はその後どうなったのだろうか。関係記録をつなぎあわせるとその行方は二つに整理できる。

ひとつは街中への進出である。別途、検討したように大正後半には夕涼みはかつてない喧噪をきわめ、さらに昭和に入ると、彦三通りが片町とならび夜店の集積地として発展していった。長期にわたり需要が続く夕涼みの夜店は香具師にとって春秋の祭礼以上の収入源となっていたと想像できる。

もうひとつは街中への潜行である。昭和に入ると、暴力と恫喝をもつて収入を得ようとする「不良香具師」が増加し、徐々に暴力団組織化していった。この組織性を持った暴力が敗戦直後の混乱を統御する上で大きな影響力をもつたことは後述する。

(四) 公設市場の設置と外食の普及

大正三年（一九一四）以降、香林坊下は青物市場・見世物興行地から映画館街へと賑わいの魅力が変わっていったことを指摘したが、もうひとつ香林坊下の大きな変化として公設市場が長町川岸に設置されたことをあげられる⁶⁸⁾。

公設市場は第一次大戦をきっかけとする物価騰貴や戦後不況による生活救援のために大正七年（一九一八）四月に大阪に開設されたのをさがげに全国に置かれた日用品・食料品市場である。

金沢でも大正七年（一九一八）に設置の必要が叫ばれた（大正一二年七月九日「北國」）。九年（一九二〇）の金沢市編『勸業報告 公設市場調査報告』から実現に向け全国の公設市場の視察が行なわれたとわかるものの、竣工をみたのは最初の声から五年後であった。

大正一二年（一九二〇）四月に、並木町（店舗一四軒）、長町川岸（二二軒）、巴町（一七軒）、同年八月に六斗林広（八軒）、白山町（一四軒）の五か所に市場が設けられた。このときの開業挨拶には設置の目的は当初の社会政策的な意義よりも商工業の改良発達へ移ったとみえる（七月一〇日「北國」）。

昭和二年（一九二七）『金澤市政概要』には、市場の敷地面積は一・二六坪で、店舗数は三四店とある。香林坊下市場の場所は右書に「鞍月用水水面」となっており、用水上に商店が並んでいたとわかる。

この造成方法は浅野川の川岸に商店が並んだ並木町と近似しており、河畔の有効活用を金沢市が戦略的にとつたと理解できる。この公



地図4 香林坊界隈 昭和34年「金沢市住宅詳細図」
 ①片町市民市場（片町センター） ②香林坊横丁 ③公設市場（香林坊下商店街）

設市場の後継にあたる商業区域が、香林坊下商店街である（地図四）。この商店街については昭和二十七年（一九五二）の記事に「長町川岸市場」として紹介され、その歴史については「市営市場として二十戸の店舗が建てられ、その後昭和十六年に民間へ払い下げられになり、現在は飲食店七、食料品店三、八百屋三、魚屋二、雑貨、くつ、時計、洋服店などが経営されている」とみえる。

また最終的に香林坊再開発事業により立ち退きとなった際の昭和五九年（一九八四）の記事には、大正一二年（一九二三）の公設市場として始まり、較月用水を覆う水上商店街」として親しまれてきたとみえる（五月三十一日「北國」）。公設市場の名は戦後も通称として使われ続けたのだろう。昭和四一年（一九六六）八月『地番入 金沢市街図』（石川県立歴史博物館蔵）には「公設市場」のまま表記されている。

各商店はどのような経営の様子だったのだろうか。付近に暮らす元住人に話を聞いてみよう。実家が市場の向いで金魚屋を、自身は昭和二八年より市場の一角で菓子店を営んでいた見城喜久子さん（昭和六年）は当時の思い出をこう語る。

用水の上に二〇軒店があつて、香林坊下商店街と言つた。八百屋が二軒、魚屋が三軒あつて、そのころ買物する場所は近くではここしかなく、変えなかつたから近江町まで行かないといけなかつたので、すごい流行つた。二〇軒のうち住んでいるのはわたしのところのほか

三軒ほどで、ほかは近くに別の家をもっていた。川の上だから湿気があるだろと言われたが、水が流れていると、風が通って、湿気なんかなかった。トイレは用水に流せないの、三、四軒ごと共同のトイレがあった。

昭和二〇年ぐらいから立ち退きの話はすっかりになって、それであつちこつち移転先を探してまわっていた。町内の新年会に行つて、今の場所が開いていると聞いて、昭和三四年に移つて菓子屋をした。

立ち退きのときは用水の上の部分は保障にならなかつた。大通り側は階数だけ保障が出たので、保証金で別のところでビルを建てたりできた。東急ができてから、魚屋や八百屋がテナントに入ったが、前を通つて商品を見て買えないので、みんな長続きしなかつた。

大正一三年（一九二四）九月、この公設市場の設置と運動してより安価に外食を楽しむことを目的とする公設食堂（簡易食堂）が市場内に開業する（写真四）。具体的な場所は松竹座の横から長町へ坂を下り、橋をわたつた右手にあつた（九月一九日「北國」）。

建物は大正一三年（一九二四）に不振から閉鎖となつた六斗・白山町の市場施設を移築したもので、間口は八間あつた（大正一三年八月二四日「北陸毎日」）。料理は、一年を通し、香の物と二品付きで一二錢で提供した（九月一九日「北國」）。

この食堂の後裔と推定されるのが、現在、通りを挟んで麵類の飲食店を営む福島屋である。その根拠は、往時の商売人を列挙した昭和三



写真4-1 公設食堂外観 大正15年12月24日「北國」



写真4-2 食堂内部 大正13年9月19日「北國」

年（一九二八）『金沢市商工人名録』に、「香林坊市場・大正一二年七月創業・簡易食堂・福島喜太郎」とみえ、公設市場の一角で商売を始めていたからである。喜太郎の孫にあたる小泉榮子さんは家の歴史をこう語る。

店ができて一〇〇年くらい経つかね。その前は本町に世界館という肉屋さんがあつてそこで喜太郎は料理屋をしていたが、そのあと鞍月用水の上の飯屋を出して、四高生がよく食べに来ていたらしい。場所は福岳寿司から村梶さんまでの三軒分ぐらいあつた。戦時中は片町の加登長に飲食店の女将さんが集まつて雑炊の焚きだしをしたが、その

ときうちは多くの飯を出したので、歩合制でお金がたくさんあつたと聞いた。私が三、四才ころかね、そのあと、通りを挟んで向かいの今井さんが親戚で、横の土地が開いたということの前引越したらしい。戦後、父親が戦争から帰ってきてうどん屋を自分で始めた。こつちでも四高の学生がよく食べにきていた。住まいは長町一番丁にあつて、その二階を学生の寮みたいにして貸し出していたこともあつた。

用水上に店があつたときは三店分の敷地があつたという述懐は、公設食堂の間口が八間だったという点とも合致していると思われる（大正一三年八月二十四日「北陸毎日」）。

香林坊に食堂が置かれた前提には、香林坊界隈が外食の需要を満たす飲食店街へ発展をみせた事情がある。その背景には官公庁や学校が近くに集まる地理環境にあつたこと、学生に加えて一人暮らしの工員や勤め人が増大したこと、また映画鑑賞と外食を組合せ歓楽街での時間を楽しむようになったことを想定できる。

新聞広告から発展の経過をみると、大正四年（一九一五）頃から広告が目立つようになる。香林坊下をみると、四年（一九一五）九月に菊水料理店が大幅に割安で食べられる回数割引券を発行したのが早い例である（大正四年九月二八日「北陸」）。

その後、九年（一九二〇）七月の「北陸一の洋食店」と銘打つ香林軒（七月三日「北國」）、同年九月に第一菊水入り口に「牛鶏すき焼

き」の大正亭（九月一九日「北國」）、一〇年（一九二一）八月の鳥すきの音羽の開業が認められる（大正一〇年八月三日「北國」）。香林軒の後継であろうか、一一年（一九二二）三月には東京上野精養軒の料理人を招き仏国式西洋料理店「精養軒」が（三月一五日「北國」）、一三年（一九二四）には食堂のカフェエーグリーンホールが来店する（八月二七日「北國」）⁶⁹。

香林坊高（境内地）に目を移すと、大正七年（一九一八）にはスメル館前で人気のあつた寿司の横山屋が旧稲荷屋跡を引き受け本店とし、旧来の店を支店とし、寿司以外の料理もだすようにし、また他店より二割安で酒が楽しめるようサービス向上したと宣伝している（一月七日「北陸」／（写真三））。

また一〇年（一九二一）八月に天ぶら・寿司・親子丼・天井の天金（八月八日「北國」）、一二年（一九二三）一月に支那料理・西洋料理の来々軒（一月七日「北國」）が開業宣伝している。ちなみに横山屋は昭和三年（一九二八）『金澤商工人名録』から大正二年（一九一三）八月開業とわかるが⁷⁰、現在も別の場所で麵類店として営業を続けている。

さらに香林坊三叉路方面では、西洋料理と牛鶏すき焼きのカフェーチンヤ、西洋料理とコーヒーのカフェエーブラジル食堂（大正一二年一月三日「北國」）、日本料理・西洋料理・喫茶の万年館（昭和二年七月一三日「北國」）、うなぎ・天ぷら・鍋類の銀つぼ（昭和四年九月三〇日「北國」）などの広告が認められ、香林坊界隈はフランス料理

から支那料理まで多様な飲食が楽しめる場となったことがわかる。

むろん新聞広告にみえるのは一部の店舗にすぎず、実際にはそのほか小規模の飲食店もつぎつぎと営業を始めた。大正十一年（一九二二）の記事は「近來市中に於ける飲食店が漸次増加し玉川署管内にて一日によつては一日二三件の營業願が提出され（中略）本月中に營業許可をしたものが十二件、之に既往の百五十六件と合して同署管内だけでも實に甚だしい數になる」（二月二十五日「北國」と伝える）。

また大正十五年（一九二六）三月の記事には行楽シーズンを迎えるため「香林坊内の飲食店その他飲み喰ひ店の新設出願も所轄署へ續々と提出される有様」にあり、既存の業者は商売の脅威となることを恐れ、代表が広坂署へ新設許可を与えないように懇願したとあり（三月二十五日「北國」、大正一〇年（一九二一）頃に香林坊を中心に飲食店が急増していく様子を見て取れる）。

八 境内地の買収と改造運動

（一）転売された境内地

明治後期から大正期にかけて香林坊は興行施設と飲食店が集積する、盛り場ならではの雑然とした空間へと発展していったわけだが、とうぜん、その発展の背景には土地や施設をめぐるしい売買があった。明治期の売買の動向は把握できないが、映画館の進出がすすむ大正五年（一九一六）以降になると、香林坊界限での権利関係の係争が

新聞紙上をにぎわすようになり、所有者の変化の一端をうかがえる。

最初に耳目を集めたのが大神宮境内にあったスメル館の買収である。大正三年（一九一四）以降、常設映画館が市内に急増し競争過剰となった影響から、五年（一九一六）七月より休館に入っていた香林坊下の第一菊水倶楽部経営者は、経営の効率化をすすめるためにスメル館の買収を企てた。しかし、スメル館の権利関係が錯綜していたため、買収はすすまなかった。

もともとスメル館は開業当時から内輪もめが絶えず権利関係が乱れていた。館の敷地は富山県の人、建物は清水伊三郎、興行は若宮正太郎がそれぞれ権利をもった。その後、清水の不始末により、建物は小立野の吉岡某にわたる。さらに以前から目をつけていた富山県の牧野某が第一菊水の小西ほかと相談し、新町の石谷金貸業から四〇〇〇円を借り受け、建物の所有権を吉岡から三〇〇〇円で買いとった。

スメル館の建物は、壁は落ちて骨を現わし館内は雨漏れをするほど老朽化していたものの、だれも修繕の責任をひきうけなかったのは、かかる権利関係の錯綜から責任の所在があいまいとなっていたからであった。

第一菊水の経営者はスメル館の興行権をもつ若宮に対し買収を相談したが、若宮は来年の七月まで日活会社の共同経営の契約を締結し、それを破った場合、二〇〇〇円の違約金を支払わなければならないので、交渉に応じなかった。この状況を打開するために第一、第二、第六各蒸気消防組頭の三名が仲裁に入り、ようやく若宮は牧野に権利を

明け渡した（大正五年六月三〇日「北國」）。

（二） 興行師・坂下栄太郎の香林坊開発計画

大正八年（一九一九）以降になると、当時、北國劇場・尾山座の経営にあたっていた有力興行師の坂下栄太郎が香林坊一帯の大掛かりな再開発をすすめようとした。

坂下がまず目をつけたのは香林坊下で、そこに一大娯楽空間「娯楽園」を造成しようとした（大正八年三月一八日「北國」）。当地に注目したのは、市街電鉄が大正九年（一九二〇）に完成することにより、夕涼み客の動きがかわり、かつてのように橋場町や片町に客が流れなくなる思いがあった。計画は以下の四項目からなつた。

第一に香林坊下の道路拡張を契機に菊花園跡を一手に引き受け、入口の八百屋などを取り払い一直線に石を敷き詰め雨天でも下駄履きでも歩ける道路とする。第二に道路の両側に仲見世の軒を連ね、突き当りの正面に伏見稲荷の遥拝所となる大堂宇を建立し、付近の空地には大噴水、運動器をすえ、四季の草花を栽培し、遊園地とする。

第三に将来的には動物園を設備し、園内には一定の入場料を支払えば、一日、自由に入入りして遊べる仕組みとする。第四に第一菊花俱樂部は栄館と改め東京の帝国座と連絡して封切り映画のみの上映とし、また喜久席は栄座に改称して、色物や女義太夫を興行する。

結果的にこの計画は頓挫するが、香林坊下の開発発表からわずか一年後に坂下は香林坊高の開発に着手する。

大正九年（一九二〇）二月、坂下は、福井県の土木請負・岩永利一を資金主とし、ほか富山県の黒田次太郎ほか数名の援助により、中央館（旧福助座）・スメル館・小福座、大神宮の入口両側、大神宮横手の稲荷屋にいたる、実質香林坊の区画すべてを二四万円で買収しようとした（二月六日「北國」）。

坂下は、買収のあかつきには、中央館を市内第一の常設館にすべく日活会社と契約し、またスメル館は市姫通りか小松町のいづれかに移転開業させ、また小福座（のちの浪花座）と隣接する飲食店は取り壊し、そのあとには食堂付きの玉突き場を、スメル館跡にはデザートメントストアを新設し、さらに現在の射的場やうどん・そばの飲食店は撤廃して入口の体裁を変え、境内の通行路はセメントコンクリートにかため、「都会場の娯楽地」に改造しようと企図した。この計画に対し、香林坊界隈の関係者や長らく常設館の設置を望んでいた市姫通りの住人は大いに期待した（二月八日「北陸」）。

坂下の開発の動きに関し、二月六・八日付けの「北國新聞」は土地買収完了、また八日の「北陸新聞」はあくまで計画とそれぞれ報じており、内容が一致しないが、最終的にスメル館の買収などはできなかったのだろう。

翌一〇年（一九二二）、坂下の買収から漏れたと思われる余地をめぐり新たな騒動がもちあがる。記事によれば、当時、中央館・スメル館を除く境内の余地は浪花座主の柳沢が所有した。ちなみに大神宮の所有地はわずかに社殿と事務所と参拝通路だけだったため関係者は事

務所前と通路の隣接地一部を運営上必要として買い取ったという。

騒動の原因は柳沢が余地の所有権をたてにスメル館前面に向かつて射的場用の半永久的な建物の建築を始めたことにあった。スメル館では営業上の利害関係からもう少し距離を開けてほしいと申し込んだが、柳沢が応じなかった。

このためスメル館では対抗措置として中央館に通じる空地に高い板塀をこしらえた。警察は騒動をみかね双方の妥協を勧誘したという（大正一〇年三月一日「北陸」）。

大正九年（一九二〇）以降、香林坊高の土地権利をめぐり係争が多発した直接の背景には、土地がまとまって売りに出された事情があった。一二年（一九二三）の記事に明治以降の香林坊高の土地売買の歴史がこうみえる。

「曾て太神宮神職安達某氏が金澤の中央部を占める香林坊一帯を買収し太神宮を建設して神樂太鼓の音鼓々と何時か敬神厚い當地の人々の足を曳いたものだ。時移り月進んで安達氏も引退する事となり幾度か人手を経て石屋仁左衛門、氷見榮太郎外一名の三氏の手に移り、その頃の歡樂境の平和は保たれてゐた。かかるうちに大正九年は來て其賣買權は元市役所土木課で辨當をばくついてゐた市内長町四番丁柳澤正則氏の手へ歸し柳澤は其土地を希望者に分譲した、紛紜、喧囂の巷と化したのはこの時からである」（二月六日「北陸毎日」）

つまり、大神宮が設置されるにあたり香林坊高一带を買いとつたものの、その後、売買を経て、石屋などの三人の手にわたり、さらに一

括購入した元市役所役人の柳沢が大正九年（一九二〇）に一挙に売り出したことから混乱を招いたというわけである。柳沢とは浪花座主と同一人物と判断できる。

（三）香林坊高の改造運動

ここまでの開発の経緯をみてきて注目すべきは興行師の坂下の大義である。坂下は香林坊高から「見苦しきもの」を撤去し、「都会地の娛樂地」へと生まれ変わらせようとした。このような意識が芽生えた背景には市街地の景観変化があった。

つまり、坂下が開発をすすめた大正八、九（一九一九、二〇）年は金沢の中心市街地が大きな変貌を遂げた時期であった。街路が拡張され電気鉄道が敷設され、またそれにもない道沿いの店舗の改良がすすめられた。坂下の「都会地」化計画は周囲景観の劇的な変化に同調しようとしたものだったといえる。

その思いは界隈の住人にもあったのだろう。坂下の動向が報じられなくなる大正一一年（一九二二）以降になると、当人になりかわるように、住人自身が率先して香林坊高の改造を訴えるようになる。

このとき住民の改造運動の大義の要となったのが大神宮であった。つまり、境内地としてふさわしい厳肅さをもとめたのである。

かかる声が高まるのは大正一一年（一九二二）である。境内に飲食店や煮売屋ほか小店が所せまく並ぶ雰囲気は神の神聖さを汚し、かつ神前結婚の意義を損ずるといふ苦情が出されたのである。この苦情を

受け、大神宮内では移転案が浮上し、「伊勢」の神宮奉斎会で詮議されるまでになった（二月二日「北陸」）。

香林坊高の景観に対する同時期の世間の意識をしめすが境内の様子を伝える一一年（一九二二）の以下の記事である。

「二帯は震災ならぬバラツクの飲食店がスメル館の横手や大神宮の椽の下までも宛然皮膚病患者のカサブタの様に喰ツ付いてゐたので、可惜神域の空氣も飲食店や白粉女の黄色い聲に濁されて金澤唯一の盛り場も裏長屋に百燭の電燈を附けた様な醜さを呈してゐた。夜は一間程の立て込んだ道を歓樂に渴えた人達がウヨ／＼徘徊し法界屋や香具師が暗い大神宮の木影や鳥居の下で盛に風俗を紊してゐた」（一〇月二〇日「北國」）

バラツクの飲食店を「カサブタ」、娯樂をもとめる客の動きを「ウヨウヨ徘徊」とする言い回しに世間の忌避感を感じとることができ

る。ちなみに厳肅さをもとめる声は突如沸き上がったものでない。興行地としての性格をあわせもつ境内地に対して、賑わいを歓迎する声と、厳肅さをもとめる声双方が早くからあった。

いまだ大神宮所有地が売買される以前と思われる明治三二年（一八九九）の新聞には「大神宮境内に怪しき家あり 北山氏早く放逐しては如何神域を汚す恐れあれば」（八月二八日「北國」）という投書がみえる。

大正終わりにおける意見は、もともとこのような批判意識の蓄積の

なかで浮上したと想像できるが、境内地の適切利用をもとめた明治三二年（一八九九）の趣旨と異なり、大正期のそれはモダニズムがもつ瀟洒・洗練さへの憧憬と、それにそぐわない明治以来の古びた興行空間への不満から浮上したものといえる。

このような声をもとに大正一二年（一九二三）には任人が改造組合をたちあげ改良運動を始める。同年二月以降には吉野広坂所署長の肝いりで付近有志が集まり協議をすすめた。最初の計画では雨天時にぬかるむ境内の路面を、約三〇〇〇円を投じてコンクリート舗装することを最大の目的とし、将来的には不体裁な建物をとりこわし、快適な娯樂場にしようということの方角性が定まった（二月二日「北國」）。

界限住人はこの動きに対し名実ともに百万石の盛り場として恥ずかしくない香林坊にしようと非常に乗り気になった（三月三日「北國」）。ただし、莫大な経費を要することから漸次に改造を行なうこととし、まず初期投資として要する三万円の寄付を香林坊界限・市場の有志から募ることとした（三月二日「北國」）。

大正一二年（一九二三）五月には「付近の興行的設備の亂雑さによつて俗化しつつあるので其森嚴を維持する」ことを目的に三万円の寄付金募集を始めたところ、同月一〇日には三〇〇〇円が集まった（五月一〇日「北國」）。

同年八月、寄付の動きにも後押しされ、境内の中店四軒敷地を一一五〇〇円で買収し改造をすすめることとなったが、新たな問題となつ

たのが住人間の対立であった。自分ならもつと安く買収できると口を出す者が出て、改造が順調にすすまなかった（八月一七日「北國」）。

その後、吉野署長の仲介のもと敷地所有者の中堀清松から大神宮左手空地及び露店敷地等一〇〇余坪を一三〇〇〇円で香林坊組合が買い取ることとなった。

組合はその資金に保管分の二〇〇〇円とそのほかから融通した金をあてることとした。買収後は、跡地をコンクリート舗装し、また浪花座の腐朽した建物も本年限りで改築させることとした（八月二二日「北國」）。

大正一二年（一九二二）九月、スメル館が改築工事を完成し、それと歩調を合わせるように第一期の改造工事がすすめられる。一〇月にはバラックの飲食店を撤去し空地とし、大神宮の手水鉢を移し、一面に砂利を敷きつめた。バラックの撤去によりスメル館横手の松竹座に通ずる道幅が三尺から二、三間にひろがり、また大神宮横に洋風のレストランが建った。この改造により以前より人糞が山積し臭気を放っていたが、それがなくなった。

その後、第二期工事として、浪花座の改築、横手の犀川市場に通じる小路、松竹座と大神宮の間から公設市場に通ずる貸席音羽屋の坂通りを改造する計画が出され、関係者の期待はますます高まったが（一〇月二〇日「北國」）、一二月に入り進捗に水を差す騒動が生じた。

香林坊入口の山崎万年堂の横手に改造への気運醸成のため「香林坊改善費寄付者御芳名」掲示板が改造組合によって建てられたところ、

これに対し自身の名があげられなかった山崎万年堂は営業妨害の告訴も辞さないと反発したのである。

店主・山崎の名がなかったのは、さきほど新聞が報じた売買交渉の値切りが背景にあった。遡って経緯を記そう。当初、改造計画にかかわったのは、山崎を組合長とする、香林坊境内及びその外郭の営業者一五名だった。この体制で敷地の買収をすすめたところ、所有者の中堀はいったん一三〇〇〇円でないかと売らないと断ったものの、その後、大神宮から交渉をうけると一五〇〇〇円に値上げする対応に出た。

結局、組合の交渉で一三〇〇〇円に決定したが、相手により金額を変えた中堀は不審視し、改めて八〇〇〇円で買収しようとした。中堀がこれを断つたため、山崎は計画を不適當と判断し自宅裏の貸家で飲食業をしている店子二、三軒とともに組合を脱会した。

その後、既述の通り吉野署長の仲介により一三〇〇円まで値下げされ、組合長を引き継いだ浅野がその金額で買収を取り決め、二五〇〇円を手付金として中堀に渡した。この事態の流れを受け、山崎は自分の名がない芳名額は組合を辞したことへのあてつけと理解したわけである（一一月二七日「北國」）。

翌一二月、山崎と組合の関係はさらに悪化した。売買をすすめるなかで実測面積を改めて計測したところ登記簿面積と一致しないとかかったのである。山崎は詐術にかかったといかり、さらにスメル館・大神宮・明治銀行出張所のいずれも坪数が足りず、改造組合が買収し

た敷地との調整がつかなくなった（大正一二年一月六日「北陸毎日」）。

大正一三年（一九二四）三月、境内地をめぐる混乱が収まらない状況を見かね、吉野署長や市議が仲裁に入り、買収金額は一三〇〇〇円で五か年償却とし、その資金を寄付によってまかなうことでけりをつけたが、その後も一向に第二期以降の工事がすすむことなく、市民の間からも批判の声が高まった（大正一三年三月四日「北國」）。

事態が進展しないなか率先して改造をすすめたのは山崎であった。大正一五年（一九二六）に自身の店舗と借家の飲食店三軒を経費三万円でコンクリート四階建てのビルに建て替えたのである。新聞は「香林坊入口面目を改めん」と讚えた（六月二日「北國」）。

ビルは「萬年館デパート」と名付けられ三階には「片町大和屋とうだ呉服店」がテナントとして入った（大正一五年二月三日「北國」）。しかし、片町の宮市大丸百貨店に人気を奪われ、その後、業種転換をはかるが、後述のとおり、このビルが香林坊のイメージを刷新することとなる。

改造運動がふたたび動きをみせるのは昭和二年（一九二七）である。同年、「境内の不潔」を改善しようと、松竹座・スメル館の各代表、飲食店・射的場主人など十数名が広坂署に集まり、下水溝の改造、境内樹木の除去、手水鉢の位置変更、寄付金掲示板の撤去を優先し、空地の清掃をしたあとにガラスを入れることで協議がまとまり、新聞は香林坊もようやく面目一新されると期待した（四月一七日「北

國」）。

一方、別の新聞は「とてもひどい香林坊境内」「餘程の反省と勇氣がなければ整理は覚束ない」と山積する問題を羅列して報じた。これによれば、工事が進捗しないことに加え、当初、組合が寄付金をもって買収の支払いを終えた後は、大神宮に土地を寄付する計画であったものの、結局、寄付金は二〇〇〇円しか集まらず、そもそも地権も中堀が保有したままにあったという（昭和二年四月一八日「北陸」）。

この改造の停滞に注目したのが尾張町・橋場町などの浅野川口の各町によって組織された浅野川振興会であった。昭和二年（一九二七）四月の彦三大火後の整備計画のなかで、大神宮が老朽甚だしく改築の時期に達し、加えて拝殿前の小飲食店・交番などが雑然と立ち並び神前結婚にも支障が出ていることを聞きつけ、同宮を香林坊から彦三へ誘致しようと交渉をすすめた（昭和二年七月一日「北國」）。

ようやく一連の買収問題が解決するのは昭和三年（一九二八）秋である。同年一〇月の記事によれば、県保安課は昭和二年（一九二七）五月の市街地建築法施行を受け所有者へ一帯の整理をお願いしたものの、一向にはかどらなかつたが、その後、一部が自発的に改築に動きだし、また境内改造のキーパーソンであるスメル館の浅野と中堀が協調をすすめ、結果、一一〇〇〇円で浅野が買収することとなり、来月には支払いを終えることとなった（一〇月二六日「北國」）。

境界・地権をめぐる関係者の中で衝突がみられものの、一方、改造がすすんだのは境内の経営者たちの間に長年ともに商売を歩んできた

仲間意識があったからであろう。

この関係を象徴する出来事が立ち退きの免除である。大正一三年（一九二四）にバラック建ての飲食店の撤去が終了したが、ちなみに一軒のみ営業を続ける射的場があった。店主は花園村今町出身の三三歳の男で、一一年（一九二二）に境内が飲食店や香具師の「巢」となっていたときに移住した。射的場が住家がりとなりになっていたが、左足を切断し松葉杖に頼る生活をしていたことから、立ち退きを強制すると生活に困窮する恐れがあるため、周囲が運動をおこし、その男だけ営業継続がゆるされることとなった（大正一三年六月一〇日「北國」）。

（四）香林坊楽天地の誕生

バラック建て飲食店の撤去を主目的とする改造運動の様子をみてきたが、もうひとつ改造の主要対象となったのが老朽化した寄席の浪花座や用水に架かる木橋であった。

大正一二年（一九二三）一月の新聞は「浪花座に改造命令 建物は全く腐朽して危険 市の美観を損ふ時多し」と見出しを掲げ、所有主の富樫某は三万円の買収で話をすすめようとする一方、興行主の伊藤は二万五千円の買収額を提示していることから、折衝が滞っていると伝えた（一月二日「北國」）。

一四年（一九二五）には浪花座横へ通じる坂と、それと大通りを繋ぐ鞍月用水の小橋が問題視される。坂は「ガタガタ子供や老人は危険

で通れ」ず、橋も「腐朽して欄干がグラ／＼になつては人が歩むとユラ／＼と動揺」し、酔っぱらいが川へ転落する事故があった。広坂署ではこれを改造するために橋・坂の所有者である上近江町の富樫某に相談したところ、多額の経費を要すると躊躇したものの最終的に承諾した（七月一八日「北國」）。

昭和元年（一九二六）には劇場取締規則の改正に基づき寄席営業が取り消されたことで、浪花座は空き家扱いとなる。管理が行き届かない影響から、昭和二年（一九二七）には大雪により建物の一部が破損し、また用水の木橋や護岸の石垣なども崩壊した。新聞は浪花座とその周辺景観について「市の恥辱」と厳しく評した（昭和二年四月八日「北陸」）。

その後も放置状態が一向に是正されないことから、世間の批判はさらに強まっていく。昭和三年（一九二八）八月には、同座が「犬犬猫の巢窟、不良少年や乞食の宿」となり、都市美観からも不快であると、付近住人が県保安課へ陳情した。新聞は放置が続いたのは所有者が売値を少しでも高騰させるためであったと伝えた（昭和三年八月九日「北國」）。県は陳情を受け、旧浪花座の所有者富樫に対し警告をしたが、対応せず県の担当者の頭を悩ませた（一〇月二六日「北國」）。

翌四年（一九二九）、新聞は「香林坊の恥辱 浪花座の醜骸」（三月二八日「北陸毎日」）、「遂に行き詰つた大神宮境内の改造 持て余す旧浪花座」など見出しを掲げ、放置を社会問題視し（三月二八日「北國」）、また状況を打開できない理由について、富樫某の所有であ

るが、数年前から函館在住の橋谷巳之吉に金六〇〇〇円で抵当にいれており、富樫ではもはや対応の資金力がなく、また橋谷側も遠い金沢のことなのでいつかは自分のものになると傍観していたことによると内情を報じた（三月二八日「北國」）。

ようやく放置問題の解決に動きがみられたのは昭和五年（一九三〇）である。同年一月、香林坊橋詰めの玉初うどん店の建物所有者の高岡町・八日市屋清太郎が建物を改築するとともに、裏続きの旧浪花座も買い取り、あわせて鉄筋コンクリートに建て替え、また鞍月用水を覆い、マーケットを開く計画を打ち出した。界限の関係者はようやくの打開に力瘤を入れたという（一月四日「北國」）。

八日市屋は言わずと知れた、全国に知られたランカイ屋である。香林坊とは当時の興行やイベントに関わる有力者たちが重層的に関与していた場であったことがわかる。

八日市屋の関与によるのか不明であるが、春に旧浪花座が取り壊された。跡地にはビルディングが建つとか、小公園になるなどの噂が出ていたが、西側町の森作蔵が新しく坪八間に九間、二階建て木造で、約三〇〇人収容できる寄席「立花座」を建設した（昭和五年五月一日「北國」）。建設の事情やその後の経営について作蔵の孫にあたる森幸光さん（昭和二五年生）はこう語る。

作蔵は福光の出身で、野町あたりで牧場経営をしていたときに、売り出しの話があったので、買い取ったらしい。資金を出したのは作蔵

だったが、実際に経営にあたったのは息子の幸蔵と利雄だった。孝蔵は昭和二六年、利雄はその翌年にあいつぎ亡くなり、名義上は利雄の妻、わたしの母親が所有者となったが、実際には利雄の姉の旦那の黒田さんが経営を仕切っていた。戦後しばらくして建物を洋風に改築して、そのときに名前を募集したところ、ミラノのスカラ座にちなんだ案があつて、それがいいとスカラ座に変えたと聞いた。

そのほかの境内環境も翌六年（一九三二）に改造される。境内の一軒の商店有志は平素の不満を打ち捨て、組合を組織し、三五〇〇円を投じ、立花座横の石ころの坂道を平たんな幅三間の坂に改め、橋は神路橋と銘打ち頑丈な橋にかけ自動車が往来できるようにし、また本殿右の大灯籠を中心に周囲一二、三間の小池を造成し、中央に築山を築き、水道を利用して噴水を設け、大猿舎を造った。このときに界限の関係者が盛り場の雰囲気にあわないと撤去の最優先候補にあげたのが駐在所であった（七月二三日「北國」「北陸毎日」）。

同年八月一三、四日に開園報告が行なわれ、余興に西廓子供連中の芝居が催された（八月一二日「北國」）。新聞は、一新した香林坊高を「香林坊楽天地」として紹介している（同右）。

新たな設備として猿舎が設けられた前提には香林坊が動物見世物・移動動物園など動物興行の中心地として人気を集めてきた歴史があつたと想像できるが、人々の目に猿はどのように映つたのだろうか。近所の子供たちが興味をもったことは容易に想像できる。見條喜久子さ

んは「松竹座の前に檻があつて猿が飼われていた。私の弟が檻のなかに指をつつこんで、猿にかまれた」とふりかえる。

また大人にとつても無聊をなぐさめる相手となつていたのだろう。

昭和九年（一九三四）一月には猿を眺めつづける男がいたことから境内を密偵中の刑事が不審に思い尋問したところ、前科者で、懐に仲居やカフェー女給からの手紙數十通を所持していたという記事がみえる（一月六日「北國」）。

昭和八年（一九三三）の春には境内の一六軒の主人の協議で境内全部をコンクリート舗装にすることとなり、一五〇〇円の経費のうち、五〇〇円は市の補助を受け、残りはスメル館・松竹座が各一五〇円、ほか赤玉など一四軒で負担した。ほか計画として桜樹を二、三〇本植え、また池に鴛鴦を放ち、また猿舎を移転させ、さらにトキワパーラー横の橋の前に鉄筋コンクリートの大アーチを建設する案が出た（昭和八年三月二日「北陸毎日」）。

この改造案のなかで留意したいのは猿舎移転である。猿舎の設置に對しては当初から批判があつた。昭和一〇年（一九三五）五月には大神宮境内に蜜柑の皮や新聞紙、パンの屑が散乱し、「不潔極まる」状況にあり、その原因は猿であることから、「神聖な境内」で飼育することを疑問視するという投書が届いた。この意見に對し広坂警察署は、大神宮は社格がないためそこは境内ではないが、汚くしておくことは都市美を損ねるために、一層猿を管理する飲食店業者に指導する対応にとどめた（五月三日「北國」）。

九 エロとナンセンスの拠点

（一）ホテルとカフェー

大正期、土地の権利係争と老朽施設の改造運動で揺れ動いた香林坊高であつたが、昭和に入ると、大型カフェーと立花座の開業により、香林坊はエロとナンセンスの文化拠点として新たな人気を獲得する。

まずはカフェーの市内進出を追ってみよう。金沢におけるカフェー経営の始まりは明治三五年（一九〇二）開業の金谷館で、当時はあくまで撞球や碁などを楽しむことを目的とする会員制の娯楽施設であつたが、大正に入り、廓の冷かし客目当てに、西廓に八洲亭が、東廓に自由軒が出店するなどひろがりを見せた（昭和六年九月二六日「北國」）。

市内で初めてカフェーの名称を掲げたのがカフェーブラジルで、コーヒーと西洋料理を看板にした。後年、開業者の才田喜一郎は、カフェーと名付けものの、当時は女給が歌をうたつたり、甘い話を交わしたりすることは夢にも持っていなかったと語っており、大正末より流行するカフェーとは一線を画す、喫茶店にひとしい営業形態であつたとわかる（昭和六年九月二六日「北國」）。

飲食から女給へカフェーの魅力が変質していくのは大正末年である。大正一三年（一九二四）には不良青年組織の紫団が市内のカフェーの女給を誘拐し金品をまきあげる事件が起きている（四月二九日「北國」）。女給の存在が徐々に社会的関心を集めるようになったと

わかる。

大正一五年（一九二六）に入ると、警察は接客方法の取締りを強化していく。同年二月には女給が夜の一二時を越えてなお芸者類似の行為をしたり、学生相手に放歌乱酔したりしているため検挙された（二月二四日「北國」）。

昭和に入ると、女給の身なりが取締りの対象となる。昭和二年（一九二七）九月には一部カフェーが人気策として女給に断髪を強要した。広坂署はこれを人道上の観点から禁止したところ、断髪ではないものの、「如何わしい風体でお客に接し媚態を演」じるようになったため、さらに取締りを強化した（一月一二日「北國」）。

同年一月頃には雨後の筈のようにカフェーが市内に開業し、広坂署管だけで三五軒を数えるようになる。とうぜん店同士の集客合戦が激化し、裸体画を掲げるなどしてエロの刺激をさらに高める工夫を行なう店まで出現した（同右）。

このころから私娼まがいの女給が問題視されるようになる。昭和三年（一九二八）一〇月には香林坊下のカフェー狸庵の女給が振興劇団羅針座に女優として加わり、団員に対し売春を行なったことが明るみとなった（一〇月二一日「北國」）。

翌四年（一九二九）には玉川署管内だけでカフェーが三三軒を数え（五月九日「北國」）、新聞は金沢の町にも「カフェー黄金時代」が訪れたと報じた（五月二一日「北國」）。営業は日の出より深夜一二時までの規定であったが、同年四月頃にはそれを超過し、夜更けまで営業

を続けるようなり、たびたび警察から指導が入った（五月九日「北國」）。

また、女給の客へのサービスに歌があったが、これも検挙の対象となった。同年五月に、香林坊のやっこで女給三人が君恋しの流行歌を歌ったことに過料を申し渡されたため、蓄音機を流し店内を盛りあげようになった（五月一〇日「北國」）。

カフェーが急増したのが昭和五年（一九三〇）である。同年七月の記事は前年の四倍の二二〇軒に達したとし（七月六日「北國」）、また同年九月の記事は新規の雇入れが六二〇名を数えたと報じた（九月二日「北國」）。

カフェー間の競争が激化することで頻発したのが人気女給の引き抜きだった。この対策として同年一〇月に金沢市カフェー組合が組織されたものの、状況は改善されなかった（五月二八日「北國」）。

五年（一九三〇）夏以降になると、客の関心をひくために、店内をボックス式として周囲から見えないようにしたり（七月六日）、また舞台を設け半裸のダンサーに躍らせたりするなどのエロサービスが過剰化する（七月二二日）。警察はその監視を強化したことから、新聞にはエロを見出しにかかげた取締り記事が頻発するようになった（同）。

店外デートも常態化する。五年（一九三〇）八月には潜入取材を試み、営業終了後、自動車に客と女給が乗り合いして海岸へ出かけるルポが紹介されている（八月一四、五「北陸毎日」）。

市内のカフェーの地勢が大きく変化するのが昭和六年（一九三一）

である。これまで市内には小規模なカフェーが乱立し、特定の街が人氣を集めることはなかった。しかし、同年（一九三二）九月に大阪資本の大型カフェーの美人座と赤玉が香林坊に進出することで、香林坊はカフェーの聖地、夜の盛り場としての印象を抱かれるようになった（昭和六年九月二日「北國」）。

大阪のカフェーが進出した背景には産業と観光の博覧会開催を翌年に控え、集客施設が近代化を進めた影響もあった（昭和六年六月四日「北國」）。

美人座誘致の前提となったのが近代的ホテルの開業である。博覧会の開催を控え、片町の大浦屋旅館が洋風に改装するなど、市内各所にホテルが建設された（昭和六年三月二八日「北國」）。新築ホテルのうち集客の拠点として期待されたのが金沢駅前の安井屋ホテル（金沢ホテル）と香林坊ホテルであった。

このうち、経営の要としてカフェー誘致を積極的にすすめたのが香林坊ホテルであった（写真五）。同ホテルは昭和六年（一九三二）に片町の糸商・高橋伊吉が、香林坊角の元玉初食堂跡へ、工費五万円で建てたもので、地上四階の洋室ホテル、地下のカフェー（食堂部）からなった。

高橋は日露戦争時代に陸軍御用で洋服付属品を商い信用を得、事業拡大後、欧州戦争後の好況に恵まれ、糸洋服地・付属品の卸で北陸三県に販売網をひろげた人物で、「街の発展は華やかな商賣から」というモットーで美人座を誘致したという¹²⁾。



写真5-1 ホテル建設前 絵葉書「金澤名勝」（個人蔵）建設予定地の板塀に「ホテル」とみえる。



写真5-2 ホテル完成後 絵葉書「金沢名所」（個人蔵）「香林坊ホテル」の看板がみえる。

一方の赤玉の建物は、大正時代、香林坊の改造運動でしばしば登場した山崎善松が、大正一五年（一九二六）六月、石浦町側からの大神宮下への参道の改造の聲が高まるなか、裏の貸家三軒を含め解体し、あらたに建設したコンクリート四階の洋館である（大正一五年六月二日「北國」）。

この洋館は、既述のとおり最初、百貨店として経営を始めたが、昭和二年（一九二七）七月には西洋料理・日本料理店に変わり（七月三日「北國」）、さらに、赤玉へ一か月二五〇円で賃貸することとなった（昭和一一年七月二〇日「北國」）。

なお、この建物はのちに土地所有権争議で話題をよぶことになる。昭和一〇年（一九三五）七月にカフェーの敷地が自分の所有地に食い込んでいると、敷地所有者からはみだし部分を削り取るよう訴訟が出されたのである。

原告・太田豊子側の所有地が石浦町大通りから大神宮境内地に向かう幅二間の道であり実際には私的な利用ができず、かつもしも建物を破壊した場合多大な損害が生ずることを鑑み、判決では敷地への食い込みは確かだが、所有権の濫用という判決となった。土地はもと伊東若松所有で昭和七年（一九三三）に競売で太田豊子が購入したものであった（昭和一〇年七月一四日「北國」）。

昭和六年（一九三一）九月二一日に美人座、同月一四日に赤玉が開業する（写真六）。特集記事「カフェー夜話」は美人座について「香林坊ホテルの地下室……それは落ち着いたエロで、しかも明るい歡樂



写真6-2 香林坊のカフェー 絵葉書「片町通りより香林坊を望む」（個人蔵）手前に「地下美人會館」、奥に「CAFÉ銀座會館」の看板がみえる。



写真6-1 香林坊のカフェー 絵葉書「金澤名勝」（個人蔵）手前に「美人座」、奥に「AKADAMA」の看板、香林坊橋手前に「香林坊公設市場」の木柱がみえる。

の巷だ」「地下室のシャンデリアは既に遠い海底を思はせる」と、地下室という空間がもつ独特の魅力を伝え（九月二日「北國」）、また赤玉については、「クル／＼クルと四百餘個の電球を配した戀の赤風車が廻轉し、乙女の瞳の如くネオンサインとイルミネーションがあらん限りのエロ味を帯びてカフェー街香林坊交叉點に輝き初める」と外観の華やかさを伝えた（九月五日「北國」）。内観と外観、淫靡と華美の対比をもってそれぞれのカフェーの魅力が報じられたわけである。

以後、順調に営業が続くと思いきや、美人座が入る香林坊ホテルは開業後四日目に廃業する。原因は警察による度重なるカフェーの取締りにあった。美人座と赤玉はそれぞれ一五〇名、二〇〇名の女給の募集をかけ準備をすすめ、美人座にいたっては本部より三〇名の女給が来沢していたが、警察は女給数を美人座は二〇名、赤玉は三〇名と制限した。

さらに美人座に関しては地下室に加え、一階の食堂もカフェーと一体的に経営を行なう予定であったが、警察は、食堂利用は宿泊客に限る（九月一日「北國」）、また専属の音楽団によるジャズ演奏や街頭での広告を禁止するなどの指示を下した（九月三日「北國」）。

高橋はこれに嫌気をさし、食堂フロアーを地下室とあわせてカフェーとして貸し出し、また二、三階に大坂の料亭「太市」をまねき香林坊太市として営業を始めることとした（昭和六年九月一六日「北國」）。なおその後の太市の経営をうかがえる資料は確認できない。

高橋は挫折することなく、翌年には別のカフェーの新規開業をもくろむ。七年（一九三二）には美人座の向いにある片町九二番地の三階建ての洋館をカフェー「香林坊食堂」に改造し、一、二階をカフェー、三階を撞球場として開業した（三月一八日「北國」）。ただし翌年七月時点の代表的なカフェーをあげた税務署調査番付には同店の記載はなく（昭和八年七月六日「北國」）、計画倒れで終わったのかもしれない。

カフェーの街頭広告は厳しく禁止されていたものの、クリスマスの夜だけは黙認に近い状況だったのだろう。昭和七年（一九三二）の記事には「香林坊を中心に咲いたXマスの華はまづ赤玉と美人座に指を屈せなければならぬ。サンタ爺と電飾が無茶に珍趣向を凝して行人の眼を惹いてゐる。赤玉ではメンバーが變装してピエロやサンタ爺となつて入口から「いらつしやーい」と客足をクリスマスの夜に呼び入れる」と、店外でクリスマスの仮装をし客を誘う様子がみえる（二二月二三日「北國」）。クリスマスの華やかさを最初に金沢市民に伝えたのはカフェーだったのかもしれない。

昭和八年（一九三三）四月、赤玉は店の内外を五彩のネオンサインで飾り、一階をサロン銀座、二階をスパニッシュサロン、三階をソシャルサロンへ模様替えし、入り口を正面に付け替え、店内に大瀑布を設けるなど、全面改装し、店舗名を銀座会館金沢支店に改める。これに刺激を受け、ほかの市内有力店の八洲亭・玉初・バツカス・ドラゴンも改造や支店設置をすすめた（昭和八年三月三十一日「北國」）。実

質、このころには金沢のカフェー業界は銀座會館が人気の頂点にあつたと判断できる。

カフェーの出現は街の夜景を変えていく。以前、報告したように、金沢の人々にとって、「夜店」と称し、夜の街を納涼がてら漫歩して楽しむ習慣が藩政期よりあり、明治三〇年（一八九七）代以降になると、その漫歩客を目当てに興行地として発展していくことで、夏場の香林坊は夜の股賑を極めるようになった。興味深いのは夏の夜を彩る夜景の変化である。香林坊から片町にかけての夏の夜の風景がこう見える。

「銀座會館の赤いネオンが輝いた。片町通りを見下ろすと露店のアセチレン瓦斯の灯がまたたいてゐる。夜の金澤銀座の開店だ」（昭和九年八月一九日「北國」）

香林坊から片町方面を望むと、前景にカフェーのネオン、後景に夜の店のアセチレン瓦斯の灯がならんでいたのである。カフェーのネオンは、夕涼み気分をもちたてる新たな趣向として受容されたのである。

一方、カフェーのネオンは痴情にまみれた夜の街の換喩となつていく。昭和八年（一九三五）八月には「罪を生むネオン 爛れ切つた淫慾」と題し、香林坊・美人座の女給の墮胎事件が（八月一日「北國」）、また続いて「ネオンの蔭に妖鬼は躍る」などと女給との関係で銀行員を脅す事件が報じられた（八月二九日「北國」）。

（二）立花座とパチンコ店

カフェーの登場によつて香林坊の大通り側は華やかさと淫靡さをあわせもつイメージを前面化させるようになったが、境内地も新たな娯楽施設の登場により場のイメージを大きく変化させていく。

香林坊の新たな人気拠点となつたのが寄席の立花座である。既述のとおり、昭和五年（一九三〇）七月に浪花座の跡に開業し、客席は時代に適応させすべて椅子席に改良した。同年、浅野川口で人気をほこつた一九席が寄席からカフェーに模様替えしたことから、実質、金沢における「唯一の寄席」となつた（七月一三日「北國」）。

開業した年は深刻な不況下にあつたが、かえつて不況が寄席人気を後押しした。六年（一九三一）、客足がにぶつたことで映画館は値引き合戦となり経営難に陥つたために、各館は四〇銭の観覧料を二〇銭に引き下げることで協定した。ただし、客は映画よりさらに安価をもとめ、夜九時から一〇銭で見られる立花座や横安江町の稲穂座の吹き寄せを見に行くようになった（昭和六年二月一日「北國」）。

寄席では「インチキ的」「ナンセンスな」大阪万歳がインテリ層のあいだで人気を集めていたが、しだいに若い会社員が増え、出し物はレビューのバックの引き幕に浮き上がる半裸の娘の脚、紙をかぶつての掛け合の芝居などが評判を呼ぶようになった。

この影響は下新町にあつた劇場の第四福助座に及び、歌舞伎をまねた寸劇をするようになり、また先日まで福助座に出ていた女優たちが大挙して舞台白粉をつけたままカフェーのサービスに出たりした。新

聞は金沢興行界のそのころの傾向について「脱線的」「糊塗的」と評した(昭和六年二月一日「北國」)。

浅草と上方双方の人気芸人たち以上に、人気を集めるようになったのがレビユーである。杉村千鶴は人気の要因として「脚部の集合体にエロチシズムを感じた」ためと指摘する⁷³⁾。とくに若い男性たちの欲望を受けて、立花座は漫才などの色物の興行にあわせ、「エロ」を積極的に売り出していく。

その後、エロの興行と取締りをめぐり立花座と警察はいたちごっこを繰り返す。一〇年(一九三五)一月には「舞臺に發散のエロ御法度」という見出しで警察が「銀座レヴューが極端なエロを發散して特殊の媚態を演じて」いたため興行を禁止した様子を伝える(昭和一〇年二月二十八日「北國」)。

また、同年五月、千日前寄席小宝座の漫才師若松家正信・八重子の両人がスポーツ漫才(野球掛合)を演ずる中でバットを使い猥褻極まる挙動があったことから、上演禁止としかつ兩人へ過料五円を申し渡した。新聞は「禁止人氣の調子に乗る寄席 警察を舐めお客を馬鹿にした 立花座のエロ萬歳」と見出しにかかげた(昭和一〇年五月五日「北國」)。

ちなみに立花座の出演芸人にかかる経費は、食事・宿・風呂一切を受け入れ側がもち、旅費は基本的に座主と興行主の負担で、呼んだ場合は興行主持ちとなり、一か月六〇〇円から二〇〇〇円となった。収入が苦しい一座が多いため、四か月、八か月先まで契約したという

(昭和一二年三月四日「北國」)。森幸光さんによれば芸人は立花座の建物内に宿泊し、食事は現在の森ビル(香林坊二丁目)の場所にあった建物の一階の食堂を利用していたという。

昭和恐慌以降、もうひとつ境内地で人気を集めたのがパチンコ店であった。金沢へのパチンコの進出時期については昭和九年(一九三四)の記事に「昭和六年の博覧会の頃」(八月一五日「北國」とあり、また『パチンコ百年史』には五年(一九三〇)頃とあり、現時点では五、六(一九三〇、三二)年頃としか判断できない⁷⁴⁾。

市内で最初の出店が認められるのが香林坊高であった。昭和七年(一九三二)七月の記事には「流行一錢パチンコ遊戯は香林坊あたりで非常の當りを」取っているとみえる(七月二日「北陸毎日」)。

香林坊で親しまれた射幸型の遊戯場といえ、明治後期以来、射的があったが、パチンコはそれにかわるモダンな射幸遊戯として定着をみたのである。

流行の当初は老若男女が納涼がてらに楽しんだ。昭和八年(一九三三)六月の記事は、大神宮境内のパチンコ店で夕方五時に、紳士、子供を背負った内儀、角帯の商人風、小学校三年生位の男児二名、印半纏の男、丁稚風の男、中学生五六人がパチンコに興じる姿を報じている(六月一〇日「北國」)。その後、市内各所にパチンコ店がひろがり、九年(一九三四)には市内で約五〇軒を数えた(三月三日「北國」)。

(三) カフェー廃業への対策

昭和八年（一九三三）七月、経営難に陥っていた美人座が臨時休業となり、支配人は女給と雲隠れしてしまう（七月八日「北國」）。さらに一年（一九三六）七月に、銀座会館が撤退する。新聞は「灯の消えた銀座會館は歓樂街の矜持を傷つけるもの」と残念がり（九月六日「北國」）、翌二年（一九三七）の記事は「香林坊交叉點も美人座閉鎖、銀座會館引き上げ、みよしの火災による閉店でピツタリ暗くなつてから久しい」（六月三日「北國」と、二軒のカフェーの撤退に加え、火災の影響で、一時繁華を極めた夜の香林坊に寂寥たる風景がひろがっていたと報じた。

あいつぐカフェーの廃業について『金沢』は博覧会終了後「泡沫」のように消えたと解説するが⁽⁷⁶⁾、銀座会館に関しては再生の道をさぐったことを付記しておこう。

経営者の榎本は香林坊境内の一角や「くらや」を買収して大規模な喫茶店経営に拡大転換をはかったり、また片町宮市大丸向かいの空地に豪壮な店舗新築をすすめようとしたりした。しかし、いずれも土地所有者との交渉がまとまらなかったことから、改めて会館の改修を計画したものの、これも失敗に終わったという。

榎本にはこのように銀座会館の存続に強い思いはあったものの、本店側は大阪・京都・東京に勢力を集中させる方針から唯一の地方営業地の金沢からの撤退の方針を決定していた。結局、女給二名を加えた全従業員四六名は三都の営業所で雇用することとなり、また同館が

経営していた大神宮下のトキワパーラーは会館料理主任だった鈴木新七にひきつがせることとなった（昭和十一年七月二〇日「北國」）。

閉店後にいた女給のうち二〇名は三都に移ったが、一〇名が金沢に残り、まもなくして福井市に移住したが、一か月後には金沢に戻った。そのうち二、三名は放浪者になり、三名が帝国座横の精養軒、ほかは市内カフェーに収まったという（昭和十一年九月四日「北國」）。

香林坊界隈の住人はカフェーにかわる新たな活性化の仕掛けを画策した。トキワパーラー店主の粟倉清一とガンコ食堂の安江義勝が奮起して、大神宮への入口三方向（元銀座会館横、立花座横、日本銀行横）に「香林坊楽天地」のネオンアーチを設けるとともに、松竹座横の路地に埋もれている稲荷社を新たにし、毎月一回を縁日とし境内の映画・園芸館の入場料を半額とする計画をたてた（十一年八月八日「北國」）。

なお、右の記事ではトキワパーラーの店主は鈴木新七ではなく粟倉清三となっている。昭和二六年（一九五一）『石川県商工総覧』によれば粟倉は七年（一九三二）春に同店を買収し、経営の実際は妻にまかしていたという⁽⁷⁶⁾。鈴木はあくまで料理担当だったと想像できる。

更新が計画された稲荷社はもともと石川県江沼郡勅使二子塚に鎮座していたもので、明治三三年（一八九九）に大神宮境内に移転し元朝日食堂の場所に祀ってあった。まもなく廃社となり、神体を大神宮神殿内に納めたままにあったが、それから香林坊に不祥事が続いたた

め、崇りではないかと、大神宮後庭に祠を設け祀られていた。

稲荷社の移転案は、大神宮拝殿の右手の社務所の場所に高廊下を作り、ここに入口を設け、赤鳥居を数十本ならべ、香林坊楽天地への誘客を高めようとしたものだった（昭和十一年八月八日「北國」）。

香林坊高の振興が期待されるなか、昭和十二年（一九三七）三月、大雪被害を機に境内の光景が一転する。積雪で崩壊した昭和灯と竜の口から噴き出す噴水が撤去される。噴水は大神宮の名物となっていたが、撤去の理由は周囲の一六軒で負担してきた水道代九〇円を削減するためだった。新たな組合長となったスメル館の才野は広々とした平地に様変わりしたことを受け、朝は植木市、夜は夜店を出し、各館の幟を境内に立てる計画を構想した（昭和十二年三月二日「北國」）。

カフェーが消えた香林坊三叉路にふたたび活気もどるのは昭和十二年（一九三七）六月である。記事は「蘇へる香林坊」と見出しにかかげ、美人座跡にゲーム場、みよしの跡に日本勸業証券株式会社、銀座開館跡に才田清一により一階が遊技場、二階を撞球場、三階を事務所とし、前側に電飾を施したビルが建つこととなったと報じた（六月三日「北國」）。

証券株式会社の開業は絵葉書や戦後の住宅地図から、また銀座会館跡地の遊戯場については後述の記事から確認できる。ゲーム場が計画された、元美人座の建物については、その後、昭和十四年（一九三九）に香林坊ビルに改称され、所有者の高橋伊吉が月一七〇円で新聞販売業の間中某に貸与した。間中は一階の喫茶白椿をのぞき、ほかに

貸し出しており、実際には開業にいたらなかったと思われる⁷⁷⁾。

なお、銀座会館跡で経営をすすめたとされる才田精一は昭和七年（一九三二）にパチンコ製造を開始し、その後、国内外へ販路を拡大した才田商会の創業者である。石川県内に関してはこのころパチンコ遊技が禁止され、遊技関連業者は地元での営業に関して別の道を模索していた時期である点⁷⁸⁾、一階の遊戯場は、射的やコリントゲームなどの簡易な遊戯を複合的に楽しめる場所として計画していたと想像できる。

（四） 外食・出前の街へ

香林坊高の振興策として持ち上がった稲荷社の移転についてはその後、見積もりまで作られたが、昭和十三年（一九三八）三月に神職会と社寺歩兵課は、神社仏閣を利用し私利を得ようとするものが増加していることを理由に不許可となった（三月十五日「北國」）。

このころ、稲荷社移転と並行し、振興策として重視されていたのが大神宮周囲の飲食店街化であった。昭和十三年（一九三八）三月、スメル館前右手から石浦町まで幅一間半、長さ約一〇間の通路を造り、両側をおでん屋・すし屋・一品料理屋が並ぶ食堂街にしようとする計画が持ち上がった（三月十五日「北國」）。

それから一年後、香林坊界隈の青年会有志が、香林坊停車場前の岡作洋裁店を買収して、ここから大神宮境内へ幅一〇メートル、長さ一七間の道路を貫いて、両側を食道街にするか、またチェンストアー式

商店街にするという計画に練り直した（昭和一四年四月二六日「北國」）。

このような計画が浮上した背景には外食が都市の娯楽として日常化していったことがある。昭和一〇年（一九三五）代にはいると、飲食が香林坊の大きな魅力となったことは昭和一一年（一九三六）の回顧録である江南三郎「今と昔 香林坊」の風景描写からうかがえる。

「あの加州ビルの前からダンダラ坂になつて片町通りへ、坂を降りて右へ、左へ、それから銀座會館と交番、間を行けば大神宮の鳥居がちよつとおどけて立つてゐる。神聖なるべき境内にエロ萬歳をふんだんに掛けてゐる立花座、毒々しい繪看板に飾られたスメル館、松竹座の映畫館・射的場があつて、うどん屋があつて焼マンヂユウの湯氣が立ち上る、そんな騒々しい中から時折思ひ出した様にデン／＼と大神宮のお神樂が響く、まことに疲れ切つた國民の頭に國粹主義者のタメ息を聞くが如く、微笑笑もののアトモスフィアではある。殊に夜ともなれば晝間のお化けが妖しいネオンの化粧をおしげもなく坂の上からずつと下まで流してゐる。なんだかあれを見ると世間が生活まつて動きがとれずの見よがしに最後の光芒を放つてゐるやうに見えて僕の胸を衝く。僕は急いで簡易食堂と隣合せの公衆便所へ飛び込む。清々した氣持でギザ一枚をおでん屋喫茶店に如何に僕は有効に消化するか、怪しい寢床が待つて居らうとも香林坊のふところに抱かれてゐる時間だけが僕は幸福である。しかし、この魅力こそ我々の魂を如何にすり減らして居るであらう」（二月一日「北陸毎日」）

ギザ（銀貨）一枚を「おでん屋喫茶店に如何に有効に消費するか」を心がけ、そして「香林坊のふところに抱かれてゐる時間だけ」で幸福であるという。飲食店で安価にかつ漫然と過ごすことが香林坊の愉楽となつていたことがうかがえる。

飲食店急増の一因としてあつたのが銀座會館・ドラゴンなどのカフェーの凋落であつた。昭和一一年（一九三六）八月の市内のカフェー数は一〇軒余り減少して三九軒となり、とくに銀座會館やドラゴンなどの大店の廃業によつて女給は激減した。廃業したカフェーの大半は小料理店に転業したりしたという（八月一日「北國」）。

外食が都市の娯楽として浸透することで各町が誘客のために競つて造成したのが、飲食店が集中する「食堂町・食道街」であつた。早くに実現をみたのは一一（一九三六）年一二月開業の片町・金沢劇場裏の「金劇横町」である（二月二六日「北國」）。

また一四年（一九三九）一〇月には犀川口に人氣を奪われ凋落傾向にあつた浅野川口の住人が対抗策として並木町の浅野川稲荷神社から材木七丁目へ通じる新道を開き飲食店を並べた浅野川食道街を造成した（一〇月一七日「北國」）。

片町の金劇横町への対抗からか、香林坊界限でも食堂街計画がたちあがる。一一年（一九三六）八月、柿木島で鞍月用水幅三間半、長さ約一町を暗渠にし、食堂新道にするとともに、柿木島中央の広場に寄席小屋を建設する計画が立てられた（八月一四日「北國」）。

さらに同年一二月の記事には長町川岸の道路舗装計画が浮上するの

にあわせ、塵芥置き場になり目障りとなっていた、鞍月用水側の側幅一間の道路を市から借り受け、用水に橋を渡し、間口九尺、奥行九尺のおでん屋・天ぷら屋・立ち食い寿司屋など約六軒を並べる計画がだされた。計画地は具体的には香林坊ビル一階の喫茶店白樺横の用水上である。立案者は石川屋の松岡氏と吉田看板店主であった（一二月二四日「北國」）。

このような食堂街の造成計画は袋町・彦三大通り・木倉町にもあったが、日中戦争開始後の時局に遠慮し、結局、片町金劇横・並木町以外の開業をみることはなかった（昭和一四年四月二六日「北國」）。

ただし、飲食店の香林坊へ進出は、食堂街化計画とは無関係にすずみ、界限は自然と飲食店街の様相をみせることとなる。昭和一二年（一九三七）八月の新聞は、「さても凄やナ 繁華な食堂街」なる見出しで、香林坊界限から柿木畠・堅町にかけて飲食店が軒を連ねたことが驚きをもって以下のように報じられた。

「香林下中村菓子店の横に入つて僅か九尺の道路、長さ廿間位のうちに「酒の家」「田蕃」「蛇の目寿司」「フランスバー」「リラー」などが立ち並び、川ぶちへ出てからは、目下、蛇の目寿司出前店が川を前に新築中。これに並んでんぷら屋や酒場が近く開店するといふ。堰の向ふには「芝生」や「酒房ふね」が控へ、右へ折れては「喫茶コンパル」「いの字」、堅町に出て「モナミ」「海つばめ」、片町出口に「まさひろ食堂」「砂場」など十六軒の喫茶、酒場・カフェー、寿司店がたち並んでしまった」（八月一九日「北國」）。いまにつづく飲食店

街・柿木畠の光景が整うのはこのころと理解できよう。

飲食店の増加は香林坊界限の労働者の昼食の形を変質させていく。昭和七年（一九三二）一〇月の記事は「出前持ちオンパレード」と見出しをかかげ、市役所や県庁に、おたふく・春秋・石川屋・ブラジル・鶴来屋・五色家・砂場・桂月・六三堂ほか「およそ香林坊一帯の飲食店が総動員で」出前をもちこむようになり、県庁の廊下は出前箱が行列するようになったと伝えた。

出前競争の激化は、値下げ合戦を促し、石川屋では食堂より安く、価格はチキンライス・ハヤシライスを一八銭、ライスカレーを一〇銭まで抑えた。ちなみに県庁職員四〇〇人のうち弁当持ちは二、三〇人程度であった（昭和七年一〇月二日「北國」）。

飲食店にとっていかに出前の収入が大きかったかは、戦後の記憶であるが、小泉榮子さんの回顧からもうかがえる。

うどん屋は出前でもうかった。銀行とか会社関係とか。出前専属の男の人も二人いた。夏になると、氷水を出前した。大歳になると、忙しくなった。寝るのも三時頃、最後の客となるのは近く（現木倉町）の浅香という床屋さんで、昔は夜中まで商売してたね。見習いが何十人もいた。そこが商売を終えて最後に従業員でそばを食べるのにその出前をつくって店を終えるのが決まりとなっていて。いまはこんな交流もなくなっただね。

小泉さんが以前の交流を懐かしがるように、当時の飲食店と馴染み客との間には消費という枠組を超えたつながりがあった。

夕方前、三時から五時のあいだ、近所の店の人らは白山湯に入つて、そのあと、腹ごなしにかき氷を食べに来ていた。その時間、店のものは昼寝している。それで、自分たちで勝手に大盛りにして食べた。そういうのを見逃すのも商売のひとつだった（小泉さん談）。

付近の住人にとって飲食店は自分勝手に安息できる場であつたわけである。香林坊の飲食店がとりわけ深い関係をもつた馴染み客が第四高等学校の生徒である。彼らを想起する住人の目は温かい。

ストームとよぶ一年最大の学生寮行事では、勢いで街へ繰り出し、悪さをするのがなかば香林坊の名物となつていた。太田眞弓さんは「大神宮境内で四高の生徒がストームをして太鼓をたたいてやぶつたこともあつた」とその蛮行を笑う。

また小泉さんは四高生についてこうふりかえる。

四高の学生は酔っぱらつて悪いことをした。店の看板が朝になつて全部入れかわつていたり。だれも怒らなかつた。四高の学生さんがしたというとお咎めなしだった。裕福な家の子が多かつたらうが、みんな飲み食いにつかつてお金がなかつた。実家の新潟へ今から歩いて帰るといふ子もいてね。みんな汚い恰好で、下駄は擦り切れるまで履

いていた。お金がないので先輩が後輩に紙切れに書いて、店へいくら借りてこいとよくいわれた。私の親もよく用足してたね。

学生にとって学校近くの飲食店やその店員は精神的なよりどころとなつている例は今も見られるだろうが、福島さんの話から、とりわけ公設食堂として当初より安価に食事を提供していた同家は特別の存在であつたことを想像できる。

ほかにこのような親密な関係をもつた店に香林坊界隈の石川屋がある。石川屋はサンドイッチやアイスクリームなどの商品や市内初の食堂経営など、つねに時代を先取りする試みで話題を呼んだ店である。

学校に近いこともあり四高生からも絶大な人気を集めたが、その店へ通うのは単に飲食だけが目的でなかつたことが昭和三〇年（一九五五）の記事からうかがえる。

東京在住の四高同窓生一同が「石川屋のおばさん」として親しまれたレジスター担当の女性が上京したのにあわせ、銀座で歓迎会を催し、同窓生の家で宿泊したというものである。そこまでして歓待したのは三〇年前、集まつた元学生たちの下宿の世話や衣類の保繕から借金や恋愛問題にいたるまで献身的に奔走してくれたからだったという（昭和三〇年四月三日、昭和三二年一〇月一日「北國」）。

（五）第一土地株式会社の買収計画

大正期に坂井が香林坊の開発をすすめようとしたことを先に紹介し

たが、その後、新たに香林坊の再編をすすめようとしたのが新町の石谷伊三郎である。昭和七年（一九三二）「全国貴族院多額納税者議員互選人名総覧」には県の三位に上新町・石谷伊右衛門（金貸業・慶応元年生）、一四位に同町・石谷伊三郎（会社員・明治二九年生）がみえ、父子で経営していたとわかる⁽⁷⁹⁾。

この経済力を活かし、石谷が興行の世界にかかわるのは昭和九年（一九三四）である。まず並木町の尾山倶楽部の土地・建物を買収する。ただし、このころは興行に関心がなく表に名前を出さず他人にまかせていた。興行に注力するのは一一年（一九三六）以降である。

同年に第二菊水を、翌二二年（一九三七）六月、松竹直営から離脱するにあわせ松竹座のそれぞれ買収を、父伊右衛門を代表名義とした第一土地株式会社ですすめた（六月一日「北國」）。

昭和一三年（一九三八）、石谷は第二菊水の興行権を獲得し、館名を昭和劇場に改称し、経営の前面に立つようになる。昭和劇場と松竹座の経営に加えて、さらに同年三月には帝国座・豊洲館・スメル館の買収にとりかかった。

ただし、帝国座もスメル館も価格を釣り上げることで買収を回避した。石谷が買収をすすめた背景には金沢の映画館が館ごとに経営者が異なる影響から芸人やフィルムの奪い合いが生じ、価格の高騰を招いていたために、経営の一元化をすすめる意図があった（昭和一三年三月九日「北國」）。

昭和一一年（一九三六）以降の石谷の買収の影響からであろう。独

自に発展の途を切り開こうと、一三年（一九三八）二月、香林坊の帝国座を経営する沢田外雄と七尾町の前県議大森玉氣は帝国座をレビュー劇場に改造しようとした。

持ち込もうとしたレビューは浅草のようなエロ路線ではなく、宝塚の音楽劇に類似するものである。すでに粟崎遊園で同様の公演がされ、人気を集めていたが、新たに名古屋から四〇名からなる高級レビュー団をよびよせる契約を行なった（昭和一三年二月一日「北國」）。

しかし、当初の目的ははたせず、その後、別の興行師につぎつぎとわたり、昭和一四年（一九三九）一〇月に、豊洲館の館主・豊田豊洲が帝国座を買収し映画館へ改装した。これにより、金沢に残る劇場は尾山倶楽部のみとなった。

豊田の買収の対象は、帝国座にとどまらず、同劇場を含め豊洲館前一带九四〇坪に及んだ。その企図の先には「香林坊新天地」と名付け、射的場・屋台・遊技場・飲食店が集まる繁華街として生まれ変わらせる夢があった（昭和一四年二月一日「北國」）。豊田は七五〇〇〇円の資金まで準備したものの、戦局により計画は頓挫した。

（六） 稲荷社の移転

昭和戦前期において香林坊開発をめくりさまざまな計画が出されたわけだが、その後、活性化策に関して実現をみたのが稲荷社の移転であった。当初、移転を一蹴した関係部局がなぜ態度を軟化させたのか

理由はさだかでない。

昭和一四年（一九二五）二月二三日に遷座式が執行された。新聞は移転の目的は皇軍の戦捷に対する感謝と商売繁盛、敬神崇祖の念高揚にあったと伝える（二月一日「北國」）。

興味深いのは稲荷社の由来が変化していることである。既述のとおり、香林坊での祭祠は明治三三年（一八九〇）に江沼郡より遷座したことに始まると説かれていた。しかし、この時点になると、大神宮以前より香林坊片町の守護神として祀られ、武家からも崇拜をうけ、春秋二度の祭典も行なわれていたが、大神宮建設の際にその裏側に移されたと言られるようになった。

稲荷社の神威を高めるこんな世間話も流布した。稲荷社の横には稲荷ずしという鮎屋があり、繁昌を極めていた。その妻が狐に取りつかれてしまったため、稲荷に平癒祈願したところ、無断で稲荷の名を使い饅米を供えず信心しなかつたためというお告げがあり、指示に従ったところ治癒したという（昭和一四年二月一日「北國」）。

開発計画は結果的に稲荷社移転のみにとどまったが、その頃、香林坊界隈の風景は人々の眼にどのように映つたのだろうか。昭和一五年（一九四〇）四月の高岡町上藪ノ内地区の紹介記事にみえる記載を抜粋しよう。

「一番地が市中随一の歡樂街香林坊だ。カフェー全盛時代にムーラルージュの赤い灯青い灯の赤玉の姿は今も懐かしい思ひでの一つ（中略）。神々しく響く大神宮の太鼓の音、遊技場に遊ぶ人々、美味し

い飲食物の店が今を盛りと大繁盛、映畫常設館、寄席のあるこの一廓こそ金沢市にとつて一番親しみとあこがれの街である。現在もこの一廓に足を運ぶ人の多い時は市内でも随一であらう。元赤玉の跡は今も遊技場となり建ち並ぶ遊技場、飲食店あり寄席立花座も賑しく人々を吸引し、ついで日活封切場のスメル館が館容も一新して日活フアンの喜びの的となつてゐる。その向ひ隣は豪華を誇る松竹座が近代お嬢さんの人氣を奪つてゐる。この歡樂街の中央に鎮座します大神宮様、稲荷様」（四月二四日「北國」）。

立花座・松竹座・スメル館・遊技場・飲食店、そして二つの神社がつくりだす空間に大衆は「一番親しみとあこがれ」ともつたとある。一方、カフェー赤玉のネオンが「懐かしい思ひで」となり、その跡は既述のとおり遊技場にかわつたとあり、香林坊の歴史のなかで昭和初期におけるカフェーの outlet と撤退はとりわけ強い印象をもつて受け止められていたとわかる。

ちなみにスメル館は昭和一五年（一九四〇）五月にスクリーン裏より出火し、全焼したものの、所有者の富山県井波町の綿貫佐民が保険を適用し同年一〇月に再建をはかった。建築法と資金調整法により、以前より一二尺後退せざるをえなくなつたことで、日本銀行側によせて面積を確保させたが、資金が三万円に制限されていたことで一平屋建てとし、椅子席は三五三人分に縮小することとなつた（五月九日、八月六日「北國毎日」）。

再建されたスメル館は終戦数日前に、米軍の爆撃目標になりやすい

という判断から、ロープをつけ引き倒す作業に入ったところ、全倒壊しないうちに終戦を迎えたという⁸⁰⁾。

(七) ゴロと不良の根城

カフェーや映画館の進出により夜の娯楽時間が延び、香林坊は不夜城の様相をみせるようになったことで、新たに浮上した問題は「不良青少年」の跋扈であった。

その系譜としてあらためて注目したのはさきほど紹介した境内を徘徊していた少年である。昭和二年(一九二七)に活動常設館ですりを働いていた一二、三歳の男児二人は、逮捕後、反省することなく四人の子分がいると豪語していたと紹介した(七月三日「北陸毎日」)。

このような少年グループの存在は大正の終わり頃より「不良少年団」として社会問題となったが、その活動の拠点となったのが香林坊であった。

たとえば大正一一年(一九二二)七月の記事は「香林坊を中心に不良少年の跋扈」と見出しに掲げ、窃取などの少年犯罪が近頃非常に多く、長土塀・此花町方面の九歳から一三歳ころの不良児が香林坊を根城に悪事を働き、ひどい場合は活動写真館のなかに潜入してかっぱらい・食い逃げを働いていると伝える(七月二六日「北國」)。

また同年八月の記事は「倍加した夏の夜を跋扈する不良少年」と見出しに掲げ、不良少年の増加を問題視し、夕涼みで露店が出て人混みとなっている香林坊・尾張町あたりが少年の活動場所となっている

と報じた(八月一日「北國」)。

ここまであげた関連記事が夏場に集中したように、昭和二年(一九二七)頃までは不良少年たちの行動は夕涼みの賑わいに触発されたものだったが、その後、昭和五年(一九三〇)五月の記事がカフェーが不良学生団や不良組の根城となっていると伝えるように(五月二一日「北國」)、深夜まで営業を続けるカフェーと映画館がたまり場となることで、活動は年間を通じてになる。

世間を騒がせたのが昭和四年(一九二九)三月の映画館をめぐる女子高生の退学事件だった。新聞は「奇怪な不良女學生團 大神宮境内に巢喰ふ 映画の観賞を名に忌はしき行動」と大きく報じた(三月一日「北國」)。

この事件の発端は映画俳優のファン倶楽部の結成にあった。人気俳優・林長二郎の主演映画が香林坊・松竹座で上映されてから、金城高女の生徒を中心に団体が組織され、毎月一回あて松竹座へ集まって映画を鑑賞しているうち、自然に金沢第一、第二両高女や北陸・金城・藤花の各高女や女子職業生も加盟するようになったことから、団体を組織し、事務所を松竹座付近の絵葉書店におき、映画鑑賞と談話会を開催するようになった。そのうち映画鑑賞の目的は薄れ、絵葉書店の二階で異性との交流を楽しむことが主眼となり、このことが学校側に知られ、一部生徒は退学となった。

昭和八年(一九三三)二月には学生生徒がカフェーに盛んに入入りし飲食喫煙し、挙句の果てには泥酔して深夜の街で高声放吟したり喧

嘩口論したりする者が目立つようになり、この悪風が中学にまでひろがっていると伝えられた（昭和八年二月一五日「北國」）。

翌九年（一九三四）頃からは香林坊を根城にした不良の行動は悪質化し、街で見かけた学生に喧嘩をふっかけたり、小銭を強要したりする事件があいつぐようになった（昭和十一年七月二六日「北國」）。

昭和以降、不良学生とともに社会問題視されたのは不良香具師たちである。かつて神農組を仕切った研谷も回顧録「大親分に聞く昔譚」で昭和初期の香具師の振る舞いについて「私の神農組は警察の厄介になることはせなかつた」と語っており（昭和八年二月一八日「北國」）、一部香具師のヤクザ化がすすんだとわかる。

警察も対応に苦慮し、昭和二年（一九二七）には芸娼妓の誘拐を企てる不良香具師などの取締りについて金沢の二大親分であった竹田将則と中沢四朗（辰次か）を広坂署に呼び出し自分の監督を徹底するよう注意を与えている（六月九日「北國」）。

昭和初期には廓ゴロと称し遊廓が不良香具師の稼ぎの場となっていたが、昭和五年（一九三〇）頃にはカフェーが、さらに一〇年（一九三五）頃になると「飲み屋ゴロ」といい、飲食店が稼ぎ場となった。たとえば、二年（一九三七）には香林坊下のトキワパーラーで飲食中の男性を傍らのテーブルのいた男性四人が酒や金をたかる事件が起きている（六月一〇日「北國」）。

遊技場や飲食店が集まる香林坊はなるべくしてゴロを引き寄せる磁場のようなイメージをもたれるようになる。昭和一三年（一九三八）

に世間を震撼させたのがピストルを所持し銀行強盗を働こうとしていた二〇歳前後の六名のギャング団の存在だった。香林坊を徘徊中に一味は逮捕されたが、このような行動にたどりついた前提には小学校卒業当時から麻雀・撞球・喫茶店などに遊びふけり「香林坊ゴロ」として芽生えたことが原因であると記事は伝えた（二月八日「北國」）。

また昭和一三年（一九三八）八月にはもと栗崎遊園のレビューガールで、香林坊・大神宮を根城にして、不良少年を束ね、市内百貨店などで万引きをしていた、通称「白バラのじゃん」と呼ぶ一九歳の女性逮捕された（八月二〇日「北國」）。

このような不良たちの素行の悪さから、昭和一〇年（一九三五）頃になると、香林坊は危険な場所というイメージがひろまった。同年六月の記事で以下のように印象が語られている。

「この頃香林坊邊を散歩すると危険です……誰いふとなくこんな言葉が傳はつてゐる、それは不良ギャングがばつこしてゐるとのことである。洋服をきて會社員か銀行員の如き姿をしてゐるから一見判別し難いが、時折學生の變装までして純良なる人々を脅かすといふから、却々用心ものである。（中略）新しい喫茶店などが出来るとき、またやうに御祝儀にありつかうとする手輩もあるといふから、始末におへない。元巡査が經營してゐる麻雀荘からでさへ若干のお熨斗料を頂いて歸つたのさへあるのをきいては、うっかり開店さへも出来ないわけである。ネオンの灯に叛いて、斯うした不良が闇に躍つてゐるのは、カフェー業者も、純良な客も困憊するところでは何とか處置をとら

ねば歡樂境は悪化するばかりとならう」(六月一日「北國」)

香林坊の交番も界限の取締りに苦勞したことは、「香林坊の道法さん」として親しまれた巡査が昭和五年(一九三〇)から一年(一九三六)まで香林坊派出所に勤務したときのことを語った話からうかがえる。

「昭和十二年ごろ香林坊にヤシがばつこしてスリが絶えず、連続十五件を突破するようになって、これは捨ておけぬと道法さんはある日想をねって湯上り姿でたもとに茶わんのかけあいを入れ、針金でえりのところに結びつけてぶらりと香林坊の人だまりに出た。このワナにかかって捕まえられたのが前科九犯にのぼる遠藤春右衛門という五十九才になるスリの名人だった。それ以来、スリがしばらく途絶えたという逸話がある」(昭和二十七年九月二十九日「北國」)

ちなみに交番の建物の歴史について、別の巡査は、明治時代のもので、大正七年(一九一八)に移転したが、広さはわずか三坪で毎日九人の警察官が出入りし、迷い子や人事相談で終日ごったがえす有様だった、と語っている(昭和二十二年一〇月二十七日「北國」)。

巡査の活躍をみると市民は香林坊の派出所に日々、感謝していたかにも見えるが、実際には煙たがる声が多かった(写真七)。昭和初めの香林坊の改造運動の際、組合関係者が「目の上の瘤」として撤去の最優先にあげたのが駐在所であった(昭和六年七月二三日「北國」)。

昭和六年(一九三一)九月に大阪のカフェーが進出したときにも界限から、「香林坊入口に古めかしい交番のあることは風致の上からも



写真7 広坂側からみた香林坊 絵葉書「金澤市街(香林坊)」(個人蔵) 参道を挟み交番(左端)と山崎万年堂(中央)がたつ。山崎家後ろのビルはスカラ座。六角形建物(右端)は公衆電話。香林坊の公衆電話は明治39年に金沢郵便局が境内入り口近くに「自動電話」を設置したのが始まり(明治39年5月4日「北國」)。

同方面發展の上からも事實一般に歓迎されてをらず」と移転希望の声が多く出たため、香林坊組合は移転に必要な費用の寄付を自主的にとめた（昭和六年九月二日「北國」）。

その後、移転をめざす動きはさらにひろがりをみせる。翌月の記事によれば、香林坊組合に加え、石浦町・片町なども交番の移転を望み、集まった改築費用寄付額は一〇〇〇円余りに達し、また移転場所については鞍月用水の上が決定しかけたという。しかし、用水側との折衝がまとまらず頓挫し、結局、警察は移転を見合して寄付を返還することに落ち着いた（昭和六年一〇月二日「北國」）。

結局、交番が移転するのは昭和二年（一九四七）に行幸と国民体育大会に合わせ第四高等学校の敷地の一角に移転してからである。現在、香林坊交番は元同高付近に立てられているが、その位置は戦後に定まったものといえる（一〇月二七日「北國」）。

一〇 香林坊・片町の闇市

（一）敗戦直後の香林坊

終戦直後、金沢の街中は日々の食料や物資をもとめる生活困窮者であふれかえった。昭和二〇年（一九四五）一二月の記事は、石川県の失業推定四万人のうち就職したのはわずかに約四二〇〇名で、ほかは市内繁華街の一角や路傍で柿・蜜柑・蒸し芋・黍だんごなどを売る街頭商となったり、またブローカーとなって暴利を得たりして、困窮をし

のごうとしていると伝える（一月三日「北國毎日」）。

市内各所に出現した闇市のなかで規模が大きかったのが、駅前から武蔵が辻にかけてと香林坊・片町だった。香林坊・片町の様子をみてみよう。

「香林坊から片町へ眼をうつすと、ここではあちこちに傘を差しながら柿を、芋を、またメリケン粉を固めただんごのやうなものまで賣つてゐる一群がある。老人もあれば、主婦もあり、血氣盛んな若者もゐる。みんな食はんがために暴利を人々に強いてゐるのである。しかし、これらの人々は「私たちは決して暴利を得てゐない…」と口を揃えて語るのであつた。「あれをみて下さい。この頃喫茶店や食堂で賣つてゐる柿や蜜柑を四切や五つ切で六十錢、七十錢もとつてゐるぢやないですか、さうすれば柿一つ五十錢、六十錢で私たちが賣つてゐても暴利でなくかうせねば私たちが飢えますよ…」と」（同右）

闇市はまもなくして取締りの対象となる。「不良青少年の温床とまでなつてゐる露天市場は警察の取締を無視して最近では煙草、餅、おはぎ、長靴などまで店頭にならば公然と無法な高値で販売している」ことから、昭和二〇年（一九四五）末、香林坊の露店商人を一斉に検査し、うち二〇人を食糧管理法・統制法・衛生取締法により処罰した。

連行されたのは、ヒゼンでただれた手で黍団子を売る二〇歳の復員兵、駅前市場で干鳥賊を一〇円で買い、一二円で売る転売専門の四九歳の男性、団子一個を八〇錢で買い一円で売る四一才の男性、東京で

戦災にあり、金沢へ来て、からかい餅・団子売りを本職とする四八才の男などだった（昭和二〇年二月三〇日「北國」）。食料が不足する中、転売で生計を立てるしかない人々が多かったとわかる。

闇市の放置状況に変化が起きるのは昭和二年（一九四六）二月である。近江町市場が自治統制を敷くために青草辻近江町市場自治協会（を組織したことにならない^{（註）}）、各闇市は自治市場へと改編されていく。同年二月には昭和通りの露店商二五〇人が金沢駅前昭和会と称した自治市場組織を（二月一三日「北國毎日」）、また同年六月に彦三大通りの露店が彦三露商組合をそれぞれ結成した（六月一五日「北國毎日」）。

香林坊・片町方面では同年二月一六日に香林坊の露店商人が竹田将則の音頭で金沢街商組合を結成し、闇値の抑制や統制品の販売禁止を取り決めた。取材のなかで竹田は従来の神農組を合併させ将来は全市の街商を包含すると意気込んだ（二月一八日「北國毎日」）。竹田の言葉通り、露天商の組合は、同年春頃に県露商組合連合会へと発展した（昭和二年七月四日「北國毎日」）。

金沢街商組合の会長には竹田将則、副会長には中宮辰次（通称辰か）・三好敏且が就いた。注視すべきが会長の竹田である。金沢の闇市を最初に仕切ったキーパーソンといえるが、いかなる人物なのか。その活動がうかがえる資料に昭和九年（一九三四）の記事がある。

内容は芸妓引き抜きをめぐる当人と石坂遊廓楼主との間のトラブルに関するもので、そのなかで「竹田組の會長、神農会の大親分として

北陸興行界に勢力を張つてゐる」と紹介されている（二月一六日「北國」）。

金沢における神農組については以前、大正期までは研谷家が権勢をほこつたことを報告したが、竹田はそのあとをひきつぐ親分であつたわけである。副会長の三好の経歴は不明であるが、中宮辰次は昭和二年（一九四七）に竹田の後をひきつぎ組の親分になつた人物である（七月一日「北國毎日」）。

ちなみに敗戦後に神農組の再編を目指そうとした竹田の企図はすでに戦前に芽生えたものである。昭和一五年（一九四〇）の記事から、竹田は従来の神農組を基本とする体制の脱却をめざし、親分子分制度の廃止、インチキ商法の廃止、露店商人の資質向上などを目的とする組合を組織しようとしていたと判明する（二〇月二二日「北國毎日」）。

県露商組合連合会は困窮する人々を救済する機能をもつた。敗戦一〇か月後の市内の様子を伝える「十箇月目の報告」で県露商組合連合会の役員が露天商の前歴について以下のようにコメントしている。

「そりやいろいろな人がありますよ。満鐵から引揚げた重役さん、朝鮮で柔道師範をしてゐた五段の先生もあれば、戦争で旦那を失つた未亡人、気の毒な人さんばかりですよ。（中略）ここにあると警察の身上相談につてゐるやうなモンですよ。あれ、あすこにあるのはなんとかいふ元高等官です」（昭和二年七月四日「北國毎日」）

露天商は、敗戦後の都市で生き抜くための数少ない生計手段となつ

ていたため、当然、参入者が激増し、まもなくして「族生する同業者、露店の反乱と新圓失調、そこが見えた購買力の減退で飽和状態から共倒れの淵にのぞ」むようになった（昭和二十一年七月四日「北國毎日」）。

（二）片町市民市場の成立

増加し続ける露天商を統制・管理する手立てとして市内各地に自治市場が出来たことを先に記したが、従来報告がなかった香林坊・片町の様子を詳しくみてみよう。

現在も香林坊界限の年配者の記憶に残るのが現在の片町センタービルの場所にあった市民市場である（地図四）。もともとは犀川口の外食を代表した石川屋があった場所で、戦時中の間引き疎開により一六〇坪の空地となっていた。この空地に目をつけたのはムービー菊水の館主の松本由で、石川屋の松岡と交渉し、一八万円で購入取った。そのころはまだ終戦直後のところで開発の計画もなかった。この空地を市場として利用しようとしたのが上久保茂である⁸²⁾。

後年の記事にその設立の経過についてこうみえる。「市民市場ができたのは昭和二十一年二月二十八日で、当時、市内の目抜き通りのねこの額いのような土地にもバラック建ての露店商が濫立、市当局では衛生・交通などあらゆる点からよくないと、立退きを要求したため、上久保氏らが中に入り、一箇所にあつめたのがこの市場である」（昭和二十八年八月一六日「北國」）

松本由は上久保に請われるままに土地を貸与した。右の記事では二月二十八日開業となっているが、三月五日付記事には地ならしの最中とあり、実際の開業はそのあとだったとわかる（三月五日「北國毎日」）。開業後、人々は市民市場ではなく「片町の闇市」と通称していたという⁸³⁾。

市場に出店できたのはどんな人か。記事によれば県露商組合連合会が引揚者・罹災者・転業者・復員軍人を優先的に加入させ、他府県からのいかがわしい分子の潜入を防ぎ、市民に気軽に買物ができるようにと、一人一坪七〇〇〇円程度の割合で分配したという（三月五日「北國」）。

物資不足が深刻な時代、市場は付近の住人に重宝する存在であった。小泉榮子さんはこうふりかえる。

片町センターのところに市場があった。戦後、洋服もなんにもないので、よく親と買いに行った。真ん中に細い通りがあり、その両脇に一間ほどの幅の店が並んでいて、中におばちゃん一人で店番してたね。カヅキ売りをしていた人らが店を出したのでないかね。大通り側は衣料品が多くて、奥の方にいくと食べ物ならんでいた。

では市場にはどんな商品が売られていたのか。二十一年（一九四六）七月の記事には「市民市場をのぞくと地下足袋一足が百五十圓、ゴム靴が二百二十圓、釣竿一本が二十圓から、ピワ百匁が十八圓、男物麻

の長襦袢が二百圓、女物夏の二重帯が二百五十圓、リング一個が七圓、二代三代つかへるといふランドセルが四百五十圓」で売られていたとみえ（七月一四日「北國毎日」）、さらに後年の回顧録には衣料・食料品のほかおでん屋が数十軒もならば、一杯屋では二級以下の酒一合三〇円、アルコール入りのあやしげなカクテル一〇円、芋団子一皿一〇円などの値段で飛ぶように売れたという⁸⁴⁾。

戦前からの夕涼み文化の流れで市場もまた夏の夜が稼ぎ時となったのだろう。二一年（一九四六）七月には納涼大売りだしとして夜間営業を開始している（七月一〇日「北國毎日」）。

留意したいのは市民市場の成立をすすめた人物についてである。昭和二三年（一九四八）の同市場の広告に顧問として上久保守・中宮辰・笹原清松・中川金治の名がみえ、これら三人が成立に深く関与したとわかる。

広告にみえる肩書を見ると、中宮辰（次）・笹原清松ともに市会議員であるが、既述のとおり、中宮は竹田組に所属する（七月一日「北國」）。また中川金治は広告には医療・雑貨・ライターを扱う丸金商店店主とあるが、後掲の記事では丸金組組長とある（昭和二三年二月三日「北國毎日」）。

このうち剛腕をふるったのが上久保である。新聞広告の肩書きは金沢遊技場組合長・上久保興行株式会社社長・石川県議会議員であるが、もうひとつ、中沢組組長としての顔があった。

金沢の時事風俗雑誌の『新北陸』によれば、中沢組は大正九年（一

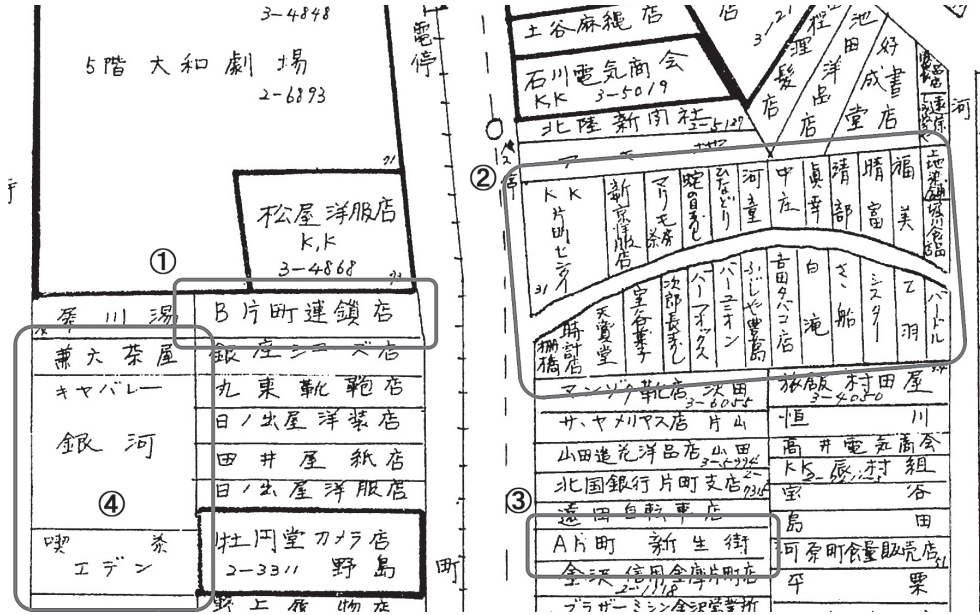
九二〇）に大阪生まれの中沢正吉が大阪のテキヤ飴源一家から離れ金沢で一家を構えたことから始まり、その後、露天商を看板とする七つの分家、六つの一家をもち、その数二〇〇人余りの県下最大規模の勢力を有したという。戦後になり、三代目を継いだのが上久保であった。上久保の親分時代について右誌はこう記す⁸⁵⁾。

「ブラック・マーケット街に勢力を拡げ政界にまで手をのばし、初代中沢親分の勢力に匹敵する地盤を築きあげた。その頃の屋の黄金時代というわけだ。しかし上久保親分の生活が派手であつたため、たちまち経済的に行詰つた。ここで鹿追い賭博（インチキバクチ）という芝居を打ち関東方面まで荒し廻つたが警視庁に検挙された」

つまり、昭和初期頃より金沢の香具師の世界を仕切っていた二大派閥の中沢組と竹田組の親分が協調して闇市の運営にあつたわけである。いうまでもなく市場の管理にあたっては境内などでの香具師の場割りの技術をいかし、場所代を新たな収入源としていたと理解できる。

（三）片町連鎖店街と市民納涼劇場

さらに昭和二二年（一九四六）七月には大和（旧宮市大丸）横の空地に片町連鎖店が誕生する（地図五）。一日の開業予告広告には「市内に散在するわれわれ同業者は團結を固くして自主的統制をとり露店商人としての真面目を示す」とあり（七月一日「北國毎日」）、また二〇日の開業広告には「連鎖店はその名の如く趣向の變つたデ



地図5 片町界隈地図（大和周辺）昭和34年「金沢市住宅詳細図」

- ①片町連鎖店 ②市民納涼劇場付近（新片町商店街）
- ③木屋屋マーケット食堂街（片町新生街） ④古寺町の飲食ビル

パートであります。ご希望の品物は何でもここで整へられます。夜間営業も行ひます」（七月二〇日「北國毎日」）とみえる。

その成立の経緯については後年の記事に片町の洋服店主で県議だった小間井與一らが三人の引き揚げ者や戦災者の更生のため土地を貸して飲食店街にしたのがきっかけとみえる（昭和三十七年四月一三日「北國」）。その店舗構成がわかるのは昭和三三年（一九五八）『金沢市住宅詳細図』からである。街は二九軒から構成され、店舗名をみると、はるみ・くるみ・順子・悦子・ますみなど女性名が目立ち、スタンドバーが多かったとわかる。

市街地の空地は市場として利用されるだけでなく興行地としても活用された。昭和二一年（一九四六）七月には大和前に市民納涼劇場が登場する。主催は竹田興行部・吉田興行部・片町連合会・北陸興行株式会社で、開幕時にはコニックシヨウ・東宝笑喜劇隊・希望軽音楽隊・お好み演芸会・盆踊競演大会・相撲健闘大会が（六月三〇日「北國」）、また翌月には人間ポンプの見世物と澤井雪湖など十数名により花柳流舞踊が催された（八月二〇日「北國毎日」）。

劇場を運営した興行会社の実態は昭和二六年（一九五二）『石川県商工総覧』に若干の紹介文がある。竹田興行部は竹田興行社とあり、その創業は昭和二年（一九二七）、代表は竹田将則、事業内容は映画館の松任会館他の諸興行とある。また吉田興行部は長土塀にあった昭和一一年（一九三六）創業の鶴市興業社（社長・吉田弟次郎）、北陸興行株式会社は昭和二一年（一九四六）創業の野田寺町の上久保守興

行株式会社がそれぞれ該当しよう⁽⁸⁶⁾。

納涼劇場となった土地は、宮市大丸の通り向かい（片町二九番地）にあった加州銀行片町支店（元加賀実業銀行金沢支店）跡地と推定される⁽⁸⁷⁾。

大正一三年（一九二四）、加州銀行片町支店は本店と併合したことにより建物を解体する。跡地一三〇坪は林屋伸太郎が買収し、その後放置されていた。昭和八年（一九三三）頃にキリンビール社が土地の賃貸契約を結び、夏場は「キリン園」という公園名で開放していたが、使用しない夏以外も賃貸料を払い続けるコストの大きさから撤退した。

跡地には金沢劇場を建築する話もあったものの、大橋口に移転してほしいという要望が高まり、そのまま空地状態がつづき、その後、雑貨商の山田藤太郎に管理がまかせられていた。昭和一三年（一九三八）になり、時局下、防空施設としての利用が叫ばれたことから、植樹やベンチをおき、市民の憩い場所として開放することとなった（昭和一三年九月七日「北國」）。

敗戦後、市民納涼劇場として活用されるまで、実質、空地の状態が続いたのだろう。戦後、その土地を所有したのは宮市大丸の井村徳二と林屋家であったが、関係者が敷地を借りに行くと、「井村の方はオーケーと来た」が林屋の方の了解を得るのに「随分手古ずつた」という⁽⁸⁸⁾。なお、同劇場の活動が昭和二年（一九四七）以降に認められなくなるのは空き地に商店街が造成されたためと想定できる。

昭和二四年（一九四九）一〇月には上久保が百貨店前の空き地二八〇坪を買収し、土地を六坪から一〇坪に分割し、一階建ての商店街を造成する計画をたちあげた（一〇月二〇日「北國毎日」）。

開設をみたのは二五年（一九五〇）一月である。「新片町商店街開設」と題した出店広告には「片町通り、河原町、堅町の循環道路となり歳の市、初売りを間近に控へ、今後の発展繁栄を来す最も理想とする近代的商店街」とその魅力がうたわれ、分譲内容について「店舗三二軒 概略間口二間、奥行三間の二階建店舗住宅（宅地付）」と案内している（一月一二日「北國」）。小泉さんは現在の天貫堂ビル横の小路沿いの商店街を「新片町」と呼んだと記憶されており、当該地が後継にあたりと想定できる（地図五）。

ここまで昭和二五年（一九五〇）までの闇市の経過をみてきたが、順調に経営がすすんだわけではない。昭和二年（一九四六）八月一日、内務省の命令により全国的に闇市の解体がすすめられたのにあわせ、石川県でも禁制品の販売禁止、飲食物の価格違反、無届道路占有について取締りを行なうなど、闇市の統制をはかった（昭和二年七月三一日「北國毎日」）。

道路占有の撤去対象には「金澤市彦三通り、昭和通り、英町、南端国道の人道上における蔬菜島」が含まれており、闇市近くの道路上に野菜畑を造成し露店に供給していたと想像できる（同右）。

この取締りを受け、上久保は県商工経済会を訪ね、こう反論した。「市内の商店に今日なほ多量の闇商品が販賣されてゐるにかかはらず、

これを取締らずわれわれ露商に對してのみ販賣を禁止するのは不當である。禁止して他のものの販賣を許さねば関係者全員が路頭に迷ふこととなる。會員中には多数の引揚者、戦災者遺家族があるから統制品の一部を配給し露商を繼續できるやうにしてみたい」（同右）

翌月には県商工経済会で県露商組合連合会各支部代表の座談会が復員者同盟、引揚者同盟、戦災者同盟などをオプザーバーに迎へ行なわれた。参加者は露店商人について「從來のやうな賭博をやり酒をのみ喧嘩をするといふやうなもの集まりではない。復員者もをれば戦災者、引揚者もある、露商に對する考へ方をかへて貰ひたい」と主張した（八月一三日「北國」）。

しかし、結局、卸値価格が高騰する中で販売価格を抑えられなかったことから、県は一〇月五日に取締り規則を施行し、統制品の販売禁止や営業許可の制限をさらに強めた（一〇月一七日「北國毎日」）。

結果、市内に關しては昭和・彦三・近江町・市民広場・連鎖店・大神宮境内・納涼劇場跡の七か所のみを「露商営業地」に指定し、それ以外で営業していた露天商は同月三一日までに指定地に割り込むか、転廃業するよう命じた。この指示を受け大和百貨店裏の露店飲食業者一七軒のほか、愛宕・石坂・大学前・大神宮下の各露商は立ち退きすることとなった（二二年一〇月二七日「北國毎日」）。

県の取締り対策を受け、露天商は生き残りをはかるために介在ブローカーを排除し、露天商自体が直接、生産者となるために、北國物産協力株式会社をたちあげ、鮮魚・塩干魚・青果物などを直接生産加

工することとし、会社で発動機船一隻と貨物自動車一台を保有したという（昭和二二年一〇月一七日「北國毎日」）。ただし、実際にはその後も規則は守られず、八月から一〇月にかけて毎月一五〇件の取締りを数えた（二月一日「北國毎日」）。

翌二二年（一九四七）七月、飲食関係の露天商が転業を余儀なくされる命令が下される。食糧危機を切り抜けるために国の指示を受け、七月五日より、米軍専用料理店である仙宝閣、指定を受けた勤労者向け食堂、喫茶店をのぞく県内の料飲店が営業禁止となった。その対象は一七〇〇軒余り、従業員は三〇〇〇名に達した。

料飲店営業禁止の影響は闇市にも及んだが、各市場で対応に違いがあつた。片町市民市場は、氷水・茶菓で営業を続けようとする喫茶店転換希望が大半を占め、また資本を有する者は青物・古物商・食料品・雑貨商への転業をねらつたという。

また片町連鎖店でも喫茶店転換希望者が多く、団子売りに頼る人々が相当あり、禁止令はその生計を断つものと憤慨していたという。また彦三は全員が引揚・戦災者だったため打撃を受け、関係者は政府に對し「戦災、引揚者の敵だ」と泣いて訴えたという。昭和市場では休業せずに商売の維持を希望していたという（昭和二二年七月三日「北國毎日」）。なおこのとき市内の喫茶店で、営業を最初に許可されたのは七四軒で、ほか、喫茶店への転業の許可については国内の食糧状況を鑑みての判断となった（七月五日「北國毎日」）。

立ち退き命令の上に、さらに飲食商売の禁止により生計手段を失う

人々が増大する事態を受け、連合会は露天商や戦災・引揚者七〇名の救済をはかろうと、小立野の大学前道路に露商街の設置を企画した。

金沢医科大学の反対により計画は頓挫するが、運動の効果があり、新たな営業地として並木町露天街が設置された。露天街は二二年（一九四七）八月時点で八分が完成していたが、途中、一部の地元住民が設置の取り消し運動を始めたことを受け、上久保連合会長が組合員を引き連れ県知事や関係部局にトラブルの処理を陳情しようと息巻いたという（八月一九日「北國毎日」）。

なお、このほか、不正業者撲滅や物価高・物資不足の対策として小規模な私設市場が犀川口を中心に市内各所設置された、確認できたのは、生鮮魚介類・荒物・日用品・家庭必需品を扱う「金沢市指定販売所 犀川マート」（昭和二二年四月二日「北國毎日」）、「公認衣類交換会 四親会 金澤鍛冶片原町 常設市場」（昭和二三年七月一日「北國毎日」）、「木倉屋マーケット食堂街」（昭和二五年六月二八日「北國」）である。

このうち繁華街の中ほどにある関係からか、長く親しまれたのが、木倉屋マーケット食堂街で、のちに「片町新生街」に再編され、昭和三〇年代後半まで存続した（地図五）。

（四）闇市から商店街へ

昭和二四年（一九四九）五月一日、飲食店営業が再開する。このとき自治市場の飲食店に関して、新聞は「ここの客は粹人か金回りのあ

まりよくない連中か、小型ヤミブローカーを主」とするため「再開ともなれば客を他にとられる憂いが多分にあるため従来のような殺風景な掘立小屋式の店は一應模様替えに迫られている」と報じている。

このような危機感から再開時には料理店一四七軒、飲食店四一六軒が県へ店内改装の許可申請を行っており、簡素な飲食店が徐々に減少していったとわかる（昭和二四年四月二三日「北國毎日」）。

その後、並木町の露天商は昭和二五年（一九五〇）六月に大和裏で新天地商店街として（六月一三日「北國毎日」）、また彦三市場は昭和二四年（一九四九）一月に尾山町に尾山商店街として（一月二八日「北國毎日」）、昭和市場は、田丸町の日通跡地・石川薪炭倉庫跡・柳町梶川木工場跡の三か所に、それぞれ移転することとなった（昭和二四年九月一七日「北國毎日」）。ほぼ同時期に新片町商店街が開設されたことを報告したが、同商店街は撤去を強制された各地の露天商の受け皿となったと想像できる。

なお、尾山商店街の建設にあたった尾山建設株式会社の役員構成は取締役社長に小間井與一、常務取締役に杉野清一・北村久が就き、一方、新天地商店街運営の役員には、片町市民市場を仕切ったのと同じく、責任者上久保守、相談役中宮辰・笹原清松の三名が就いた。上久保が敗戦後の香林坊・片町再生の中心的役割をはたしたことを改めて確認できよう。

なお、地藏尊が新天地のシンボルとして街中の中心におかれたのは落成時である。もともとは横井小児科医院の庭隅にあった。落成広告

には「大槻傳藏家に安置されていた地蔵尊を縁日地蔵として御安置致し毎月十四日を縁日サービスデーとして御奉仕致す」とみえる（昭和二五年六月一三日「北國」）。近くには犀川下のシンボルである富永家由来とされる地蔵尊があり、それを真似て安置したのである。

昭和二十七年（一九五二）以降になると、香具師の親分が各市場などの表舞台に立つことはなくなっていたのだらう。同年四月には市民市場を運営する商工会が、今後一層の繁栄を期すため、発足時の有志一一名が発起人となり、雑貨・洋服小売業など三八店、料理業二七店からなる片町銀座商業協同組合を創立する。役員の名前をみると、未知の人々ばかりであり、運営は商店主が仕切ったと想定できる⁽⁸⁹⁾。

（五）増大する暴力・恐喝事件

カフェーの出現により香林坊が不良青少年のたまり場となったことを先に紹介したが、戦後は新たに闇市が不良の根城となった。香林坊を拠点にしたのが林坊団なる不良少女団であった。少女二人が団に加えるまでの経緯を語った記事があるので紹介しよう。

一人は腕の桜とハートの入れ墨にちなみ「岐阜地桜団の姉御」と自称した人物で、岐阜県で生まれ喫茶店・バーを転々とし金沢へ流れつき、無銭投宿しているところを逮捕された。聞けば、母がおらず、一七才のときに岐阜の喫茶店で妻子がいる男性と付き合うようになり、男性の狂気じみた要求に耐え切れず不良仲間に加わったという。

もうひとり市内西馬場町生まれで、右手に女一代・大山、左手に

なでしこの花と入れ墨をしていたことから「大和なでしこの姉御」と呼ばれた。両親はおらず、昭和十九年（一九四四）から香林坊に出入りするようになり、不良団に仲間入りし、団の男性とつきあうようになった。男は盗難で刑務所入りしてしまい、不良のはかなさを知ったが、その男をたよるしか生きるすべがないと語った（昭和二十一年六月二十七日「北國毎日」）。

二人が入れ墨をしたのは当時、不良の間で流行した影響である。金沢の管轄署の調べによれば、男は絵がトカゲ・蛇、文字が力・男一匹、女は絵がハートと矢、ハート、文字が恋・一心が多かったという（昭和二十三年七月一九日「北國毎日」）。

また、昭和二十二年（一九四七）には食生活の苦しさから「闇の女」が増加した。二二年（一九四七）の記事は市内だけで五、六〇人（六月二日「北國毎日」）、翌年（一九四八）の記事は金沢市東山公園、駅前、香林坊付近、小松・七尾の総計が二〇〇余人を数えたと伝える。

検挙された場所は、宿の斡旋をかねた誘い込みが多かったためか、香林坊界限や東山公園（卯辰山）以上に、駅前や駅付近の昭和市場が目立った（昭和二十三年七月一日、同月二八日「北國毎日」）。

不良や暴力団による恐喝・暴行の増大を受け、警察はその取締りをすすめたが、二二年（一九四七）七月には中沢睦会長上久保守、竹田組長中沢辰、丸金組長中川金治、卯辰睦会長卯辰雅俊、竹田組同志会長竹田憲一の各親分が集まり任侠連合会を組織し、不良を一掃するた

めに遊廓や盛り場に取り締り事務所を設けた(七月一日「北國毎日」)。

加えて二二年(一九四七)二月には警察が年末七日間に暴力団・不良青少年団の徹底検挙にあたった(二月六日「北國毎日」)。しかし、いづれも効果はなかった。詳述は避けるが、その後、暴力団・不良少年団の活動はさらに激化し、二五年(一九五〇)ころからはヒロポンの密売製造が新たな社会問題として世間を騒がすようになる。

なお、昭和二五年(一九五〇)の法務府特別審査局の団体規制令にもとづき、全国の七団体が「暴力主義的団体」として解散と役員追放が命じられた。七団体のうちのひとつが、中沢組の系列に属し、昭和二二年(一九四七)に不良狩りの一役をになった卯辰睦会であった。

同会初代会長の卯辰雅俊は、玉川署管内露天商連合会理事をつとめた香具師世界の重鎮だったが、その六〇名の子分が、暴力行為・傷害・恐喝・銃刀法所持などの前科をもち、一団となって市内を徘徊し秩序を乱していたのが解散の理由となった(昭和二五年六月二一日「北國」)。

一一 変貌する三叉路景観

(一) 耐火建築への改良

戦後、鬧市が中心市街地のなかに商店街・飲食街として組み込まれ、街中が新たな相貌をみせる一方、香林坊界隈で新たな問題となったのが旧態たる建築物であった。

昭和二七年(一九五〇)五月の耐火建築促進法の施行により、道路沿いの建物は三階以上の耐火仕様にて建て替え、また道幅を一五メートルから二二メートルに拡大することとなった⁹⁰⁾。

住人の回顧録「近代化工事の十年」によれば、耐火工事の促進をもたらした背景には、交通事故防止のために歩道整備の機運が高まったことと、また昭和二七年(一九五〇)五月に香林坊橋爪一帯が大火にみまわれた事情があったという⁹¹⁾。

交通事故と火災という二つのリスクが香林坊の三叉路景観を変化させたというわけだが、実際に二つの状況を検証してみよう。まずは交通事故である。

香林坊で交通対策がとられるのは昭和六年(一九三二)八月からである。交通専務警官を武蔵が辻・香林坊・片町に配置するとともに、歩行者の横断線を引く対策がとられた(八月一五日「北國」)。

警察は厳しい態度で指導にあたったため、大衆の間で不満が爆発した。新聞は「民衆を手籠めにする交通整理の暴力化」と警察の行動を厳しい口調で非難した(八月二八日「北國」)。同年一〇月には武蔵が辻の交通巡査が通行人を殴り、免職となる事件まで発生した(一〇月三日「北國毎日」)。

この事件により大衆の反発はさらに高まり、結局、取締りはなし崩しとなる。同七年(一九三三)八月には雑踏日以外は巡査が監視にあたらなくなった(八月一一日「北國」)。

自動車への対策がとられるのは昭和一〇年(一九三五)である。同

年五月には香林坊から片町の宮市大丸前にかけて交通事故が頻発するために片町組合が警察に路面に白線を引き車道・歩道の区別をすることや車徐行の装飾表示塔の設置を県保安課に陳情した（五月二十五日「北國」）。さらに、夕涼みシーズンの七月には、遊歩者の安全を守るために日銀前から大橋詰めまでの速度を二五キロ以内に制限した（昭和一〇年六月一九日「北國」）。

戦後、道路の主役は人から自動車へ変わる。昭和二五年（一九五〇）一月の新聞は「一日に四台増える 物凄い金沢の自動車」と題し、県内の自動車所有数が過去にない激増をみせたと報じた（一月一〇日「北國」）。

自動車の事故多発地帯となったのが香林坊の三叉路だった。昭和二六年（一九五二）九月の新聞は事故の要因を「危い入り乱れの通行」と伝えた（九月一六日「北國」）。この事故から数日後、金沢市は「香林坊は道路がせまいため交通事故の原因となり、街の発展をさまたげている」と三叉路の拡張工事をすすめると発表した（九月二〇日「北國」）。

工事の対象となったのは、事故が多かった、広坂から片町へ曲がる左折部分であった。工事にあたり、虎井印刷店店舗と宇都宮書店の空地からなっていた土地を買収しようとしたが（九月二〇日「北國」）、宇都宮書店との交渉は三年に及び、ようやく同二八年（一九五三）一月に売却が成立した（一月三日「北國」）。

道路の拡張後に問題となったのが左折部分の残余地だった。昭和二

九年（一九五四）一二月、汚れた香林坊裏部分を通行人にみせないために三五坪ほどの土地にマキ・イヒバ・カエデなどの樹木を植え芝生を敷き詰め、その中央に長谷川八十吉のアヒルをいだく少年像を建立した（二月二六日「北國」）。いまでもこの場所は香林坊界隈の中で小公園的な機能をもっているが、そのルーツは交通事故対策が発端だったわけである（写真八）。

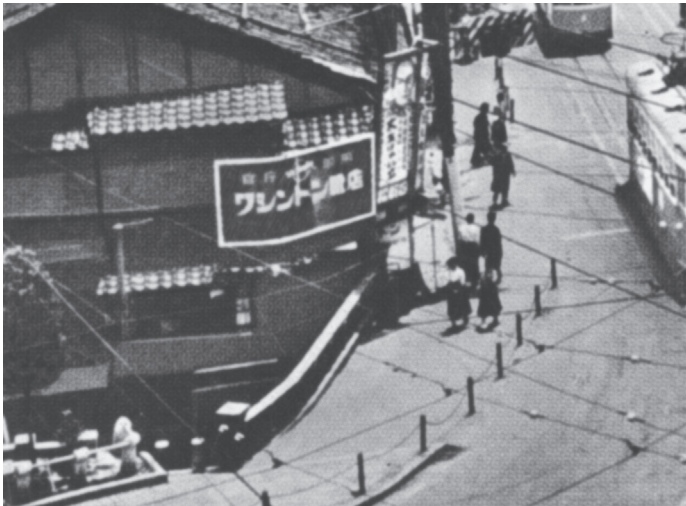


写真8 道路拡張後の香林坊 絵葉書「香林坊」（個人蔵）
左端に小公園とガードパイプがみえる。

耐火建築の促進をもたらしたもうひとつの要因である火災をみてみよう。促進法の公布に重なるように、当時、香林坊は火災が続いた。昭和二七年（一九五二）五月二六日には香林堂・大和タクシー香林坊営業所の建物、隣接の朝日新聞金沢支局・

川村茶店・金沢写真院など五戸が全半焼した（五月二十七日「北國」）。

二八年（一九五三）四月には白昼に仙宝閣で出火し、二、三階が焼失した（四月二十八日「北國」）。同年十二月には北國新聞販売所のビル、隣家の中田精肉店、蛇惣、平和信用組合、びつくりや・大洋軒・コロンバン・立花食堂など一二世帯に被害が及んだ（二月一二日「北國」）。

さらに昭和二十九年（一九五四）五月末には香林坊のタカラ写真材料商が全焼し、隣家の平井洋装店・中小化粧品店の一部を焼く火事があつた（昭和二十九年五月三〇日「北國」）。

延焼が激しかった二八年（一九五三）末の記憶だろうか、小泉榮子さんは火事の様子をこうふりかえる。

火事になって全部燃えて。その建物の地下には新聞販売店が入っていた。私らの方（香林坊下）へ風がまわり、こっちに燃え広がると心配したが、表通りの方へまわりこんで、あのあたりの店が焼けて。立花座は消防とつながっていて（コネがあつて）、ホースで水を入れて燃えることはなかった。

昭和二十七年（一九五二）から二十九年（一九五四）にかけての火災の多発を受け、県建設課は耐火建築を強力に推進する方針を明確にした（昭和二十九年五月三〇日「北國」）。

ちなみに二十九年（一九五四）五月の火災後、撤去がなかなか進まな

かったのが香林坊橋詰にあつた旧美人座の建物であつた。放置が長く続いたことから「香林坊の焼けビル」と称されるほど、市街地中心の不名誉な名物となつていた。

対応されなかつたのは権利関係のもつれからだつた。発端は昭和二年（一九四六）にさかのぼる。同年、所有者と借家人四名との間で立ち退きをめぐり係争関係が生じ、それが解決されないまま、火災が起き、その後の対応をめぐりさらに係争が悪化した事情があつた。結局、借家人は立ち退き、所有者はビルを解体することに決着した（昭和二十九年八月一三日「北國」）。

焼け跡は目隠しのために戸板で囲んだが、再建の目途がたたないことから、三〇年（一九五五）九月には元タカラ写真材料店のあとに「ひやかしの店」なる金沢の名産品をならべたのれん街が出現した。

陳列品は九谷焼・大樋焼・壽煎餅・落雁・深山の雪・くるみごり佃煮・輪島漆器・染色工芸・加賀人形などだつた（九月十八日「北國」）。住宅地図をみるかぎり、空地にふたたび建物がたつのは、ようやく昭和三八年（一九六三）で、「高橋毛織」が認められる。戦前からの土地所有者の高橋家が再建の責任をとつたとわかる。

（二）批判される都市環境衛生

闇市の撤去や香林坊の景観整備がすすむなかで、意識されるようになったのが、一部商店街の見苦しさや悪臭であつた。まず問題視されたのが、もとの公設市場である。戦後、民間へ払い下げとなつてか

ら、付近住人から苦情が出るようになった。昭和二七年（一九五二）にはその声を受け市部課長会議で立ち退きの代執行も視野に入れた改善要求がされた（九月二日「北國」）。

改善対象となったのは三点である。第一点が交通問題である。払い下げ後、市場側の建物が約一メートル道路にはみだすようになったため、四、五メートルあった道路が三・五メートルにせばめられ、自動車・自転車の交通量の多いところは身動きできないくらいの雑踏を呈し、そのうえ空箱や自転車などが地上におかれているためますます交通を混乱させていると批判された。

第二が便所の衛生問題である。公設市場の時代は、建物を日中だけ使用していたため用をたすときは付近の民家や商店に頼んでいたが、払い下げ後、約三分の二がここに住居を構えるようになり、自然用便も下の用水へたれ流しが習慣となり、ごみや汚物もどんどん捨て去られるようになった。また夜間、道路上にもあちこちに大便をするものが現われ、伝染病のもとになると非難された。

第三が水害である。用水の氾濫対策のため、市場の店舗が道路面より一尺から二尺も高くなっていたが、払い下げ後、用水上に張り出している床下のケタを一尺から二尺ほど用水の内部へ下げるようになった。その影響から流水が堰きとめられ、また川浚えができなくなったため、降雨の際には付近の道路・民家への氾濫被害が増加した。

これらの批判をみると、戦後、一部の店舗を住宅兼務とするようになり、また店舗の利用の安全や利便のために改良をほどこしたことが

ら、周辺との軋轢が生じたと読み取れる。

なお、最後の用水氾濫に関しては店舗改良が要因として批判されているが、もともと香林坊下は氾濫地帯であり、市場住人も苦労していた。小泉榮子さんは水害が絶えなかったことをこうふりかえる。

雨が降ると、前の川が氾濫してね。道路が全部、川の状態になって、小学校のときは学校へ行けなかった。泥水が店の中に入ってきて大変だった。それで三浦精肉店のあたりに水門を造って、トンネルで長町一番丁の方へ流れるようにした。そしたら法船寺の方へ水が流れるようになったものだから、その町会の人が文句を言いに来たことがあった。

もう一か所批判されたのが石浦町と仙石町の間にあった飲食店街「香林横丁」である（地図四）。昭和三〇年（一九五五）に汚水を直接、溝に流す構造だったことから悪臭が問題となった（六月八日「北國」）。

現在はアトリオ（大和百貨店）が建ち、往時の面影はないが、近くに官公庁や企業が集まっていたこともあり多くの顧客があり、また界限の人も最前にした。見城喜久子さんは「香林横丁は戦前からあった。天ぷら屋のいけ天はおしかった。島津さんのところは木のミシンがあって、木型屋をしていた」とふりかえる。

なお、この一角の店の構成がわかるのは昭和三二年（一九五六）以

降の住宅地図からである。このころは表通りの耐火建築の後ろ側はまだ空き地が多く、店舗は八軒にとどまっている。同三八年（一九六三）になると、空地の半分ほどに店舗が進出し、残った空地はガレージに利用され、また同四二年（一九六七）にはガレージにかわり香林坊バッテリーセンターが建った。

二二 直営映画館とスタンドバー

（一）ストリップと映画街

では戦後、香林坊が盛り場としての活気を取りもどすのはいつだろうか。記事を見るかぎり、その発端は終戦から約一〇日後の昭和二〇年（一九四五）八月二四日である。同日、松竹・金沢東映・帝国劇場の三館が営業を再開し、人々が殺到した（八月二九日「北國毎日」）。

一か月後も、映画館は日中から失業軍人や工員であふれ、一日で二〇〇〇人の入場者があった。賑わいをみせたのは仕事がなく暇を持て余していた事情もあったという（九月二九日「北國毎日」）。

さらに同年一〇月、県は映画・演劇などの娯楽機関の取締りを撤回したことで、香林坊一帯へ人々は手を振って遊びに出掛けるようになった（一〇月三日「北國毎日」）。

同月、犀川口では石浦町の仙宝閣、浅野川口では東廓演舞場が進駐軍に接収され、米兵用キャバレーとして営業を始める。同月二一日の新聞広告で仙宝閣は女子の英語通訳二名、女子給仕数名、ボーイ数名

を（一〇月二一日「北國毎日」）、また翌月には一八歳から二五歳までのダンサー二〇名をそれぞれ募集した（十一月二日「北國毎日」）。

一方の元東廓演舞場は急ピッチで「キャバレーかなざわ」に模様替えし、同年一月に、一八歳から三〇歳までのダンサー五〇名、一六歳から二〇歳までの男女給仕二〇名を急募した（十一月一日「北國毎日」）。県が早急な対応を迫られた様子をうかがえる。

繁華街や廓に突如出現したキャバレーは当然ながら市民の関心事となった。見城喜久子さんは様子を覗き見にいったことを振り返る。

戦後、すぐに仙宝閣に進駐軍用のダンスホールができた。ダンスをみてみたいと、よく店に来ていたその女給さんをお願いして、幕の後ろから見たことがあった。すると、トイレに行く兵隊が私を見つけてダンスを誘ったが、女給さんがノーノーと言って断ってくれたことがあったね。

しかし、この二店だけでは米兵の需要に応えきれず、同年二月に西廓入口に「キャバレーつぼみ」が開店し、通訳一名、一六歳から二〇歳までの男女給仕一〇名、一八歳から三〇歳までのダンサーを急募した（十一月二三日「北國毎日」）。さらに年末には堅町のなかま寮がキャバレーに模様替えし、身長五尺以上を条件にダンサー・接待婦を募集した（二月二七日「北國毎日」）。

二二年（一九四六）、キャバレーは一般にも開放される。西廓のつ

ぼみは同年二月に「進駐軍専属キャバレーつぼみは今度皆様の社交場に轉換、獨特の飲食營業を致すことになりました。明朗活発な御利用を願ひます」と宣伝した（二月一六日「北國毎日」）。

境内や界限ではさまざまな遊戯場も人氣を集めるようになる。二四年（一九四九）七月には大神宮境内にパチンコ屋が復活し、それがきっかけとなり翌二五年（一九五〇）には市内では六〇軒を数えるまで拡大した（六月二二日「北國毎日」）。

また二五年（一九五〇）三月には香林坊下の川沿いの地下室でビンゴの呼び込みの声が拡声器から響いたのが先駆けとなり、その後、市内各所にジャンボー・ラッキゲーム・ダイヤゲームなどのゲーム場が開業した（七月一六日「北國」）。

また三叉路側では、石浦町の空地に二五年（一九五〇）七月にポールを投げて積み木を倒すスポーツランドが（七月一六日「北國」）、二六年（一九五二）には香林坊派出所前にゼットゲームが開業した。ただし、ゼットゲームはまもなくして賭博行為として不許可となった（六月一日「北國毎日」）。

敗戦後、映画のほかに、県内各所で圧倒的な人氣を集めたのがストリップショーである。昭和二二年（一九四七）七月には尾山俱樂部で「モデルショウ」が、金沢公会堂・七尾劇場・片山津宝座で「美の祭典」が（七月四日「北國毎日」）、二三年（一九四八）三月には羽咋劇場で「モデルショウ」が、また同年九月には立花座で「肉体の祭典」（九月一八日「北國毎日」）が催された。

議論を呼んだのが二三年（一九四八）六月の警察取締りである。立花座の興行を警察はエロダンスとして認定・検挙したことで市民の間から権力濫用と批判する声が出た（六月四日「北國毎日」）。

人氣の高まりを受け、二四年（一九四九）になると立花座は各種興行のなかでもストリップを重視するようになる。六月には「メトロショウ」（六月二日「北國毎日」）、「モデルショウ」（六月一五日「北國毎日」）、「マーキーショウ」（六月二〇日「北國毎日」）、「百万弗ショウ」（八月二三日「北國毎日」）、「裸体座」（八月二三日「北國毎日」）などの名称でつぎつぎと興行を行なった。

二六年（一九五二）にはその人氣は県全域にひろがり、大聖寺劇場は「風船ストリップショウ」・小松日本館「東京ストリップショウ」・七尾松映座「ストリップ拳斗」など各地で催され（三月二八日・四月一三日「北國」）、また同年六月には片町に「国際空中ストリップショウ」の掛け小屋まで出現した（六月二六日「北國」）。

あまりの人氣にみかね、同年一二月、金沢市婦人団体協議会の代表二名が立花座でストリップの偵察をし、見学後に金沢弁で「うざくらしい」と批判を行なっている（一二月二〇日「北國毎日」）。

ストリップを含め立花座の各種興行の手配について森さんはこう語る。

ストリップを含め各種演芸はプロモーターが仕切っていた。踊り子さんは一〇日間の区切りで興行して、多い人で一年に二度ほど来てい

た。立花座の場合、親戚がそれをしていて、神岡鉦山とかの演芸なども世話をしていた。

戦後、香林坊の活気もどるにしたいが、大神宮の周辺は戦前と同じように通行人目当てに香具師の口上が響きわたるようになっていく。小泉榮子さんは戦後の大神宮境内の思い出をこう語る。

大神宮の間は今でいうヤクザみたいな人がよくバナナのたたき売りをしていた。バナナは当時高級品でね。しまいには蝦蟇の油売りもいて。映画館の入口で大きな盤を置いて大きな囲碁をしていた。こどもだから見ようとするとシーシーといわれた。お稲荷さんがあって、その前に熨斗鰯を売るおじさんがいた。私は熨斗鰯が好きでその匂いをかぎにいっていた。境内では喫茶大陸によくいったね。たまに香林坊で働いているおネエちゃんにつれていってもらった。私のところの店にはいろんな人が出入りしていて、自然とそんな付き合いもあった。

景気の回復に従い香林坊界隈に新たに映画館を開業する動きも出てくる。昭和二八年（一九五三）、森下町にムービー菊水を設営していた松本由が片町市民市場を立ち退かせ映画館を開業したいと上久保ほか営業者六七名を相手取り立ち退き訴訟を起こした。

土地はもとも二四年（一九四九）八月二五日までの貸与契約であった。そこで当初、契約終了にあわせ資金集めをし建設願いを市に

提出したが、当局より交通妨害になると却下され、また金沢常設館連盟が既設館の利益擁護を要望したため、契約は二六年（一九五一）末まで延長となった。松本は改めて立ち退きをもとめたが、組合員がいまさら家族を抱え営業を放棄することは不可能であり、借地法からすれば五六年（一九八一）末まで借地権が認められると対応した（昭和二六年八月一六日「北國」）。

香林坊の境内地はふたたび戦前の賑わいをとりもどしていったわけだが、しだいに盛り場としての人気は香林坊下に移っていく。香林坊下に映画館が進出するのは既述のとおり菊水倶楽部をさきがけとするが、昭和一四年（一九三九）一月には新興キネマが香林坊下の劇場の帝国座を買いとり映画専門の新興帝国劇場として開業し、映画街の様相を見せはじめた。二〇年（一九四五）八月、帝国劇場は金沢日活に改まり、二三年（一九四八）四月にはアメリカ映画の上映を開始する。

戦後の香林坊下の映画館増設に香林坊高の関係者が危機感をもっていたことを示すのが太田真弓さんの以下の述懐である。

用水下に直営の映画館ができてから、用水上と下とが対抗意識をもつようになった。昭和二五、六年頃、両者の仲をとりに、周辺の檀那衆が集まって稲荷橋に朱塗りの高欄をかけて、両者の往来ができるようにした。完成したときには四廓の芸妓が踊り流しをして完成を祝った。

太田さんが記憶する橋の完成祝いとは昭和二五年（一九五〇）一月に催された香林坊祭りをさそう。境内と通りをつなぐ稲荷橋とネオン街路灯の完成を祝い、橋の渡り初めが行なわれ、香林坊の約一〇〇軒の商店主、店員、映画館の広告提灯隊、カフェー・飲食店の美人連中など約五〇〇名と美大学生の仮装隊も交え、新作香林坊音頭をうたしながら、界限を練り歩いた（一月一日「北國」）。

三〇年（一九五五）七月、香林坊下のロマン菊水横にパリー菊水が開業し香林坊下に三館が並び、ついに映画館数が香林坊高を凌駕する。この勢いに乗って、ふたたび香林坊下の再開発の動きが活発化する。

同年（一九五五）、石川県建築課や地元は香林坊下の空地にアミューズメントセンターを建て、これにつらなる近代商店街からなる新香林坊区域を構想した。しかし、土地ブローカーが土地の値段を釣り上げたためと、空地が袋小路の奥にあり大資本を投下しても採算がとれないと判断し、計画は行き詰まり状態にあった。なお、ここでいう空地とはパリー菊水の前を通つての突き当り、つまり現在のニュー香林坊パーク（元の映画館）前をさそう。

この状況を耳にした石川県出身の元大阪映画館連盟会長の某氏が袋小路の道路をひろげれば十分に採算がとれると見込み、三三年（一九五七）七月よりパリー菊水前から長町一番丁へ八メートルの幅で通すことで地主側と折衝し、八月初めに関西財家人が工事に向けて調査測量をすすめた。

測量の結果、道路をひろげても、約一一〇〇坪が残り、そこに娯楽施設をつくれることがわかった。こうした財界人と大映のよびかけに、松竹・日活・東映も市内に直営館をさがしていた矢先だったので、一挙に計画が進んだ。

大映が競争相手の松竹や日活に話をもちこんだのは建設予定地にそれぞれ土地をもっており、単独で事業をするより共同出資でビルを建てた方が経済的に安全であると判断したためだった（昭和三二年九月一四日「北國」）。

翌三三年（一九五八）、日活・松竹・大映・東映の映画会社と関西財界人、そしてこれに呼応してたちあがった県建設課、香林坊下にかかわる有力地元民が集まり、東洋不動産社長の高村勝二を会長にたて、金沢新香林坊建設協議会を結成した（九月一四日「北國」）。

それからまもなくの三三年（一九五八）一月に日活跡地に金沢大映劇場が新築され、さらに軒をならべて三四年（一九五九）に金沢日活、金沢東映が開館する⁽⁹²⁾。あいつぐ映画館進出を世間はどうみたのか。当時の評価が金沢の時事雑誌の同年（一九五九）一月刊『新北陸』第五集にこうみえる⁽⁹³⁾。

「戦後、パリー菊水とロマン菊水の新設で急に活気づいていた香林坊下は三十四年になって大映、日活、東映の三直営館が軍船のような姿をそろえた（中略）。大神宮中心の香林坊は三直営館の方へお株をうばわれた」。香林坊高は昭和三〇年代になり、ついに金沢最大の盛り場の地位を香林坊下に譲りわたすこととなったのである。

香林坊下が映画館街へと発展していくことで、映画館前の通りでは周辺住人がさまざまな催しを取り組むようになった。見城喜久子さん・小泉榮子さんはこう語る（写真九）。

東映・大映・日活ができて、そのお祝いに盆踊りをしたことがあった。八月二四日の地藏祭りには露店が出てトウキビを売っていた（見城さん談）。

白山湯の横に小さな地藏さんが祀ってあって、石垣を組んで鉄柱もあって。いつもそこには子供がだれかしらいて、あそぶのに苦労することはなかった。映画館の前も広いから子供の遊び場になっていて、大きな声を出すものだから、映画館の女の人にうるさいと怒られたね。八月の二〇日頃にお地藏祭りといって、テントを張って、年寄らが御詠歌をして、子供らの余興に西瓜割があった。地藏祭りをやめたのは白山湯をやめてビルを建ててから（小泉さん談）。

映画館の増設により多忙をきわめるようになったのが映画看板屋である。専属の絵師が香林坊下の映画館の前に作業場を構えていたという。小泉さんはこうふりかえる。

福島屋の後ろは空地になっていて、別の人が所有していて、庭を貸し出していた。子供のときはそこでままごと遊びをした。庭に渋柿の



写真九 香林坊下映画館前での盆踊り 3、4年続いたという 小泉榮子氏提供

木があつて、それをままごとに使つたりしてね。そこで小林さんとか名前を覚えてないが、映画館の看板をぜんぶ請け負つてた。映画は一週間ごとに変わるから、大変やつたと思う。そこで修業したのが近江町でいま行灯を描いている東さんだった。

(二) スタンドバー・キャバレーの街へ

香林坊がネオンきらめく夜の街の魅力をとりもどすのは昭和二六年(一九五二)である。同年六月、日新海上火災ビルの屋上に高さ二一尺幅三〇尺の大ネオンが設置され、八月には香林坊一帯にメトロポリタン・クラブ化粧品・仁丹・日栄・日本ビールなどの宣伝ネオンが輝いた(六月一日「北國」)。さらに三一年(一九五六)には二月二五日の電気記念日に香林坊角の魚半の屋上に丸行灯型の三万燭光の照明灯が設置された(三月一日「北國」)。

ネオンのひろがりには香林坊・片町における飲食店の増大を意味した。昭和二六年(一九五二)一〇月の新聞は市内の一般食堂・カフェー・バー・キャバレーその他の特飲、飲食店の数が八四〇軒、喫茶店が一二〇軒を数えたと急増ぶりを伝えた。各飲み屋は客を取られまいと、遊廓の延長またはそれ以上のサービスをする店まであったという(一〇月二三日「北國」)。

昭和三〇年(一九五五)代に入ると、飲食店は映画館とならぶ香林坊界隈・片町の魅力となつていく。飲食店の動向をさぐる上で参考となるのが北陸人物評論社刊の時事風俗雑誌『新北陸』である。三四、

五年(一九五九、六〇)当時の金沢の盛り場の様子を紹介した数少ない記録として貴重である。以下、関連する記事をみてみよう。

三五年(一九六〇)一月刊行の『新北陸』掲載のコラム「変貌する片町、香林坊」は「犀川口は飲食店の氾濫状態」と状況を伝えており、このころ急激に飲食店が増加したとわかる⁽⁹⁴⁾。

店の構成や数については特集「金沢夜の生熊」(二号)に「香林坊の交叉点を中心に円周を描くと喫茶店、スタンドバー、酒場、飲み屋など四百軒をこえるだろう。とくにスタンドバーは若い人々を魅惑する青春のつぼである。一杯六十円のハイボールは喫茶店へ行く気易さで、彼らの青春のはけ口を求めるとみえる⁽⁹⁵⁾。

これから飲食店のうち、とりわけスタンドバーが流行をみたとわかる。特集記事「スタンドバー」(創刊号)は当時の状況について、「『スタンド・バー』の急増はここ二、三年来目をみはるものがあるが、世代の断層は、ここにもはつきり現われて、いきおい中年向きとティーンエイジャー向きとに分れつつある」と記し、人気店として、大学教授ら知識人が集まる並木町のサントリー・バー、ハイティーン向きの木倉町の「ニュー・トリス」、紳士が通つた古寺町の「ジヨリー」、山の愛好者が集う香林横丁の「ドン」、歌声グループが集まる香林横丁の「オセロ」など一四軒を紹介している⁽⁹⁶⁾。

スタンドバーは男性の飲み屋ではなく、流行の先端をいく店として女性にも親しまれた。特集「金沢夜の生熊」(二集)は「スタンドバーばかりではないおでん屋、のみ屋など若い女性の進出は目ざまし

いものがある。彼女らの旺盛な食欲は鶏の足にむしやぶりつき、ギョーザの皿をまたたくまに平らげる」と女性の夜の街への進出ぶりを伝えている⁹⁷⁾。

また若いカプルの遊び場としても利用された。特集「アベック1000円の遊びあれこれ」は、デートコースとして、エキサイティングな音楽が流れる、「再会」（仙石町）、「鍵」（彦三商店街）などで飲酒を楽しんでから、温泉マークへ行くことをすすめている⁹⁸⁾。

いわゆるスナックのママにあたる存在が店の看板となるのはこのころからである。『新北陸』には「美人ママのいる酒場」（二集）「美女のいる酒場」（三集）「美人と気分をもとめて」（五集）などの特集が組まれた。

「美人ママのいる酒場」は、おすすめのレストランバーとして、香林坊界隈の「ミモザ」「コロンバン」、金劇横丁の「スイング」、香林横丁の「吟」、パリ菊水裏通りの「薫」をあげ、香林坊界隈ではコロンバンとミモザのママを双璧と紹介する⁹⁹⁾。

「美女のいる酒場」は「同じ一杯のむなら、なるべく美人のいる酒場」と、駅前のスタンドバー「十八番」、尾山仲見世通りの「よつちゃん」、新天地の「きく本」、古寺町のバー「ハレム」をあげる¹⁰⁰⁾。

では、当時どのような人がママとなったのか。特集「香林坊に魅せる二人の女性」はママの経歴を紹介したものである¹⁰¹⁾。その一人を紹介しよう。源氏名・藤田陽子は広島出身。大阪に出て、それから、金沢の赤玉で働いた。スメル館の主任弁士と結婚し、夫の郷里四

国に帰り死別したため、金沢にもどり、戦後は片町連鎖店に店を開いた。その後、片町の近代化で「片町中央」（センター？）ビルができたことで、その食堂街に移った。

また特集「香林坊に生き香林坊に死す」は香林坊界隈で働き続けた女性の半生を詳しく紹介する。紹介されたのは、秋田県出身の上田りつである。最初はカフェー赤玉で「直美」の源氏名で女給として働いた。そのときは歯切れがよい人柄から「インテリ女給の直美さん」と呼ばれ人気があった¹⁰²⁾。

昭和一〇年（一九三五）頃に結婚し、明治製菓で働き、故郷の秋田から妹を呼びよせた。戦後、病床にあった夫の介抱に疲れつつ、古寺町の喫茶店「まつ村」で働いた。夫の死後、木倉屋マーケットに料理店を開いたところ、女給時代に店を訪れていた旦那やインテリが顧客となり、店は順調にいったが、三三年（一九五八）十一月、不運にも階段から転倒し四七歳の若さで亡くなった。

不慮の死をとげたとはいえ、普通の女性が記事となったのは浅野川河畔にあった滝の白糸像のモデルとして知られていたからである。彫刻家の高井四郎がモデルを捜していたとき、たまたま店を訪れ、その容姿に理想を見たのが決め手となった。現在も滝の白糸の銅像が浅野川河畔に立つが、これは二代目である。りつの像は二八年（一九五三）八月の浅野川出水で流失してしまった。

右掲特集によれば、赤玉（銀座会館）で働いた直美の同僚には金沢にそのまま残りバーや飲み屋を開いている人がいたという。カフェー

で習得した接客術が、戦後のスタンドバーへ受け継がれたのだろう。

昭和四二年（一九六七）、片町・香林坊の飲食関係の店は、飲食店・食堂が一三五軒、バー・キャバレーだけで二二五軒を数えたという¹⁰³。カウンター越しにママを相手に無駄話をしながら飲むスタイルが片町の夜の過ごし方の定番となっていたのである。ちなみにいわゆるスナックやラウンジにあたる店名を住宅地図でみると、昭和五〇年（一九七五）代に入ってもスタンドが一般的だったとわかる。

（三）金沢の名物・片町センタービル

昭和三〇年（一九五五）代における飲食業界の成長を象徴するのが、飲食店が集まったビルの登場である（地図五）。昭和三年（一九五八）、古寺町の三〇〇坪の敷地に、地上二階建てで、地下に一〇〇人分のボックスをもつ喫茶「エデン」、二階に一二〇人分のボックスをもつキャバレー「銀河」、グリル「百万石」が入ったビルが建設された（九月一六日「北國」）。月刊誌「新北陸」はそのビルを、観光金沢の「一異彩」、あるいは「北陸一の味覚の殿堂」と讃えた¹⁰⁴。

この飲食専門ビルの登場を皮切りに、大和百貨店裏の古寺町の通りは東京でいう「銀座裏」にあたる繁華街として人気を集めるようになり、出店があいついだ。翌年にはその隣に「ビヤホール・兼六茶屋」が開業した。エデン・銀河・百万石の三店を含むこれらは文化服装学院を営む加藤豊信が経営した¹⁰⁵。

もうひとつ話題を呼んだのが市民市場に建てられたビルである（地

図四）。昭和三年（一九五八）当時、市民市場は片町銀座商業協同組合の管理となっていたが、同年九月一五日をもって閉鎖される。跡地に建ったのが地上四階地下一階の片町センタービルであった。出店を優先されたのは市民市場にあった露店で、四〇軒のうち二〇店が入入した（九月一六日「北國」）。

このビルで関心を集めたのが地下飲食店街だった。店の具体的な構成については「観光と娯楽案内」（二集）に、スタンドバー七軒、バー二軒、一品料理五軒、すし二軒、鳥料理一軒、串カツ一軒、おでん四軒の計二二軒からなるとみえる¹⁰⁶。

店の様子を一部紹介すると、鶏料理専門の「鶏楽」はスタンド式で六人程度で満員となる規模だったのに対し、串かつの「まつや」は地下で一番広く小さな座敷が三つもあった。変わった店でキム・ノヴァク主演映画の題名からとった「めまい」というスタンドバーがあり、スカートの壁面に鏡をとりつけ、豪華なシャンデリヤをとりつけ錯覚をおこさせる仕掛けを凝らしてあったという。

ただし、各店の出だしは順調とはいかなかった。開店から一年の間にあわただししい出入りがあり、昭和三四年（一九五九）末頃によく定着した。とくに、スタンドバーめまい、おでんこ八、小料理松やが人気を集めたという¹⁰⁷。

ちなみに犀川口側のもう一つの闇市・連鎖商店街の立ち退きが始まるのは市民市場の撤去と同じく昭和三年（一九五八）である（昭和三七年四月一三日「北國」）。

ただし、昭和三五年（一九六〇）一月『新北陸』に「片町連鎖店だ
けがいまだに立ち退き問題がかたずかず二十二、三軒の店が戦後その
ままのバラツクにのこっているが三十五年には何とか目鼻がつくだろ
う、そうすれば片町一帯からもう「戦後」はなくなるわけだ」とある
ように⁽⁹⁸⁾、交渉は難航し、結局、三七年（一九六二）までバラツク
風景は残った（四月一三日「北國」）。三八年（一九六三）の住宅地図
には連鎖商店街の記載はなく、同年になり、犀川口から敗戦後の記憶
をとどめる風景が消えたことを認められる。

香林坊片町方面の飲食店街としての発展に危機感をもったのがかつ
て繁華を二分した浅野川口である。昭和三五年（一九六〇）一二月に
は、野田寺町シネマ・パレスの経営者寺井文治の構想で、彦三八番丁
に地下一階、地上三階からなり、四階フロアーすべてに飲食関係の店
が入った武蔵フードセンターが開業した。地下にお好み焼き・サンド
イッチ・鳥料理・パン、一階には大衆酒場を中心にレストラン・お茶
漬け・おにぎり・押し寿司・お好み・天ぷらの各店、二階はミュー
ジックホール、三階は日本間のお座敷料理店が並んだ⁽⁹⁹⁾。

（四）演歌師の進出

飲食店の増加とともに街中で目につくようになったのが流しの芸人
である。流しの系譜は昭和初期にさかのぼる。昭和六年（一九三一）
の記事によれば、カフェーで、三味線弾きの婆さんが一晚幾銭かで
雇った女の子を連れて流しをしていたり、また冬の夜には、破れマン

トに身を包んだみずばらしい子供が辻占を売って歩き、カフェーの外
から母親が客に誘導していたりしたという（一〇月二四日「北國」）。

また同年五月には尺八の流しが市内の廓で窃盗を働いていた事件が
起き（五月二四日「北國」）、また八月に新堅町在住の「艶歌師」が女
性と逢引中に検挙されており（八月一三日「北國」）、このころから廓
やカフェーを舞台にして流しの姿が目立つようになったと判明する。

戦後になると、昭和二五年（一九五〇）頃から繁華街を稼ぎ場とす
る報道が目につくようになる。二五年（一九五〇）七月には警察は東
別院や木の新保・白髭神社などで寝泊まりする無宿者を強制保護した
ところ、なかに飲まず食わずで、演歌師をして貯めた金一〇〇〇円を
所持している三〇才の男性がいたという（七月二日「北國」）。

また同年八月には演歌師の増加を受けてか、その動向取材を新聞記
者が行なっており、商売の様子を具体的にうかがえる。以下、記事の
内容を要約して紹介する。

活動を始めるのは夕方である。そのころになると、大神宮境内のパ
チンコ屋付近に演歌師たちが自然と集まる。演歌師の日中の仕事は仮
設興行場の手伝いなどであった。顔触れは二四才の「政兄い」をリー
ダーにしてほか三名からなり、四人がそろって行動する。まず境内の
カフェー、次に境内裏の店をまわるのが定番コースだった。稼ぎ時は
一〇時過ぎ以降である。店内では客とこんなやりとりが交わされる。

「町裏の一軒へとびこんだ。螢光燈の下で女給に抱かれた浴衣がけ
の中年男はそしらぬ顔をしてみせたが、なぜか女給がなんにもいわず

百円をくれた。そして三曲歌つて「有難とう」と愛きようをふりまいて軒を離れる。つぎに入ったのが香林坊裏の一軒、サラリーマンふうの二三名がジロリ視線をなげてきた。「いらないよ」とあつさりことわられても氣にかけないが、そしらぬ顔ででき流してなんのゴあいさつもないのが一番シヤクだが。きようはなかなか縁起がいい。したたか酔っぱらつた中年の洋服氏がボンと二百円をよこしたが、一曲ひいたら「もうええわい」ときた。女給たちへの見栄が十中の七八までだというのは本当らしい。ともあれ、金沢の御客は「湯の街エレジー」「ハバロフスク小唄」など哀憫たつぷりの曲がとてもお好きである。

午前一時やつと路地裏で一緒に肩から重いギターをはずした（昭和二五年八月一七日「北國」）

一昔前までは香林坊や片町に多くの流しの姿を目にできたことは今も多く年の配者が記憶しているだろう。たとえば、元新聞記者の砺波和年さんはこうふりかえる。

金劇裏の飲み屋でワンチャンというのがあったが、そこに福井出身の小柄なおっさんの流しが来ていた。一曲だったか、三曲で五〇〇円だったかな。ギター弾いて歌う。北島三郎みたいにして歌うのではなく、軽く歌っていた。どれもこれも同じに聞こえた。そのママは嫌ってたなあ。

注目したいのはママが嫌っていたという点である。演歌師が飲食店

から拒絶されるようになるのは昭和三二年（一九五七）頃からである。同年一月、新聞は「歓楽街の無法者を取締り」「明るい飲食屋街へ暴力追放」と見出しを掲げ、香林坊界限を管轄にもつ広坂署が署あげて演歌師の取締りにあたることとなつたと伝えた（一月十九日「北國」）。理由は、飲食店や客へのたかりが横行し、また商売を断ると暴行するなどの事件が頻発したことによる。

また昭和三四年（一九五九）『新北陸』二集の特集「金澤夜の生熊」は演歌師の現状を以下のように記す¹⁰。「街の流しがギターやアコデオンをかきならす。全く傍弱無人、勝手に音程の狂つた流行歌をはりあげる。「オイ、出すのか、出さネエのか」その店がマダムだけだと思つてナメてかかつて客に強要する。「いらないよ」といえば「だつたら、なぜ、はじめツから断らねエ」とからんでくる。すこし酒がまわっているものだつたら「そのいい方はなんだツ」と険悪な空気になるだろう。彼らの非生産的な生き方は街のダニである（中略）。彼らのグループのボスが片町センターの地下飲食街へ月五万円出せば、流しは絶対入らないと申し入れたそうだ。業者は協議した結果、断つてしまつたが、これを受け入れると、悪例を残し彼らの縄張りが強化されていくことになる」

飲食業者が一致協力して演歌師を排除しようと苦勞していたことがわかる。演歌師が横行するようになった背景には、昭和初期より勢力をもつた香具師の中沢・竹田の二大派閥が衰退し、かわりに演歌師を収入源とする組織が新たに台頭してきた背景があったが¹¹、警察の

検挙と飲食店の対抗により演歌師は徐々に姿を消していったのだろう。

一三 大神宮の再建計画と移設

(一) 戦後の組織と活動

ここまで香林坊界隈の戦後の変化をみてきたが、では大神宮はどのような経過をたどったのだろうか。

昭和二〇年（一九四五）一月に地方本部支部の整備のため、金沢本部は神宮奉齋会石川地方本部に改称する。翌二年（一九四六）三月、奉齋会は、実質神本庁へ吸収される形で解散となり、結果、金沢を含む一九の各地方本部が神社本庁所属神社の宗教法入・大神宮として独立した¹²⁾。

なお、高岡支部は二〇年（一九四五）一月に富山地方本部へ昇格するが、翌年の会解散により同地方本部と富山市・荒川村各奉齋所が廃止となった¹³⁾。

また、七尾支部はそれ以前に消滅していたのだろう。解散申請時の金沢本部の財産については「高岡町上藪ノ内一 宅地四九九坪六号二勺」とみえる¹⁴⁾。既述のとおり明治二〇年代には大神宮は香林坊高の二〇〇〇坪を有したが、戦後にはその四分の一となっていたわけである。

宗教法入金沢大神宮としての活動再開が新聞紙上で認められるのは

昭和二二年（一九四七）四月の春季大祭の報道からである。大祭当日に、おみくじで大吉が出た人には松竹座やスメル館の招待券が景品として出されたという。大神宮は周辺の娯楽施設と一体となって戦後の混乱を乗り越えようとしたとわかる（四月十八日「北國毎日」）。

二五年（一九五〇）春には香林坊交差点から大神宮前の小道が二・五メートルに拡張され、これにあわせ道沿いの店も洋風二階に改築された。それまで、道幅は一、八メートルで、水たまりがあり、雨の日に通れる幅は二尺程度しかなかった（四月三〇日「北國」）。また既述のとおり、同年一月には鞍月用水側から入る稻荷橋やネオン街路灯が完成した（二月一日「北國」）。

初代宮司となったのは、大聖寺神明宮出身で、東京大神宮で働いていた太田真一（明治三三年生）で、護国神社を兼務した。真一は、昭和二一年（一九四六）五月に奉齋会本部の理事を務め¹⁵⁾、戦後は神社本庁や県神社庁の立ち上げにも尽力した有力者であった。

その跡をまもなくして継いだのが真一の次男の眞弓さん（昭和八年生）である。当初は戦地から帰った長男の眞道が継ぐはずだったが帰国後亡くなったことで、当時國學院大學の学生だった眞弓さんが急遽継ぐこととなった。

戦後、各種祭事が行なわれたろうが、香林坊界隈の住人が想起する参詣の機会は限られる。以下、住人の思い出を紹介しよう。

普通、神社のお祭りになったら香具師が一杯来ていたが、大神宮は

そんなことはなかった。正月に三、四軒、ペンダイとか太鼓饅頭とかあった程度だった（森幸光さん談）。

大神宮はお祭りとかなかったが、大神宮さん大神宮さんと言ってお参りした。お正月にはみんな尾山神社に行って、大神宮に行って、石浦神社に行くのが習わしだった。夜通し人が通るので、よく菓子売られた（見城喜久子さん談）。

人であふれたのが大歳で、夜通し太鼓の音がしていた。節分になると豆まきをして。毎年、豆を拾いにいった（小泉榮子さん談）。

初詣が年間を通しもっとも賑わいをみせ、付近の小売店や飲食店がその恩恵を被ったとわかる。実際の初詣数については、昭和三〇年（一九五五）の記事に、初詣客は尾山神社と大神宮が六万、護国神社五万、石浦神社四万、神明宮二万とみえる（二月三日「北國」）。

また、右の話から節分にも多くの参詣があったと想像できる。大神宮の名物行事だったのだろうか。昭和一八年（一九四三）の記事には神職による豆まきは「米英撃滅」の意義があるとみえ（二月五日「北國毎日」）、また二九年（一九五四）の記事には節分にあわせ参詣客集めのために赤鬼・青鬼の看板を拝殿に立てたとある（二月二日「北國」）。

では、大神宮の中核事業だった神前結婚は戦後どのような経過をた

どったのだろうか。太田真弓さんは「太田真一神官も県内の神社にさかんに神前結婚会場としての活用をすすめていた」とふりかえってお参り、戦後の都市神社経営で結婚式を重視したことがわかる。

大神宮にかかわる資料は管見にいたっていないが、中心市街地の神社が戦後まもなくして結婚式に力をそそぐ様子は新聞で確認できる。

たとえば、昭和二〇年（一九四五）一二月の取材に対し尾山神社は同社の唯一の強みは結婚式であるとし、いままで一か年に二七〇、八〇組の挙式があつたが、今後は社務所を全面的に提供し、式後、そこで披露宴を行なえるように施設を整えていくとコメントした（二月二二日「北國毎日」）。

かつて経費の節約が利点とされた神前結婚式だったが、戦後、華美化していく。二六年（一九五一）九月の記事は、「貸衣裳の結婚シーズン」という見出しで、市内の各神社で催された式が約三〇件を数え、派手な貸衣裳を着るようになったと伝える（九月二二日「北國」）。

さらに昭和二八年（一九五三）九月の記事によれば、尾山神社・石浦神社を中心に一八件の申し込みがあり、新郎はモーニング、新婦は角隠しが一般的となり、式後の記念写真も慣例化するようになったという（九月二九日「北國」）。また神前結婚の需要を見込み、尾山神社では拝殿の床をラッカーで塗装しなおしたり、御簾を新品にとりかえたり、また今年から盃を記念品として贈ることとし、また石浦神社では人で不足を補うために電蓄を整え洋楽和楽双方のレコードを用意し

て能率化をはかったりするなど、秋の結婚シーズンに向け準備をす
めたという（九月一日「北國」）。

既述のとおり、戦中、神前結婚は過去にない増加をみせ、戦後、さ
らに普及をみたかにみえるが、戦後まもなくはその利用は一部の層に
限られたのが現実であった。香林坊で育った見城喜久さんはこうい
う。

わたしは夫の家でも披露宴もした。仙宝閣で披露宴をできるのは
金持ちで、大体家で済ませたね。近所の人が尾山神社で結婚式を挙げ
たときは、みんな走って見に行った。

一方、昭和三〇年（一九五五）代に入ると、新生活運動の影響から
より合理的で簡素な式がもとめられた。三一年（一九五六）には金沢
市の婦人会館が式場を設け、式費用を室代三〇〇円、花代一〇〇円、
酒代一人一〇円、披露代を一人一〇〇円から三〇〇円におさえた。こ
のような動きをあわせ、護国神社では一万円コースという荘厳にして
簡素なパックを売り出した（九月一日「北國」）。

経済成長とともに結婚式はより華美になっていく。昭和三九年（一
九六四）九月には式の贅沢化に対して県知事ほかさまざまな立場から
のコメントを寄せた特集記事が組まれるほど盛大化した。

記事によれば、金沢市内のホテルでは披露宴に一人最高七〇〇〇
円、最低で三〇〇〇円の費用がかかるものの、利用者が増加している

とあり、羽咋地方では費用が少なくすむ気多神社での神前結婚でも
一人一五〇〇円から二〇〇〇円が普通になっており、また市内では一
番利用が多い県婦人会館や県労働会館の式場でも一人一三〇〇円ほど
で、最近では新婚旅行がつきものとなったとみえる（昭和三九年九月二
七日「北國」）。

昭和三〇年代になると、人前結婚にかわり神前結婚が一般化して
いったと理解できるが、関連する記事に大神宮の利用は確認できな
い。建物が老朽化し、周囲が盛り場として発展する香林坊はもはや厳
肅なる式会場としてふさわしくないという印象がもたれるようになって
きた可能性がある。

厳肅さを失った
大神宮の状況を象
徴するのが自転車
置き場である（写
真一〇）。昭和三
三年（一九五八）
『せせらぎ』第二
集には大神宮の現
状について「拝殿
の床下を自転車預
り所に使われてい
るほど零落し」て

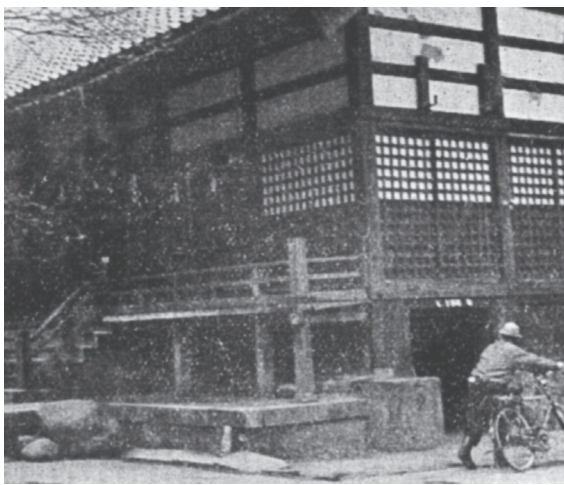


写真10 拜殿下の駐輪場入口 駐輪場入口を設けるため石垣を撤去した。昭和33年（1958）『せせらぎ』第2集

しまったとみえる¹¹⁶。森幸光さんも大神宮の独特の風景として拝殿下の駐輪場をこうふりかえる。

大神宮の拝殿の下が大きな穴になっていて、駐輪場だった。大神宮は氏子も少ないし、どうして経営していたかわからないが、駐輪場の貸し出しで儲けていたのではないか。

当時は中心市街地へ出かける手段は市街鉄道や自転車に限られていたため、盛り場の香林坊には数か所の駐輪場があった。住宅地図をみると、香林坊下映画街にあった有料駐輪場が最大であったと想像されるが、大神宮もそこに匹敵する規模だったわけである。

(二) 都市計画線と老朽化対策

大神宮の行末に決定的な影響をもたらしたのが都市計画線案である。昭和二八年（一九五三）、香林坊を基点に塩川町に向け幅二四メートルの道路が大神宮を直線に通させる計画がたちあがった。

同年一二月の香林坊大火後、焼失区域が都市計画線にひっかかる関係から今後の道路開発を想定して復旧できず、また計画線が敷設された場合、移転店舗の営業補填費用がかさむ問題が生じたため、市は京都大学名誉教授・金沢市土木顧問の武居高四郎に現地視察にもとづく判断を仰いだ（二月一四日「北國」）。

武居は以下の判断をしめた。「盛り場というものは街のサロンと

して絶対必要なものであるが、香林坊の盛り場は大通りのすぐわきにあり絶好の位置を占めている。そこでその盛り場の真ん中に幅二十四メートルの道路を通したならば一体どんな姿ができるかを考えて見ねばならない。道路ができれば自動車もどんどん通って交通ははげしくなる。そんなところの盛り場というものはあり得ず、全くぶちこわしになる。また仮りに道路をつけるとすれば長町川岸が低地のため香林坊と結ぶためには長い陸橋が必要になり、一億数千万の工事費がいる。一方それほどの巨費を投じてまで道路をつける交通上の価値が果してあるかどうか極めて疑問である。この都市計画路線が立案された当時は広坂通が市の中心になると考え広坂通の延長を計画したものでろうがいまは古い。以上の点からこの道路の必要性はきわめて薄い」（昭和二八年二月一六日「北國」）

都市計画の中止を受け浮上したのが大神宮の老朽化問題であった。明治三二年（一八八九）頃に建られた同宮は屋根がくさって雨が漏れ、台風・降雪期には倒壊の恐れがあったため、戦後には修復の計画が出ていたが、都市計画線による立ち退きの可能性があることから、保留状態にあったのである。

実際に修理に向け、二九年（一九五四）に大神宮の修理奉賛会が結成される。修理内容は、昨年、式年遷宮を行なった伊勢神宮から寄贈を受けた大鳥居の建設、本殿屋根の吹き替え、社務所・参集所の修理、手水鉢風の水飲み場・木灯籠の設置からなり、経費は五〇〇万を計上した。商店街では浅草のように商店街と大神宮が密接に結ばれて

いない欠点も改修にあわせ改善しよう」と期待した（昭和二十九年一〇月一二日「北國」）。

二十九年（一九五四）一〇月には早速、高さ二丈三尺の大鳥居が広場に建てられ（一〇月二七日「北國」）、大神宮の修理に向け、関係者の気運は盛り上がりをみせていく。

修繕がその後進展するかと思いきや、昭和三二年（一九五七）、以下のとおり、大神宮は修繕計画とは異なる新たな方針を打ち出した。

二つの映画館、二十軒近くの商店、十を数える飲食店がひしめきあい大神宮の存在そのものすら発展を阻害するほどになったのと同時にまわりの状況から「厳肅さ」が奪われ改修しても現状維持、飛躍的な発展は前途多難だという結論」が出て、「新しい地に移つて本格的な宗教活動に力を入れようということになった」のである（昭和三四年六月一六日「北國」）。

三四年（一九五九）二月に神社本庁より正式な許可があり、同五月に梅本町への移転の話がまとまった。場所は高峰譲吉博士生誕地の地約三三〇平米である。所有者の内田産婦人科医院長へはしばしば他から購入の要望があったが、荒らされることを避け断ってきた。今回、大神宮ならばということでも了解した。

移転が明らかになるや、跡地の開発をめぐり、各方面から、アミューズメントセンター・香林坊センター・映画館・ホテル・フードセンターなど、さまざまな建設要望が大神宮に寄せられた（同右）。

大神宮二代目宮司の太田眞弓さんは移転にいたる背景をこうふりか

える。

戦中から戦後にかけて、都市計画で、広坂から長町にむけて直線の道路が通る計画がでて図面までつくられた。道路計画による移転の可能性が出てきたこと、移転となっても保障はされない風潮があったこと、また氏子がなく財源もなかったこと、社殿の老朽化がはげしく雨漏りしていたこと、人々の信仰心が薄れてしまったこと、そして、あらたに神社の跡地を積極的に買い取りたいという話もあり、移転を覚悟した。また、神社経営をお賽銭から結婚式場を中心にした商業神社にするために大手町に移転した。

当時の宮司の心労を想像できるが、もっとも苦勞したのが手練れの開発業者との交渉だった。眞弓さんの息子の眞言さんに（昭和三四年生）によればまだ若い眞弓さんは土地売買をめぐりさまざま業者と対峙しなければならず大変だった語っていたという。

翌三五年（一九六〇）一月、新聞は香林坊の近代化をふせぎ、また映画館や飲食店に囲まれ、尊厳が失われていることから、移転となった大神宮と高岡市の某との間で、約五〇〇〇万で売買契約が結ばれたと報じた（一月一二日「北國」）。

契約決定後、跡地利用についてさまざまな計画が打ち出された。同三五年（一九六〇）『新北陸』「変貌する片町、香林坊」には「大映のラッパ社長は大神宮が移転さえすれば松竹座から名画座までをふくむ

香林坊台地一ばいに大娯楽センターを五億円を投じてたてたいとブチあげた」とみえる¹⁷⁾。また県建築課は、区画内の道路を直線化するとともに、地上四階の娯楽センターを建築する構想を打ち出した(昭和三年四月二十七日「北國」)。

しかし、大神宮は売買契約を交わしたものの、その後、履行されないことから移転の凍結状態が続いた。解決の兆しがみえたのは移転が決まってから二年余りを経た昭和三十六年(一九六二)六月である。

大神宮より事態が膠着していることを直接に耳にした熱海国際観光株式会社は新たに購入の方針を打ち出し、大神宮は七月下旬までに移転を終え、跡地には工費五億円で地下一階地上一〇階のビルを翌年四月までに完成させることにまとまった(六月三日「北國」)。

この契約をふまえ、三十六年(一九六一)六月に大神宮直営で解体工事が進められ、大神宮は予定通り移転を完了した。元の建物にはまだ使える上等の材料が多く使われていたという(六月二五日「北國」)。

跡地には新たな香林坊のシンボルが生まれると人々は期待したものの、翌年四月になっても跡地着工の動きはまったくなかった。街中では分割売りや転売、あるいはトルコ風呂や映画館・飲食店・高層アパートが建つなど、さまざまな噂が出回った(四月一七日「北國」)。

跡地開発が進まないまま、三十九年(一九六四)九月、大神宮の遷座祭が実施された。午前に神宮で祭儀が、夕方から金沢女子短大ホールで伊勢神宮舞楽の記念公演が行われた(九月二六日「北國」)。

ちなみに住宅地図を見ると、昭和三十八年(一九六三)版『金沢市詳

細図』まで稲荷社が認められ、しばらくは同社が香林坊の守護神の役割を担ったとわかる。

大神宮という要を失った香林坊高の関係者にとって明るい兆しとなったのが四〇年(一九六五)一二月における松竹会館ビルの完成である。前年の松竹座全焼を受けて造成されたもので、飲食店街と映画館をあわせた複合娯楽空間として集客が期待された¹⁸⁾。

大神宮跡地に関しては、結局、観光株式会社の売買契約の不履行により、土地は競売に出されるなど二転三転する。ようやく、事態が終息を迎えるのは四二年(一九六七)である。興行会社の第一物産株式会社とのあいだで、六月一日に空地の一部を残し売買契約にともなう登記が行なわれた。

空地はこの間、駐車場として使われ、また一部を飲食店・屋台に貸していたため、この契約を受けて、大神宮は店に立ち退きをもとめた(昭和四二年七月二十七日「北國」)。このときの店側の対応について、太田真言さんは父・真弓さんからこんな逸話を聞いている。

焼き鳥の屋台とか立ち退きをもとめられると、コンクリートを屋台の底に打ち付けたい。そうなると建物となるので、立ち退き料が多もらえたので。木倉町の焼き鳥横丁ができたのはこのときがきっかけと聞いている。

第一物産は翌四三年(一九六八)五月末、地上二階、地下一階の娯

楽ビルを建設する予定で、掘削工事をはじめたが、六メートルを掘ったところで工事を中断した（一〇月二一日「北國」）。

工事の中断が繰り返される状況に香林坊界隈の人々は不安を抱いていたのだろう。小泉榮子さんは「そのうちパチンコ屋にするとかいつて壊して、あとに大きな穴ができていた。それからしばらく工事が中止になってしまった」と途中経過を記憶する。

中断の背景には松竹座の火災の影響で大神宮跡地一帯が防災建築街区に指定された事情があった。この指定を受け、地元では独自に造成組合を作り防災ビルの建造をめざそうとした（昭和四三年七月七日「北國」）。

県・市は大通り側を含め一帯の建築改良をすすめようと、四三年（一九六八）七月、県住宅供給公社は六四〇〇坪の敷地に松竹会館をそのまま包み込んだ、地下二階・地上四階建て、最上階に展望台を据えた一二階の高層建築計画を打出した（七月七日「北國」）。

結局、第一物産側としては一等地を遊ばせておくわけにはいかないと、防災建築街区の規定に抵触しないように、あくまでも仮設ということで大神宮跡地に木造建設のパチンコ店「オメガ」を開業させた。これにより高層ビル建設計画は中止となり、昭和五〇年（一九七五）代以降の再開発までオメガが大神宮跡地の賑わいを支えた。

梅本町への移転後、再生の道を期した大神宮であるが、太田眞弓さんによれば、「初期の目的を達する収益があったが、その後は公共施設があいついで建設され、設備的にも対抗できなくなった」という。

大神宮は、その後、医王山の登山道の出発点である金沢市小菱池町内に移転する計画をすすめる。場所は道路を挟み見上山荘の反対側の山中である。眞言さんによれば、小菱池町を選んだのは新たな収入源をもとめ薬草園を設けるためであったという。

遷座にあたり、いったん太田眞一さんの甥にあたる太田真里さんが管理していた関係から浅野川神社にご神体を仮置きした。その後、梅本町の資産の売却金を元手に医王山への移転をすすめようとしたが、資金不足から頓挫する。結局、神体は平成二〇年（二〇〇八）に浅野川神社に合祀された。

一四 まとめにかえて… 厳肅さの行方

香林坊高は昭和五〇年（一九七五）代以降の都市再開発によりホテルとショッピングビルが建ち、また香林坊下の映画街も平成一年（一九九九）頃から閉館がすすみ、現在は有料駐車場となり、かつての盛り場の狼雑さは消え去った。

では、香林坊のもうひとつの場の特性であった厳肅さはどうなったのか。一見、厳肅さを醸し出す施設はひとつもないが、実は、大神宮の移転後もその志向は関係者の中で受け継がれた。

厳肅さをもとめる動きが高まるのは再開発事業が始動してからである¹⁹。昭和四七年（一九七二）、地元は香林坊再開発に向け、東急土地開発株式会社に事業参画を要請し、さらに関係者で四九年（一九

七四) 七月に市街地再生のために株式会社香林坊開発を創立し、本格的に再生の道を歩み出す。

これにより香林坊高にあった竹座・小劇場グランド会館・パチンコオメガ・スカラ座・立花食堂・中華チユー本店が解体され、また境内地の面影を残していた樹齢一三〇年の古木クロカネモチも石川門下の沈床園に移植された。

この木は大神宮移転後の界限を守る神樹として、火防の神を祀る祠と注連縄をつけ親しまれてきたものだった(昭和五〇年一月一日「北國」)。つまり、香林坊を支える神威／厳肅さの象徴は稲荷社から古木へ受けつがれていたわけである。

更地となったものの、その後、開発は順調にすすむことはなかった。昭和五〇年(一九七五)一月、跡地にダイエーが出店を希望したが、二年後に計画中止となる。その後、地元から大和・西武・全日空エンタープライズに出店交渉をすすめたが、いずれも断られた。このとき、関係者が停滞に陥った原因として想起したのが大神宮であった。

東急を立てるのに、なかなかテナントが集まらなくて弱っていて、それは、東急の場所に、もともと大神宮さんとかを祀っていて、それを動かしたためだというたね(小泉榮子さん談)。

昭和五八年(一九六三)『コミュニティージャーナルいしかわ』七三

号にも出店が決まらない状況についてこうみえる⁽¹²⁰⁾。「紆余曲折を経過した裏には、もちろん地元権利者の足並みの問題、あるいは、高度成長から低成長へと時代の移行等等、その原因があれこれ取り沙汰されていますが、本当は、ホントーは神のタタリだという説があるのです。(中略)もともと当地区にあった金沢大神宮が移転したにもかかわらず、10年間も放置したまま、感謝し鎮めることを怠たり、もって神様のお怒りに触れてるのではと」

五二年(一九七七)、地元有志は大神宮への陳謝と開発進展の祈願のために、大神宮の太田眞弓宮司を招き神事を行なうようになった。六〇年(一九八五)九月、ようやく跡地に東急ホテル・香林坊一〇九が完成する。その後も関係者の間では香林坊は厳肅な場であり続けた。

再開発ビルの屋上に神徳大神宮(右)、豊栄大神宮(左)の二社が祀られたのである。この二社はもともと、二名の地権者が店でそれぞれ個人的に祀っていたもので、ファッションビルの建設により共同出資者の合意を得て昭和六〇年(一九八五)に遷座された。しばらくはビルの管理経営にあたる第一開発の社長が朝夕参拝していた。

このうち一社について祭祀に至った経緯を紹介しよう。地権者(昭和一一年生)によれば、父親が戦死し、のこった母親も身体が弱く、また息子も病気がちだった。市内の九万坊や御嶽教などあちこちでその原因をもとめて相談にまわり、最終的に東京の行者に相談をもちかけた。

卯辰山の御嶽教の行者にみてもらったところ、行者は香林坊という場所は、地学的には岩盤の強いところで、かつて里宮のような聖地としてさまざまな修行をつむ行場・霊場であり、また「香林坊のあたりは恐ろしく行けんところやった」というお告げがあり、行者の力でも対応できない場所とわかり、祀るようになったという。

平成一八年（二〇〇六）、地権者との調整により二社はお焚き上げされる。香林坊独特の魅力は、猥雑さと厳肅さにかわり、瀟洒さを前面化させるようになったといえよう。

注

- (1) 香林坊の繁華史については片町・香林坊近代化完成記念出版委員会編『金沢メインストリート片町・香林坊』（一九六七・片町商店街振興組合・香林坊商店街振興組合）が詳しい（以下『金沢』と略称）。本稿でも座右の書として利用したが、大型興行施設や有力商店が叙述の中心である。また同地の映画館・カフェーに関しては、『金沢市史 現代編下』（一九六九）一〇九二頁以下、石林文吉「歓楽街」『石川百年史』（一九七二・石川県公民館連合会）、受川策太郎「人物を中心にした―石川県映画興行活況変遷史」『石川郷土史学会誌』三〇号（一九九七）、本康宏史「モダン金沢」と大衆文化『金沢市史』通史編三（二〇〇六）などがある。
- (2) 前掲(1)『金沢』一二六頁。
- (3) 『石川県史資料 近代編(一)』（一九七四）二二頁。
- (4) 前掲(1)『金沢』一一〇頁。
- (5) 前掲(1)『金沢』二二頁。

- (6) 本康宏史「回想録「過去ノ郷里ヲ追想シテ」」『石川県立歴史博物館紀要』二〇号（二〇〇八）一一五頁。
- (7) 同右。
- (8) 前掲(1)『金沢』九六頁。
- (9) 拙稿「夕涼む群衆」『石川県立歴史博物館紀要』三〇号（二〇二二）。
- (10) 片町の名物だった行灯飾りが両町の融和策として始まったことは拙稿「金沢の夕涼み行灯」『民具研究』一六四号（二〇二二）で報告した。
- (11) 神宮教及び神宮奉斎会の歴史は岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（一九六〇・東京大神宮／以下『東京』）、武田幸也『近代の神宮と教化活動』（二〇一八・弘文堂）四・五・八・終章、藤本頼生『東京大神宮ものがたり』（二〇二一・錦正社）を参照。
- (12) 『石川県史』第四編（一九三二）六九三頁。
- (13) 『富山県政史』第七卷（一九三九）六二九～六三〇頁。
- (14) 前掲(1)『金沢市史』五七七頁。
- (15) 和田文次郎『金澤墓誌』（一九一九・加越能史談会）三三三頁。
- (16) 金沢カトリック教会編『みこころひとすじ 九十年のあゆみ』（一九七八）六八頁。
- (17) 『石川県史第四編』（一九三二）に片町（七二二頁）、『金沢の百年（明治編）』（一九六五）に南町（八五頁）、金沢カトリック教会史の『みこころひとすじ』（一九七八・金沢カトリック教会）に「金沢市片町角」あるいは「香林坊一角」とそれぞれあり（六七頁）、また右書には明治九十年に水田が香林坊の西端に地所と家屋を求め、講義所を開設していたともみえる（六七頁）。
- (18) カトリック金沢教会編『時のしるし』（一九八八・カトリック金沢教会）一六頁。教会に確認したところ原本は所在不明である。
- (19) 『教林』三九号（二八九六）五八頁。

- (20) 橋本政男編『せせらぎ』第二集(一八九五・好文社) 七九頁。
- (21) 前掲(11)『東京』六〇頁。
- (22) 高林昭二『金沢―大正・昭和の暮らし―』(二〇〇七) 七頁。
- (23) 『教林』三三三号(二八九六) 六〇頁。
- (24) 『教林』七〇号(二八九九) 四六、七頁。
- (25) 『金澤墓誌』下編(二九一九) 三三頁。
- (26) 文化遺産オンライン「葉看板「五臓円」(下牧野村 荒木岡三郎)」参照。
- (27) 『教林』七〇号(二八九九) 四七頁。
- (28) 『教林』四二二号(二八九六) 六三頁。
- (29) 『教林』三九号(二八九六) 年五七〜五九頁。
- (30) 『教林』三四号(二八九六) 五五頁。
- (31) 『教林』四二二号(二八九六) 六四頁。
- (32) 前掲(11)『東京』一〇六〜一一頁。
- (33) 同右一三九〜一四一頁。
- (34) 同右三九三頁。
- (35) 『祖国』一四号(一九〇〇年) 付録一頁。
- (36) 「館蔵資料紹介『福井縣の華』『ふくいミュージアム』六〇号(二〇一九)。
- (37) 前掲(11) 同右一九五頁。
- (38) 前掲(11) 参照。
- (39) 『金澤神社大観』(一九四二・金沢市神祇会) 第一二二。
- (40) 田浦雅徳「昭和四年式年遷宮と伊勢」ジョン・ブリン編『変容する聖地 伊勢』(二〇一六・思文閣出版) 参照。
- (41) 『石川県神社名宝展解説目録』(一九六六・石川県神社庁) 二、三頁。
- (42) 前掲(11)『東京』一六六、七頁及び藤本『大神宮ものがたり』第二編、平井直房「神前結婚の歴史と課題」『明治聖徳記念学会紀要』三〇号(二〇〇〇)、石井研士「結婚式 幸せを創る儀式」(二〇〇五・日本放送協会) 第三章、村尾美江「神前結婚式と「水島流」の影響」『常民文化』二八号(二〇〇五)、山田慎也「結婚式場の成立と永島婚礼会」『国立歴史民俗博物館研究報告』一八三号(二〇一四)。
- (43) 前掲(11) 藤本一二八頁。
- (44) 前掲(11)『東京』一九三頁。
- (45) 『戸板村史』(一九四五) 六〇〇頁。
- (46) 前掲(42) 石井一七二頁。
- (47) 河合務「戦時下日本の「結婚報国」思想と出産奨励運動…結婚報国懇話会を中心として」『地域学論集 鳥取大学地域学部紀要』六卷一合(二〇〇九)、荻野美穂「『家族計画』への道―近代日本の生殖をめぐる政治』(二〇〇八・岩波書店) 四章。
- (48) 藤野豊「国民精神総動員運動と結婚改善運動―ファシズム期富山の社会史(3)」『人文社会学部紀要』一号(二〇〇二)。
- (49) 安井洋「戦時結婚教程」(一九四三・長尾出版報国会) 八七頁。
- (50) 日置謙「加賀實生の沿革一般と佐野吉之助君の地位」日置編『松風餘韻』(一九二一・佐野吉野助先生追悼会) 五六頁。
- (51) 前掲(15) 三三三頁。
- (52) 拙稿「香林坊の福助座」『歌舞伎衣裳 綺羅をまとう』(二〇一八) 一四六頁。
- (53) 前掲(6) 一一八頁。
- (54) 前掲(1)『金沢』二二頁。
- (55) 金沢の河原相撲は前掲(9) 三六頁を参照。
- (56) 前掲(1)『金沢』二二、二頁。
- (57) 小倉学「金沢の富永家とその伝承」『石川郷土史学会々誌』四号(一九七二)。

- (58) 同右
- (59) 本康宏史「回想録「過去ノ郷里ヲ追想シテ」(五)」『石川県立歴史博物館紀要』二二二号(二〇一〇)一五三頁。
- (60) 石川県農会編『石川県園芸要鑑』(一九一九)三三二頁。
- (61) 同右。
- (62) 益井商会の歴史は阿久根巖『サーカスの誕生』(一九八八・ありな書房)第一章参照。
- (63) 研谷(屋)家の概要は前掲(9)で報告した。
- (64) 矢野巡回動物園の歴史は前掲(62)第四章参照。
- (65) 「金澤映画館遷史」『警鐘』創刊号(一九四九・文化月報社)。
- (66) 前掲(14)九四七頁。
- (67) 前掲(65)同。
- (68) 金沢の公設市場史については能川泰治「地方都市金沢における米騒動と社会政策」山本吉次「石川県立憲青年党と都市社会政策」橋本哲哉編『近代日本の地方都市』(二〇〇六・日本経済評論社)、太田誠「金沢の食料品市場」『金沢市史通史編3』(二〇〇六)を参照。
- (69) 精養軒の歴史は『大金沢繁昌記』(一九三五・北国日報社事業部)三四頁参照。
- (70) 『金澤商工人名録』(一九二八)四三頁。
- (71) 目に留まった見出しは以下の通り。「エロ味を抜いでカフェーへ怖いお達し 演劇まがひジャズは厳禁」(昭和五年七月二二日「北國」)、「エロ探検」(五年八月一三日〜八月二四日「北陸毎日」)、「ジャズに狂ふ戦線へ 夜の華と咲くエロ振り」(五年九月二日「北國」)、「エロ味減殺 女の給の服装を制限しボックスを明るく」(六年二月一四日「北國」)、「カフェーよ、エロよ 素晴らしい増加ぶり」(六年二月一九日「北國」)、「浮き立つ春を近くにエロ取締りの苦心 縣下のカフェーと女給さん」(六年二月二二日「北陸毎日」)、「エロを屠るには?女給よ街頭に出る勿れボックスのカーテン罷りならぬ」(六年六月一七日「北國」)、「エロの波をおよぐ 浮世の彼女たち」(六年六月二五日「北國」)、「堪らないエロ、エロ、エロ」(六年九月二二日「北國」)、「カフェーのエロ 廓のエロ追放」(六年一〇月一四日「北國」)、「女給軍總動員のカフェー エロの中にサンタ爺躍る」(七年二月二三日「北國」)。なお、毛利真人によれば、エロの初出は昭和四年年一月二七日「東京朝日新聞」という。
- ☞ニッポン エロ・グロ・ナンセンス 昭和モダン歌謡の光と影」(二〇一六・講談社)一〇頁。
- (72) 前掲(69)一二六頁。
- (73) 杉山千鶴「浅草レビューの舞踊スタイル」『人間科学研究』第一〇巻一号(一九九七)九四頁。
- (74) 山田清一・今泉秀夫編『パチンコ百年史』(二〇〇二・アドサークル)一一七頁。
- (75) 前掲(1)『金沢』三三頁。
- (76) 『石川県商工総覧』(一九五二)四三三頁。
- (77) 「香林坊を中心起こった五つの騒動事件」『真相の街縮刷版』上巻(一九七六)一三三頁。
- (78) 拙稿「射的・撞球・パチンコ」『民具研究』一五八号(二〇一八)参照。
- (79) 「全国貴族院多額納税者議員互選人名総覧」(一九三二・銀行信託通信社出版部)。
- (80) 石川県映画文化協会編『金沢シネマ30年』(一九八四・北國出版社)二五九頁。
- (81) 『近江町市場三百年史』(二〇二二・近江町市場商店街振興組合)一七六頁。
- (82) 「ゴネた片町市市場」『真相の街縮刷版』上巻(一九七六)一三六頁。
- (83) 前掲(1)『金沢』三八頁。

- (84) 前掲(83) 同。
- (85) 『新北陸』三集(一九五九) 一三頁。
- (86) 『石川県商工総覧』(一九五二) 二四三〜二四四頁。
- (87) 番地は『紳士縮南北陸商工業名鑑』(一九一六・日本勸業合資会社)に
よる。
- (88) 「脱線放談」『すとりと街』八(一九四七) 四一頁。
- (89) 『石川県商工総覧』(一九五三・北國新聞社) 三六六頁。
- (90) 前掲(1) 『金沢』九九〜一〇〇頁。
- (91) 前掲(1) 『金沢』一〇〇〜一〇一頁。
- (92) 前掲(1) 『金澤市史』九五八頁。
- (93) 『新北陸』第五集(一九五九) 七八頁。
- (94) 同右
- (95) 同右二号(一九五九) 三八頁。
- (96) 同右創刊号(一九五九) 三四〜三五頁。
- (97) 同右二集(一九五九) 三九頁。
- (98) 同右五二、三頁。
- (99) 同右五二頁。
- (100) 同右三集五〇頁。
- (101) 同右新年号(一九六〇) 七七頁。
- (102) 同右創刊号(一九五九) 三〇〜三二頁。
- (103) 前掲(1) 『金沢』五四頁。
- (104) 『新北陸』三集(一九五九) 五〇頁。
- (105) 同右五一頁。
- (106) 同右。
- (107) 同右第五集(一九六〇) 七八頁。
- (108) 同右。
- (109) 同右三卷一号(一九六〇) 四八頁。
- (110) 同右二集(一九五九) 三九頁。
- (111) 拙稿「無頼の都市」(仮称)で報告予定。
- (112) 前掲(11) 『東京』二七四頁。
- (113) 前掲(11) 『東京』三〇七〜三一頁。
- (114) 前掲(11) 『東京』三〇三頁。
- (115) 前掲(11) 藤本一一八頁
- (116) 前掲(20) 同。
- (117) 前掲(93) 同。
- (118) 前掲(14) 九五九頁。
- (119) 再開発の経緯は香林坊第一地区市街地再開発事業誌『明暗を香林坊の柳
かな』(一九八七・香林坊第一地区市街地再開発組合) 参照。
- (120) 『コミュニティージャーナルいしかわ』七三号(一九八三) 八頁。

金沢歌舞伎最後の女役者

はじめに

「女役者」とは歌舞伎を演じる女性の役者を指す。大奥や大名屋敷の奥向きで歌舞伎を披露した「御狂言師」の系譜から、明治期には多くの女役者が生まれ、女性だけで演じる「女歌舞伎」も人気を博した。その代表的存在が「女團洲」と呼ばれた市川九女人であるが、彼女が『旧劇』の女方が『古典』としての正統性を獲得する上でも、『新劇』の女優が『新しさ』や前衛性という時代の栄光を主張する上でも排除され、隠蔽されねばならない存在だった^{*1}とされるように、女役者は近代演劇の大きなうねりの中に埋もれてしまった。長い間歌舞伎の本流から外れたものとみなされ、特に地方で活動した女役者の実態はほとんど知られていない。今回は大正期に金沢歌舞伎の舞

大井 理 恵

台を踏み、女優、振付師となった島崎きくの（尾上梅女・坂東音芽・野島左喜子^{きこ}）を取り上げることで、その一端を紹介したい。きくのの生涯については、本人と交流のあつた大林昇太郎が書簡等をもとに「七尾の芝居」^{*2}にまとめている。また、後年の粟ヶ崎遊園への出演については『内灘町史』（内灘町・一九八二年）等が触れているが、本稿では番付や新聞記事などをもとに、当地の演劇界で彼女が担った役割について検証する。

一．金沢歌舞伎の尾上梅女

明治期の金沢はいくつもの芝居小屋が集客を競い、人気役者が来演すると共に、地元を拠点に活動する「地役者」が活躍、歌舞伎熱が

ピークに達した。明治二十年代まで、芝居は東の浅野川（桜馬場芝居・戎座／卯辰末吉芝居）と西の犀川（川上末吉芝居／西御影町芝居）が中心であった。明治二十六年（一八九三）、香林坊大神宮敷地内に福助座が立つと、その賑わいが一帯を繁華街へと変貌させ、明治三〇年（一八九七）にできた並木町稲荷座（のち尾山座）と共に劇界を牽引していく。さらに明治四十一年（一九〇八）には金沢駅前に大和座が、大正二年（一九一三）には白菊町に北國劇場が開業した。しかし、時代とともに娯楽も変化、大正十二年（一九二三）、「加賀の團十郎」と呼ばれた名優四代目嵐冠十郎の引退により、金沢歌舞伎は実質的に終焉を迎えたといわれる。当地の歌舞伎が最後の光を放った大正期、冠十郎が座付となっていた香林坊福助座に登場したのが尾上梅女、本名島崎きくのであった。

きくのの生年は明治三十二年（一八九九）頃、父・島崎市太郎（通称島市）は七尾で芝居小屋を経営していた。幼い時から義太夫を習い、また冠十郎一座の中村雀芝に踊りの指導を受けた。冠十郎一座は度々七尾に来演していたため、その縁であろう。小学校高学年になると義太夫仲間の同級生らと少女歌舞伎の一座を組み、明治四十二年（一九〇九）に金沢新町にできた第四福助座をはじめ、金石や鶴来に巡業をしたという。きくのは「加賀見山田錦絵」のお初、「盛綱陣屋」の盛綱など五役を務めたが、大林は当時のことを「子供芝居に玉藻前の後室萩の方を演じたのが音芽の初舞台だと思ふ。『ヤア過言なり金藤次、女と思ひ侮つての雑言無礼、そこ動くな』の甲高い名調子、今

も耳底に思い出される。」（「七尾の芝居」と語る。

きくのが福助座に出演する契機として、大林は大正四年（一九一五）一月に島市が経営する七尾歌舞伎座が焼失し、一家で金沢に出たことを挙げる。しかし、火災時の報道によれば同座の座主は前年に芦谷貞秀となっており、島市の手を離れていた可能性がある。本人の談^{＊3}では、小学校卒業後に女方の代役で何度か福助座に呼ばれたそう^{＊4}で、その際福助座座主の太田七兵衛（通称梅若^{うめわか}）に見込まれて金沢に移ったことも考え得る。明治期の金沢では、上方出身の女方実川勇次郎、嵐和歌太夫らが活躍したが、女方が育ちにくいという事情は他の地方と大差なかったであろう。当時一座には尾上梅丸という評判の女方がいたが、修行のため上方へ出ることも多く、きくのが代役で呼ばれたのは女方不足によるものと考えられる。

きくのが梅女の名で福助座の舞台に上がったのは大正四年、十六歳の頃とされるが、同年三月、東京より坂東鶴之助（二代目坂東彦十郎）が来て冠十郎一座と共演した際の番付に「尾上梅女」の名がある。新聞の演芸欄に初めて名前が出るのが同年八月二十七日、冠十郎一座と西廓芸妓らの合同歌舞伎（於福助座）に出ており、ここで本格的に一座へ参入したと見られる。幼少期より浄瑠璃や芝居に親しんだことで素地ができていたか、十月公演では「寿三番叟」の千歳、「忠臣蔵六段目」のお軽、「神霊矢口渡」のお舟、「関取千両幟」のおとわ、「白（城）木屋」のお駒という五役を演じている。この時は、雀芝、梅丸ら主要な役者を欠く「無人芝居」で、穴を埋めるべくかえつ



福助座の舞台に立つ尾上梅女
大正4年頃 「金沢が生んだ名優嵐冠十郎の
思い出②」(註4)より転載

て冠十郎は気合が入っていたようだ。梅女は中軸をなし、名を売るいい機会になっただろう。批評家の窪田夢之助もこの舞台について「冠十郎と梅女」という批評を書いている。「一チ眼に付いたのが梅女といふ女優、肉は些と足らねど身長もあり顔も美しく、扱て演る事は却々旨いもの、まだ若い丈けに色気がなく、お音羽などは無理なれど可なりに科して見せ、お舟も好くお軽が一番好かつたり、冠十郎指導の下に二三年確乎と仕込んで見たいもの也」と好意的に評している(『北國新聞』大正四年十月五日)。以降、新聞の演芸欄や芝居番付から、梅女が福助座に継続して出演し、女方の主要な役を得て、冠十郎の相手役も数多くつとめたことが分かる。当時の地役者は、同じ顔ぶれのまま大体一週間ごとに「替り狂言」を出して一ヶ月以上公演を続けることや、本拠地の公演が無い時は各地を巡業することが普通で

あった。梅女も大正六年(一九一七)には一座と共に仙台巡業に出ている(「七尾の芝居」)。稽古時間などあつて無いような環境の中、経験の浅い梅女が舞台に立ち続けるには、幼い頃からの素地とともに、指導者が欠かせなかつた。本人の談には、梅若のはからいによつて冠十郎から直に芝居を教わつたとある。これが功を奏したようで、目の肥えた地元の観客からも好評であつた。演劇に造詣の深かつた清水九璋も梅女を回顧し、「毛谷村」のお園や「封印切」の梅川など印象深い役柄を挙げると共に「実に素直な芸風であつた」とする*4。

二. 大正期金沢の演劇界と福助座

梅女活躍の背景を整理するため、当時の福助座の概況を補足しておく。明治後期以降、当地の歌舞伎は活動写真(映画)の人気に押されて衰退した印象があるが、明治三十年(一八九七)に金沢で初めて活動を上映したのは福助座である。また鉄道開業など交通事情の変化もあり、新派、新劇をはじめ各種芸能が盛んに流入しており、これも歌舞伎人気に影響しただろう。明治三十年代には、一世を風靡していた新派と歌舞伎を融合する動きも見られ、冠十郎一座も新旧合同の「北美团」を結成して活動している。大正期には、新派は中央で下火となるも地方回りでは健在、その他喜劇、女優劇、奇術、女義太夫、浪花節(節劇)など様々な芸能が来演し大衆人気を得ていた。福助座でもこの頃、座付きの冠十郎らを規模の小さい新町の第四福助座に回し、

香林坊には集客が見込める芸能を次々と呼んでいる。大芝居としては、明治期の中村芝翫、市川団藏、市川左團次、中村鴈治郎らに続き、大正期にも五代目中村歌右衛門をはじめ有名どころを招き、また川上一郎・花井二郎一座など東西の新派劇、豊竹呂昇ら女義大夫、曾我廼家喜劇団、松旭齋奇術団などを招聘し、話題を呼んだ。六代目菊五郎、市川左團次が立て続けに福助座で公演をしたのが大正四年（一九一五）五月、松井須磨子の藝術座、川上貞奴一座を相次いで招き、「女優対決」と言わしめたのも同年六月のことである。

反面、冠十郎一座の歌舞伎も閑古鳥というわけではなく、五〜十銭均一という気安さで客を集めていた。当時、金沢には二十〜三十人の地役者がいたとされ、福助座の番付には冠十郎、雀芝をはじめ、冠十郎の義弟・嵐璃之助、嵐橋猿、嵐舂昇、市川大三郎、沢村紀若らが名を連ねている。この中には上方から移った者、上方へ修行に出る者もあり、京阪との繋がりが依然強かったが、東京から小芝居の若手役者が巡業することも増えていた。坂東鶴之助のように、東京の若手役者が冠十郎らと合同一座を組んで興行する形も目立つ。これは、なじみの一座に新鮮味を加えることで集客を狙ったものである。都市部の若手役者からすると、金沢巡業は歌舞伎の古い型を体に叩き込んだ冠十郎の指導を仰ぐ貴重な機会でもあった。また、梅若は大衆の関心が集まる大芝居を利用することもあった。大正四年十一月、北國劇場に初代中村吉右衛門が来た際、第四福助座では冠十郎が同じ狂言（「石川五右衛門」「盛綱首実検」「野崎村」）を出し、五銭均

一の勉強芝居で吉右衛門に対抗している。しぜん双方を見比べて批評する流れとなるわけで、梅若の興行主としての手腕は健在であったと見える。

この時期注目されるのが女性芸能の人気である。例えば女義大夫だが、当時の観覧料を比較すると大芝居に次ぐ金額を取っており、大正四年の菊五郎が木戸二十銭、平場一坪二円八十銭、新出高場出鶴一坪三円六十銭に対し、同年北國劇場に大阪の豊竹呂昇が来た際は木戸十銭、平坪一坪一円四十銭、棧敷・鶴・出鶴が一円六十銭、大正五年に福助座へ竹本越路太夫一座が来た際は、木戸十五銭、平場一坪一円、新出高場出鶴一坪一円二十銭という金額だった。越路太夫はそれでも大入りで、九月十七日から二十一日までの予定が、二日間日延べしている。同時期の金沢では新派劇なら数十銭、浪花節芝居や落語、奇術なら木戸五〜十銭程度で観ることができたので、女義大夫の人気ほどが知れる。前述の川上貞奴、松井須磨子のように新劇を代表する女優や、アイドルの人気を博した奇術師・松旭齋天勝が来沢して注目を集める一方、歌舞伎を主とした女優劇団も根強い人気があり、大阪の中村福時一座が来沢した際は、尾山座で約一ヶ月にわたり公演をしている。芸能の新旧また形態を問わず、舞台上に上がる女性に熱い視線が注がれた時代といえるだろう。

また、金沢の芸妓には芝居をたしなむ習慣があり、芸妓芝居の興行も盛んであった。梅若が参加した大正四年八月の西廓芸妓と冠十郎一座の合同歌舞伎では、「先代萩御殿」「由良湊千軒長者」「平假名盛衰

記」 「千本校道行初音旅」をやっているが、冠十郎らは脇を固め、主要な役は芸妓たちに任されており、芸妓が主役であったと言っている。福助座では明治期から、冠十郎一座に西廓の芸妓や見習いを加えた芝居がたびたび上演されており、明治四十三年（一九一〇）二月の番付には「従来御馴染し一座へ西廓子供劇前年御覧に供し御引立を蒙り意外の好評を博し」と、前年の好評により西廓の子供劇を再び行う旨が記載されている。芸妓芝居は、東廓と主計町では明治三十年代以降下火となったが、西廓では昭和初期まで伝統が続く^{＊5}。これは福助座を拠点とする地役者との関係や、力を入れていた子供芝居の人气が理由として挙げられる。芸妓は金沢の素人芝居にも関わっており、当時正月の恒例行事として犀川口若連中は福助座で、浅野川口若連中は尾山座でそれぞれ芝居をかけたが、大正四年一月の犀川口若連中の芝居（この年は北國劇場）には「西廓赤襟二、三枚加はりて」と、西廓芸妓を数人加えて上演したことがうかがえる。犀川口の素人芝居は福助座で道具背景方をしていた阪東嘉十が座頭となっており、出方^{でかた}らもこぞって出演したようで、ここでも福助座と西廓の紐帯がうかがえる。また北廓も同様に芝居の伝統を保持し、大正五年（一九一六）十二月には福助座改築にあわせて北廓芸妓連の芝居を行っている。この時北廓から申し出があったのは「お浚い会」であったが、福助座改築開場興行とするために「芸妓芝居」の形で上演したという。当時の新聞によると長唄、常磐津に加え、「曾我対面」「野崎村」「暗闘^{だんまり}」歌舞伎舞踊「戻り橋」を出しており、指導は璃之助が務めている。璃之助

は明治後期より北廓の踊り師匠をしており、大正五年当時は上方の若手歌舞伎に補佐役として参加していたが、福助座の改築にあわせ金沢に戻り、北廓の指導にあたったものと見られる。

以上のように、男性役者が主体であった冠十郎一座の座付きとして梅女が受け入れられた背景には、当時の女性芸能者への関心や、地元芸妓による芝居の伝統が挙げられるのではないだろうか。ただし、梅女は女方の代役がキャリアのスタートであり、本来の女優者と異なる性質も持っていた。「女優者」とは男性の役者と同様、歌舞伎の身体表現を身につけた者で、立役を演じることも当然であった。幼少期には義太夫仲間の少女と芝居をして盛綱なども演じた梅女であったが、長じた後、男性ばかりの冠十郎一座で立役をやった記録は見当たらない。「娘形などをさせて置けば女だけに可なり舞臺も榮えさせ」（『北國新聞』大正六年八月二十四日）などと評されているところを見ると、梅女に特に期待されたのは、女性として女方を無理なく演じる、という点であったと推察される。明治期の演劇改良論によって女性俳優の登用が推奨され、「女優」の存在と呼称が定着したのが明治後期（大正期とされる。明治末期に松井須磨子が登場した際、批評の上では、女性の肉体の「自然性」が強調され、女性の役を「自然な」台詞回しや表現で演じることが評価された^{＊6}。梅女は当然歌舞伎の女方の型を習得していただろうが、それ以上に、女性の肉体をもって女性の役を「それらしく演じる」点が歓迎された面もあったのではないだろうか。よって、立役を演じることを必要とされなかったのだろう。

女方を専らにした梅女は、当時の金沢歌舞伎において「女役者」と言うより「女優」であったとする方がふさわしいのかもしれない。

三、坂東音芽の誕生

梅女の福助座出演は大正六年（一九一七）七月末で途絶える。この年のうちに上京し、翌七年（一九一八）三月には東京の舞台に出たとされ、金沢歌舞伎での活躍はわずか二年半ほどであった。梅女は金沢の舞台を退いた理由について「どうせ役者をやるなれば都會の舞臺をふみ度いと又野心を出し」とし、その旨大正六年七月に福助座に來演した尾上梅幸に相談したと語る*7。結果、福助座に度々出演していた二代目坂東彦十郎（大正四年十月に鶴之助が襲名）を師匠として上京することになった。ちなみに冠十郎一座は大正六年末から翌年



坂東音芽の肖像
内灘町史編さん専門委員会編
『内灘町史』より転載

三月にかけて満州へ巡業し、冠十郎は帰沢後まもなく、師匠であった四代目嵐璃寛（当時故人）の子息・徳三郎の襲名を補導するため大阪に向かい、大正九年（一九二〇）まで上方歌舞伎に出演する。老境の冠十郎にとつて最後の花を咲かせたとも言える上方進出だが、一座への影響は大きかった。他にも事情はあるうが、大正七年中に、梅若は香林坊福助座を手放している。梅女の上京は、一座の要であり指導者であった冠十郎の不在を見越したような決断であった。

東京で梅女は音羽屋ゆかりの坂東音芽と名を改め、小芝居の一つ、赤坂演伎座で若女方として華々しくデビューした。その様子を、歌人で小説家の安成二郎が和歌に詠んでいる（『戀の繪巻』日本評論社出版部・大正八年）。

「坂東音芽（舊劇女優）

天さかる能登に生れしわざをぎの音芽敏けやし都に名擧つ

ああ音芽清らに澄みし臺詞かな男優の中のひとりの女優

鎌倉のあらくれ武士の中にあてでやかなりき音芽の遊女（化粧坂の少将）

の少将）

そのかみの佛御前を生みし國加賀に名を得し音芽たゝへよ

美しき音芽加へて賑はひぬ女優めでたき都の舞臺

さすらひの若き音芽に春は來ぬ繁き思ひを誰れか知るらん（原文ママ）

以上の六首から、音芽の出身地などプロフィールが知られていたこと、演伎座の役者中唯一の「女優」として音芽を称賛する雰囲気があったことがうかがえる。この時演伎座には彦十郎とその子息らに加

え、九代目團十郎の娘婿・市川新之助、同門人の市川新十郎がおり、大いに刺激になったことだろう。しかし、大正七年のうちに彦十郎が急死、翌年には後継の竹三郎も死去し、後ろ盾を失った音芽は神田劇場に移る。演技座への出演は一年ほどであった。

神田劇場はもと三崎座といい、市川九女八が女歌舞伎を立ち上げたメッカとも言うべき場所である。大正四年以降、中村歌扇率いる女歌舞伎の一座が拠点としていた。歌扇一座の歌舞伎と、新派の男性俳優を加えた連鎖劇（新派劇と映画を組み合わせた芸能）を上演し好評を得ていたが、大正六年の興行法改正によって連鎖劇が衰退、その後しばらくは歌舞伎と新派劇を

上演した。音芽は自身の芸の幅を広げる意図から、歌扇らと同じく歌舞伎と新派の両方に出演したようで、ここでの最初の舞台は新派劇「大将の家」で、芸者を演じた。

若くして少女歌舞伎の座頭となった歌扇は、立役から女方、また上方の和事までこなす技量を持ちあわせ、その人氣も凄まじかつ



中村歌扇一座の音芽（前列右）
大正8年頃か 百回目興行記念絵葉書 (F38-02604)
早稲田大学坪内博士記念演劇博物館蔵

た。さらに新派の娘役も演じ、音芽の良い見本となっただろう。一方で、客足が遠のくと「まくり」といい肌を露出する演目を出し、また新派の娘役としては可憐な義妹・歌江の方に分があつた[※]。歌扇、歌江、音芽が揃った写真が残るが、音芽が神田劇場に移ってから、歌江が急逝する大正八年十月までの間に撮られたものと推察される。新派女優の要であつた歌江の急逝で、歌扇一座は苦境に立たされた。正確な時期は不明だが、音芽は横浜で新演劇運動の拠点となつていた喜楽座に移る。音芽が神田劇場で目の当たりにしたのは、脚光を浴びながらも、もはや歌舞伎の芸だけでは身を立てるのが難しい、衰微する女優の姿だつたのではないだろうか。

以後大正十二年（一九二三）まで、音芽は新派女優として横浜で活動したようだが、番付などに乏しく、役柄などは明らかではない。當時も交流のあつた大林は横浜時代を「かなり羽振りのよい様子だつた」というが、その活動も関東大震災により後を絶たれてしまう。

四・粟ヶ崎遊園のスター・野島左喜子

大正十二年（一九二三）九月、関東大震災によって横浜喜楽座も大きな被害を受ける。父を震災で亡くしたこともあり、音芽は郷里に戻る。大正十三年（一九二四）一月には七尾の能登劇場披露興行に、福助座一行とともに出演。「女優阪東音芽は七尾町出身だけに前景頗る盛だと」報じられた（『北國新聞』大正十三年一月二十一日）。音芽

は葛の葉や「番町皿屋敷」のお菊など重要な役どころを任せられ、その後も一座に加わって第四福助座に出演した。しかしすでに冠十郎は引退、冠十郎の弟子の嵐冠舎や、阪東大三郎、実川延佐久らがいたが、ほぼ旅回りの一座となっており、金沢歌舞伎の光は消えようとしていた。

歌舞伎が衰退する一方、新たな演劇が地元で花開いた時代でもあった。大正十四年（一九二五）、粟ヶ崎の砂丘地でオープンした「粟ヶ崎遊園」は、兼六園の倍近い六万坪の敷地に、大劇場・大広間・料亭・食堂・遊戯場・大浴場・貸席・動物園などを設置、「北陸の宝塚」の名に恥じない新時代の行楽施設であった。粟ヶ崎遊園といえは少女歌劇レビューの印象が強いが、粟ヶ崎少女歌劇団の創設は昭和三年（一九二八）、レビュー人気が集客の要となるのはさらに五、六年後のことである。開園当初、余興場で上演されたのは「四廓芸妓手踊り」であり、その後も喜劇や子供劇など各種芸能を呼んで余興場の出し物としていた。

新聞によると、粟ヶ崎には「専属劇団」の存在も見えるが、おそらく川上一郎が率いる新派（連鎖劇）の一団だろう。川上は江沼郡大聖寺付近の出身で、二十歳前後で新派に身を投じ、二十四、二十五歳で座長となって地方巡業をしたという（『北陸新聞』大正六年二月八日）。京都にあった横田商会（日活の前身の一つ）の撮影部にも一時在籍、連鎖劇を専らとし、大正初期には福助座にも度々来演して馴染みの一座として親しまれていた。粟ヶ崎では少女歌劇団創設と同年に

芝居専門の粟ヶ崎大衆座ができるが、半専属化していた川上の一座がその中核になったものと見られる。大衆座は、新派に限らず時代劇、喜劇などを上演、座付の文芸部が既存の台本を脚色し、さらにオリジナル台本を執筆するなど精力的に活動していた。

福助座を通じて川上と縁があったのだろうか、音芽は本名の「しまざききくの」を並び替えた「野島左喜子」を芸名とし、大衆座で女優活動を始める。上演プログラムに「大衆座員」として左喜子の名前が確認できるのが昭和三年一月、新喜劇、時代劇、モダン喜劇レビューに出演している。発足当時から大衆座の看板だったようで、同年十一月には新派の名作「不如帰」で浪子を演じている。この時は一座の女方であった村井靖彦からも出演しており、新派の女方俳優と女優が混在した芝居だったことが分かる。劇評では左喜子について「セリフをもう少し軽くいけたらと慾を起せどこの優には無理であらう。川島家では嬉しさにワク／＼してるのだから、モット派手に上つた調子でモ少しはしやく方がよからう。」（『北國新聞』昭和三年十一月十五日）とあり、歌舞伎仕込みゆえか、重みのある芸風が持ち味だったようだ。

翌四年（一九二九）、本多政均暗殺と仇討を題材にした鴨居悠作の新聞小説「加賀白刃録」（後改題して「加賀忠臣蔵」）を劇化した際、左喜子は芸妓お蝶を演じている。同作について「背景の美しさと共に川上の忠僕彌兵衛、野島のお蝶、菊田の彌一、岩浪の芝木喜内の熱演振りは大喝采であった。最後に花笠姿の踊り子大勢が美しい手振りであり、兼六園で踊るところで幕」（『北國新聞』昭和四年一月二十八日）とあ

り、女優の主軸であったことが分かる。ちなみにこの「踊り子大勢」は歌劇団員とみられ、大衆座演劇に少女歌劇が融合した芸態であったことがうかがえる。

当時のプログラムからは、粟ヶ崎では大衆座演劇と少女歌劇は完全に分離しておらず、歌劇団員が演劇に出演するのはもちろん、演劇に群舞を取り入れることや、大衆座座員がレビューに参加することも普通であったことが知れる。レビューにはいわゆる「和物」と呼ばれる、歌舞伎や舞踊が下地になっている作品も含まれる。発足当初、経験の浅い女優が多かったという少女歌劇団には育成の時間が必要であり、大衆座と合同作品の上演を重ね、腕を上げていったものと見られる。大衆座文芸部の中井惣一による劇論があるが、テンポの遅い歌舞伎は時代に合わないこと、新派の凋落は芸の良し悪しよりも時代向きの研究が欠けているのが原因であること、そして映画に対抗し得る大衆演劇の要素として「清純な美しい近代的雰囲気」の旺盛したものを短時間に数多く見せることである。換言すればコントとコントの連鎖……曰く最近欧州劇壇を風靡しつつあるレビューである。」とレビューの存在を挙げ、「理想的大衆演劇の完成を標榜して多年の研究と苦心を傾注せる粟ヶ崎専属劇団」と、粟崎の芸能が発展途上であることを述べている(『北國新聞』昭和四年一月一日)。この過渡期において、歌舞伎役者であり新派でも活動した左喜子は、芝居とレビューいずれにも技量を発揮し、遊園演芸の土台を支える女優の柱であったと考えられる。

また左喜子の人気も看板女優にふさわしかったようだ。それを伝えるものとして、昭和六年(一九三一)七月、左喜子のアメリカからの帰国を知らせる新聞記事がある。前年秋より新派の近江二郎一座に加わり、サンフランシスコをはじめアメリカ各地を巡業していたが、七月八日に「北陸劇界で新舊いづれの畑にても申分なき技倆の冴へを見せて確実なファンと百パーセント以上の人気を占めてみた市外粟ヶ崎遊園大衆座専属の花形女優野島左喜子は昨年秋アメリカ各地劇界の状況を視察巡遊の目的で渡米中約八ヶ月間にして桑港を振出しに豫定の行程を終へたので先月上旬アメリカを出発して日本帰朝の途にある由」と第一報が載ると、十四日には帰国を歓迎する続報が出ている。この頃、粟ヶ崎でこれほど新聞紙面に取り上げられた女優は見当たらない。

大衆座演劇と融合しながら発達した粟ヶ崎少女歌劇のレビューが一



粟ヶ崎遊園の野島左喜子

機関誌『粟ヶ崎』昭和8年11月下旬号(註3) 内灘町歴史民俗資料館蔵より転載

定のレベルに達したのは、昭和八〜九年頃と考えられる。昭和八年（一九三三）七月号の『モダン金澤』には、粟ヶ崎のレビューに対して「踊りそのものがやゝ本格的になりつゝあることは、粟ヶ崎ファンとして喜ばしい。舞踊は唯足をあげればいゝものとは違ふのである。粟ヶ崎の最近のいゝのは、踊りが基本練習にまで到ったことである」と批評が載る。その集大成が翌九年（一九三四）の春公演で、観衆の大喝采を浴びたと伝わる。左喜子はそこに得意の歌舞伎物で出演した。まず三月公演では歌舞伎劇「義経千本桜道行」で忠信を演じ、「大衆座は少女歌劇に芝居にベスト揃ひで藝術味の豊さと舞臺一面に溢るゝ魅力と眞實な演技とは全く大衆を惹きつけ特に規模廣大な豪華帝王篇ともいふべき歌舞伎劇『義経千本桜道行』はフアンの渴を醫するに足るものであり華やかなレヴューと共に春に魁ての第一収穫である」（『北國新聞』昭和九年三月十四日）と大きな期待を寄せられ、さらに「グラランド・レヴュー『春のをどり』と銘打った四月公演では、「娘道成寺」を出している。

これに先立つ昭和七年（一九三二）、大衆座座長の川上の死去に伴い、一説には大衆座は解散したとされる。しかし昭和九年春の時点で大衆座は継続しており、この「春のをどり」公演は、大衆座の芝居、歌劇団の歌劇が数本あり、その間にメインの「春の踊り」を上演する形式となっている。「春の踊り」は全十五景で、歌劇団の歌舞やコミックダンスに大衆座の寸劇など多種多様で、第十景が左喜子の「娘道成寺」であった。趣向をめまぐるしく変えながら、大衆座員と歌劇

団が総出で芝居と踊りを見せる構成であり、中井が標榜した「清純な美しい近代的雰囲気」の旺盛したものを短時間に数多く見せる」新しい大衆演劇の姿に合致したものと見えるだろう。ただし、制作陣については分化が進んだと見え、当時の大衆座演劇の演出には俳優の村井靖彦、池上良一らの名があるが、西洋物のヴァラエティはミラノ生まれのテナー歌手・青谷一徳が振付と演出を手掛けている。少女歌劇の制作陣の強化、人材の投入も、レベルの向上につながったのだろう。

この頃を境に、歌劇団のミラノマリ子、音羽君子らスターが名を馳せるようになり、粟ヶ崎の売り物が少女歌劇に移行すると、昭和十年（一九三五）には「大衆座」の名がプログラムから消える。それまで遊園の公演を総称して「大衆座公演」としていたものを、歌劇中心の実態にあわせ「大衆座」の冠を外すことにしたのではないだろうか。その後もしばらく粟ヶ崎の演芸に芝居はつきものであったため、大衆座の名前は表に出ないものの、劇団自体は存続したと考えられる。

一方、左喜子の粟ヶ崎遊園への出演は昭和十年秋で途絶える。この年の六月、粟ヶ崎には壬生京子が登場し、熱狂的な人気となっていたが、彼女が圧倒的支持を集めた理由は、美貌はもとよりレビューも芝居もこなす器用さにあった^{＊9}。左喜子もレビューと芝居に対応し人氣を得ていたが、それは歌舞伎、新派の長い経験があつてのことだろう。「天分的な器用さ」で、多種多様な演目をやりこなす壬生は、歌劇団が育成した新しいスターの姿に他ならなかった。年齢的にも三代半ばとなっていた左喜子は、新世代の台頭を見届け、活動の場を移

したと見られる。

五. 振付師匠としての晩年

昭和十年代、左喜子は「小松乙女」の名で金沢の劇場に出ていたというが、詳細は分からない。一方の福助座は、初代梅若が昭和三年（一九二八）に死去、第四福助座も昭和八年に閉鎖し、二代目の吉太郎は貸衣裳屋に転じた。当地の素人芝居は明治後期から大正期に流行があり、特に河北郡、石川郡が盛んで、ハレの民俗行事と融合し祭礼芝居として行われていた。同時期に歌舞伎が不況となったこともあり、冠十郎ら地役者は各地の素人芝居の振付に奔走している。あわせて梅若も貸衣裳屋を行っており、この頃から興行用を含めかなりの衣裳を抱えていたと考えられる。戦中は衣裳を疎開させて凌いだそうだが、戦後に数少ない娯楽として祭礼芝居や演芸会が流行すると、梅若の貸衣裳は再び賑わうようになる。この頃、二代梅若と行動を共にし、芝居の振付をしたのが、栗ヶ崎を去った左喜子であった。彼女は師匠をするにあたり、再び坂東音芽を名乗っている。

音芽は、県内はもとより、北陸一帯で素人芝居の指導を行ったとみられる。吉太郎は単なる衣裳屋ではなく、舞台装置の指示や太夫・三味線の手配、化粧（顔師）まで裏方を一手に引き受け、必要ならば舞台でツケ打ちもした。振付とセリフ指導は音芽の役割であり、大掛かりな祭礼芝居になると数ヶ月現地に泊まり込みの場合もあった^{*10}。

また、音芽が振付をしたのは祭礼芝居に限らない。素人芝居の流行期、金沢市大野地区では同好者が青年歌舞伎の一座を組み、金石の地役者嵐和歌三郎を師匠として活動していた。昭和十二年（一九三七）の祭礼芝居を最後に中断したが、戦後間もない昭和二十年（一九四五）九月に慰安演芸大会を行い、大盛況となる。昭和二十〇・三十年代にかけて金沢や鶴来の公会堂、尾山倶楽部などで公演を行ったが、その際梅若が衣裳、かつら、化粧を担当、和歌三郎の弟子や音芽が振付をした。また、浄瑠璃が盛んな小松市では、昭和三十年代に市祭（文化祭）や小松浄曲会の発表会で浄瑠璃とともに歌舞伎が披露された。この時も音芽や、冠十郎の弟子筋とみられる旧鳥屋町出身の嵐冠五郎^{かんごろう}が振付をしている。

小松浄曲会に音芽らが呼ばれたのは、小松の曳山子供歌舞伎への関与が根底にあるだろう。石川県小松市、富山県砺波市^{とひな}には曳山子供歌舞伎が伝承されるが、小松、砺波とも戦後しばらく音芽をはじめ、前述の冠五郎や中村福成^{なかつら}といった、金沢の地役者の弟子筋の者が振付師匠として活躍した。

小松で曳山子供歌舞伎が興ったのは十八世紀末とされ、明治二十年代末まで役者は各町の男子を中心に、一部雇い入れもあった。明治後期より芸妓見習いの少女が加わるようになり、本格的に廓から子供役者を呼ぶようになるのは明治三十九年（一九〇六）頃で、戦前まで続いた。明治三十年（一八九七）頃からは金沢の地役者が振付に携わっており、このような動きは、十町曳き揃えをするなど小松曳山が隆盛

を極めた時期と重なる。特に京町は冠十郎、義弟の璃之助が振付に入り、冠十郎の娘花子も役者として舞台上上がっている。金沢の各廓からも子供役者を呼んでいることから、地役者が小松の曳山に関わった経緯として、当時金沢芸妓の踊り指導をしていた関係が考えられる。

大正四年(一九一五)には、八日市町に嵐冠昇、龍助町に中村雀芝、大文字町に冠十郎と、曳山を出した四町のうち三町が補助座座付き役者の振付であった。踊り、芝居の基礎がある芸妓の卵に地役者が振付をした子供歌舞伎は質が高く、衆人の関心を集めたようで、芝居の出来栄えに対する批評が新聞紙面を賑わせた。

戦後は、昭和二十二年(一九四七)に京町が嵐冠十郎(四代目冠十郎の弟子・嵐冠舎が改名)を招いたのを皮切りに、福成、音芽らが入るようになる。明治〜大正期には振付の地役者と共に、梅若が衣裳や子役の手配にも関わっていたが、小松では地元の呉服屋で衣裳を誂え、歌舞伎が終われば売却して資金とする習慣もあり、そもそも貸衣裳は特殊なものに限られていたようである。また戦後になると衣裳を彦根や福井に求めるようになり、梅若との関係は薄れた。音芽らは梅若との関係によらず、個々に小松曳山と関わったらしい。音芽は昭和二十九年(一九五四)の八日市町曳山、三日市町の築山芝居から振付師に名があり、昭和三十一年、三十五、三十九年を除き四十二年(一九六七)まで継続して中町、西町、大文字町、寺町、松任町の振付に呼ばれている。地役者系の振付師としては冠五郎が昭和六十年(一九八五)まで小松に入っているが、その後は県外から子供歌舞伎の指導に

長けた役者を呼び、また地元の隅田時弥が活躍する¹¹⁾。

砺波出町では、戦前の振付師については記録が少ないが、戦後は東曳山に新町比翼楼(園)の松田氏、西町曳山に川原町の泉田他重郎らがあり、長く地元のが振付を行っていたと見られる。しかしその後は継承されず、東は昭和三十一年(一九五六)から音芽を、西町は昭和四十一年(一九六六)から福成を振付師に据えた。中町曳山は昭和二十六年(一九五一)から冠五郎を招いている。東に音芽の名が見えるのは昭和四十年(一九六五)が最後だが、福成は昭和五十三年(一九七八)まで、冠五郎は平成二年(一九九〇)まで出町曳山の振付に携わった¹²⁾。また梅若も衣裳・かつら・顔師として、おそらくは戦後から、平成二十四年(二〇一三)まで東を中心に出町に関わっている。

出町の子歌舞伎には得意とする演目があり、戦前より「絵本太功記十段目尼ヶ崎の段(太十)」、「鎌倉三代記三浦別れの段(鎌三)」、「奥州安達ヶ原三段目(安達三)」などが盛んに演じられた。三つの曳山にもそれぞれ伝統的な演目があり、例えば東では圧倒的に「太十」を出すことが多く、「御所桜堀川夜討」や曾我物も好まれたが、他の二町がよく出した「鎌三」はやっていない。中町は「鎌三」が多く「太十」、「安達三」、「源平魁躰躑躅扇屋」も盛んに出し、他ではやらない。「千本桜初音道行」を持っていたが、「御所桜堀川夜討」はやっていない。西町は「御所桜堀川夜討弁慶上使」をはじめ、「安達三(袖萩祭文)」、「太十」、「鎌三」が多く、「一谷嫩軍記組打」があるのが特徴である¹³⁾。現在では東が「太十」、中町が「鎌三」、西町が「袖萩

祭文」を十八番とし、これらを大きな芝居（表芸）として、もう一つ軽い芝居（裏芸）を付ける形が主流となつている。子供歌舞伎の演目は、子役の顔ぶれにあつた配役が可能で、それぞれの見せ場が明確であることが重要とされる。また振付、太夫、三味線、衣裳の都合が影響することから、ある程度固定化する傾向があると考えられる。出町では子役の衣裳をその家（親）が誂え、もしくは自製して奉納する習慣があつたため、各町手持ちの衣裳を備えており、これに沿つて十八番が決まつていった経緯があるだろう。ただし、冠五郎や音芽が出町に携わるようになった昭和二十〜三十年代は、三つの山町が揃つて上演し、また各町必ず二演目、場合によっては三演目や四演目を出す年もあるという、曳山の隆盛期であつた。他の町と被らない演目を選ぶ必要があつたと見られ、各町新しい演目を入れる、長く上演されていない演目を復活する等、工夫をしたことがうかがわれる。当



振付師・坂東音芽（後列中央）
東曳山・昭和33年 砺波出町子供歌舞伎記念写真 個人蔵

時、梅若の衣裳を必要としたのも、このような理由であろう。東では音芽の振付により、戦前に上演記録のある「木下蔭狭間合戦竹中砦」を昭和三十三年（一九五八）に出し、また翌三十四年（一九五九）には「忠臣蔵三段目裏門」を初めて上演した。「裏門」は以後もしばしば演じられ、平成二十四年頃まで「太十」と「裏門」の組み合わせが定番化していたが、現在は国立劇場系の役者が振付に入り、「太十」に「釣女」をあわせて出すことが増えた。演目の変遷に関しては、太夫や三味線の事情も無論考慮すべきではあるが、戦後の出町子供歌舞伎の最盛期において、地元振付師とともに音芽らが大きな役割を果たしたことは想像に難くない。

小松・砺波で現在まで曳山子供歌舞伎が継承された背景として、両方とも浄瑠璃の隆盛地であつたことと言つてもいいが、あわせて金沢に地役者が多数存在し、戦後までその系譜が振付師として土台を支えてきたことが挙げられるだろう。音芽の没年は不明だが、昭和四十四年（一九六九）十一月に小松の若葉会が開いた追福浄瑠璃大会のプログラムに「故 坂東音芽」とあることから、最後に小松曳山で振付をした昭和四十二年五月から何年も経たずに亡くなったと見られる。晩年まで芝居に関わり続けた彼女を記憶する人は、人柄は穏やかで指導も丁寧、何より演じてみせてくれたらとても上手かった、と語る。

おわりに

尾上梅女の金沢における活躍期は短く、また従来の「女役者」とはやや異なり、女方のみを演じる「女優」的な扱いではあったが、役者の雀芝や冠十郎に直接指導を受けた者として、金沢歌舞伎最後の女役者と言えるだろう。本稿では、金沢歌舞伎の系譜に連なる彼女が、東京・横浜の舞台を経て昭和初期には粟ヶ崎遊園の演芸部門を支える女優となり、戦後は北陸一帯の素人芝居に関わり、さらに曳山子供歌舞伎の継承に資するなど、地元の演劇界に長く貢献したことを示した。今では影が薄くなった金沢歌舞伎であるが、その豊かな土壌は後々まで、当地の芸能に人材という養分を送り続けていたのである。

その中でも、「金沢一の劇場」と称された福助座の二代目吉太郎と音芽らが、北陸の素人芝居で果たした役割は重要と考えるが、未だ不明な点も多く、今回は小松、砺波の事例等を挙げるにとどまった。今後の課題と考えている。

最後に、本稿を作成するにあたり、左記の機関・関係者の皆様のご協力を賜った。ここに記して感謝の意を表す。(五十音順・敬称略)

内灘町歴史民俗資料館「風と砂の館」

こまつ曳山交流館みよっさ 砺波市出町子供歌舞伎曳山会館
 上野正雄 尾山碧 角野康夫 竹田菊夫 竹野史仁 橘雅江 原嶋麻代 松村幸子 本康宏史

【註】

- *1 神山彰『近代演劇の来歴―歌舞伎の「一身二生」』第六章「女役者と女優の時代―九女人の残像」(森話社・二〇〇六年)二二六頁
- *2 『石川郷土史学会誌』第十号(一九七七年)
- *3 野島左喜子「楽屋漫談 半生の思ひ出 役者になった動機」機関誌『粟ヶ崎』昭和八年十一月下旬号(浅野川電鐵事業部・一九三三年)内灘町歴史民俗資料館蔵
- *4 清水九璋「金沢が生んだ名優 嵐冠十郎の思い出②」(『北国芸能』一九六〇年二月一日)「同③」(同一九六〇年三月一日)
- *5 大門哲「美人ツーリズムの成立(下)―廓消費の時代―」『石川県立歴史博物館紀要二十九号』(二〇二〇年)三六〜四二頁
- *6 池内靖子『女優の誕生と終焉』(平凡社・二〇〇八年)二六〜二九頁
- *7 同註3
- *8 大正四〜八年頃の神田劇場と歌扇については、土田牧子「女役者と小芝居の行く末―神田劇場時代の中村歌扇」神山彰編『忘れられた演劇』第三章(森話社・二〇一四年)および同著者「女役者という存在とその歴史的位置づけ―中村歌扇の芸歴を通して―」『東京藝術大学音楽学部紀要第三八集』(二〇一二年)による。
- *9 高室信一「昭和ロマン 粟崎遊園物語四九」(中日新聞北陸本社報道部資料提供)『粟崎遊園物語』(内灘町・一九九八年)
- *10 拙著「梅若の歌舞伎衣裳と貸衣裳業」石川県立歴史博物館平成三〇年度秋季特別展図録『歌舞伎衣裳 綺羅をまとう』(二〇一八年)一五〇〜一五一頁
- *11 振付師については「安政六〜平成十四年 各町曳山子供歌舞伎上演目および『小松の曳山』(小松曳山保存会・一九六四年)による。

*12 振付師については砺波市出町子供歌舞伎曳山会館が調査・編集をした「歌舞伎上演演目」による。

*13 出町子供歌舞伎の演目については、広瀬慎一「出町子供歌舞伎の演題について」『砺波散村地域研究所研究紀要第九号』（一九九二年）および同註12「歌舞伎上演演目」による。

※粟ヶ崎遊園の公演プログラムは、多田美代発行『風と砂の館資料から探る 粟ヶ崎遊園九十年』（二〇一四年）収録のもの、内灘町歴史民俗資料館が所蔵するものを参照した。

華邨と北陸

―「鈴木華邨旧蔵資料」の紹介を兼ねて

中村 真菜美

はじめに

当館では令和三年度春季特別展として「小原古邨―海をこえた花鳥の世界―」を開催した¹。精緻な花鳥版画で世界的に評価される金沢出身の絵師・小原古邨（一八七七～一九四五）の故郷における初の回顧展である。そして、その事前調査の過程で古邨の師にあたる鈴木華邨（一八六〇～一九一九）の旧蔵資料を発見し、展覧会後に当館が収蔵する運びとなった（「鈴木華邨旧蔵資料」（資料番号：二一八―二一七三〇）²）。

華邨は花鳥画の名手として一世を風靡し、明治二十二年から同二十六年にかけては石川県工業学校にて教鞭をとるなど本県とも極めて縁の深い画家である。旧蔵資料は全六十八件、計八十四点、華邨の手に

よる写生帖・草稿・日記、華邨宛の書簡類、家族写真や家計に関わる諸書類からなり、華邨研究の一級資料と言える。

令和三年秋には、華邨のパトロンであった実業家・小林一三（一八七三～一九五七）の収蔵品を核とする「幻の天才画家 鈴木華邨展―甦る花鳥風月の世界―」が大阪の逸翁美術館で開催されるといふ奇遇もあり³、華邨研究の第一人者である同館学芸員・宮井肖佳氏のご協力を得て、「鈴木華邨旧蔵資料」の読解を進めることが叶った。宮井氏による精緻な分析は「日本画家・鈴木華邨について―新発見資料「鈴木華邨旧蔵資料」（石川県立歴史博物館蔵）調査を踏まえて―」（『阪急文化研究年報』第十号（公益財団法人阪急文化財団、二〇二一年））に結実している⁴。そのため、本稿の蛇足感は否めないが、「鈴木華邨旧蔵資料」の目録と一部資料の影印を示すとともに、華邨の石川県工

業学校赴任期間について若干の考察を加えることとする。

一、石川県工業学校時代までの道程

まず簡単にではあるが、華邨が石川県に赴くまでの経歴を確認しておこう。万延元年（一八六〇）、江戸下谷池ノ端茅町にて誕生。本名は惣太郎（ただし本人も含め「宗太郎」と記名する場合も多い）。十三、四歳頃に、菊池容齋（一七八八〜一八七八）の高弟で横浜にて画塾を開いていた中島亨齋（一八一九〜一八九六）に就くも、亨齋の身辺に問題が生じ、容齋のもとへ行くことになったという。そのため亨齋に就いた時期は長くはないのだろうが、華邨が晩年の亨齋を引き取って、築地にあった自宅に住まわせていたとの話も伝わっており、最初の師を終生重んじていたことは想像に難くない。

華邨が容齋の門下生となった時、容齋は齡八十後半の最晩年で、細かな指導をできるような状況ではなかっただろう。そもそも容齋が粉本に頼ることをよしとせず、対象を徹底的に観察することを説き、あらゆる種の放任主義であったことは同門の渡辺省亭（一八五二〜一九一八）が証言するところである。おそらく華邨もその方針のもとで写生に明け暮れたに違いない。華邨は弟子に常々「物をその通りに寫生することは誰にも出来る、けれども繪畫といふものはそれではいけぬ、嫌らぬ、そのもの以上に見せるやう描くことを心得るのが肝要である。」⁷、「物の性質を見て、その特質を失はぬやうにせねばいけぬ」

などと論じていたとされ、対象の特質を捉え、その美を最大限に引き出すことを自らの信条としていたことがわかる。「鈴木華邨旧蔵資料」に含まれる自らの写生帖や、弟子の古邨が所持したと思われる写生帖は、花や鳥、身の回りの器物などで埋め尽くされ、日々観察眼を磨いていたことをうかがわせる。

容齋はモデルの使用といった革新的な試みを通して人体表現の研究を進め、歴史人物画の集大成というべき『前賢故実』を刊行した。その下にあったことが功を奏し、華邨は人物画にも長けている。「鈴木華邨旧蔵資料」の内には、容齋作品を彷彿とさせる女房装束の人物画なども見いだせる【図1】。衣の下の骨格の動きが感じられる描写に師からの強い影響を感じる。省亭が『前賢故実』を忠実に写し、自らの手掛ける美人画の基礎としていたことが指摘されているが¹⁰、華邨も同様のことだっただろう。

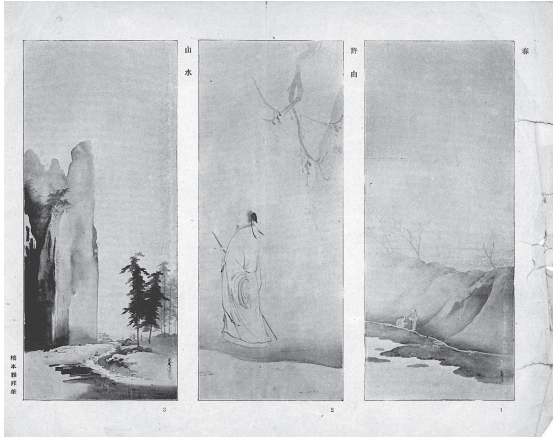
また、華邨画と言えば花鳥動物のイメージが強いが、山水の佳作も多い。例えば、「老松溪流図」（明治二十年代後半、逸翁美術館蔵）¹¹



【図1】鈴木華邨「女官図」下絵
（『北陸漫録』「鈴木華邨旧蔵資料」No. 6）

では墨の重ねで立体感が付与され、ぼかしによって光をはらんだ大気と空間の広がりが高く表現されている。一方で前景の松や岩を捉える筆線は濃く強く、存在を際立たせている。こうした東洋画の伝統描法に西洋由来の明暗法や遠近法を加味した山水画のあり方は、華邨も参加した鑑画会の目指したスタイルを思わせる。鑑画会は明治十一年結成の美術団体・龍池会の内部分裂の末、明治十七年二月に創立。当初は東洋古画の展覧と鑑定を意図していたが、翌年には組織改編が行われ、アーネスト・フェノロサ（一八五三～一九〇八）や岡倉天心（一八六三～一九一三）らによる日本画改革の実践の場となった¹²。

華邨の山水画の基礎は鑑画会で築かれたものと見え、「鈴木華邨旧蔵資料」に同会の中心人物であった橋本雅邦（一八三五～一九〇八）の作品図版の切り抜きが確認できることは注目されよう【図2】。



【図2】橋本雅邦作品図版の切り抜き
（「鈴木華邨旧蔵資料」No. 7）

画会大会では「山水」を出品し、賞状を与えられている。さかのぼること明治十七年には龍池会主催の第二回巴里府日本美術縦覧会における選抜揮毫者に指名されており、鑑画会の関係者とは龍池会以来の付き合い合いであったと思われる。明治三十一年、岡倉の主導する日本美術院が発足すると、特別賛助会員となり、以降日本美術院主催の展覧会や研究会を中心に出品を重ねていった。

華邨が石川県に招聘されるにあたっては、国内外の博覧会や輸出美術に精通しているという経歴が決め手となったと考えられる。華邨は明治八年には十五歳でフィラデルフィア万国博覧会に関わる「米万国博覧会事務局畫圖係備」となり、翌年には「勸業寮編輯掛」に勤めた¹³。明治十年に開催された第一回内国勸業博覧会には半官半民の美術品貿易会社・起立工商会社の工人として「金襴図案」を出品し、「紋様ヲ描ク最モ巧ミナリ諸器ノ製形亦稍完整ニシテ絹本ノ畫額モ取ル可キアリ年少能ク此ノ如シ勉勵ノ効ヲ觀ルニ足ル」との評を得ており¹⁴、若くして卓越した技能を身に付けていたことが分かる。後に詳しく述べるが、当時の石川県においては伝統の工芸品を優れた図案によってアップグレードし、外貨獲得の主力とすることが目指されていた。起立工商会社時代の華邨による図案は東京藝術大学美術館蔵の同社下図集に確認でき¹⁵、現物としては華邨の図案をもとに同社の鍛造部工長・鈴木長吉（一八四八～一九一九）の監修で制作された「青銅花瓶」（明治十六年頃・アムステルダム国際植民地博覧会出品作、ヴェクトリア・アンド・アルバート博物館蔵）が知られる¹⁶【図3】。



【図3】鈴木長吉作、鈴木華邨下絵『青銅花瓶』
 (1883年アムステルダム万博出品作、ヴィクトリア・アンド・アルバート美術館蔵)

所蔵館の画像使用規定によりオンライン版には掲載せず

高肉彫や象嵌で胴部には竹枝に留まる雀と菊花が、口部と底部には蝶の文様があしらわれており、花鳥モチーフが持て囃された当時の輸出美術品において、お手本のような作品である。同時期には金工家・香川勝廣（一八五三〜一九一七）の作品の下絵を手掛けていたという話が伝わるほか¹⁷、後年にはなるが明治二十八年創業の横浜の美術商・サムライ商会とも仕事をしたことが判明しており¹⁸、図案家として海外で好まれる日本美術品のあり方に精通していたことは間違いない。

二、石川県工業学校への就職

明治二十二年、華邨は石川県工業学校に絵画・図画意匠の教諭として迎えられた。この時、華邨は二十九歳。既に工芸品の図案家としての経験を十分に積んでおり、展覧会や博覧会への出品を重ねる一方で、大衆向けの挿絵・口絵・絵葉書を製作するなど幅広い活動を展開していた。

これまで、同校が編纂してきた校史では、華邨の同校への就職は校長を務めた納富介次郎（一八四四〜一九一八）の招きでなされたと言明されてきた¹⁹。宮井氏が推測された通り、両者の交流の発端は、フィラデルフィア万国博覧会において納富が専任審査官として、華邨が事務局の「畫圖係」として関与したことに求められるように思われるが²⁰、依然就職の経緯については不明確な部分が多い。

石川県工業学校は、明治二十年創立の金沢工業学校を前身とする。

石川県では明治六年に開催されたウィーン万国博覧会を契機に、県下の銅器や陶磁器、漆器といった伝統工芸品の輸出を重視するようになり、振興を図った²¹。その努力は同九年のフィラデルフィア万国博覧会で実を結び、好景気の絶頂を迎えるものの、時を置かずして乱造による品質の低下や、実用品への需要の高まりに対応しきれなかったことなどを受け、急激な落ち込みを見せた。そうした逆境に県の勸業課は工芸品の図案意匠の改良によって対応することとし、同十三年には国の博覧会事務局で活躍していた図案家の岸光景（一八三九〜一九二二）を、同十五年と同十九年には岸の推薦で、農商務省の納富介次郎を巡回指導教師として招聘するに至った。同時期、納富は殖産興業の要は技術者の育成にあるという思想の下、専門学校及びさらに現実的な講習所の設立を急務に掲げ、加えて工人が実物を目の前に学ぶ機会の創出と販路拡大のために工芸品の見本陳列所を整備することを提言している²²。

そして明治二十年七月、金沢工業学校の設立が認可されると、納富が運営の中心に立った²³。創立当初の予算は二四八四円の内、職員給料が一五八四円を占める厳しい状況で²⁴、増額のためにも区立から県立への移管を目指すこととなった。十月二十六日に挙行された同校の開校式に出席した文部大臣・森有礼（一八四七〜一八八九）が県知事に働きかけたとも伝わるが²⁵、明治二十二年には県立中等学校へと昇格、石川県工業学校に改称された。その一年の経費は総額七二六四円

余りとされた²⁶。

このように華郵は工業学校が県立として再スタートを切った年に招聘されており、更なる教育の充実を期待してのことだったろう。

『明治二十二年五月・六月 石川県學事報告 第三十號』によれば、華郵は同年六月二十二日に「石川県工業学校教諭試補」に月俸四十円で任じられている²⁷。「試補」とは試用期間を指す。

西尾市岩瀬文庫において、まさしく任命直後、明治二十二年七月六日に華郵が県の勸業課官員・宮崎豊次（一八四四〜没年不明）に宛てた書簡が確認できた²⁸。宛先の宮崎は、金沢工業学校設立にあたって行政側から納富を支えたキーパーソンである²⁹。明治十一年、県庁に入り、同十三年に殖産課官員として石川県勸業博物館を管轄するようになると、博物館内に東京の龍池会に做った図案研究の場として蓮池会を設立、岸や納富ら巡回指導教師の招聘や勸業博物館に附属する図書館の拡充などに尽力した。明治十八年に蓮池会と絵画研究会が金沢区に対して起こした絵画学校設立に関する建議についても実質的には宮崎の仕事とされ、この運動は時を同じくして納富が提言した工業学校創設の後押しとなったとされる。明治二十三年にはそれらの功績が認められ、勸業課課長に昇級した。

当書簡を読むに、華郵は任命と同時に金沢に定住したわけではなく、一旦東京に戻ったこと、再度県に戻る前に宮崎と何らかの交渉を進めようとしていたことがうかがえる。

【資料1】宮崎豊次宛書簡（『書簡集 第四冊』（西尾市岩瀬文庫蔵、資料番号…一二五—四八）所収）³⁰

梅雨之砌愈御健案／欣喜之至に奉存候陳者／小生尊地出張中種々／御懇切に相成忝奉謝候／且帰途之際是非とも／御面会仕少々願上度件／有之候に付先月廿五日夕刻／尊家へ罷越候所折悪く／御不在ニテ明朝早く友田氏／申上奉候所出立際兎角／俗務多忙ニテ御不約仕候段／多罪御仁免可申候就者／其後帰京之都含有之／取急キ候間跡々の處／萬事友田氏へ依諾致置発足仕候然ルニ／其趣友田氏より書面／参り候処兼而其翌日／御待上候御様云々承知／仕何共恐縮仕候有帰途／取急キ候まゝ御不禮／仕候此段あしからず御汲取／可申候尤小生願上候件ハ／友田氏より御聞取有之候／次甚御多忙之所御面倒／相願候得とも何分家族居移／之義困難仕候間此段／御無礼を不省願上候次第／何處御推察可被下候／余者帰縣之上拜顔を／得る事奉謝上候／早々頓首

七月六日 鈴木華邨 拜

宮崎殿

この書簡の内容は

・金沢出張中に宮崎の世話になったことへの感謝
 ・帰京直前の六月二十五日に依頼事があり宮崎宅に訪問したが、不在だったため、改めて「友田氏」を通じて面会を申し出るも、出立際の忙しさから、そのまま出発してしまったことに対する謝罪

・後の事は「友田氏」に託したという報告
 ・「友田氏」から依頼事を聞き取り、引き受けてほしいとの懇請に慨すことができる。

依頼内容は明確には記されていないが、後半に「家族居移之義困難仕候間此段御無礼を不省願上候次第」とあることから、家族が東京から金沢へ居を移すことに差し障りがあることと関わりと推測される。単身で金沢に移るにあたっての身の回りのことなど、特別な支援を頼んでいるのか、あるいは任命されたものの、直ぐには戻れないので、準備が整うまで配慮が欲しいといったことだったのかもしれない。こうした着任に関わるであろう相談を勸業課官員の宮崎にしている点は注目され、宮崎の工業学校への影響力がうかがえる。³¹

本書簡における華邨の住所は「東京府下京橋區木挽町一丁目拾四番地長仁三郎方」となっている。宮井氏の調査によれば、華邨は起立工商会社に勤めていた明治十年頃には内山下町二丁目での居住が確認でき、長男の生まれた明治十五年頃の住まいは築地であったと伝わるといふ³²。本書簡では「長仁三郎方」とあることから、この人物宅に身を寄せていたように思われるが、就職に備えて既に、もともと住んでいた家を処分していたのかもしれない。

「長」という苗字から、この人物は華邨の妻・長かねの血縁者ではないかと想像される。「鈴木華邨旧蔵資料」には「鈴木華邨妻かね兄／長華崖父／長幾三郎」と裏面に記された男性の写真が含まれており、一字違いの名前であることは注目される。写真に記された名は後

人の誤りで、かねの兄は仁三郎という名であったのではないだろうか。宮崎宛書簡を踏まえるに、一家そろっての早急な引越しが困難だったようだが、実はこの年の五月には華邨の二女、くが誕生していた。産後すぐの妻と子供たちの預け先として、華邨は義兄を頼ったのかもしれない。

書簡中に幾度となく名が出てくる「友田氏」とは、金沢出身で金沢工業学校開校以来、陶芸科の教員を務めた友田安清（一八六二〜一九一八）である可能性が高い³³。華邨より二つ年下の友田は、納富と公私ともに付き合いが深く、陶磁器顔料の開発に心血を注いだ人物で、明治二十四年には教職を離れ、陶磁器会社・友田組を結成した。書中の「友田氏」が同一人物であれば、この段階で華邨とはかなり親しくなっていたようである。

「鈴木華邨旧蔵資料」には就職に関わる資料として、辞令書に関わる通知一通、教員仮免許状発行の手数料に関する通知一通およびその領収書が残されている。通知の内容を翻刻すると以下の通りになる。

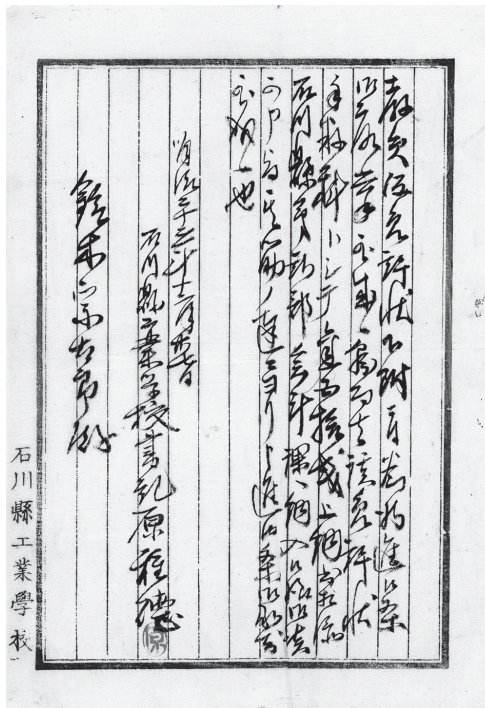
【資料2】石川県工業学校 鈴木華邨宛通知

（鈴木華邨旧蔵資料）No. 38）

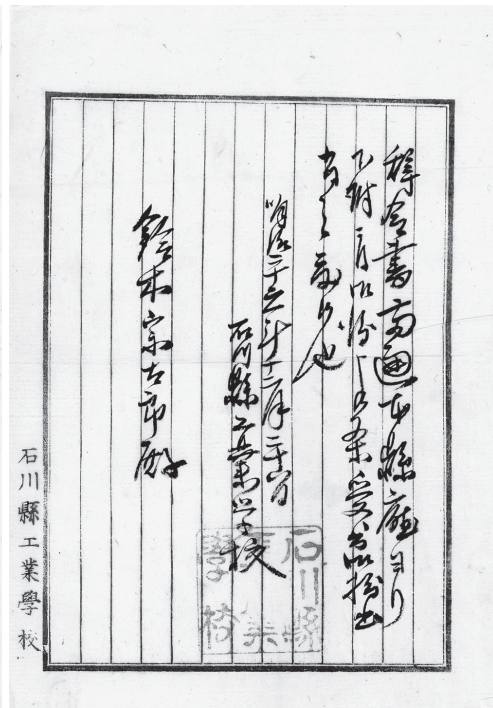
辞令書両通本縣廳ヨリ／下附ニ付御渡申候条受書御指出／有之度候也

明治二十二年十二月二十六日

石川県工業学校



【資料3】石川県工業学校原雅徳 鈴木華邨宛通知
（「鈴木華邨旧蔵資料」No. 39）



【資料2】石川県工業学校 鈴木華邨宛通知
（「鈴木華邨旧蔵資料」No. 38）

鈴木宗太郎殿

【資料3】石川県工業学校原雅徳 鈴木華邨宛通知

〔鈴木華邨旧蔵資料〕 No. 39)

教員仮免許状下附ニ付為持進候条ノ御落掌可被成候就而者該免許状ノ
手数料トシテ金五拾錢上納書相添ノ石川県第貳部会計課へ納入候様御
談ノ可申旨其筋ノ達ニヨリ申進候条御承知ノ可被成候也

明治二十二年十二月廿七日

石川県工業学校書記原雅徳（朱文楯円印）「原」

鈴木宗太郎殿

手数料納入の領
収書は、翌年一月
二十九日付で発行
されている【図
4】『明治二十二
年十一月・十二月
石川県學事報告
第三十三号』によ
れば、明治二十二
年十二月二十七日



【図4】鈴木華邨宛 教員仮免許書 領収書
（「鈴木華邨旧蔵資料」No. 15）

付で華邨は正式に「石川県工業学校教諭」に任じられており、教員仮免許状発行手続きはその一環であったと考えられる³⁴。月俸は「試補」の時と変わらない四十円であったが、同年四月に同校「助教授試補」となった友田の月俸は十五円であり³⁵、職級の違いがあるとはいえ差が大きい。中央での経歴が加味された結果だろうか。

三、着任後の華邨

石川県工業学校において華邨がいかなる指導をしていたかについては現状、具体的に論じられる十分な材料がないが、明治二十二年八月二十九日公布の『石川県工業学校規則』によれば、専門画学部では画題別に実技科目があり、本邦歴史・支那歴史・風俗・肖像・動物・植物・山水について、模写・写生からはじめて「古図変更」、「応用製図」へと進むように設計されていた³⁶。最終目標として、古図のアップデートを経て、応用のきく図案を製作することを想定していると思われる。華邨の経歴を考えると、同校が重視した写生および製図の教授者として最適な人物であったことは間違いない。先学の諸研究によれば、同校は良質な美術工芸品製造のために高度な専門家の育成を目指す納富の理想と、勧業と授産という行政側の現実的な課題との統合の上に成り立っており、納富が校内に設けた図案研究会「迎藹苑」で実施された生徒の図案添削については、「現代工業デザイン教育における商品開発指導に類似する内容」であったと評価されている³⁷。こ

うした指摘を踏まえれば、華邨には専門の日本画家の育成というよりは、あくまでも工芸品製作に役立つ図案家の育成、また実際に自らが図案を提供し、県の産業に資することが期待されていたのではないだろうか。

『金澤誌』（明治三十一年刊）には、金沢の特産品として海外へ輸出する美術刺繍が挙げられ、その起こりについて「明治二十四年納富介次郎、鈴木宗太郎（華邨ト號ス有名ノ畫家ナリ今東京ニ住ス）、河越政勝相諮リテ高等女子授産場ヲ起シ石川縣知事岩山敬義資ヲ投シ横山隆平亦之ヲ賛ス京都ヨリ教師星田九兵衛、尾崎幸七ヲ招聘シ鈴木宗太郎等其圖案ヲ擔當シ主トシテ屏風、懸軸、額面、衝立、卓子掛、窓掛等ヲ製ス當時河越政勝單獨ノ経営ニ係ル」と説明されている³⁸。川越政勝（一八四七〜没年不詳）は明治十七年から金沢区議会員を務め、同二十二年には工業学校で書記任じられた人物で³⁹、華邨も含め、同校関係者が実際に勸業に関わった例として注目される。

この女子授産場については、川越政勝が金沢の実業家・森下森八（後に八左衛門襲名、一八六一〜一九四三）に対して送った仮規則が残されている⁴⁰。明治二十四年六月十一日付で石川県工業学校より発送された。「共立金澤女子第一授産場仮規則」と題され、創立目的を「女子ノ特性ニ基キ美術手藝ヲ以テ賤業力役ノ陋習ヲ變交セシメン事ヲ圖ルニ在リ故ニ其第一着手トシテ美術繡物場ヲ起シ其ノ好果ヲ得タル以上ハ漸次他ノ美術工業ニ及ホサント欲スルモノナリ」としている。十三歳以上で簡易小学校あるいは尋常小学校を修了した女子を教

育し、「西京其他ノ模擬ヲ為サス一種ノ新面目ヲ開キ金澤繡物」の名を冠すにふさわしい製品を目指すこと、横浜や神戸を通じた海外輸出を主とすること、共立の形での運営は一年半を期限とし、その間に適切な引請人を探すことなどが定められ、刺繍を手始めに他の美術工業分野にも拡大することが想定されていたことが分かる。明治時代中期には女子の職業訓練として、裁縫手芸教育が充実するようになるが⁴¹、その中でも開校当時から縫物料・染画科・裁縫科を設け、納富の女子教育に対する理念を反映した金沢工業学校には先駆性が認められる⁴²。そして、更なる実践の場として女子授産場が企画されたのだろう。

明治の刺繍については、京の呉服商や織物商出身の商人たちがリードしており、他の美術工芸品同様あるいはそれ以上に海外への輸出を重視し、海外派遣制度などを通して西洋の嗜好や室内装飾への理解を深め、意匠・形態を工夫したこと、特に専門の画家による図案を踏まえた絵画的・写実的な作品が主力で、それを支える超絶的な刺繍技術が生み出されたことが指摘されている⁴³。「仮規則」において、京都のことを指すと思われる「西京」の模倣に留まらない、新しい「金澤繡物」の創出が宣言されていることは興味深く、その特徴や図案指導者として華邨の果たした役割を具体化することは今後の課題である。

工業学校における明治二十三年度の専門画学部生徒数は本科が二十二人とされ、他年と比べて比較的多く、華邨が教えた生徒には、後に富山県工芸学校と香川県工芸学校で教育に携わる和田重太郎（一八七三〜一九五〇）や数少ない女性生徒で、富山において図画教師となつ

た可須屋雪邨（一八七二～一九三八）が知られている⁴⁴。『石川県工業学校規則』には「卒業ノ上本科ハ其科ノ教師若クハ職工長タル資格ヲ得ヘキモノ」を養成するとあるので⁴⁵、その目標をある程度達成できていたと評価できよう。華邨の着任が納富の要請によるという具体的な根拠は見いだせていないが、後々明治三十九年に納富が私設の図案調整所を起こす際に華邨にも声を掛けていることを鑑みて⁴⁶、当時の華邨の働きぶりは納富の満足のいくものであったに違いない。

さらに、工業学校時代の華邨の活動を知る手立てとして、当時の新聞記事がある。華邨の在任期に県下で発行されていた新聞としては、明治二十年六月から同二十九年一月まで刊行されていた『北陸新報』や明治二十六年八月創刊で現在まで続く『北國新聞』などの存在が挙げられる。本来であれば、両紙合わせて紹介すべきところだが、『北陸新報』については、主要な所蔵先である石川県立図書館の移転にかかる臨時閉館などもあり、十分な調査が行えなかったため、別稿にて報告したい。

『北國新聞』の創刊は明治二十六年八月五日で、同年は華邨が石川県工業学校教諭として過ごした最後にあたる。看見の限り、華邨が東京に帰るまでの間に同紙には五度、その名が登場する。

【記事A】

●高岡市の銅器と華村氏

富山縣にては高岡市の銅器に改良を加ふるの企てありて其考按家に目

下能州漫遊中の鈴木華村氏を聘するの議もあるよしなり

『北國新聞』明治二十六年八月五日

【記事B】

●工業学校の運命

沼田悟郎氏石川県工業学校長となりてより頻々校内に改良を行へりと稱す、而して識者は却て評すらく是れ改良に非ず却歩なり破壊なりと、吾輩は未だ其當否を知らざれども、素人の知識と褊狭の思想とを以て唯々諾々韋の如く脂の如き職員の外―即ち苟も氣骨あり俠髓ありて技術熟練工藝見るべきものを驅逐し、代ふるに之より劣るものを以てしたるは事實なるに似たり、蓋し牛を馬に乗替へるは智、馬を牛に乗替へるは愚、繪畫に教ける鈴木華村氏の後任、陶器に於ける友田安清氏の後任、彫刻に於ける村上九郎作氏の後任等、果して如何、諸る此種の点より數へ來りて工業学校の運命を氣遣ふものあるは強ち謂はれなきにあらず、嘆ずべきかな

『北國新聞』明治二十六年九月九日

【記事C】

●能登の山水と華村氏

鈴木華村氏奥能登の山水を説いて曰く。景色至極善し、然れども外洋で山なし、故に屏風又は横物の外には寫すに適せずと、

『北國新聞』明治二十六年十月二十一日

【記事D】

●鈴木華村氏の歸京

畫伯同氏は明日あたり當地出發にて家族を携へ歸京すると云ふ

『北國新聞』明治二十六年十月三十日

【記事E】

●鈴木華村氏の歸京

社友畫伯鈴木華村氏は一昨日發にて歸京せり、知らず東都の秋色、金城の紅葉と其深淺如何、野菊籬に首を延して氏の歸着待つや久しからん、

『北國新聞』明治二十六年十一月二日

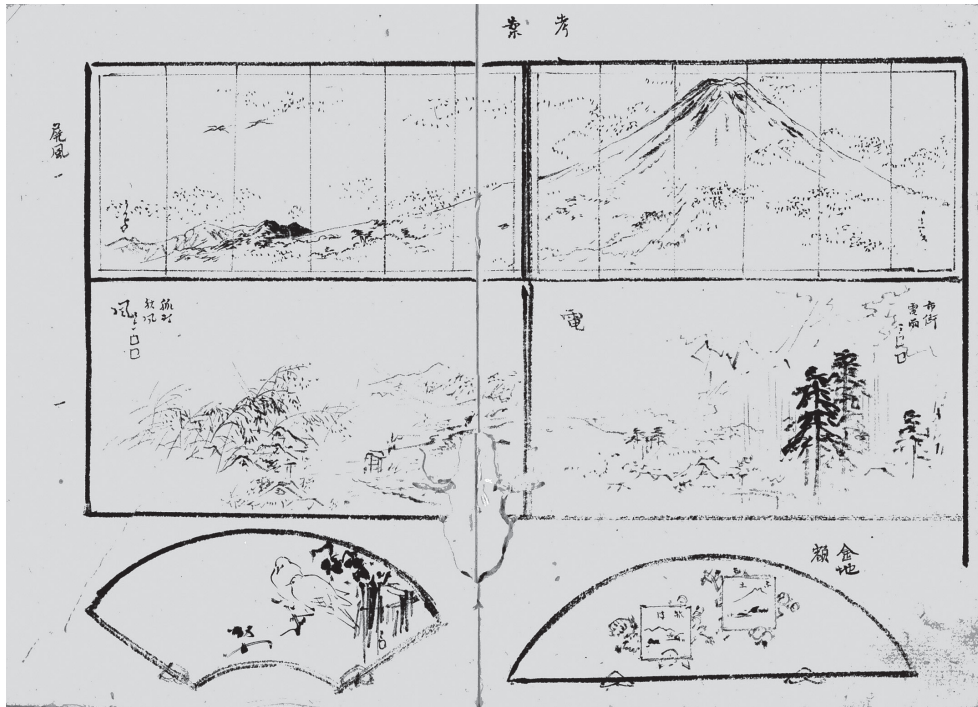
時系列は前後するが、【記事D】【記事E】から、華邨が石川県を去ったのは明治二十六年十月三十一日であったことが確定した。「家族を携へ」とあることから、着任当初は移住ができなかった家族も最終的には金沢に居を移していたことが分かる。なお、明治二十六年頃に作成されたと考えられる「米國閣龍博覽會出品元價目録」（鈴木華邨旧蔵資料「No.16」）から、当時の華邨の住居が「金澤市池田町立丁十三番地」にあったことが判明している。

それでは、華邨は実際のところ、どの段階で石川県工業学校を辞めていたのだろうか。九月九日の【記事B】に「鈴木華村氏の後任」とあることは注目され、この時までには辞職していたに違いない。そも

そも八月五日の【記事A】において、華邨は「目下能州漫遊中の鈴木華村氏」とあり、「石川県工業学校教諭」といった肩書はない。奥能登の景色に関する感想が十月二十一日の【記事C】に載ることから、能登滞在が八月から十月までの長期にわたっていたとも考えられ、この漫遊は辞職したからこそ可能になったのかもしれない。「鈴木華邨旧蔵資料」には、丁度この時期にあたる「明治二十六年七月」と記載された写生帖『北陸漫録』（No.6）がある。需要が高かったと思われる花鳥画の控えが多いが、「市街雷雨」と「孤村秋風」という対照的な画題を取り合わせた屏風一雙の草稿【図5】、「東都十二景」と題された押絵貼屏風あるいは十二幅対の草稿など、大作の準備を進めている様子があり、画業の充実ぶりが伝わってくる。

辞職に至った背景を【記事B】から想定するに、工業学校を取り巻く状況の不安定さがあつたように思われる。すでに明治二十三年には納富の後ろ盾であつた岩村高俊（一八四五〜一九〇六）知事が転任したことや、財政難の中で工業学校の存在意義を疑問視する風潮が高まつたこともあり、県側と納富との間に不協和音が生じはじめていた⁴⁷。翌年以降、納富は校長から教務長、教諭、果てには教授囑託へと不可解な降格をされ、代わつて県の官員が校長を兼務するようになった。

【記事B】で批判的に言及されている校長・沼田悟郎（一八五一〜一九二二、在任期…明治二十五年四月〜明治二十七年二月）は、石川県中学師範学校啓明学校校長などを務め、教育畑にあつた人物である



【図5】鈴木華邨 屏風等下絵（『北陸漫録』「鈴木華邨旧蔵資料」No. 6）

ものの⁴⁸、工芸教育の専門家である納富に代わることは困難であったに違いない。【記事B】からは沼田の運営が上手くいかなかった様子うかがえよう。離職が惜しまれている華邨や友田、彫刻の助教諭であった村上九郎作（一八六七～一九一九）⁴⁹がいずれも納富と近い教員たちであることは興味深く、納富体制への擁護のニュアンスもあるように思われる。

この時期の『北國新聞』には「工業学校の歴史は失敗の歴史なり」、「久しく公立の名を有しながら、其内情を見れば、創立と今と、殆ど異なるなき者、否な寧ろ近來却歩の状ある者、何ぞや」、「實際家のみを用ひて理論に明なる者を聘せず、又能く教師をして、其位置に安じて其職を尽さしむる能はず、竟に二三の生徒を教育するを得るも、縣下全体の工業を革新して、社會の潮流に従はしむる能はず、數千の金をして徒に無効の朽金たらしむ」、「早く其改むべき所を改めて、縣民が之を設置せる本旨を實際に現し得ん」といった数々の厳しい言葉が並んでおり⁵⁰、工業学校が置かれた苦しい立場は華邨も重々理解していたことだろう。明治二十六年十一月十日の『北國新聞』は「納富介次郎氏の辭職」と題して「石川縣工業學校教授囑托納富介次郎氏は豫て辭職の決心ありしも今日まで發表せざりしが昨日いよく辭表を三間縣知事に呈出せし處知事は何か考ふる所ありしにや頻りに慰諭して辭職を思止らしめんとせしも納富氏は之に應ぜざりしといふ」と報じている。そのため、納富の依願退職は華邨より後になるようだが、納富を軽視する風潮のある中で、華邨が同校に対するモチベーションを保

請求書

一 金百拾九圓五拾錢也

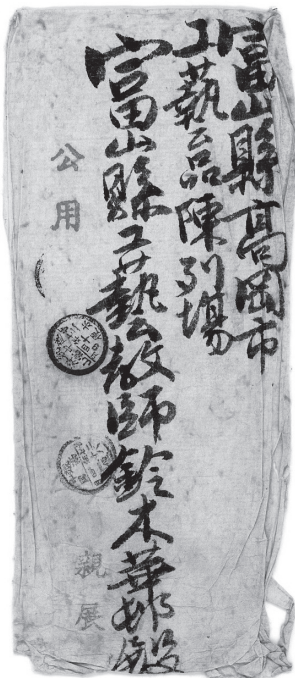
但三 富山縣工藝品陳列場標本買上品目録並代價

| 品名 | 物質 | 數量 | 單價 | 代價 |
|-----------|------|------|-----|----------|
| 傳國方圓圖 | 唐桐相入 | 二十四冊 | 壹卷 | 金百拾五圓也 |
| 方氏墨譜 | 全 | 八冊 | 壹卷 | 金百拾五圓也 |
| 金石索上下函 | 全覆入 | 拾貳冊 | 壹卷 | 金拾八圓也 |
| 立華時辨粧 | 和奉 | 三冊 | 壹卷 | 金冬冬圓也 |
| 插花衣合後編 | 和奉 | 四冊 | 壹卷 | 金冬冬圓也 |
| 立花正道集 | 和奉 | 四冊 | 壹卷 | 金百圓四拾錢也 |
| 百龍圖式 | 和折本 | 壹冊 | 全 | 金貳圓也 |
| 花化の種々 | 和奉 | 壹冊 | 全 | 金壹圓壹拾錢也 |
| 欄間雛形 | 和奉 | 貳冊 | 壹卷 | 金壹圓也 |
| 彫工雛形 | 和奉 | 壹冊 | 全 | 金壹拾五錢也 |
| 十竹齋墨譜 | 唐本 | 壹冊 | 全 | 金壹拾五錢也 |
| 染花圖錦 | 和奉 | 壹冊 | 全 | 金七拾錢也 |
| 銅製製之國洋鐵圖形 | 冬枚 | 壹枚 | 五十錢 | 金貳拾圓也 |
| 伊國製植木鉢 | 陶器 | 壹個 | 全 | 金貳拾圓也 |
| 花瓶植木鉢圖 | 圖形 | 拾枚 | 壹枚 | 金七圓也 |
| 拾五種 | | | | 金百拾九圓五拾錢 |

右之通代金請求候也
明治二十七年三月 日 鈴木華 印

富山縣知事 德久恒範 殿

【図6】富山縣工藝品陳列場標本買上品目録并代價（「鈴木華印旧蔵資料」No. 17）



【図7】富山縣知事 德久恒範 鈴木華印宛封筒 明治27年4月20日 印（「鈴木華印旧蔵資料」No. 41）

つことは難しかったのかもしれない。

【記事A】において華印の今後として富山県高岡市に考案家として招聘される可能性が報じられていることは注目される。実は「鈴木華印旧蔵資料」には明治二十七年に華印が富山県と関係を有したことを示す資料が四点確認できる。富山県知事 德久恒範（一八四四〜一九一〇）から華印に宛てた封筒二点（明治二十七年四月二十日・六月四日消印）および同年中に華印が富山県に対して提出した請求書「富山縣工藝品陳列場標本買上品目録并代價」とその関連書類である（No. 41, 42, 17, 18）【図6】。四月二十日付書状は宛名を「富山縣高岡市工藝品陳列場 富山縣工芸教師鈴木華印殿」としており【図7】、このタイミングで華印は高岡に滞在していたと想定できる。

德久は明治二十五年に富山県知事になり、翌年六月三日には工業の改良進歩を図るため、高岡市に県立の「工芸品陳列場」を設置した⁵¹。工芸品陳列所自体は一年半足らずで閉鎖されるも、納富が初代校長と

なり明治二十七年十二月に開校した富山県工芸学校（現在の富山県立高岡工芸高等学校）の基盤となったとされる。「富山縣工藝教師」という肩書は、この陳列場の技師を指すのではないだろうか。

时期的に【記事A】で言う高岡市での銅器改良とはおそらく「工芸品陳列場」創設に付随する事業であったのだろう。「富山縣工藝品陳列場標本買上品目録并代價」の存在は、実際に華邨が富山県のために工芸品製作に参考とすべき画譜類や図案を選定していたことを裏付けている。華邨が選んだ標本一覧を見ると、中国の金石学研究書や書画譜である『博古図考古図』、『金石索』、『方氏墨譜』、『十竹齋画譜』、

華道の専門書である『立華時勢粧』、『挿花衣（之）香』、『立花正道集』、『瓶花図編（瓶花図彙か）』、建築裝飾に関わる『欄間雛形』、『彫工雛形』、『百童図式』などの江戸時代以前から珍重されてきた和本・唐本と並ぶ形で、「銅器製ランプ図」や「佛国製植木鉢」のような西洋由来の図案や参考品が記されており、いかにもこの時代らしい選定だと言えよう⁵²。さらに、「花瓶植木鉢図」を十枚納めているが、これは華邨の手によるデザインだったのだろうか。華道や園芸に関わる書籍や図案が数多く納められているのは、当時万国博覧会などを通じて西欧圏で日本の盆栽や生け花に関心が集まっていたことを反映したものと考えられる⁵³。

既に宮井氏が指摘されたとおり、華邨の石川県工業学校着任時、徳久は石川県に会計主務として勤めており、その時の縁が富山での仕事に繋がった可能性がある⁵⁴。また、そもそも徳久と納富は同郷の間柄

であった。徳久が納富を支持していたことは、自らが知事として赴任した富山そして香川で工芸学校を創立する度に納富を校長として招聘していたことからもうかがえる。富山県工芸学校開校にあたっては納富と親しかった村上九郎作や和田重太郎も教員として移ってきており、先に見た納富に対する石川県の冷遇は結果的に、優秀な人材の富山県への流出を招いた。華邨は最終的に富山県工芸学校に勤めることはなかったが、納富の去就に連動する形で、この時期に富山県と関係をもったものと想定される。

四、シカゴ・コロンブス博覧会への出品

華邨の石川工業学校時代における最大の出来事として、明治二十六年五月から十月にかけて開催されたシカゴ・コロンブス万国博覧会への出品作の製作が挙げられる。「鈴木華邨旧蔵資料」には「米國閣龍博覧会出品元價目録」（No.16）と題された書類があり、寸法などの作品概要に加え、元価と売値の計算が記されている。

【資料4】米國閣龍博覧會出品元價目録（鈴木華邨旧蔵資料）No.16）
米國閣龍博覧會出品元價目録

一 額面 六枚 一口 日光山眞景
但シ壺枚 大サ 立六尺五寸
巾三尺五寸

一 額面 壹枚 一口 瀑景遊猿之圖

同 立七尺五寸

巾五尺五寸

日光眞景額ノ部 元價

金三百九拾円也

内訳

金貳百円

工料五ヶ月分

金七拾円 五十円

日光写取諸費

金貳拾八円 二十円五円

画絹代六枚分

金五拾八円 十五円

椽梓切地仕立代共

金拾円

金泥式匂五分

金四円 五円

彩墨料

金貳拾円

運送雜費

〆金三百九拾円也

三百五拾円元價

八百円

賣價

同瀑景遊猿之圖

壹枚元價

金五拾円也

壹ヶ月工料

金七円

画絹代

金壹円五拾錢

彩墨料

金貳拾八円 十円

椽切仕立共

金拾円

運送料雜費

〆金八十六円五拾錢也 六十八円五十錢

七十円元

二百円賣

合計四三百七十三円五十錢

一 右之通ニ御坐候也

石川県金澤市池田町立丁

十三番地

鈴木宗太郎(朱文円印)鈴木

訂正が多く分かりにくいのが、「額面 六枚 一口 日光眞景」と「額面 壹枚 一口 瀑景遊猿之圖」の出品を考えていたようである。前者は日光の風景を題材とした六枚一組の絹本著色、額装の作品で、一点につき縦六尺五寸、横三尺五寸、全体の元価三百円、売価八百円、後者は滝を背景に猿を描いたと思われる絹本著色、額装の作品で、縦七尺五寸、横五尺五寸、元価七十円、売価二百円で想定されている。ただし、同博覧会の目録に後者は見当たらず、最終的に出品は断念されたものと思われる。

六枚組の「日光眞景」については現存が確認できないものの、春陽堂が明治二十八年五月に発行した雑誌『寫眞畫報』に三枚分の写真が掲載されている⁵⁵。さらに昨年春に宮井氏とともに富山県立高岡工芸高等学校にて調査をさせていただいたところ、六枚すべての写真を発

【表1】「日光真景」図様・題名

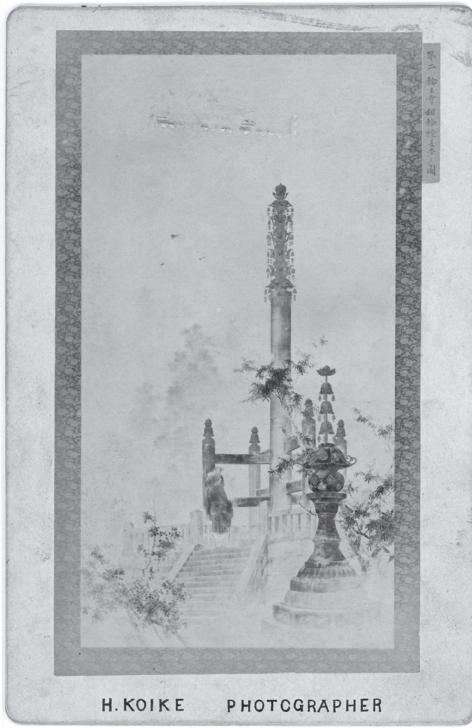
| | 『寫眞畫報』 | | 高岡工芸高等学校所蔵写真 | |
|----|--------|-----------|--------------|------------------|
| | 有・無 | 題名 | 有・無 | 題名 |
| 図a | ○ | 日光神橋夏雨 | ○ | 第一 日光山入口神橋夏峯雨中之圖 |
| 図b | × | — | ○ | 第二 輪王寺相輪様夏峯之圖 |
| 図c | × | — | ○ | 第五 大猷院殿皇嘉門雪中之圖 |
| 図d | ○ | 日光陽明門 | ○ | — (貼札欠) |
| 図e | ○ | 日光東照祠畔五重塔 | ○ | — (貼札欠) |
| 図f | × | — | ○ | — (貼札欠) |

見でき、これまで知られていなかった残り三枚分の図様も判明した【図a～f】。高岡工芸高等学校で見つかった写真は、金沢市殿町写真館を営んでいた小池兵治（一八五四～一九三七）によって撮影されており⁵⁶、先章の考察を踏まえれば、明治二十七年頃に華邨が富山県の工芸品陳列所と関わる中で参考品として提供したものではないかと想像される。

『寫眞畫報』と高岡工芸高等学校所蔵写真の記載を統合すると、六枚中五枚については題名も明らかになる【表1】。日光山の二社一寺を題材としており、日光山の表玄関とも称される二荒山神社の神橋【図a】、輪王寺の相輪様【図b】と三代將軍家光の廟所・大猷院【図c】、日光東照宮の陽明門【図d】と五重塔【図e】を描く。いずれの図も建物の構造を極めて細かく捉え、その配置にこだわること画面に自然な遠近感が付与されている。縦長の画

面を上手く生かし、樹木や塔などのモチーフによって高さを強調している。さらに霏がかかったような空気感の演出によって奥への広がり暗示されており、こうした三次元的世界の表出における華邨の高い技術が存分に発揮された作品と評価できよう。

「米國閣龍博覽會出品元價目録」に「日光写取諸費」とあることから、華邨は製作にあたって現地取材を行ったとみられる。「鈴木華邨旧蔵資料」に含まれる写生帖（No. 1, 表紙に「たきよせ」と墨書あり）には、明治二十五年八月十一日に描かれた華嚴の瀧のスケッチが確認でき【図8】、取材旅行に関わるものと考えて差し支えないだろう。同写生帖の次々頁は「日光山中禅寺湖水遠望」と題されたスケッチで、広やかな湖の奥に輪王寺の別院・中禅寺の境内を捉えている【図9】。これは題名の明確でない【図f】に関わるものではないかと考えられる。【図f】では前景に石畳、そこから少し段差があり、中景の右側に檣様の建造物、左側には石灯籠、その間を通る道の奥には樹木に囲まれて小さな鳥居が見える。最遠景は分かりにくい、水辺が広がっているらしく、小舟が一葉浮かぶ。中禅寺はもともと男体山の麓にある二荒山神社中宮祠の神宮寺であり、明治に入って神仏分離により輪王寺別院となった。明治三十五年には山津波の被害を受けて、現在の所在である中禅寺湖畔の歌ヶ浜に移転しており、華邨が日光を訪れた際は、まだ中禅寺は移転前であった。『木曾路名所図会』（文化二年（一八〇五）巻六に掲載される伽藍図によれば、北に男体山、南に湖を臨む立地で、湖畔の「金鳥居」から階段を上って「鐘



H. KOIKE PHOTOGRAPHER

【図b】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
(富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影)



H. KOIKE PHOTOGRAPHER

【図a】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
(富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影)



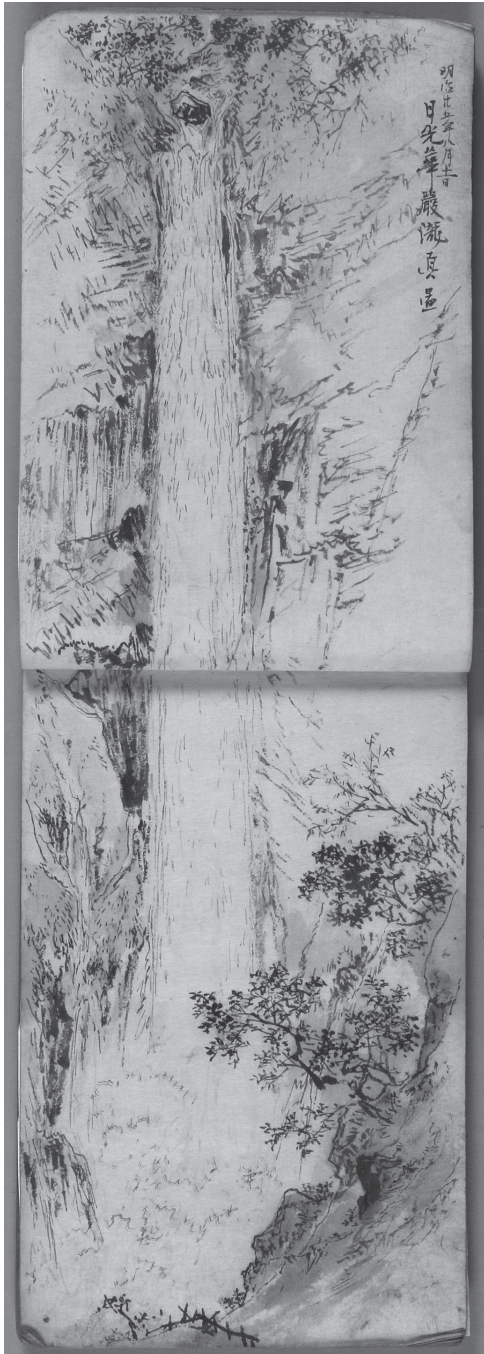
H. KOIKE PHOTOGRAPHER

【図d】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
(富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影)



H. KOIKE PHOTOGRAPHER

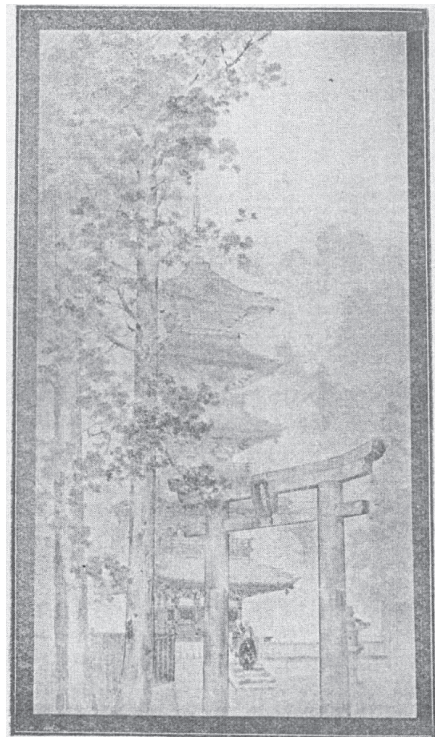
【図c】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
(富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影)



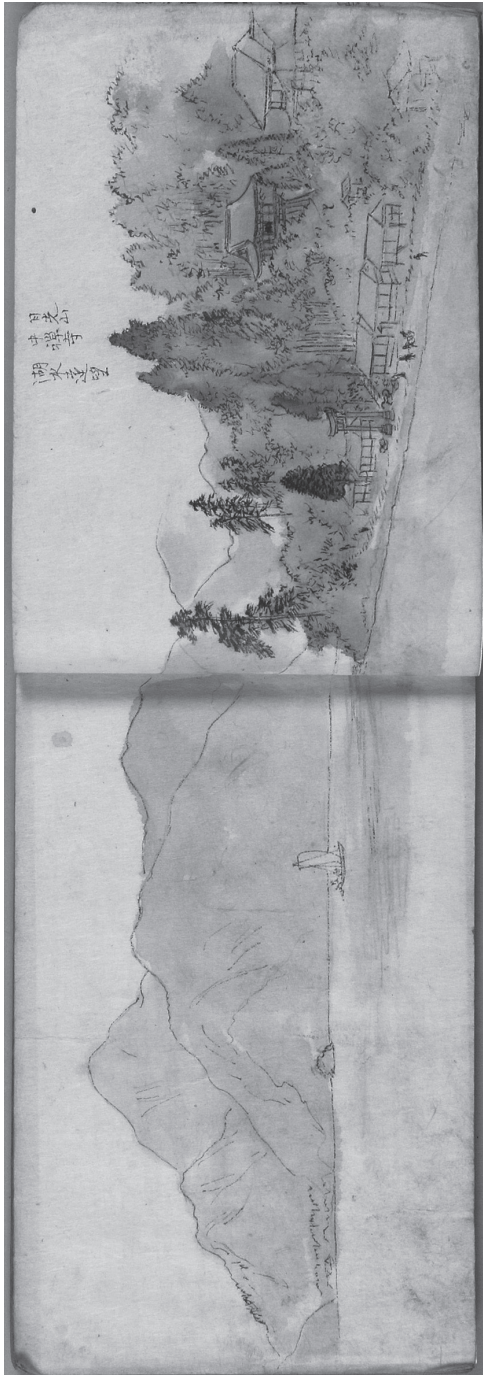
【図8】鈴木華邨 明治廿五年八月十一日
日光華嚴瀧真圖『写生帖（たきよせ）』
（「鈴木華邨旧蔵資料」No. 1）



【図e】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
（富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影）



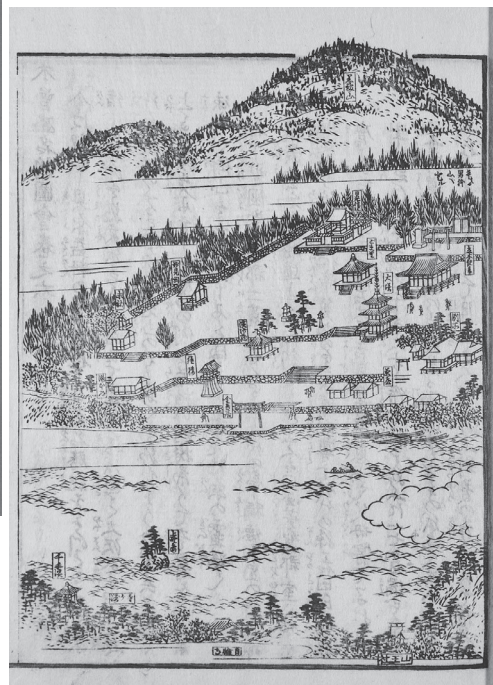
【図e 参考】鈴木華邨
「日光真景（日光東照祠畔五重塔）」
（『寫真畫報 第十五卷』）



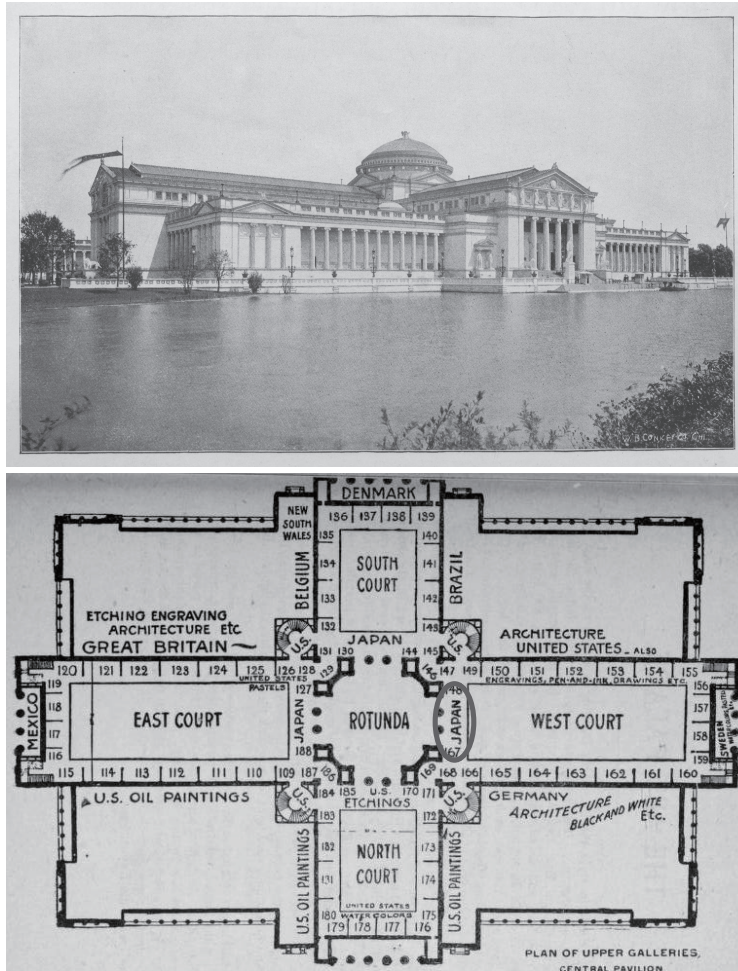
【図9】鈴木華邨 日光山中禅寺湖水遠望
『写生帖（たきよせ）』
（「鈴木華邨旧蔵資料」No. 1）



【図f】鈴木華邨筆・小池兵治撮影「日光真景」
（富山県立高岡工芸高等学校蔵、筆者撮影）

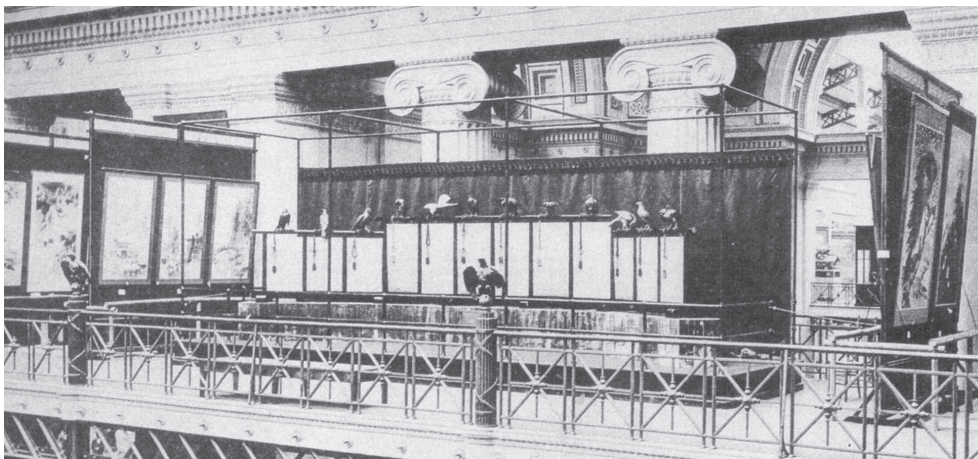


【図10】中禅寺（部分）秋里籬島編
『木曾路名所図会』巻六（文化5年（1805）刊）



【図11】上：シカゴ万博 美術館全景 下：美術館 二階部 図面
 (囲んだ場所に「日光真景」や「十二の鷹」は展示された)

Revised Catalogue, Department of Fine Arts : with Index of Exhibitors, W.B Conkey Company, 1893. より転載



【図12】シカゴ万博 美術館 日本出品作の展示風景 (部分)
 『臨時博覧會事務局報告附属圖』(明治28年 (1896)、臨時博覧會事務局) より転載

楼」、さらに「濱地藏」、「大塔」(三重塔)、「別所」などを經由して、高台の「妙見祠」、「こま堂」(護摩堂)、「立木観音」、「日光権現」、男体山への入口と、棚状に境内が広がっている【図10】。【図f】の題材が中禅寺であるとすれば、境内の濱地藏付近から南西方向に鐘楼と金鳥居を経て湖を望む図なのではないだろうか。

日光という題材の選定は、当時、外国人が多く訪れる国内随一の観光名所であったことを反映すると考えられる。外国人向けの日光に関する旅行記や観光ガイドブック、絵葉書も多数刊行されており、外国人にとって日本を象徴する場であった⁵⁷。明治・大正期の日本から海外へ輸出された刺繍工芸品においては、日本の風景を描いたものが特に好まれていたようだが、日光東照宮陽明門を題材とするものが圧倒的に多いという興味深い指摘もある⁵⁸。シカゴ・コロンビア万国博覧会の出品作には、日光を題材とするものが他にも確認でき、とりわけ陶工・成瀬誠志(一八四五〜一九二三)による陽明門の二十五分の一陶製模型は三年の歳月をかけた大作で、輸送の過程で破損したため一部のみの出陳であったが、銅賞を獲得している⁵⁹。

これらを踏まえると、華郵の「日光真景」は万国博覧会の観客の関心を引く内容だったと思われる、実際、博覧会会場でも目立つ位置に展示されていた。美術館に展示された出品作を個別に配置順で掲載した目録 *Revised Catalogue, Department of Fine Arts: with Index of Exhibitors, W.B. Conkey Company, 1893.* によれば⁶⁰、「日光真景」は美術館西陳列所二階東端に展示されていた【図11】。上空から見ると十

字型をしていた美術館は二階中央部が円形の吹き抜けで、それを囲むように回廊がめぐらされており、その西回廊中央には日本側の出品作の中でも目玉であった鈴木長吉「十二の鷹」(東京国立近代美術館蔵)が置かれていた。そして、華郵の「日光真景」はこの「十二の鷹」を間に置いて向かい合うように三枚ずつ展示されており、展示空間において重要な位置を占めていたと言える。『臨時博覧會事務局報告付屬圖』(明治二十八年、臨時博覧會事務局)にはこの西回廊を東から捉えた写真が掲載されており、南側に奥から【図a】【図f】【図c】が並んでいることが確認できる【図12】。

こうした展示配置からは「日光真景」への期待がうかがえるようだが、残念ながら受賞することはなかった。さらには現地では売れず、そのまま日本へ戻ってきたようだ。そもそも「日光真景」に限らず、本博覧会ではアメリカの大不況の煽りも受け、日本からの出品の過半が売れ残るような状況であった⁶¹。その処分をめぐっては、米国内での競売を画策する動きもあったようだが、最終的には価値の下落を防ぐために積戻しを政府が命じたようである⁶²。華郵の弟子にあたる岡田梅邨(一八六四〜?)によれば、「日光真景」はその後、「写真大尽」とも称された豪商にして写真家の鹿島清兵衛(一八六六〜一九二四)が所有したとされる⁶³。その真偽は不明だが、「徳川為敬 鈴木華郵宛 書簡」(鈴木華郵旧蔵資料)No.43から明治二十九年十月一日、鹿島がパトロンをつとめた大日本写真品評会の技芸員に華郵が推挙されたことが確認でき、同年十一月九日には華郵が同会の常会で撮

影の位置について絵画制作の観点から講演を行っていることは注目される⁶⁴。両者が関係を深めたこの時期に、「日光真景」の売却が行われた可能性がある。

おわりに

以上、「鈴木華邨旧蔵資料」を中心に、華邨の石川県工業学校赴任期間の事績を追った。伝記的事実の確認に終始した感が否めず、華邨が明治二十年代の石川県における美術工芸や付随する産業の進展にどのような役割を果たしたのか、また逆に華邨が画家として立つ上で石川県での生活がいかに影響したのかといった課題は依然残った。今後は引き続き「鈴木華邨旧蔵資料」の読解および地元新聞における華邨関連記事の確認を進めるとともに、今回の調査を通しておぼろげながら見えてきた当地における勸業との関わりや、パトロンの存在についても掘り下げたい。

最後に、逸翁美術館学芸員の宮井肖佳氏と富山県立高岡工芸高等学校の佐伯高基先生をはじめ、本調査にご協力くださった方々への心からの感謝の意を表し、本稿を終えることとする。

註

- 1 石川県立歴史博物館令和三年度春季特別展「小原古邨―海をこえた花鳥の世界―」（会期：二〇二二年四月二十四日～六月二十七日）。詳細は小池満紀子・ケンダール・H・ブラウン・中村真菜美著『小原古邨―海をこえた花鳥の世界―』（平凡社、二〇二二年）参照。
- 2 註1前掲書p.3-025, 026, 027は「鈴木華邨旧蔵資料」の一部にあたる。
- 3 逸翁美術館二〇二二展示Ⅳ「幻の天才画家 鈴木華邨展 ―甦る花鳥風月の世界―」（会期：二〇二二年十月九日～十二月十二日）。詳細は逸翁美術館編『鈴木華邨 花に鳴く鳥、風わたる余白』（東京美術、二〇二二年）参照。同館ではその三十年前に「20世紀初頭ヨーロッパで最も知られた日本画家 甦る鈴木華邨展」（会期：一九九一年一月五日～三月十日）を開催し、同題図録（逸翁美術館、一九九一年）が発行されている。
- 4 当該論考以前にも宮井氏は、華邨の画歴全体や小林一三と華邨の交流の実態、一三の美術収集における華邨作品の位置づけに関して「小林一三の愛した画家・鈴木華邨―逸翁美術館収蔵品にめぐって―」（『阪急文化研究年報』第一号（公益財団法人阪急文化財団、二〇二二年）に纏められている。本稿は註3前掲展覧会図録および宮井氏の両論考に依るところが多い。
- 5 華邨の入門年に関しては存命中に出版された八木恒三編『日本美術画家列伝』（広文社、一九〇二年）では「年十四」とある一方で、『寫眞畫報』第十四卷（春陽堂、一八九五年五月）には「十三歳の時」「其の門にあるころ凡そ三年」とある。
- 6 岡田梅邨「鈴木華邨のこと」『藝術』第十六卷第十九号（大日本藝術協會、一九三八年七月）。
- 7 古根村政義「〈資料紹介〉飯田九一文庫より 中島亨翁資料」『郷土神奈川』（神奈川県立図書館、二〇〇九年）
- 8 「渡邊省亭氏の談（菊地容齋の畫風）」『太陽』第四卷第十四号（博文館、

- 一八九八年七月)
- 9 註6前掲記事
- 10 塩谷純「省亭の歴史画」岡部昌幸(監修)『渡辺省亭―花鳥画の孤高なる輝き―』(東京美術、二〇一七年)、植田彩芳子「省亭の美人画と菊池容齋の『前賢故実』」東京藝術大学美術館編『渡辺省亭―欧米を魅了した花鳥画』(小学館、二〇二一年) 参照。
- 11 註3前掲書『鈴木華邨 花に鳴く鳥、風わたる余白』十頁掲載、作品番号2「老松溪流図」(明治二十年代後半、縦一四七・七×横七〇・八センチメートル、絹本墨画淡彩、逸翁美術館蔵)。
- 12 以下、鑑画会・龍池会については佐藤道信「鑑画会再考」『美術研究』三四〇号(東京文化財研究所文化財情報資料部、一九八七年)、芸術研究振興財団・東京芸術大学百年史刊行委員会編『東京芸術大学百年史 第一巻』(ぎょうせい、一九八七年)二二〇、二四、二九〇、六八〇七二頁、野呂田純一『幕末・明治の美意識と美術政策』(宮帯出版社、二〇一五年)二九五〇三六頁、『狩野芳崖と四天王―近代日本画、もうひとつの水脈』(株式会社求龍堂、二〇一七年) 参照。
- 13 農商務省博覧会掛編『第二回内国絵画共進会出品人略譜』(国文社、一八八四年)二六八頁参照。『米國博覧会報告書 第二巻 日本出品目録』(米國博覧会事務局、一八六七年)掲載の「米國貴府博覧會委員人名表」では、その職名を「寫字」とする(五頁)。なお、「勸業寮編輯掛」は正確には勸業寮編纂課編輯掛であり、物産調査を主な業務とした。明治十年には勸業寮が勸農局に改められ、編纂課も報告課に再編成された(森博美「明治16年農商務通信規則の史的系譜―農事通信三規則との比較を中心に―」『オケージョナル・ペーパー』一一七号、二〇二一年参照)。
- 14 『明治十年内国勸業博覧会審査評語』(内国勸業博覧会事務局、一八七七年)五二二頁参照。
- 15 起立工商会社の図案については、長谷川栄「起立工商会社―明治初期工芸職人団の組織と活動」『MUSEUM』一三六号、一九七〇年、樋田豊次郎『明治の輸出工芸図案―起立工商会社工芸下図集』(京都書院、一九八七年)、黒川廣子・野呂田純一編著『起立工商会社の花鳥図案 東京藝術大学美術館所蔵 明治初期の工芸品構想』(光村推古書院、二〇一九年) 参照。
- 16 Vase by Kasson(designer) and Suzuki Chokichi(maker), Meiji Period, dated around 1883, Victoria and Albert Museum (accession number: 30-1886) 同館ホームページに細部画像が紹介されている。併せて、北村仁美「研究ノート」鈴木長吉作『十二の鷹』の自然科学的調査と修復の報告『東京国立近代美術館研究紀要』二二二号、二〇一八年参照。
- 17 註6前掲記事
- 18 白土秀次『野村洋三伝』(野村光正、一九六三年)一一九頁参照。「鈴木華邨旧蔵資料」には裏面に「サムライ商会三階ニテ撮影 拾六才四月 鈴木くに子」と記された少女の写真が含まれている。くに子は華邨の二女で明治二十二年生まれ。
- 19 高堀勝喜編『七十年史』(石川県立工芸高等学校創立七十周年記念会、一九五七年)四九頁、「県工百年史」編集委員会編『県工百年史』(石川県立工業学校、一九八七年)五三頁参照。
- 20 宮井肖佳「日本画家・鈴木華邨について―新発見資料「鈴木華邨旧蔵資料」(石川県立歴史博物館蔵) 調査を踏まえて―」『阪急文化研究年報』第十号(公益財団法人阪急文化財団、二〇二一年) 十八頁参照。
- 21 以下、明治初頭の石川における美術工芸品の動向および納富介次郎の石川県との関わりについては、註19前掲書のほか、『金沢の近代工芸史研究』(金沢美術工芸大学美術工芸研究所、一九九五年)、江森一郎・胡国男「石川県における実業教育の展開過程―納富介次郎と石川県工業学校の創立を

- めぐつて―』『金沢大学教育学部紀要 教育科学編』四八号、一九九九年、佐賀県立美術館・高岡市美術館編『納富介次郎と四つの工芸・工業学校』展図録（二〇〇〇年）、鶴野俊哉「納富介次郎の図案教育」『石川郷土史学会々誌』第四四号、二〇一一年、濱太一『工芸教育思想の研究―明治初年の納富介次郎と金沢区工業学校』（橋本確文堂、二〇一二年）、『佐賀偉人伝10 納富介次郎』（佐賀県立佐賀城本丸歴史館、二〇一三年）、濱太一・鳥居和代「納富介次郎の女子職業教育」『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』七号、二〇一五年、濱太一「納富介次郎の九谷陶磁器業近代化に関する一考察」『日本産業技術教育学会誌』五九巻一号、二〇一七年を参照。
- 22 藪意図織物陶漆器共進会編『漆器集談会紀事』（有隣堂、一八八五年）九〜十頁。
- 23 金沢工業学校時代の納富は依然、農商省雇の官吏であり、同校でどのような身分であったかについては判然としない。記録上、同校長への委嘱が確認できるのは、石川県工業学校への昇格後、明治二十二年五月二日付である（第二部学務課編『明治二十二年五月六月 石川県学事報告 第三十號』（石川県、一八八九年）十頁参照）。
- 24 「金澤工業学校の現況」第二部学務課編『明治二十年十一月十二月 石川県学事報告 第二十一號附録』（石川県、一八八七年）二七〜二八頁参照。
- 25 田中芳男・平山成信編『澳国博覧会参同記要』第十二章 澳国博覧会後納富介次郎事績（森山春雍、一八九七年）一一三〜一一四頁。森有礼の工業学校開校式への出席については第二部学務課編『明治二十年九月十月 石川県学事報告 第二十二號』（石川県、一八八七年）八〜九頁参照。
- 26 第二部学務課編『明治二十二年三月四月 石川県学事報告 第二十九號』（石川県、一八八九年）十頁参照。
- 27 註23前掲書『石川県学事報告 第三十號』（石川県、一八八九年）十頁参照。
- 28 『書簡集』（全四冊、函番号…一二五―四八、西尾市岩瀬文庫蔵）第四冊所収。明治大正期の名家の肉筆書簡を集めた張込帖で、他にも三井八郎次郎、高峰讓吉、幸野棟嶺、辻新次が宮崎に宛てた書簡が確認できる。
- 29 宮崎豊次については、『石川縣史 第四編』（石川県、一九七四年）七三六〜七三七頁、田中喜男「金沢金工の系譜と変容」『国連大学人間と社会の開発プログラム研究報告 技術の移転・変容・開発―日本の経験プロジェクト』（国連大学、一九八〇年）三十頁、註21前掲書『金沢の近代工芸史研究』五十頁参照。
- 30 本書簡の掲載にあたっては西尾市岩瀬文庫よりご許可を得た。読解にあたっては、当館の濱岡伸也学芸主幹の助言を得た。
- 31 註21前掲書『金沢の近代工芸史研究』五十頁に紹介される金沢の漆芸家の小松芳光氏からの聞き取りによれば、宮崎は金沢工業学校設立にあたっては区・県と納富の橋渡しに尽力したという。
- 32 註20に同じ。
- 33 友田安清に関しては註29『石川縣史 第四編』七五九頁参照。
- 34 第二部学務課編『明治二十二年十一月・十二月 石川県学事報告 第三十三號』（石川県、一八八九年）六頁参照。
- 35 第二部学務課編『明治二十二年三月・四月 石川県学事報告 第二十九號』（石川県、一八八九年）八〜九頁参照。
- 36 第二部学務課編『明治二十二年七月・八月 石川県学事報告 第三十一號』（石川県、一八八九年）三〜四頁参照。
- 37 註21江森一郎・胡国勇前掲論文五〜八頁参照、註21鶴野前掲論文参照。
- 38 和田文次郎編『金澤誌』（和田文次郎、一八九八年）上ノ四四頁参照。なお、同書の補訂版として和田文次郎編『金澤明覧』（北光社、一九〇四年）があり、該当箇所は六二〜六三頁。本資料については、当館の大門哲学芸

- 主幹兼学芸課長から教示を受けた。
- 39 川越政勝については、金沢市議会編『金沢市議会議史 上』（金沢市議会、一九九八年）一五一頁、註35前掲書八頁参照。『金澤誌』では苗字を「河越」と表記しているが、註40書簡の署名から考えて、正しくは「川越」である。
- 40 「刺繍工場仮規則に付書簡一件」（森下文庫、特四〇・五〇一四六、金沢市立玉川図書館近世史料館蔵）①共立女子第一授産場仮規則（明治二十四年）、②刺繍工場仮規則に付書簡（石川県工業学校ニテ川越政勝↓森下森八、明治二十四年五月十一日）。森下文庫については『森下文庫目録』（金沢市立玉川図書館近世史料館、二〇二二年）参照。
- 41 中川麻子・田中淑江「明治時代の女子教育における刺繍について」『筑波学院大学紀要』第八集、二〇一三年参照。
- 42 註21濱太一・鳥居和代前掲論文参照。
- 43 松原史『刺繍の近代 輸出刺繍の日欧交流史』（思文閣出版、二〇二二年）「第三章 近代刺繍の担い手―分業が生み出した近代の刺繍―」六一〜八四頁参照。
- 44 註19前掲書『県工百年史』十五、三十、五六頁参照。和田重太郎については和田文次郎編『北國人物志 初篇 其中』（北光社、一九〇三年）二六〜二七頁に比較的詳しい伝記が載る。和田の子孫宅には現在も華邸や納富に關係する作品・資料が伝わっており、註1前掲書所収のch.3-027, ch.3-028, ch.3-034はその一部である。
- 45 註36前掲書三頁参照。
- 46 註21前掲図録『納富介次郎と四つの工芸・工業学校』一一頁参照。
- 47 納富の石川県工業学校辞職に至るまでの経緯に関しては、註21江森一郎・胡国勇前掲論文十〜十四頁に詳しい。ただし、本稿で後述するとおり、納富の正式な辞表提出は明治二十六年十一月九日と考えられる。
- 48 沼田悟郎に関しては、『石川県史 第四編』（石川県、一九七四年）一〇七六頁参照。
- 49 「工業学校教諭の任免」『北國新聞』明治二十六年九月八日から、村上が九月七日に依願退職し、同日に後任の白井保次郎（一八六四〜一九二八）が任命されていることが分かる。
- 50 「教育俗見 石川縣工業學校（元）」『北國新聞』明治二十六年十月十八日、「教育俗見 石川縣工業學校（亨）」『北國新聞』明治二十六年十月十九日、「教育俗見 石川縣工業學校（利）」『北國新聞』明治二十六年十月二十一日より引用。
- 51 高岡市に置かれた県立の「工芸品陳列所」に関しては、三宅拓也『近代日本（陳列所 研究）』（思文閣出版、二〇一五年）三五六頁参照。
- 52 富山県立高岡工芸高等学校に伝わる明治期の生徒作品の中に、「銅器製ランプ図」との関連が考えられる写しが二点確認できた。
- 53 同時期の西欧に日本の生け花・盆栽が与えた影響については、菅靖子「両大戦間期イギリスの空間のジャポニスムにみる生け花・盆栽の影響―『ステューディオ』誌の検証を中心に―」『デザイン学研究』五七巻四号、二〇一〇年、田嶋リサ『鉢植えと人間』（法政大学出版社、二〇一八年）「第五章 近代日本における鉢植えの文化」二〇一〜一五七頁参照。
- 54 註20に同じ。
- 55 『寫眞畫報 第十四卷』（春陽堂、一八九五年五月十日）に【図a】【図d】、『寫眞畫報 第十五卷』（春陽堂、一八九五年五月二十五日）に【図e】が掲載されている。同雑誌は明治二十七年十月に日清戦争開戦を期に刊行された『戦国寫眞畫報』全十一巻の後続誌で、改題という扱いであったため『寫眞畫報 第十二卷 京阪近傍名所』（春陽堂、一八九五年四月十日）を始まりとする。
- 56 小池兵治に関しては、『石川県写真史』（石川県営業写真協会、一九八〇

- 年) 四七〇四九頁参照。
- 57 明治期の外国人による日光観光に関しては、野瀬元子「日光、箱根を対象とした観光地形成過程についての考察―観光資源、交通環境と初期段階の外国人利用の差異に着目して」『東洋大学大学院紀要』四五巻、二〇〇八年参照。
- 58 註43前掲書一七九〇一八二頁参照。
- 59 立花昭「成瀬誠志の「陽明門」と樋口一葉」荒川正明監修『神業ニッポン 明治のやきもの 幻の横浜焼・東京焼』(求龍堂、二〇一九年)一〇九頁参照。二〇二一年には「陽明門」の陶片が滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場で発見されたというニュースもあつた(岐阜県博物館報道発表資料(二〇二一年五月十日)参照)。
- 60 Brigham Young University 所蔵本を INTERNET ARCHIVE にて確認。
- 61 「関龍大博覧會出品處分」『朝日新聞』明治二十六年十月四日に「出品の過半は賣却に至らず」とあり、積戻しに関する判断についても報じている。また、石川県から同博覧會に参加していた陶業家・綿野吉二(一八六〇〇一九三四)が金澤出品協会に報告した現地の様子が「関龍博覧會通信」として『北國新聞』(明治二十六年八月十三日・十六日)に紹介されており、「今や開場後一ヶ月半ヲ経過シタリト雖トモ商況ハ尚不振ノ姿ヲ呈」す有様だつたことが分かる。
- 62 伊藤真実子『明治日本と万国博覧會』(吉川弘文館、二〇〇八年)四一〇四二頁参照。
- 63 註6前掲記事
- 64 『寫真襍誌 第十三號』(大日本写真品評會・玄鹿館、一八九六年十二月三〇四頁参照)。

鈴木華邸旧蔵資料一覧 (資料番号：2-18-2-2730)

| 枝番 | 資料名 | 数量 | 年代 | 寸法(cm, 縦×横) | 備考 |
|----|---------------------|----|-------------------|-------------|--|
| 1 | 写生帖 | 1冊 | 明治24・25年 | 12.0×19.7 | 表紙に「たきよせ」「明治二十四年」の文字あり |
| 2 | 日記 | 1冊 | 明治32年1～3月 | 23.9×16.2 | 表紙に「巳亥／明治三十二年／一月一日ヨリ／日記／二日府下荏原郡鈴木新田穴守社内／羽根田館宿鈴木手所」の文字あり。 |
| 3 | 写生帖 | 1冊 | 明治39年頃 | 15.6×22.7 | スケッチブック 表紙に「K.S」の文字あり |
| 4 | 會信旅行記 | 1冊 | 明治40～41年 | 27.2×19.4 | |
| 5 | 北海道小樽日記 | 1点 | 大正5年 | 12.4×16.8 | 表紙に「大正五年八月 北海道小樽日記 中央小樽越中屋別荘」の文字あり |
| 6 | 北陸漫録 | 1冊 | 明治26年7月 | 21.1×16.1 | 裏表紙に「明治二十六年七月 鈴木華邸蔵」の文字あり |
| 7 | 写生帖 | 1冊 | 年不詳 8～12月 | 24.5×16.8 | 表紙に瓢箪図、裏表紙に野草図 植物の写生 橋本雅邦作品のモノクロ図版の切り抜きが挟み込まれる |
| 8 | 写生帖 | 1冊 | 年不詳 11～12月 | 19.2×13.8 | 表紙に笹と鳥図・人物顔の図あり |
| 9 | 草案 | 1冊 | 年不詳 12月 | 24.9×17.1 | 表紙に「十二月」の文字あり |
| 10 | 草稿 | 1冊 | 年不詳 10月 | 25.5×17.3 | 表紙に「封候萬年」「菊蕊童」の文字あり |
| 11 | 草稿 | 1冊 | 明治44年頃 | 24.7×16.8 | 表紙に波と鋪の図、裏表紙に朱文方印「華邸」2印あり |
| 12 | 草稿 | 1冊 | | 24.1×16.3 | 表紙は白紙、裏表紙に秋草図 |
| 13 | 草稿 | 1冊 | | 24.6×16.6 | 表・裏表紙ともに白紙、2丁表に孔雀図 |
| 14 | 借金証書 下書 | 1枚 | 年不詳 7月 | 24.2×33.5 | 「石川県工業学校教員 鈴木宗太郎」と署名あり 同校在任時(明治22年～26年)のものと考えられる |
| 15 | 鈴木華邸宛 教員仮免許状 領収書 | 1枚 | 明治23年1月29日 | 17.4×17.0 | |
| 16 | 米國閣龍博覧會出品元價目録 | 2部 | 明治26年頃 | 各23.5×17.5 | |
| 17 | 富山縣工業品陳列場標本買上品目録并代價 | 3枚 | 明治27年3月29日 | 各24.6×34.0 | |
| 18 | 小林常造 鈴木華邸宛 受領書 | 1枚 | (明治27年?) 3月23日 | 31.4×25.2 | 「富山縣工業品陳列場標本買上品并金高」(No.17)に関する資料と考えられる。明治27年か 封紙付 |
| 19 | 坪井庄太郎 鈴木華邸宛 証書 | 1通 | 明治32年4月 | 25.2×34.1 | |
| 20 | 面料受取証明書 下書 | 1枚 | 明治33年2月 | 24.3×32.6 | |
| 21 | 試筆 | 1枚 | 明治32年・33年 | 24.7×33.6 | |
| 22 | 年延百晝會 會規兼申込書 | 1枚 | 明治36年9月 | 19.3×53.1 | |

| 枝番 | 資料名 | 数量 | 年代 | 寸法(cm, 縦×横) | 備考 |
|----|----------------------------|----|--------------|------------------------|--|
| 23 | 武子家戸籍票 | 1通 | 大正2年12月15日 | 28.0×39.0 | 武子家は華郎二女・くこの嫁ぎ先 |
| 24 | 鈴木家 金銭出納帳 | 1冊 | 大正8年1～3月 | 32.1×11.8 | 華郎の葬儀にかかる出納など |
| 25 | 葬式及特別費用・ 葬式費用(仏事一切) | 2枚 | (大正8年1月) | 32.0×23.7 23.8×32.0 | 華郎は大正8年(1919)1月3日没 |
| 26 | 鈴木繁太郎宛 家屋売渡証 | 1通 | 大正8年11月1日 | 23.9×32.7 | 繁太郎(号は素山、のちに光雲)は華郎の長男 |
| 27 | 鈴木繁太郎宛 市税特別税 不動産特別税領収証書 | 1通 | 大正8年11月3日 | 17.7×16.0 | |
| 28 | 昌谷彰 鈴木繁太郎宛 契約書 | 1通 | 大正8年12月11日 | 24.2×33.0 | |
| 29 | 収支胸略表 | 1通 | 大正8年 | 18.4×47.0 | 鈴木範三(華郎四男)作成 「昌谷彰 鈴木繁太郎宛 契約書」(No.28)に関連する |
| 30 | 故鈴木華郎 三回忌法要記事 | 1冊 | 大正9年12月3日 | 33.6×12.5 | |
| 31 | 鈴木真次郎 印鑑証明願 | 1通 | 大正12年3月21日 | 24.2×16.5 | 真次郎は華郎次男 |
| 32 | 鈴木華郎 送籍願 | 1枚 | | 24.0×32.0 | |
| 33 | 屏風会ノ目録 | 1枚 | | 縦18.8 | |
| 34 | 画料 | 1枚 | | 縦18.7 | 「屏風会ノ目録」(No.33)に関わると考えられる |
| 35 | 土地賃借に関する書類 | 1枚 | | 縦18.0 | |
| 36 | 書「鈴」「木」 | 2枚 | | 各24.5×32.4 | |
| 37 | 手描き地図 | 1枚 | | 18.4×17.5 | 「押上から京成電車にて市川真間下車右に至ル魚竹隣松栄 堂茶店」の文字 |
| 38 | 石川県工業学校 鈴木華郎宛 通知 | 1通 | 明治22年12月26日 | 24.0×17.6 | 封筒無し |
| 39 | 石川県工業学校書記原雅徳 鈴木華郎宛 通知 | 1通 | 明治22年12月27日 | 23.5×17.5 | 封筒無し |
| 40 | 石川県工業学校校長沼田悟郎 鈴木華郎宛 封筒 | 1枚 | 年不詳 3月7日 | 22.0×8.7 | 沼田悟郎の校長在任は明治25年4月～同27年2月末。 中には借金証書の下書(No.14)が入っていた。 |
| 41 | 富山知事徳久恒範 鈴木華郎宛 封筒 | 1枚 | 明治27年4月20日消印 | 26.0×10.8 | 宛名は「富山縣高岡市 工藝品陳列場 富山縣工藝教師鈴木華郎殿」 |
| 42 | 富山知事徳久恒範 鈴木華郎宛 封筒 | 1枚 | 明治27年6月4日消印 | 26.0×9.5 | |
| 43 | 徳川為敬 鈴木華郎宛 書簡 | 1通 | 明治29年10月1日 | 18.0×38.7 | 大日本寫真品評会技芸員推荐の件 封筒無し |
| 44 | 亀井政義 鈴木華郎宛 書簡・封筒 | 1通 | 明治36年8月1日 | 20.0×8.5 | |

| | | | | | |
|----|--------------------|-----|-------------|------------------------|--|
| 45 | 日本美術院 鈴木華卯宛 書簡 | 1通 | 年不詳 12月12日 | 27.5×38.8 | 封筒無し |
| 46 | 柴田源三郎 鈴木華卯宛 書簡 | 1通 | 年不詳 3月13日 | 縦18.0 | 封筒無し |
| 47 | 鈴木華卯 鈴木範三宛 書簡 | 1通 | 年不詳 8月2日 | 縦17.8 | 封筒無し |
| 48 | 鈴木はる子 鈴木光雲宛 書簡 | 1通 | 年不詳 2月19日 | 縦18.3 | はる子は華卯三女 光雲は華卯長男（もと素山） |
| 49 | 書簡下書 | 2枚 | | 18.3×21.1 18.2×19.8 | |
| 50 | 「非常持出 重要書類」袋 | 1枚 | | 29.5×20.0 | |
| 51 | 小原古邨 写生帖 | 1冊 | 明治29年 | 23.3×15.6 | |
| 52 | 【写真】 鈴木華卯一行 天龍峡にて | 1枚 | 明治41年4月15日 | 120.3×24.6 | 裏面に「明治四十三年四月十五日撮影」の文字あり |
| 53 | 【写真】 鈴木真次郎 外国人との写真 | 1枚 | 大正5年10月25日 | 25.0×20.3 | 裏面に書付あり |
| 54 | 【写真】 鈴木真次郎 | 1枚 | 大正10年8月21日 | 13.6×8.8 | ポストカード状 |
| 55 | 【写真】 鈴木カネ | 1枚 | 昭和4年5月13日発行 | 6.4×9.1 | 写真票 鈴木カネ（当71年）カネは華卯妻 |
| 56 | 【写真】 鈴木くに子 | 1枚 | | 7.4×11.8 | 裏面に「サムライ商会二階ニテ撮影 拾六才四月 鈴木くに子」の文字あり くにには華卯の二女 |
| 57 | 【写真】 鈴木くに子ほか集合写真 | 1枚 | | 18.9×13.0 | 裏面に「後列右 鈴木くに子」の文字あり |
| 58 | 【写真】 長徳太郎（華崖） | 1枚 | 明治30年6月4日 | 12.8×8.0 | 裏面に「華崖 明治卅年六月四日写 長徳太郎十七才」の文字あり |
| 59 | 【写真】 長幾三郎 | 1枚 | | 19.8×11.3 | 裏面に「長幾三郎 鈴木華卯妻かね兄 長華崖父」の文字あり |
| 60 | 【写真】 板倉星光 | 1枚 | | 11.4×8.2 | 裏面に「板倉星光氏と其写生畫」の文字あり |
| 61 | 【写真】 甲斐庄楠音・鈴木青萍 | 1枚 | | 12.6×8.6 | 裏面に「京都木村斯光君宅にて写す 右甲斐庄楠音氏 左鈴木青萍」の文字あり |
| 62 | 【写真】 男性5人写真 | 1枚 | | 13.6×9.7 | |
| 63 | 【写真】 男性8人写真 | 1枚 | | 16.0×10.6 | |
| 64 | 【写真】 少年7人写真 | 1枚 | | 11.3×14.0 | 浅草公園渡邊写 |
| 65 | 【写真】 幼女写真 | 1枚 | | 10.2×7.2 | |
| 66 | 【写真】 男女写真 | 1枚 | | 16.6×11.0 | 東京本郷区中黒実謹写 |
| 67 | 【写真】 女性写真 | 1枚 | | 26.2×17.4 | 日本橋堀内写真館 |
| 68 | 【写真】 ネガ | 11枚 | | 各7.0×4.4 | 袋入り 袋に「J・H BOOZER CAMERA HOUSE 173 E.60TH ST. NEW YORK」のスタンプ |

令和四年六月三十日発行

石川県立歴史博物館紀要 第三十一号

編集
発行

石川県立歴史博物館

金沢市出羽町三番一号
電話 〇七六―二六二―三三三六

印刷

株式会社 谷 印刷
金沢市中村町二八―一四

Bulletin
of
the Ishikawa Prefectural Museum of History

No. 31 2022

Articles

- Buddhist Sculptures in the Okunoto Region
SUGISAKI Takahide 1
- Myosenji Temple in the 16th Century
: Focus on the Achievements of Myosenji Monk Joshinin Soukan
OKAZAKI Michiko 43
- Shipping Business on “*Kita Route*” (via the Japan Sea) in Late Edo-Period
: Trading between Kaga Province and Northern Japan
Appendix: List of Documents of Katoh Family (*Katohkemonjomokuroku*)
HAMAOKA Nobuya 57
- The Life and Achievements of Kiriya Sumitaka, the Second Governor of
Ishikawa Prefecture
ISHIDA Ken 103
- The Solemnity and Secularity of Kanazawa Daijingu Shrine at Korinbo Area
: History of Red-Light Districts in Kanazawa
DAIMON Satoru 133
- Notes
- A Female Actor at the Final Stage of the History of Kanazawa Kabuki
OOI Rie 243
- The Achievements of Suzuki Kason in Hokuriku Region
: with Introduction of Suzuki Kason Collection
NAKAMURA Manami 259

Ishikawa Prefectural Museum of History

ISSN 0916-1120